

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03148 7507













發行所

東京市芝罘芝公園戲子堀戲十番

大東出廻場

演習三三四回書  
編者東京一武園十一番

印刷所

東京市芝罘芝園二丁目三番  
日 戲 合

印刷所

東京市芝罘芝園二丁目三番  
具 文 戲

印刷所

東京市芝罘芝公園戲子堀戲十番  
岩 堤 具 戲

對 獎  
不 錯

開演十三半五且十日再  
開演十三半三且二十日再  
開演十三半五且十五日再

圖一四番 湖島路廿五

【芝五安賣園廿五錢】

昭和十年三月十五日印刷  
昭和十年三月二十日發行  
昭和十三年五月十日再版

不許  
複製

發行所

國譯一切經 毗曇部 廿五

【改正定價壹圓廿五錢】

編輯者兼  
發行者

岩野眞雄  
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者  
長尾文雄  
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所  
日進舍  
東京市芝區芝浦二丁目三番地

東京市芝區芝公園地七號地十番

大東出版社

振替東京一九四七一番  
電話芝三九九四番

其の徳を奉じて、正法の用を知る可し。

南の嶽七樹せんが樹めて、夜、扇を翳いて音はく、

託在と入定と、及、摩訶と遁時と、

縁起位と此圖りて心を修す。先の所成はあらざるが故に、

諸王國に下りてとす。

彼の佛子云云、此に於て二界の縁起を辨小の明するは、

第一の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第二の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第三の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第四の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第五の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第六の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第七の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第八の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第九の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

第十の縁起は、佛の縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

この縁起を修す。二、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【一】二、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【二】三、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【三】四、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【四】五、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【五】六、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【六】七、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【七】八、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【八】九、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【九】十、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【十】十一、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【十一】十二、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【十二】十三、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【十三】十四、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【十四】十五、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、

【十五】十六、縁起の明するは、佛の縁起の明するは、



如し。故にこの染心が九を得すといふも十四を得すと  
いふも、實質に於ては同じことにて、従つて論主は取  
てこれに反對することなし。ただこの頌文と論主の説  
との異なる所は、善心が六を得すとするか、七を得すと  
するかにあり。

【四〇】善心云云。之れ即ち六心の得に對する論主の批  
評なり、即ちこの頌文は大體に於て自分の賛成する所  
なれど、ただ善心が六心を得すといふは非なり。宜し  
く七心得と訂正すべきなりといふにあり。そは、本論  
にありては色界の善心が三心を得し、學心は四心を得  
するを合して七心となし、欲界の善心と無學心とに就  
ては、自得として、上の七心の中に加へざるに反し、  
雜心論は上の七心中より重得に屬する欲界及び色界の  
二無覆を去りて、それに無學心を加へて六心としたる  
を捕へての批評なり。即ち自得として取扱はるる無學  
心を入れるならば、同じく自得とせらるる欲界の善心  
をも此中に數へ入れて七心とすべきなり。何んとなれ  
ば正見を續くる時欲界の善心も起るを以て、正見即ち  
善心が欲心を得すと云ひ得べければなりといふにあり  
【四一】欲界の染心云云。以下善心の中に七を得する理由  
を明にするものにして、欲善を除いては雜心師の説と  
異なるにあらざれど、特に説明を下したるなり。この欲  
界の染心云は、先づ欲色二界の無覆無記心を得する次  
第を明にしたるものとす。

【四二】色と無色と云云。七心中の色無色の二善心を得  
する次第を明にしたるもの。

【四三】初め云云。七心中の學無學心を得る次第を明に  
したるもの、即ち正性離生(見道)に入る時、學心を初  
めて得し、第四果の阿羅漢果を得する時無學を得すと  
いふなり。

【四四】 *upapattisamāpatti vairegya parihājan,*  
*kusalaprakitsamūdhana sa cīṭahāho (Dy) ādāyrahā,*  
舊譯——

託生入觀時、 離欲退定時、  
接善時得心、 是非二支所得。

頌文の大意は、先きに成じ居らざる心を新に得する次  
ぎの場合による。即ち  
託生。界退還によりて下地に生を受くる時。  
入定。靜慮に入れる時、前の色善及び學心なり。  
離染。煩惱を離るる時、前の欲界の染心を離るる位な  
り。

退時。一旦得したる位に疑を起して離るる時なり、前  
の起惑退なり。  
續善位。一旦邪見を起しながらも、再び正見に還へる  
位。前の疑續善なり。

是等一一の場合に於ける得心の種類は已に前に述べた  
れば略す。

前の釋に準じて、其の相を知る可し。

前の義を攝せんが爲めに、復、頌を説いて言はく、

託生と入定と、及び離染と退時と、

續善位とに由りて心を得ず。先の所成にあらざるが故に、

と。

入る二の昇進をいふ。蓋し、所謂三心は一に未至定に入る初念に色界の善心を得ず。(未至定は色界の善心なり)。二に根本定に入る初念に欲界の無覆心と色界の無覆心とを得ず。(是れは未至定にて欲界九品の惑を斷盡して第九の解脫道位に初定の根本定に入り欲界色界の通果心を得すること)。

【三四】四心とは、有學心と欲界の無覆心、色界の無覆心、無色界の善心となり。

【三五】初めて云云。初めて見道に證入するに苦法智忍の位に有學心を得し、又、聖道によつて欲界の染心を離れ、色界の根本地に入りて欲色二界の通果心を得し、又同じく聖道によりて色界の染を離れて無色の善を得するによりて四心得となるなり。

【三六】餘とは、上説の欲界の染心、色界の染心等の餘なる欲界の善心と三界の無記心と無色界の善心と無學心とを指す。

【三七】彼の心。上の六心なり。(欲界の善心、三界の無記心、無色界の善心、無學心)。

【三八】餘あり云云。論主は、雜心論主の説を藉りて、心を得するの多少に關する總説をなせるなり。總説とは三界の染等を區別せざるが故に斯く云ふ。(雜心論第九(大正二八、九四五頁上)參照)

この染心を緣として無色界の有覆心と學心とを得するなり。

【三〇】唯二心とは、無色界の有覆心と學心となり。

【三一】起惑退云云。こは阿羅漢が無色の惑を起して退する時、自界の染と學心とを得するをいふ。

【三二】三心とは、色界の善心、欲界の無覆心、色界の無覆心なり。

【三三】昇進とは、欲界より未至定に、未至定より根本に

【三九】 *labhah syān navvohāraṇaṃ kīṣṭe oṭṭa ṭṭi smāraṇaṃ, saṅgāmaṃ tū kassāle oṭṭe* [saṅgāraṅgāyāṭṭi-*ṭṭobhavaṇe*].

舊譯

染汚心起時、説得九種心、於無記准此。

於善得六心、於無記准此。即ち欲界の善、不善、有覆、無覆の四心、色界の善、有覆、無覆の三心、無色界の有覆並に學心なり。又同じく三界の善心の起る時、總じて六心を得ず。即ち、欲界の無覆、色界の善、及び無覆、無色界の善、及び學無學心なり。三界の無記心の起る時はただ各自を得するに過ぎずといふは頌文の意味なり。

然るに、この頌文の説は、一見すれば俱舍のそれと可なり異なるものがあるが如し、俱舍にては三界の染心起る時に、欲界のそれは六を得し、色界のそれも六を得し、無色は二を得すとすべし、總じて十四心とするに、この頌文はただ九心とすればなり。然れども、こはただ數へ方の相違にして雜心論の方は、同じものは二度數へざるに反し、俱舍の方にては、同じものも、界の異なるに依て數へ擧ぐることを、例せば色の有覆心は欲の染心にても色の染心にても得らるるを、二としたるが



有學心現時得する心

由るが故なり。

若し有學心の正しく現前する位には、十二心の内、四心を得す容し。謂はく、有學心と及び欲色界の無覆無記と並びに無色の善となり。初めて正性離生に證入するに由り、及び聖道の欲色の染を離るるに由ればなり。

餘心現時得する心

「餘」とは、謂はく、前に説きたる染等の心の餘なり。「而して」彼の心の正しく現前する位の得心の差別を説かず。應に知るべし、「彼の心の正しく現前する位には、唯、自らのみを得す可きことを」。

異説

餘あり、此れに於いて、總じて説く、

頌に曰く、

慧者の説かく、染心の、現起する時九を得す。

善心の中に六を得し、無記には、唯、無記なり。

と。

世親の批評

善心の中に於いて、應に七を得すと云ふべし。謂はく、正見に由りて善根を續くる時、欲界善心の起る位を得すと名く。欲界の染を離るる究竟の位の中には、頌に、欲と色との無覆無記を得す。色と無色との三摩地を得する時には、彼の二の善心を説きて名けて得と爲す。初めて離生位に入り、阿羅漢を證する

時には、學と無學との心を説きて、名けて得すと爲す。餘は、

【三二】疑善(icchāṅgāraṁkāṣṭhā-pratishamdhāna)とは前に因果撥無の大邪見を起して、善根を斷じたるものが、後にふと因果の無きに非ざること反省し前に斷じたる欲界の生得善を取り戻し續善すること。疑は染心なれど之が因となりて、欲善を生ずる場合の疑なり。

【三三】界退還(Chātri-pratyagamāna)。之は色無色界に命終して、欲界に生ずるは、上界より退して、下界へ立歸ることなるが故に界退還といふ。此時の中有の初念は染心なれど、法前得によりて善心を得すといふ。

【三四】起惑退は、前に、有漏、無漏道にて上界上地の煩惱を斷盡したるものが後にふと下界下地の煩惱を起して退する時をいふ。一旦斷じたる惑を起すを離染を退するをいふ。

【三五】起惑退云云。こは無學果を退して欲の惑を起す場合を指したるものにして、此時、無色の染汚心を起し、序いで又第三果となるを以て、學心をも起すなり。

【三六】六心とは茲にては欲界の無覆心、色界の有覆心、善心、無覆心、無色界の有覆心及び學心の六なり。

【三七】界退還云云。六心の中、先づ自界の三心と欲界の無覆無記心を明にすれば、こは無色界に命終して、色界に生ずる場合をいへるものにして、その續生の位に染心を起す時、色界の三心と欲界の通果心とを得することをいふなり。

【三八】色界の染心云云。色界の染心は、必ずしも前の界退還の場合のみに限らず、起惑退により色界の惑を起して退く時にも得することありとの斷りなり。

【三九】起惑退云云。こは、阿羅漢が色界の惑を起して退する場合なり。即ち此時、正しく色界の染心を起し、



(78) 三界の染心の中には、六と六と二との種を得し。

色の善には三、學には四、餘は皆、自ら得すべし。

欲界染心現前時得する心

論じて曰はく、欲界の染心の正しく現前する位には、十二心の内、六心を得す容し。彼れは先きより成ぜず、今、成ずることを得るが故なり。疑續善及び界退還に由りて、欲界の善心を爾の時得すと名く。

起惑退及び界退還に由りて、欲の二心——〔即ち〕不善と有覆となり——を得し。及び色界の一〔即ち〕有覆心を得す。起惑退に由りて無色界の一〔即ち〕有覆心を得し、及び學心を得す。故に六を得すと名くるなり。

色界染心現前時得する心

色界の染心の正しく現前する位には、十二心の内、亦六心を得す。界退還に由りて、欲界の一〔即ち〕無覆無記と、及び色界の三〔心〕を得す。〔但し〕色界の染心は、亦、退に由りても得す。起惑退に由りて、無色界の一〔即ち〕有覆心を得し、及び學心を得す。故に、六を得すと名くるなり。

無色界染心現前時得する心

無色〔界〕の染心の正しく現前する位には、十二心の内、唯、二心のみ得す。起惑退に由りて、彼の染心を得し、及び學心を得す。故に二を得すと名くるなり。

色界善心現前時得する心

色界の善心の正しく現前する位には、十二心の内、三心を得す容し。謂く彼の善心と及び欲色界の無覆無記となり。昇進に

【三七】欲界の生得云云。無漏聖道の無間には上の五種と欲界の生得慧との六種が起る。

【三八】以下の一段は、前の十二心の中にて、何れの心を得する時に初めて幾干の心を得すべきを明にするを目的としたるものなり。即ち十二心の一は、それによりていかなる心を得しうる可能性あるやを明にせんとしたるなり。

【一九】 (73) *kiṅṅe tvaḍḍhanke*

*ībhāṇi saṃpāṇi saṃpāṇi dvayohi, sabbhe kvaṃpi saṃpāṇi rūpe*  
[sāḷḷeṣe caturāraṃ bāya aṅḷhike].

舊譯

三界染心中、得三六六二心、  
於色界善三、學四餘准此。

以下の議論は、先に成就せざりしものを、今得し成就するもののみを説きて得と名け、後に新たに、同種類の心を得せし場合の如きを得と名けざるなり。

頌の大意は欲界の染心を縁として(正しく現前するときは)欲界の善と不善と有覆と色界の有覆と、無色界の有覆と及び學心の六を得し、色界染心を縁として、欲界の無覆と、色界の有覆と善と、無覆と、無色界の有覆と及び學との六心を得し、無色界の染心を縁としては、無色界の有覆と、學との二心を得し、色界の善心を縁としては、色界の善と、欲界の無覆と、色界の無覆との三心を得し、有學心を縁としては、有學心と、欲界の無覆心と、色界の無覆心と、無色界の善心との四心を得し、並に色界の善心、三界の無記心、無色界の善心、無學心等を縁としては各自類の心のみ得すとす。

【三〇】欲界の染心とは不善と有覆無記となり。

【三一】六心とは欲界の善、不善、有覆、色界の有覆、無色界の有覆及び學の六心なり。

は、或は彼の「無所有處」の地「の有漏定」、或は是れ有頂なり。若し餘地に依りて阿羅漢果を得したるものの後の出觀の心は、唯、自「地」のみにして、餘地にあらず。

欲界の中に於いて、三の作意有り。一には、聞所成、二には、思所成、三には、生所得なり。色界にも亦、三種の作意有り。一には聞所成、二には、修所成、三には生所得なり。「色界には」、思所成は無し。心を擧げて思ふ時即ち入定するが故なり。

無色〔界〕には、唯、二種の作意有り。一には修所成、二には生所得なり。

此の中、五種の作意の無間に聖道現前す。生所得を除く、聖道は加行心に繫屬するが故なり。「然れども」聖道の無間には、亦、欲界の生得をも發生することを得。「此れは」明利なるを以ての故なり。

### 第六節 十二心中續善・退・生位初得の

#### 心數に就きて

前に説く所の十二心の中に於いて、何の心の現前するとき、幾くの心を得すべきや。

頌に曰はく、

共相作意にも非ずして、實にこの別の共相作意なりと。但し、此の第三師の會通及び次下の毘婆沙の詳破は婆沙十一卷に出ず。

【二〇】彼の類の別の共相作意なる者も順決擇分位と同じく十六行相の部分觀にして未だ其の總觀に非ざれば加行の所修に外ならず、結局順決擇分の繫屬するものなれば、之を起すとは正理に應ぜずとなり。

【二一】若し未至定云云。不還果の聖者が初て無學果を得て無漏定を出づる時のこと。無學果を得ずるには、未至、中間、四根本靜慮、下三無色の九地の無漏定による。その中、今は身欲界にありて未至定によりて無學果を得せる人のことなり。

【二二】無所有處云云。身、有頂に在りて、無所有處によりて無學果を得し、涅槃に入る人のこと。

【二三】聞所成作意 (śrutamaya manaskara)。聞慧相應の作意をいふ。

【二四】思所成作意 (cintāmayā manaskara)。思慧相應の作意をいふ。

【二五】生所得作意 (upapattiṅgāmbhika manaskara)。生得慧相應の作意なり。欲界は散地なるを以て、修所成作意のなし。

【二六】修所成作意 (bhāvanāmayā manaskara)。禪定的修養の結果になる作意なり。

【二七】色界にありては欲界の如く、散慧による思惟なるものなし、思惟すれば即ち禪の觀察となるが故に。

【二八】無色界には、聲なきを以て聞所成なし、定地なるを以て思所成なし。

【二九】五種云云。以上三界八種の作意の中、三界の生得慧相應の作意を除きて五種の無間に無漏の聖道現前す。諸の聖道の起るは唯加行心に由るを以て、加行起に非ざる生得慧は起ることを得ざるなり。

## 第三説を破す

し、聖道の無間に亦、唯、能く共相作意のみを起す」と。

若し爾らば、未至定等の三地に依りて、正性離生に證入すること有るときには、聖道の無間に欲界の共相作意を生ずべきも、若し第二・第三・第四の靜慮に依りて、正性離生に證入するとせば、聖道の無間に何の作意をか起さんや。

欲界の共相作意を起すに非ず。極遠なるを以ての故なり。

彼の「第二定以上の」地に於いては、已に會て得せる共相作意の、會て得せる。順決擇分より異なるもの有るに非ず。諸の聖者に順決擇分は復現前すべきに非ず。得果して已りて重ねて加行道を發生すべきに非ざるが故なり。

若し「別の共相作意有りて順決擇分と俱時に、已に修せり。

彼れに繋屬し、是れは彼れの類なるに由るが故に、諸行は皆、是れ非常なりと觀じ、一切法は皆、是れ非我なり、涅槃寂靜なりと觀するが如くす。聖道の無間に彼れを引きて、現前せしむるなり」と謂ふとも、毘婆沙師は此の義を許さず。正理に違するが故なり。

若し未至定に依りて阿羅漢果を得せしものならば、「その」後の出觀の心は、或は即ち彼の「未至定」地「の有漏定」、或は是れ欲界「の散心」なり。

無所有處に依りて阿羅漢果を得したるもの後の出觀の心

特に、無學の九地の出觀

道を出づる時、欲界の共相作意を起し得べきが故に、其の説妥當せんも、第二・三四靜慮に依りて正性離生に入り、それより出づる時は、次の如き理由にて、起すべき共相作意無きが故に、其の説不妥當とならんとなり。先づ第一に、欲界の共相作意は、初靜慮等と距つるが故に、極遠にして之を起す管なし。亦、第二定以上の共相作意は見道に入る前の順決擇分のそれ以外に得せるものなし、而も、已に見道に入りて聖者となれるものが、其の見道の加行位の劣法を發生すべき理由なし。

論者は此の時何れの共相作意を起すと説くやとの難なり。

【101】未至定等三地とは、未至定・初定・中間定の三。

【102】正性離生 (Sammāyāka-niyama) とは、見道のこと。

【103】順決擇分とは、前に註する如く、見道に入る前の煖・頂・忍・世第一の加行位なり。會て得せる共相作意と云はば唯、順決擇分のみなり。會て未だ聖道を起さざるが故に二定地等又は未至地等の無漏道を得せしことなきなり。

【104】若し會得順決擇分の共相作意を起すと云はば、之れ又不可なりとの意。

【105】若し云云。前の難詰によりて敵論者(第三説)は次の如き論法を立てたりとせよ。即ち、加行道の共相作意(空無我等)と別の共相作意ありて、順決擇分の位に、これを加行道の共相作意と俱時に修す。蓋しそは加行道の共相作意と同種類にして而もそれに依存すればなり。即ち加行道の共相作意に於て諸行は無常なりと觀じ、一切法は非我なり、涅槃は寂靜なりと觀する如く、此の別の共相作意も亦爾り。見道より出觀する時に起す所の共相作意とは彼の欲界のにも非ず、順決擇分の



又、欲の生得〔心〕は明利なるを以ての故に、色の染〔心〕より無間に生ずべきも、色界の生得〔心〕は明利ならざるが故に、無色の染〔心〕の無間に起るに非ず。

第五項 諸種の作意と聖道との相起關係

作意に三有り。一に、自相作意とは、謂はく、色は變礙を相とすと觀じ、乃至識は了別を相となすと觀するが如き、是の如き等の觀に相應する作意なり。二に、共相作意とは、謂はく、十六行〔相〕と相應する作意なり。三に、勝解作意とは、謂はく、不淨觀と及び、四無量と、有色解脫と、勝處と、遍處と、是の如き等の觀に相應する作意なり。

三種作意と聖道との相生關係

是の如き三種の作意の無間に、聖道現前し、聖道の無間に、亦、能く具さに三種の作意を起す。

若し是の説を作さば、便ち此の言に順ず。〔謂はく〕、不淨觀と俱行して、念等〔七〕覺分を修す」と。

第二説

有る餘師は説く、唯、共相作意の無間にのみ聖道現前し、聖道の無間は通じて三種を起す。〔即ち〕不淨觀を修して心を調伏し已りて、方に能く共相作意を引生じ、此れより無間に聖道現前するなり。此の傳傳の密意に依るが故に、不淨觀と俱行して念等〔七〕覺分を修す」と説けるなりと。

第三説

餘有り、復、言はく、唯、共相作意のみより無間に聖道現前

分別根本品第二の五

ずること。かくの如き勝解による不淨假想觀等の作意を解勝作意と名くるなり。

【一九】不淨觀 (Asubhābhāvanā) とは、美人の如く心を繫礙するものより離脱せん爲めに、その内臟等を觀じて不淨の觀法をなすこと。(論二十二、參照)

【二〇】四無量とは、一切衆生に對して慈悲喜捨の念を抱くことを云ふ。

【二一】有色解脫とは、八解脫中の前三を云ふ。(本論二十九智品參照)

【二二】勝處は八勝處。(本論二十九智品參照)

【二三】遍處は十遍處。勝處・遍處共に假想觀なり。詳しくは本論二十九智品參照。

【二四】聖道は見道修道無學道の三道に通ず。

【二五】不淨觀は即ち勝解作意の一種なり、念等の七覺分は無漏なり。然してこの經文中に不淨觀と七覺分と俱行してとあるは、正しく兩者が無間に相互に相生の關係ありといふ意に契るものたりとなり。

【二六】有る餘師云云。上第一説にては三の作意より聖道に入り、又聖道より此三の作意起ると説き、今、第二説にては共相作意の一より聖道に入り、聖道より出づる時は、三種の作意起ると俱くものなり。

【二七】此第二説にては、經に俱行してとあるは無間相互の意味にあらずして、不淨觀より共相作意(十六行別觀)に進み、共相作意より見道に進む展轉相生の義に約して言へるなりと解す。

【二八】餘有り云云の第三説は、共相作意の一より聖道に入り、聖道を出づる時も亦唯共相作意の一より起ると説くものなり。

【二九】第三説の説者は、共相作意より無間に聖道を現前し、聖道の無間に唯、共相作意のみを現前すと説かんとするも、それは未至定等にて聖道に入る場合は、聖

無學

と及び有學心となり。

無學心より無間に五を生ず。謂はく、<sup>一七五</sup>前の有學が生ずる所の六の中より有學の一を除くなり。

即ち此れは復、五より無間に起る。謂はく、三の加行と及び學と無學となり。

特に加行善心に關する問題

答

復た何の緣有りて、<sup>一七六</sup>加行の無間に能く異熟・工巧・威儀を生じながら、<sup>一七七</sup>彼れの無間に加行善を生ずるに非ざるや。

勢力の劣なるが故に、<sup>一七八</sup>功用を作して引發せらるるものに非ざるが故に、<sup>一七九</sup>樂うて功用を作し、唯、自類の工巧・威儀のみを引發せんとして轉ずるが故に、<sup>一八〇</sup>加行善心を順起すること能はず。「然るに」<sup>一八一</sup>出心は、<sup>一八二</sup>功用に由らずして轉ずるが故に、<sup>一八三</sup>加行の無間に、<sup>一八四</sup>能く彼「の三無記心」を生ず可し。

難

若し爾らば、<sup>一八五</sup>染汚の無間には、<sup>一八六</sup>加行善を生ずべからざるべし。相順ぜざるが故に。

答

爾りと雖も、<sup>一八七</sup>煩惱の現行を厭倦して、<sup>一八八</sup>了知せんと欲するが爲めに、<sup>一八九</sup>加行を起す可し。

特に生得善心につきて

欲界の生得「心」は、<sup>一九〇</sup>明利なるを以ての故に、<sup>一九一</sup>彼の學・無學心と「及び」<sup>一九二</sup>色界の加行「心」より無間に起ることあるべし。「生得善心は」<sup>一九三</sup>功用を作して、<sup>一九四</sup>引發さるるものに非ざるが故に、<sup>一九五</sup>此れより彼「等」の心を引生ずること能はざるなり。

と雖も、煩惱が數々現行するを厭ひて、其の過失を了知せんとして、煩惱心の無間に加行を起すが故に、加行善は起るなりとなり。

【一八三】欲界の生得善は、學・無學心等より生ずるも、並にそれより學無學心等を生ぜざる理由を明にす。

【一八四】色界の加行心とは、色界の定心のこと。

【一八五】功用云云。生得善は努力の結果にあらざるが故に、努力の結果たる學無學心、及び色界の定心等を生ずるを得ずとなり。

【一八六】色界の生得云云。欲界の生得心は明利なるが故に、色界の味定より無間に生じて、更に上定より退することを防ぐ作用をなすも、色界の生得は欲界の理明利ならざるが故に、無色の防退定心とはならず。從つて無色の染汚心の無間に生ずることなし。

【一八七】婆沙卷一（毘婆沙部七、二〇八頁以下）舊譯卷五、一九七頁中以下、正理卷二〇、光記卷七、一四四頁上以下參照。

【一八八】作意に三云云。以上、等無間緣なる十二心又は二十心の相生の次第を論じたるが、諸心の相生は又た一方には作意の力によりてするものなれば、此處に作意と聖道との相生相起の關係を明す。

【一九〇】自相作意(sva-laksyananustara)とは、自相觀(本文に説明する如し)と相應する作意なり。此の時には餘の受想等の心所も起れども、作意の心所が強く作用するが故に作意を以て標す。

【一九一】共相作意(samānva-laksya-munustara)苦空無常無我等は色法にも心法にも通ずる法の共相なり。その共相の觀智と相應する作意を共相作意と名く。共相觀は有漏無漏に通ず。

【一九二】勝解作意(vatthuhattamanustara)。勝解とは、境に於いて繫せられず、礙へられず、心自在に轉

唯、異熟のみを除くと、及び色界の一、「即ち」加行善心と、並びに學と無學となり。

生得善心の無間に七を生ず。謂はく、自界の四と、及び色界の一、「即ち」有覆無記と、並びに欲界の二、「即ち」不善と有覆となり。

即ち此れは復、四より無間に起る。謂はく、自界の四なり。

有覆無記の無間に八を生ず。謂はく、自界の四と、及び色界の二、「即ち」加行と有覆と、並びに欲界の二、「即ち」不善と有覆となり。

即ち、此れは復、十より無間に起る。謂はく、自界の四と、及び色界の三、「即ち」生得と異熟と威儀路と、並びに欲界の三、

「その」名は色「界の處」に説きたるが如し——となり。

異熟生心の無間に六を生ず。謂はく、自界の三、「即ち」加行善を除くと、及び色界の一、「即ち」有覆無記と、並びに欲界の二、「即ち」不善と有覆となり。

即ち、此れは復、四より無間に起る。謂はく、自界の四なり。

次に、無漏を説かば、二種の心の中にて、

有學心より無間に六を生ず。謂はく、通じて三界の加行善心と、及び欲「界」の生得と、並びに學と無學となり。

即ち、此れは復、四より無間に起る。謂はく、三の加行「心」

【六】無色の四種の心とは、加行、生得の二善と有覆及び無覆(異熟)の二無記となり。

【七】加行とは、加行善のことなり。

【七】「その」名云云とは、生得善と威儀路と異熟となり。

【七】異熟生心云云。無色界の異熟生心とは、無色界の唯一無覆無記心なり。

【七】無漏の二種とは、有學と無學となり。

【七】三の加行とは、三界の加行善心の意なり。

【七】前の有學云云とは、即ち三界の加行善心と欲界の生得善心と及び學、無學心の中より學の一を去れるとなり。

【七】加行の無間とは、三界の加行善の無間にの意。

【七】彼れとは、異熟・工巧・威儀の三心。

【七】勢力の劣云云。先づ第一實疏によるに此の異熟・工巧・威儀の三心は勢力劣なるが故に、亦、異熟無記は、前生の業の報として起るものにして、現世の特別な

功用によつて引起せられたものに非ざるが故に、加行善を引起すべしに非ず。次に工巧と威儀とは、異熟心と違ひ、技の上達を願ひて功用を起し引起する力有れども、之れは唯自類の工巧・威儀を起すのみにして、他の加行善を引起すること能はざるなり。

【七】出心云云とは、加行の善心より出づる心、即ち此の出心は、功用なくして任運に起るが故に、彼の勢力の劣れる三無記心は加行善心より無間に生ずるなり。

【八】若し爾らばとは、上の文に、加行善心を願起すること能はずといふにつきて、若し無記心が加行善心を願起せずといは、性の大に異り相順せざる染汚心も、亦加行善心を願起し能はざるべき筈なるに、然らざるはいかにとの難なり。

【八】了知せん云云とは、染汚心は加行善と相順せず

學・無學心の相生

學



即ち此れは復、五より無間に起る。謂はく、自界の五、〔即ち〕通果心を除くなり。

有覆無記

有覆無記の無間に九を生ず。謂はく、自界の五、〔即ち〕通果心を除くと、欲界の四、〔即ち〕二善と二染となり。

即ち此れは復、十一心より起る。謂はく、自界の五、〔即ち〕

通果心を除くと、及び欲界の三、〔即ち〕生得善心と威儀と異熟

と、並びに無色の三、〔即ち〕加行善を除くとなり。

異熟及び威儀

異熟と威儀との無間に七を生ず。謂はく、自界の四、〔即ち〕加行善と通果心を除くと、及び欲界の二、〔即ち〕不善と有覆

と、並びに無色の一、〔即ち〕有覆無記となり。

即ち、此れは復、五より無間に起る。謂はく、自界の五、〔即

ち〕通果心を除くなり。

通果心

通果心より無間に二を生ず。謂はく、自界の二、〔即ち〕加行と通果となり。

即ち此れは亦、二より無間に起る。謂はく、即ち前に説きた

る。自界の二心なり。

次に、無色を説かば、四種の心の中にて、

加行善心の無間に七を生ず。謂はく、自界の四と、及び色界

の一、〔即ち〕加行善心と、並びに學と無學となり。

即ち此れは復、六より無間に起る。謂はく、自界の三、〔即ち〕

無色界の四心の相生  
加行善心

〔一〕通果心とは、能變化心と及び天眼天耳等の通果とをいふ。こは色等の四境を緣するを通例とすれども、發語の通果心にありては聲をも所緣となすなり。論文の意味は、前の事を得てかゝれば容易に通じ得べし。〔二〕有餘餘師云云。普光の意に依れば似威儀心に就て立論したるものなり、似威儀路にありては、總じて緣する心を威儀路心といふを以て、六根六境がその對象となる點より十二處を緣ずといへるなり。

稱友は曰く、此の種の無覆無記の外に更に別種の無記を立つる説あり、其學者の論據は、定品の頌に生三上三靜慮一起三識表一心、皆初靜慮攝、唯無覆無記とあり、又智品の頌に語通由二自下二とあり、此等の上三定に生じて、眼耳身識及び表業を起す心及び二定以上の化人が語を發する場合の心の如きは皆な初定に繫屬するものなり〔委しくは上掲の頌文の註釋を見よ〕。此等の心即ち識は異熟生にあらず、上地に生ぜるものに下地の異熟ある可らざるが故に。又威儀路等にも非ず、此等に威儀路等の性質なきが故に。のみならず無智等の繫習する心は四無記の外に無記を立てずんば攝せらるゝ處なしとせり。大德無染論(Bhadrānta-Anottarvama)も亦彼の毘婆沙の釋(viḥāga-vyākhyāna)の中に此の四

を離れたる無記の識ありと言へり。〔三〕欲界の八種。二善(加行、生得)と二染(不善、有覆)と四無記心とをいふ。是等の相生の次第に關しては、一一説明を加へず、前の十二心相生の例によりて推知すべし。

〔三六〕自界とは、欲界聚の一通果心なり。  
〔三七〕色界とは、加行善なり。  
〔三八〕色界の六種の心とは、加行善、生得善、有覆、異熟の無覆、威儀路及び通果の無覆の六なり。  
〔三九〕自界の二とは、加行と通果となり。

ち」通果心を除くなり。

工巧處心

工巧處心の無間に六を生ず。謂はく、自界の六、「即ち」加行善と通果心とを除くなり。

即ち、此れは復、七より無間に起る。謂はく、自界の七、「即ち」通果心を除くなり。

通果心

通果心より無間に二を生ず。謂はく、自界の一、即ち通果心と、及び色界の一、即ち加行善となり。

即ち此れは亦、二より無間に起る。謂はく、即ち前に説きたる「自界」と「色界」との二心なり。

色界の六心の相生

加行善心

次に、色界を説かば、六種の心の中に「に於いて」、加行善心より無間に十二を生ず。謂はく、自界の六と及び欲界の三、「即ち」加行と生得と通果心と、並びに無色の一加行善心と、學「心」と無學心となり。

即ち此れは復、十より無間に起る。謂はく、自界の四、「即ち」威儀路と異熟生とを除くと、及び欲界の二、「即ち」加行と通果と、並びに無色の二、「即ち」加行と有覆と、「及び」學「心」と無學心となり。

生得善

生得善心の無間に八を生ず。謂はく、自界の五、「即ち」通果心を除くと及び欲界の二、「即ち」不善と有覆と、並びに無色の一、「即ち」有覆無記となり。

分別根本品第二の五

【二五】加行得 (pariyogalabhin) とは、後天的修習の意。

【二六】生得善 (upapattibhikha, upapatti prahāṃs bhikha) とは、先天的生得の善。

【二七】異熟無記心は前生の業力に引かれて任運に十二處を緣じて起る心にして別に差別無し。他は次下に別釋す、詳しくは第三卷参照。

【二八】上の如しとは、十二心を説く條下を指す。

【二九】この二十を便利上、表示すれば次の如し。

欲界八一二善と二染と四無記  
色界六一二善と一染と三無記(工巧を除く)  
無色界四一二善と一染と一無記(異熟) 二十心  
不繫二——學と無學

【三〇】威儀路等。

(イ)威儀路心。威儀とは、行住坐臥する作用にして、此行住坐臥の状態を路と名く。而して威儀路心とは行住坐臥の状態に關する心といふ意なり。而して威儀は色香味觸の上に現はるるを以て、論には色香味觸を所緣の境となすといへるなり。更にこの威儀路心を細分すれば三となる。第一は起威儀路心即ち威儀路を起す心にして、こはたゞ第六意識を體とす、第二には緣威儀路心即ち威儀路を緣する心にして眼鼻舌身の四識と第六識とに通ず。第三は似威儀路心にして、漠然と外界を緣するの心なり、六識全體に通ず。

(ロ)工巧處心。工巧處を二種に分ず。一は身工巧にして彫刻等をいひ、二は語工巧にして詠歌等をいふ。而して身工巧は色香味觸を體となし、語工巧は更に聲を加へて五境全體を體となす。この身の兩處に關する心を工巧處心と名くるなり、而して之に亦三種あること威儀路心と相同じ。即ち一に起工巧處心にしてたゞ意識なり、二には緣工巧處心にして、五識及び意識に通じ、三には似工巧處心にして、六識全體に通ず。

欲界の八心の相生

是の如き二十〔心〕が、互に相生するにつきて、且らく一三四欲界を説かば、八種の心の中に「於いて」、

加行善心

加行善心の無間に十を生ず。謂はく、自界の七〔即ち〕通果心を除くと、及び色界の一加行善心と並びに學と無學となり。

即ち、此れは復、八より無間に起る。謂はく、自界の四〔即ち〕二善と二染と及び色界二〔即ち〕加行善心と有覆無記と並びに學と無學となり。

生得善心

生得善心の無間に九を生ず。謂はく、白界の七、〔即ち〕通果心を除くと及び色無色〔二界〕の有覆無記となり。

即ち此れは復、十一心より起る。謂はく、自界の七、〔即ち〕通果心を除くと及び色界の二〔即ち〕加行善心と有覆無記と並びに學と無學となり。

二染汚心

〔不善有覆の〕二染汚心の無間に七を生ず。謂はく、自界の七、〔即ち〕通果心を除くなり。

即ち此れは復、十四心より起る。謂はく、自界の七、〔即ち〕通果心を除くと、及び色界の四〔即ち〕加行善と通果心とを除くと並びに無色の三〔即ち〕加行善を除くとなり。

異熟と威儀

異熟と威儀との無間に八を生ず。謂はく、自界の六、〔即ち〕加行善と通果心とを除くと及び色無色の有覆無記となり。

即ち此れは復、七より無間に起る。謂はく、自界の七、〔即ち〕

は有覆を指す。續生位なり。

【五】欲の善を除く所以は、極違のためにして、二界の無覆を除くことは前に明したり。

【五】欲界の染は不善と有覆との二、色界の染は有覆の一。

【五】婆沙卷一一(毘曇部七、二二一頁以下)、舊譯卷五、一九六頁下、正理卷二〇、光記卷七、一四三頁中以下等參照。

【五】以下は前の十二心を更に細分して二十心となし而して前の如く、其各心の前生の次節を明にせんとするなり。

【五】(71a) [dvadasa tani vipakāni, dvādasā bhittva paṅgulo-

paṅgulo bhikkhūp śubhāni].

舊譯

十二作二十、加行及生得、分三界善二、

(72) vipākajalrāṅgathikasāli-

pa-śāhānānaṁ tṛiṇāṁ

oṭṭurhāyāṅgāṇāṁ kāma

[rūpe śāhānāvarjāṇāni].

果報及威儀、工巧並變化、欲界四無記、

色界除三工巧、

十二心を開きて二十心となす次第は、次の如き理に依る。先づ三界の善を加行生得と分つが故に、六心となるべし、次に欲界の無覆無記心を異熟生、威儀路、工巧處、通果心の四とし、色界の無覆無記心を異熟威儀

通果の三心とし、無色界の無覆無記は異熟の一即ち總じて三界の無覆を八心となす。又欲界に不善、有覆無記の二あり、色無色に有覆無記各一あり、之に無漏の學無學二心を加ふるが故總じて二十心となる。

【二善】前説とは前に十二心の下に説く所なり。



(71)十二を二十と爲す。謂はく、三界の善心に、

加行と生得とを分つ。欲の無覆に四を分つ。

(72)異熟と威儀路と、工巧處と通果となり。

色界には工巧を除く。餘の數は前説の如し。

三界の六善心

論じて曰はく、三界の善心に各各二種を分つ。謂はく、加行得と生得と別あるが故なり。

欲界の四無覆

欲界の無覆は分ちて四心と爲す。一には異熟生、二には威儀路、三には工巧處、四には通果心なり。

色界の三無覆

色〔界〕の無覆心を、分ちて三種と爲す。工巧處を除く。上界には、都べて種種、工巧の事を造作すること無きが故なり。

是の如くにして十二を二十心と爲す。謂はく、善を六に分ち、

無覆を七に分つ。無色界には、威儀路等無きも、餘の數は上の如きが故に、二十と成る。

威儀路等の三の無覆心は色・香・味・觸を所縁の境と爲す。工巧處等は亦、聲をも縁す。

是の如き三心は、唯、是れ意識なり。威儀路と工巧處との加行は、亦、四識五識にも通するなり。

有る餘師は説く、「威儀路と及び工巧處との引く所の意識あり。能く具足して、十二處の境を縁す」と。

三無記心の體

異説

異説

第四項 二十心の相生

分別根本品第二の五

【二四】彼とは、色界の善心のこと。

【二五】七心云云。欲界の無覆無記心は、等無間縁となりて七心を生じ得べし。即ち欲界の四心と、色界にありては、善心とは有覆無記心と、無色界にありては、有覆無記心の一となり。色界の善心を生ずるは、欲界の能變化心が等無間縁となる場合に、色無色の染心は欲界にありて異熟威儀の無記心にて命終して、そこに續生する際に起ればなり。

【二六】十一とは、欲界の四心、色界の三心、及び無色界の二心、無漏の二心となり。

此の中、色界の善より欲界の四心を生ずるとは、欲の善心は、色界より出づるとき、不善と有覆とは色界より没して欲界に生ずるとき、欲の無覆は、欲界化をなす時なり。無色界の染心は續生位るとき、無色の善は離染入定の時となり。

【二七】無色の無覆無記を除く所以は、無色界にはただ異熟無記心あるに過ぎざるに、その異熟無記心は、異地に起ることなきを以てなり。

【二八】二染汚心とは、不善及び有覆無記なり、此二心より上界たる色界の善心を起し得べからざるは云ふまでもなし。無色の無覆無記を除く理由は前に述べたと。

【二九】欲界の二染未断の時色界に生ずべき理なきを以て、色界結生位の有覆無記心生ずること能はず。

【三〇】學無學心より染心に決定することはあり得べからざるが故に之を除く。

【三一】自界の三とは、善と二無記心となり。又欲の善は味定より生ずるものにして、その染汚は續生の位に起るものとす。

【三二】欲の化心を除ける餘の無覆無記心は異地の心を等無間縁とすることなきが故なり。

【三三】欲の染とは、不善、有覆二を指し。無色の染と

(十三)無色界の善と

界の三と及び色界の善并びに學と無學となり。

有覆の無間に能く七心を生ず。謂はく、自界の三と及び色界の善と、<sup>一五二</sup>欲色二界の染となり。

即ち此の「有覆心」は亦、七より無間に起る。謂はく、欲と色の染と及び學・無學の心とを除く。

(十四)無色界の無覆

無覆は色「界」に設きたるが如く、三より無間に生ず。謂はく自界の三なり、餘は皆、理に非ず。

即ち此「無覆心」の無間に、能く六心を生ず。謂はく、自界の三及び欲色「二界」の染なり。

(十五)學心

學の心は四より無間に生ず。謂はく、學心及び三界の善なり。即ち此「學心」の無間に、能く五心を生ず。謂はく、前の四心と及び無學の一となり。

(十六)無學心

「餘」とは謂はく、無學にして、「此は」五より無間に生ず。謂はく、三界の善と及び學・無學の二となり。即ち、此「無學心」の無間に、能く四心を生ず。謂はく、三界の善と及び無學の一となり。

第三項 二十心とは如何

二十心

十二心の互に、相生することを説き已りつ。云何が、此れを分ちて二十心と爲すや。

頌に曰はく、

對して、厭對治、斷對治をなすを得ざるをいふなり。  
【三】及び學云云。最後に欲の善心を等無間緣として二無漏心を生ずる場合を説明したるものにして、こは欲界の加行善より學・無學の二無漏觀に入る時をいふなり。

【三】即ち云云。即ち前述の如き欲界の善心を生ずるためには、等無間緣たり得べき心に八種あり。欲界の四と色界の善と染と及び學無學となりとなり。

【三】出定云云。身は欲界にありて色界定に入り、この色界定より出づる時の欲界の善心は、色界の善心より等流したるものなり。

【三】彼の染汚云云。色界定に入り、ここに味著して上定に進み得ざるを味定と名く。然ることは、この定をも退く恐あるを以て、下地即ち欲界の善心を起して之を防護せんとす。この時の欲の善心は即ち色の染より等流したるものなり。

【三】有學無學の無漏觀より出でて、欲界の善心を起すをいふなり。

【三】十とは、欲界の四心、色界の三心、無色界の三心をいふ。此等の何れも續生の位に等無間緣となりて、欲の不善又は有覆心を引生し得ればなり。不善・染汚心を書ふべき學心と無學心とが等無間緣となりて欲界の染心を引生することなきを以て之を除くなり。

【三】自界の四云云。欲界の染心は上定を生じ、又は上界に往くこと能はざるを以て、餘界の心を生ぜず、學、無學心を生ぜざること勿論なり。

【三】頌文に餘は五より生ずとある「餘」とは欲界の善心、不善心有覆心の餘にして即ち無覆無記心の義なり。

【三】欲纏(Taṇhāvrou)とは欲界繫のこと。

【四】色界の善心とは、色界の定より生ずる欲界の能變化心のこと。

と及び色界の二——「こは」、善と染汚となり、欲界の「變」化心は還た、彼の「色界」の善を生じ、續生の位に於いては、彼の「色界」の染心を生ずるをいふ——と、並びに無色の——續生の位に於いて、此「欲界」の「覆心は能く彼「無色界」の染「心」を生ずればなり——と「を生ずる」なり。

(五)色の善心  
色界の善心の無間に、十一を生ず。謂はく、無色の無覆無記心を除く。

(六)色の善  
即ち此れは復、九より無間に起る。謂はく、欲界の二染汚心を除き及び無色の無覆無記を除く。

(七)色の有覆  
有覆は八より無間に生ず。欲の二染と及び學・無學とを除く。

(八)色の有覆  
即ち此れの無間に、能く六心を生ず。謂はく、自界の三と欲の善・不善・有覆無記となり。

(九)色の無覆  
無覆は三より無間に起る。謂はく、唯、自界のみにして、餘は生ずるの理無し。

(十)色の無覆  
即ち此れの無間に、能く六心を生ず。謂はく、自界の三と欲と無色との染となり。

(十一)無色の善  
無色界の善の無間に、九心を生ず。謂はく、欲「界」の善と及び欲色「二界」の無覆とを除く。

(十二)無色の善  
即ち此「の無色界の善心」は、六より無間に生ず。謂はく、自

【二三】色界の二心云云。欲界の善心を以て色界定に入る時、前の善心は色界の善心の等無間緣たり。又、欲界にて善心を起して死し色界に生ずる時は、欲界の善心は色界の染心の等無間緣となる。これ、續生の時は何界に生ずるも染心なるに由る。

【二四】この續生の位とは、無色界の生有の初念を言ふなり。

【二五】彼の「界」とは、無色界のこと。欲界の生得善心にて命終して、次念に無色の染汚心を生じて無色界に生ず。その際の染心をいふ。

【二六】彼れの善云云。欲界の「生得」善の無間に彼れ無色界の善を生ぜざるは云云の意。

【二七】所依遠(akāra-dūratā)。無色界の等至に入り出づる位の中には、いかなる欲界繫の心をも等無間緣として所依の體とせず、色界心を所依とするが故に所依遠の義ありといふ。

【二八】行相遠(akāra-dūratā)とは下を厭ひて上を稱賞するの六行觀をなす時に、下地の有漏法を厭ひて痛苦障の行相をなすも、此際無色界にありては唯第四禪を下地と觀じ、直接に欲界の五蘊を緣じて此の行相を起すことなきを云ふ。

【二九】所緣遠(alambana-dūratā)とは、欲界の法を所緣とせざること。

【三〇】對治遠(pratipaksā-tūratā)。對治に四種あり。

一に厭對治(欲界の殺生等の惡戒等を厭ふこと)、二に斷對治(正しく欲界の煩惱を斷ずること)、三に持對治(未至定にて欲界の煩惱を斷じ、擲滅の得を任持して失はざる様にする)、四に遠分對治(已に斷ぜざる煩惱

の得を彌遠ざること)なり。此の中、未だ欲界の貪を離れざるものは、無色界定を起して、欲界の惡戒等に



遠なるを以ての故なり。無色は欲に於いて四遠あるが故に遠し  
と云ふ。「即ち」一には 所依遠。二には 行相遠、三には 所  
緣遠、四には 對治遠なり。——と、及び學と無學と「の心」と  
——こは入觀の時を謂ふ——となり。

(二) 欲の善心

即ち、此の「欲界の善心」は復、八より無間に起る。謂はく、  
自界の四と色界の二心——「こは」 出定の時に於いて、彼の善  
より起ると彼の 染汚の定に逼惱せらるる時、彼の染心より下  
「地」の善を生ずるとなり。下の善に依りて、彼「の定」より退す  
るを防がんが爲めの故なり——と、及び學と無學と——「こは」  
出觀の時を謂ふ。——とよりなり。

(三) 欲の染

「染」とは、謂はく、不善と有覆無記との二にして、各 十よ  
り無間に生ず。謂はく、十二の中にて、學と無學とを除くなり。  
續生の位に於いては、三界の諸心は、皆、無間に欲界の染心を  
生ずべきが故なり。

即ち、此「の欲界の染心」の無間に、能く四心を生ず。謂はく、  
自界の四なり。餘は生ずる理なし。

(四) 欲の無覆無記

餘とは、謂はく、欲縁の無覆無記なり。此の心は五より無間  
に生ず。謂はく、自界の四と及び色界の善となり。欲界の「變」  
化心は、彼より生ずるが故なり。

即ち、此れの無間に、能く 七心を生ず。謂はく、自界の四

從<sub>レ</sub>十惡心生、從<sub>レ</sub>此四、覆爾、

(68) [pañcābhyo 'nityaṃ sapta

oṭṭāni tudānanbhavaṃ.

akāraṣu śubhāṭ rāpe tat

navasammonṭharāṃ].

從<sub>レ</sub>五、無覆心、復從<sub>レ</sub>此七心、

從<sub>レ</sub>二色善、十一、從<sub>レ</sub>九此復生、

(69) [śaṣṭābhyo nityaṃ

tasmat' gṛhṇān anityaṃ tvaṭā

tathā, saḥāṃ, iyaṃ

nīṭr' anūyo ṭi śubhān nava].

從<sub>レ</sub>八有覆生、三無覆、此六、

無色如是理、從<sub>レ</sub>善九、

(70) [oṭṭāni tat bhavet

gṛhṇān, nityaṭ sapta tat tathā,

saḥāṃ, anityaṃ

ekasmat' pañcāsaṭṭisaṃ

tu] [pañcāsaṭṭat.

此從<sub>レ</sub>六、有覆七、此爾、從<sub>レ</sub>此四、

有學、從<sub>レ</sub>此五、無學亦從<sub>レ</sub>五、

(71) [taṃānā oṭṭāni [oṭṭāni].

從<sub>レ</sub>無學、四心。

この頌文の大意は、煩はしきが故に略す。長行の冠頭  
に句の番號を附すべければ、それに就て見よ。但し理  
解の上に注意すべきは、各各可能性とし、生じ得べき  
場合に從つて、其の數を擧げることなり。

【二】欲界の善心が等無間緣となりて九心を生じ得る  
可能性あり、即ち欲界にありては善・不善・有覆無記、  
無覆無記の四、色界にありては善心と染<sub>レ</sub>有覆をいふ<sub>レ</sub>  
との二、無色界にありてはただ染<sub>レ</sub>の一、及び有學心・  
無學となり。

【三】謂く云云。先づ初めの七心に就て説明するな

十二心の（相  
生）關係

此の十二は互に相生すとは、

頌に曰はく、

(67) (一) 欲界の善は九を生じ、(二)此れは復、八より生ず。

(三)染は十よりして「こは亦」四を生じ、

(68) (四)餘は五よりし、七を生ず。

(五)色の善は十一を生じ、(六)此れは復、九より生ず。

(69) (七)有覆は八より生じ、(八)此れは復、六を生ず。

(九)無覆は三より生じ、(十)此れは復、能く六を生ず。

(十一)無色の善は九を生じ、

(70) (十二)此れは復、六より生ず。

(十三)有覆は七より「七を」生じ、(十四)無覆は色に辯じ

たるが如し。

(十五)學は四よりして、「これより」五を生ず、(十六)餘

は五よりす。

(71)「こは亦」、四を生ず。

(二)欲界の善

論じて曰はく、欲界の善心の無間に九を生ず。謂はく、自界

の四と、色界の二心——「こは」入定の時及び續生の位に於て、

其の次第の如く善と染との心を生ずるを謂ふ——と、無色

界の一——「こは」續生の位に於いて、欲「界」の善の無間に、

彼の「界」の染心を生ずるをいふ、彼れの善を生ぜざるは、極

分別根本品第二の五

下、正理卷二十、光記七、一四〇頁以下等を参照すべし。

【二六】前に概括的に等無間の事を論じたるに對し、以下はその細論なり。即ち、善惡有覆無記、無覆無記、有學心無學心の六心を基礎とし、更に之を三界に配屬して、其總計を求め、一一に就て、自らは幾于心を等無間縁として、生じたるものにして、而も自ら等無間縁となりて後の幾于心を生ずるかを細説するなり。隨つてこの段は極めて煩雜にして、而も單調なるを免れざるも勿論なり。

【二七】前の六心を三界に配屬して十二心となして等無間縁を細説するの標準となす。

「且く」と言へるは、後にも説くが如く、此の十二心の分類の外に或は二十心の分類あり、或は三種作意心の分類等ある中、先づ始めに十二心説に従ひて、この心所を等無間縁としての相生關係を述べんとするの意を示せるなり。

【二八】(66) *kāśālakṣuṣṭhāp kāmā nīryānīyāṅgaṃ manah, rūpānūyogev akusālad aṅgānaṃ, (āve anāsrave).*

舊譯

欲界心善惡、有覆及無覆、於三界除惡、無流二。餘は云云。不善を除ける餘の三心のあることは欲界の場合と同じ。

【二九】(67) *kaṃme śubhucitān nava otiṅgāy aṅgabhya eva tat, aśubhāṅg deśābhyaṃ tasmān oṭtvāri (nīryāṅga tathā).*

舊譯

於欲從善九、此善從八生、

三三三

第五節 等無間縁としての心心所相互

の相生關係

前に已に總じて諸の心心所の前なるは、能く後の等無間縁と爲ることを説きたるも、未だ決定して、何の心の無間に幾心の生ずること有りや。復、幾心より、何の心の起ること有るやを説かず。今、當に定んで「是れを」説くべし。

第一項 三界十二心

謂はく、且らく略して説かんに十二心有り。云何が十二心なる。頌に曰はく、

三界十二心 (66) 欲界に四心有り。善と惡と覆と無覆となり。

三界四種心

色と無色には惡を除く。無漏には二心有り。論じて曰はく、且らく欲界に於いて四種の心有り。謂はく、善と不善と有覆無記と無覆無記となり。色と無色との界には、各、三心有り。謂はく、不善を除く。餘は上に説くが如し、(而して)、是の如き十種は有漏心と説く。

若し無漏心ならば、唯、二種有り。謂はく、學と無學となり。合して十二と成る。

第二項 十二心の相生

と相望むること。

【102】(65) *dvitīyā bhūtanī tadabhetā, etātau*  
[*dharmikānām tu paśoṅhā*], *phoḍa kasa ya*  
*bhūtanām] ekavhaya tat.*

舊譯

二種大因、於三所造五種、所造五三種、所造大因一。

大種は又他の大種に對して、俱有因、同類因となり、大種は又所造色に對して生、依、立、持、養の五種の因となるも畢竟之れ等は能作因の差別なり。

又所造色を互に相對せしむれば、俱有同類異熟の三因となり、大種に對しては異熟の一因となる。

【103】一の大種の成立する爲めには他三大種と共同せざるべからず、これを俱有因によるといふ。又、同類を相望する前念の大種より後念の大種の生ずるは同類因による。

【104】大種と所造色との關係に就きては、婆沙一二七(毘婆沙十三、二四〇頁以下)を見よ。

【105】五因とは生因(*janana-hetu*)。依因(*vismaya-hetu*)。立因(*pratishta-hetu*)。持因(*upastambha-hetu*)。養因(*upatrapana-hetu*)なり。

【106】能作因云云。生等の五は因としては能作因に攝するも縁に配せば、因縁に攝す。

【107】起は生因、變は依因、持は立因、住は持因、長は養因なり。

【108】隨身轉云云。定俱戒、道俱戒による七支の無表は相互に望むるに、互に依存的關係を有する點に於て俱有因となる。

【109】以下、心心所の相互相生關係に就きては、婆沙卷十一(毘婆沙七、二〇七頁以下) 舊譯卷五、一九五頁



養なり。

大種と所造

二。大は所造に於いて、能く五因と爲る。

何等をか五と爲すや。謂はく、生と依と立と持と養との別の

五因の相

故なり。「然れども」是の如き五因は但、是れ能作因の差別な

り。彼れより起るが故に、説きて生因と爲。生じ已りて大種

に隨逐して轉するが故に、師等に依るが如きを説きて依因と爲

す。能く任持するが故に、壁の畫を持するが如きを説きて立因

と爲す。不斷の因なるが故に、説きて持因と爲す。増長の因な

るが故に説きて養因と爲す。

是の如きは、則ち大〔種〕の所造が與めに起と變と持と住と

長との因の性となることを顯はす。

所造と所造

諸の所造の色を、自ら互ひに相望するに、三因有る容し。所

謂、俱有・同類・異熟なり。其の能作因は差別無くして轉するが

故に、恆に數へず。俱有因とは謂はく、隨心轉の身語二業の

みなり。餘の造色にあらず。同類因とは一切の前生を後の同類

に於てするなり。異熟因とは謂はく、身語業の能く異熟の眼根

等の果を招くなり。

所造と大種

所造は大〔種〕に於いて、但、一因と爲る。謂はく、異熟因な

り。身語の二業は能く異熟の大種の果を招くが故なり。

【七七】 彼のの頌云云。外道所説の頌。

【九八】 善説云云は世親の反語的なる嘲弄辭なり。

【九六】 *yan nirubhati yat kṛṣṇo yad ugro yad jna = tapavān māṅśasūtramajjato yat tato rudraḥ uc = yite (Gṛahābhāṣa xiii 101. 70)*

舊譯——  
由て能燒、峻利、可畏、恆苦、他、樂食、肉血髓、令も啼  
啼二律他。

【一〇〇】 魯達羅 (Rudra)。とは *rud* (叫ぶ) より來れる名  
にして、吠陀時代より荒神の地位を占め、後、發達し  
て大自在天 (Mahेशvara) となり、世界の破壞を司るの  
神とせらる (印度哲學宗教史一〇四頁參照)。

【一〇一】 自在天が一切の原因なりとすれば、吾等の現見  
する種種の原因や人事の力を一切撥無し去る無理を起  
すことにならんとす。

【一〇二】 神が初めて世界を造り、以後のことは凡べて神  
以外の因縁によると言はば、抑世界の初は因縁生にあ  
らざるが故に、世界も實は神と同じく無始より存在し  
たるものにして創造を認め得べからざるに到らん。何  
んとなれば神は因縁以上の存在なるが故に無始なりと  
すれば世界の初も因縁以上なる限り、同じく無始とせ  
ざるべからざればなり。

【一〇三】 彼のの生云云とは、一切有情は種種の生に於て、  
自ら業を作りて自らその餘を受け居りながらと也。

【一〇四】 婆沙卷一三三 (毘曇部十三、三一九頁以下) 及び  
婆沙卷一三二 (毘曇部十三、三四五頁以下) 舊譯卷五、  
一九五頁下、正理卷二〇、光記卷七、一四〇頁上以下等  
參照すべし。

【一〇五】 餘法とは色法と不相應行となり。

【一〇六】 二緣とは因縁と増上緣となり。

【一〇七】 自他相望むとは、大種を大種に望め、大種と所造

若し初めて起るときには自在を因と爲すも、餘後の續生には餘因を待つと執せば、則ち初めの所起は餘因を待たざれば、應に無始より成ずること、猶し自在の如くなるべし。

我、勝性等につきても、其の所應に隨ひて、自在天の如く廣く徴遣すべし。

妄執を傷嘆す

故に、法として唯、一因より生ずるもの有ることなし。奇なる哉、世間、勝慧を修せず、愚なる禽獸の如し。良に是れ悲しむべし。彼彼の生中に別別に業を造りて、自ら異熟及び土用の果を受けながら、而も妄に計して自在等の因有りとなすや。且らく破邪を止めて、應に正義を辯すべし。

#### 第四節 特に、大種と所造との相縁關係

前〔の頌〕に、餘法は二緣に由りて生ずと言ひたり。中に於いて、云何にして大種と所造とが、自他相ひ望めて、互に因縁と爲るや。

頌に曰はく、

(35) 大は爲めに二因なり。 所造の爲めに五種なり。

造は造が爲めに三種なり。 大が爲めに唯、一因なり。

論じて曰はく、初めに「大は大が爲めに二因なり」と言ふは、是れ諸の大種は更互に相望めて、但だ俱有と同類との因たるの

【八九】外道更に轉計して、神にある種種の意欲には、之を一時に俱起せしめざる因別にありと言はば、神の意志は他によりて制限せらるることとなりて一因論を破壊するの矛盾を生ずべく、又、他方面よりすれば、之を制限する因を更に規定する他の因を要し結局は無窮になるべき不都合もありとなり。

【九〇】若し、神の種種の意欲を規定するに種種の因ありて、其等が相互に差別するが故に一切法は俱起せずと言はば、結局其の差別の因が無始無際と言ふこととなり。斯の如くんば即ち佛教の因縁觀に近づけるものにして、その結果は遂に自在神の無用を來さんとなり。

【九一】若し云云。第一の轉計(上掲)は、自在天が樂欲に隨つて世界を生ずといふ意にして、今の轉計は自在天の樂欲に隨つて世間の法が生ずといふ意なり。

【九二】彼の境を希望する自在天の欲は、同一にして、前位にも後位にも差別なかるべきが故に、やはり一時に世間法は頓生さるべしとなり。

【九三】上述は専ら生因といふ立場より自在天の非を破したるが、以下は、終局因、即ち目的といふ立場より之を破す。即ち自在天ありとするならば、何の目的を以てこの世界を作りしかといふことなり。

【九四】此の喜云云。喜を生ずるために世間を生ずと言はば、自在天は世間を生ずることなくんば喜ぶ能はず爾らば彼は喜を生ずることに於て自ら自在ならずと云ふべし。(神は喜びのために世界を作れりとの論は吠檀多派にて主張する一説なり。六派哲學五四〇頁参照)。

【九五】喜に於いて云云。喜に於て已に自在ならずとせば、同様に因りて三界に於ても自在ならずと云ふべしとなり。

【九六】斯る自在神ならば何の役に立たざらん。無用有害のみ。

大種と所造との自他相望めの關係

大種と大種

若し喜を發す爲めに、諸の世間を生ずとせば、此の喜は餘の方便を離れては發らざることとなり、是くのごとくんば則ち、自在は喜を發する中に於いてすら既に必らず餘を待つものにして自在に非ざるべし。

喜に於いて既に爾り。餘も亦、然るべし。差別の因縁、得可からざるが故なり。

或は若し自在が地獄等の無量の苦具を生じて、有情を逼害し、斯の如きを見て自ら喜を發生すと爲んや。拙ない哉。何ぞ此の自在を用ゐることを爲んや。彼れの頌言に依るに、誠に善説と爲す。

險利なると能く燒くと、畏るべきと恆に逼害すると、樂うて血肉髓を食ふとに由る。故に魯達羅と名く。

又若し一切世間は唯、自在天一因の起す所なりと信受せば、則ち現見世間の所餘の因縁、人功等の事を誹撥することと爲らん。

若し自在は餘の因縁の助發する功能を待ちて、方に因と成ると言はば但、是れ自在天を朋敬するの言のみ。所餘の因縁を離れて、別の用を見ざるが故なり。

或は彼の自在は餘の因縁の助を要して、方に能く生ぜんか。應に自在に非ざるべし。

と異なる。且つ九實を説き、多元論にして、我の一元説には非ず。故に奥義書の(自我一元の汎神論)等及び吠陀多哲學に於ける同様の主張を指すものと見るべし。

【八〇】勝性(Parthiva)とは數論の自性(Prakriti)のこと。蓋し數論は嚴密に言へば、此の物質の外に精神的原因として神我を立て二元論を説けども、所謂神我(Parthiva)は世界發展のことに何等與る所無く萬は自性より覺、我慢等と展轉發生せらるるが、故に文の如く一元論と見たるなり。詳細は木村博士著六派哲學數論の條参照。

【八一】等とは時(Kāla)。自性(Brahman)。極微(Paramāṇu)等を等取す。

【八二】此れは云云。外道の問。一切法が自在天等の因より生ずることを否定せば、諸法は何の因より生ずるやとなり。

【八三】若し云云。論主の答也。一切法の成立は前述の如く諸因によるといふことを認定せば、之れ總て一因論を捨てざるべからざるに非ずやと。

【八四】次第に起ることは一因生ならざるの證なりと攻められたるに對して、外道は、その次第に起ることも要するに神の意志なりと解釋するなり。

【八五】是れは云云。前の神の意志云云に對する反駁なり。次第に生ずることは神の意志によるとすれば、それは一因生といふ宗義に背くことにならん。何んとなれば一切法は種種の樂欲によるといふ限り、種種の樂欲が因となることにならばなり。

【八六】或は云云。又、樂欲に種種あるも、神は一なるを以て、一因論を成ずと言はば、更に、神は唯一無差別なるを以て、種種の樂欲(所因)が一時に生じて世界は無秩序となる恐あるべきに、然らざるは、その轉計も非なりとなり。



破

て今起らしめ、此の法をして今滅せしめ、此れは後時に於いてせりと欲すと執すれば、是れは則ち一因より起るに非らざることを成すべし。亦、樂欲の差別に由りて生ずるが故なり。

或は差別の欲は一時に生ずべし。所因自在にして差別無きが故なり。

若し欲の差別は、更に餘因を待つが「故に」、俱起せずといはば、則ち一切は唯、自在の一法を用つて、因と爲すに非ず。或は待つ所の因も亦、更に餘因の差別を待ちて、方に次第して生ずべく、則ち待つ所の因は應に邊際無かるべし。

若し更に餘の差別の因を待たずんば、此の因には次第生の義無かるべく、則ち差別せる欲は次第して生ずるに非ざらん。

若し諸因、展轉差別して邊際有ること無しと許さば、始め無きを信ずることとなるが故に、徒らに自在を執して諸法の因と爲すも釋門の因縁の正理を越えず。

若し自在の欲は頓に生ずと雖も、而も諸の世間の俱起せざるは、自在の欲に随つて生ぜらるるに由るが故なりと言はば、理として亦、然らず。彼の自在の欲は、前位と後位と無差別なるが故なり。

又、彼の自在は大功力をなし、諸の世間を生じて何の義利をか得んや。

外道轉計(二)

破

自在天無用論

【七二】 五因云云。染汚心は異熟を除いて餘の四因より生じ、初無漏の苦法智忍は異熟同類遍行の三因を除いて餘の二因より生じ、三の所餘の有漏の善、無漏の善及び無記の心心所は異熟遍行を除いて餘の三因より生ず。

【七三】 色等の五は前五識の所縁縁なり。

【七四】 一切法は第六識の所縁縁なり。一切法とは三世の有爲法と非世の無爲法をいふ。

因みに、自と俱起の諸法とは、同時には所縁縁たり得ざるも、第二刹那以後は所縁縁たり得るが故に、一切法は所縁縁といふなり。

【七五】 三とは因縁、等無間縁、増上縁の三。

【七六】 二無心定には、能縁の心なきを以て、所縁縁より生ずる理由なし。

【七七】 生住異滅の四相は、二定にもあるを以て、これはその俱有因たるや勿論なり。

【七八】 前に云云。二無心定の中無想定は前の第四定は一切善法が同類因となる、是は五蘊に通ず。滅盡定は前の已生の有頂の一切善法が同類因となる、是は四蘊に通ず。此二定は心法に非ざるが故に相應因を除き、其體善なるによりて遍行異熟無し。

【七九】 心等云云。二定は入心の時に心に引起せらるるが故に心の等無間にして心の果なり。

【八〇】 心等の起を云云。心心所を障へて生ぜしめざるが故に等無間縁には非ず。

【八一】 自在天(Catur)。が唯一の第一原理として、人格的力を用ひて一切諸法を生ずと説くは遠天外道又は自在天外道の計なり。

【八二】 我(Murmu)。神泰光師寶師共に勝論の我と稱するも必ずしも當らず、勝論に於ける我の一般的用語は Atman にして茲に言ふ(Murmu)によるに其の原語

一には俱有因、謂はく、生等の相なり。二には同類因、謂はく、前に已に生ぜる同地の善法なり。等無間縁とは、謂はく、入定の心と及び相應の法となり。増上縁とは、謂はく、前に説きたるが如し。

是の如き二定は、心等が引生ずるも、心等の起を礙ふるが故に、心等の與めには但、等無間とのみ爲るも、等無間縁には非す。

不相應行及び色法  
餘の不相應と及び諸の色法とは因と増上との二縁に由りて生ぜらる。

諸法一因生論の否定  
一切世間は、唯、上に説く所の如き諸の因と諸の縁とより起さるるなり。自在天・我・勝性等の一因の起す所に非ず。

外道問

此れは何の因有りや。

答

若し一切の成ずることは因に由ると許さば、豈に便ち一切世間は自在等の一因に由りて生ずとの論を捨つるにあらすや。

又、諸の世間は自在等の一因の起す所に非ず。次第等の故に。謂はく、諸の世間に於て、若し自在等の一因より生ぜば、則ち一切は俱時に生じて、次第に起ること非ざるべし。〔而も〕

現に諸法を見るに、次第に生ずるなり、故に知る、定んで一因の起す所に非ざることを。

外道轉計(一)  
若し自在の欲に隨ふが故に然り。謂はく、彼れは此の法をし

分別根本品第二の三

【六四】二時とは正滅位と正生位となり。

【六五】二縁とは其無間縁と所縁縁となり。此二縁は前の二類の因と異り、等無間縁は正生位に、所縁縁は正滅位に作用を起す。此れと相違すとは前の二類の縁はそれぞれ正滅、正生の順なるに、等無間縁、所縁縁の四は生縁、正滅の順になるといふ義なり。

【六六】正生位なり。

【六七】彼とは後の心心所なり。即ち後の心心所が方に生ぜんとする位は、纏て前の心心所が等無間縁たるの作用を呈する時なり。

【六八】滅する位とは正滅位の義にしてつまり現在の事なり。心法が法を意識するは必ず現在なるを以て、法が識の所縁たるの役目、即ち所縁縁の作用を呈するも現在にあるは勿論なりとす。

【六九】以下詳細は婆沙一三六、(毘曇部十四、三五頁以下)にあり。尙、舊譯卷五、一九五頁上、正理卷二〇、光記卷七、一三八頁以下等参照すべし。

【七〇】(Gā) caturbhūṣ oṭṭhoṭṭa hi

samāpattāvṣṇṇaṃ tribhūṣ,

drābhūṣaṃ aṅṅo ka jāṇako,

nevaṇṇaṃ kramadibhūṣ.

舊譯

由二四縁一心法、二定由三縁、餘法由二生、非自在二次故。

佛教に於いては一切有爲法は凡て縁により生ずと主張し、外道の如く、天等の如き超越的一因有りて生ずと説くこと無し。かくて一切有爲法の中、

(一)一切心心所は全四縁に由つて生じ、  
(二)無想滅盡二定は所縁縁以外の三縁より生じ、  
(三)不相應法、色法等は因縁と増上縁とによりて生ずとす。

若し所縁縁なれば、能縁の減する位に作用を興す。心心所は要らず現在の時に、方に境を取るを以ての故なり。

増上縁の作用

唯、増上縁は一切の位に於いて、皆、障ふることを無くして住するが故に、彼の作用は無障の位に隨ひて、「正生と正滅と」、一切遮すること無し。

第三節 諸法の縁生に就きて

已に諸縁及び作用を興すことを説きたり。應に言ふべし、何の法は幾くの縁に由りて生ずるかを。

頌に曰はく、

(64) 心心所は四に由り、二定は但、三に由り、

餘は二縁に由りて生ず。天に非ず。次等の故に。

心心所法

論じて曰はく、心心所法は四縁に由りて生ず。此の中の因縁は謂はく、五因の性なり。等無間縁は謂はく、前(念)の無間の已生(の心心所)なり。「されど無學の最」後の心心所法に非ず。

所縁縁は謂はく、所應に隨ひて、或は色等の五なり、或は一切法なり。増上縁は謂はく、所應に隨ひて各自性を除く餘の一切法なり。

二無心定

減盡と無想との二定は三に由る。所縁縁を除く。「二定は」能縁に非ざるが故なり。因縁に由るとは謂はく、二因に由る。

こともなし、之れ無爲法は元來、因縁所生法にあらざるによる。

【五九】 婆沙卷二(毘婆沙部七、二二三頁)舊譯卷五、一九四頁下、正理卷二〇、光記卷七、一三八頁中等參照。

【六〇】 (63) nirādhyaṃāno karitrāp

ānu heli karuhas trayah

jayamāno, tato 'nyau

tu prakṛyaṇu tadviprayatya.

舊譯

於正滅二因、作二功能三因、於正生二縁、測前爰に作用といふは、與果の謂なり。取果の用は、前卷の六因に約して、「取果の用は唯現在に於いてのみ」と既に説きたれば、今重ねて説かず。

扱て、前述の如く、因縁は能作因以外の五因を以て體とするが故に、今作用を明すにも五因の上につきて明す。即ち俱有相應の二因は果の法が現在減相位にあるときに與果の用を起して果に力を興へ、同類遍行異熟の三因は、未來法が正生位に在るときに於て作用有り。等無間縁と所縁縁との二は果の法が正生と正滅との位に在るときに與果の作用を起す。増上縁に至つては、分つところ無し。

【六一】 二因とは俱有と相應。

【六二】 正滅云云。法は現在前し、減相の將さに顯はれんとする位なり。つまり完全なる現在なり。俱有因と相應因とは同時因果なるを以て、その因が與果の作用を呈するは現在にあるなり。

【六三】 三因とは同類因・遍行因・異熟因をいふ。この三因は共に後時に果を引生ずるが故に、因たるの與果作用は、その果たる法が未來に於て方に生ぜんとする位即ち正生位に於て顯はる。正生位は即ち未來なり。



五九 第二節 四縁の作用

是の如き諸縁は、何れの位の法に於いて作用を興すや。

頌に曰はく、

〔63〕二因は正滅に於いて、三因は正生に於いて、

餘の二縁は相違して、作用を興す。

因縁の作用  
俱有・相應の二因

論じて曰はく、前に五因を説きて因縁の性と爲したり。〔其の中〕<sup>六一</sup>二因の作用は、正滅の時に於いてす。

正滅の時と言ふは、法の現在するは滅の現前することを顯すが故に、正滅の時と名くるなり。

俱有と相應とは、法の滅位に於いて方に作用を興す。此の二因は〔爾の時〕俱生の果をして、作用有らしむるに由るが故なり。

同類通行異熟  
三因

言ふ所の三因は正生に於いてすとは、謂はく、未來法の正生位に於いてするなり。生じて現前するが故に、正生の時と名く、同類・通行・異熟の三種は、法の生ずる位に於いて、作用、方に興るなり。

已に、因縁の<sup>六四</sup>二時の作用を説けり。<sup>六五</sup>二縁の作用は此れと相違す。

等無同縁と所  
縁縁

等無同縁は、法の生ずる位に於いて作用を興す。<sup>六七</sup>彼の生ずる時に、前の心心所が其の處を興ふるを以ての故なり。

分別根本品第二の五

【五二】 刹那定まるとは、かく青を緣ずる中にも、此の刹那の一眼識は此の刹那の青を、彼の刹那の眼識は、彼の刹那の青を緣ずるが如し。

【五三】 所依とは眼等の六根をいふなり。

【五四】 然るに心心所と所依との間に處、事、刹那の定まり居ることは、前述の如くなれど、三世に渡りて然るか否かに關しては婆沙卷第十二毘婆沙七、二二二頁に異説ありて三説を擧ぐ、第一説は、その關係は現在のみにして、過去と未來とにありては、心法と所依の六根との間に不離の關係なしといひ、第二説は未來にありては不離の關係なきも、現在は勿論、過去には此の關係ありとす。蓋し此の説は、過去は要するに現在に於ける親附の關係を持ちながら過去位に落謝したるものに過ぎずと解するによる。第三説は三世に通じてその關係ありと説けり。

【五五】 増上縁とは六因中の能作因と同じことにて、要するに他の生を障へざるに名けたるなり。

【五六】 一切法は所緣縁たるも、但し、其の心と其の心と相應する心所法、及び心とその心所と俱生する得及び四相等は、有部の一刹那に二心俱起せざるの法則に従ひて同時に、その心の所緣たることなきを以て、少くともその刹那の所緣としては、之を除かざるべからず、而もこれ等も増上縁たるなり。

【五七】 自體は自體の緣たることなしとの義。

【五八】 他體に對して縁の關係なき場合は、有爲法は無爲法の縁となることなく、亦無爲法は無爲の縁となる

が如く、所依に於いても亦、是の如く決定すること有りや。

應に亦、是の如く決定すること有りと言ふべし。

然るに現在に於いては、自らの所依に親附すれども、過去と

未來とは所依と相離る。

有るが説く。「過去に在りても亦、所依に親附す」と。

是の如く、已に所縁縁の性を釋しつ。

増上縁の性は、即ち能作因なり。即ち能作因を以て、増上縁

と爲すを以ての故なり。此の縁は、體廣ければ増上縁と名く。

一切「法」は皆、是れ増上縁なるが故なり。

「上に」、一切法は亦、所縁縁なりと説きたり。此の増上縁の

み何ぞ獨り體廣しといふや。

俱有の諸法は未だ嘗つて所縁と爲らざるも、然も増上「縁」た

るが故に唯、此れのみ體廣し「といふ」。

或は所作廣ければ、増上縁と名く。一切法は各各自性を除き

て、一切有爲の與めに増上縁と爲るを以ての故なり。

頗し法が法に於いて全く四縁に非ざるもの有りや、不や。

有り。謂はく、自性を自性に於てする「ものも是れ」なり。

他性に於ても亦、有り。謂はく、有爲を無爲に於てし、無爲

を無爲に於いてするなり。

の無間に生ずるを以て定の無間なれど、等無間縁より生じたるものにあらざれば等無間にあらず。

第三俱句。等無間にして定無間なるもの——「無心定

より出づるの心所と、二定の第二念以後」前の第一句

是等は前に述べたる如く、等無間なるが（心無間には

あらず）更に共に無心定の無間に續起したるものなる

が故に、定の無間なり。

第四俱非句。等無間にも、定無間にもあらざるもの——

「二定の初念の上の四相、及び有心位の四相」（前の

第二句）。二定の初念の四相は、等無間縁より生じたる

ものに非ざると同時また定より生じたるものにも非ざ

るを以つて、兩非なり。有心位の四相も同様なり。

【四五】 中間に云云。即ち等無間縁とは必ずしも、時間

的に無間と限らず、前心と後心との間に別の心心所の

間入することなく、而も前心が後心を引生ずるをいふ

なり。

【四六】 若し云云。一切法が意識と相應、する法即ち心

心所のために所縁縁たる理由を示す。法ありの法とは

一切法の義。彼の法とは心心所の義。即ち一切法は、

たとひ、現實に於て、心法のために所縁となり居らずと

しても、所縁たるべきの約束となり居るが故に、一切

法と四縁

増上縁

増上縁の體の  
寬廣

間と爲るや。

應に四句を作るべし。<sup>四四</sup>謂はく、前の第三・第四の句を、今の

第一・第二の句と爲し、即ち前の第一・第二の句を、今の第三・第四の句と爲すなり。

二定より出づる諸の心心所を入定の心に望むるに、中間に遠き隔あり。如何にして彼れの等無間と爲るや。

中間に心心所を隔てざるが故なり。

是の如く、已に、等無間縁を釋しつ。所縁縁の性とは、即ち一切法を心心所に望めて、其の所應に隨ふなり。謂はく、眼識と及び相應法とは、一切の色を以て所縁縁と爲すが如く、是の如く、耳識と及び相應法とは一切の聲を以て、鼻識と相應とは一切の香を以て、舌識と相應とは一切の味を以て、身識と相應とは一切の觸を以て、意識と相應とは一切法を以て、所縁縁と爲すなり。

若し法あり。彼の法の與めに所縁と爲らば、時として此れは彼れが與めに所縁に非ざること無し。不縁の位に於いても亦、所縁に攝せらる。<sup>四五</sup>彼の縁と不縁とは、其の相一なるが故なり。譬へば、薪等の燒かれざる時に於いても亦、所燒と名くるが如し。相に異なることなきが故なり。

心心所法の所縁と所依

心心所法は所縁に於いて <sup>四六</sup>處・<sup>四五</sup>事・<sup>四六</sup>刹那の三が皆、決定せる

分別根本品第二の五

二定の第二刹那以後とは二無心定に入りてより、第一刹那を越たる以後といふこと。

【四〇】 第二句は心無間に於いて、心の等無間に非ざるもの。

一、初念の二無心定の上の四相。二、餘の有心位の心心所の上の四相なり。この二の中、一は入心の無間に起るが故に心無間なり。二は前心の無間に起るが故に心無間なり。併し四相は等無間縁の果に非ざるが故に心の等無間に非ず。

【四一】 第三句は俱句。

一、初念の二無心定。二、餘の有心位の心心所なり。二の中、一は入心の無間に起る故に心無間、二は念念相續して起り、後念の心心所は前念の等無間の果なれば心の等無間なり。而も前念の心の無間に續起するが故に心無間なり。

【四二】 第四俱非句。

一、第二念等の上の無心定の四相。二、出心の四相の二は入心の等無間に非ず、又入心と刹那を隔たるが故に心無間に非ず。

【四三】 前心を等無間縁として生じたる法と、二無心定より續起したる法との關係なり。

【四四】 謂はく云云。

第一單句。等無間に於いて、定無間にあらざるもの——「初めて起る所の二定の刹那と有心位の、心心所なり」(前の第三句)。即ち二定の初念と有心位の心法とは前心を等無間縁として生じたるものなれど、二定より無間に續起したるものにあらず。

第二單句。定無間に於いて等無間にあらざるもの。

「第二等の二定の刹那の四相と無心定より出たる心法の四相となり」(前の第四句)。第二念以後の無心定の四相と、出定後初刹那の心法の四相とは、共に無心定

三三三



答

心の無間に、識、既に生ぜずんば意と名けざるべし。

意は、是れ依の顯はす所にして、作用の顯はす所には非ず。

此の最後心には所依の義有れども、餘の縁闕くるが故に、後の

識生ぜざるなり。〔然るに〕等無間縁は作用の顯はす所なり。若

し法を此の縁が取つて果と爲し已らば、定んで諸法及び諸の有

情の、能く障礙を爲して彼れをして起らざらしむること無し。

故に、最後心は意と名くることを得と雖も、而も等無間縁とは

説く可からず。

心の等無間と無間との關係

若し法にして、心の與めに等無間と爲るときは、彼の法は亦、是れ心の無間なりや。

應に四句を作るべし。

第一句は、謂はく、無心定を出づる心心所及び第二等の二

〔無心〕定の利那なり。

第二句は、謂はく、初めて起る所の二定の利那〔の生住異滅〕

及び有心位の諸の心心所の生住異滅なり。

第三句は、謂はく、初めて起る所の二定の利那及び有心位の

心心所の法なり。

第四句は、謂はく、第二等の二定の利那〔の生住・異・滅〕と

及び無心定より出づる心心所との生住異滅なり。

若し法あり、心の與めに等無間と爲らば、無心定の與めに無

所に、その意義ありとせらるるに、已に後に起る心法なしとすれば、意と名くるは不都合ならずやとの問なり。而してその主旨は之によりて羅漢の最後心を等無間縁にあらずといふ説の不都合を難せんとするにあり。

【三七】 前の難に對する答辯なり。謂はく意と等無間縁とを混じて同一視して難ずるは非なり。意といふ名義は、要するに後心の所依となるといふ點に於て特色あるものなれど、等無間縁は後心を引生ずるといふ作用の點に於いて特色あり。故に羅漢の最後心も所依たる資格の上より、意と名け得べきも、後の心法を引生ずる作用なき點より言へば等無間縁とは名くべからずとなり。

又、若し法が等無間縁となりて取果せば、有漏法も無漏法も又は佛と雖も、其の果を起らざらしむること能はず。従つて、若し羅漢の最後心が等無間縁となりて取果せば、羅漢は救涅槃する機會なからん、故に之を等無間縁となすべからずとなり。

【三八】 若し法云云。心の與めの等無間とは前心を等無間縁として起れる果をいふ。前法と等しきものたるを要するが故に心心所法及び二無心定に限る。心の無間とは、そは等無間縁により生ずると否とに關らず、とにかく、前心に接續して起る法をいふ。故に必ずしも心法に限れるにあらず。今はこの兩者に就いて分別する段なり。

以下婆沙卷一（毘婆沙部七、二〇六頁）參照。

【三九】 第一句は心の等無間 (samantāpāra) にして、心無間 (cittasamantā) に非ざるもの。無心定の出心と、第二念以後の無心定の利那との二は入心の等無間縁に引起せられた果なるが故に心の等無間なり。而も入心より、少くも一利那以上を経過するを以て、心無間にあらず。

世親破

經部師の説

世親評取

等無間縁に謂する所餘の隨

答

問

答

難

觀るのみにて、便ち未來を知る。要らず現に靜慮に遊ぶの通慧に非ず」と。

若し爾らば、諸佛は便ち未來に於いて、占相するが故に知るのみにて、現證をなすにあらざらん。

故に、經部の諸師の言ふ所の如し。世尊、意を擧ぐれば遍ねく諸法を知る。比にも非ず占にも非ず」と。

此の説を善しとす。世尊の説くが如く、諸佛の徳用と諸佛の境界とは、不可思議なればなり。

若し未來に於いて定まれる前後次第の安立なくんば、何が故に、但、世第一法の無間に唯、苦法智忍をのみ生じて、餘法を生ぜず。是の如く廣説して、乃至、金剛喻定の無間に唯、盡智をのみ生じて、餘法を生ぜずと言ふや。

若し此の法が生ずるときには、彼の法に繋屬するをもて、要らず彼れの無間に此れが乃ち生ずることを得ること、芽等の生ずるは要らず種等に藉るが如し。然も此の未來法には、等無間縁有るに非らざるなり。

諸の阿羅漢の最後の心心所は、何に縁るが故に、等無間縁に非ずと説くや。

餘の心等が、此れに續きて起ること無きが故なり。

豈に、是の如き無間滅の心をも亦、名けて意と爲さずや。後

分別根本品第二の五

一切知者と云ふ可らずの意。

【二】 第二師の釋なり。婆沙の有餘師の説なり。こは有情の身中に、現に未來に受くべき果の前兆表はる。佛陀は之を見て未來を判ずとの説なり。

【三】 不相應行蘊云云とは不相應行蘊同分中の法同分に攝する語の差別なりとなり。

【四】 占相とは相は人相といふが如し。

【五】 現量にて證知すること。文意は、かくては佛は人相觀る者となり、人相によりて知るものなるが故に、直ちに未來を現量にて證智すとは言ひ得ずとの謂。

【六】 故に云云。論主は經部の説を以て正義となす。而もこは、大業部の佛陀觀に應ずるもの。

【七】 如來の境界の四不思議説に於ては、増一、卷一八、(大正二、六四〇上)を見よ。

【八】 再び未來に等無間縁なきことを論ず。この難意は、未來に等無間縁なくば、何故に修行の經過に於て世第一法より、必ず見道初無漏の苦法智忍を生じ、乃至修道に於て、金剛喻定、(有頂九品の煩惱中、第九品を斷ずるの無間道をいふ)より直ちに盡智生ずと定まり居るやとの問なり。

【九】 此法と彼法との間に因果關係ありて、界法としての此法が生ずる爲めには、必ず彼の因法に依存(繋屬)するなり。従つて見道初無漏の苦法智忍は世第一法に依存し、盡智は金剛喻定に依存するといふことは、未來の事件なりとも、今より確定して誤らざる所也。然れどもこは、ただ、義理上、前後の關係として説くのみにて等無間縁の如く時間上、未來に前後ありといふにあらざるを以て、等無間縁にはあらずとなり。

【一〇】 豈に云云。阿羅漢の最後の心も意と名く。然るに意は即ち意根にして、こは、次念に起る心法の所依たる

緣に非ず。三界及び不繫と俱〔時〕に現前すべきが故なり。

何に緣りて未來世には等無間緣有りと許さざるや。

未來の法は雜亂して住し、前後無きを以ての故なり。

如何にして、世尊は未來世に此の法の無間に、此の法の生ずべきことを知るや。

過現の法に比して、現に知るが故なり。傳説すらく、「世尊は、過去の此の如き類の業より、此の類の果生じ、是の法の無間に是の如き法を生じ、又、現在此の如き類の業より、此の類の果生じ、是の法の無間に是の如き法を生ずるを見る。〔而して〕是の如く見已りて、便ち未來の諸の亂住の法に於いて、能く正しく此の法の無間に、此の法生ずべしと了達す。

問 特に、未來法の難亂住論

答 第一 一説

是の如く知ると雖も、而も比智に非ず。佛は過去現在の因果の次第を比類するに由り、便ち未來亂住の諸法に於いて、能く現に了達するなり。謂はく、未來世には是の如き有情は是の如き業を造りて是の如き果を招ねくと。〔而して〕是れは、願智に攝するが故に、比智には非ず」と。

若し爾らば、世尊は、未だ 前際を見ざれば、後際の法に於いて、知る能はざるべけん。

餘有り。復、言ふ、「有情の身内に、未來世の果の因、先に兆すもの有り。是れは、不相應行蘊の差別なり。佛は唯、此れを

と言はざるべからず、而も無漏心は未曾得の法なるが故に、こは認容し得ず。故に相續説は非なりとなり。

【一〇】 三界及び不繫云云。例せば欲界にて阿羅漢を得ずれば得に、欲界法の得、色界・無色界の善法の得、及び不繫の得生じ、生等の四相も亦、夫夫三界及び不繫法を生ず、有漏無漏法は得果の時は捨して又得するが故に、此の義あるなり。詳しくは光記を見よ。

【一一】 若し未來世に等無間緣ありとすれば、一切法の生起は凡て豫定の事件となり、極端なる運命論となる恐あることを、附記し置く。

【一二】 如何にして云云。以下の二難は、未來法雜亂住といふに就きての難なり。即ち未來世に定まれる等無間緣なしとすれば、世尊が未來の事件を豫知するは、何によるかとの問なり。

【一三】 傳説すらく。婆沙の十一（毘婆沙七、二〇一頁以下）。

【一四】 佛が未來の事件を知るは、然らば、比智即ち間接知たるべく、從て不確實のものならずやとの非難を豫想しての辯解なり。

解意は、佛の未來を知るは、通常人が類推によりて想定すると異り、過去現在の因果法を基礎として、未來法に於て現に直觀通達すといふにあり。然れども、實をいへば、この辯解は可なり苦しきもにて、矢張比智といふことに歸する恐あるを以て、論主の破する所となる。

【一五】 願智 (Prāptihī-jāna) とは願の如く知る智にして、例へば未來のことを知らんと欲せば、第四邊際定に入りて願を起して知るが如し。

【一六】 前際 (Purvānta) とは、過去現在。

【一七】 後際 (Apravānta) とは未來。若し上の如くんば、前際を見ずしては、佛も後際を知るを得ざらん、爾ら

世親破す 第二 一説



問

答

問

答

異

執

世親破

不相應行と未  
來世法は等無  
間に非ず

中には、等に非ざる義無し。謂はく、少受の無間に多〔受〕を生じ、或は復、多〔受〕より無間に少〔受〕を生ずること無し。想等も亦、爾なり。〔故に〕、等に非ずの過無し。  
三 豈に、唯、自類の前なるもののみ、能く後の等無間縁と爲るのみなりや。  
爾らず。

云何。

前の心品の法は、總じて後品の等無間縁と爲るなり。唯、自類のみに非ず。且らく<sup>二五</sup>受等の自體の類の中に於いて、少より多を生ずること無きを以て等の義を説けるなり。

唯、同類の相續のみを執する者は、唯、自類のみに等無間縁有り<sup>一六</sup>と説き、心は唯、心をのみ生じ、受は唯、受のみを生じ、乃至、廣説せり。〔從つてこれに隨へば〕<sup>一七</sup>若し無染より無間に、染の生ずるも、此の染心の中に有る所の煩惱は先に滅せる煩惱を用つて等無間縁と爲すこと、〔恰も〕<sup>一八</sup>滅定を出づる心が、還つて先に滅せる〔所の〕正しく滅定に入る心を用つて縁と爲すが故に起るが如しといふ。  
一九 彼れの説は善に非ず。初無漏心は、此の縁を闕きて、而も生じ得べきが故なり。

不相應行も亦、諸色の如く、雜亂して現前するが故に、等無間

分別根本品第二の五

何ありて尋なく後念には尋何無きが如し。

二 異類云云。異類とは體の異りたる心所を望め合はずこと。即ち諸の心所は皆異類なり。即ちこの異類にありては前註の如く前後に多少の相違あれど、同類の中にありては、例せば前念の一受が其を縁として、後念に多受を生ずるが如きことは無しとなり。

三 豈に唯だ云云。例へば前念の受よりはただ後念の受のみを生じ、想よりは想のみを生ずるやとの問なり。

四 前の心品の法云云。前念の受の心所が、後念の一切心所の等無間縁と成るが如し。

五 受より想行等を生ずることあるも、少受より多受を生ずることなき點に於て等といふなりとの義。

六 唯、同類云云。婆沙第十(毘曇部七、一九八頁)にある所謂、相似相續(Samparisaṅghata)沙門の説にして、之に従へば受はただ受のみを等無間縁として生じて想を生ぜず、同様に想はただ想の縁たるのみにて受に縁とならずといふ。今この説を破するなり。

七 若し云云。相似相續沙門の例なり。例へば善心より直ちに不善又は有覆心の生ずるが如きは、善心を等無間縁として、不善心の起るにあらずして、先に一度び滅したる不善等の煩惱を等無間縁とするなりとなり。

八 滅定云云。尙ほ一例を擧ぐれば、滅盡定より起ちて有心位となる時、その有心の等無間縁は滅定中の無心法にあらずして、先きに滅盡定に入らんとして滅したるその心なりといふ、(こは有部にても許す所なり)。

九 論主、前の説を破す。見道初無漏心は、所謂一剎那にして、前の無漏心より生じたるものにあらず、若し相似相續説によらば、之も亦、前の無漏心より生ず

三〇九

色等は等無間縁に非ず

て等無間の名を立つ。

此れに由りて、色等は皆、等無間縁と立つべからず。等しく生ぜざるが故なり。謂はく、欲界の色は或は無間に、欲界と色界との二の無表色を生じ、或は無間に欲界と無漏との二の無表色を生ず。「是の如く」、諸の色法は雜亂して現前するを以て、等無間縁は生ずるに雜亂すること無きが故に、色に等無間縁を立てざるなり。

世友の説

尊者世友は是の如き言を作す。「一身の中に於いて、一の長養の色あり。相續して斷ぜざるに、復、第二の長養の色を生ずること有りて、相違害せざるが故に、等無間縁を立つ可らず」と。

大徳の説

大徳は復、言はく、「諸の色法が無間に生起するときは、或は少く或は多きを以て「等無間縁を立てざる」なり。謂く、或は有る時は、復、多より少を生ずること、稻稈の大聚を燒きて灰と爲すときの如く、或る時は復、少より多を生ずること有り、細種より諸瞿陀樹を生じて、根莖枝葉漸次に増榮して、幹を聳やかし條を垂れて、蔭映する所多きが如し」と。

豈に、心所の無間に生ずる時にも亦、少多有りて、品類が等に非ざるにあらずや。謂はく、善・不善・無記の心の中と、有尋有伺の三摩地等となり。

答

問

此れは、異類に於いては、實に少多有り。然れども、自類の

見當らず。

【四】 等無間縁に就きては、婆沙一、(毘曇部七、一九六頁以下、特に、二〇三頁以下)を見よ。

【五】 阿羅漢云云。阿羅漢が、將に無餘涅槃に入らんとする最後剎那の心心所は後の心心所の縁に非ざるが故に除く。其他の已生の心法は必ずその後を引く點に於て等無間縁となる。

【六】 等にして云云。此の縁は前念の心心所の體の一なるに隨つて、所起の心心所も亦その體一にして、二者相等しきが故に等といひ、而も前後法の間に餘法の間入するなき點に於て無間と稱せらる。

【七】 欲界と色界との二の無表色云云。別解脱戒を受け更に有漏定に入る時、定中に欲界の別解脱戒の無表色と色界の定共の無表色と二者は俱時に起り、有漏定に入る時は欲界と無漏(道共戒)との二無表色は同時に起る。

【八】 一身の云云。食し已りて眠り又は入定するが如し。其の時食より生ずる長養の色と睡眠又は定より生ずる長養の色と並び生ずる。

【九】 諸瞿陀樹(Jambudharu)。又尼羅陀、尼拘盧陀等とも記す。大に生長する樹の意、榕樹のこと。

【一〇】 善不善云云。善心の無間に無記心の生ずるとき前念の善心に若し欲界繫のならば十大地法と十善地法及び尋伺との二十二の心所生ずるに、後念の無記心は唯十二なり。若し無記心の無間に不善心の起るときは、前念の無記の十二心より後念の不善(極少なるも、十大地法と六煩惱地法と二大不善地法と尋伺との二十心生ず)の心所生ずる如きを言ふ。

【一一】 有尋有伺云云。前念の有尋有伺の初靜慮より、後念の無尋唯伺の中間靜慮に入り、それより無尋無伺の第二靜慮に入る時は、前念には尋伺有り。次念には

卷の第七〔分別根本品第二の五〕

第八章 六因四縁（其の二）

第一節 四種の縁

廣く因を説き已りたり。縁 (pratyaya) は復、云何。

頌に曰はく、

(61) 四種の縁有りと説く。因縁は五因の性なり。

(62) 等無間は後に非らず、心心所の已生なり。

所縁は一切法なり、増上は即ち能作なり。

四縁説の根據

論じて曰はく、何れの處に於いて説けるや。

謂はく、契經の中なり。契經の中に説けるが如し。四縁の性

とは謂はく、因縁の性、等無間縁の性、所縁縁の性、増上縁の

性なりと。此の中、性とは是れ縁の種類なり。

因縁 六因の中に於いて、能作因を除いて所餘の五因は是れ因縁の

性なり。

等無間縁

五 阿羅漢の涅槃に臨む時の最後の心心所法を除きて、諸餘の已

生の心心所法は、是れ等無間縁の性なり。

此の縁より生ずる法は等にして而も無間なり。是の義に依り

分別根本品第二の五

【一】 婆沙卷二(毘曇部七、四一二頁以下) 婆沙卷一〇七(毘曇部十二、一八〇頁) 舊譯卷卷五、一九四頁上、正理卷一八、光記卷七、一三三頁上以下參照。

【二】 (B1) *caitarah pratyaya uktaḥ hetvākyah, pañca hetvāh,*

說三縁有<sub>二</sub>四種<sub>一</sub>、因縁は五因、(62) *ottasāditā asarānā*

*uppannāḥ samantatarā,*

*[āharanā ālambanāni sandāharāni h*

*āretā], jadh kāraṇam urotā, karāni ākaly*

心法<sub>二</sub>非後<sub>一</sub>、已生次第縁、

縁縁一切法、隨増増上縁。

縁に四種有り。

(一) 因縁 (*hetu-pratyaya*) とは物の種子の如く、法を生ずる親因にして、能作因を除きて五因を總括す。

(二) 等無間縁 (*samanantara-pratyaya*) とは婆沙には、如<sub>二</sub>開遮法と云ひ、古來一本稱と稱し、前念の心心所

が過去に滅して、後を次念の心心所に明け渡すをいふ。

(三) 所縁縁 (*ālambana-pratyaya*) とは任杖の如しと稱し(婆沙)、心心所に對し、杖の如き意義有る一切所縁の法に名く。

(四) 増上縁 (*adhipati-pratyaya*) とは不障礙の法にして即ち能作因なり。

附記「說」の一字は、上の六因は經說に無きも、此の四縁は經說有ることを示す字なり。

【三】 契經云云。隋譯縁生初勝分本經上卷(大正一六、八三三頁中)、唐譯分別縁起初勝法門經下卷(大正一六、八四〇中)(大正一六、あり)にあり、而も此中には「餘處に説くが如し」とある所を以て察すれば、この經以外にも説ける所のあるは明なれども、今の四阿含中には



【四九】餘の三の三とは異熟と遍行と相應とを除く餘の因。

【五〇】初無漏とは色の初無漏にして、道俱滅のこと。

又不相應の初無漏とは苦法智忍の上の得と四相となり之れ等は異熟、遍行、同類、相應の四因を除く餘の二因より生ずるなり。

【五一】一有云云。能作、俱有の二因は決定して一切の法に因るべきが故なり、滄灰外道は大自在天 (Mahā-*īśvara*) が一切萬法を生ずと説き、乃至梨俱吠陀には生

主 (Prājñapti) が其の意向によりて一切を生ずと説けり。然れども、かくの如き第一原理は佛教の許さざる所なれば、今一因生論を排斥せるものなり。

附記。古來の末流多くは數論を此の一因外道の中に置けども、數論は自性の外に神我を立て、二者を並存的原理として、世界萬有の發展を論ずるものなれば、二元論にして一因論者には非ず、但し、その神我は唯實在者たるのみにして、直接世界の發展に與るものには非ざれば、一元的色彩の強きことは事實なり。

は足場といふが如し。

【四〇】水輪と風輪とは此の物器世間の土臺を成す水及び風所成の輪なり。世間品参照。

【四一】加行果(prayoga-phala)。舊譯同。不淨觀を加行として次第に展轉して無生智等の果を生ず。故に無學の無生智を最初の不淨觀等に望めるとき加行果と名ける。

【四二】和合果(sāmagri-phala)。舊譯集果。

【四三】修習果(bhāvanā-phala)。舊譯同名。

【四四】是の如き四果云。第一の安立果は増上果に、他の三は土用果に攝す。

【四五】今且らく不相應の法を除き相應法のみ就て作法す。染汚法には不善と有覆無記とを收む。即ち煩惱と其相應と其等起となり。

【四六】初無漏法とは苦法智忍並に其の相應俱有の法。

【四七】餘の無記とは威儀・工巧能變化。

【四八】餘の善法とは初無漏の餘の一切有漏無漏の善を含む、即ち苦法智品等の一切有學無學道と世間の善となり。

【四九】(80) klistā vipākajñ bhāgān

prahamāyā yathakramam,

vipākajñ survagān hitvā

tau bahāgān ca bhogañ.

舊譯

染汚果報餘、初無漏次第、

除果報通行、二同類餘生、

(81a) oñānāyā (Tathāyā

ya saṃparyūṭṭakavajjāñ).

心及心法如、餘相應所離、

【五〇】染汚法は心心所なるが故に、相應因より生じ、染汚法なるにより通行因より生ずるもあり、同類俱有能

作等の關係のあることは論ずる迄もなし。異熟因を除くは、染汚法が異熟無記に非ざるが故なり。

【五一】異熟生の法は染汚に非ざるが故に通行因を除き異熟因より生じ、心心所なるが故に相應因より生ず。他は知るべし。

【五二】三の所餘とは、染汚、異熟、初無漏の三の外の法の意。之はその體異熟生に非ざるが故に異熟果を除き、染汚に非ざるが故に通行因を除き、心心所法なるが故に相應因より生ず。餘は知るべし。

【五三】初無漏法なる苦法智忍は前の二即ち異熟通行の二因を除くことを知るべし。又同類因を除くことも知るべし。但しその體が心心所なるが故に相應俱有二因より生ず。能作因は知るべし。

【五四】(1)不相應法の四法といふ中、染汚法とは、染汚法と俱生の得と四相となり、(2)異熟生法とは、衆同分、無想果、命根及び異生法性と俱生する得と四相、(3)初無漏法とは、苦法智忍と俱生する得と四相、(4)三の所餘とは、非得、無想定、滅盡定、名、句、文及び心心所の所謂「餘の三」と俱生すると得と四相となり。

【五五】色の四法とは、(1)染汚の色(惡律儀)、(2)異熟色(五根)、(3)初無漏色(苦法忍の上の道共戒)、(4)三の所餘の色(道共戒定共戒)なり。

【五六】前の心心所の四法に於いて、その因として六因中より除くものあることは、前に述べたる所なるが、この不相應及び色の四法にありては、其外に更に相應因を除く。これ相應因は獨りの心法に限るの因なればなり。故に前の心心所の四法は、五因、四因、三因より生じたるに對して、これは夫々四因三因二因となる。

【五七】染汚色の四因とは異熟と相應とを除く。

【五八】異熟生法の四因とは通行と相應とを除く餘の因

時に煩惱の得を捨して、未來生相に煩惱の非得が來る故に最後所捨の得に名く。此の最後念の得が其の最後念の得を引くが故に取果の用を起すも、後念の得が續かざるが故に與果すること無し。

【四六】離欲を退する時とは、前に一旦斷ざる欲貪を再び起して退する時最初得する所の得なり、前に准じて知るべし。

因みに、大正本には、「退離欲」は「退欲貪」とあるも、正理に依りてかく改む。

【四五】應に説くべし云云。第二句は與果にして取果に非ざるものなれば、此は先に欲貪を離るゝとき、最後に捨したる得なりと云ふ前の第二句と同職なり。

【四六】未だ欲貪云云。未離欲の人の煩惱の得が相續して起る位は前念の得が現在に入るが故に取果し、後念の得が生相へ來るが故に與果す。

【四七】前の相を除くとは、例せば離欲せる不退法の羅漢の不善の得の如し。過去の不善の同類因は已に取果せしが故に今取果せず、彼に不善の得なきが故に與果せざればなり。

【四八】有覆無記云云。有頂天の煩惱は、其の性が有覆無記なるが故に得も亦然り。

第一單句。有頂の煩惱を斷じて阿羅漢果を得する時、最後念に捨する得は取果にして、與果に非ず。

第二單句。阿羅漢果を退して重ねて有覆無記の煩惱が起る時、最初に得する過去に捨せし最後念の得は唯與果にして取果にあらず。

第三俱句。未だ阿羅漢果を得せざるものは、有覆無記の得が念念に相續して起る故に取果にして與果なり。第四非句。餘の無學の位は有覆無記の煩惱の得無きが故に二にあらず。

【四九】無覆無記。色身又は命根業同分等は無覆無記な

り。

是は取果は寛く、與果は狭し、故に四句は立たず。即ち、與果するときは必ず取果するも、取果すると雖も、必ずしも與果せず、阿羅漢が無餘涅槃に入る最後の刹那の蘊は取果すれども、後有無きが故に與果することなければなり。

【五〇】有所緣とは、心所をいふ。

【五一】刹那の差別とは、三性の心心所が雜起して前念後念差別ある場合に就きて論述するなり。

【五二】第一單句は善心の無間に染汚心又は無記心而起して後の善心の來らざる時は彼の善心は唯取果にして與果に非ず。

【五三】上と相違す(第二單句)とは、染汚心無記心の無間に善心起すときは、前に過去に入れる善心が與果し取果は前にせるが故に、今は無し。

【五四】染無記心の無間に染或は無記心現起せんに、彼の有所緣の善の同類因は取果せず、已に取るが故に、又與果せず、又無記心現起するが故に。

【五五】等とは、二の無記心(有覆無覆)を等取す。

【五六】能く云云。本節初頭にも已に取果與果のことを論じ來りしが、今こゝに、取果與果の定義を擧げて、その相を明にせんとしたるなり。種とは能生の義にして、因が内在的に果を孕みながらも、未だ果を實現せざる、言はゞ可能態を指し、與果とは、その可能態が爾よ果を實現する作用を指す。文中「種入(こ)なる語は又は種子とも云ひ、經部獨得の用語なり。

【五七】婆沙卷一二一、(毘婆沙部十三、一〇九頁)。舊譯卷五、一九三頁下、正理卷一八、光記卷六、一三二、中參照。

【五八】復た餘師。婆沙によれば西方師の説なり。

【五九】安立果(Grāhita-Phala)。舊譯依止果。安立と



行の與果の矢は果の緣缺不生以外は矢のはしる經過及び的にあたる瞬間迄も多く之を明にし得るも、異熟因の場合には佛智の如きを除く外は多分に其の經過不明なるが如し。

さて六因の内、能作の一を除きて餘の五因の取果は唯現在なり。能作因の取果も亦唯現在なりと雖も、其中、無爲法、未來法の如きは、同じく能作因なるも取果せざるが故に、此の一因の取果は頌の中に説かざるなり。(第一頌)。

俱有相應二因の與果は亦現在にして、同類遍行の與果は過現二世に亘り、異熟因の與果は唯過去なり。

【四四】五因とは、能作因を除きて其餘をいふ。

【四五】「彼れ」とは、過去法。

【四六】是の如くとは、一般に能作因の取果することを論ぜば上同様唯現在なるも、無爲法未來法の如きは能作因にして、而も、取果すること無き故に頌中に説かず又こゝに必ずしも云云と言へるなり。

【四七】此の二因は俱生展轉して土用果を取るが故に、因として取果するときに即ち果に力を與へて生ぜしむる與果の時なり。

【四八】過去は云云。同類遍行の二因は前の法が後の法の因となるに依りて、因が過去へ入りて後、與果するは勿論の理なるも、現在にて與果すとはその理由云何との謂。

【四九】等流果云云。等流果が無間に生ずる時には、因が現在なる時に果も未來生相位に来るをいふ。

【五〇】若し果の云云。若し果が現在に入るときには、因は已に過去に入りて、已に與果し了り、從つて、過去に於いて重ねて與果する道理無く、從つて此二因が無間の等流果を取るときには、現在に與果し、隔越の等流果を取るきは過去に入りて後に與果す。

【五七】特に、婆沙卷一八(毘婆沙部七、三四四頁以下)參照。

【五八】第一單句、取果するも與果にあらざるもの。大邪見を起して全く善心の根本を斷ずるを斷善根と名く。この斷善根に到る最後の善の得は、現在世に住して已に因の義を成ずるが故に、取果と名け得べきも、後の剎那の善心を引き起すことなきが故に、與果とは名け得ず。

【五九】第二單句は與果するも取果に非ざるもの。之は上の斷善根の人が後に正見を起して續善する時最初に得ずる善根の得なり。

【六〇】應に説くべし云云。此の第二句の説相過失あるを以て論主更に言ひ補へるなり。如何となれば、續善の時は九品の善根の三世の得を得するが故に、茲に最初といはゞ、過去の最初の得なりや、意明かならざればなり。故に、特に、こゝに、續くものは前の得なりといふ。其の意は、前に斷善根の時、最後に捨せし所の善根の得、これは過去に住するものなるが、これを續善根の最初に得すといふ此の場合に、此の得する善根の得は過去に已に取果せしも與果せずして、過去に住せしが今續善根の時其の過去の得が現に正に與果すればなり。

【六一】第三俱句は取果にして與果なるものにして、續善根者に善の得が相續して起る位なり。これ前念の得が現在に取果し、後念の得が未來生相位に出で來るが故に、それ、力を與へて與果すればなり。

【六二】第四俱非句は例せば已に善根を斷ぜる人が善根を續げざる間の善の得の如し、斷善根最後に捨せし善の得は已に取果し居り今取果せず。善の得も無きが故に與果もなきなり。

【六三】欲食云云。欲界の煩惱を斷盡する第九無間道の

【四四】故に云云。同類因と遍行因とは共通點あると同時に、一方(同類因)は部の制限あり。他方(遍行因)は部の制限なきも、三性中、特に染に於て考察するが故に、その間に相互に寛狹あるを以て、四句分別的考察をなし得べし。茲には四句分別するも、婆沙は順後句を作れり。婆沙は、遍行因を同類因の特殊の場合と見るに基く。(婆沙二十一卷毘曇部七、四〇八頁参照)

【四五】第一單句は同類因にして、遍行因に非ざるもの即ち十一遍使の煩惱を除く、餘の同類因となる法なり。此の中、非遍行なる法の同類因と爲るものとは、十一遍行以外の法にして、同類因たるの資格を有する法を同類因と爲すとの意なり。

【四六】第二單句は遍行因にして同類因に非ざるもの、身見等の他部即ち滅・道・修所斷等の染汚法の因となるものにしては、遍行因なるも、他部の因となるが故に同類因に非ず。

【四七】第三俱句は同類因にして、遍行因なるもの。身見等の自部にも遍ずる法が因となるものなり。

【四八】第四非句は染法を善に望め、善を染に望むる等の場合を指す。

【四九】若し法云云。現行の法あり、諸法の力によりて生ぜらるゝ時は、前者を土用果と名け、法の力となるを、その因(廣くは五因、狭くは俱有、相應)と名く。

【五〇】下地の云云。欲界善心の加行の力により土地の定に入るが如きをいふ。

【五一】清淨なる靜慮云云。淨定のこと(此論二十八、參照)。此の淨定より能變化を生じ、種種のものを化作す。

【五二】是の如き等云云とは、土用果の類の多きを示す。

【五三】擲滅も亦不生の土用果といはる。道の土用力にて得する果なればなり、されど彼は常なるが故に因力

より生ぜるに非ず、彼は擲の土用果なりとの意。

【五四】前に已に云云。果は因の先きに来ることなきが故に、已生法を除き、この已生法以外の因と同時なるもの、及びその後なる有爲法の、一切は増上果と名くるなり。増上果は能作因に對するものなれば、有爲法の發生自身は已にこの果なればなり。

【五五】此の餘云云、「此の」とは、土用力ある作者たる法を指す。此の作者以外の不障のものをも増上果と名くとの意。

【五六】彼等の作品は、調刻師にとりては其のとき土用果たり又同時に増上果たるも、餘の者に對すれば増上果なるも土用果に非ざるが如しとなり。

【五七】婆沙卷二十一、(毘曇部七、四一二頁以下、舊譯卷五、一九三頁中、正理卷一八、光記卷六、一三二頁以下參照)。

【五八】何れの位とは、三世の位。

【五九】(59) varhamāgāh phūjan pañca

Sp'uzanti davan p'nyoohutah. O T

varhamābhūyikūn davan

oho 'itah p'nyoohuti.

舊譯

五現世取果 二是時與果

二現世過去 一過去與果

本節の最後に説くが如く、能く彼の結果に對して種となるが故に取果と號き、正しく其の果に力と與ふるが故に與果と言ふ。但し、喩を以て因の取果與果を説明せば、同時因果たる俱有相應因の取果は紙上に字を書くが如く、與果は書と同時に表はるゝが如し。之に對して、同類・遍行・異熟の如く、異時的因果の取果とは的を狙ひて番へたる矢の如く、與果とは正に放たれたる矢の勢に的に當らんとするが如し。その中、同類遍

場合なるが、併しながら、若し作用の義を廣く解すれば他の諸因にも通じ得べきを以て、此の間あるに至れるなり、之を通の士用果と名く。

【四三】因と俱生すとは、俱有因、相應因に對していひ、無間生とは、同類因、遍行因に對していふ。

【四二】異熟果は因と俱ならず、又無間に非ざることは先已に説けり。

【四三】隔越の遺士用とは、因が遙かに時間を隔て、果に作用するをさふ。

【四三】娑沙卷二二一、(毘曇部十三、一〇六頁以下)、舊譯卷五、一九三頁上、正理卷一八、光記卷六、一三〇頁中以下參照。

【四三】(57) vipāka 'yaktāto dharmāḥ, sūtvāldhyo vyaktāto bhavāḥ.

nigvāndo hetusādṛśyāto  
vīśāṅgyogaḥ kṣayo dhīyā,

舊譯

果報無記法、衆生有記生、  
等流似自因、離滅由智盡、

(58) yudhālājī jāyate yat tat  
pūḥaṅg puruṣakāraṅgām,  
apūrvāḥ saṃskṛtāstāvā

saṃskṛto 'dhipateḥ pūḥaṅg.

先未有有爲、有爲増上果。

異熟果は因の善惡なるに對し、常に無記法にして、因と異類にして熟するによりて此の名有り。五類門を以て分別せば、有情數にして、常に有記の善惡より生ずるが故に、等流所長義には通ぜず。

等流果は遍行同類二因の果にして、自らの因たる遍行と同類との因より流出して、その因に自ら相似するをさふ。

離繫果は慧の擇力に依りて、煩惱の繫縛を離れたる處にて證る盡滅の法即ち煩惱の繫縛を離れたる無爲涅槃をいふ。士用果とは法の、他の法の士用力即ち物を生ずるそれ自體の力によりて、同時に生ぜらるるもの。又増上果とは、凡そ、有爲法の中に於て、已生の法を除きて、因と俱時及び因より以後の法ならば、凡べて因に對する不障の意義によりて増上果と名く。

【四三】異熟果に就きては、特に娑沙卷二十、(毘曇部七、三七九頁以下)を參照すべし。

【四三】一切の不善はその結果に於いて、三惡道の異熟を記し、善業は人天善趣の異熟を記す。

【四三】彼れとは、善惡の有記の業なり。異熟果は善惡業をなしてより、若干の時間を經過して生起するものにして、又作業と同時にあらざれば、作業後、直ちに生ずることなし。

【四三】非有情數とは、一般器世間を意味す。

【四三】共に云云。器世間等は、共業所感とて、衆生の各業の共同して作れるもの、而してその結果は一般に共通するものなるを以て、之を異熟と名けず。異熟とは必ず各自特別の果報をいふ。

【四三】餘の云云。甲が或る業をなしたるに對して、乙も、甲と同じ異熟果を受くべき理なしといふ義。

【四三】其の増上果とは、上に明せる非有情數たる山河大地なり。之れも亦有情の業の所感なれども、之れは共通の共業所感なるが故に、共受用のものなり。

【四三】此れが果云云。遍行因は欲界乃至有頂にあれば其果も亦欲界乃至有頂にあり。遍行因が染なれば、其の果も亦染なり、故に之を因と相似すと云ふ。

【四三】種類とは、五部のことにして、遍行因は五部染法の遍因となるも、同類因は然らず、各部の因が各部の果を生ずるなり。



事の法といふを指す。故に經部の之を無體の義に釋するは非なり。

※娑沙卷二十一、(毘曇部七、四一二頁以下)、舊譯卷五、一九二頁下、正理卷一八、光記卷六、一三〇頁上參照) 詳細は毘曇部九、二八七頁の「愛結の一行問答」の節參照のこと。

【E07】(56) *viññāhā phalam antyasya* १५४

*pūrvasyādhipateja phalam* १५५

== (*pūrvasyādhipateja phalam*)

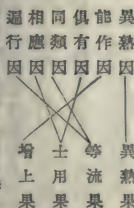
*sahāgasesvatratnagor*

*niṣyandāh, paurusaṇa dravyāh.*

舊譯

後因果報果、前因増上果、同類及遍行、等流二功力。

今五果と六因との關係を見るに、五果の中の離繫果は六因によりて引起する所に非ざる故に、且らく之を除く。かくて、因果の關係は、異熟因に對して異熟果有り、能作因に對して増上果あり、同類遍行二因に對して、等流果あり。俱有、相應二因に對して士用果有り。之を圖表すれば次の如し。



【E08】増上とは因の力用の勝れたこと。

【E09】障無き云云。若し障ふれば、果無きが故に、障へざる力用に増上の名を附すとの調ひ、無力の能作因に就て云ふ。

【E10】或は云云。有力の能作因に就ていふ。

【E11】十處界云云とは、五根五境が所依所緣となりて五識を生ずるを増上の力用とする意。

【E12】有情の業云云。共通の果たる器世間(世間)を感じるを有情の共業といふ。之れも能作因の力なり。

【E13】等流果。因の性質と果の性質と相似たる時、その果を等流果と名づく。同類因と遍行因とは、自己に相似する果を生ずるが故に、その果は即ち等流果と稱すべしなり。

【E14】士用果とは、前の異熟因に對する異熟果、同類因に對する等流果の如く、因と果との性質に就いて觀察したる因果關係にあらずして、諸法が因縁和合して同時に同一の果として現行し生起せる即ち現象の上にて、其の和合せる要素としての各法自體を結合力の方面より見て、因と稱し、成立する上の法の作用の方面を果と稱せしもの、或は、單に法を因とし、その諸法の作用は果なりと見るも亦可なり、此果を即ち士用果と名ぐるなり。(五蘊所成の人體に就きて考ふべし) 而して俱有因と相應因とは、互爲果と見るも、同一果と見るも、要するにかくの如く觀察したる因果關係の規定なれば、その果を士用果といふ。

【E15】士の體云云とは、光記に従へば、勝論が主體(實句義)以外に別に業句義あるを遮したる文なりといふ。

【E16】士の用云云とは、士用の名は喩に就て云へるものにて、恰も人間(士)といふ主體が見る、働く等の作用を有するが如きものなりと。

【E17】鶴足藥草(Kakka-jungā-ogrodhi) 鶴の足に似たる藥草を鶴足と云ふ。

【E18】醉象將軍(Othra-haeti-sarabhi)とは勇猛なること醉象に似たる將軍をいふ。

【E19】唯此の二因云云。以上述べたる士用果は、所謂俱生展轉の士用果とて、主として狭き意味に解したる

異熟と漏と二と、及び同類とを除きて餘より生ず。

心心所法に就きて

(61) 此れは、謂はく、心心所なり。餘〔の法〕は及び相應を除く。論じて曰はく、諸の染汚法は異熟因を除ける餘の五因より生じ、異熟生の法は遍行因を除ける餘の五因より生じ、三の所餘の法は、雙べて異熟と遍行との二因を除ける餘の四因より生ず。初無漏の法は、雙じて前の二及び同類因を除ける餘の三因より生ず。

是の如き四法は何等を説くとせんや。

謂はく、心心所なり。

不相應及び色に就きて

不相應行と及び色との四法は、復、幾因より生ずるや。心心所にて除きし所の如き因の外に及び相應〔因〕を除く。應に知るべし、「餘の法」は、四、三、二の餘の因の生ずる所なることを。

〔即ち〕此の中、染汚と異熟生との法は、餘の四因より生じ、三の所餘の法は、餘の三より生じ、初無漏法は餘の二因より生ず。一因より生ずる法は、決定して有ること無し。

【三九九】 事とは繫縛さるゝものゝ義。

【四〇〇】 愛結とは貪煩惱の義。

【四〇一】 悲結とは瞋煩惱のこと。

【四〇二】 所因の事 (hetu-yogatu) とは因のこと、子は父に因りて生ずと言ふが如し。

頁上) 参照。

【三八】 涅槃 (Nirvāṇa) には諸義あり、此處にては其の中の一義なる消ゆる義なり。(滅の義)。

【三六】 阿毘達磨とは品類足六(大正二六、七一六頁上)。

【三九】 無事の事は體の義。

【四〇】 彼とは毘婆沙師のこと。

【三九】 五種云云。婆沙五六毘婆沙部九、二八四頁) 婆沙一九九十六(毘婆沙部十七、八四頁) 雜心論九(大正二八、九四六頁下) 参照。

【四一】 自性の事 (svabhāva-yogatu) は法の自體といふ義。

【四二】 有る處とは發智論二十(大正二六、一〇二六頁下)(毘婆沙部十七頁一〇五頁参照) 下文の「此の事」の事は前の此の事は不淨、後のは不淨觀を意味す。

【四三】 所緣の事 (ālambana-yogatu) とは心心所に緣せらるゝ所緣の境のこと。

【四四】 有る處とは品類足論六、(大正二六、七一三頁下) 参照。

【四五】 其の事に隨ふとは四諦の法中有漏の因果は苦智集智に緣せられ、無漏の因果の法は滅智道智に緣せらるゝが如し。

【四六】 繫縛の事 (samyojanīyavogatu) とは煩惱に縛せらるゝ法の意。

【四七】 有る處とは發智論三(大正二六、九三三頁下)。

【四八】 有る處とは品類足論六(大正二六、七一六頁上)。

【四九】 所擇の事 (paricchinna-yogatu) とは人の攝して我物として受用する物柄。

【五〇】 有る處とは、婆沙五十六(毘婆沙部九、二八五頁)。

【五一】 今此の中とは上の品類足論の文に、無爲法を無

分別根本品第二の四

二九九

第十三節 九果説

復た有る餘師は、前の五果の外に別に別に四果を説く。一には安立果。謂はく、水輪は風輪の果となり、乃至、草等は大地の果となるが如し。二には、加行果。謂はく、無生智等が遠く不淨〔觀〕等の果たるが如し。三には、和合果。謂はく、眼識等が眼根等の果爲るが如し。四には、修習果。謂はく、〔能變〕化心等が、諸の靜慮の果たるが如しと。

五果との關係

第十四節 法と因との關係

因果を説き已りたり。復、應に此の中、何れの法は幾因の所生なるかを思擇すべし。

四種の法

法に略して四有り。謂はく、染汚法と、異熟生法と、初無漏法と、三の所餘の法となり。

餘の法とは何ぞ。

謂はく、異熟を除く、餘の無記法と、初無漏を除く諸、餘の善法となり。

此の如き四法は、頌に曰はく、  
 (60) 染汚と異熟生と、餘と初聖とは、次の如く、

二九八

て苦果を滅すること。

【三七】 靜息とは、騒がしき煩惱が靜まり息むこと。從つて苦果の靜息すること。

【三六】 永く没すとは、煩惱と苦果とが永く隠れて起らぬこと。

【三七九】 前の「斷じ」より「生ぜず」に至る文句は總て一の涅槃の異名なり。今の「生ぜず」の言は涅槃が非有なるを顯はすに適當なるを以て經部師が引證せるなり。

【三八】 諸の依とは苦果のこと。

【三八】 云何にして云云。悉に涅槃を説いて「生ぜず」とあるは單に消極的に生ぜずといふ意味にあらず、その根本には拂滅の涅槃といふ實有體ありて、煩惱を生ぜざらむるに由ると解すべきなりとの義。

【三九】 我等云云。有部は此に依りて無生なりとて、八轉聲中の第七所依格(Cloative case)を用ふることによりて滅の實有を證明せんとしたれど、吾等經部より見るに、所依格を用ひるもその目的には何の意味も有せずとなり。

【四〇】 若し「此に依る」云云。已有の義とは、已に先より擯滅といふ法有りて、其の力に依りてといふ義なり。

即ち有部が擯滅といふ先在的作用に依りて、不生ありと言はゞ、煩惱の滅の位に、不生となるべき筈なく、元來、初めより不生なるべき筈ならずや。

【四一】 若し「此に依る」の言を已得云云。已得の義とは此擯滅涅槃を得せし其力に依りてといふ義。然らばこれ道に由りて斷を得するものなれば「此に依る」とは道の得に依ると云ふ義ならざる可からず。

【四二】 信受云云。爰に其餘の涅槃を假定するの要あらんとす。

【四三】 經とは雜阿含二十九(第八一六經、大正二、二一〇頁上別譯雜阿含六、第一一〇經、(大正二、四一四



無覆無記の同類因

有所識心の刹那に約す  
善

(口)不善心等

取果と與果との意義

異熟因の與果

無覆無記の同類因の中に順後句有り。謂はく、與果の時は必らず、亦取果すれども、或る時は取果にして與果に非らざるあり。

〔即ち〕阿羅漢の無餘涅槃に入る時の〔最後の諸蘊を謂ふなり。有所縁の〕刹那の差別に約するに〔善〕の同類因に亦、四句有り。

第一句は、謂はく、善心の無間に染、無記心を起すなり。

第二句は、謂はく、上と相違す。

第三句は、謂はく、善心の無間に還た善心を起すなり。

第四句は、謂く前の相を除く。

不善心等も、其の所應の如く亦、四句有り。准例して説くべし。

### 第三項

取果と與果との意義及び異熟因の取與果

取果と與果と、其の義云何。

能く彼れの種と爲るが故に取果 (phalam pratighanati) と名

け、正しく彼れに力を與ふるが故に、與果 (phalam tadati) と名

く。

異熟の與果は、唯過去に於いてす。異熟果は因と俱なること及び無間なること無きに由るが故なり。

分別根本品第二の四

成立するのみといふ義。

【三六】 滅は云云。有部にては第六轉の「の」を別體同志の繫屬にも用ふと解す。例へば、王の心といふとき王の臣との體は一に非ざる如し。

【三七】 何によりて云云。經部にては貪の體の滅無して無きを彼の事の滅と稱し、體と滅とは能く對するに無きも、今の有部の釋にては擇滅に別體有りて、彼の事と滅とが體を別にす。故に、二體のつなぎは事體の繫縛を離れし時の滅の得と説く。故に今經部は擇滅無爲の得は有爲なるを論據として、有爲と無爲とが必然關係にあり得ざることを主張して、上の難を作る。

【三六】 契經は雜阿含九第二三七經(大正二、五七頁下)參照。

【三六】 現法涅槃 (dharma-dharmaviva) とは有餘涅槃の義。現身に涅槃を得すといふが故に、涅槃はその上の得によりて、現身と繋ぐものと解すべし。體の無きものを獲得 (gaha) すとはいふ可からずとの謂。

【三七】 對治 (道) 云云。契經の意は能得にて涅槃を我身に引きつくることに非ず。能對治道が起りて煩惱を斷ずるに依り、煩惱と後有 (他生等) とに違害する所依の身を得、此の身を得るときは、未來の煩惱及び後有は生ぜず。此の煩惱後有の不生なるを以て、涅槃を得と名くるなりと解する謂。

【三七】 契經云云。雜阿含十三第三〇六經(大正二、八八頁上)參照。こは涅槃を嘆ずる十名を掲ぐる經なり。

【三七】 各別に云云。三界九地の苦果と煩惱とを各別に捨離せしこと。

【三七】 盡すとは苦果と煩惱が無くなれること。

【三七】 染を離るとは、苦果煩惱を離るること。従つて苦果を滅すること。

二九七

成就に約する  
場合  
善の同類因

善の同類因は、有る時には取果するも、與果は非らざることあり。應に四句を作るべし。

第一句は、謂く斷善根の時、最後に捨する所の〔善の〕得なり。

第二句は、謂く續善根の時、最初に得する所の得なり。應に説くべし。〔爾の時、續くものは前の得なり〕と。

第三句は、謂はく、善根を斷ぜざるもの所の餘の諸位に於けるものなり。

第四句は、謂はく、前の相を除く。

又、不善の同類因の中に於いても、亦四句有り。

第一句は、謂はく、欲貪を離るる時、最後に捨する所の得なり。

第二句は、謂はく、離欲を退する時、最初に得する所の得なり。

應に説くべし、〔爾の時、退するものは前のを得するなり〕と。

第三句は、謂はく、未だ欲貪を離れざるもの所の餘の諸位に於けるものなり。

第四句は、謂はく、前の相を除く。

有覆無記の同類因の中にも亦、四句有り。〔その四句は〕阿羅漢〔果〕に於いて得する時と、退する時と、未得と、及び餘となして、理の如く應に説くべし。

有覆無記の同類因

いへるに闕言す。

【三五四】災横とは、惡業煩惱等の惡しきものをいふ。

【三五五】若し云云。四諦の法門第三の滅諦は即ち擇滅無爲を説けるもの。而もその諦(智)とは、實の義なるが故に、之を非有と解するは非なるべしとの難なり。

【三五六】無倒とは、法の實理真相に叶ひ、顛倒無きこと。

【三五七】此れは云云。聖諦とは、つまり無倒の觀察といふことなれば、無爲を非有と解したりとて、不都合なからんとなり。

【三五八】第二云云。聖者が無漏智を起して、四諦の理を見るときは、第二集諦の次に滅諦を觀じ、又四諦の法門を説くに際しても、亦第二集諦の次に、第三滅諦を説くが故に、第三の聖諦と稱す。實體の有なるによりて第三と云ふには非ず。

【三五九】無の境云云。有部は無の境を緣じては吾等の識起ることなしと立つ。故にこの難を提起せるなり。

【三六〇】經部は吾等の諸識は無を緣ずるも起ると許す。

【三六一】去來云云。第二十卷三世實有の問題を論究したる個處。

【三六二】此は體の得べき云云。現量によりて破す。

【三六三】復た用の云云。比量によりて破す。

【三六四】又若し云云。聖教に違する過を擧げて破す。

【三五五】彼の事云云。若し非有以外に別に滅の體あるならば、經文に「彼の事の滅」といふ、屬格を用ゐる管なからん。何何の滅とあるは、何何の無きことを示すに外ならず。故に經文に彼の事の滅とあるは、彼事即ち貪等の煩惱のなきことを意味すと解せざるを得ずとなり。

【三六六】滅と事云云。煩惱と煩惱の滅とは、矛盾關係をなす概念にして、その間に因果關係あるにあらず。ただ煩惱のなき所に彼の事の滅といふ第六轉の文法關係が

上に説く所の六種の因の中に於いて、何れの位に何れの因が取果し、與果するや。

頌に曰はく、

〔59〕五の取果は唯現なり、二の與果も亦然り。

過現の與は二因なり、一の與は唯過去なり。

五因の取果

論じて曰はく、五因の取果は唯、現在に於いてし、定んで過去には非ず。彼れ已に取〔果〕せるが故なり。亦、未來にも非ず。彼れ用無きが故なり。

能作因の取果

亦、應に是の如く、能作因をも説くべきも、「之れは」、「必ずしも」定んで果有るには非ざるが故に此に説かず。

俱有相應の與果

俱有と相應との與果も、亦、爾り唯、現在のみに於いてす。此の二因は、取果と與果とが必らず俱時なるに由るが故なり。

同類遍行の二因の與果は、過現に通ず。

過去は然るべし。如何にして現在に等流果を與ふるや。

等流果が〔因の〕無間に生ずること有るが故なり。

若し、果の已に生ずる時は、因は便ち過去にあり。〔是れを〕

已與果と名く。應に更に與〔果〕すべからず。

第二項 同類因の取與果に就きての

四句分別

分別根本品第二の四

りてあるべし〔十〕、我あるべし〔十一〕、我此にあれば〔十二〕、我斯くあるべし〔十三〕、我異りてあるべし〔十四〕、我ありや〔十五〕、我此にありや〔十六〕、我れ斯くありや〔十七〕、我異なりてありや〔十八〕といふ是れなり。茲に十八種の愛起る。未來、現在の世にも亦是の如く各各十八種を説く。

〔三四四〕彼とけ、過現の煩惱、即ち種子の因たるものを指す。

〔三四五〕已滅とは、過去。

〔三四六〕正滅とは、現在。之れ等は斷ぜずとも自然に滅するものなり。何ぞ勦勞を設けて、斷ずる必要有るべきやとの意。

〔三四七〕經は雜阿含卅一〔大正二、二二五頁下〕參照。

〔三四八〕離染〔Vijaya〕とは、擲滅涅槃のこと。

〔三四九〕經部が三無爲を無體とせしが故に、若し爾らばこの擲滅なる無を無爲なる無に於いて立て、第一となすは、石女の兒と言ふが如く無意義ならずやとなり。

〔三四〇〕我が説く云云。經部の説にては、涅槃は無體なるの理必定して有るべし。一切の迷法の無に歸せるものが涅槃にして、此の體無きこと有るを涅槃有りといふなり。

〔三四一〕此の聲とは、現在の聲の意。

〔三四二〕非有云云。非有を説いて、何物かあるかの如くに有といふ譯には行かざれども、非有といふ事實が有るとは言ひ得るとなり。蓋し勝論が十句義中に無體句義〔abhava padarthin〕を立つるに似通へる思想とす。

蓋し「有」の言は、定んで實に目くべきのみに非ずして、無にも亦目くべく、涅槃有りと言ふ有りも此の「有り」に外ならずとなり。

〔三四三〕稱歎とは上に有部が引ける經に、離染最第一と



第四句は前の諸相を除くものなり。

第三項 離繫果と士用果

慧に由りて盡す法を離繫果と名く。滅の故に盡と名け、擇の故に慧と名く。即ち擇滅を説いて離繫果と名くるなり。

士用果

若し法にして、彼れの勢力に因りて生ぜらるれば、即ち此の法を説きて、士用果と名く。下地の加行心の力に由りて、上地の有漏無漏の定生じ、及び、清淨なる靜慮心の力に因りて、變化身の生ずるが如き、是の如き等の類なり。

不生の士用果

擇滅は、道力に由りて得ずと言ふべし。

第四項 増上果

諸の有爲法のうち、前に已に生ぜるを除きて、是の餘の有爲は増上果と名く。

士用果と増上果

士用と増上との二果は、何に殊なるや。

士用果の名は唯、作者のみに對し、増上果の稱は、通じて、此の餘にも對す。匠に成さるゝことを、能成の匠に對しては、具さに士用と増上との果の名を得るも、餘の匠に非ざるものに對しては、唯、増上果たるのみなるが如し。

第十二節 六因の取果と與果

第一項 取果と與果との相

此の三世の苦が永く斷ずる、その體は擇滅涅槃なり。爾れば、唯未來世の上に許り不生の涅槃有りて過現の法の上に不生無しと云はれまじ。之れを如何に通ずるかやの難意。是は有部にては三世の衆苦が永斷するとは、過去の煩惱の法後得も、未來の煩惱の法前得も現在の煩惱の法俱得は勿論のこと、委く自性斷して、三世の煩惱の繫縛を離るる時をいひ、この時に實體有る涅槃即ち擇滅を證すと説くに、經部にては、煩惱種子を斷じて、後の煩惱苦果の生ぜざるに至れる處に擇滅を立つるが故に、未來の衆苦の永斷するは可なるも、過去現在の衆苦永斷は差支えを生ず。故に有部より此の難を出せるなり。

【三六】世尊云云。雜阿含三。(第七七經、大正二、一九頁下)參照

【三九】色斷とは、無間道にて食欲を斷ずること。

【四〇】色遍智(cupa pavijāta)とは、解脫道にて食欲の繫縛を離れて、擇滅を證ること。

【四一】過現の苦云云。この經は能緣の食欲を斷ずることを所緣に約して色斷又は色通知と名くるが如く、有部の引用したる經文の意味も、能緣を所緣に約して過現の苦を斷ずと言ひ表はせるのみならずとなり。

【四二】餘の經とは、例せば雜阿含廿六卷。第六六〇經に「於縛得解、害諸色、過去・未來・現在・一切漏盡、亦如是説」(大正二、一八四頁上)とあり。

【四三】愛行(ārahāṇa)とは、食愛の起動することにして此に十八種あり、謂く「我あり」と云ふことあれば、我此にあり(一)、我斯くあり(二)、我異なりてあり(三)、我賞なり(四)、我は非實なり(五)、我當にあるべし(六)、我當にあらざるべし(七)、我當に此にあるべし(八)、我當に斯くあるべし(九)、我當に異な

問

答

等流果

遍行因を別立する所以

同類因と遍行因との關係

能く是の如く受用すればなり。「然るに」夫の異熟果は、必らず能く共に受用する義有ること無し。<sup>四三〇</sup>餘が業を造りて、餘が斯れに由りて異熟果を受く可きにあらざればなり。

其の増上果も、亦、業の所生なるに、何ぞ共に受くることを得るや。<sup>四三一</sup>

共業より生ずるが故なり。

第二項 等流果

自の因に似たる法を等流果と名く。謂はく、同類と遍行との二因に似たるなり。

若し遍行因も、亦、等流果を得すとすれば、何ぞ、此れを即ち同類因と名くと許さざるや。

此れが果は但だ、地(同じき)と等しく染なるとに由るが故に、因と相似す。<sup>四三二</sup>種類に由らず。

若し種類に由りて、果も亦、因に似るときは、此の果の所因を乃ち同類と名く。<sup>四三三</sup>

故に、是の問を作す。「若し是の同類因も亦遍行因なりや」と。應に四句を作るべし。<sup>四三四</sup>

第一句は非遍行なる法の同類因と爲るものなり。<sup>四三五</sup>

第二句は他部に遍する法の遍行因と爲るものなり。<sup>四三六</sup>

第三句は自部に遍する法の遍行因と爲るものなり。<sup>四三七</sup>

分別根本品第二の四

【三六】大衆部の例に對しての、經部の答なり。擇滅無爲は、いかにも擇力によりて得らるるも、その當體は、本來存するものなれば、擇力によりて初めて生ずるものにあらずとなり。

【三九】未生法云云。不生の法は本來、不生法たるものにして、擇力によりて初めて、不生法が不生の理を有し來るにあらずといふ意。

【四〇】「諸法の」不生云云。不生の滅理即ち不生の擇滅の意。

【三一】自有とは、他の助を借らずして自分自ら定在すること。

【三二】擇滅無爲に對する擇力の功能を簡單に云へば、有爲法はその自らなる法則によりて、常に續起すれど、擇力の作用するによりてその續生止みて永く不生たるに至る。この不生の當體を擇滅無爲と名くるが故に、擇力の作用は、ただ有爲法の續生に障礙をなすといふに止まりて、その永生の當體は自有なれば、擇力の直接に創造したるものにあらずといふ也。然れども、經部は此の永生の積極的存在性を認めず。

【三三】若し唯云云。經部と大衆部との問答終りて再び有部對經部の論難に移りて不生を擇滅無爲と見るの可非を論ず。

【三四】經云云。例せば雜阿含二十六、第六六〇經(大正二、一八四頁上)に曰く、

「於此五根修習、多修習過去未來現在一切苦斷」と。附記。五根とは、情動念定慧の五根なり、二十二根等の下参照。

【三五】若くは、修とは見道の位に、無漏の五根を修して起すこと。

【三六】若くは、習とは修道の位。

【三七】若くは、多く修習とは、無學道の位。

第十一節 五果の細相

異熟等の果は其の相云何。

頌に曰はく、

【57】異熟は無記の法なり、有情なり、有記より生ず。

等流は自らの因に似たり。離繫は慧に由つて盡すなり。

【58】若し彼の力に因りて生ぜば、是の果を士用と名く。

前の有爲法を除く、有爲は増上果なり。

第一項 異熟果

論じて曰はく、唯、無覆無記法の中に於いてのみ異熟果あり。

異熟果

此れは亦、非有情數にも通ずと爲んや。

五類門分別

唯、有情に局る。等流及び所長養に通ずと爲んや。

有情記

【三六】一切の不善と及び善の有漏とは、能く異熟を記するが故に、有記と名く。

【三七】彼れ従り後時に、異熟は方に起りて、俱と無間とに非ざるを

有記生と名く。是の如きを名けて異熟果の相と爲す。

【三八】非有情數も亦、業従り生ずるに、何ぞ異熟に非ざるや。

非有情數と異熟果の關係

【三九】共に有するものなるを以ての故なり。謂はく、餘〔人〕も亦、

「エリワクル」こと。

【三二】餘とは、餘の煩惱及び後有的こと。即ち經部に從へば、現行の煩惱も無漏智の力が加りて、次ぎの煩惱を生ぜざらしめ、又次の生あらざらしむるに到る當體を擇滅といふ。

【三三】衆同分云云。百年生くべき者が中天して五十年にして死する時は、残り五十年の五蘊は緣が缺けて永く生ぜざるが如し。之れを缺緣不生と稱し、之れを非擇滅を得すと名く。此は擇力、即ち無漏智によらざるが故に、非擇滅といふ。

【三四】餘部とは、上座部 (Sthaviravāsi) の説。【三五】揀擇の力云云。前の上座部の解釋に對する經部の批評なり。即ち上座部は墮眠の生ぜざるは擇滅にて、後苦の生ぜざるは非擇滅なりといへど、それは正當なる解釋にあらず、後苦の滅も、同じく擇力(無漏智)によるものなれば、之も矢張、擇滅に攝すべきなりとなり。

【三六】有るが云云。こは特に非擇滅に對する大衆部の解釋なり。有部にては法が過去に入るとは要するに用の滅する迄にして、體は三世に極有なりと説くも、大衆部は過去無體と稱し、法の過去に入れるは無に歸すと説く。即ちこの無に歸することは非擇滅なりといふなり。

【三七】是の如く缺云云。上の説にては、有爲法未だ滅せざる間は、非擇滅無く、滅せし時に於て、非擇滅生ずと説くが故に、先無後有の無常物とならんとすの意。

【三八】右の經に對して大衆部は擇滅無爲の例を出して、その然らざるを辯ず、擇滅無爲は擇力を先きとして後に顯はるが故に、矢張、先無後有と言はざるべからず。而も之を無爲と言ひ得るならば非擇滅も同様の意味にて無爲と謂ひ得べしとなり。



亦、勝力有り。十處界を五識身に於てし、諸の有情の業を器世界に於てするが如し。耳等を眼識の生等に對するも亦、展轉して増上の生力有り。聞き已りて、便ち見んと欣ぶ欲を生ずるが故なり。此等の増上は應の如くに當に思ふべし。同類と遍行とは、等流果(nīśānādapāṭa)を得ず。此の二因の果は、皆因に似るが故なり。

俱有相應因と士用果  
俱有と相應とは、士用果を得ず。士の體を越えて、別の士用有るには非ず。即ち此れが得する所を士用果 (puruṣaka = rūpāṭa) と名く。

特に士用果の名  
此の士用の名は、何の法に目くと爲んや。即ち、諸法の有する所の作用に目く。士の用の如くなるが故に士用の名を得るなり。世間の、鴉足藥草、醉象將車と説くが如し。

通の士用果  
唯、此の二(因)のみ、士用果有りと爲んや、餘も亦、然りと爲んか。

第一説  
有るが説く、「餘の因にも、亦、此の果有り、唯、異熟(因)を除く」と。士用果は、因と俱生し、或は無間に生ずるも、異熟は爾らざるに由る。

第二説  
有る餘師は説く、「此の異熟因も、亦、隔越の遠士用果有り。譬へば、農夫の收むる所の果實の如し」と。

分別根本品第二の四

【三三】 別に云云とは、色心以外に擇滅の體ありといふ義。

【三四】 此とは、三無爲。即ち物のなき所を無爲と名くるものなるを以て、無爲は五蘊の如く或る一物として存在するにあらずとなり。

【三五】 若し稱らばとは、經部の所説に従へば無爲には體なきを以て、體の無き者につきて何故に虚空擇滅等の名を立つるやとの問。

【三六】 觸るる所の無きとは、有對の物なきと云ふと同じ。

【三七】 暗中とは、明ある處にても唯だ觸對する所無きは虚空なれども、暗中は眼の見ざる所、空の相顯はれ易きを以て殊に暗と言ふなり。

【三八】 以下擇滅を説く。擇滅とは、但、惡苦の生ぜざるを以て、其の體とするなりとなり。此の中、過去に已に起れる煩惱の種を熏じて身に在るを已起隨眠と名け、即ち此の隨眠が能く後々の煩惱と後有とを引くを生種と名く、或は過去の種子を已起隨眠と名け、この過去の已起隨眠の生ずる所の現在種子を生種と名く、或は現在する煩惱の種子を已起隨眠と名け、此が能く後を生ずるを生種と名く等と言ふ。

蓋し此種子論は經部の有名なる立場の一なりとす。

【三九】 滅する位とは、惡種は若し未だ簡擇力に由らざるは、能く後々の煩惱と後有とを生ずるも、簡擇力に由らば、餘は更に生ぜず。即ち、無間道は猶、惡種と俱にして種と俱滅するも、然も無間道の簡擇力に由るが故に、餘の後位の煩惱の種子、及び當に現行すべき煩惱・後有をして永く更に生ぜしめず、此の生の永無なるも之を名けて滅となし、此の位を茲に滅する位と言ふなり。

【四〇】 揀擇とは、無漏忍智起りて四諦の理を揀擇、即ち

有部の宗

處に言ふが如し、「田事、宅事、妻子等の事なり」と。  
今、此の中に於いては、因を説きて事と名く。無爲法は都べて因有ること無きを顯はすなり。  
是の故に、無爲は實に物有りと雖も、常に用無きが故に、因も無く、果も無しといふなり。

第十節 六因と五果との關係

總じて論ずること、已に竟はんぬ。諸果の中に於いて、應に何れの果は何れの因の所得なりやを説くべし。

頌に曰はく、

(56) 後の因の果は、異熟なり。 前の因は増上果なり。

同類と遍とは等流なり。 俱と相應とは士用なり。

異熟因と異熟果

論じて曰はく、「後の因」と言ふは、謂はく、異熟因なり。六因の中に於いて、最後に説くが故なり。初の異熟果 (vipakapha) は、此の因の所得なりとす。

能作因と増上果

「前の因」と言ふは、謂はく、能作因なり。六因の中に於いて最初に説くが故なり。後の増上果は、此の因の所得なりとす。増上なる「因」の果を、増上果 (adhijapitahata) と名く。

唯、障無くして住するに、何の増上「力用」がある。  
即ち、障無きに由りて、増上の名を得たり。或は能作因も

めには、所縁の境を要す。その境を心識に對して所縁縁いふ。然るに無爲は諸識の對境となる限り、所縁縁なるを以つて、この難あるなり。

【三〇四】右の難に對して、經部は答へて曰く。經には心識を生ぜしむる因縁は無常なりとありて、必ずしも識の對境となるものは、凡て無常なりと説かざるを以て、常住法の無爲も所縁縁たることを得たり。

【三〇五】豈に云云。經には能生の因は是れ無常といふも、能作因はただ妨げせぬといふのみにて、積極的に能生の因たるものにあざれば、無爲法を能作因と見ることが、別段に經文と觸觸せざらんとは、有部の會通なり。

【三〇六】こは經部師が經文を引きてその説を證するに對して、有部師は之を對破するに足る經證を見出しかねたる結果として致せる言説なり。

【三〇七】若し爾らば、無爲を能作因とすることは、暫らく、有部の主張通りなりとするも、離繫果に就ては大に争はざるべからずとの義。これ、有部は離繫果、即ち擇滅を以て、例によりて實有の體と見るに反し、經部は擇滅無爲とは要するに一切の煩惱の滅盡したる當體、即ち煩惱の非有に名けたる名義と解する所より來る大論争なりとす。

【三〇八】本論とは、前掲本節初頭の品類足の文を指す。

【三〇九】先には、界品の初頭。

【三〇】此の自性とは、擇滅無爲即ち離繫果の當體をいふ。故に離繫果、擇滅以外の別途の表現法によりて之を開示せよと迫るなり。

【三一】諸の聖者云云。見道以上の無漏智の起れる聖者のみ擇滅を知る。

【三二】總相とは、微細に詳説することなく、唯概説して云云の意。

擇滅無燈の證  
(經部)

るべし。涅槃は、當「住」なるが故なり。若し「此に依る」の言を已得の義に屬せば、是れ則ち道の得に依ると許すべし。故に唯道に依り、或は道の得に依りて、苦をして不生ならしむと、汝應に信受すべし。此に由りて善く三六六經に喩を説きて、「燈焰の三六七涅槃するが如く、心解脱も亦爾り」と言ふを釋す。

此の經の意は、燈の涅槃するは、唯、燈焰の謝して別に物有ること無きが如く、是の如く世尊は心に解脱を得るは、唯、「心所等の」諸蘊の滅して、更に所有無きを説けるなり。

阿毘達磨も、亦、是の言を作す。三六八無事法は云何。謂はく、諸の無爲法なりと。三六九〔即ち〕無事と言ふは、體性無きを謂ふなり。

有部の釋  
毘婆沙師は此の釋を許さず。

經部の問  
若し爾らば、彼れ事の義を釋すること云何。

有部の五種の事  
彼れの事と言ふは、略して三九一五種有り。一には三九二自性の事。三九三有る處に言ふが如し。若し已に此の事を得れば、彼れ、此の事を成就す」と。二に、三九五所縁の事。有る處に言ふが如し。

「一切の法は智の所知なり。三九六其の事に隨ふ」と。三に、三九七繫縛の事。三九八有る處に言ふが如し。若し此の事に於いて、三九九愛結に繫せらるれば、彼れを此の事に於いて、四〇〇慧結繫するや」と。

四に、四〇二所因の事。有る處に言ふが如し。「有事の法とは云何。謂はく、諸の有爲法なり」と。五に、四〇四所攝の事とは、四〇五有る

分別根本品第二の四

ものには道の作用し得べき管なし。ただその無爲を得するその得にのみ上に關係するのみならずやとの意。  
【三六】爾らず云云。無間道は得に對しても功能あれど又擇滅に對して功能あり。その功能の作用の仕方區別あり。故に單に得のみに關係すと片附くべからずとなり。

【三六】擇滅は不生不滅なるを以て、道によりて生ずるにあらざれば、道を擇滅の生因とはなし得ざるも、擇滅は道によりて證得せらるる點より道の果といひ得べしとなり。蓋し道を擇滅の了因と名くるが至當ならんも本論は生因了因といふ區別を立てざるを以て此困難に違ひしものとす。

【三六】増上果(cārahapahala)とは、因の増上力によりて引生せらるる果。(又増上縁にも果たり)。無爲法も他の生ずるを障へざる點に於て能作因と名くるに對する難なり。

【三六】他とは、無爲の他の一般有爲法をいふ。

【三〇〇】離世の法とは、三世の制約を受くること無きこと。従つて三世法に對して取果、與果の功能なき點に於いて無爲には果なしといふ。

【三〇〇】有る經とは、雜阿含一、第一二經(大正二、二頁中)に曰く、

「世尊告諸比丘、色無常、若因緣生諸色者、彼亦無常、無常因無常緣所生諸色、云何有常、如是受想行識無常云云。」とあり

【三〇〇】若し爾らばとは、經中に、諸因、諸縁に、凡べて無常といふ。然に、無爲法が不生の法なる限り、無常なるべからざるが故に、所縁々ともなるまじとの意。縁に因縁・等無間縁・所縁々・増上縁・の四縁あるが故に此の問をなせるなり。

【三〇〇】所縁縁(sāmbhūtanāyatana)。(心識の活動のため)



有部の解

滅は、別に有りとは雖も、而も彼の事の惑の得斷する時、方に此の滅を得するに由りて此の滅は彼の事に屬すと言ふべし。

經部難す

何に因りて、此の滅は定んで此の得に屬するや。契經に言ふが如し。「比丘、現法涅槃を獲得す」と。如何ぞ非有ならば獲得すと言ふ可きや。

有部經を引き難す

對治〔道〕を得するに由りて、便ち永く煩惱と後有とに違する所依の身を獲るが故に、涅槃を得すと名くるなり。

經部の答

復た聖教あり。能く涅槃は、唯、非有なるを以て其の自性と爲すことを顯はす。謂はく、契經に言はく、「所有衆苦を皆、餘すこと無く斷じ、各別に捨棄し、盡し、染を離れ、滅し、靜息し、永く没し、餘の苦、續かず、取らず、生ぜず。此れ極寂靜なり、此れ極美妙なり。謂はく、諸依、及び一切の愛を捨し、盡し、離染し、滅するを名けて、涅槃と爲す」と。

有部の徵

云何にして不生と言ふは、此れ〔即ち實有なる擇滅〕に依りて、無生なるが故に、不生と言ふとは許さざるや。

經部の答

我等、此の第七轉の聲を見るに、滅の有を證するに於いて、都べて功力なし。〔汝は〕何の意の故に、此に依りて無生なりと説くや。

若し「此に依る」の言を已有の義に屬せば、應に本より不生な

【二八四】本論とは品類足論六(大正二六、七一五頁上)

【二八五】無爲とは擇滅無爲のこと。之を離繫と名く。已に果といふ以上は因あるべく、從つて無爲には因果なしといふは妥當ならざるべしとなり。

【二八六】無爲は三無爲なり。上の能作因を明す文の中に於て、三無爲を能作因と許す以上は、無爲は果有るべしとの意。

【二八七】因有りとは、六因より生ずる義。

【二八八】六因無きが故に云云。無爲は常住不生の法にして、六因より生ぜず。又無爲は五果を得すること無きが故に四果を有せず。(五果の中離繫を除く四)又無漏道の如く、能證の道にも非ざる故に、離繫果も無しとの謂。

【二八九】何に緣りて云云。上に無爲に因無しといふに就きての間。無間道の力にて解脱道に於て離繫果を證する。故に無間道は離繫果の能作因と許して可ならずやとの意。

【二九〇】道とは無間道。即ち無爲は不生不滅なるを以て、此無爲に對して、無間道は、生ずることに妨げせぬといふ役目を演ずることもあり得べからざるを以て能作因にあらずとなり。

【二九一】若し爾らば云云。擇滅は能作因の果に非ざれば離の果なるか。因より生ぜざれば界の義は云何との問意。

【二九二】是れ道とは同じく無間道の意。無間道の力にて、煩惱を斷じて證得するが故に果といふ。生じたる果に非ず。證得する果なりとの謂。

【二九三】得とは無間道に引起せらるる擇滅を得する得なるべしとなり。

【二九四】能とは生起の能なり。

【二九五】擇滅云云。不生滅の法なるを以て、擇滅無爲其

有部の難 如何にして、非有を立てて、第三の聖諦と爲す可きや。

經部の解 第二の無間の聖見、及び説なるが故に、第三を成す。

有部の難 若し無爲法にして、其の體、唯、無なるのみならば、空涅槃

經部の解 の識は、應に 無の境を緣すべし。

有部の問 此の無の境を緣することも、亦、過有ることなし。 去來を

經部の解 辯する中に當に廣く思擇すべし。

有部の問 若し無爲に別に實體有りと許さば、當に何なる失かあるべ

經部の解 き。

有部の問 復た、何なる徳ありや。

有部の答 許さば、便ち毘婆沙の宗を擁護せん。是れを名けて徳と爲す。

經部の解 若し護すべきものあらば天神、定んで知る。自ら當に擁護す

べし。然るに實有と許さば、虚妄の計に朋ふ。是を名けて失と

爲す。

有部の問 所以は何ん。

經部の答 此は體の得べきこと、色受等の如きもの有るに非ず。 復た

用の得べきこと、眼耳等の如きもの有るにも非ず。

又若し別に有らば、如何ぞ〔聖教に〕、彼の事の滅といふ第

六轉の聲をば立つべきや。 滅と事と、互ひに相屬するに非ず、

此彼相望むるに、因果に非ざるに由るが故なり。唯、彼の事を

遮するに第六成すべし。彼の事の無きを名けて滅となすが故に。

分別根本品第二の四

記に通ずべし、爾るに異熟果は無記ならざる可らざる

を以つて等無間縁を異熟因と云ふ可らざるなり。

【二〇】又、異熟因云云。無間に非ざる第二理由。異熟

因は善惡にして、果は無記、即ち異類にして熟するが

故に、無間、又は俱時に招果すること能はず。それが

感果する爲めには、必ず、變異して異類にして熟する

に足るべき時間を要すとの意。

【二一】(55a) [avavirgaḥ saḥiḥasā on

dyṁhyatān) kṛtyāḥkṛtān] tṛyāḥ, gāḥ pās

phalam, nānānāktāyā te.

舊譯—— 有爲擇滅果。 無爲非三因果。

一般果と稱すべき法は有爲法と離繫果たる擇滅とな

り。その内一般果たる有爲法は六因に引かれて生ずる

果にして、之れに異熟果、等流果、土用果、増上果の

四有り。離繫果は即ち擇滅涅槃にして、生ずる果には

非ず道により證せらるる所の果なり。一般に無爲法は

不生不滅の體なるが故に、それ自體は決して、六因に

よつて生ぜらるるものに非ず。之れ頃に、無爲は因果

無しといふ所以なり。舊譯に「因果に非ず」といへるは

妥當ならず。長行にあるが如し。或る意味に於て無爲

二八七

無爲なりとも、中に於いて、<sup>三三九</sup>離染を最第一と爲す」と説けるや。如何ぞ、<sup>三四九</sup>無法を無の中に於いて、立てて第一と爲すべきや。

經部の答

我れも亦、諸の無爲法は、其の體、都べて無しとは説かず。但、<sup>三五二</sup>我が説く所の如くにして有るべきのみ。「即ち例へば」、<sup>三五二</sup>此の聲の先に非有なる有り、後に非有なる有りと説くが如し。<sup>三五二</sup>非有を説きて有と爲す可からざるが故に、有の義成ずることを得。無爲ありと説くことも、應に知るべし、亦、爾り。

經部經を通ず

有にあらずと雖も、而も<sup>三五三</sup>稱歎す可きものあるが故に。諸の災横の畢竟じて非有なるを名けて離染と爲し、「而も」此は、一切の有と非有との中に於いて最も殊勝と爲り。所化「の衆生」をして、深く欣樂を生ぜしめんが爲めの故に、應に此れを第一と爲すと稱歎すべきなり。

有部の難

<sup>三五五</sup>若し無爲法にして、唯、非有なりとのみせば、無なるが故に滅聖諦とは名く可らざらん。

經部徴す

經部自釋す

且らく、聖諦(āryasatya)と言ふは、其の義云何。豈に此の言は、無倒の義に屬せざらんや。聖は有無を見るに皆顛倒無ければなり。謂く聖(者)は、苦に於いては唯、是れ苦とのみ見、苦の非有なるに於いては、唯、非有とのみ見るなり。

<sup>三五七</sup>此れは聖諦に於いて、義何の違ふることあらん。

【二六】六とは上の五に香を加ふ。(眼と色とは別業の所感の場合有り。人間の眼處は善業所感なるも色處は不善業の所感なるも有るが如し。)

【二九】一業十二處を感ずることなし。そは聲處は非異熟なるを以てなり。

【三〇】「これ業は云云。業の功能中には少果を感ずるものあり。多果を感ずるものありて不定なるによるもの義。

【三一】般若等は、光記に據れば一種子一年收、又根莖少きが故に、果少く、蓮等は一種子多年收なる上根莖も多きが故に、果多しと。

【三二】諸羅陀(arypota)は榕樹なり。

【三三】一世の業云云。一世に造れる業にして、過現未三世の異熟を感ずることは有るも、三世の業が共に一世の異熟を感ずといふことは無しとの意。

【三四】三世の業が一世に異熟し盡さざる所以は、果が因よりも減少するといふことは、心理的因果法にあらざるが故なり。

【三五】一念(ekā-jantika)とは一刹那の業。

【三六】上の如くは上の勸勞を設けて云云の文を指す。

【三七】因ありて、即座に果有るは俱有因相應因のみなり。然るに異熟果は俱有、相應二因と異なりて時を距てて熟するものなるが故に。

【三八】同じく無間に果有るは同類遍行の二因のみ。

【三九】次の刹那云云は無間に非ざる理由なり。異熟果は、今、業を造りて直ちに果を感ずとするも少くとも中間に刹那を経るなり。其の第二次刹那は即ち刹那の心心所の等無間緣(四緣の下参照)の力に引かるる所にして、この異熟業力の生ずる所には非ずとの謂なり。

若し其等無間緣が異熟因ならば、異熟因なる等無間緣より引かれたる次第の法は或は善或は不善或は無



亦、應に然るべし。

設ひ、<sup>三三二</sup>餘の經に、過去・未來・現在の諸の煩惱を斷ずと言ふ者有りとするも、前の理に准じて、釋せよ。義、亦、違ふこと無し。

或は、此の經の中には別に意趣有り。過去の煩惱とは、過去の生に起す所の煩惱を謂ひ、現在の煩惱とは、現在の生に起す所の煩惱を謂ふ。<sup>三三三</sup>愛行の中の十八愛行の如し。「謂はく」、過去世に起るものは、過去生に依つて説く。未來現在も、應に知るべし、亦、爾ることを。

〔今も亦〕是の如く、「過現の」二世に起す所の煩惱は、未來の諸の煩惱を生ぜんが爲めの故に、現「在」の相續「身」に於いて、種子を引起す。此の種「子」斷するが故に、<sup>三四四</sup>彼れも亦、斷すと名く。異熟「果」の盡くる時、亦、説きて業盡くと名くるが如し。未來の衆苦及び諸の煩惱は、種無きに由るが故に畢竟不生なるを、説きて名けて斷と爲す。若し是れに異らば、過去・現在は何に緣りてか斷するを須ゐんや。<sup>三四五</sup>已滅及び<sup>三四六</sup>正滅の時に於いて、「道を修するの」勦勞を設けて、其をして滅せしむるが爲にすることを須ゐるに非ず。

有部經を引き難す

若し無爲法にして、其の體、すべて無くんば何が故に、<sup>三四七</sup>經に「所有諸の法は、若しくは諸の有爲なりとも、若しくは諸の

分別根本品第二の四

定心なならば加行善の故なり。

〔五六〕以下は、異熟因によりて感得する處の果の多少を明かす、附記、一處を感ずるより、乃ち四處を感ずる迄は決定感と稱す。因たる業が同性のものにして所感果の體が必ず俱有なるが故なり。又五處より十一處迄を感ずるは不定感といふ。それは必ずしも自性の業の所感に非ず又果の體も俱有に非ざる故なり。

〔五九〕命根等といふ等は或は衆同分を等取すといひ、或は生等の不相應行を等取すともいひ、異説あり。<sup>三三〇</sup>意處を感ずれば、必ず心所、四相「法處」等、之に伴ふが故に、二處となるなり。餘の處は不定なり。

〔三二〕觸と法處となり。意處を決定感とせざるは、無心定に入るが如き場合あり不定なればなり。

〔三三〕身處を感ずれば、能造の四大を攝する觸處と、住相等を攝する法處とを身處の外に定んで感ず。眼處等の四は欲界にて未得と已失とのことあり、意識は無定に無きが故に、別業感もあり得べきが故に、之を定感とせず。餘は準じて知るべし。

〔三四〕法處とは生等四相。

〔三五〕色香味とは、色處と、觸、法の二處と、又香處と、觸法二處の各三處を感ずるときのことなり。觸法とは上に準ず。

〔三六〕耳鼻舌云云。上の色香味に例して知るべし。

〔三七〕業あり云云。不定感は、所感の法體必ずしも俱ならず、別業の所感をも交ふるが故にかくいふ。即ち別業にて感ずべき法を同一果上に感ずることも有り。又欲界にては眠と香と味とは俱生すれども、色界にては爾らざる如く、因たる業も、果の體も共に不定なるを云ふ。

〔三九〕五とは眼、身、觸、法に色の一を加ふ。

先きに「揀」擇有りて後、未生法に方に不生(の理)有るに非ざればなり。

大衆部徴

經部の答

何ん。

「諸法の」不生は、本來自有なればなり。若し揀擇無くれば諸法は生ずべきも、揀擇の生ずる時、法は永く起らず。此(の)諸法」の起らざることにて於て、「揀」擇に功能有り。謂はく、先時に於ては未だ生の障あらざりしも、今、生の障を爲すなり。

「法の」不生を造るには非ず。

有部經を引き難ず

若し唯、不生をのみ、是れ涅槃なりといはば、此の經の文句を當に云何にして通ぜんや。經に謂はく、「信等」五根を、若しくは修し、若しくは習し、若しくは多く修習して、能く過去・未來・現在の衆苦を永く斷ぜしむ」と。

此の永斷の體は、即ち是れ涅槃なり。「爾れば」、唯、未來に於てのみ不生の義ありて、過現に非ずと言ふは、豈に相違せざらんや。

此の文有りと雖も、而も、義に違はず。此の經の意は、「過現の苦(果)を緣する煩惱の斷するが故に、衆苦斷すと名く」と説くなり。世尊の言ふが如し。「汝等、色に於いて貪欲を斷すべし。貪欲斷する時を、即ち色斷及び色遍知と名く。廣説して乃至識も亦、是の如し」と。過現の苦の斷すといふの義も

經部通ず

て乃至識も亦、是の如し」と。過現の苦の斷すといふの義も

【四三】二蘊とは色と行とをいふ。身語業は色蘊、生等は行蘊なり。

【四四】四蘊とは受想行識なり。即ち心に識、心所及び戒)なきを以つて、五蘊にて一果を感ずることなし。

【四五】一蘊とは行蘊(得、無想定、四相)。

【四六】無想異熟なり。

【四七】有記の得云云。善惡の得と四相とが一果を共感すると、即ち善の得と無想定と四相とが一果を共感するとの二義を含む。

【四八】二蘊とは、色行蘊(表業の色と生等四相)。

【四九】初靜慮とは、第二禪以上には尋伺なき故に表業を起さざればなり。

【五〇】非等引とは等引即ち定心に非ざる散心の義。散心中には隨心轉の因無きが故に、色蘊を除く。此の善の心心所は色界四禪に通ずる故に初禪と言はず。

因みに、一般定といへるに等引の外に、等持、等至、靜慮等の別あり。此の中、等持は三摩地(samādhi)にして、定心と散心とに通ず、等持至は三摩鉢底(samāpatti)等引は三摩呬多(samāhita)、靜慮は禪(dhyāna)にして多く定心をさす、但し、色界にて定より起すことなどとする。詳しは定品參照のこと。

【五一】隨轉の色とは定俱の無表業。定俱戒のこと。

【五二】一蘊とは行蘊(得、滅盡定、四相なり)。

【五三】一果とは八萬劫の有頂の異熟としての滅盡定。

【五四】有記の得云云は。善の得と四相との一組と滅盡定と四相との一組と二組を含む。

【五五】滅盡等至。滅盡定なり。

【五六】四蘊とは無色界には隨心轉の色なきが故に、色蘊を除く他の四蘊なり。

【五七】善の心心所法。生得善及び加行善に通ず。これ

【二七】 暗中に於いて觸對する所無ければ、便ち是の説を作す。「此れは、是れ、虚空なり」と。

【二八】 已起の隨眠と生種との減する位に、揀擇の力に由りて、餘の更に生ぜざるを、説きて擇滅と名く。

【二九】 揀擇の力を離れ、縁を闕くに由るが故に、餘の更に生ぜざるを、非擇滅と名く。

【三〇】 衆同分を残して中天せる者の餘蘊の如し。餘部の師は説く、「慧の功能に由りて、隨眠の生ぜざるを名けて擇滅と爲し、隨眠の縁の闕けて、後の苦〔果〕を生ぜざるは、慧の能に由らざるものなれば非擇滅と名く」と。

【三一】 揀擇の力を離れては此の滅は成ぜず。故に、此の〔苦界の〕生ぜざるは、即ち擇滅の攝なり。

【三二】 有るが説く、「諸法は、生じ已つて後無し。自然に滅するが故に、非擇滅と名く」と。

【三三】 是の如く執する所の非擇滅の體は、是れ無常なるべし。未だ滅せざれば無きが故なり。

【三四】 豈に、擇滅も擇を先とするが故に、先に無くして後に有り。

【三五】 〔即ち〕應に、亦、無常なるべきにあらずや。擇を先と爲して、方に擇滅有るには非ず。如何ぞ擇滅は、亦是れ無常ならん。

【三六】 所以は何ん。

上座部の説

經部の破

大衆部の説

經部の破

大衆部返難

經部の答

【三三】 其の體とは果の體のこと。

【三四】 二には云云。因の力の勝劣によつて、其果の住する時に分限有り。喩へば強業にて引きし果なれば千年住し、弱業所引は十年住すといふが如し。以上の二義を具するときは熟果と名く。

【三五】 彼の俱有云云。俱有、相應の二因は唯第二義のみありて第一義無し。

【三六】 取果云云とは、因に可能性の状態(取果)と現實化(與果)との區別有り、俱有、及び相應の二因は同時の因果なる故、取果の時、即ち與果の時なり。

【三七】 又云云。能作、同類、遍行の三因は第一義のみ有りて、第二義無きを明す。即ち是等による因果は、因の性質と果のそれと同様にして、一の因は無数の果を生じ、其果は亦、因となつて後の無数の果を引き生

死輪轉の無窮に進むが故に、異熟果の如く十年とか七十年とかいふが如き、限定なし。

【三八】 變異にして云云。因が轉變差別して果が生ずるとき之れを異熟の義と名くる意。

【三九】 異のみにて云云。上に述べし如く、異の一字にて餘の因を簡別しては理を盡さず。故に、異熟の二字を以つて簡ぶべしとの意。

【四〇】 以下は種種の蘊が同時相望して俱有因となるものに約して、異熟因が同一異熟果を生ずることを、三界に涉りて明にせんとしたるものなり。婆沙卷一九(毘婆沙七、三七三頁以下參照)

【四一】 先づ欲界よりするに、その最も單純なるは一蘊の中に攝せられ、俱有因をなすものが同時に異熟因となりて、一の異熟果を生ずる場合なり。即ち善又は不善の得と、その得の上の生等の四相とが共因となりて、一の異熟果を生ずる場合之なり。

【四二】 有記とは善惡のこと。無記に對してといふ。



契經の中に、無爲法は能作因と爲るとは説くこと無きが故に、唯、障へざるのみによりて因の性と立つべからず。

有部 教

經に説くこと無しと雖も亦、遮する處も無し。又、無量の經は、今、已に隱沒せり。云何にしてか、定んで經に説くこと無しと判ぜんや。

若し爾らば、何の法を名けて離繫と爲すや。即ち本論の中に説く所の擇滅なり。

經部の問 有部の答

經部の問 有部の答

豈に、先に、何をか擇滅と謂ふやと問へば、是れ離繫なりと答へしに非ずや。「而して」今、何の法をか名けて離繫と爲すやと問へば、是れ擇滅なりと答ふ。是の如きの二の答は更互に相依る。此の自性に於ては、竟に顯はすこと能はず、故に別門をもつて、自性を開顯すべし。

此の法の自性は、實に有れども言を離る。唯、諸の聖者の各別の内證なり。但し、方便して、總相をもつて説きて、是れ善、是れ常にして、別に實物有るを名けて擇滅と爲し亦、離繫と名くのみと言ふべし。

有部の答

經部師は説く、「一切の無爲は皆、實有なること、色受等の別に實物あるが如きものに非ず。此は無き所なるが故なり」と。若し爾らば、何が故に虚空等と名くるや。唯、觸るる所の無きを「假りに」説きて虚空と名く。謂はく、

經部自説を述ぶ

有部の問 經部 答 (三無爲説)

【三三】異熟云云。問の意味は、異熟因とは異熟といふ果報の因たるが爲めなりや、將た異熟といふ因が異熟なる果報を生ずるためにその名を得たるやとなり。婆沙卷一九(毘曇部七、三七六頁以下參照)

【三三】善兩釋云云。答は、異熟因には兩方の意味を含むとなり。

【三四】異熟の因といへば、(依主釋)異熟果に對する因の義となり、異熟は果のこととなる。何故に發智論第十一に異熟より生ずる眼といひて異熟を業即ち因の義に用ひしやとなり。

【三五】業の異熟云云。此の用法は業を因と見、異熟を果の名を見たるものなり。

【三六】前とは此の論第二卷五類門分別の節に、異熟因の所生を異熟生と名く。牛に駕する所の車を名けて牛車と曰ふが如し。中の言を略し去る故に、是の説をなす。或は、所造の業の得果の時に至りて、變じて能く熟するが故に異熟と名く。果の彼れより生ずるを異熟生と名づく云云と記せり。

【三七】異類にして云云。因は善惡にして果は無記なれば、因と果と異類にして、果を生じ、受用するに至るを異熟といふの意。

【三八】論主は經部の義によつて異熟果を説く。謂へらく異熟果は他の五因によつて得したる果と異なることは、次の如き二義あるに由るとなり。

【三九】一には云云。此の論第四卷參照。

【四〇】相續とは、善惡惡因が造作してより已後前念後念と相續して絶えぬこと。

【四一】轉變とは因が相續して、果に近づく程、相の次第に變じ行くこと。

【四二】差別とは次念に果を生ぜんとする刹那に因相が昔前と異り差別し、變ること。

答

諸の無爲は<sup>二九九</sup>他の生ずる位に於いて、障を爲さざるを以ての故に能作因と立つ。然るに、「増上」果無しとは、「無爲は」<sup>三〇〇</sup>離世の法にして、能く取果し與果する用無きに由るが故なり。

經部の説

經部師の説かく、「無爲は因に非ず。經に、因は是れ無爲なりと説くこと無きが故に。經に、因は唯、有爲のみと説くこと有るが故に」と。

有部の問

何の處の經に説けるや。

經部の教證

有る經に説けるが如し、「諸の因、諸の縁の能く色を生ずるものは、皆、是れ無常なり。無常の因縁の生ずる所の諸色、如何にしてか是れ常ならん。廣く説く。乃至、識も亦、是の如し」と。

有部の難

若し爾らば、無爲は亦、能縁の識等の與めに<sup>三〇一</sup>所縁縁と作らざるべし。

經部經を通ず

唯、「能く生ず」とのみ説けるが故に、所縁縁と作ることを得。謂く經には唯、「諸の因となり諸の縁となりて能く識を生ずる者は皆、是れ無常なり」とのみ説けども、一切の識の縁と爲る者は、皆、是れ無常なりとは説かざるが故に、難を成ぜざるなり。

有部の釋

豈に亦、唯、能生の因は是れ無常なりとのみ説くが故に、無爲は、唯、障へざるが故にのみ、能作因と爲ることを撥せざるにあらずや。

經部の破

契經の中に、無爲の法は所縁縁と爲るとは説くこと有れども、

分別根本品第二の四

【二七】未斷云云。俱有、相應二因を未斷因と云ふ。離欲退の時、染品の思を起す因に二種有り。

一、未斷の因、是れは染汚の思と相應する修所斷の煩惱なり。

二、已斷因、是れは見所斷の通行の惑にして、已に斷じ了れる故に已斷といふ。

その中、今は未斷の因に依つて説けるものにして之れは密説なり。其の實は所斷の通行の惑も此の染汚の思の因と成れども、是れは已斷因にして已に斷ぜざるが故に説かずとの意。尙、此の詳細の論究は、婆沙一九、

(毘曇部七、三六三頁以下)を見よ。

婆沙卷一九、二〇(毘曇部七、三六八頁以下)舊譯卷四、

一九〇頁下、正理卷一六、光記卷六、一二三頁上以下参照のこと。

【二八】(54) vipācchetur asubhāḥiḥ.

kuśalāni oṃīva ānāvāḥi.

舊譯——

果報因非善、及以有流善。

【二九】異熟因(舊譯果報因 'vipācchetur')とは、善惡の業がそれに應じて、苦樂の果報を引生ずる作用をいふ。

然るにこの因果關係を三性門(即ち道德的)に就て考察するに、因は善惡なれど、その果報たる苦樂の主體は、無記にして、因と果と同性ならざるを以て之を「異りて熟す」といふ理由より、異熟因と名くるなり。

【三〇】眞實なる種とは眞實の種子といふ義。即ち無漏は無記と異り力はあるも、自他の煩惱の愛水に潤されぬ故に、芽を生ぜざること、種は眞實にても之を潤す助縁なき時は發芽せざるが如しとなり。

【三一】二とは愛潤と繫地との二條件なり。

【三二】二とは愛潤と繫地との二條件なり。

【三三】二とは愛潤と繫地との二條件なり。

【三四】二とは愛潤と繫地との二條件なり。

無爲法に六因  
五果無き所以

所以は何ん。

六因無きが故に。五果無きが故に。

何に縁りて、諸の無間道は離繫果の與めに能作因と爲ることを許さざるや

生ずることに於いて障へざるを能作因と立つ。無爲は生ずることなし。

道に何の所作かあらん。

若し爾らば、誰の果なりや。〔又〕、果の義は如何。

謂はく、是れ道が果なり。道の力にて得するが故なり。

若し爾らば、道の果は唯、是れ得なるべし。道は得に於いて能あるも、擇滅に於いては非なるが故なり。

爾らず。得に於いてすると、擇滅の中に於いてすると、道の功能に差別有るが故なり。

云何が、得に於いて道は功能有るや。

謂はく、能く生ずるが故なり。

云何が、滅に於いて道は功能あるや。

謂はく能く證するが故なり。

此の理に由るが故に、道は滅の因に非ずと雖も、而も擇滅を説きて道の果と爲すことを得べし。

既に、諸の無爲には、増上果無し。云何が説きて能作因と爲すべきや。

に説けるが、聖者の身中の修所斷の染汚法も、若し上二界のものならば、上界の無記法を以て因となし、若し欲界のならば、不善の攝にして、見所斷法中の身見と邊見との二無記を以て因と爲す。此の故に、見所斷法が通じて一切の染汚法の因たることを知るべしとなり。

因みに無覆無記は同類性因に由る無覆無記を因とするが故に此にては、これを意とせず、本文に「有爲法」とあるは虚空、非擇滅の二無記を簡べんが爲なり。

【二三】不善法。欲界の貪等にして、此等は遍行因性に由る有身見等を因とする。以て是れ見修所斷の法に通ずされど茲にては、特に、聖者身中の不善法が身見等を因とすることを注意せしなり。

【二三】或は等は第三證にして、品類足論第十三卷大正二六、七四六頁中(前第三節引用)參照。

【二四】已に所餘の染汚の苦諦と言へり。別に簡別の言無きを以て是れ見修所斷に通ず。されば凡夫のも聖者のも修所斷の惑は遍行因性なる有身見(見所斷惑)を因と爲すものとなるなり。

【二五】若し爾らば。若し聖の煩惱も遍行を因として起るならばの意。

【二三】離欲退(Kama-vairegyat parihyanam)とは、欲界九品の修惑を斷盡して、已に欲界の煩惱を皆離れ、不還果を得せし聖人が、又再び欲界の煩惱。起して、不還果を退するをいふ。其最初の刹那に起れる染汚の思の心所を最初の已起の云云といふ。こは聖者の修斷の染法が見斷の遍行に依らざるの證となる所以は、本文に唯不善のみ因となすと説きて無記を因となす意味を否定し去れることなり。そは遍行中、身、邊の二見は無記なるを以て若し遍行を因とするならば唯不善のみと言ひ能はざればなり。



し、未來世には無し。理は前に説きたる如し。

相應と俱有と異熟との三因は三世の中に於いて皆、悉く遍く有り。

頌に、既に二八二能作因の居する所を説かざるをもて、義准じて知るべし、三世と非世とに通ずることを。

### 第九節 五 果

已に六因の相の別と世の定めとを説きたり。何等を果となし、彼れに對して因と成るや。

頌に曰はく、

(55) 果は有爲と離繫となり。無爲には因果無し。

論じて曰はく、二八四本論に説くが如し。「果たる法は云何。謂はく、諸の有爲と及び擇滅となり」と。

若し爾らば、二八五無爲は是れ果なりと許すが故に、則ち應に因有るべし。要らず彼の因に對して、乃ち此れを説きて、果と爲し得べきが故なり。

又、此の二八六無爲は是れ因なりと許すが故に、亦、應に果有るべし。要らず彼の果に對して、乃ち此れを説きて因と爲し得べきが故に。

唯、有爲法のみ、二八七因有り果有るも、諸の無爲には非ざるなり。

分別根本品第二の四

行因を同類因の外に別立する所以を上ぐるなり。要するに之れは煩惱法を重視する宗教的意義によつて立する所なり。

【二〇三】餘部とは、自部に對す。即ち苦集に限らず五部に通じて因となるが故に通因といふ。(同類因が唯自部に局りしに對比せよ)。

【二〇四】前の遍行因別立の理由中、この遍行惑の勢力によりて一切の染汚法(それは聖者の身中のをも含みて)を生長する。換言せば一切の染汚法は遍行惑を因とする、その果なりと言ひしかば、以下その點に對する質問を揚ぐるなり。

【二〇五】聖者とは、有學の聖者なり。之れは見道所斷の惑(見惑といふ)迄は已に斷ず。唯修所斷の貪等の煩惱が起るのみ。故に今諸の染汚法といふは修所斷の惑と知るべし。雜者の意は、有學の聖者には已に見惑たる遍行惑なきが故にその殘りの修惑は、遍行因の等流果にあらざるべしとなり。

【二〇六】以下、品類足論上の三處の文を擧げて聖者中の染汚の諸法も亦、遍行の惑を以て因とするものなることを論證せんとするなり。

【二〇七】一切の染汚法云云。此の説にては、一切染汚法は聖者凡夫の別無く、見惑を因となす意。

【二〇八】品類足とは、卷六大正二六、七一六頁下參照。

【二〇九】諸の染汚法といふ故に、聖者の起す染汚法も見所斷の通行法を因となすとの意。

【二一〇】無記云云は品類足論の卷七、(大正二六、七一九頁中)。

【二一一】諸の無記の有爲法とは、有覆無覆の無記の謂にして、有覆無記は欲界の身邊二見及び其の相應法、並に色無色界の染汚法なり。即ち、一切の無記の有爲なると及び不善法とは、無記を以て因と爲すと、品類足

世と念とに約しての異熟業と果との關係

の多きは、蓮・石榴・諸羅陀等の如し。

一世の業が、三世に異熟することあるも、三世の業が、一世に異熟することは無し。勛勞を設けて、果が因より減ずこと勿きが爲の故なり。

一念の業に多年の異熟有るも、多年の業に一念の異熟あること無し。此の中の所以は、上の如く知るべし。

第四項 異熟果と業との時間的規定

然るに、異熟果は業と俱なること無し。業を作るとき、即ち果を受くるに非ざるが故なり。亦、無間にも非ず。次の刹那は等無間縁の力の引く所なるに由るが故に、又、異熟因の異類の果を感じるは、必らず相續を待つて方に能く辨するが故なり。

第八節 六因と三世との關係

六因の世分別

是の如き六因は、定んで何の世に居するや。因の世に居する定まれることは義を以て已に説きたりと雖も、而も未だ頌を以て辨せず。故に重ねて辯すべし。

頌に曰はく、

(55) 遍行と同類とは、二世なり。三は世三なり。

論じて曰はく、遍行と同類とは唯、過〔去〕と現〔在〕とに居

【二五四】商旅云云。多人が一组になりて、旅をするに互に力となりて相依り、恐ろしき險難を超越るが如しとの意。

【二五五】五義平等は前註の如し。次に共に相應〔samaprayoga〕すとは共に屬く〔samupvṛti〕の義なり。

【二五六】一を闕くとは、一具としてあるべき心心所法中其の隨一を闕くといふ意。

【二五七】婆沙卷第一八〔毘婆沙部七、三四八頁以下〕、舊譯卷四、一九〇頁中、正理卷一六、光記卷六、一二二頁下參照。

【二五八】(54) sarvatragāhikāḥ kṛtsnāḥ svabhūtan pūrvasavagāhāḥ 舊譯——

遍行染汚因 自地前遍行。

遍行因〔sarvatragāhikāḥ〕とは、前の同類因の一部を心法、特に染汚の心法に約して特立せるものにして、つまり同類因中の煩惱の關係を明にせんが爲に設けたる因なり。頌の意味は、前生の遍行惑を遍行因と名く。そは異地には及ばざれども、同地にありては、諸部〔四諦所斷と修所斷との五部〕に遍く尋じて煩惱の因となるが故に遍行因と名けられたりといふ意なり。

【一九九】已生とは、過去現在。

【二〇〇】遍行の諸法とは、苦集二諦下の十一遍行の惑と相應の心心所と四相となり。十一遍行の惑とは、苦諦下〔見道の第一段階〕に五見と疑と無明との七あり。集諦下〔見道の第二段階〕にして集諦を觀じて斷ずる所の煩惱なり。に、邪見と見取見と疑と無明との四、合して十一なり。之れ等に四諦所斷修所斷の五部に行き互りて五部の染汚法を生ずる用有るが故に遍行惑といふ。

【二〇一】險阻品とは、第十九卷參照。

【二〇二】此れとは上の遍行の諸法の意にして、以下、遍

共じて一果を感ずることあり。謂はく、一切の善の心・心所法と及び、彼れの生等となり。

### 第三項 處・世・念に約して異熟業の種

#### 類と其の果

處を感ずるに約しての異熟因の種々相感

業あり、唯、一處のみの異熟を感ずるあり。謂はく、法處即ち命根等を感ずるなり。

〔業にして〕若し 意處を感ぜば、定んで、二處を感ず。謂はく、意と、法となり。若し觸處を感ずるときも、知るべし亦、爾ることを。

〔業にして〕若し、身處を感ぜば、定んで三處を感ず。謂はく、身と觸と、法となり。色・香・味を感ずるときも、知るべし、亦、爾ることを。

〔業にして〕若し眼處を感ぜば、定んで四處を感ず。謂はく、眼處と及び身・觸・法〔處〕とを感ずるなり。耳鼻舌を感ずるときも、知るべし亦、爾ることを。

### 二、不決定感

業と所感の果の多少

業にして、能く或は 五、或は六、或は七、或は八、或は九、或は十、或は 十一處を感ずるあり。

〔これ〕業には、或は少果なるものあり、或は多果なるものあるが故なり。〔恰も〕外の種に果の或は少なき、或は多きものあるが如し。〔即ち〕種の果の少なきは、穀、麥等の如く、種の果

分別根本品第二の四

○頁中、正理卷一六、光記卷六、一二二頁中以下、參照。

【一八】(58) saṅgharyūtkamhetuḥ hi

ottavaṭṭaḥ saṁsāraṅgāḥ,

舊譯

相應因何相、心依法同依。

相應因(ṅaṅgharyūtkamhetu)とは前の俱有因の一部を、特に心法に約して獨立せしめたるものにして、心王心所の共に同一根に依りて相應俱起し且つ相互に互動の原因たるを言ふ。

【一九】相應(ṅaṅgharyūtkam)とは心と心所とが不離の關係にあることにして、之れに五條件あり、五義平等といふ。一には所依平等、心王も心所も同一根によること。二には所緣平等、同一對象を緣すること。三には行相平等、共に同一の行解をなすこと、四には、時平等、心心所の活動は必ず同時なること。五には事平等、心王も心所も其體必ず一なること、即ち同時に同類の心王や心所が俱起せぬことなり。(論四、參照)

【二〇】若し爾らば云云。以下は五義平等中、特に三義平等に約して同依の意味を説く。

【二一】衆人同じく新月を見る時、所緣も行相も時同じかるべきが故に、異なる人と人との間に相應ありと言ひ得べきやとなり。

【二二】是の如き云云。二因の差別とは、俱有相應の二因は共に同時の因果にして、二法を相待して互に因果となることも亦相同じき故にその差別を問ふ必要なるなり。但し、俱有因は一切有爲法に通ずれども、相應因は唯有爲法の一部分たる心心所法に局する點に於いて、二因は寛狭の相違有り。

【二三】互に果と爲るとは、心心所が互に他より力を借りて果となる義邊にて俱有因を立つるの義。

二七七



異熟因の種々相と同一果の所に就きて欲界に於けるもの

欲界の中に於いては、有る時は、<sup>二四四</sup>一蘊を異熟因として、共じて一果を感ずることあり。謂はく、<sup>二四三</sup>有記の得と及び彼れの生等となり。有る時には、<sup>二四二</sup>二蘊を異熟因として、共じて一果を感ずることあり。謂はく、善と不善との身業・語業と及び彼れの生等となり。有る時には、<sup>二四一</sup>四蘊を異熟因として、共じて一果を感ずることあり。謂はく、善と不善との心・心所法と及び彼れの生等となり。

色界に於けるもの

色界の中に於いては、有る時には、<sup>二四五</sup>一蘊を異熟因として、<sup>二四六</sup>共じて一果を感ずることあり。謂はく、<sup>二四七</sup>有記の得と無想等至と及び彼れの生等となり。有る時には、<sup>二四八</sup>「色」と行との」<sup>二四九</sup>二蘊を異熟因として、共じて一果を感ずることあり。謂はく、<sup>二五〇</sup>初靜慮の善の有表業と及び彼れの生等となり。有る時には、「色を除ける餘の」<sup>二五一</sup>四蘊を異熟因として、共じて一果を感ずることあり。謂はく、<sup>二五二</sup>非等引の善の心・心所と及び彼れの生等となり。有る時には、<sup>二五三</sup>五蘊を異熟因として、共じて一果を感ずることあり。謂はく、<sup>二五四</sup>是れ等引の心・心所法と並びに、<sup>二五五</sup>隨轉の色と及び彼れの生等となり。

無色界に於けるもの

無色界の中にては、有る時は、<sup>二五七</sup>一蘊を異熟因として、<sup>二五八</sup>共じて一果を感ずることあり。謂はく、<sup>二五九</sup>有記の得と、<sup>二六〇</sup>滅盡等至と及び彼れの生等となり。有る時は、<sup>二六一</sup>四蘊を異熟因として、

に、上靜慮の果が下地の果の同類因たるを得ざるなり下は劣なるが故に。婆沙一三五、(毘婆沙部十四、一五頁参照)。

【七九】是の義とは、勝は劣の因と爲らぬこと。

【八〇】苦法智は勝れ、苦法忍は劣なる故なり。

【八一】例せば阿羅漢位より退して不還果の道を生ずるとき、前生の無學道は後生の有學道即ち不還果の道の因に非ざるが如し。

【八二】一身云云。一の見道位の身の諸の無漏法の中に、前に得した無漏法が、後に生ずる無漏法の因にならぬこと有りやとの意。

【八三】見道に入る初位に未來修として得せる未來の苦法忍品は苦法智より前に得するも、法體が未來に在るが故に現在已生の苦法智に望めては因にならず。(後のとは智は忍の後位に有ることを指す)。

【八四】前に生ぜる云云。之れは前と異りて、何れも已に生じたる二の無漏法を望め合はせて、前に已に生じた無漏法が後に已に生じたる無漏法に望めて因とならぬこと有りやとの問。

【八五】上界云云。第四阿羅漢果を退して第三不還果が現在前する時の如きは、第四果の無漏は果道の無漏にして勝れ、後々無漏は向道の無漏にして劣なり。さればこは前の勝が因となりて後の劣を引生したるにあらず。

【八六】前の已生の苦法智の得は後の苦類智忍より乃至道類智忍の剎那に相伴ふ苦法智忍の得の同類因に非ず。蓋し見道の初位に得せる苦法智忍の得は見道十五心の間、成就するが故に、此の成就する苦法智忍の得と苦法智の得とを對比して言へるなり此は得につきて言へるなり。

【八七】婆沙卷一六(毘婆沙部七、三〇九頁)舊譯卷四、一九

答  
異熟の義  
(一)有部の説

兩釋俱に通ずることは、已に前に辯ぜるが如し。  
言ふ所の異熟は、其の義云何。

毘婆沙師は是の如きの釋を作る。異類にして熟す、是れ異熟の義なりと。謂はく、異熟因は唯、異類にして熟し、俱有等の因は唯、同類にして熟し、能作の一因は同と異とを兼ねて熟す。故に唯、此の一をのみ異熟因と名くるなり。

(二)經部の説

熟果は餘因の得する所なるべからず。果に二義を具して、方に熟の名を得。一には、相續の轉變と差別とに由りて、其の體は生ずることを得、二には因の勢力の勝劣に隨つて時に分限有るに由る。

彼の俱有と相應との二因の生ずる果の體は、要らず相續の轉變と差別とに由りて方に乃ち生ずることを得るに非ず。取果の時、即ち與果するに由るが故なり。

又、能作・同類・遍行の三因の果は亦、因の勢力の勝劣に隨つて時に分限有るに由るに非ず。善惡等〔の因は〕、生死の邊〔際〕を窮めて、果數數生じ、時に限無きに由るが故なり。

此れに由りて、但、是の如きの釋を作るべし。變異にして熟する、是れ異熟の義なりと。但、異のみを以て、餘の因を簡別すべからず。

第二項 異熟因の種々相と同一果

分別根本品第二の四

が故に、散地に思慧あるも定地には無しと言ふなり。  
【吉】無色界には開くといふことなきのみならず、開所成智法は修所成法より其價價劣るといふ義。  
【吉】是の如き云云。唯だ聖道のみ九品と分るゝのみならず世間の明所成等に於いても喜根は下下品下中品下上品等の九品に分るゝことあり。

【吉】染汚〔有礙無記も含む〕法にも九品の差別有り。  
【吉】俱品とは四無記と相應する心所四相等。  
【吉】四とは異熟生が自及び他の三の與めに同類因となること。

三とは威儀路心が自及び他の二の與め。  
二とは工巧處が自及び他の一の與め。  
一とは能變化心が自の同類因となること。

異熟生心は、過去の業力所引なれば四無記心中最も劣記にして、威儀路は現在の作意によつて起る故に異熟熟記よりも聊か勝、他は順に準じて知るべし。  
【吉】欲界の能變化心とは、欲界の身を變化し、或は欲界の宮殿を變化する等の如き通果心にして、四靜慮の定力より起る果也。

【吉】諸の變化心に二種あり、欲界繫のものとは色界繫のものとなり。之を十二に分ち或は十四に分ち或は十五、又は四十二種に分つことあり。今十四の分類法に從ひて説けば、

欲界繫なるに四あり、四靜慮の等流果をいふ。初靜慮のものに四あり、自と上三靜慮の果なり、第二、第三、第四靜慮には順次に、三、二、一の果あり。此の中、欲界に生じて欲界化を作す初靜慮の化と色界化を作す第二靜慮の化の中、色界の化は界勝り、運轉勝るが故に勝る。色界化のものの中、上なるものゝ化は、下なるものゝ化よりも、運轉の用勝る。

斯の如くして、上靜慮の果は、下地の果より勝るが故

何。

頌に曰はく、

(54) 異熟因は不善と及び善の唯、有漏とのみなり。

論じて曰はく、唯、諸の不善と及び善の有漏とのみ、是れ異

熟因なり。異熟法なるが故なり。

何に緣りてか、無記は異熟を招かさる。

無記と無漏とは異熟果を招かず

力の劣なるに由るが故なり。朽敗せる種の如し。

何に緣りてか無漏は異熟を招かさる。

愛に潤ほさるること無きが故なり。眞實なる種に水の潤沃

無きが如し。又、「無漏は」地に繋するに非ず。如何にしてか、能

く地に繋する異熟を招かんや。

餘〔の不善及び有漏善の〕法は、二を具す。是の故に能く招く

不善と有漏の善との法

こと、眞實の種が水に沃潤せらるるが如し。

異熟因の義は如何に了すべきや。

異熟の因たるを異熟因と名くと爲んや。異熟即ち因なるを、

異熟因と名くと爲んや。

義、兩釋を兼ね。斯れに何の過か有る。

若し 異熟の因を異熟因と名くとせば、聖教に、異熟より生

反 微 離

する眼とは言ふ應からず。若し異熟即ち因なるを異熟因と名く

とせば、聖教に、業の異熟と言ふべからず。

進つて後程増長すること。

根とは、利鈍の根にして、上地にても、鈍根の道は劣、下地にても、利根の道は勝なるに由る。

【二六】見道云とは、前述の如く鈍利等に由り等勝を因となすも、地の上下によりて道の勝劣あらしむるに非ずとなり。

【二六】下下品等とは、又、見道を除きて修無學の二道の中に、煩惱が九品に分たるゝに應じて對治道としての智にも各九品の分あり。その中何れの智にても一品の智が起る時には、上地の下下品の智よりは下地の下

中品の智が勝れ、又上地の下中品の智よりは下地の下上品の智が勝るゝが如し。

例せば、第二靜慮地の下下品の無漏智よりも初靜慮地の下中品の智が勝るゝが如し。

【二七】一相續云云。隨信行は隨法行の同類因となると説けるに對しての疑難あり。即ち見道は速疾に轉ずるに、いかにして、隨信行より隨法行に轉じ得るかといふ難なり。今の文はこの難を伏せんが爲めに設けられたるものにして、いかにも同じ身中には二道現起することなきも、鈍根より利根に轉ずる即ち轉根の時

已生の隨信行の道が未來不生の隨法行の道の因となり亦た未來不可生・可生の信解、見至、時解脱、不時解脱の道の因となるを以て差障なしと。

【二六】聞所成(srutā-mānā)とは、聖道の道理を聞きて起れる善根。

【二六】思所成(cintā-mānā)とは、聖教の道理を深く思惟してその結果起れる善根。

【二七】修所成(bhāvanā-mānā)とは、修定の結果、定中に起れる善根。

【二七】思所成の慧が色無色界にたきは心を擧げて思ふとき、俱に三昧(定)に入るが故に、自ら修慧となり了る



遍行の惑を因と爲すなり。故に品類足には、是の如き言を説く。「云何が見所斷を因と爲る法なりや。謂はく、諸の染汚法及び見所斷法の感ずる所の異熟なり」と。

「云何が無記を因と爲る法なりや。謂はく、諸の無記の有爲法及び不善法なり」と。

「或は苦諦にして、有身見を以つて因と爲して、有身見が與めに因と爲ること非ざるもの有り。廣説して、乃至、未來の有身見と及び彼の相應法との生老住無常を除ける、諸餘の染汚の苦諦なり」と。

若し爾らば、云何にして施設足論の説を通ぜん。彼の論に説くが如し。「頗し、法の是れ不善にして、唯、不善をのみ因と爲すもの有りや。有り。謂はく、聖人の離欲退の最初の已起の染汚の思なり」と。

未斷の因に依りて、密に、是の説を作すものなり。見所斷の法も、是れ此の因なりと雖も、而も已斷に由るが故に廢てて説かざるなり。

### 第七節 異熟因

#### 第一項 異熟因總説

是の如く已に遍行因の相を説きたり、第六に異熟因の相は云

分別根本品第二の四

【一表】信勝解(sāradhachinnakā)は鈍根の修道位の行者なり、同じく他の教を信じて自らの慧解を主とせざるを以て信解と稱せらる。

【一毛】時解脫(sammayavimuktā)は、鈍根の無學道位の行者なり。隨時に涅槃に入ること能はず。適當の時節を俟たざるべからざるを以て時解脫と稱せらる。鈍根者の無學道が時解脫道なり。

【一瓦】以上の三鈍根の道等を勝との因として觀察すれば、それ六、四、二となる。隨信行道は、隨信隨法、信解、見至、時解脫、不時解脫の六道の與めに、信勝解は、信解、見至、時解脫、不時解脫の四道の與めに、時解脫は時解脫、及び不時解脫の二道の與めに同類因となるなり。

【一瓦】隨法行(dharmānusthā)は、見道位の利根の行者にして、自らの慧解によりて法に従つて行ずるが故に隨法行といふ。此の利根の修むる見道を隨法行の道と稱す。

【一瓦】見至(sampatti)は修道位の利根の行者なり。同じく慧解を先きとす。

【一瓦】非時解脫(通常は不時解脫(asamayavimuktā)は利根の羅漢なり、何時にても隨意に般涅槃し得るを以て其名を得たり。

【一瓦】以上の三利根道は、それ〴〵、次ぎの種類に對して、同類因となる。

隨法行の道は隨法、見至、非時解脫道のため。見至道は見至、非時解脫道のため。非時解脫は非時解脫のため。

【一瓦】諸の云云。上に九地の道が互に展轉して因と爲るといふによつて此の間あり。

【一瓦】因とは、見修無學三道の智慧。之れは涅槃の果を證る因。此三道の智即ち因は、見道よりも修道と段を

【一九五】平等に由りて、共に相應する義に、相應因を立つ。即ち商旅が食等と事業とを、同じく受け同じく作すが如し。其の中の一<sup>一九六</sup>を闕くも、皆、相應せず。是の故に、互に因と爲る義を極成するなり。

### 第六節 遍行因

是の如く已に相應因の相を説きたり。第五に遍行因の相は云何。頌に曰はく、

【一九七】遍行は、謂はく、前の遍なり。 同地の染の因と爲る。

論じて曰はく、遍行因とは、謂はく、前の<sup>一九八</sup>已生の<sup>一九九</sup>遍行の諸法は、後の同地の染汚の諸法が與めに遍行因と爲るなり。

遍行の諸法は、<sup>二〇〇</sup>睡眠品の中の遍行の義の處に、當に廣く分別すべし。

別立の理由

此れは染法が與に通因と爲るが故に同類因の外に更に別に建立す。亦、<sup>二〇一</sup>餘部の染法の因ともなるが故なり。此の勢力に由りて、餘部の煩惱及び彼の眷屬も亦、生長するが故なり。

【二〇二】聖者の身中の諸の染汚法は、豈に亦、此【の遍行法】を用つて遍行因と爲んや。

【二〇三】迦濕彌羅國の毘婆沙師は言はく、<sup>二〇四</sup>一切の染汚法は見所斷【の

故に、異熟因は未來にありて同流果はなしといふやとの難なり。

【二〇五】相似せずとは、因は善惡にして、果は無記なるが故に異熟因と異熟果とは共に未來に雜亂して住することを得べしとなり。

【二〇六】現に作用する位なり。

【二〇七】法の體相に就てなり。

【二〇八】無漏道云云。三界九地の中、欲界には定なきが故に無漏無しと言ひ、有説は昧劣にして無漏を起さずともいふ。故に無漏定のあるは未至、中間、四根本靜慮及び下三無色の九地なり。その中、未至定といふは初靜慮の近分定、靜慮中間は初定大梵天處の定なり。

【二〇九】諸地に於て云云。無漏道は九地に依りて起さるると雖も、其地に繫屬するものにあらざれば、地の制限を受くることなく、互に因たるを得。

【二一〇】加行生云云。向上せんと勤めて起すものにして劣果を求むるに非ざれば劣の果あるべきこと無しとの謂。

【二一一】劣等智が因となりて次第に高等智を引生ずるは勝の爲めの因なれど、已に生じたる無生智となれば、只等の因たるのみにて勝の因となることなし。何んとなれば無生智以上の智なければならぬ。無生智とは煩惱已に盡き、亦後有を受けずといふ大確信をいふ。詳しくは智品を見よ。

【二一二】三とは、見道は見、修、無學の三道の因となり、二とは修道は修、無學の二道の因、一とは無學の一道の爲めに同類因となること。

【二一三】隨信行 (Saddhānusāra) は、自らの慧解を主とせず、専ら他の教を信じて修行する見道位にして鈍根者なり。行者なり。隨信行の道とは、この鈍根者の修むる見道をいふ。

行 相 同

爾らず。所縁と行相との同じきものを乃ち説きて相應と爲すことを得べきが故に。

同 時

若し爾らば、異時なりとも、所縁と行相との同じきものは、説きて相應因と爲すべきや。

爾らず。要らず、所縁と行相と及び時との同じきもののみ乃ち相應なるべきが故に。

若し爾らば、異身なりとも所縁と行相と及び時との同じきものは、相應と説くべけん。

衆の同じく、初月を觀る等の事の如し。

一言を以て、總べて是の如き衆多の妨難を遮せんが爲めの故に、同依と説く。謂はく、要らず同依の心心所の法にして、方に更互に相應因と爲ることを得ればなり。

同 依

此の中、「同」と言ふは、所依の一なることを顯はす。謂はく、若し眼識が此の刹那の眼根を用つて依と爲せば、相應の受等も亦即ち此の眼根を用つて依と爲すなり。乃至意識及び相應の法の同じく意根に依ることも、應に知るべし、亦、爾ることを。

同 の 意 義

相應因の體は即ち俱有因なり。是の如き二因の義に何の差別かある。

互に果と爲る義に由りて、俱有因を立つ。商旅の相依りて共に險道に遊ぶが如し。

分別根本品第二の四

相應因と俱有因との別

別かある。

互に果と爲る義に由りて、俱有因を立つ。商旅の相依りて共に險道に遊ぶが如し。

分別根本品第二の四

分別根本品第二の四

の引生せらるゝ規定に於ける後件たる法の現象を指すに過ぎず。

【四一】 和合作用とは、因縁和合して働くをいふ。

【四二】 未來にも同類因あるべしとの六難中、本論はその四を通ぜり。第五に非心因法の難。第六に染汚眼識の難あれど、本論は措いて論ぜず。詳細は婆沙卷一七（毘曇部七、三三三頁）參照のこと。

【四三】 若し云云。六因中、異熟因の如きは已に未來世に定まり居ることは前の四事決定説により明なり。然らば、同類因も、又然りと云ひ能はざるかとの難詰なり。

【四四】 唯、能く云云。能く果を取るとは、因中に已に將來、實現さるべき果が、可能力として規定され居るをいふ。之に對して果を與ふとは、その可能性が彌る果として、實現する機能をいふ。尙取果與果の義は本卷の末尾に詳し。而して今、難者の會通せんとする趣意は、本論に同類因が過現にあるも、未來にあると説かざる所以は、専らこの取果、與果の功能ある同類因の説明のみを主としたるものにして、未來の取果與果せざる諸の同類因は説くにあらざれば、これのみを證として同類因一般論を立つる能はずといふにあり。

【四五】 同類因云云。前念の同類法が因となりて次念の同類の等流果を引くが同類因の性なれとも、未來は難亂住にして、前後の差別なきが故に前念の同類法が後念の同類法を果とすること能はず、若し亦未來に等流果なしとて、然らば未來に同類因ありて現在又は過去に等流果あるとせんか、これ亦、果先因後の如き理は少くとも同類因にては説くべからざるが故に、何れにしても未來に同類因は無し。

【四六】 若し爾らば云云。異熟因異熟果も時間的に云へば、同類因等流果の如く、前後關係の上に立つに、何



頗し、<sup>一八二</sup>一身の諸の無漏法の、前に定んで得する所にして後  
に生ずるものの因に非ざること有りや。

有り。謂はく、<sup>一八三</sup>未來の苦法忍品を、後の已生の苦法智品に

於てするなり。果は必ず因の前に在ること無きを以ての故に。

或は、同類因は未來に無きが故に。

頗し、<sup>一八四</sup>前に生ぜる諸の無漏法にして、後の已起の無漏法の

因に非ざること有りや。

有り。謂はく、<sup>一八五</sup>前生の勝無漏の法を、後の已起の劣無漏法に

於てするなり。上果を退して下果の現前するが如し。

又、<sup>一八六</sup>前に已に生ぜる苦法智の得を、後に已に生ぜる苦法忍

の得に於てするも、同類因に非ず。彼れは劣なるを以ての故に。

### 第五節 相應因

是の如く、已に同類因の相を説きたり。第四の相應因の相は

云何。

頌に曰はく、

(53) <sup>一八七</sup>相應因は、決定して、<sup>一八八</sup>心心所にして、同依なり。

論じて曰はく、唯、心心所のみ是れ <sup>一八九</sup>相應因なり。

若し爾らば、所縁と行相との別なるものも、亦、更に互に相

應因と爲るべきや。

#### 頁参照)

【四】四事云云を引ける意味は因果は現在に俄に出来るものに非ず、本來因等の四事に於て法爾として決定せるものなく。故に法が現在に來たるも、俄に同類因となりては法爾決定といひ得ざるべし、法が未來にある内より同類因が定まりてこそ、法爾決定と云ふを得べし、故に未來に同類因有るべしとの謂なり。

【五】能作因等の四因は法の體につきて立てたる因なるが故に本來決定せるに、同類因遍行因の二は法が現在に出でて作用を起せる上に立てたる因なり。故に此二は本來決定の因ならずとなり。

【六】増上等。果に五あり、離繫果、増上果、士用果等流果、異熟果なり(一一の相は本卷の末にあり)。此中、法爾として決定し居るは増上、士用、異熟の三果にして、已に未來雜亂聚中に、何れの因に對する何れの果と定まり居るなり。たゞ等流果は前念の法に引生された作用の上に立つるものなれば、本來決定し居るにあらざり、又離繫果は擇滅無爲の上に立てたる名なれば有爲法の如くに、未來又は現在等の墮世の所談にあらざるを以て此中に入れざるなり。

【七】識を生ずる爲めに、所依、所縁が定れることは已に述べたり。

【八】若し爾らば云云。本無今有の難といふ。未來に同類因なしとすれば、三世實有の宗に違せんとの難なり。

【九】許すが故とは、同類因の本無今有は有部にても認むるが故に、難とならずと。

【一〇】位とは法の作用を起す位なり。即ち同類因は、過去、現在の法が相似の法を引生する相合作用の上に附する名にして、一定の法體を指すにあらず。從つて其果たる等流果も體の名にあらずして、たゞ相似の法

相應因たるの  
條件  
所縁  
同

無色界繫の修所成の法は、唯、自界の修所成の法の與めにのみ同類因と爲り、聞・思所成の因には非ず。<sup>一七三</sup>無きを以ての故に、劣なるが故に。

是の如き、諸法は、復、九品有り。

若し、下下品ならば九品の因と爲り、下中ならば八の因、乃至上上ならば唯、上上の因たり。前の劣なるを除くが故なり。

生得の善法も、九品相望むれば、展轉して因と爲る。

生得善  
染汚

染汚も亦、爾り。

無覆無記

無覆無記には、總じて四種有り。謂はく、異熟生・威儀路・工巧處・化心と〔其等との〕<sup>一七五</sup>俱品となり。〔此等は〕其の次第に隨つて能く、四、三、二、一爲めに因と爲る。

欲界能變心

又、<sup>一七七</sup>欲界の〔能變〕化心に四靜慮の果有り。〔中に於いて〕、<sup>一七八</sup>上靜慮の〔通〕果は下靜慮の〔通〕果の因に非ず。加行の因に〔對して〕、下劣の果を得ること非ざればなり。功力を勤めて稻麥等を種うるが如し。劬勞を設けて所獲無きこと勿れ。

無漏法にして同類因たらずるもの

是の如き義に因るが故に、有るが問うて曰はく、頗し已生の諸の無漏法が未生位の無漏法の因に非ざること有りやと。

有り。謂はく、已生の<sup>一八〇</sup>苦法智品を、未生位の苦法忍品に於てし、又、<sup>一八一</sup>一切〔已生〕の勝〔無漏〕を、一切〔已生〕の劣〔無漏〕に於てするなり。

分別根本品第二の四

【一八】前釋とは上の俱有因相應因異熟因の三因に約して「時として云云」の文を解釋することなり。

【一九】若し爾らばとは、若し未來に同類因なしと曰はざるの意。何故に品類足論に未來に同類因あるが如き説をなすかといふ説なり。之を染汚苦諦の難といふ。

【二〇】品類足論卷第十三、大正二六、七四五頁、上、中。

【二一】以下引用の句は、所除の文が正しく、苦諦にして有身見を以て因と爲し、有身見の與めに因たるものは未來の有身見とその相應法との苦諦なりとなり、結局此句に、未來の有身見が選つて亦、有身見の因となる即ち未來にも同類因のあることの證明となると主張せんとするなり。何んとなれば、未來の有身見が有身見を生ずるの因たりとせば、その未來の有身見は同類因に外ならざればなり。一時に二法俱起せざるが故に。

【二二】彼の文は云云。前の品類足論の文句を讀むに未來の有身見と及び彼れの相應の苦諦を除くと「及び彼れの」を入れるが故に、難者の言は至當の如く思はるゝも、彼の文は「及び彼れの」をとりて、未來の有身見相應の苦諦を云云と讀むべきなり。即ち未來の有身見其者にあらずして、有身見に相應する苦諦を除くことと讀み、從つて有身見を因として有身見の因となるものは、有身見其者に非ずして有身見相應の苦諦と解すべきなり。然れば其等は相應因又は俱有因たるのみにて、同類因にあらざるが故に、未來に同類因あるの證とはならず。設ひ一步を譲りて品類足の文中に「及び彼の」といふ語ありとするも、義理は右の如く解せざれば非理なりとなる。

【二三】復た云云。施設足論を引用しての難なり。之を因果決定の難と名く。

爾らず。

云何。

餘の世間法の加行生のものも亦、等と勝との與めに因と爲る。

劣の〔與めに〕は非ず。

加行生の法の  
同類因

加行生の法は其の體云何。

謂はく、<sup>一六八</sup>聞所成、<sup>一六九</sup>思所成等なり。「等」とは、<sup>一七〇</sup>修所成等を等取す。

聞・思・修に因りて、生ずる所の功德を、彼れの所成と名く。

加行生の故に、唯、等と勝との與めに因と爲る。劣〔の與め〕

には非ず。

欲界繫の聞所成法の如きは、能く自界の聞思所成の與めに、

同類因と爲るも、修所成の因には非ず。〔その修所成は〕欲界に

無きが故なり。

思所成の法は思所成の與めに同類因と爲り、聞所成の因には

非ず。彼れは劣なるを以ての故なり。

若し、色界繫の聞所成の法は能く自界の聞・修所成の與めに

同類因と爲り、思所成の因には非ず、<sup>一七一</sup>〔思所成は〕色界に無き

が故なり。

修所成の法は、唯、自界の修所成の法の與めのみ同類因と

爲り、聞所成の因には非ず。彼れは劣なるを以ての故なり。

【一三〇】彼とは發智論第二十(前掲)。

【一三一】前念の心心所がまさに過去に落謝せんとする時後念の心心所を誘引する關係を等無間縁と名く。今はこの等無間縁となるべき法も時の望め方によつて然らざることありやとの問なり。

【一三二】已生とは現在のこと。即ち心心所法が未だ現在に至らず、未來にある時は等無間縁たるの資格を有せずとは答なり。等無間縁は現在化して而も過去にならんとする時の作用あれば未來にあるべき管なければなり。

【一三三】若し彼れの云云。上の如く同類因も未來にありと釋し得るならば、今の文に於ても同様に、未來生相位に至る時は、決定して現在に出でて、等無間縁となるべき故に、時として縁にあらざることなしと云ふべきものならん云云の意。

【一三四】二門云云とは、發智論にて、一方には「時として因にあらざるはなし」といひ、又他方には「未だ已生に至らざる位」といへるを二門と云ふ。即ち前の因の問答の處にても、亦後の等無間の問答の處にても此の二義を具す、彼の因の所に言ふが如く此の等無間の處にも言ふべく、亦た此の等無間の處に言ふが如く彼の因の處にも言ふべしとなり。

【一三五】彼處とは因縁につきて説く處を指す。

【一三六】此れもとは等無間縁につきて問答する處を指す。

【一三七】前の有師の解釋を破す。汝の解釋するが如しとせば主たる迦多衍尼于發智論の文章は極めて曖昧なる拙文なりと言はざるべからず。而も斯の如きことは斷じてなきを以て、未來と同類因有りと解釋を不正とすべしとなり。



勝の例

類因と爲るが如き、是れを名けて等と爲す。

又、即ち此の忍が復、能く後の苦法智より無生智に至るまでの與めに同類因と爲る、是れを名けて勝と爲す。

是の如く、廣く説きて、乃至<sup>一五三</sup>已生の諸の無生智は、唯、等類の與めにのみ同類因と爲る。更に勝なるもの無きが故に。

又、諸の已生の見道・修道、及び無學道は其の次第に隨つて、<sup>一五四</sup>三二一の與めに同類因と爲る。

又、此の中に於いて、諸の鈍根の道は鈍及び利が與めに同類因と爲り、若し利根の道は唯、利道のみ因たり。<sup>一五五</sup>隨信行、及び<sup>一五六</sup>信勝解、<sup>一五七</sup>時解脫の道の如きは、其の次第に隨つて<sup>一五六</sup>六

四二の與めに同類因と爲る。  
若し<sup>一五九</sup>隨法行及び<sup>一六〇</sup>見至、<sup>一六一</sup>非時解脫〔等〕の道は其の次第に隨つて<sup>一六二</sup>三二一の與めに同類因と爲る。

諸の土地の道が下地の因と爲らば、云何が名けて或は等、或は勝と爲すや。

因の増長に由り、及び根に由るが故なり。謂はく、<sup>一六五</sup>見道等と<sup>一六六</sup>下下品等とは、後後の位の中に因轉た増長すればなり。

一相續の中に、隨信、隨法行の二道の現起することを得可きと無しと雖も、而も、已生なるは、未來〔隨法行等〕の因と爲る。

唯、聖道のみ、但、等と勝との與めに同類因と爲ると爲んか。

有漏法の同類因に關する等問

見修無學三道に約して、等勝を釋す  
鈍利に約して  
の等勝の説明

☆別根本品第二の四

地よりの返答ならんも、未來にも同類因ありと主張せんとするものは、この「時として因にあらざることなし」といへる句を論據として、未來にも同類因ありとすることは、發智論も認むる所なりと主張するなり。  
【二三】此れ云云。論師の通難にして、發智論にて時として因に非ざることなしといへるは、たとひ明言せぬとしても、單に俱有因、相應因、異熟因の三因に就て言へるものにして、同類因を含めての答にあらざれば支障なしといふなり。

【二四】有るが云云とは、前の難に對して、或る人が別の方面より通釋せんとしたるもの。その意に謂へらく眞の未來には同類因なきも、未來法が正に現在化せんとする位、即ち半未來半現在の時にありては、その法が未だ生相位に來らぬ未來法のために同類因となるべし。發智論に時として云云といへるは、此意味を含めての答なりと。

因みに、婆沙一九六卷に七説ある中の最後の説なり。  
（毘曇部十七、九三頁參照）

【二五】彼れとは未だ未來生相位に來らぬ法のこと。  
【二六】最後の位とは生相位を指す。未來法が現在に入る最後の位なる故なり。

【二七】彼れは云云。論主がこの救釋の妥當ならざるを指摘する段なり。

【二八】後とは未來正生位（生相位）に來た所にて因となること。未來の中に正生位の以前は悉く同類因たるに非ず、後生相位に至りて方に同類因たることを成ずるが故に。従つて、時として因に非ざること無しといふ可からず。因に非ざる時有ればなりとの意。

【二九】又若し云云は、若し未來正生位の法が同類因となる解釋が成立すとせば次下の如き、又難ありとて例を擧げて、前の有部の救釋の眞ならざるを指摘するな

し。既に互に因と爲らば、互に果とも爲るべし。「而も、是の如く」、互に因果と爲るは理と相違す。「之に反して」異熟因は果と相似するに非ざれば、前後を離ると雖も、而も上の過無し。故に、同類因は位に就きて建立するをもつて、未來に有るに非ず。若し、熟因ならば、相に就きて建立するをもつて未來に無きに非ざるなり。

## 無漏の同類因

同類因は唯、自地なりと言ふは、定んで、何に依りて説くや。

定んで有漏に依る。若し、無漏道ならば、展轉相望して、一皆、九地の與めに因と爲る。謂はく、未至定と靜慮の中間と、四〔根〕本靜慮と三本無色との九地の道諦は、皆互に因と爲るなり。

所以は何ん。

此の〔無漏道〕は諸地に於いて皆、客の住するが如く、界の攝に墮せず。諸地が愛執して己が有と爲すところに非さればなり。是の故に九地の道は、「その」地不同なりと雖も、而も展轉して因と爲る。同類なるに由るが故に。

然れども、唯、等と勝との與めにのみ因と爲ることを得。劣の因と爲ることは非ず。加行生なるが故に。

等々の例 且らく、已生の苦法智忍の還つて未來の苦法智忍の與めに同

ひ同性質としても、初禪乃至有頂地の苦諦下に屬する爲のために同類因となることなし。故に此の九地の一に五部あるが故に、(結局)四十五類(五部と九地)の部に各別の同類因ありといふことになるなり。

【一〇六】部と地との制限の外に、時に制限あるを明す段なり。

【一〇七】前生とは、過去と現在と未來とに對し、現在を未來に對していふ名なり。従つて未來に同類因なきは言ふまでもなき所なれど、次ぎに述ぶるが如く之に關して種種の異議あることを見逃すべからず。

【一〇八】發智論第一、大正二六、九二〇頁下參照。

【一〇九】餘の二世云云。舊譯及び梵本ともに過去現在云云とあれば二世とは過去と現在のことなり。即ち過去の中の前生の法は過去の中の後生の法のため及び現在法のために、又過去現在は未來の何れも日界自部の善根、及びその相應法のために因となるの意。

【一一〇】未來に同類因なしといふは、有部の正義とする所なれど、これに對して、婆沙一七卷には八難を擧げ光記の解によれば、六難ありとす。今は、其の六難中の第一難なり。因みに、本論に於いては、此の六難中の前四難のみを論議せり。

【一一一】彼の論とは發智論第二十(大正二六、一〇二六頁中)問の意は、或る法ありて、そが他法の因たりとすれば、いかなる時に於ても同じく因となるや。將た時の望め方によりて因とならざることもありやと云り「或る時には」とは時たまにはといふ義にあり。過現未の何れかの場合にありてはの意なり。此の中、因とは、四縁中の因縁の義なり。従つて時間的に言へば即ち同類因・異熟因等を指す。

【一一二】答の意は、因果關係定まれるものは、いかなる時にても、因たり、果たりといふ義。蓋し、概括的見

難 四

若し爾らば、同類因は應に本無くして「今」有るべし。  
許すが故に過無し。「同類因」は「位に約して」「立て」、體に「約するに」は非ず。和合作用の位果は體の果に非ざるに由ればなり。

二因相例の難 (五)

若し同類因は未來世に有ること、異熟因の如しとせば、當に何の過か有るべき。

毘婆沙師反難

未來に、若し、「同類因」有らば、本論に應に「是れを」説くべし。

難者 通ず

本論は、唯、能く果を取與する諸の同類因をのみ説くが故に、失有ること無し。

毘婆沙師破す

是の如き義無し。同類因は等流果を引くを以つて、此れが未來に有る理は必らず然らず。「未來に」前後無きが故に。已生の法は未生の等流とも爲るべからず。過去の法は現在の果に非ざるが如し。果は先にして、因は後ちといふ過失は有ること勿きための故に、未來世には同類因無し。

難

若し爾らば、異熟因も未來に有るに非ざるべし。異熟果は因の前及び「因」と俱なるべからざるが故に。「而も亦」、未來世の法には前後無きが故に。

毘婆沙師釋

是の如き失無し。相似せざるが故に。「然るに」謂ふところの同類因は果と相似す。若し、前後無くんば互に因と爲るべし。

は一に嬰孩、二に童子、三に少年、四に盛年、五に老年なり。

今、この十位に就て同類因を談ずるに、前前の位は、それと相似したる後後の位を引起するが故に、前位が同類因にて、後位は等流果となる。

【五】餘身とは、他生の身といふ義にて、現在の十位を次生に受くる十位に對すれば、その一は皆、次生の同類因となるといふ義。

【六】自類と自類とは、例へば麥ならば種としての麥と果としての麥との間の關係なり。

【七】彼れの執云云。婆沙論卷一七に據るに、色が色の奥めに同類因無しとは、こは外國の諸師の説とせり。順正理論十六に依れば、譬喩師の説なりと云ふ。

【八】本論とは發智論十三(大正二六、九八六頁中)。

【九】因とは四縁の中の因縁にして、之れを六因に配すれば、能作因以外の五因に當るも、其の五因の中に過去の大種を未來の大種に望めるときは同類因の外なし。即ち因とは同類因に外ならず。

【一〇】増上縁とは能作因。

【一一】自部とは見苦所斷・見集所斷・見滅所斷・見道所斷・修所斷の五部中の夫々の部をいふ。因みに此の五部は煩惱斷滅の五段階なり。

自地とは三界九地の各地のことなり。

【一二】見苦所斷云云の詳細は隨眠品を見よ。有部にては一切の有漏法を此の五部に分つなり。

【一三】靜慮等。四靜慮と四無色。

【一四】例へば苦諦の下に屬する邪見は、たゞ同じく苦諦下に屬する後の邪見の同類因となりて、集諦下に屬する邪見等の同類因となることなきをいふ。

【一五】中に於て。部に於て制限ある上に、同類因は地にも制限あり。例せば欲界の苦諦下に屬する貪はたと



論主疏

「<sup>一三五</sup>彼の處に説くが如く、此れも亦、應に爾るべく、此の處に説くが如く、彼れも亦、應に爾るべし」と。

「<sup>一三七</sup>是の如く、文を作ること、何の功德をか獲る。唯、論主の文を善くせざることを顯はすのみ。是の故に、應に知るべし、<sup>一三八</sup>前釋を善と爲すことを。」

華の二

「<sup>一三九</sup>若し爾らば、何の故に <sup>一四〇</sup>品類足に説くや。」

「<sup>一四一</sup>或は苦諦にして、有身見を以て因と爲すも、有身見の與めに因たるに非ざるもの有り。〔謂はく〕未來の有身見及び彼れの相應の苦諦とを除ける、諸餘の染汚の苦諦なり。或は苦諦にして、有身見を以て因と爲し、亦、有身の與めに因とも爲るもの有り。即ち〔前に〕除ける所の法なり」と。

通釋

彼の文は、應に未來の有身見相應の苦諦を除くとのみ説くべし。設ひ彼の如く説くこと有りとも、義に由りて、〔此は〕應に非なることを知るべし。

華の三

復、云何にして、施設足論を通ぜん。彼れに説く、「諸法は四事決定す、所謂、因と果と所依と所縁となり」と。

通釋

應に知るべし、彼の文に因といふは、謂はく、<sup>一四二</sup>能作と俱有と相應・異熟との因なり。果といふは、謂はく、<sup>一四三</sup>増上と士用と異熟との果なり。所依といふは、謂はく、眼等の六根にして、所縁といふは、謂はく、色等の六境なり。

自己と同等又は同等以上の等流果を引起することを得とは頌の主要なり。

【八七】相似とは、善・惡・無記の三性に就ていふ。

【八八】展轉相望めてとは、前念の色蘊を後念の色蘊に對すると同様に、前念の色を後念の色蘊に望め、又は前念の色を後念の色蘊に望めて、此の中に同類因、等流果の關係ありといふ義。因みに、此の中の色蘊の善惡とは無表色につきて言ふなり。(婆沙卷十八、初頭參照)

【八九】有る餘師云云。以下三異説は特に無記の色蘊を展轉相望して、同類因となるに對しての意見の相違なり。

【九〇】淨無記とは、無覆無記のこと。

【九一】四とはは、色以外の四蘊。心心所は勝法の故に、劣法たる色蘊の因とはならず。(第四頌參照)

【九二】五とはは五蘊は、後の四蘊の果と説く説なり。心心所は勝法にして力強きが故に總じて五蘊の因となるも、色は劣法にして力劣きが故に心心所の因と爲ること無しとの意。

【九三】色と四蘊云云。色蘊と四蘊とは同類因とはならずと云ふ説。この意見によれば無記は、その性劣なるを以て、異類に屬する色法と心法(四蘊)との間に因果の關係を生じ得ずといふなり。而して、以上、四種の意見ある中、光記によれば、この最後の説を正義とすべしと。乍併論主は初説の説を取ることは有る餘師の言なきより見て知るべし。

【九四】又云云。有部にては托胎以後死位までを十位に分つ。胎内の五位、胎外の五位なり。胎内の五位とは一に羯刺藍(K. Jalma 凝滑)二に乾婆部(artubhāna)三に閉尸(閉、血肉)四に健南(Chanam 堅肉)以上は托胎後、五週目までの位なり。五に鉢羅奢佉(Puraskāra 支節)こは第五週より出産までの位なり。胎外の五位と

難の一

然るに、即ち彼の論に、是の問を作して言はく、「若し法あり、彼の法の與めに因と爲るとせんに、或る時には、此の法は彼れの與めに因に非ざることありや」と。彼れに即ち答へて言はく、「時として因に非ざること無し」と。

通釋

此れ、俱有と相應と異熟との三因に依りて、密に説けるものなるが故に、過有ること無し。

有部の通釋

有るが謂はく、未來正生位の法は、定んで能く、彼れが與めに同類因と爲る。是の故に彼の文には、最後の位に依りて密に是の答を作す。「謂はく」時として因に非ざることなしと。

世親破

彼れは所難に於いて、善釋たるに非ず。未來法は正生位の前にては同類因たるに非ず。後方に成するを以つての故に。又、若し爾らば、彼れに、復た問うて言はん、「若し法ありて、彼の法の與めに、等無間〔緣〕と爲るとせんに、或る時には、此の法は彼れの與めに等無間〔緣〕に非ざることありや」と。「然るに」彼れに、即ち答へて言はく、「若し此の法の、未だ已生に至らざる時なり」と。

若し、彼れの釋するが如くならば、應に亦、答へて言ふべし、「時として、緣に非ざるは無し」と。如何ぞ、乃ち、「若し此の法の未だ已生に至らざる時なり」と答ふるや。

然るに、彼れ復、釋すらく、「二門を現ぜんが爲なり。〔即

有師また教釋す

然るに、彼れ復、釋すらく、「二門を現ぜんが爲なり。〔即

分別根本品第二の四

俱有因のみによるといふにあらず。亦、此間に餘の同類因等の作用すること、恰も三杖の組立に三杖相互の支持の外に繩、鈎、大地の作用があるが如し。かゝる意味に解すれば俱有因の義理も成ずるにあらずやとの答。

【五】 婆沙卷第十七、十八（毘曇部七、三二九頁以下）舊譯卷四、一八九頁上、正理卷一六、光記六、一一七頁下以下參照。

【六】 (62) *saṅgahetanū sadṛśāṇi, svaṅkāyābhavā, ngrāṇāḥ, anyonyān navaḥkūṁsaṁ tu mārgāḥ samavāsisīyāyoh.*

舊譯

同類因相似 自部地前生  
更互有九地 渣於等勝果

(58a) *pratyakāśas tuyoṣ oṣṇa, pratyakāśas śrūṭvāntīkṣayādāyāyoh. nāśīśāḥ*  
學得於二爾 聞思等諸法。

因の性質と界の性質と同じき場合の因を同類因 (*saṅgahetanū*) といひ、之に對する果を等流果と名く。而して此の因果關係は必ず時間的には前後あり、空間的には三界九地の間に各限定あり、一地の因は他地の果を生ずることなきなり。而も性質的には見道四部と修道との五部の間に亦限定ありて、或部の法が因となりて他部の法を等流果として生ずることなし。即ち簡單に云へば、一定の部の、一定の地に屬する法が因となりて、以後にその地に屬する同類の果を生ずる時、前者を同類因と名くるなり。然れどもこは主として有漏法に就て言へる場合にして無漏法となれば、地に限定なく、異地（未至、中間、四根本、下三無色）の間にも、同類因等流果の關係を生じ、而もその價值に於て

二六三

部の規定  
地の規定

部とは、謂はく、五部。即ち見苦所斷乃至修所斷なり。

地とは、謂はく、九地。即ち欲界を一と爲し、靜慮と無色とは八なり。

此の中、見苦所斷の法は、還つて見苦所斷の與めに同類因となるも餘には非ず。是の如く乃至修所斷〔の法〕は、還つて修所斷の法の與めに同類因と爲るも、餘には非ず。

中に於いて、一一、若し欲界地は還つて欲界の與めに同類因と爲り、初靜慮地は初靜慮の與めに同類因と爲り、乃至有頂は有頂地の與めに同類因と爲る。異地を相望しては皆、因たるの義無し。

時間的規定

又、此〔の自部自地の法〕も一切には非ず。

何ん。

謂はく、前生なり。唯、諸の前生〔の法のみ〕が、後の相似の生と未生との法の與めに同類因と爲るなり。

云何にしてか然るを知らん。

本論に説くが故に。發智論に説くが如し。云何が同類因なる。謂はく、前生の善根は、後生の鼻の善根と及び彼れの相應法との與めに同類因と爲る。是の如く、過去は餘の二世の與めに過去現在は、未來の與めに等、皆、應に廣く説くべしと。

ことなり。

【七五】前に生ぜるとは前念の焰明を生ずる因縁が和合して焰と明とが俱起するものなりやとの解。

【七六】隨つて有無とは此れが有ならば、彼れも有なり、此れが無ならば彼れも無なるとき、彼れと此れと相隨ひて離れざるを同時の因果と稱する故にとの意。

【七七】俱起の法に於て、一あるによりて他あること、恰も形あるによりて影あるが如き場合に、形を因とし影を果とすること或は至當ならん。然れども兩者は互に因となり、果となるといふ義は解し難し。影は形の因にあらざるが如しとなり。

【七八】前に説くとは次前の一有なれば一切有等の文を指す。

【七九】前に説く所とは前に俱有因に非ざるもの八を列擧せる中の第五をいふ。欲界にては色香味觸の四境は必ず相離れず俱生する故に此の難有り。

【八〇】是の如くとは、同上第七なり。大種なければ造色無く造色無くして大種獨り有ることも無き故なり。心の隨相等は知るべし。

【八一】然るを有部にては前に述べたる如く互に因果とならずといへるは何故かとの難詰なり。

【八二】前生の因縁とは、人が三杖を合集せるが如き因縁を言ふ。

【八三】又、彼の中云云。三杖の俱立は單に三杖相互の支持のみによるにあらず。亦、繩、鈎、地等の別物ありて之を支持するに由る。故に三杖の俱立は單に所謂、俱有因のみにては説明し難く、從つて俱有因といふものはあてにならずとなり。

【八四】此れとは、經部が三杖に喩へて難し來れる俱有法を指す。謂へらく、我宗にて俱有因を談ずるは、たと諸因の一としてなり。俱生法の生ずるは、必ずしも



異説 (二) 有る餘師は説く「五は、是れ四の果なれど、色は四の因に非ず」と。

有る餘師は説く「色と四蘊とは、相望展轉するに皆、因と爲らず」と。

異説 (三)

又、一身の中に、羯刺藍の位は、能く十位の與めに同類因と爲り、頰部曇の九位は、一一皆、前位を除きて、餘の與めに因と爲る。「然れども」若し、餘身の同類の十位に對しては、一一皆、十位が與めに因と爲る。

特に色蘊の同類因

此の方隅に由りて、外の麥稻等の自類と自類とも、應に廣く思擇すべし。

若し色は色の爲めに同類因と爲ることを「許さずんば、彼れの執は、便ち本論の文の説く所に違せん。故に本論に説く、「過去の大種は、未來の大種のために因と増上縁」となり等」と。

諸の相似(の法)は相似の法に於いて、皆、同類因と爲ると説き得べしと爲んや。

異執を破す

爾らず。

云何。

自部自地(の法)は唯、自部自地のみ(の法)の與めに因と爲る。是の故に、「頰に」説きて自部自地と言ふなり。

有漏の同類因の地・部・時間等の規定

分別根本品第二の四

分別根本品第二の四

分別根本品第二の四

【六三】 隨相は、たゞ本相の俱有因たるのみなれど、隨相、相互の間に俱有因の關係なし。

【六四】 隨心轉の法とは心所と定俱戒と道俱戒となり、是等の隨相も心王も俱有なれども、此等が心の與めに俱有因にあらざることと言ふまでもなし。

【六五】 一切俱生の云云。前卷の八事俱生にて云はゞ色香味觸の四は有對の造色の俱生。九事俱生にて云はゞその上に身根を加ふ。之れ等は俱生するも相互に俱有因となるに非ず。

【六六】 無對の造色とは、即ち無表色なり。定俱戒道俱戒の無表色は互に俱有因となることあるも、之を除く故に少分といふ。専ら散の無表色につきて言ふものなり。

【六七】 造色とは所造の色のこと。この所造色を能造の大種に對するに、俱有なりと雖も俱有因にあらず。何んとなれば造色あるによつて大種あるにあらざればなり。

【六八】 所得とは所得の法。法俱得と所得の法とは俱時なれど、得には其外、法前得もあり法後得もあり、不定なるを以て俱有因にあらずとす。

【六九】 こゝに定んでとは、必ずしもとの義。

【七〇】 或は前とは法前得。

【七一】 或は後とは法後得。

【七二】 或は俱生とは法俱得。

【七三】 是の如き云云。光實二に依るには經部よりの問なりと。經部は同時の因果を許さず、必ず因果關係は前件の後件に對する制約關係にして、異時なりと主張するが故に、此の見地より有部の俱有の因果即ち同時の因果を難す。是の如き一切の理とは有部の十隨轉を立つる所以の文を指す。

有部通釋

三杖は俱起して相依る力に由りて住すと爲んや。前生の因縁の合する力に由りて、彼の三杖をして俱起して住せしむと爲んや。又、彼の中に於いて、亦、別物の繩と鈎と地と等の連持して住せしむること有ることを。  
此れに亦、餘の同類因等有り。是の故に、俱有因の義は成ずることを得。

第四節 同類因

是の如く已に俱有因の相を説きつ。第三の同類因の相は云何。頌に曰はく、

(52) 同類因は相似なり。 自部(自)地なり、前生なり。

道は展轉して九地なり。 唯、等と勝とに因と爲る。

(53) 加行生も亦、然り。 聞思所成等なり。

論じて曰はく、同類因とは、謂はく、相似の法が、相似の法の與めに、同類因と爲るとの〔謂〕なり。謂はく、善の五蘊は善の五蘊の與めに、展轉相望めて同類因と爲り、染汚は染汚の與めに、無記は無記の與めに、〔その〕五蘊を相望むるときも、應に知るべし、亦、爾ることを。

異説 (一)

有る餘師は説く、「淨無記の蘊の五は是れ色〔蘊〕の果なれど、四は色の因に非ず」と。

苦所斷の餘の九隨眠の相應と俱有と等及び未來の見集所斷法と、此等は皆是れ有身見を以て因と爲すも、有身見の與めに因とならざるものなりといふ。

【五二】 即ち所除云云とは、前註所引の品類足論の(一)の(1)(2)(3)(4)にて除けるもの凡てを指す。

【五三】 この品類足論の説をこゝに引用したる目的は、要するに、彼の相應法と生老住無常(四相の異名)といふ所を示さんとするにあり。即ち或る論者が心の俱有因となるは、唯十四法のみなりといへるに對して、相應法の四相も亦然ることは品類足論の明言する所なれば汝の説は非なりといふにあり。

【五四】 有る餘師云云。前の十四法を主張する側のものにして、品類足論の「及び彼の相應法」といふ一句を除き讀すとなり。

此の中、「誦す」とは、此等古昔の論師達が經律又は論を凡て暗誦し言ひ傳へたるものなることを示すなり。

【五五】 是の如くのと「及び彼れの相應法」を加へて讀むこと。

【五六】 有餘。有る餘師が品類足論には「及び彼の相應法」の字は無しといふにもせよ、俱有因の義より準じて考へるときは、餘師の説には不足ありて、依然、相應法は加へて考ふべきものなることを知るべしとの意。

【五七】 俱有因といひて特に斷るは諸餘の五因を簡ぶ意。

【五八】 俱有因に由るが故に因と成るに非ずとは俱有因として因となるものに非ずとの謂。即ち俱有因は必ず俱有なれど逆に俱有なりとて必ずしも俱有因ならざるものもありといふなり。こゝに八對を擧ぐ。

【五九】 これ第一對にして、隨相は本法のための俱有因ならざることは前に述べたる如くなり。

反 雜

と爲ることを。  
此れを、應に詳しく辯すべし。即ち燈焰は明の與めに因と成ると爲んや。前に生ぜざる因縁の和合に由りて、焰と明と俱に起ると爲んや。

〔又〕、餘物が光明を障へて、影、現すること有り。如何にしか、此の影は芽を以て因となすと説かん。

有 部 釋

理として、應に然るべからず。隨つて有無なるが故に。因明を善くする者は因果の相を説きて言ふ。若し此れの有無なるとき、彼れも隨つて有無ならば、此れを定んで因と爲し、彼れを定んで果と爲す。〔然して〕俱有法の中、一有るとき一切有り、一無きとき一切無くんば、理として因果を成すべきなり。

雜

俱起の因果の理は且らく然るべきも、如何にして互に因果と爲ると言ふ可きや。

有 部 の 答

雜

即ち前に説く〔所に〕由りて、此れも亦、違すること無し。若し爾らば前に説く所の如き造色は、互に相ひ離れざれば、應に互に因と爲るべし。是の如く造色と諸大種と心の隨相等と心等の法とは、皆、相ひ離れざるをもつて、應に互に因と爲るべけん。

若し汝は三杖の互に相ひ依りて住するが如く、是の如く俱有法の因果の義も成すと謂はば、此れ應に思惟すべし。〕是の如き

分別根本品第二の四

きなり。此の時、倚心王と其の四相と四障相と、十大地法とそれんの四十相と四十障相とにて合して九十九法あるも、十大地法の障相は心の與めに直接關係なきが故に之を除き、心王自體をも除きて、五十八法の與めに俱有因となすとけるなり。

【四九】 四障相はたゞ、本相を相するの因たるのみにて、心自身には直接關係せざればなり。

【五〇】 品類足論の所説。卷第十三、千問品（大正二六、七四、五頁上、中）に引用したるは、原文中の一部分なり。即ち、品類足論には「（一）有身見爲因、非有身見因者、謂、（一）除過去・現在見苦所斷隨眠及彼相應俱有等苦諦（二）亦除未來有身見相應隨眠及彼相應俱有苦諦（三）亦除未來有身見相應苦諦（四）亦除未來有身見及彼相應法生老住無常諸餘染汚苦諦。（二）有身見爲因亦有身見因者、謂前所除苦諦……」とあり。此に引けるは（一）の（4）と（二）の餘となり、即ち（一）の（3）にては相應法を除きたるを以て、この（一）の（3）にては其の有身見とその相應法との四相を除くことをのみ説けるなり。

【五一】 苦諦とは一切有漏法、一切染汚法を凡べて云ふ。

【五二】 有身見は苦諦の理に迷ひて起る我見にして、四諦修道の染汚法を生ずる因たり。但し、こゝに因といへるは、能作因以外の五因の義。

【五三】 彼れの相應法とは有身見相應の心心所法のこと。

【五四】 諸餘の染汚の苦諦とは、

（一）三世の見滅・見道・修道所斷の染汚法と、（二）遍現の見集所斷の不遍行隨眠の相應と俱有との法、及び遍行の隨眠の相應と俱有と法上の得と、（三）及び未來の見苦所斷の有身見と、有身見上の小の四相並びに得、及び身見相應上の小の四相と並びに得と、（4）及び見



誦を作すべし。或は應に義に准じて、「有る餘師の」説の五九有餘なることを知るべし。

俱有の法と俱有因

諸の六〇俱有因なるに由るが故に因と成るものは、彼れは必らず俱有なり。「然れども」或は俱有なるも、俱有因に由るが故に因と成るに非ざるもの有り。謂はく、(一)諸の隨相を各の本法に於いてすると、(二)此の諸の隨相を各互に相對すると、(三)隨心轉の法の隨相を心に於てすると、(四)此の諸の隨相を展轉して相對すると、(五)一切の俱生の有對の造色を展轉して相對すると、(六)少分の俱生の無對の造色を展轉して相對すると、(七)一切の俱生の造色と大種とを展轉して相對すると、(八)一切の俱生の得と所得とを展轉して相對すると、是の如き等の諸法は俱有と名くと雖も而も俱有因に由るが故に因と成るには非ず。一果、「二」異熟及び一等流に非ざるが故に、「又」得と所得とは、定んで俱行するに非ずして、或は前なることあり、或は後なることあり、或は俱生することあるが故なり。

俱有因に對する問題

是の如き一切の理は、且らく然るべし。而も諸の世間に種等と芽等との極成の因果相生の中には、未だ斯の如き同時の因果を見ず。故に、今應に説くべし。云何にして、俱起の諸法の聚の中に、因果の義有るかを。

有部の答

豈に、現に見ずや。燈焰と燈明と芽と影と、同時に亦、因果

て、之に三種あり。一は心所、二は定俱戒、道俱戒、三は心所及び二律儀に伴ふ四相となり。

【三】一切所有の心相應法とは一切の心所法のこと。

【三九】靜慮云云。靜慮律儀(定俱戒)、無漏律儀(道俱戒)のこと。此の中、靜慮律儀は色界の根本定即ち四靜慮心に入るを得るとき自然に得せらる、無漏律儀は、見道以上の無漏道を得せる以後、前者を定俱の間、自然に得せらる、防非止惡の戒にして、前者を定俱の無表、後者を道俱の無表と稱す。共に色界近分定又は根本定に依る。亦、前は定心と俱なり。後者は無漏心と俱なるが故に之を隨心轉の法と名くるなり。

【四〇】彼の法とは、一切の心所と二種の律儀。

【四一】(61) Kāmpalāśībhavāzābhūti.

時界善等故

時も果報も三性の性質も心王と同様なる心隨轉と名づくとの意。

【四二】一生活滅とは如上諸法が、心王と同一時に生じ、住し滅すること。

【四三】墮一世とは、心王が未來に在れば、心所も亦未來に有るといふが如く、同世なるをいふ。こは、獨り、心と同じく生住滅よりのみならず、過去未來にも相離れざることを示さんが爲めなり。

【四四】一果とは、心王と心所等との法は、力を合せて、同一の果等を得すとの意。所謂一果は士用果と離繫果。

【四五】後の一とは一果一異熟等のこと。一は俱時の意。

【四六】十因とは右の四時(一生一住一滅一世)と、三果(一果、一異熟、一等流)と三性との十因なり。

【四七】極少のときは、心王が十大地法のみと起り、其他の六大煩惱地又は不定地等の諸法と相應せざると

應に知るべし、此の中四五前の一と四五後の一とは、俱四七「時」を顯はすと、共を顯はすと其の義同じからず。

善等に由るとは、此れと心とが同じく善・不善・無記の性の故なるを謂ふ。

此の四七十因に由りて、心隨轉と名く。

心隨轉と名く  
十因  
心王と所餘と  
の俱有因關係

此の中、心王は四九極少のときも、猶、五十八法の與に俱有因と爲る。謂はく、十大地法と彼れの四十の本相と心の八の本「相」と隨相とを、五十八法と名く。「而して」五十八法の中、心の四九四隨相を除きて、餘の五十四は心の與に俱有因となる。

有るが説かく、「心の因と爲るは、唯、十四法のみなり。謂はく、十大地法と並びに心の本相となり」と。

世親の批評

此の説は善に非ず。所以は何ん。

品類足論の所説に違するが故に。彼の論に言ふが如し。或は五二苦諦あり。有身見を以て因となすも、有身見の與に因と爲るに非ざるものあり。「謂はく」未來の有身見と及び五三彼れの相應法との生老住無常を除ける五三諸餘の染汚の苦諦なり。或は苦諦あり。有身見を以て因と爲し亦、有身見の與に因とも爲るものあり、即ち五三「上の」所除の法なりと。五三

有餘師説

有る餘師は、「及び彼れの相應法」を誦せず。

毘婆沙の説

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言ふ。彼の文は必らず五五是の如きの

分別根本品第二の四

法は隨相のための俱有因なれど、逆に隨相は單に本相のための俱有因たるに止まり、本法に對しては、その成立のための直接の因となることなき點に於て俱有因といふ能はず、故に、かゝる關係にあるものは、互爲果の立場より俱有因を説くべきものにあらずして、同一果の立場よりすべきなり。何んとなれば、本法も隨相も、一法の成立といふ點よりすれば、共に共同的原因たればなり。されど同一果を以て俱有因と言はば、隨相と本法と共同して一の大相の果を得るを以て、隨相は本法に望めて俱有因となるべしと云ふ失あり。要するに俱有因なるものは互爲果と解するも、同一果と解するも多少の過失を免れず。故に世親は比較的に過失少なき互爲果を以て俱有因を解し、其の足らざる所を同一果を以て補ふために爰に斯く注意を興へたるなり。

【三】此の中に應に辯ずべしとは舊譯には「應攝如此義」と云ふ、原語の (Cupassanikhyāvyā) は正しくは「追加せらるべし」と云ふ義あり。

【三】何等を云云。六因を次第に説明し行くべき順序なれど、前の俱有因の所にて心隨轉の事を例に出したるを以つて、暫らく傍論として、心隨轉の説明に及べるなり。

特に婆沙卷第十六、第十七、(毘婆沙部七、三一九頁以下)を参照すべし。

【三】 (Sīd) cañña dvanī saṃvartanī  
keṣīṇa cañño lapaṇāni ca Sāhavaṇa  
oññānuvartanā,

舊譯

心法及二護 彼法心諸相

是名隨心轉

心隨轉の法とは、心と相應して轉ずる法といふ義にし

法と隨相との關係

ること、其の所應の如きなり。

法と隨相とは互に果と爲るに非ず。然も法は隨相の與に俱有因たるも、隨相は法に於いて「俱有因たるには」非ざることを、此の中に應に辯すべし。

特に、心隨轉

何等を名けて心隨轉の法と爲すや。  
頌に曰はく、

(81) 心所と二律儀と、 彼れと及び心との諸相と、

是れ心隨轉の法なり。

心隨轉の體

論じて曰はく、一切所有の心相應法、靜慮と無漏との二種の律儀、彼の法と及び心との生等の相、是の如きを皆、心隨轉の法と謂ふ。

心隨轉の名

如何にして、此の法を心隨轉と名くるか。

頌に曰はく、

(52) 時と果と善等とに由る。

論じて曰はく、略して説かば、時と果等と善等とに由るが故に、此の法を説きて心隨轉と名く。

且らく、時に由るとは、此れと心とが 一に生・住・滅すると及び 墮一世なるを謂ふなり。

果等に由るとは、此れは心と 一果・一異熟及び一equalなるを謂ふなり。

ものにして、之れに

同一果俱有因 (eka-phala sabbhū-jehū)

互爲果俱有因 (anyonya-phala sabbhū-jehū)

の二種有り。前者は所謂共働的原因にして、幾多の原因が積極的に相結合して、一結果を生ずる場合又は或る原因が他の原因に對して、消極的に作用し、其の結果を妨げ、又は變移する場合の如きをいひ、後者は同じく互働の原因と稱するに相當し、相對する法の、相關聯して互に因果をなすをいふ。

【二九】 土用果とは、一聚の法が互に助け合ふ中助けらるゝ方を土用果といひ、助くる方を俱有因といふ。

【三〇】 四大種云云。一聚の即ち俱生の四大種の中、地は水火風の俱有因たり、三は地の俱有因となるなり。乃至風と他の三とも亦、爾ればなり。隨四相と所相の法、

心と心隨轉法、心王心所法等は皆、俱有因となるなり。此等は、互に相望めて俱有因たるが故に、互爲果俱有因と言ふなり。

【三一】 諸相と所相の法とは、生相等とそれによりて生住異滅せらるると法との關係にして、能相の法に引かれて未來より現在に入り、所相の法は能相に助けられて未來より現在に入るが如し (互爲果)。

【三二】 心と心隨轉ととは、心王と、心所等とは心王の力に心所は引かれ、心所の力に又心王は引かるる如し (互爲果)。心隨轉の意味は次頌を見よ。

【三三】 遍く有爲云云。以上の理由により、俱有因には遍く一切有爲法を攝すれども、夫々望め方あり。故に所應の如しといふ。

【三四】 法と隨相とは、互爲果俱有因の解釋に對する注意なり。即ち俱有因といへば、必ずしも互に果となるものには限らず、例へば本法と隨相との關係を見るに、

本法あるによりて、同時に隨相のある點よりすれば本



雜

答

の力有り」と。

且らく、涅槃等の眼識の生ずるに於けるは、云何ぞ名けて能作力有りとなさん。

意識は彼れを縁じて境と爲し、或は善、或は惡〔の意識〕を生じ、此の意識に因りて、後時の眼識が次第に生ずることを得。展轉して因たるが故に、彼の涅槃等も眼識の生ずるに於いて、能作の力有るなり。是の如く、餘の法も此の<sup>三六</sup>方隅に由りて、展轉して應に知るべし、「能生の力有り」と。

### 第三節 俱有因

俱有因

是の如く、已に能作因の相を説きつ。第二の俱有因の相は云何。頌に曰はく、

(50) 俱有は、互に果と爲る。

大と相と所相と心を心隨轉に於てするとの如し。

論じて曰はく、若し法にして更互に<sup>三五</sup>士用果と爲らば、彼の法は更互に俱有因と爲るなり。

其の相は云何。

俱有因の相

四大種の如きは、更互に相望めて俱有因と爲る。是の如く、<sup>三三</sup>諸の相と所相の法と心と心隨轉とも亦、更互に因と爲る。是くして則ち俱有因は互に果と爲るに因りて、<sup>三三</sup>遍く有爲法を攝す

分別根本品第二の四

ばし得る力なし。

【二〇】 通じてとは、有力も無力もといふ意を含む。

【二一】 勝に就きて云云。かくの如く種種ある能作因の中より取り出して云はゞ屹度果を生ずる力あるも有りとの意(有力能作因)。

【二二】 諸法は皆、頌に起る云云。雜者は不障の意味を無規定の義に解し、無規定ならば未來雜亂衆の法は凡て一時に起り來るべしとて難じたるなり。

【二三】 一の殺生云云とは、一人が殺生を行ずるのは、他が之に干渉せず置き置きの爲めなりとするならば、他人も亦間接ながらも殺生業を成ずることにならんとの難なり。

【二四】 有る餘師云云。無力の能作因を認めざる説。

【二五】 涅槃等云云。若し無力の能作因なく、凡て有力なりと言はば、例せば涅槃や不生法の如き無爲法は、眼識を生ずる上に於て何等の積極力ありとせんやとの難なり。これ無爲法は意識の境なれば、第六意識に對しては、能作用あれど、前五識の發生には不障以外に力を有せざればなり。

【二六】 方隅、一隅を擧げたるを以て、之に例して他の三隅を知るべしとなり。

【二七】 婆沙卷第十六(毘曇部七、三一五頁下) 舊譯卷四、一八八頁中、正理卷一五、光記六、一一三頁中以下參照。

【二八】 (50) *saṅghār yo mūhāyapālā,*

*ūhāyano cittaḥitānvarī-*

*lakṣṇāḥkṣayvat*

舊譯

俱有五爲果

如二大心心法

隨心相所相一

俱有因 (*caṅka-dhāraṇa*) とは、因法と果法とが並存す

二五五

無力能作因を  
難す

我れは國主に因りて安樂を得」と。

若し此れの生ずるに於いて、彼れ障用無くんば、設ひ障を爲さずとも、何ぞ因と爲すことを得んや。且らくハ涅槃及び不生法を普く一切有爲の生ずる中に於てすると、那落迦等の有情の相續（身）を無色界の諸蘊の生ずる中に於いてするとの如き、有れども有るに非ざるが如く、能障の用無けん。

答

障用無しと雖も亦、因と爲ること、無力の國主も亦、前に説くが如くなるを得るが如し。

有力能作因

此れは即ち、通じて諸の能作因を説きたるなり。（然れども）勝に就きて言を爲さば、（必すしも）生力無きに非ず。（例へば）眼色等の眼識等を生ずるに於ける、飲食の身に於ける、種等の芽等に於けるが如し。

難

有るが是の難を作す、（若し一切法は障ふることなくして住するが故に、皆、能作因ならば、何に緣りて諸法は皆、頓に起るに非ざるや。）一の殺生せる時に、何に緣りて一切のものは殺者の如く、皆、殺業を成ぜざるや（上）。

答

此の難は然らず。但、障ふること無きに由りて、一切法を能作因と爲すと許す。生に於いて親作の力有るに由るには非ざればなり。

難

有る餘師説く、（諸の能作因は皆、果が生ずるに於いて、能作

異説

【三】 豈に云云。能作因の定義に對する疑難なり。謂はく、有部は、或る法の自體を除いて他は凡て是れの能作因なりといへど、例せば無漏智と煩惱との場合の如き、又は日光と星光との場合の如き、兩者相並ぶ能はざる關係にあるものも、又、前者は後者の能作因と言ひ得るや。若し言ひ得るならば、無障能作因といふ定義に相應せざるべく、若し能作因にあらずとするならば、自を除いて餘の一切は能作因なりといへる説明は間違なるべしとなり。

【四】 此れとは上の問の文中の煩惱及び眼識（衆星を識るところの）。

【五】 彼れとは無漏智（四諦の理を知る所の）及び日光。言ふ心は、いかにも無漏智は煩惱の生起を障へ、日光は星の認識を妨ぐるに於て迷なきも、苟も煩惱が起り、又は星を認得する際は、其等の障礙に逢はざる結果なれば、其結果の上よりして智も日光も能作因と名け得べしとなり。

【六】 印度の國主中にも動もすれば掠奪者の成り上り者ありて、人民を苦めて勝手の生活を爲すを、その特權としたる者ありしを以て、かゝる比喩を生じたるなり。

【七】 此れの生ずる云云。無力能作因に對する難なり。謂はく、いかにも障礙し得べき法が障礙せざるは、消極的厭意者の意味にて一因と見做し得べきも、元來、障礙の力なきものは、この消極的好意者の意味もなきを以て、因と稱し得べからざらんとなり。

【八】 涅槃及び不生法とは即ち擇滅、非擇滅の二無爲なり。この無爲法は、有爲法の生起に、何等の關係あるものにあらず。

【九】 那落迦云云。又地獄の衆生身の如きは、他人が無色界に生ずるにも生ぜざるにも、何等の影響をも及

第二節 能作因

能作因

且らく、初めの能作因の相は云何。

頌に曰はく、

(50) 自を除きて、餘は能作なり。

能作因の體

論じて曰はく、一切の有爲「法」は唯、自體を除きたる「餘の」

一切法を以て、能作因と爲す。彼れの生ずる時障ふること

無くして住するに由るが故に。

能作因の名

餘の因の性も亦、能作因なりと雖も、然も能作因は更に別稱

無くして、色處等の如く總即別の名なり。

問

豈に未だ知らざれば、諸漏當に起るべく、已に知るに由るが

故に諸漏生ぜず、「従つて」智は漏の生ずるに於いて能く障礙を

爲すにあらずや。「又」日光は能く現に衆星を觀ることを障ふ。

如何ぞ有爲は唯、自體を除きて、一切法を以つて能作因と爲す

や。

答

應に知るべし。此れ生ずる時、彼れ皆、障ふること無くして住

するが故に、彼れは此れに於いて是れ能作因なり」と。若し此

れの生ずるに於いて、彼れ能く障を爲すべきに、而も障を爲さ

ざるものは、立てて因と爲すべし。譬へば、國人の其の國主が

損害を爲さざるを以て、或く是の言を作すが如し。「謂はく」、

分別根本品第二の四

沙論十六、參照。前述の如く小乘經典中には六因を説明するものは無し。大乘經に於ては十卷楞伽第三(大正一六、五三〇頁中)に、

六因者、一當因、二相續因、三相因、四作因、五了因、六相待因

云云と記する有り。されど其の名目内容共に異れり。

【八】 婆沙卷第二十及び婆沙卷第二十一(毘曇部七、三九四頁以下) 菩薩卷四、一八八頁上、正理卷第一五參照。

【九】 (50a) svako nyo karmahetuḥ. Kāvāraṇi hetūḥ 舊譯——

除自餘隨造。

能作因とは、字義よりすれば最も有力なる因力の如きも、有部の法相上最も、力なきものにて、長行にもある通り主として他の發生に障礙を與へざる消極的方面を指す。故に之を無力の能作因といふ。勿論、之に對して有力の能作因とて間接ながらも或る果を生ずるために、積極的作用を呈する方面をも含み居れども、主たる特徴はその消極的方面にありと心得て可なり。頌文に「自を除いて餘は能作なり」といへるは、或物をとりて、その因を考ふるに、其物のかくあるは他の一切法の障礙せざるがその一因を構成すといふ所より、他の一切を其物の能作因と名くといふ義なり。

【一〇】 自體を除きて云云。自體は自體の因たる能はさればなり。

【一一】 彼れのとは、その自體をいふ。

【一二】 餘の因の性も云云とは他の五因を字義よりすれば、同じく所謂能作因なれども、他には別に名稱あるを以て、こゝにはたゞ不障因に限りて能作因の名を與ふといふ義。蓋し Kāvāraṇi hetūḥ は直譯すれば因因となり、一切の因に當てはまるの名なればなり。

二五三



卷の第六〔分別根品第二の四〕

第七章 六因四緣論(其の一)

六因四緣

是の如く、已に不相應行を説きつ。  
前に生相が所生を生ずる時、所餘の因縁の和合を離るるに非ずと言ひたり。此の中、何の法を説きて因縁と爲すや。

第一節 六種の因

且らく、因に六種あり。  
何等を六と爲すや。  
頌に曰はく、

(49) 能作と及び俱有と、 同類と相應と遍行と 並びに異熟となり。  
因に唯、六種のみ有りと許す。

六 因 論じて曰はく、因に六種有り。一には 能作因、(karayahetu) 二には俱有因 (sahabhūhetu)、三には同類因 (sabhāgahetu)、四には相應因 (samyprayuktakahetu)、五には遍行因 (sarvatra-gahetu)、六には 異熟因 (vipākahetu) なり。  
對法の諸師は因に唯だ、是の如き六種のみ有りと許す。

【一】 婆沙卷一六(毘曇部七)以下、舊譯卷四、一八八頁上、正理卷一五、光記六、一一二頁中參照。

【二】 前に生相の云云。前卷の終參照。

【三】 所生とは所生の法。

【四】 (49) *Ekārambheṭṭh saḥabhūti karayamī saḥbhūti sambhāgā samprayuktakāḥ sarvatraḥ vipākāḥ ca* *sv-īdha hetuḥ iṅka vipākāḥ ca*

舊譯 隨造及俱有、 同類并相應 通行與因果報、 立有因有六種。

佛敎に於ては因・縁・緣起等を説くこと最も廣く且つ深く多し。縁に就きては、二十四緣、十緣、四緣等の諸説あり。然るに有部に於いては、四緣説を取り、更に四緣中の因縁を開いて六因とし、此の六因を以て四緣をも攝せしめんとするに至れり。いはゞ、六因と四緣とを併用するが有部敎學の實際なり。特に此の中、六因論の方は言はゞ有部の一家言といふも不可なく、發智論に到りて初めて説かれたる説なり。頌文に「許す」とあるも此事を暗示するものとす。勿論、有部自身にありては、佛説になき一家言とありては、その權威に關するを以て、婆沙となれば、此の六因説は、もと之れ佛説にして增一阿含經の增六經中に説かれありしが、時を經ること久遠なる間に、其の經、隱沒せり。然るに、發智の作者迦多衍尼子等が、願智力を以て、契經中に六因を説く處を觀じ、之を撰集し、六因説を復活せしなりといふに至れり。其の詳細に就きては、婆沙十六卷(毘曇部七、三〇八頁)を參照すべし。

【五】 能作因。舊譯隨造因。  
【六】 因異熟因。舊譯果報因。  
【七】 對法とは發智論一(大正二六、九二〇頁下)、發

たとひ、現論上、多少の無理あるにしても分らざるを以て無なりといふべからずといふ消極論によりて、その實有を主張したるなり。

【三六】婆沙卷一五(毘婆沙七、二八一頁以下)、舊譯卷四、一八八頁上、正理卷一四、光記卷五、一一一頁上以下、參照。

【三六】(47a) *kanarajapusthaktilya-nirvandyarūpatā.*

舊譯

欲色衆生數、等流無記兩。

(一)界繫門、名等は欲色二界の所繫なり。

(二)情非情門、名等は有情數に攝す。

(三)五類門、名等は等流の性なり。

(四)三性門、名等は一向に是れ無記性なり。

【三六】此の名身等の界繫は二の標準によりて定む。

(一)には、名身等は語によりて生ずるが故に語に隨つて繫を判す。之を隨語繫といふ。

(二)には、名身等は所依の身に隨つても判ぜらる。之を隨身繫といふ。

【三七】然かも云云。名句文は聲によりて表はるるに、無色界には聲なきを以て無色繫にも通ずといふは非理なり。

【三八】能説者云云。名等を成就するが故に、是れ有情數の攝なり。山河等の所顯の義が名等を得し成就すること無きが故に非情數に通ぜず。

名・句・文等の三は、所顯の義たる山河等の中に在らざるが故にとり。

【三九】等流。前念の同類因より生ずれば也。

【四〇】*tabha*

(49) *subhāgata vjāhko jī*

*trāidhānki, ātayo dvādhā,*  
*lakṣogāny aji, niṣṣṇāḥ*  
*saṃāpattiyasamavayāh.*

舊譯

同分亦果報、三界有至二、

諸相亦二定、非至亦等流。

不相應行法十四の中、名句文の三以外の十一の諸門分別を略記せば次の如し。

同分——三界、有情數・等流・異熟に通じ、無覆無記なり。

得——三界不繫、有情數。剎那・等流・異熟の三に通じ三性に通ず。

非得——三界、有情數・等流・無記。

無想果——色界・有情數・異熟・無記。

無想定——欲・色界。有情數・等流・善滅定——無色界・有情數・等流・善命根——三界・有情數・異熟・無記、

四相——三界不繫。有情非情數に通じ。三性。剎那等流・異熟に通ず。

【七一】類とは等流、異熟、所長養、有實事、一剎那等の五の分類をいふ。

【七三】剎那とは前念よりの等流にもあらず、前世の異熟にもあらず、突然起るものをいふ。即ち見道の初位たる苦法智忍と俱なる得及び四相を指すなり。

【三三七】若し云云。名顯論を駁す。然どもその論法は前の名生論に對するものと大差なし。

【三三八】此れとは特殊の差別有る聲。

【三三九】又、諸念の聲云云。經部が別に有部の名生論を駁す。有部にては聲が名を生ずといふも、かかる道理無し。諸念の聲が一處に集るものに非ず。例へば松といふとき、マとツと二刹那あり。マといふときは、ツは未來に在りて、現在に無し。次にツといふ時はマは過去に落謝して、現在には無し。又一法の松がマとツと分分に切れて生ずる管無きが、若し有部の言ふが如くんば實物體のある名が二に切れることになるべし。

故に語は名を生ずる道理無し云云。【三四十】猶も云々

【三五一】過去の諸の表色云云。聲が集りて名を生ずるに差闕なしとの自宗を辯護する爲めの例として擧ぐ。受戒の時の表業は一刹那に非ずして多刹那に互り、その多刹那の表業有りて、最後の刹那に無表生ず。然れば、之れその多刹那に互る表業を積集して、その結果として、最後に無表生ずといふ可きに非ざるや。聲の集りて名を生ずと云ふも同様に考ふべきのみとの意。

【三五二】生の如くとは前の諸念の聲、聚集すべからず云云の論法に順じてその不合理を知るべしといふ義。

【三五三】語と異る文とは語と體の別なる實有の文といふ意、かくの如き文は例、比、聖教量の所知にあらざるが故に、いかなる意識も分らざる所にして、即ち妄想の所産なりとなり。

【三五四】語によりて、文顯はると説くも、生ずと説くも、其の非理なることは前に述べし語と名との關係に准じて明なりとの意。

【三五五】生等の云云とは四相が有爲法と俱住して生ずる如く、名と(能詮の)、所詮の義とも連れ立ちて未來より現在に生じて來ると執するならば、

(一) 能詮の名は現在に在り、所詮の法は過去に在るといふが如き場合なかるべき筈なるも實際に於いてあるをいかにせん。

(二) 赤子の名は父母が意願にて立つるものなれば、子と名と俱生すとはいひ得ず。

(三) 無爲法は不生法にして名と俱起せず、故に無爲に名はなくなるべし。

【三五五】世尊とは舊譯には依り名伽他成、土製造伽他。

伽他(गथा)は又偈と云ふ。頌の義也。

雜阿含三十六(大正二、二六六頁中)に曰く、天子説レ偈問レ佛、何法爲レ二偈因、以レ何莊レ二偈、偈者何所依。何者爲レ二偈體、世尊説レ偈答曰、欲者是偈因、文字莊レ二偈、名者偈所依、造作爲レ二偈體、云云。

【三五六】頌は名に依ると云ふが要點なり。

【三五七】大正本には文とあるも、光記と及び舊譯とに依りてとせり。

【三五八】諸の義とは諸法の體のこと。

【三五九】分量とは上に定量といへるに同じく、劫初の賢聖が諸法の上にて等の能詮すべき分量を立て諸法の體を呼ぶ聲を契約し定めしもの。

【三六〇】行とは例といふ程の意。樹の列なり。樹を離れて別の列なし。

【三六一】心の次第とは心心所が前念後念次第して起ること。之も心を離れて別の次第無し。

【三六二】或は云云。【三六三】等の如き文の體ありといふことは暫らく許し得べしとするも、之れ以後に名、句の體ありといふは斷じて許し難しといふ義。

【三六四】是れ緣思云云。吾等の經驗的認識に入るものが法の實有の全體には非ずとの意、即ち例によりて、



はす。

〔即ち〕是れが界は三に通じ、類は〔等流・異熟の〕二義に通ずるなり。

得及び四相

得及び諸相との類は並びに三に通ず。謂はく、<sup>三七二</sup>刹那・等流・異熟有り。

非得及び二定  
命想果と命根

非得と二定とは唯、是れ等流なり。「唯」と言ふは、異熟等に非ざることを明にせんが爲めなり。

已に、是の如く未だ説かざりし所の義を説きたり。  
無想の命根とは前に已に辯じたるが如し。

何に緣りて、得等は唯、是れ有情數のみの攝なることを説かざるか。

已に、有情の成〔就〕する所たり等を説きたるが故に。

何に緣りて〔有爲の〕相は有情・非有情數に通ずと説かざるか。

已に、一切有爲〔法〕と俱なりと説けるが故に。

餘の未だ説かざる所は應に隨つて准じて知るべし。

く、語によりて名體が發生し來るものとするやといふ詰問なり。蓋しこれ、聲顯論聲生論に對する聲無常論者の詰問に連關するの議論ならん。

【三三三】若し語に由りて云云。名生論を駁す。即ち語聲によりて名を生ずるとせば、凡ての聲は名となるべき

常と見るかに就て、大論争を生じたるが、廣く解すれば有部は常住論の系統を引き、經部は無常論の系統を引くものと見るを得べし。

【三三二】置(四)。

【三三三】舊譯  
言方地光牛、金剛眼天水。  
於此九種義、智人說三羅名。

【三三七】方とは方處。

【三三六】獸とは即ち牛。

【三三五】以上の九義は羅(四)一字に具はるなり。

【三三四】諸有は執する者にかかると。即ち名體ありて、それによりて所詮の義が顯現すると主張する。人人にても、矢張、かの一の(四)にて九義を示すが如きは契約の結果になる定量なりと認定せんと義。

【三三三】共に立ててとは古の賢聖が契約共立せること。

【三三二】若し云云。若し物といふ名によりて九義顯はるとせば、要するにそれは物といふ發音が九義を顯はするの用を充たすに外ならぬことは言ふまでもなからんとの意。

【三三一】此の名とは有部の所謂不相應法としての實名をいふ。

【三三四】語に由りて云云。語以外に名體あり、而もそは語を緣として表はるとするならば、恰も隱蔽され居るものが顯はるが如くに、語によりて名體が發生し來るものとするや、持た母の胎内より子の生ずるが如管なれど、然らざるはいかん。若し、一切の聲は名を生ずるにあらずして、特別の聲が名を生ずるなりとするならば、名を立てずともその特別の聲丈にて澤山ならずやといふが如き論法なり。

【三三三】此れはとは聲。

界 繫 門

頌に曰はく、  
<sup>別五</sup>(47) 欲色なり。有情の攝なり。等流なり。無記の性なり。  
論じて曰はく、<sup>三六六</sup>此の名身等は唯、是れ欲・色二界の所繫なり。

有が説く、「亦、無色界繫にも通ず」と。<sup>三六七</sup>然かも、「かく」説く可からず。

情 非 情 門

又、名身等是有情數の攝なり。<sup>三六八</sup>能説者の成(就)にして、所顯の義には非さればなり。

五 類 門

又、名身等は、唯だ是れ<sup>三六九</sup>等流なり。

三 性 門

又唯、無覆無記性の攝なり。

他の不相應行法の諸門分別

上に説く所の如き餘の不相應の、未だ説かさる所の義を、今當に略して辯すべし。

頌に曰はく、

(48) 同分も亦、是の如し。並びに、無色なり、異熟なり。得と相とは、三類に通ず。非得と定とは、等流なり。

論じて曰はく、「亦、是の如し」との言は、同分も名身等の如く、

欲色に通じ、有情(數)等流、無覆無記なるを顯さんが爲なり。

「並びに無色なり」との言は、唯、欲色のみに非ざることを顯はす。

「並びに異熟なり」と言ふは、唯、等流のみに非ざること顯

【三七】豈に云云。文は字なりと言はば字とは紙又は皮に書きたものの名ならずや、何故に之を不相應法の中に攝するやとの難詰。

【三六】書分云云。文字はただ、本來、存在するヲ等の文字を表徴的に顯はさんが爲めに人為的に、造れるのみ紙上の書分を顯さんが爲めにヲ等の字を作れるに非ずなり。

【三六】云何にして云云。古の聖賢が、いかにして耳を通さざるも、眼によりて思想を傳へ得べきかと思案したる結果として紙上の書分を案出したるのみ。

【三〇】想等の總説云云。總説とは、名身句身等の身(Kāya)の説明なり。正理第十四に曰く、諸想總説即是名身、乃至、諸字總説是文身云云と。蓋し總説とは聚合の義にして、名を聚合したる全體を名身といひ、乃至、文を集合したる全體を文身と名けたるものとす。

【三一】嗚遮(Vāsa)の界とは動詞の語根、āを指す。總説は原語に āmanāti と云ふ。此の字は語根、ā (合集す)より成る、即ち āman + ā + ti 即ち āmanāti とされるなりとなり。

【三二】迦・佉(Kā, Ka, ko)は梵語字母の子音を舉ぐ、實は是の如き子音のみならず、前に出せる如き裏阿等も、文身中に攝せらるものと知るべし。

【三三】豈に云云。名、句、文の體は發音に存するが故に、要するに聲を性とす。色法にあらざるや。何故に之を非心非物の不相應行とするやとの難なり。

【三四】能説者とは、劫初の諸の賢聖なり。即ち、有部は、名、句、文共に法爾として備はれる一種の存在と見たるに反し、經部は劫初の賢聖が相談し契約して成立したるものと見るなり。蓋し、この議論は獨り、有部と經部の論争に止まらず、婆羅門教の方面にありても吠陀の名句文に關して、それを常住と見るか、將た無

又、無爲法は應に名有ること無かるべし。生の義無きが故に。而も「是の如きは」許すべからず。然るに世尊が「頌は名と及び士に依つて生ずと説けるは、此れ諸義に於て共に分量を立つる聲は即ち是れ名にして、此の名の安布差別を頌と爲すをもて、是の如き義に由りて「世尊は」、頌は名に依ると説けるのみ。此の頌は是れ名の安布差別なり。實物有りと執するは正理に應ぜず。樹等の「行」といひ及び「心の次第」といふが如し。

或は唯、「別に文の體あり、即ち此れを總集して、名等の身と爲す」とのみ執すべし。「而も」更に、餘「の名句の體」有りと執せんは、便ち無用と爲す。

毘婆沙師は説く、「別物有りて、名等の身と爲す。心不相應行蘊の所攝なり。實にして假に非ず。所以は何んとなれば、一切法は皆是に尋思の能く了する所に非ざるが故に」と。

#### 第十四節 不相應法の諸門分別

此の名身等は何れの界の所聚なるや。是れ有情數と爲んや、非有情數と爲んや。是れ異熟性と爲んや、是れ所長養と爲んや。是れ等流の性と爲んや。善と爲んや、不善と爲んや、無記と爲んや。此れを皆、辯すべし。

分別根本品第二の三

【三八】一はとは有爲。  
【三九】一はとは無爲。

【四〇】鹿とは茲にては、經部の如き難に喩え、麋は有部に喩ふ。麋は過未無體説の如く、美剛は法體恒有説に喩と考ふべし。

【四一】婆沙卷一四、一五（毘婆沙七、二七三頁以下）、舊譯卷四、一八七頁中、正理卷一四、光記五、一〇八頁上以下參照。

【四二】名身等  
(At.) namakāyatavāḥ saṃjñā-  
vākyāḥsamumūktavāḥ.  
舊譯—— 名句及字聚、 號言文總集。

不相應行法を明す第七段なり。

茲に所謂名とは謂く作想と有りて、一般に句文の内容根柢を成して、諸法の義理を表明するものとして事物の名詞なり。句は即ち斯くの如き考想を鎌舌に表はしての句 (Chand) 章 (Gantane) をいひ、かくの如き句の組成者たる等々の單音を文と稱す。

扱て、俱舍によれば、之れ等の三法も亦、各別に實體を有する實有法なりといふと雖も、經部は又之れに反對して、單なる假法に外ならずと説けり。

【四三】名 (Nāma)

【四四】作想 (saṃjñā-karotvā) とは、名稱と云ふ義、想は心所の名なり、此の想を作るものなれば作想と云ふ、例せば机と言ふときは聞く人其の想を浮ぶるが如し。

【四五】業用 (Kāraṇa) は、詞の意義。徳 (Guna) は形容詞の意義。時 (Kāl) は動詞の時 (Tansa) なり。名は自相を詮はし、句は業用等の關係を示す。

【四六】文とは云云。文にして、日本なれば、ア、イ、ウ、などに當る。裏・阿・壹、伊は梵字の母韻にして、  
【四七】等の音譯なりとす。

二四七



たんや。諸念の聲は聚集すべからず。亦、一法の分分に漸生す

ることなし。云何ぞ、名の生ずることは語に由りて發すべけんや。

有部教

〔然らば〕云何ぞ。過去の諸の表〔色〕の刹那を待ち、最後の表〔色〕の刹那に、能く無表〔色〕を生ずるや。

經部難

若し爾らば、最後の位の聲、乃ち名を生じ、但、最後の聲を聞きてのみ能く義を了すべけん。若し、是の執を作して語は能く文を生じ、文、復、名を生じ、名は方に義を顯はすといはば、此の中の過難は應に前と同じく説くべし。諸念の文は集むべからざるを以ての故に。

語は名を顯はすといふ過も、應に例して、生の如くにすべし。

又、語と異なる文は諸の明慧の者が、心を注ぎて思擇すると、其の相を辯すること莫し。

又、文は語に由りて若しくは顯はれ、若しくは生ずといふも、語の名に於けるに准するに、皆、理に應ぜず。

經部餘部の執を破す

又、若し名は、生等〔の四相〕の如く、〔所詮の〕義と俱に生ずと執する有らば、現在世の名を去來の義に目くることは、有り得べからざらん。又、父母等は意の欲する所に隨ひて子等の名を立つ。云何にして名は生等の如く義と俱起すと言ふ可けんや。

たすが、斯の如く住、異、滅を無みするにも同じ論法にて實むるを得となり。

【三三】若し、一の一識に對して、それに相當する實物を認めざるべからずとすれば、空とか無我とかいふが如き、消極的概念にも、それに應ずる空といひ無我といふ實體を認めざるべからざるの不都合を來たさん。又、一二とか大小とか、乃至、有ること〔有性〕とかいふが如き、物の狀態、性質、關係などにも一一、それに應ずるの法體の實有を認むことと、恰も勝論外道の宗義の如きものとなるに到らんとの難なり。

【三三】又第六轉の所有格は、汝の言ふが如く、必ず實有法に關係すとせば、例へば色の衆といふ時は、色以外に別に衆性の存在を認めざるべからざることにならん。特に色の自性といふが如き場合にも、色以外に別に自性といふ存在を認むるとせんや、否や。故に第六轉の表言は必ずしも、その目的として實相性のみを兼想すと説く汝の證明法は妥當ならずとなり。

【三五】色等とは色受想行識なり。

【三六】梅檀の香等。梅檀は四等の積集に過ぎず。されどこれ獨り佛教徒の許す所にして、勝論の肯んぜざる所なれば、更に勝論の許す例を出して「石子の體」と言ふ。石子 (Santi-pithaka) とは像の彫なり。而して體は外にあるに非ざること勝論も認むる所なり。以上兩がら第六轉の用法は必しも別個の物に關係せずと云ふことを示す例なり。

【三七】二法とは有爲無爲。

の定量と爲せるものなり。且らく、古の如きは、九義の中に於いて、一の瞿(ゴ)の聲を共に立てて、能詮の定量と爲せるが如し。故に、有る頌に曰く、<sup>三二七</sup>瞿の聲を立つ。方と<sup>三二七</sup>獸と地と光と言と金剛と眼と天と水と。

斯の九種の義に於いて、智者は瞿の聲を立つ。

諸有の名は能く義を顯はすと執する者も亦、定んで是の如き義の名を許すべし。謂はく、<sup>三二八</sup>共に立てて、能詮の定量と爲す所ありと。

若し、此の句の義にして、名に由りて能く顯はるとせば、但、音聲に由りて用を顯はすこと已に辯す。

何ぞ、別に實名有りと横計するを須みんや。

又、未だ了せずんば、<sup>三二九</sup>此の名は如何にして語に由りて發するや。

語に由りて顯はると爲んや、語に由りて生ずるとせんや。<sup>三三〇</sup>

若し語に由りて生ずるとせば、語は聲の性なるが故に、聲は應に一切皆、能く名を生ずべし。

若し名を生ずる聲に差別有りと謂はば、<sup>三三一</sup>此れは義を顯はすに足る。何ぞ別の名を待んや。

若し、語に由りて顯はるとせば、語は聲の性なるが故に、聲は應に一切、皆能く名を顯はすべし。

若し、名を顯はす聲に差別有りと謂はば、<sup>三三二</sup>此れは義を顯はすに足る。何ぞ別の名を待

き等の法は有る可からざらん。

有部は此の困難を通ぜんと欲して、六因四縁に授を求め此の因縁に支配せらるる故に、此の因縁に遇ふものは生相と關係して、生ずるも爾らざるものは生せずと説けども、是れは又、經部の難ずる如く、寧ろ生相そのものを却つて無みする議論に外ならず。かくて、今の頌は、他面兼ねて、次卷は六因四縁を説く爲めの誘導を意味するものなるが、何れにしても、世親は此の如き、難を逃れんと欲せば經部の主張の如く、四相を單なる假法にして、本無の法が今有となることを了知すべき爲めの認識の根據とするの外なかるべしといはんとするなり。

【三二五】因縁に就きては次卷を見よ。

【三二六】豈に云云。經部が餘り理論的に迫まるを以て、法性の甚だ幽微にして、容易に知り難き旨を述べて、先づその氣勢を殺がんとしたる論法なり。

【三二七】生相といふ獨立の原理なくんば、吾等に「生ずること」といふ概念がなかるべき筈ならざや。而もこの概念のある所を以てすれば、それに應ずる原理もあるべしとなり。有部は一切の識は所縁者なしに成立せずといふ主張の上に立つが、ここはこの主張を豫想しての議論なり。

【三二八】第六轉とは八轉聲中、所謂、屬格の義にして、所有を示す格なり。

【三二九】色の生とは、色の所有する生といふ義。受の生も亦然なり。

【三三〇】色の色とは重語に過ぎず。從つて「(所有格)の色は同體のものにはいひ得ず。唯體の別にして、而も一の他に屬する時にのみ云ひ得との意。

【三三一】生相を無みすることは、以上の二の不都合を來

故に諸字は書分の名に非ず。

如何んが名等の身なる。

謂はく、想等の總説なり。總説と言ふは是れ合集の義なり。

合集の義の中に於いて、<sup>三三</sup>嘘遮の界を説くが故に。

身・句身・文

此の中、名身は謂はく、色・聲・香等なり。句身は謂はく、諸行は無常なり、一切法は無我なり、涅槃は寂靜なり等なり。文身

は謂はく、<sup>三三</sup>迦・佉等なり。

經部問

豈に、此の三は語を性と爲すが故に、聲を用つて體と爲し色の自性に攝するにあらずや。如何ぞ、乃ち説きて心不相應行とは爲すや。

此の三は語を以て自性と爲すに非ず。語は是れ音聲なり。唯

有部答

だ、音聲のみにては即ち義を了ぜしむべきに非ざればなり。

(經部)問

云何んが了ぜしむるや。

謂はく、語は名を發し、名は能く義を顯はして乃ち能く了ぜしむるなり。

經部解釋

但、音聲のみを皆、稱して語と爲すには非ず。要らず此れに由るが故に義を了知すべき是の如きの音聲を方に語と稱するが故に。

有部假

何等の音聲が義をしてし了可からしむるや。

經部釋

謂はく、能説者が諸義の中に於いて、已に共に立てて能説

なりと立て、心心所の内法は剎那滅の法と立つ、而して、正量部に於いては、かくの如き暫住法は二緣を以て滅す。(一)は内の滅相にして(二)は外緣(薪ならば火といふが如し)是なり。又剎那滅の法は唯獨り内の滅相によつて滅す云云と説く。光記及び宗輪<sup>三三</sup>述記<sup>三三</sup>贊子部の項参照。

【三〇一】因縁とは外緣なり。

【三〇二】この正量部の説は恰も藥を服する時、天神が助けて病を癒えしむと説くが如きものにて、全く無用の假定なりとの義。

【三〇三】又心心所云云とは正量部等が心法の剎那滅を主張するを破す。即ち汝、正量部等にては心心所は本來、剎那滅なりと許すを以て、これを滅せしむる原理として、別に滅の因縁を待つ必要なるべし。然らば即ち所謂、住相と滅相との間に先後なきことなり。總て、一法に對して同一剎那に住あり滅ありといふの矛盾を來すことにならんとしむるなり。

【三〇四】(46) janyugra janaka jati na bahuprakhyair vira.

舊譯—— 生能生、應生、不離、因及緣。

上來經部は有部の生等四相實有説を破し來れるが、茲に四相の實有説に對して更に困難なる事情有り。その一例を生相に取りて曰はん、生相の體が實有なる限り、一切法は未來に住することは無く、畢竟じて、凡べて現在の外あらざるべきことは、上に已に經部に從つて世親の指摘したる所の如し。更に又、同様に生相が實有なる限り、而して、法が有爲に攝せらるる局り、その法は又必ず生相と不可離の關係あるものとして、方に凡べて俱時に頓生して、一法たりとも未來生相位にあるべきことなく、同時に又畢竟じて不生に終るべ



を食せざるには非ざるが故に。過難に於いては應に勤めて簡釋すべく、本宗の義に於いて應に順つて修行すべし」と。

### 第十三節 名の句言文の相違するは

#### 不相應行法の名句文

是の如く、已に諸の有爲の相を辯じつ。名身等の類、其の義云何。

如に曰はく、

(47) 名身等は所謂、想と章と字との總説なり。

論じて曰はく、「等」とは句身、文身を等取す。

應に知るべし。「此の中名(nāman)は謂はく、作想なり。色・

聲、香・味等の想を説くが如し。句(nada)は謂はく、章なり。

義を證すること究竟するものなり。諸行は無常なり等の章を説

くが如し。或は能く業用、徳、時に相應する差別を辯了する、

此の意を句と稱す。

文(vyanjana)は謂はく、字なり。実・阿・壹・伊等の字を説く

が如し」と。

豈に、此の字は、亦、書分の名にあらずや。

書分を顯はさんが爲めに諸字を製造するに非ず。但、諸字を顯

さんが爲めに書分を製造するのみ。云何にして説くを聞かずと

雖も、亦、解を得しむべきかと。故に書分を造れるなり。是の

分別根本品第二の三

や、それから先づきめて加がるべしとの難。  
【五二】設ひ未來に云云。未來法有體にして、而も生相が未來にて作用を起すや許すとも、それは未來に非ず。現在なるべし、いかにして未來を成ずるやとの難。

【五三】諸(師或は)とは有部の計なり。此の意は、三相の體は現在同時に起つてあれども、用を起すには、次第ありといふなり。

【五四】若し三相の體が同時にありて、用に前後ありと言はば、その用の終るまで三相が止まり居る譯なれば、刹那滅と言はれぬことにならうとの義。

【五五】生の如しとは生相が用を起す時には、住異滅三相は、作用を起さず。生相が一處作用を起して住相となれる時、前の生相は、再び作用を起さざるが如しといふなり。

【五六】敵論者が生相の例を出したるに對して、生相は汝の言ふが如きも、住相は生相に例して説くべからずと破するなり。

【五七】事とは法の業。

【五八】一法とは一刹那の法の意。

【五九】異とは前後相繋して相狀の變ることなれば、此の變り無き同一法の上に異の相を認む可らずとなり。

【六〇】前に云云の頌の梵文

yadi an on nasy adhyakṣaṇa sa eva [hi],  
tasmād akṣya dharmasya nānyatvatp prasida-  
byati.

舊譯—— 若如前無老、 若異非前法、  
是故於一法、 老相不得成。

【六一】餘部とは光記に據るに正量部なり。是は一切有爲法を暫住法と刹那滅法とに分ち、外法は多く暫住法

の生等とは言ふなり。他をして此の生は唯、色の生にして、餘の受等の〔生〕に非ざることを知らしめんが爲めなり。餘も例して亦、然り。世間に楡檀の香、石子の體と説くが如く、此れも亦、爾るべし。是の如く、住等も應に隨つて知るべし。

若し行にして生相を離れて生ずるを得ば、虚空無爲等は何故に生ぜざるや。

諸行を生と名くるは本無くして今有るに由る。無爲は〔其の〕體常に有り。何ぞ生ずと言ふことを得んや。又、〔汝が宗に〕法爾として一切皆、生有りと説かざるが如く、是の如く應に一切法は皆、生すべきには非ずと許すべし。

又、〔汝が宗にて〕有爲は、同じく生相有れども、而も因縁を有爲法に望むるに、或は功能有り、或は功能無しと許すが如く、是の如く一切の有爲及び無爲の法は同じく生相無けれども、而も諸の因縁を彼の 二法に望めて、一は生用あり。一は生用なしと許すべし。

毘婆沙師は説く、〔生等の相は別に實物有ること、其の理應に成すべし。〕

所以は如何。

豈に多く難を設くる者有るが故に、便ち所宗を棄つべけんや。塵有るを恐れて妄を種えず。多く蠅の附くを懼れて、美團

び涅槃時の最後の六處 特に心所造の如きは、後刹那に相續すること無きが故に、之の刹那の之等諸法には住異ありと言ひ得ず従つて彼の經部の有爲相説は此等の最後生の有爲法には適用されざることならんとなす。

〔三三〕此れは云云。住異即異相の義。住相は別に相とせずとの意。

〔三四〕不遇の失云云。最後の念は前念につぎて起る。その最後念の聲等がその前念の異なるを異と名くる故に有爲相の不遇の失無しとの意。

〔三五〕云何にして云云。別物の四相無き時は、所相の有爲法と能相の四相との別立たずとの意。

〔三六〕大士の相とは、佛陀の相をいふ、三十二相あり〔三十二相のことは後を見。〕

〔三七〕角とは牛の角、羖とは首の上に肉の突起したる部分、胡は喉下に垂下したる肉。

〔三八〕有爲の色等云云。色等の自性を了するも未だ其が先に無く後も無くして、相續する間に住と異とあることを了せざる間は、色等が有爲法たることを知るに非ず、これ等が有爲なることを知らしめんとて有爲の相をとけるなりとなり。

〔三九〕彼の性云云。以下、色等の自性と其の相との不即不離の義を明すなり。彼の色等の性〔所相〕は即ち是れ有爲の相〔能相〕に非ず。然も彼の色等の性所相を離れて生等の實物〔能相〕有るに非ず。能相と所相との解は各別の故に、即ち非ず、色等の外に別の相性無きが故に離とも言ふを得ずとなり。

〔四〇〕且ちく應に云云。經部にては、現在有體過去無體と稱し、現在の法は體有れども、過去未來の法はその體無しと説く、故に上來有部にては、生相は未來にて作用を起すといふが、抑も未來の法には體ありや否

有部本宗に歸す

經部答

有部の難

有部の釋

は即ち生ぜず。何ぞ生相を勞せん。故に知る、唯、因縁の力あれば起ることを。

豈に諸有法が皆な汝の所知ならんや。法性幽微にして甚だ知り難し。故に現に體有りと雖も知るべからず。

生相〔の體〕にして、若し無くんば、應に生の覺無かるべし、又、第六轉の言も應に成すべからず。謂はく、色の生、受の生等と。色の色の言は説くべからざるが如し。

生を無みすることを責むるが如く、乃至、滅を無みすること、皆、是の如く責むること其の所應に隨ふ。

若し爾らば、空、無我の覺を成ぜんが爲めには法の外に、空、無我の性ありと執すべし。〔又〕一二、大小、各別、合離、此の性等の覺を成ぜんが爲めには、外道の如く、法の外に、數量、各別、合離、彼此の有等の別の性有りと執すべし。

又、第六轉の言を成ぜんが爲めには、別に色の聚性有りと執すべく、又説きて色の自性と言ふが如きは、此の第六轉の言を何に成ずることを得るや。

是の故に、生等は唯、假りの建立にして、別の實物無し。諸行の本無、今有を了せんが爲めに假立して生と爲すなり。〔而して〕是の如き本無、今有の生相は、色等の法の種類衆多に依るをもつて、所餘を簡ばんが爲めに、第六轉を説きて色の生、受

經部の四相假立

經部反難

分別根本品第二之三

り。云ひて一剎那の中に生じ、死し、老すること有りと言き、以て一剎那の上に三相有るが如く説くと思はるる如き故に今通釋す。

〔三七〕衆同分の相續云云。人間等の一期相續の心を一心といへるものにして、一剎那の相を一と云へる謂には非ずとの意。

〔三六〕實物と是有部の四相のこと。

〔三七〕四相云云。狀態として假立の四相が成立すとなり。

〔三八〕後後云云。前念が後念を引起して、前念のあとめを切れしめぬこと、又は後念が前念の後を嗣ぎて起り、切れしめざるを住と名く。

〔三九〕金剛(阿耨多羅三藐三菩提)等の如き一見不變化的と思はるるものも、之を擲て見れば、打力の強弱によりてその墮落に遲速ある所より判すれば、時の變化のあることを知ると同時に、之を組織せる大種にも亦、轉變のあることを知るといふ義。

〔四〇〕涅槃(nirvāṇa)は、無餘依涅槃(ānupadhiśeṇīnirvāṇa)を指す。有部等に於いては涅槃を二分し、佛聲聞等が阿羅漢となりて以後、その滅時迄を有餘涅槃と稱し、滅後を無餘涅槃と稱す。蓋し有部等に於いては無滅即涅槃なるも之を有情に就きて云へば眞實涅槃は灰身滅智となる即ち現象皆無の意ならざるべからず。而も、佛及び聲聞は阿羅漢となり即ち涅槃に入るも、その剎那に解體して灰身滅智すること無く、初入以前の依身が相續せしが故に之を有餘涅槃と名け、般涅槃して、依身の死滅したる以後を無餘涅槃と稱せしなり。

〔六一〕六處とは六根のこと。後念(uttarā-jāna)とは次後の剎那の心心所のこと。

〔六二〕是のとは上の如く、前述の最後の聲及び光・及



經部正量部を成す

MOO. 餘部は、「滅の因縁に遇ふとき、滅相方に能く所滅の法を滅す」と説くと雖も、而も

MOII. 彼れの説く所は、有るが瀉藥を服する時、天の來りて利せしむと言ふが如くなるべし、即ち滅の因縁は所滅をば滅すべし。何ぞ、「必ずしも」、別に滅相有りと執することを須むんや。

MOIII. 又、心心所には刹那滅を許すをもつて更に餘の滅の因縁を待つを須むざらん。「然れば」應に滅と住との用に、前後無かるべし。是のごとくして則ち一法が一時の中に於いて、亦、住し、亦、滅すとせば、正理に應ぜず。

故に、相續に依りて有爲の相を説くは、正理に違せず、「且つ」、善く契經に順するなり。

若し生未來に在りて、所生の法を生ずとせば、未來の一切法は何ぞ俱に生ぜざるや。

頌に曰はく、

(46) 生の能く所生を生ずるは、因縁の合を離れたるに非ず。

論じて曰はく、所餘の因縁の和合を離れて、唯、生相の力のみにて能く所生を生ずるに非ざるが故に、諸の未來〔法〕は皆、頓に起るに非ず。

若し爾らば、我れ等は唯だ因縁にのみ生の功能あるを見る。別に生相無きも因縁の合する有らば、諸法は即ち生じ、無けれ

abhatva bhava utpādah, sambandhah, sūtrir anit-  
yāh  
kathucheko [jivā tasya pūrājanā vidīkati].

舊譯は、

非會有名ノ生、住相續無常、相續斷住異、相續前後異。

本無今有とは此の法の本無かりしものが、因縁和合して今出來せし處を生と名く等の意。

此の頌も亦經部師の作といふ。

【二七】諸法は云云。同じく、經部師の作と傳ふ。

フサンに據れば

Keṅgikāṣṭra hi dharmasya [gatim] viñā bhavet  
vyavah].

sa ca yeth [aveyam] tasmad ythā tūpārikalp-  
antā.

舊譯は

若法刹那滅、離住即便滅、

此常滅、是故、分別住非理。

此の四句は前の諸頌とその意味やや異りて、有部の刹那實住の説を破す。蓋し諸法は生ずる刹那に滅す、而も必ず外縁を待つこと無くして自然に滅するが故に、有部の如く刹那の中に住相有りと説くは非理なりとの意。

【二七】對法とは、品類足論一(大正二六、六九四頁上)。

諸法は刹那に生じて且つ滅し、一刹那も止るものに非ず。唯かくの如き推移過程に於いて生じて未だ滅せず、中間に刹那生滅を成じつつ前後相續するを住相と名くとの意。

【二七】「一切の行の一句は國主の加釋なり。

【二七】發智論卷二(大正二六、九二六頁中)に「刹那中云何起、答生。云何盡、答無常。云何住異、答老」とあ

經部の聲

生相と所生法

答

經部正宗に歸

善く契經に順するなり。

若し生未來に在りて、所生の法を生ずとせば、未來の一切法は何ぞ俱に生ぜざるや。

頌に曰はく、

(46) 生の能く所生を生ずるは、因縁の合を離れたるに非ず。

論じて曰はく、所餘の因縁の和合を離れて、唯、生相の力のみにて能く所生を生ずるに非ざるが故に、諸の未來〔法〕は皆、頓に起るに非ず。

若し爾らば、我れ等は唯だ因縁にのみ生の功能あるを見る。別に生相無きも因縁の合する有らば、諸法は即ち生じ、無けれ

別に生相無きも因縁の合する有らば、諸法は即ち生じ、無けれ

別に生相無きも因縁の合する有らば、諸法は即ち生じ、無けれ

て永く安住せしむ可きを謂ふが故なり。斯れに由りて、住相の用は常に起るべく、生に例して再用無からしむ可からず。

又、誰れか住の用を障へて、暫く有りて還つて無からしむるや。若し異滅が能く障を爲すと云はば、異滅の力は應に強かるべし。何ぞ「住よりも」先きに用あらざるや。

又、住の用息まば、異滅と本法とは自然に住せざらん。「然れば」異滅の二相は何れの處に如何にして、作用を起さんや。

復、何の「事有りて」二用を須みんや。住「相」の攝持するに由りて、諸法は生じ已つて暫時滅せざるなり。住の用既に捨すれば、法は定んで住せずして、即ち自然に滅するが故に、異滅の用は更に爲す所無けん。

又、應に「一法の生じ已つて、未だ壊せざるを住と名け、住し已つて壊する時を、滅と名くべき理は且らく然るべし。〔然れども〕異「相」は、一法に於て進退推徴するに、理として應に有る可からず。

所以は何ん。

異とは、前と後と性相の轉變するを謂ふなり。即ち此の法を此に異ると言ふべきにあらず。此の故に、頌を説きて言はく、

前に即すれば異成せず。前に異れば一法に非ず。

是の故に一法に於いて、異を立すること終に成せず。

のみなりとなり。

【三〇】白鷺が居るといふことは、そこに水あるを表示し、また童女の好悪の相は、その童女の善・非善を表示す。然れども、此の有爲相は白鷺にて水の有ることを表すにも同じからず、又、童女の相が其の善・不善を表すに同じからずなり。

【三一】童女の相とは、人相のことにして、例へば腰細く、齒白く、唇の薄きは善人なり。及びその逆なるは善人に非ず等と人相見の説くが如し。

【三二】相續 (Santāna) に二種有り。(一)一期相續とは一生涯といふに同じく、(二)一連相續とは一事一物を起し又は成じて、その終るまでの相續をいふ。婆沙三十八の經部の義を述ぶる所には、一期相續に約して説けるも、今は上の二解の何れに約して見るも可なり。

【三七】世尊とは雜阿含第十一第二七五經(大正二、七三頁中)參照。

【三八】難陀等。增一阿含九(大正二、五九一頁中、下)によれば、難陀は最初出家の時は甚だ淫欲に耽りしかば、佛は受の生異滅を觀せしめしが、難陀は其の結果阿羅漢果を得たり。今の經は難陀が得道して後、佛が難陀を歎せる文なり。

【三九】フサンに依り還つて示されたる梵文を示せば次の如し。

jaṭṭhī adīhi. pṛvāṭāṅgāya. [nocoḥedo vyaṇṇāhi] sēhiṃsānā.

[caḍḍhīpṛaṇyāyāḍḍhāvāṃ] tasyāyiva [pūrvāpṛaṇvāṇisāṅgāta.

舊譯は——

生謂相續初、斷名滅續生、住異此相續、是前後差別。

此の偈は傳へていふ、經部師の作なりと。

【四〇】フサンに據れば、

二九一

設ひ未來は生の作用有りと許すも、如何が未來を成ぜん。應に未來の相を説くべし、法が現在する時、生の用は已に謝せり。如何が現在を成ぜん、應に現在の相を説くべし。

又、住等の三用俱に現在せば、應に一法の體一刹那の中に、即ち安住と衰異と壞滅と有るべし。若し時に住相が能く此の法を住せしめ、即時に異滅が能く衰壞せしめば、爾の時此の法を安住と名くと爲んや。衰異と名くと爲んや。壞滅と名くと爲んや。

諸〔師、或は〕「住等の用は時を同じうせず」と説かば、彼の説は便ち刹那滅の義に違せん。

若し、我れは「一法」において「諸相の用の皆、究竟するを説きて一刹那と名く」と言はば、汝、今、應に説く可し。何に緣りて住相と、〔異・滅〕〔二相〕と俱生して、而も住のみ先づ能く所住の法を住せしめて、異に非ず、滅に非ざるやを。若し、住の力強くして、能く先用ありと言はば、後に何ぞ劣と成りて、本法と並びに俱に異滅に遭ひて衰壞せられんや。

若し住相、已に作用を起す、更に起すべからざること猶し

生の如しと言はば、生は應に然るべし。夫れ生の用とは、所生を引きて現在に入らしめ、已に入らしむれば應に復、引入すべからざるを謂ふが故なり。〔然れども〕住は應に爾るべからず。夫れ住の用とは、所住を安じて衰滅せざらしめ、已に住せしめ

の意。「我が物」といふが如し。

〔五八〕長夜 (dīghamātrā) とは、單に長くといふに同じ。印度にては一日と言ふべきを一夜と言ふ。

〔五九〕緣生 (pratītyasamutpannikva) とは因緣和合して生じたるものといふ義。有爲の性と、緣已生性とは同義なり。

〔六〇〕一刹那云云。有部の言ふが如く、一刹那に三相又は四相ありといふ義にあらず。何んとなれば、此は不可知なればなり、經意は、此は相續に約して三有爲相を説けるなり即ち初めの一刹那にはただ、起即ち生のみあり、次に有爲の相續に於いて麤て住異となり滅となるが故に、之を了知すべしといへるは經の義理なりとは經部の釋なり。

〔六一〕故に彼の契經も云云とて先に有部所引の契經を茲にも引けるは、同じ經文を反つて經部の主張の證と云んとするにあり。即ち經部は解していふ、一刹那に起すの三相は了知する可からざるに、而も經中に、之を了知すべしと言ふはこれ定んで相續に約してこの三相を假立せしものなるとの證なり。決して刹那の三相を了知すべしと無理を説けるに非ずとなり。因に、經部が相續に約して三有爲相を説けるは婆沙卷三八にあり。

〔六二〕經に等。上の「三の有爲の有爲」といふを指す、經部の意よりせば三は生住滅の三にして上の有爲の言は有爲の略法の意なり。

〔六三〕此の相とは、有爲の「相」と言へる「相」なり。若し、但に、「有爲の相」とのみ言へば、この相の義が、果して所相の法體が有爲なることを表せるや、將その有無、又は善惡なることを表せんとせるや明かならず。故に、所相の法體が有爲なることを表さんが爲めに「三の有爲法の有爲なる相」とて、後の「有爲の言にて、所相の法が定んで是れ有爲なることを知らしめし



は牛相にして、牛と異なるものに非ず。又、堅等なる地等の界の相は、地等と異なるに非ず。遠く上昇するを見て是れ煙の相と知れども、煙の體と異なるに非ざるが如く、此の有爲の相も理として亦、應に然るべし。

有爲の色等の自性を了すと雖も、乃至、未だ先無、後無・相續・差別を了ぜざるあひだは、仍ほ未だ彼の體の是れ有爲なることを知らざるが故に、彼の性、即ち有爲の相には非ず。然も彼の性を離れて生等の實物有るには非ず。

若し、有爲の色等の自性を離れて、生等の實物有らば、復、何の非理かある。

一の法の一時に、即ち生じ住し衰異し壞滅すべきものが俱有なりと許すが故なり。

此の難は然らず。用の時別なるが故なり。謂はく、生の作用は未來に在り。現在には已に生じて更に生ぜざるが故に。〔而して〕諸法生じ已つて正しく現在する時、住等の三相の作用方一起る。生の用の時には餘の三の用有るに非ず。故に、〔四相は〕俱有なりと雖も、而も相違せざるなり。

且らく應に思擇すべし。未來の法體は有と爲んや、無と爲んやを。然る後生は彼の位に於いて用有ると用なきとを成すべし。

經部廣く有部の四相說破す

有部通釋

經部過を出す

有部反徵

分別根本品第二の三

【二四八】或は謂く云云。冠導等の流通<sup>ハ</sup>は、或謂生時とあり、然れどもそれにては或の字、釋當ならず、大正本並に光寶共に生時を士用に作る、今は後者に從へり。士用とは士夫の用といふ義にしてつまり人の働きといふが如く、作用あるをいふなり。

【二四九】自性、自體のこと。

【二五〇】至教の量(ānta)とは聖教量即ち佛説の謂にして、佛教論理に於いては直接的知識たる現量(mānāpāṇi-keṣa-purāṇāg)と推理による間接的知識たる比量(antamaṅga-pratīti)との外に、經文を證となす聖教量とあり。但し陳那に到れば因明上よりこの聖教量を去れり。

【二五一】契經とは增壹阿含十二(大正二、六〇七頁下)に「是爲三比症三有丘三有爲相」當知此三有爲相善分三別之……とあり參照。

【二五二】有爲の起(saṃpā-tīkṣṇyāpāda)とは生相のこと。

【二五三】盡(tryā)とは滅のこと。

【二五四】住異(śubhī-avyathata)とは住相及び異相。

此の内の有爲の「の」の字を中心として論ずる意にして、その意は蓋し「の」の字は第六轉所有格(possessive case)を示す字にして、例へば王の臣と稱する如く、王に屬する臣が王と體の別なるが如く、今の有爲の起等と稱する有爲法と別個なる生相等が實に有在り。それが亦、有爲法として了知さるべき旨を示すものに外ならずとなり。

【二五五】薄伽梵(Bhagavan bhagavat)主格。具德者の意にて、普通に世尊と譯す、佛の尊稱。以下の文は、經の文を執せず世尊の説く義即ち意義内容に依るべしとなり。

【二五六】我(ātman)とは常一主宰なる固定的具體的靈魂ありといふ考なり。

【二五七】我所(ātmanīya)とは是の如き我に屬するもの

有部 經部 答

彼の差別の相は云何が知るべきや。

謂はく、金剛等に擲てると未だ擲たざるとあり、及び強力のもの擲てると、弱力のもの擲てると「に由りて」速と遅と、

墮落する時に差別あるが故に、「其の」大種の轉變差別する義は成〔立〕するなり。諸行の相似相續して生ずる時、前後相望むるに多くの差別無きが故に、異有りと雖も而も相似と見ゆるなり。

若し爾らば、最後の聲と光との刹那、及び涅槃の時の最後の六處は後念無きが故に、應に住異無かるべし。是のごとくんば則ち、「汝が宗に」立つる所の相は、應に有爲に漏せざるべし。

經部の 答

此れは住を説きて、有爲の相と爲すにあらず。

其の義云何。

經部經を釋す

謂はく、住の異なるが故に、「即ち」若し住有れば、亦、必ず異あり。此れに由りて相を立つ。不遍の失あること無し、然るに此の經の中に、世尊の説く所の有爲の相を略して顯示せば、謂はく、有爲の本無くして今有ると、有り已つて還つて無きと、及び相續の住すると、即ち此の前後、相望みて別異なるとなり。此の中に、何ぞ生等の別物あるを用ひんや。

有部 經部 反經

云何にして所相の法を、即ち立てて能相とするや。

云何が 大士の相は大士と異なるに非ざるや。角・犂・胡・蹄・尾

れどもその作用には廣狹の差ありて、本相は何れも八法に對して効用あれど、隨相はただ一法に効あるのみに過ぎず。

以上述べ來れる生住異滅の四相に關して、有部は別體を認め其の實體實有なりと主張す。然るに之れに對して、現量比量聖教量より見て、それ等を別個の實體ある實有なりと證すべき理無きを理由として有部説を否定し自らは此の四相は萬有變遷相續推移の上に假立せる假法に過ぎずと説く者は經部なり。本節の後半は、殆んど此の有部と經部との有爲の相の假實論を以てせり。

【四】四の隨相云云。この生生等に三名あり、一は生、乃至滅減、二は隨相、三は小相なり。

【四六】所相の法とは本相によりて生住異滅せしめらるる法にして、之を本法と名く。

【四七】八に於けると一に於けるとは、本相と隨相との功能の差別を示したるものにして、本相は八に對して力あり。隨相は一に對して力ある旨を述べたるなり。

本相の八功能とは、例へば生相が色法を生ぜしむるとせんに、この際九法俱起す。本法たる色法と本相の四と隨相の四となり。色法の生ずるといふことは、已に

その中に住異滅を包含すると同時に、その生住異滅をして生住異滅たらしむる生生等の隨相を要すればなり。然らば其等九法は何の力によりて生ずるやといふに、生相自體を除く他の八法は生相の作用によりて生

ずとせざるべからず。即ち生相は八法を相すといふこととなる。同様に住・異・滅の場合も然り。更に然らばその生相自身は何により生ずるやと言ふに、ここに作用するは即ち小相中の生生にして、生生の作用はただ、

この大相たる生相を相する所にその役目の存するを、一法に於て用ありと言ふなり。

彼れ、自然に滅するが故に、住すること有りと執するは理に非ず。

是の故に、唯、相續に於いてのみ住と説くなり。斯れに由りて、對法に説く所の理は成ず。故に彼の論に「説いて」言はく、

「云何んが、住と名くるや」と。謂はく、一切の行の已に生じて未だ滅せざるなり」と。生じ已りて滅せざるを刹那 (Kṣaṇika) 法の性の名くるには非ざればなり。

發智論には、是の如きの説——「謂はく」、「一心の中に於いて誰か起なりや。謂はく、生なり。誰か盡なりや。謂はく、死なり。誰か住異なりや。謂はく、老なり」と作すと雖も、而も、彼の論の文は、衆同分の相續心に依りて説くものにして、一刹那 (Kṣaṇika) 心には非ず。「故に吾等の説は對法とも違反するにあらず」。

又、一一の刹那の諸の有爲法に、實物有り<sup>三三三</sup>と執することを離れても、四相は亦、成ず。

云何にして成ずることを得るや。謂はく、一一の念の本無くして今有るを生と名け、有り已りて還つて無きを滅と名け、後後の刹那、前前に嗣ぎて起るを名けて住と爲し、即ち彼「の住相」の前後差別有るが故に、住異と名く。前後の念の相似して生ずる時に於いて、前後を相望すれば、差別無きに非ざればなり。

分別根本品第二の三

【三四】攝受とは諸行を包攝して、現在に安住せしめること。

【三五】彼れとは諸行なり。有情が諸行と相離れざらんことを願つて厭離怖畏の情を少なからしめ、涅槃に向はざるが故に住相は有爲の中に置かずとの意。

【三六】自相住 (sva-jātsava-upāhita) とは無爲法には住の特色あること。

【三七】彼れとは自相住。之れは無爲法の法爾自然の自性にして住相の力に由るに非ず。而も今の住相は此の無爲の自相住とまぎらはざるの恐れあるが故に總の中に説かずとの意。

【三八】有るが等。住と異との二者は體は別なれども唯合して説くいふ説なり。即ち此説に據れば經中にも四有爲相とを説くこととなるなり。

【三九】黑耳 (Kṛakṛavi) とは貧乏神の名。

【四〇】吉祥 (Śubh) とは福の神。吉祥天に黑耳天がついて同はることを示し、以て吉祥天に愛著を起さざらしむるが如しとなり。

【四一】婆沙卷三九。(毘婆沙部八、三三二頁)、舊譯卷四、一五八頁下、正理卷一三、光記四五、一〇四頁以下參照。

【四二】生等の四相とは、生住異滅をして更に生たり住たり異たり滅たりしむる原理あるべしとの問なり。

【四三】彼れとは四隨相のこと。

【四四】(40.) jātijātyāyus tesāṃ.  
to ādhanvānābhavītyāyāṃ.  
舊譯——

生生等彼相。 諸八一法事。

已に上に略記せるが如く、四本相は四隨相によりて自ら又變化生滅するも、四隨相自らは又四本相によつて生滅するものにして、他の相によるものには非ず。然

二二五



爲なることを表はすを知らしむるのみ。此の相は有爲〔法〕が有〔體〕なることを表はすこと、白鷺の居るは水のなきに非ざることを表はすが如しと謂ふこと勿らしめ。〔此の相は〕亦、有爲〔法〕が善惡なるを表はすこと、童女の相が、善非善〔の事〕を表はすが如しとも謂ふこと勿らしむるなり。

諸行の相續の初めて起るを生と名け、終に盡くる位の中に説きて名けて滅と爲し、中間の相續して隨轉するを生と名け、此の〔住時に〕前と後と別なるものあるを名けて、住異と爲せるなり。世尊は此に依りて難陀に説いて言はく、「是の善男子は善く受の生を知り、善く受の住を知り、及び善く受の衰異壞滅を知る」と。

故に、頌を説いて曰はく。  
相續の初めを生と名く、滅とは終盡の位を謂ふ。  
中ごろ隨轉するを生と名づく、住異は前後の別なるなり。

と。復、或る頌に曰はく、  
本無くして今有るは生なり。相續して隨轉するは住なり。  
前後の別なるは住異なり、相續の斷ゆるを滅と名くと。

又、有る頌に言はく、  
諸法は刹那なるに由りて、住すること無くして、而も滅することあり。

想異のものを悉く舉揚するが故に、他に異なる處ありて、以て類類せらるるもの無し。故に茲に説く如の字は譬喩には非ず。従つて如の字あるを以て凡べて是れ譬喩の意なりと解すべきに非ずとの難意。

【三八】婆沙卷第三八(毘婆沙部八、三一九頁)以下、舊譯卷四、一八五頁中以下、正理卷第一三、光記五、一〇三頁中以下参照。

【三九】(āto) [akāṣaṇī...jātir jara āthir anityatā].

舊譯

復有ニ有爲相、 生老住無常。

四相は萬有の變化生滅の法則なるが故に、それ自體も亦自ら四相を豫想せざる可からず、有部は茲に於いて、又隨の四相といふを立つ、而もかくの如くにして進まば、乃至無限に至るべきなれども、有部によればかくの如き隨の四相は還つて又本の四相に依るといふ。

尙四相に關しては異説有りて、或は生異滅の三相説を取り住相を説かざるもの有り。增壹阿含十二及び舊譯八捷度論卷三、(毘婆沙部十七、二七一頁以下)等は之なり。されど所謂異相は畢竟住の上の推移變化に外ならざれば異を説く時は、又住を説くことも不要とせず。之れ婆沙及び世親が四相説を取れる所以なり。

【三〇】此れとは相を指す。

【三一】經とは增壹阿含十二(大正二、六〇七頁下)に有爲法をして有爲法たらしむるの特徴に三ありとの義。經には之を從起、遷變、滅盡なりとせり。

【三二】住異(āthir-anityatā)。之れは異相の別名にして、住相の義に非ず、住位の上に於ける變化推移に關して曰ふ。增一阿含經に遷變と稱せらるるもの。

【三三】舊説、之れは例の不信を表する語には非ずして有部家に相ひ傳ふる三有爲相に對する譬喩なり。

等の相は實に法體の「汝が」分別する所の如きものあるに非ず。所以は何ん。

定量なきが故に。謂はく、此の諸相は色等の如く定んで現比、或は至教の量有りて、體の實有なることを證するに非ればなり」と。

有部 責

若し爾らば、何が故に契經の中に「有爲の起も亦、了知すべし。盡と及び 住異とも亦、了知すべし」と言へるや。

經部 敬

天愛よ、汝等は文に執して義に迷ふ。薄伽梵の説く義は是れ所依なりと。

有部 敬

何をか此の經の所説の實義と謂ふか。

經部釋及び主張

謂はく、愚夫の類は無明に盲せられ、行の相續に於いて我所と執して、長夜の中に於いて耽著を生ず。世尊は彼の執著を斷ぜんが爲めの故に、行の相續の體は是れ有爲と及び緣生との性なることを顯はさんとて、故に是の説を作す、「三の有爲の有爲なる相有り」と。「されど」諸行の一刹那の中に、具さに三相あることを顯はさんとは非ず。一刹那に起等の三相は知る可からざるに由るが故に。知る可からざるを立てて、相と爲すべきに非ず、故に彼の契經に復、是の説を作せり。有爲の起も亦、了知すべく盡と及び住異とも亦、了知す可し」と。

然るに經に有爲なる言を重ねて説けるは、此の相は是れ有

【二九】極光淨天(Devā Sthāvaram)。

【三〇】第二の樂生天(Devīyaṃ sukhopapatti)とは第二禪天にして、之れに三天あり。

【三一】少光天(Devāya purībhāṇā)。

【三二】無量光天(Devā apramāṇabhāṇā)。

【三三】極光淨天。

今はその最後の二を例として他の二を代表し、以て第二禪天の凡べてを顯はせるものなり。

【三三】此の經はとは上の梵衆天の如き云云の長阿含八をいふ。この大意は、この長阿含八にある梵衆天の如き極淨天の如き、如きとあるは喩を示すが故に、一を擧げて餘を顯はすとか前を擧げて後を顯はすとか解し得べきも、前の舍利弗を教ふる經文中には如きの文字なきが故に世親の如く、後を擧げて初めを顯はすと解するは妥當ならずといふ難あり。

【三四】此とは上に引きし佛の舍利子に教ふる經。

【三五】彼れとは長阿含八の文。

【三六】如きといふ語が必ず喩を顯はすに限るならば、喩を示すを目的とせざる餘餘には如きの語なかるべき管なり。而も實際には、ある所より知りずれば、如きの語は必ずしも喩に限らざると同時に、如きの語なきも、亦喩を示す場合もあるべしとなり。かくして、前の如きの語なき經文を如きの意味を持たせて解釋したる自説の正しきを證せんとしたり。

【三七】一長阿含八、衆經總(大正一、五二頁上)及び中阿含二十四、大因經(大正一、五八一頁中)等の七職住を説く經を参照せよ。

【三八】身異(ānāya-kāya)とは、身の相形の夫夫異なること。

【三九】想異(ānāya-sampajñāna)とは苦樂の想の夫夫違ふこと。此の中には人と一分の天とをいひて、身異

著

本相と隨相との功能

斯の過失なし。四の本〔相〕と四の隨〔相〕とは、八に於けると一に於けると、功能別なるが故に。

何をか功能と謂ふ。<sup>二四八</sup>謂はく、法の作用なり。或は謂はく、士用なりと。

四種の本相は一一皆、八法に於いて用有るに、四種の隨相は一一皆な一法に於いてのみ用あればなり。

其の義云何。

九法俱起

謂はく、法の生ずる時は、其の自性を並せて九法俱起す、自體を一となし、相と隨相とにて八なり。

本生と隨生との作用別

本相の中の生は其の自體を除きて、餘の八法を生じ、隨相たる生生は九法の内に於いて、唯、本生のみを生ず。謂はく、雌鶏の多子を生むものあり、唯一をのみ生むもの有るが如く、生と生生との八を生ずると、一を生ずるとの其の力も亦、爾るなり。

本住・異滅と隨相との作用

本相の中の住も亦、<sup>二四九</sup>自性を除きて餘の八法を住せしめ、隨相の住住は九法の中に於いて唯だ、本住をのみ住せしむるなり。異及び滅の相も、應に隨つて亦、爾なり。

結文

是の故に、生等の相に復、相有るも、隨相は唯、四のみにして、無窮の失無しとす。

四相隨相の偈實問答 經部師問

經部師は説く。何に緣りて、是の如く虚空を分析するか。生

に生ぜし有情のみに約して自害他害俱にすべからざるものと説くが故に、色無色二界の一切有情を俱非句に攝するは義廣に失せずとの難なり。

【二四】傳説云云。婆沙には法救の説と記す。傳説の二字は例によりて世親の不信を表す。その意は、此の釋意に依れば此の經の説は自害他害の意が上來のものとは別に於いて、身を害し、壽を害するの意には非ず。

此身が自地の無漏道に害せられ、他地の有漏道に害せらるるをいふとの意。

これ三無色、四靜慮の七地の煩惱は各自地の無漏道に害せられ(自害)、又初定の煩惱は第二定の近分定の有漏道に害せられ、第二定の煩惱は第三定の近分定の有漏道に害せらるるが如き(他害)の故なり。

【二五】有頂も亦た云云。世親は上に毘婆沙の答に對して、傳説と云へる如く、寧ろ外人の難に對して賛意を有せしより茲に難絶す。非想非非想處の煩惱も無所有處の他地の無漏地の聖道の爲に害せらるるが故に、上の如き解を以つてしては上引の經を會釋するに足らずと云ふ意。

【二六】論主は、前所引の經もやはり、自他の害なきを現すものなるも、但し、有頂は三界有情の最後のものなるが故に、此の意味に於て後なる有頂を例示として、餘他のものを示せるなりとて、外人の難を遁ぜしなり。

【二七】契經は長阿含八衆集經。初禪天に三天有り。(大正一、五〇頁中)

(一)梵衆天(Devā-brahmahādyāṅī)。 (二)梵輔天(Devā-brahmapurohita)。 (三)大梵天(Devāmahābrahmaloka) 【二八】第一の樂生天(Prathamā sukālepaṇṇī)とは初禪天のこと。梵衆天の一を擧げて後の二天を兼ね、以つて初禪天全體を代表せしめしなり。



結 爲めに、「佛は」異と合して説く。黒耳と 吉祥とは俱なりと示すが如し。  
是の故に、定んで四の有爲の相有るなり。

第二項 四隨相

問 此の生等の相は既に是れ有爲なり。應に更に別に 生等の四相有るべし。

答 若し更に相有らば、便ち無窮を致すべけん。彼れに復た餘の生等の相有らんが故に。

應に更に有りと云ふべし。然れども無窮にはあらず。所以は何ん。頌に曰はく、

四本相 論じて曰はく、「此れ」とは謂はく、前に説く〔所の〕四種の本相なり。

四隨相 「生生等」とは謂はく、四の隨相にして生生・住住・異異・滅滅なり。諸の行の有爲なるは四の本相に由り、本相の有爲なるは四の隨相に由る。

問 豈に、本相は所相の法の如く、一一に應に四種の隨相有るべく、此〔の隨相〕にも復、各四あらば、展轉して無窮なるべきにあらずや。

分別根本品第二の三

【100】正しく云云。見道十五心に住する間は中天無し。  
【101】慈定 (amitrāyaṅgyatī)。此の定を出づるときは、有情を利樂せんとの意樂強勝なる故に此の定に住する時は佛と同じく自他害無し(光記)。  
【102】滅定及び無想定に住する人は、定力によつて自他害なし。

【103】王仙 (raṅgīya)とは、轉輪王が出家して山に入り道を修して五通を具足せる者。  
【104】佛使 (jina-dūta)。佛勅を受けて使に行くもの。之れは佛命を果す途は、設令を火中に入るとも勳力によりて害無し。

【105】記(又記別)する所 (paṭiṭṭhi)。別は分別、差別の義。瑜伽論六十四に曰はく、「音釋云、記別謂授。當來成佛記、劫國名字等別也云云。」とあり。  
【106】連弭羅 (Dharmīya)。  
【107】鳩恒羅 (Uttara)。  
【108】梵耆羅 (Ganggīya)。  
【109】耶舍 (Yasa)。

【110】鳩摩羅時婆 (Kumārīyā)。  
【111】最後身の菩薩とは、娑婆往來數千遍にして、成佛する最後の菩薩をいふ。釋迦佛の當生は即ちそれなりき。

【112】轉輪王は福力廣大の故に自他害を受けず。  
【113】若し爾らばとは、有部が上の四句に於て色無色界の一切有情を俱非句に入るに就きていふ、此の問を光師が世親の問と記するは非なり。婆沙一百五十一(毘婆沙十四・二三四頁)參照。婆沙に引く經を見れば、

此は先に引ける四句分別を出せる經文後の部分にして舍利弗が佛に問ひ、佛が答ふる文なり。今大德といふは世尊なり。何れにしても佛は有頂天(非想非非想處)

經に住相を説かざる理由一

別名なり。生を起と名け、滅を名けて盡と爲すが如く、是の如く應に知るべし異をば住異と名くることを。

若し、法の三世に行じて遷流せしむるもの有らば、此の經は説きて有爲の相と爲す。諸の有情をして厭畏を生ぜしめんが〔爲めの〕故なり。謂はく、彼の諸の行は生〔相〕の力に遷されて、〔色心等をして〕未來より現在に流入せしめ、異及び滅の〔二〕相の力に遷迫せられて現在より過去に流入せしめ、其をして衰異し及び壞滅せしむるが故なり。傳説すらく、〔恰も〕〔有る人の稠林に處するに三の怨敵有りて、損害を爲さんと欲するに、一は稠林より之れを索いて出でしめ、一は其の力を衰へしめ、一は命根を壞するが如し三相が行に於けるも應に知るべし、亦、爾ることを〕と。

〔然るに〕住は、彼の行に於いて攝受し安立し〔爲めに一切有情は〕常に樂うて、彼れと相捨離せざるが故に、〔經の中には之を〕立てて有爲の相の中に在かざるなり。

又、無爲の法に自相住有り。住相は彼れに蓋するが故に經に説かざるなり。有るが謂はく、此の經は住と異とを説きて總合して一と爲し、住異相と名くるなりと。

何の用ありて、是の如く總合して説くことを爲すや。

住は是れ有情の愛著する所の處なり。〔之を〕厭捨せしめん

説に相當せり。此の中、所依の身とは、相續に名く、即ち此の説は言ふ、欲界に生じて無想定又は滅定に住せざれば、壽は色身の相續に隨つて轉ず。其の所以は若し身が平和なれど壽にも亦則ち中天なきも、若し色身が損壞すれば壽も天すればなりとなり。

【八九】初めのはとは隨相續轉のこと。之れは壽命に障有ること、即ち自ら害し、又は他に害せらるる等のこと有るを意味を示す。

【九〇】後とは一起便住にして、之れは自害他害の障を免れて一度起りしままに住することを顯はすとの意。

【九一】此れによつて云云。經部譬喩者の非時の死無しと説くを簡ぶ。

【九二】契經に就きては Anguttara nikaya IV, 172, (Vol. II, p. 169) を見よ。

又、集異門足論卷第九(大正二六、四〇三頁下)及び婆沙一五一、(毘婆沙部十四、三三三頁以下)を參照すべし。

【九三】四句の内、初三句は隨相續轉にして、第四句は一起便住なり。

【九四】戲念天とは、餘り樂に耽りて身心共に疲れ、爲めに心を失する天にして、喜の増上する時は不圖死するなり。

【九五】意憤恚天。此の天は増上の恚を起し、互に相見久しく毒りて息まずんば即ち死す。

【九六】彼に於て云云。彼は戲と憤と也。自己の戲と憤とのみか原因となりて死する也。

【九七】諸佛とは諸佛の捨多壽行を指す。之れをも自ら害するものと見る意。

【九八】那落迦(Narakas)。地獄の衆生のこと。之は惡業力につながれて自害他害無し。

【九九】北俱盧洲(uttarakuru)。人趣四洲の一。有情の定壽千年にして、中天無しとせらる。

論

經に住を説かざる理由二  
經中に住異合説すとの解

答問

天との如し。是れ第一の識住なり」と。故に知る、喩に非ざるも亦、如くの聲有ることを。

傍論は且らく止めん。

### 第十二節 生住異滅の四相

#### 第一項 四 本 相

### 不相應行法の四相

已に命根を辯じつ。諸の相とは何ぞや。

頌に曰はく、

(45)相とは謂はく、諸の有爲の、生・住・異・滅の性なり。

### 四相と有爲法

論じて曰はく、此の四種は是れ有爲の相なるに由る。法にして若し此れ有らば、應に是れ有爲なるべく、此れと相違すれば是れ無爲法なりとす。

### 四 相

此の「相のうち」諸の法に於いて能く起すを生(uppāda)と名け、能く安んずるを住(sthiti)と名け、能く衰へしむるを異(anyatābhāva)と名け、能く壞せしむるを滅(aniyātā)と名く。「頌の中に所謂」性とは、是れ體の義なり。

豈に、經に三の有爲(法)の有爲相有りと説かずや。

此の經の中に於いても、應に四有りと説くべきなり。

「その」説かさる者は何ぞ。

所謂、住相なり。然るに經に 住異と説く。是れは此れ異の

### 問 答

經中、三相を説き住相をかざる所以

の功能は逆に永遠の變化を來すこと無く、從つて物體も亦永遠に墮つること有らざるべしとの意。

【七】別に實物有り云云。舊論には此を毘婆沙師の説と爲す。寧ろ依るべきか。

【八】婆沙論卷二〇(毘婆沙七、三九二頁)に、施設論に説く、「四種の死あり……」とあり参照すべし。

【九】第一單句は壽を感じる業の盡くるに由つて死するも福を感じる業の盡くるによつて死するには非ざるあり。富貴の人の壽の盡きて死するが如し。

【一〇】第二單句は福を感じる業の盡くるによつて死するも、壽を感じる業の盡くるに由つて死するには非ざるあり。例へば餓死する人の如し。

【一一】第三俱句は壽と福との感ずる業の盡くるに依て死するあり。

【一二】第四俱句はその二の句を感じる業の盡くるによつて死するにあらずして、遇然の横縁あるによつて死するあり。過食等を云ふ。譬喩師は非時の命終を許さざれども、即ち有部は不時の死を許すなり。又、捨壽行の故にもと言ふは即ち諸佛羅漢の捨壽行も亦、壽福を感じる業の盡くるによつて死するにあらず。故意に壽を促むるもの故に第四句に攝するなり。但し、諸佛羅漢は横死するに非ざることを併せて示せり、正理は捨壽行を第一句中に攝すとせり。

【一三】以下の文は右の施設論の四句分別中の第三俱句を特に釋せるものなり。即ち、壽と福と兩者の盡くる場合、死の因として有力なるは壽の盡にして福の盡には非ずとなり。

【一四】發智論とはその第十五(六三二頁、九九七頁中)婆沙論一五一、毘婆沙十四、二三一頁以下参照。

【一五】欲經とは欲界の市場にある有情といふ義。

【一六】以下は婆沙の隨相續轉に關する三説中の第二有



と上との二害俱になし。是の故に「經には」説きて俱に害す可きに非ずと爲すなりと。

論主總釋

豈に、有頂も亦、他地の聖道の爲めに害せらるれば、應に他害と名づくべきに不ずや。

論主釋を釋す

是の如く應に説く可し。「此の經意は」後を擧げて初めを顯せるなり」と。或は有る處には初めを擧げて後を顯はすあり、或は復、有る處には後を擧げて初めを顯はすあり。

答外人の問

云何が有る處には、初を擧げて後を顯はすものなりや。契經に説くが如し。「梵衆天の如き、是れを第一の樂生天と名く」と。

問

云何が有る處には後を擧げて、初めを顯はすものなりや。

答

契經に説くが如し。「極光淨天の如きは、是れを第二の樂生天と名く」と。

外人難

彼の經の「如く」の聲は譬喩の義を顯はす。「故に」、是の説を作すべし。「此の經は是れ」、一を擧げて餘を顯はすなりと。喩法は一を擧げて同類を顯はすが故に。「然るに」此には「如く」の聲無きをもつて、彼れを例とはすべからず。

世親反難

若し喩の義を顯はすためにのみ、方に「如く」の聲有ることを得とせば是れ則ち「如く」の聲は餘の經に有らざるべし。餘の經に説くが如し。「有色の有情の身異・想異なるは、人と一分の

滅する機會なかるべしとの難なり。

【七三】一切の識云云。若し煖と識とを凡べて過去の業力が直接に持して支配するものと許せば純正の宿命論となり。一生の間の識は悉く異熟の識となり、更に進みて向上への精進もなく、正命もなく、涅槃渴仰の心もなく、永遠に出離は不可能となる。

【七四】同分。衆同分也。經部にては色心の同類相似のものの上に假立せるものにして、茲にては吾人の此の一期の五蘊身を指す。

【七五】住するとは飛んで行く間のこと。

【七六】行 (Caritakāra)。上の箭の喩に依りて、矢の空を行く間の勢力といひたるに就きて勝論が行徳を説くに紛らはしきが故に、豫め勝論の宗を成ずとの難を豫想して其の相違を明し彼を破しおくなり。勝論十句義論に従へば、心理的に記憶の基礎をなし、(念因となり)物理的に一旦屈せる竹を又舊位舊狀に復せしむるが如き(作因となる)は特殊の實體の屬性(一の徳句義)が、それ等心作用、及び竹に具はるが故にして、かくの如き念因となり作因となる實の惰性的勢力を行徳と稱す。萬有は此の徳(屬性)を具するによつて行いて、墮ちず、屈して又狀位を復すと。

此の行は、十句義論にては徳句義二十四中の一として數へらるるものなり。

【七七】彼れとは行徳なり。行は一體にして、自體の上に差別無き故に、又他面障礙も無きものなるが故に、一度發して餘方に赴くときは、その速力に緩急の差も有る可からず、又從つて、最後に至りて墮つることも無かるべしとの難。

【七八】初めに墮つとは因たる行の體が無差別にして一體なれば、忽ち風の遮するに遇へば直ちにその刹那に、行徳の功能は止息せしめらるべく、然らざる限り、そ

於いて」には非ず。

世親加へて釋

又、應に 諸佛を説くべし。自ら般涅槃するが故に。

第二句

唯、他のみ害す可く自ら害す可きには非ざる者あり。謂はく、胎と卵とに處する諸の有情の類なり。

第三句

俱に害すべき者あり、謂はく、餘の多分の欲界の有情なり。

第四句

俱に害す「可きに」非ざる者あり、謂はく、中有と色・無色界に有る一切の有情と及び欲界に在る一分の有情、「即ち」那

落迦と 北俱盧洲と 正しく見道と 慈定と 滅定と及び無想定とに住すると 王仙と 佛使と佛の 記別する所の 達弭羅

と 嚧怛羅と 殞耆羅と長者の子 耶舎と 鳩摩羅時婆と

最後身の菩薩と及び此の菩薩の母の菩薩を胎に懷む時と一切

の 轉輪王と及び此の轉輪王の母輪王を胎に懷む時との如きなり。

若し爾らば、何故に契經の中に、「舍利子問」大徳よ、何等の

有情の得する所の自體が、自ら害す可きに非ず他も害す可きに

非ざるや、「佛の曰はく」舍利子よ謂はく、非想非非想處に在り

て、生を受けたる有情なり」といふや。

外人の難

傳説すらく、「有頂を除く」所餘の「三」無色と「色界の四」靜慮

との得する所の自體は自地の聖道の爲めに害せられ、亦、「次」

上の他地の近分「定の有漏道」にも害せらるべきも、有頂には自

毘婆沙師の答

分別根本品第二の三

有已還無なり。而も其の間に生滅あるに似るが故に儼りに、其の間をとりて有爲に攝すと説けるなりとなり。

【六】是の如く起らしむとは、定前心が定前心に引かれたる所依身をして生滅に互る特別の定體の如きものが存するが如く起らしむるを假りに立て、定となすと

【六七】此れは云云。例によりて世親の申譯の歸結。

【六八】(Ab.) sṃsu jivhān, śūhān  
uṣṇavijñānayoḥ hi yāh.

舊譯

壽即命能持、身煖及意識。

有部に從へば、有情の壽は煖と識とを持して、相續せしむるものにして、その壽は又此の煖と識とに持せらる。是の如き有情の煖と識とを持する壽を、別に實體有るものとして、之を復説きて命根と稱すと。

然るに經部の師は亦此の壽即ち命の實有を信ぜず。恰も放たれたる箭の、墮つる迄間斷なく相續して飛ぶ場合の勢力の如く、我等の一期間住の間の身が相續する、その間の勢力を即ち命(壽)と説き、實體ある實在に外ならずと説く。婆沙二七(毘婆沙部八、七九頁)

【六九】對法とは發智論十四、(大正二六、九九三、中)參照。

【七〇】世尊とは雜阿含十、(大正二、六九頁上)、及び二十一(大正二、一五〇頁中)參照。

舊譯

壽煖及意識、此三捨身時、所捨身即眠、如三枯木無生意。

【七一】儼は後へ仰向にたふること、仆は俯向きて仆ること。

【七二】三法の間に中心なきが故に常に更互に支持して

壽の隨相續轉  
と一起住

發智論に説く、「此の壽は、當に相續に隨つて轉ずと言ふべきや、復、當に一たび起つて便ち住すと言ふべきや。」答ふ、「欲纏の有情の無想定に入らず、滅盡定に入らざるは當に此の壽、相續に隨つて轉ずと言ふべし。若しくは無想定に入り、若しくは滅盡定に入れると及び色・無色纏の一切の有情にありては、當に此の壽は一たび起りて便ち住すと言ふべし」と。

有  
説

彼の言は何の義ぞやといはゞ、若し、所依の身の損害す可きが故に壽も隨つて損害せらるるは、是れを第一の「相續に隨つて轉ず」と名け、若し所依の身の損害すべからずして、起れる如くに而も住するは、是れを第二の「一たび起つて便ち住す」と名く。

毘婆沙師の説

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言はく、初めのは障有ることを顯はし、後のは障なきを顯はすと。

此れに由りて決定して非時の死有り。

有情の自害他害に關する四句分別

故に契經に説かく、四の自體を得ること有り。謂はく、自體を得て唯、自ら害すべきも他の害す可きに非ざるもの有りやといふにつきて廣く四句を作る。

第一句

唯、自らのみ害すべく他の害す可きに非ざる者あり、謂はく、欲界に生ずる戲忘念天と意憤慧天となり。彼れは増上の喜怒を發起するに由る。是の故に彼れに於いて殞没して、餘に

【一毛】大種云云。諸大種をして湛然として平等にして住せしめ、亦火・風等損すること能はざらしむといふ。即ち肉體の活動を平等ならしむること。

此の解に依れば等至とは、等に至らしむとの意となる。

【二无】或は云云。心力に由りて定前の入心が惜沈掉舉を離れて平等に轉ずるに依りて無心の位に至るが故に等至(定)と名くとの意此の解釋に於いては等至とは、等しく至るといふ意となる。

【无】是の如き二定云云。有部は此の二定にも實體有りとし、その二定が堤塘の如く作用し、未來の心心所を生ぜざらしむと説くに對して、經部は二定假有論を主張し、入定前の心が、餘の心を逸害遮礙して起らざらしむる如き所依身を引起相續せしむること有り此の所依身によりて心の起らざる間を假りに定と爲せしものにして、それ以外に何等特殊の實體實有するには非すと説く。

【二空】後生心なり。

【二空】定前心。

【二空】後起心。

【二空】定前心。

【二空】心に違す云云。定前の心は次刹那には過去に落謝して用無きも、それが後の心の起るのに損害して、後の心起らざるやうにする依身を引き起し、相續せしむる故に、その所依身の力にて無心に住することを得との意。

【二空】入前等。こは、經部の師が、若し滅定無想等に別の實體無しとせば、かかる實體なき法を何が故に、滅定は是れ有爲法の矯なりなどと經に説けるや」との難問の起るを豫想して、次の如く更に辯ずるなり。即ち、此の二定は心の不轉分位に假立するものにして定は入定の前にも無く、出定の後にも無し。完く本無今



世親本宗に歸す

壽と死との關係  
施設論の四種の死の説

應に<sup>一七九</sup>初めに即ち墮つべく、或は墮つる時無かるべし。能障礙の風に差別無きが故に。

別に、實物有りて能く煖と識とを持するを名けて壽の體と爲すといふ。是の説を善と爲す。

### 附論 一、壽と死

壽の盡くるが故に死すとせんや。更に餘の因有りと爲んや。

施設論には、壽の盡くるが故に死し、福の盡くるが故に死するには非ざるもの有りやを説きて、廣く四句を作る。

第一句は、壽を感じる異熟の業力盡るが故に。

第二句は、富樂の果を感じる業力の盡くるが故に。

第三句は、能く二種を感じる業の俱に盡くるが故に。

第四句は、枉横の縁を避脱すること能はざるが故に。又、亦捨壽行の故にとも言ふべし。

壽の盡くる位の中に、福の盡くるは死に於いて、復、功能無し。故に「壽と福と」、俱に盡くる時、死すること有るを説きて俱に盡くるが故に死すと爲す。

### 附論 二、壽の隨相續轉なると一起便

住なるとに就いて

分別根本品第二の三

出定心を生ずるに非ざるなり。

【四五】有根身(śandhāyā-jāṅgā)。根を有する身のこと。

【四六】先代の軌範師(ṣaṣṭhānāyaka)とは經部の古師を指す。

【四七】世友(śāstṛ)舊譯和須密(śāstṛ)は經部の異師にして、婆沙會中の同名の論師とは別人なり(光記)。問論(Chariyapada)とは釋友に據れば論の名、五事論等は彼の作なりとあり。支婁譯の婆沙卷六十にも「問論」の名出づるも、これと彼れとは必ずしも同じからざらん

因みに滅定に尙細心の滅せざるもの有りとするは、婆沙一五一(毘婆沙部十四、三三八頁)に據るに、譬喻者と分別論師となり。光記は、此の論の世友を鳩摩羅多的門徒なりと見るが如し。

【四八】此の過とは、前に言ふ所の「無色に生ぜるが如きは、色久時に斷ず云」の文を指す。

【四九】我のとは世友のこと。

【五〇】識とは世友が滅定の中に尙細心ありといふに依る。

【五一】三とは根境識の三。

【五二】世尊云云。雜阿含十一、二七三經(大正二、七二頁下)以下參照。

【五三】經に云云。雜阿含十二、(大正二、七九頁)以下參照(十二因緣を説く經)。世友の解釋を豫想して之を會通す。

【五四】無明(と俱なる)觸とは現在の無明と相應する觸。

【五五】觸を簡んで云云。一切の觸は皆受を生ずる意。

【五六】定は又等至と譯す。大地法の一なる三摩地(śamādhi)に由りて心心所を平等に轉ぜしむるが定なり

然る爲めには有心ならざるべからず。無心にては心平等に轉ずとは云ひ得ざるが故なり。

二二五

有部の答

謂はく、前に説きて言へり。一切の識は、始より終に至るまで、皆、是れ異熟なること勿しと。

是の故に、定んで應に別法有りて能く煥と識とを持するを、説きて名けて壽と爲すと許すべし。

今、亦全く壽の體なしとは言はず、但だ壽の體は別の實物あるに非ずと説くのみ。

有部の問

經部の答

若し爾らば、何の法を説きて壽の體と名くるか。

謂はく、三界の業の引く所の<sup>一七四</sup>同分の住する時の勢分を説きて壽の體と爲す。三界の業に由りて引く所の同分の住する時の勢分が、相續決定して住すべき時に隨ひて爾所の時のみ住するが故に、此の勢分を説きて壽の體と爲す。穀の種等の引く所乃至熟する時の勢分の如く、又、箭を放つにより引く所乃至<sup>一七五</sup>住する時の勢分の如し。

有るが謂はく、<sup>一七六</sup>一行有り。是れ徳の差別にして箭等に依りて生ず。彼の力に由るが故に、乃至未だ墮ちざるあひだ、恆に行いて息まずと。

<sup>一七七</sup>彼の行の體、一なるが故に、障礙無きが故に、往いて餘方に趣くに、急と緩と至時との分位の差別有り得ざるべく、又、應に畢竟して墮落する時無かるべし。

〔又〕、若し風に障礙せらるるに由るが故に〔墮つ〕と謂はば、

【一六】無想定も滅盡定も共に心所（心王と十大地法と十善地法と欣厭の隨一との廿二となる）を滅するを體とするに何故に一は無想定といひ、一は滅受想定と名くるかの問。

【一七】加行の中云云。此の二定の名は加行に従つて立つる所に於て、無想定は専ら想を厭ひて加行を起し、滅受想定（滅盡定）は受想の二を厭ひて加行を起すによりてかく名くとの意（厭ふとは苦樂を以て生死の因とする意）

【一八】他心智（paracitta-jñāna）は受等の心所迄もけれども、加行位に他の心を知らんと欲するを以て加行を起すが故に、加行に隨て他心智と名く。

【一九】前心とは定前の入心なり。

【二〇】後の云云。後のは定後の出定心なり。過去の入定心が、後の出定心の等無間となりて、之を引起すといふ意なり。

【二一】有る餘師とは光費二によれば經部を指す。經部にては以下に述する如く心法の種子は色法へ、色法の種子は心法へ熏すと所謂色心互熏と説けり。今、毘婆沙師が、滅定中、又時に斷滅しむたりし心法が、出定の時、如何にして復び起るやに對して、入定前の心が等無間縁となると解釋せるに對して、經部は、彼の色心互熏の立場より之を無色界より下の有色界に轉生する時、無色の四蘊より下の色蘊を生ずる例を以て、この滅定よりの出定心をも解釋せんとするなり。

【二二】以下經部の説を述ぶ。無色界の衆生が有色界に下生する時、その時の色（彼れ）法は衆て心中に熏じつけたる色法の種子より生じ、久しく斷滅し居たりし過去の色より生ずるには非ず。同様に今問題たる出定の心も、五根身の中に熏じ付けたる心の種子より出定の心を生ずるものにして、入定前の心が等無間になる

細部の立場より勝論の行徳批判

經部の難

若し爾らば三法は更更互に相持し、相續して轉ずるが故に、「中に於いて」何の法か先づ滅し、此れの滅するに由るが故に、餘の二も隨つて滅せんや。是の如くんば」即ち此の三は應に常に謝すること無かるべけん。

有部計を轉ず

既に爾らば、此の壽は應に業の能く持するところなるべし。業の引く所に隨つて、相續して轉ずるが故に。

經部の難

若し爾らば、何に緣りて、唯、業こそ能く煥と識とを持すとすは許さずして、壽を須ふるや。

有部反つて責む

理として、應に然るべからざればなり。一切の識は始より終に至るまで、恆に異熟たること勿きが故に。

經部計を轉ず

既に爾らば、應に業は能く煥を持し、煥は復、識を持すと云ふべきなり。何ぞ、此の壽を須むんや。

有部の難

是の如くんば、識の無色界の中に在るは、應に能持無かるべし。彼れには煥なきが故に。

經部の答

應に彼の識は、業を能持と爲すと云ふべし。

有部の責

豈に情に隨ひて數數轉計を爲し、或は此の識は唯、煥のみ能く持すと説き、或は亦、説きて唯、業のみ識を持すと云ふを得んや。

又、「其の後説の過てるは」前に已に説きたり。

經部の問

前に説くとは何ん。

分別根本品第二の三

【二】餘部とは光師に従へば大衆部の計にして、同部にては色界第四定にも滅盡定有り立つ。故に上の經文に、比丘が欲界にて滅盡定を起して死し、色界の意成天へ生るといふは、此の部に於ては當然の事として退とせず。

【三】彼の所執とは大衆部の第四禪にも滅盡定ありとの義。若し第四禪にて滅定ありとすれば滅定に退無しといふ此の義も成立すとすなり。

【三】九次第定 (Navaṅgapaṭivisaṅgapaṭyāyikā) といふ中の九とは初禪よりの四禪と四無色定との八定に第九の滅定を加へていふ次第とは、初禪より順次に滅定まで進み行くべきを示す語なり。若し大衆部の云ふ如く滅定が四禪次に入らば第五番目に滅定を置く可きなりとの意。

【三】契經は長阿含十七、布吒婆樓經。大正一、二一〇頁上) 及び長阿含十報經下卷(大正一、二四〇頁上) 【三】超越定とは初禪より三禪に、三禪より無色定へと飛び飛びに入ること。若し、有部の如く曰はば超越定といふこと不可能となるとの義。

【三】超越定に就きては婆沙一六一、(毘婆沙十五、一六七頁) 婆沙一六五、(同上、二四八頁) 參照。初學者は次第に修すべきも、練習し上達すれば自在なりと。

【三】順受 (Vedanāya) とは果報の受けらるべきことを云ふ。

【三】順定云云の順定と不定とは、無想定は順生受にて定業なるに、滅盡定は、或は順生受も順後受もあり更には不受もありて不定なる點に二者の相違あり、生と二受とは、前者は順生受なるに、後者は、順生と順後との二受なることに異りありとなり。此の中、不受とは此の生に羅漢となりし者が後有を受けずして熱惱樂することなり。



餘は前の如く説くべしと。

世親有部に歸す

此れは善説にあらず。我が宗に違するが故に。

婆沙卷二七(毘婆沙八、七九頁)

### 第十一節 命 根

不相應行法の  
命根

已に二定を辯じつ。命根とは何ん。  
頌に曰はく、

(45) 命根の體は即ち壽にして、能く煖と及び識とを持す。

命 即 壽

論じて曰はく、命の體は即ち壽なり。故に一六九對法に言ふ。「命根とは云何。謂はく、三界の壽なり」と。

壽

此に復、未だ何の法を壽と名くるかを了せず。  
謂はく、別法有り。能く煖と識とを持するを説きて名けて壽となす。故に、世尊の言はく、

壽と煖と及び識と三法が、身を捨する時、所捨の身は一七一儼一七〇仆す。  
木の思覺なきが如しと。

故に別法有り。能く煖と識とを持して相續して住するの因を説いて名けて壽と爲す。

經部の問

有部の答

若し爾らば、此の壽を何の法か能く持する。  
即ち煖と及び識とが違つて此の壽を持す。

子鄒陀夷(Uddiya)が進み出でて、舍利弗の首に背くことをとける經なり。婆沙一五三(毘婆沙十四、三六二頁參照)

【一九】具壽(Upamāna 舊、淨命)とは長老といふに同じく、比丘が比丘を指して呼びかくる語。

【二〇】諸の慈獨といふは凡夫の比丘に非ず。不還果を得せる比丘なり。

【二一】此の處とは欲界。

【二二】淨尸羅(śīla)とは戒。

【二三】般羅若(pariśīla)とは慧のこと。即ち戒定慧三學を具に具足せる不還果の比丘が滅盡定を起して屢入定出定することは、是れあり得る道理なりとの義。

【二四】現法とは現在といふに同じ。平生の意一七〇現法に勤修して云云とは、茲にては平生、勤修の間に、退緣ありて云云との意なり。

【二五】解をして満足せしむること能はずとは、病等其他の退緣に遇ひて無學の勝解を起して無學果を満足すること能はずとの意。

【二六】段食天(śākhāra-jānako devata)のは六欲天のこと。

【二七】意成天(mano-manjo devata)とは色界は父母の精血等の縁を借らず、意のままに身が起る(成る)故に之を意成天ともいふなり。

【二八】これ論主の解釋にして、經文の意味は、つまり三學を具足したる不還果の聖者は欲界に於て自由に滅盡定に出入しながらも、亦病氣等のために驚直に進む能はずして、死後、直ちに有頂に行かず、色界に行いて、そこに亦、滅盡定に出入するは、生前滅定よりの退に依るといふことを示すものなりといふなり。

【二九】色界に云云。必ず、無色界の有頂に生るる筈に非ざるやとの意。

有部の答

此れは、大種を平等に行ぜしむるが故に、説きて名けて定と爲す。或は心力に由りて平等に此れに至るが故に、名けて定と爲す。

二定假實論

有部の實有論

是の如き二定は是れ實有と爲んや、是れ假有と爲んや。應に實有と言ふべし。能く心を遮礙して、生ぜざらしむるが故に。

經部の二定假有論

有るが説く。此の證は理として然るべからず。

前の定心、能く遮礙するに由るが故に。謂はく、前の定心が所餘の心と相違して起る。此の起るに由るが故に、唯、餘心をして、暫時、轉ぜざらしむ。此れは能く、心に違する所依を引發して相續せしむるが故に、唯、「心の」轉ぜざる位を、假りに立てて定と爲すのみ、別の實體無し。「即ち」此は唯、「心の」轉ぜざる分位に假定するのみにして、入前出後の兩位には皆無し。故に假りに此れは是れ有爲の攝と説くなり。

經部の異釋

或は即ち所依〔身〕は、「前の」定心が引きて、是の如く起らしむるに由りて假りに立てて定と爲す。

應に知るべし。無想も亦復た是の如くなることを。謂はく、前心が所餘の心と相違して起るに由る。此の起るに由るが故に、唯、餘心をして暫時、轉ぜざらしむ。唯、「斯の」不轉の位に、假りに無想を立つるなり。

分別根本品第二の三

同類心といふなり。この位は、色界としてはただ色と行とのみありて、他は色界繫にあるが故に五蘊を具せず。

【二】若しくは云云。第二類にして、有想天に生じてそれより無想定に入れるもの、之も色行の二のみありて、他の受想識なきが故に、五蘊を具備せず。

【三】第三類にして、有想天より滅盡定に入れるもの同じく色行のみあり。

【四】第四類、無想天に生じて無想に入れるもの、同じく色行のみあり。

【一四】是れを是れ云云。已上四位は色界に在りて色界の有情なるに拘はらず、五蘊を具備すること無く、唯色界の身と、行蘊の命根業同分等の二蘊有るのみとの意。

【一五】上の四類を述べたる極旨は要するに、色界に在りて、無想定及び滅盡定に入ることあるの證を出さんとするに外ならず。

【一六】無想定は凡夫外道の入る定にして、從つて無始以來幾度も起したること有る定なれば起し易き故に、欲界色界通じて初起し得るも、滅定は唯聖者に局る故に無始以來嘗て起したることの無き定也。故に初起は欲界の人中に局る。人中には佛説の力有り。又強き加行を勤むることを得ざるが故也。(色界には此の力無し)

【一七】此れは云云。前に、色界にても滅盡定を起し得といへるは、初起の義にあらざりて、後起の義に於て言へるなり。而してそは滅定を退失したる結果にして若し退失せざれば直ちに有頂に生ずべきに退失したる爲めに、色界に生じて前生の力によりて、ここに重ねて又之を修起するなりとなり。

【一八】毘陀夷釋とは中阿含五。成就戒經大正一、四四九頁下) 參照。舍利弗が比丘に説法せる時、阿羅の弟

三三三

特に滅定有心  
無心論  
世友 説

妙音、世友の  
説を破す

尊者<sup>一四七</sup> 世友の問論の中に説く。「若し滅定には全く心有ること無しと執せば、此の過有るべけん<sup>一四九</sup>。我の説く滅定は、猶、細心有り。故に此の失無し」と。

尊者妙音の説く、此れは理に非ず。

所以は何ん。

若し、此の定の中に猶、識有らば、三の和合するが故に必らず、應に觸有るべく、觸を縁と爲るに由りて應に受・想有るべし。世尊の説けるが如し。「意及び法を縁と爲して意識を生ず。三和合の觸と俱に受・想・思を起す」と。則ち此の定の中には、

受・想等の法も亦、應に滅せざるべし。  
若し<sup>一五三</sup> 經に、「受は愛に縁たり」と説けり、然れども阿羅漢は、

諸受有りと雖も、愛を生ぜざるをもて觸も亦、應に爾るべく、一切の觸は皆、受等の縁たるに非ずと謂はば、此の例は然らず。〔觸の受を生ずると、受の愛を生ずるとは〕、差別有るが故に。

經に自ら簡んで言はく、若し<sup>一五四</sup> 無明〔と俱なる〕觸の所生の諸受ならば〔之を〕縁と爲して、愛を生ずと。〔而も〕曾つて<sup>一五五</sup> 觸の受を生ずることを簡べる所あることなきが故に、差別有るなり。

此の道理に由りて、毘婆沙師の説かく、滅定の中には諸心、皆、滅すし。

世友の問

若し都べて心無んば如何にして<sup>一五六</sup> 定と名けんや。

以下参照のこと。

【103】(44) kāmānupāśāmye tūlho.

nirodhaḥ pṛthivīmanāp āpṛṇu.

舊譯

二依欲色、滅定初入道。

上に説き來れる滅盡定と無想定との同異相の引き續きを敘する一段なり。

此の二定は欲界色界の二界に依りて現起することを得る點に於いて相通ずれども無想定は欲界色界の何れに於いても初起し得れども、滅盡定の初起は欲界の人中に局る。

【104】 若し亦云云。婆沙論卷一五二(毘婆沙部十四、三四二頁)中に、色界によつて無想定を起すといふ一説あるによつて、この論を生ぜり。

【105】 本論とは、發智論第十九(大正二六、一〇二四頁上参照)なり。色有とは色界の義。五行とは五蘊の義、色塵の有情とは色界の有情といふ義。此文の意味は、色界の有情は原則として五蘊より成立するものなれど、その中には、必ずしも五蘊全部を具備せぬものなりといふ義にして、而もその種類として四種を數ふるなり。同様に、發智論の同處には、「有るは欲有なるも有が五行ならざるものとして、欲有の有情にして不同分心に住するもの、及び無想定、滅盡定に入れるものなり」と言へり。

但し、發智には、ここに言ふ「無想定に生じて、無想定に入れるもの」の一項を缺く。(毘婆沙部十六、三五一頁参照)

【106】 或は云云。第一類の五蘊を具せざるもの也。有想定とは無想定以外の全色界の義にして、不同類心に住すとは、色界に生れながら無色界又は無漏心の如きを發したる場合をいひ、色界心にあらざる點に於て不



異熟に異有り、無想と有頂との異熟果なるが故に。順受に異有り、順定と不定、生と二受との故に。

初起に異有り。「欲、色の」二界と人中とに、最初に起るが故に。

### 二定の名義

二定は總じて心・心所の滅を以て、其の自性と爲す。何に緣りてか但、説きて名けて無想・滅受想と爲すや。

二定は加行中に唯、此れを厭逆するが故なり。亦、受等を知れども、唯、他心智とのみ名くるが如し。

### 出定心に就きて

今、二定の中にて心は久時に斷ぜり。如何にして後に於いて心が復び生ずることを得るや。

### 毘婆沙師の説

毘婆沙師は、「過去に前心有り。後の等無間緣と成る」と許す。

### 經部の説

有る餘師は言ふ、「無色に生ぜるが如きは、色、久時に斷ずるに、如何にして後に「下生する時に」於いて、色、復、生ずることを得るや。彼れの生ずるは、定んで應に心に由り、色にあらざるべし。是の如く出定の心も亦、應に然るべし。有根身（の中に薰する所の種子）に由るものにして、心に由りて起るには非ざらん。故に、彼の先代の諸の軌範師は、咸言はく、「色・心・二法は互に種子と爲る」と。二法とは謂はく、「心と有根身となり」と。

分別根本品第二の三

菩薩先離<sup>三</sup>無所有處染、後依<sup>四</sup>第四靜慮、入<sup>五</sup>正性離生、於<sup>六</sup>見道中、有<sup>七</sup>二十五心剎那、道類智時爲<sup>八</sup>第十六心、則此名<sup>九</sup>有頂加行、離<sup>十</sup>非想非非想處染、復有<sup>十一</sup>九無間道九解脫、是名<sup>十二</sup>三十四心剎那。云云。（毘婆沙部十四、三六九頁參照）

【九】有頂の貪とは有頂の修惑。

【一〇】一切の菩薩云云。凡夫の位に有漏の六行觀を以て下八地の俱生の惑を伏せるを以て見道に入る時には見惑と同時に下地の煩惱をも斷ずとなり。

【一〇】不同類心（*bandhagaitika*）とは有頂地の有漏心のこと。何んとならば滅定に入るには必ず有漏心を起すことは毘婆沙師の定めなるが故なり（婆沙一五三、毘婆沙部十四、三六の頁參照）、而も之をここに不同類心といへるは、三十四念が何れも無漏心なるに異なるが故なり。

【一一】外國の諸師とは上に西方諸師といへる健駄羅有部の諸師。

次上迦濕彌羅國師の三十四心を述ぶる所に傳説の言を置きしは、世親の意、迦濕彌羅の毘婆沙師の主張に伴はず、外國師に朋黨する内意有るが故に。以下外國師と毘婆沙師との間に問答を作る。

【一二】期心とは、菩薩が菩提樹下に坐して、我れ三十四心に成道せんと決心要期せる心。若し中間に不同類心の起ること有らば、要期心を超越する過有りとの意。

【一三】無漏の聖道を越えて有漏心を起さぬといふ道理は無しとなり。

【一四】期心の如く一坐の中に諸事を究覽して大事を了するが故に、中間に滅盡定起るとも期心を越ゆること無しとの意なり。

【一五】此の二定の異同に就きては特に、婆沙卷一五二、婆沙卷一五三（毘婆沙部十四、三五〇頁）以下、舊譯卷三、一八三頁下、正理、卷一・一三、光記五、九九頁上

二一九

異説

をして満足せしむること能はずして、此より身壞し二二六段食天を  
超えて、随つて一處の二二七意成天の身を受くるに、彼に於て生じ  
已つて復、數、滅受想定に入出せんこと亦、是の處有り。應に  
實の如く知るべし」と。  
此の意成天身を佛は、是れ色界なりと説く。「然るに」滅受想  
定は唯、有頂にのみ在り。若し此の定を得して必ず退する者無  
くんば、如何にしてか二二八色界に往いて受生することを得んや。  
有る二二九餘部は執す、「第四靜慮にも亦、滅定有り」と。彼の所執  
によれば滅定に退無しといふ。此の義も亦、成すと。

論主破

第四靜慮に滅盡定有るの義は必ず成ぜじ。

所以は何ん。

九次第定を契經に説くが故に。

此れ、若し必らず然らば、如何にして二三〇超越定の義有ること  
を得ん。

世親釋

此の定の次第は初學に依りて説く。自在を得る時は樂に隨つ  
て超入すればなり。

二定異相の總

是の如く二定には、多種の異有り。謂はく、地に異有り、第  
四靜慮と有頂地との故に。加行に異有り、出離と止息との想の  
作意を先と爲るが故に。

相續に異有り、異生と聖者との相續に起るが故に。

【三】 俱分解脫とは俱解脫と通稱するものにして定慧  
の二障を離ること。蓋し阿羅漢に此の二類の解脫有  
り。滅定を得ざる阿羅漢を慧解脫と名く。智慧の力に  
て煩惱障を解脫すればなり。而して、此の慧解脫と并  
せて、又滅盡定の力にて、定障を解脫せるを俱解脫と名  
く。今の間は佛は因位の三大無數劫の間に滅定を起せ  
ること無し。之に由りて此盡智を得る時に煩惱障を解  
脫するは可なるも、滅定を起さざれば、定障有りて俱  
分解脫とは名くべからざらんとの意。

【四】 滅定を起すに於いて等。佛は三無數劫の間、不  
染汚無智を斷じて定障は斷じ盡す故に滅定を起すこと  
自在なり。故に何時なりとも欲するままに起すことを  
得。従つて曾て滅定を起せし事有るものと同様に俱解  
脫なりとの意。

【四】 西方の師(Sākyasīdhi)とは、光記寶疏によれば、  
健駄羅の有部師なりと言ふ。此説に従へば菩薩(成道  
前の佛陀を菩薩といふ)は先づ異生の位にありて、下  
八地までの修惡を斷じ、それより菩提樹下に坐して、  
卅四心斷結成道に際して、初めに見道十六心を修し、  
見道より出でて滅盡定を修し、それより滅盡定を出で  
て有頂地九品の煩惱を斷ずるに九無間道九解脫道の十  
八心を修して以て、佛界を成ずといふ。

【五】 云何にして云云。こは世親の言分にして、此説  
を認むるは至當ならずやといふ難なり。

【六】 鄒波迦多(Udraka)は舊に優婆塞多とし近歲  
などもせらる。佛滅後一百年頃の人にして、北傳に  
ては阿育王の師なりと傳ふ。

【七】 迦濕彌羅の有部師は前の西方師の説を許さず。  
三十四心の途中に滅盡定を起すにあらずといふなり

【八】 諦現觀云云(Satyānirvāṇa)につきては、婆沙  
論一百五十三頁に曰はく、云何名爲三十四心剎那、謂

二定現起の處  
所同

論じて曰はく、二定と言ふは無想定及滅盡定なり。此の二は俱に欲・色の二界に依りて現起することを得。若し亦、色界に依りて無想定を起すことを許さざること有らば、便ち此の文に違ふ。謂はく、本論に言ふ。「或は是れ色有にして、此の有の五行に非ざるもの有り。謂はく、色纏の有情が、或は有想天に生じて不同類心に住せる、若しくは無想定に入れる、若しくは滅盡定に入りたる、或は無想天に生じ已りて無想に入り得たる、是れを是れ色有にして、此の有の五行に非ざるものと謂ふ」と。<sup>二五</sup>此れに由りて證知す。是の如き二定は俱に欲と色とに依りて現起することを得。是れを同相と名く。

## 二定の異相

異相と言ふは、謂はく、無想定は欲と色との二界に皆、初起し得るも滅定の初起は唯、人中にのみ在ることなり。

此れは人中に在りて初めて修起し已りて、退を先と爲すに由りて方に色界に生じ、色界の身に依りて後に復、修起するなり。

## 特に滅定の退

此の滅盡定も亦、退すること有りや。

應に亦、有りと言ふべし。若し爾らずんば即便、毘陀夷經に違害せん。經に言はく、具壽よ、諸の苾芻あり。先づ、此の處に於いて、淨尸羅を具し三摩地を具し、般羅若を具して、能く數、滅受想定に出入すること、斯れ是の處あり。應に實の如くに知るべし。彼れが、現法或は臨終の位に於いて、勤修するも、解

【八四】 斷滅云云。前の無想定は果は色界の第四定に在りて、身有るが故に設ひ心を滅して四蘊無に歸すと。尚、色蘊即ち依身は有るも、今の滅定の果は無色界の有頂に有りて本より色蘊即ち身は無し。從つて若し四蘊を滅して無想とならば、異生に取りては忽ち虚無に歸する恐あるべきが故にとの意。

【八五】 唯聖道力云云。有頂天の見所斷の惑を斷ぜぬ者は滅定を起すこと能はず。然るに其の有頂の見惑は有漏智にては斷ずること能はずして唯無漏智のみの斷るが故に唯聖道力の起す所といふ。なんとならば有漏智にて斷惑する場合は、必ず上を求め下を厭ひて、下地は鹿苦障上地は靜妙離となる欲求に基き上地の近分に離染するに、有頂以上に靜妙離なる上地無く有漏道は自地の惑を治し得べきに非ざるが故なり。

【八六】 現法涅槃とは現在に於ける涅槃のこと。勿論滅定と涅槃とはその體別なれど、而も此の滅定を修する者は、是れ現在に於ける涅槃なりと假想する義なり。

【八七】 勝解 (Adhimukti) とは殊勝の解了にして假想と云ふ程の意。

【八八】 この初得云云の事は、前の無想定の場合と同じ。【八九】 佛世尊は一切の定障を離れ居るを以て、亦、此滅盡定を修得したる筈なり。然らば、いかなる方法にて何時、之を修したるかといふは、この問題ある所以なり。

【九〇】 盡智 (Kṣaya-jñāna) の時とは成佛の時といふに同じ、蓋し一切の煩惱已に盡きたりといふ自覺は總て世尊をして成佛せしめられたるなり。

【九一】 加行云云。佛の徳は凡て、ただ欲樂に従つて起るものにして、努力を要するものなし。即ち煩惱を離れし當處に萬徳を圓滿し居るを以て、滅定なりとて努力して得るにあらずといふなり。



を須む〔ざるが故に〕、此の〔三十四心の〕中間に於いて、不同類心を起すことを得べきこと無し。故に、諸の菩薩は〔其の〕學位に、應に滅盡定を起すべからずと。

外國の諸師は、是の如きの説を作す。「若し中間に、不同類心を起すときは、斯れ何の過ありや」と。

迦濕羅羅師説す

若し、爾らば便ち、期心を越ゆるの過あらん。然も諸の菩薩は期心を越えざればなり。

外國師通釋迦濕羅羅の釋

理としては、實に菩薩は期心を越えざるも、然も無漏の聖道を越えざるには非ず。

若し、爾らば期心を如何にして越えざるか。

外國師通釋

謂はく、我れ未だ諸漏を永く盡くし得ずんば、終に斯の結跏趺坐(Paryāyika)を解かじと決定して、是の如き期心を越えざるなり。唯、一坐の時に於いて諸事究竟するが故に。

前の説を善と爲す、我が宗とする所なるが故に。

世親本宗に歸す

### 第十節 無想定と滅盡定との異同

已に二定に多くの同異の相のあることを説きたりと雖も、而も其の中に於いて、復、同異有り。

頌に曰はく、

二定の同相

(44) 二定は欲と色とに依る。滅定の初めは人中なり。

招果は未來次生に於いてするも、滅定の目的は靜住に在りて果を求むる爲めに非ざるが故に招果の時不定にして、時に果なきことすら有り。

(四) 無想定は唯凡夫(異生)の得する處なるも、滅盡定は唯聖者のみの得する所なり。但し佛の得し方は例外なり。理由は長行に詳し。

(七五) 靜住(Śamādhāna)とは心の散動を離れ、寂靜にして住すること。

(七六) 止息想とは散動する心を止息せんとの想なり。

(七七) 後の靜慮とは第四靜慮。

(七八) 有頂(Ārāhī)とは非想非非想處のと。欲有・色有・無色有心の三有の頂上なるが故にかく有頂と名く。

(七九) 善の等起云云。滅定は無心定なる故、無心の位には善惡を記すべからずと雖も、善起の加行力にて引起する故に等起善なり。

(八〇) 此の滅盡定は云云。此定は有頂の異熟果を目的として修するに非ずして、唯散動する心を止息する目的にて修する者なる故に招果は不定等なる也。

(八一) 異熟に約せばとは滅定を業因として其の果たるを何時招くやと言ふ方面を考ふれば云云となり。滅定は異熟果を目的とせざるが故に、特にこの限定を設けしなり。

(八二) 若し下云云とは、阿羅漢が滅盡定を得して、欲界にて般涅槃する場合の如きは、滅盡定の果報あることなき即ち不受なる場合なり。

(八三) 滅盡定は有頂の攝なるを以て、その果報も亦有頂地の有情として生るるにあり、有頂には色法なきを以て、ただ心法の四蘊のみなるが故に四蘊の異熟といふ。



謂はく、若し下に於いて般涅槃を得る〔場合〕なり。

此の定の招く所〔の果〕は何の地にして幾の蘊ぞ。

唯、有頂の四蘊の異熟のみを招く。

前の無想定は唯、異生のみの得なるも此の滅盡定は、唯、聖者のみの得なり。異生の能く起す〔所に〕に非ず。斷滅を怖畏するが故に。唯、聖道力の能く起す所なるが故に。現法涅槃の勝解もて入るものなるが故に。

此れも亦、前の〔定〕の如く、離染得に非ず。何に由りて得するや。

加行に由りて得す。要らず加行に由りて、方に證得するが故なり。又、初めて得する時には唯、現在のみを得し過去を得せず、未來をも修せず。要らず心力に由りて方に能く修するが故なり。第二念等、乃至、未だ捨せざれば亦、過去をも成ず。

世尊も亦、加行を以て得するや。兩らず。

成佛の時得す。謂はく、佛世尊は、盡智の時得す。佛は一徳として、加行に由りて得するもの無し。暫らく欲樂を起して現在前する時、一切の圓徳は樂に隨ひて起るが故に、佛の衆徳は皆、離染得なり。

成 佛 得

特に佛陀の滅定の得に就きて

成 佛 得

成 佛 得

成 佛 得

成 佛 得

の無想天に生ずるが故に、此間に無漏の智慧を修得すること能はざればなり。

【七】 出離想(nīvarṇa-samjñā)とは生死より出離するは要路なりと想ふこと。

【六】 若し、諸の聖者の云云。凡そ定を得するに、且らく二途あり。(一)は加行得、(二)は離染得なり。

加行得とは、當該の定を得んと欲し、大加行を起して得するをいひ、離染得とは、下地の染を離るる時、自然に上地の定を得するをいふなり。今の問意は、第三靜慮の染を離れて第四靜慮を修得する時は、必ず過去、未來の諸の有心定をも得するものなるが、又同時に過去未來の無想定をも併せて得するやとの謂なり。

【六】 靜慮云云とは靜慮に攝する過去の有心定を得すと説くが如く、是の如く、此の中には無想定をも得するやとなり。

【七】 聖者の餘も云云とは、聖者は勿論、聖者以外の凡夫異生すらも離染して無想定を得すること無し。之れは聖者の厭惡し外道のみ欲樂欲求する處なり。

【七】 彼は曾て習ふと雖も等。聖者の餘、即ち凡夫の第四禪を修するものも過去の無想定を得せざる理由を明す。

即ち彼れ凡夫はたとひ、過去世に無想定を修習したりとしても、それは無心定なるを以て、今世にありても、特別の大加行を以てせざればそを得ること能はざるが故に、四禪の有心定の修行に、必ずしも伴ひて得らるるものにあらずといふ。

【七】 初めて得す云云は無想定は未來得、即ち法前得なきことを明す。

無想定は無心定なるを以て、之を眞に得せし時、即ち法俱得の時、その定の成就したる初めに於て、無想定は未來修はなし。これ恰も、不隨心轉の別解脫戒を



頌に曰はく、

(43) 滅盡定も亦、然なり。 靜住の爲めなり。 有頂なり。

善なり。 二受と不定となり。 聖なり。 加行に由りて得ず。

(44) 成佛得なり。 前に非ず。 三十四念なるが故に。

論じて曰はく、 無想定に如く滅定も亦、然なりといふ。 此の

「亦、然なり」の聲は、何の義に例せんと爲るや。

無想定の心心所の滅するに例す。「即ち」復、別法ありて、能

く心心所をして滅せしむるものを無想定と名くと説くが如く、

是の如く復、別法ありて、能く心心所をして滅せしむるものを

滅盡定と名くるなり。

是の如き二定の差別の相は、前の無想定は解脱を求めんが爲

めに出離の作意を以て先と爲せしに、此の滅盡定は 靜住を

求むるが爲めに、止息の作意を以て先と爲すことと、

前の無想定は 後の靜慮に在るに、此の滅盡定は、唯、有頂

——即ち是れ非想非非想處なり——にあることとなり。

此れは前の定に同じく、性、唯、是れ善にして無記と染とに

非ず。善の等起なるが故に。

前の無想定は唯、順生受なりしに、此の 滅盡定は順生、

〔順〕後及び不定の受に通ず。謂はく、異熟に約せば順生受有り、

或は順後受あり、或は不定受あるも、或は全く不受なるもあり。

滅盡定と無想定

二無心定の差別

二定の招果の差別

分別根本品第二の三

は、下地の諸地には喜受、樂受苦受憂等の歡、感の受の行相の宛動なるあり、心想を除滅すること難きに、第四靜慮には、處中の受即ち捨受のみあり、其の行相微細にして斷滅すべきこと易きが故に、こゝにのみ無想定ありて、下地には無きなりといふ。又無色界になきは、此の無想定を求むるものは外道なるに、外道は斷滅を恐る、然るに無色界には異熟色の求むべきもの無きが故に、若し心をも滅せば、斷滅すとなす。是れ彼の恐る所なるが故に、無色界には無想定無しとなり。

【六一】 彼れはとは外道を豫想す。蓋し外道は無想定天の五百大劫の開心心所の都滅する無想の異熟果を眞實の解脱涅槃と計執して此の定を修することと言ふものなり。

【六二】 無想天の有情は無想なる間は五蘊をとらざる如きも初め生ずる時と、後に死せんとするときは必ず心心所を起すが故に、五蘊を具することとなるなり。

【六三】 順生受とは、未來次生に招果する業なり。順現とは此世に業を造りて、此の世にて招果する業をいふ。

【六四】 順後とは此の世にて業を造りて、未來の第三生若くは其以後に招果する業なり。

【六五】 順不定とは現世に業を造つて招果の時の不定なる業。

【六六】 若し此の定云云。婆沙卷一五三、毘婆沙十四、三四四頁)によるに譬喩者は、無想定を得るも退失あることを許せり。無間業にても勝縁に逢はば其業を轉ずるが故に此の定にも亦、退轉ありと説くも、毘婆沙師は、此の定を一時的に出ずることあるも、今生中に再び此の定に入り業を轉ずること能はずして必ず無想天中に生ずるに至ると説くなり。

【六七】 正性隨生とは見道位をいふ。此の定は異生のみ入る定にして且つ此定に入れば次生には必ず五百大劫

無想定を修する者

故に此の定を得せば必ず 正性離生に入ること能はず。

又、此の定は唯、異生のみ得して諸の聖者には非ずと許す。

諸の聖者は無想定に於いては深坑を見るが如くして、入ることを樂まざるを以ての故に。要らず無想を執して眞の解脱と爲し、

出離想を起して此の定を修するものなるに、一切の聖者は有漏を執して眞の解脱及び眞の出離と爲さざるが故に此の定に於いて必ず修行せざるなり。

若し諸の聖者が第四靜慮定を修得する時は、靜慮の如く、亦、

去來の無想定をも得すと爲んや不や。

無想定は加行得のみ

〔聖者の〕餘も亦、得せず。

所以は何ん。

彼は會つて習ふと雖も、無心なるを以ての故に、大に加行し方便して修得することを要するが故なり。

初めて得する時には、唯、一世のみを得ず。謂はく、現在を得すること初めて別解脱戒を受得するが如し。

此の定を得し已りて第二念等、乃至、未だ捨せざる〔間〕は、亦、過去をも成ず。無心なるを以ての故に未來の修はなし。

第九節 滅 盡 定

不相隨行の滅定

次に、滅盡定は其の相何ん。

【五四】北俱盧洲とは人趣四洲の中の一洲なり。この處に生れたるものは、死して必ず六欲天に生ずといふ定めなり(世間品參照)。

【五五】婆沙卷一五一、一五二、毘曇部十四、三三六、特に、三四一頁以下舊譯卷三、一八三頁上、正理卷一二、光記五、九六頁上以下參照)

【五六】(45) *dhyaṇe 'ntye* [Enokkama icchanta], [ānāho], *pappavyrodayāna*, [nāryati], *ekādvihāryā*.

善、必有二生報、非一報、一世得。

如し此無想定、後定、欲二解脱、

前の無想果の因として、而も同様に別個の體を有して心所を滅せしむる原理たるもの有り、名けて無想定と稱し、第四禪定に攝す。その性は一向に善なれども修定主義をも評取せざる佛教内に在りては之を欲求せず其の所以は外道は、此の定を以つて出離とし、永遠の涅槃となして之を修するも、佛教は小乘とせらるゝ有部ならともかく、手段を目的視するが如きことを排斥すればなり。

是の如き無想定は上の如く別體を有するものが、それは色に非ず心に非ざる純然たる別個獨立の原理なるが故に、又不相應行法に攝する所也。

【五七】無想者の定 (*asamjñānaṃ satvānaṃ samāpatti*) に就きて、身中に想無きものを無想者と名けこの無想者の定を無想定と名くと光記は釋せり、これ依主釋なり。

【五八】定の云云。定の體が、想を滅無して、定即無想の故に無想定 (*asamjñāna samāpatti*) と名く(持業釋)と

【五九】無想定が、第四靜慮のみに有りとせらるゝ所以

無想定の名義  
むるものを名けて無想と爲すが如く、是の如く復、別法ありて能く心心所をして滅せしむるものを無想定と名く。  
無想者の定ならば無想定と名け、或は定にして無想ならば無想定と名く。

依地  
此れは何れの地に在るか。  
謂はく、後の靜慮、即ち第四靜慮に在りて餘には非ず。  
無想定を修するは何の所求の爲めぞ。  
謂はく、解脱を求むるなり。彼れは無想は是れ眞の解脱なりと執し、彼れを證することを求めんが爲めに、無想定を修す。前に、無想は是れ異熟と説きたるが故に、「彼が」無記性に攝すること、説かずとも自ら成ぜり。

無想定は善  
今この無想定は一向に是れ善なり。此れは是れ善なるが故に能く無情有情天の中の五蘊の異熟を招くなり。

無想定は善  
既には是れ善性ならば、何の受に順すと爲んや。  
唯、順生受のみなり。順現、順後及び、順不定の受には非ず。

無想定は善  
若し此の定を起さば、後に退失すと雖も、傳説すらく現身に必ず還た能く之を起し、當に無情有情天の中に生ずべしと。

無想定は善  
若し此の定を起さば、後に退失すと雖も、傳説すらく現身に必ず還た能く之を起し、當に無情有情天の中に生ずべしと。

分別根本品第二の三

五百大劫の間は無想心なりといふ。  
暫らくといふも、實は五百大劫の間なり。無始より生々流轉する有情の運命に比すれば、五百大劫は暫くなればかきいふ。

此の法は云云。無想果は無想定業力に酬はれたる異熟果なり。従つてその性は無記なりと。

廣果天 (Sudhāt-phāra-dēva) 第四禪天の八天中の第三天なり。此の論第八卷參照。但し婆沙一五四に依るに、外國師は、第四靜慮天に九天を立て、無想天は廣果天以外の別處なりと説く。

中間靜慮とは初靜天に攝する梵輔天中に高蓋間在る所を指す。梵天の居在する所と言ふ。(此の論八、參照)

多時といふも暫時といふ意なり。無想天に生れし當座の暫時の間と、ここに於て將に死して欲界に生れんとする直前の暫時とは有想なりとなり。

中間の長時とは初め無想天に生ずる時と、後に死する時との中間の五百大劫の間をいふ。茲に長時とは、無想果の壽命の間としては無想の間が長時なりとの意に據る。

契經とは長阿含十四、梵動經に「或有二衆生、無想無知、若彼衆生起、想則便命終、來生世間云云」とあり(大正一、九二頁上)

先に修する云云。上に所謂「必ず欲界に生ず」との理由を述ぶるなり。先に欲界に於いて修せし所の無想定業力盡くるが故なり。

彼れに於てとは餘處に生じ得ざる理由なり。彼れとは無想果即ち廣果天のこと。

順後受業とは現世に業を作りて未來第三生又は其以後の生の招果する業にして、此の業は無想定を修する加行の時に造るなり(光記)。



「彼の諸の有情は想の起るに由るが故に、彼の處より没す」と説くが如し。

然るに彼の有情は久しく睡りて覺むるが如くに、還た想を起すなり。

無想定没後の生處

彼れより没し已はりて必ず欲界に生ず。餘の處所に非ず。<sup>五二</sup>先に修する定の行の勢力の盡くるが故に。<sup>五三</sup>彼れに於いては更に定を修すること能はざるが故に。箭の空を射る力の盡きて、便ち墮るが如し。

若し諸の有情にして彼の所に生ずべきものは、必らず欲界に〔生ずべき〕<sup>五三</sup> 順後受業あるべし。彼の<sup>五四</sup> 北俱盧洲に生ずべきもの必定して、〔六欲〕天に生ずべき業有るべきが如し。

第八節 無想定

不相應法の無想定

已に無想を辯じつ。二定とは何ん。謂はく、無想定と及び滅盡定となり。

初めの無想定は其の相云何。

頌に曰はく、

(42) 是の如く無想定は、後の靜慮なり。脱を求む。

善なり。唯、順生受なり。聖に非ず。一世を得ず。

無想定の際

論じて曰はく、前所説の法ありて、能く心心所をして滅せし

的に説きて、その證多なりと説く。

【三六】この同分は勝論の宗義を顯成するにせよ、せぬにせよ、かくの如きは取て問ふ所にあらず、とにかく實有なることは經文に已に證ありとの義。

【三七】契經に云云。中阿含第廿四大因經(大正一、五七八頁下參照)

【三八】是の如き類の諸行とは人間ならば人間の種類、天ならば天の種類なり。

【三九】諸の較等。經部にては如何なるものも同類相似のものならばその上に同分を假立すれども、有部に於いては較等等の非情に於いては衆同分を立てず、

【四〇】例によりて世親は有部の缺點を大に難じつつ、申譯的に有部自宗の宗義に養成せるなり。

【四一】婆沙卷一八(毘曇部十三、四四頁)及び婆沙卷一五四(毘曇部十四、三八五頁以下)舊譯卷三、一八三頁下、正理卷十二、光記九五頁中參照。

【四二】(A) *āsaṃjīkama āsaṃjīma*  
*nīcolhas oṭṭhaṅkitaṃp.*  
*vijāṭas tu bhūtopphala.*

舊譯

無想於ニ彼天、能滅ニ心心所、

果報、諸廣果。

有情が、無想定を修し、その果報として、第四禪天中の第三廣果天に生ずるときは、一法有り、その體實有にして、無想定の際起るもの有り、能く心心所を遮して五百大劫の間起ること能はざらむ。之を無想果と稱す。而して、之は色に非ず心に非ざる特殊の實有法なれば不相應行法の一に列せしむるは有部の宗義なり。

【四三】無想有情天(*Asaññhiyatthavaṇṇa*)には、初め生ずる時と、後に死する時とは、有想なれども、中間

第七節 無 想 果

不相隨行法の  
無想

已に同分を辯じたり。無想とは何ん。  
頌に曰はく、

(41) 無想とは、無想(天)の中にて、心心所法の滅することなり。

異熟なり廣果に居す。

無想果の實有

論じて曰はく、若し 無想有情天の中に生ずるとき法能く、  
心心所をして滅せしむることあらば、「是れを」名けて無想と爲す。

無想果の實有

是れは實有物にして、能く未來の心心所法を遮して、暫く起らざらしむること江河を堰くが如し。

無想果は異熟

此の法は一向に是れ異熟果なり。  
誰の異熟ぞ。

謂はく、無想定(aśanjiṃsamāpatti)のなり。

無想有情の居

無想の有情は何れの處に居在するや。

廣果(天)に居在す。謂はく、廣果天の中に高勝の處有り。

中間靜慮の如し。「是れを」無想天と名く。

無想天にも有  
想時あり

彼れは、恒に無想なりと爲んや。亦、有想なりと爲んや。

生死の位の中、多時、有想なり。「而も是れを」無想と言ふは、

彼の有情は、中間の長時に想の起らざるに由るが故なり。契經に

【一七】 故に同分は實有に非ずとするなり。  
【一八】 別の用無しとは用を論據として比量によつて推知し得ずとの難。

【一九】 有情同分などといふ原理を知らぬとも、何人も有情の無別を誤らぬが故に、かかる物を立つる必要なしといふ義。

【二〇】 有部は有情の同分のみを立てて、非情物に於ける種、又は類に應ずる同分原理を立てず、故にこの難あり。

【二一】 菴羅(āraṇḍī) 果物の名。形木瓜に似たり(光記)  
【二二】 半娜婆(śāraṇḍī) 又果物の名。形冬瓜の如し(光記)

【二三】 又、諸の同分云云。若し同分に實物あり法をしてかくあらしむとせば、上の得に於ける大得と小得との如く、諸の同分に於いても同分を又同じからしむる同分あること必要なるべしとの難。

【二四】 總同句義(sāmanāya-padaṭṭha) 古勝論たる鷓鴣仙(Uḍḍaka)の六句義の第四大有句義即ち同句義(sāmanāya-padaṭṭha) のことにして、萬有の間に於ける同的關係即ち吾人をして種概念や類概念を構成せしむる所以の萬有間の共通關係を然あらしむる原因に名く。之れを無差別同分が顯成せざるやとの意。

【二五】 同異句義(sāmañña-padaṭṭha) は第五句義にして、上の逆に異的關係にして、吾人をして、單獨概念を構成せしむる萬有間の差別關係の原因なり。之れは有差別同分を顯成せずやとの難。(勝論の同異句義の詳しきことは故木村博士著六派哲學第五篇第二章、第二節を見よ)

【二六】 一物云云。勝論では同句義はその體一にして、その一體の原理が萬有を支配し、以つて、萬有に同異あらしむと説けども、有部にはかかる原理を完く個別

金・鐵・菴羅・半娜婆等も亦、自類の互に相似たること有るが故に。

又、諸の同分は展轉して差別す。如何ぞ彼れに於いて更に同分なくして而も別無しとの覺と施設とを起すや。

又、應に勝論 (Vaiśiṣṭika) の所執を顯成すべし。彼の宗には總同句義有り、一切法に於いて總同の言智、此れに由りて發生すと執す。彼には復、同異句義有り。異れる品類に於いても同異の言智、此れに由りて發生すと執すればなり。

(七) 勝論の宗に同ずとの難

毘婆沙師は、是の如きの説を作す。彼の執と此れとは、義類同じからず。「彼の宗にては」、一物が多〔法〕に於いて轉ずと説くを以ての故に。又、縦ひ彼に於いて「彼の宗義の」、若しくは顯はるるにせよ、顯はれざるにせよ、然も、此の同分は必ず實物有り。契經に説くが故に。「世尊の言ふが如し。若し、此〔の人趣〕に還り來れば人同分を得」……と。乃至廣く説く。

毘婆沙師の教

〔經の中に〕是れを説くこと有りと雖も、而も別に實物あるを名けて同分と爲すとは説いて言はず。若し爾らば、「汝が説く所の同分とは、是れ何ぞ。即ち、是の如き類の諸行の生ずる時、中に於いて人同分等を假立すること、諸の穀・麥・豆等の同分」を假立するが如し。此れは善説に非ず。我が宗に違するが故に。

再難

有部徴

答

世親本宗に歸す

之は捨し又は得すること有るも、無差別同分は無餘涅槃に入りて、有情の仲間を離るるに非ざる局り、生死によりて、得捨すること無し。

【二一】 四句とは  
第一句は、死し生ずることあるも、有情同分を捨も得するに非ざることあり。

第二句は、有情同分を捨し得するも、死し生ずるに非ざることあり。

第三句は、死し生じ亦有情同分を捨得することあり。第四句は、死し生ずること無く、亦有情同分を捨し得するに非ざることあり。

上の文は、この四句の内容説明として考ふべし。

【二二】 是の處とは例へば欲界の人間が死して又欲界に生を受くること。その時は、欲界の有情の同分を捨する無く、又得することも無し。

【二三】 正性離生の位に入る (Cātummārikā) とは顛倒の異生性を離れて、見道の聖者となること。此の句は異生の同分を離れて聖者の同分を得するも、生ぜず又死せざるなり。

【二四】 是の趣に等。第三俱句は生も有り死も有りて、それと共に同分の得と捨と有る句にして、欲界の人趣より死して天趣に生くる時は、人趣の同分を捨して天趣の同分を受くる如し。

【二五】 以下の難問は光寶共に釋部師より提出せるものとせり。此の中、若し別に等。上の四句分別の第二句に異生同分を捨して聖者の同分を得すといひたる言に就きての難なり。若し異生同分といふ實有體が有るならば、實體ある異生性を別立するに及ばざるに非ざるやとの意。異生性は聖道の非得を體とし、異生同分と體異ると毘婆沙師は説くが故なり。

【二六】 色に非ずとは現量にて緣取し、識を生ずる色に



同分の得捨

同分の得と捨との四句分別

くして差別無き覺及び施設も理の如くに應に知るべし。頗し死し生ずることあるも、有情同分を捨せず得せざることありや。應に四句を作るべし。

第一句は謂はく、是の處に死し還つて是の處に生ずるときなり。

第二句は謂はく、正性離生の位に入る時、異生の同分を捨して聖者の同分を得するるときなり。

第三句は謂はく、是の趣に死して、餘の趣に生ずる等るときなり。

第四句は謂はく、前の相を除けるなり。

若し別に實物有りて異生同分と名くるならば、何ぞ別に異性を立つるを用ゐんや。人同分に異りて別に人性あるに非ざるが故に。

又、世間にて現に同分を見るに非ず。色に非ざるを以ての故に。

亦、覺慧の能く了別する所に非ず。別の用なきが故に。

世に有情同分を了ぜずと雖も、而も有情に於いて、差別無しと謂ふが故に、設ひ體有りと雖も、何の所用かあらん。

又、何に因りて無情同分有りと許さざるや。諸の穀・麥・豆・

(三)覺慧不了別の難  
(四)無用の難  
(五)非情同分の難

分別根本品第二の三

【五】衆同分 (cūḍiye-saṅghigatā) を普通の名とす、頌文に單に同分 (saṅghigatā) といふは頌法に制限せられたることを示す。

【六】無差別 (abhinna) とは、一切の有情を有情なりとの感を抱かしむる原理にして、勝論の所謂、第一同 (param samānyam) に似たる原理なり。但だ勝論のは常住にして唯一なるに、今言ふ所の物は非常にして多數あるを異とす。

【七】有差別 (bhinnā) 同分は勝論の劣等同 (param samānyam) に似たる原理なり。

【八】界 (dham) は三界 (欲・色・無色) 地 (bhūmi) は九地。

【九】趣 (gati) 地獄・餓鬼・傍生・人間・天上の五趣。

【一〇】生 (jāti) とは、四生 (卵胎濕化)。

【一一】種 (jāti) とは婆羅門 (僧族) 刹帝利 (士族) 吠舍 (農民) 首陀羅 (賤民) の所謂四生。

【一二】姓 (gotra) とは、迦葉婆氏、瞿曇氏の如き氏族をさす。

【一三】近事 (upāsaka) とは、五戒を持する人。優婆塞に同じ。在家の信者修道者なり。

【一四】苾芻 (bhikkhu) とは、大戒を持する出家の修道者。

【一五】學 (śāstava) とは、見道修道に在りて煩惱滅盡の努力修行をなしつつある四向三果の有學の聖者。

【一六】無學 (asaśava) は第四果の無學の聖者。

【一七】法同分 (dharma-saṅghigatā) とは、五蘊十二處十八界等の分類の基礎をなし、各一類と認めらるる原因即ち法と法とを同じからしむる所以のものなり。

【一八】覺 (vedhā) とは、覺慧にして、認識知覺すること。

【一九】施設 (panipatti) とは、口に言ひ、筆に書く等。

【二〇】有情同分 (cātva-saṅghigatā) とは、法同分に簡ぶ。而して今言ふ所のものは有情の中の有差別同分なり。

# 卷の第五 [分別根品第二の三]

## 第六節 同 分

不相應行法の  
同分

是の如く已に得と非得との相を辯じつ。同分は何ん。

頌に曰はく、

(41) 同分とは、有情の等しきなり。

論じて曰はく、別に實物有り。名けて同分と爲す。謂はく、

諸の有情の展轉して類の等しきなり。本論には此れを説きて

衆同分と名く。

同分の二種

此れに復、二種有り。一には無差別。二には有差別なり。

無差別同分

無差別とは、謂はく、諸の有情と有情との同分なり。一切の有情に各等しく有るが故に。

有情に各等しく有るが故に。

有差別同分

有差別とは、謂はく、諸の有情の界・地・趣・生・種・姓・男・女・近事・苾芻・學・無學等の各別の同分なり。一類の有情に各等しく有るが故に。

復、法同分あり。謂はく、隨つて蘊・處・界なり。

若し實物の無差別の相を同分と名くるものなくんば、展轉して差別せる諸の有情の中にて、有情と有情と等しくして差別無

法 同 分

き 覺及び施設は應に有り得べからず。是の如く蘊等の等し

同分實有の諸

き 覺及び施設は應に有り得べからず。是の如く蘊等の等し

【一】 婆沙卷二七(毘曇部八、八〇頁以下) 舊譯、卷三、一八二頁中、正理卷一二、光記五、九二頁以下參照。

【二】 (41.) sahhagata sattvamanuyam. 舊譯——

同分衆生等。

所謂分とは、因の義にして同分とは諸の有情を有情として各個に同じからしめ、又非情より簡別せしむる所以の原理にして頗る勝論の同句義に近し。然し、勝論の同句義は一體にして、それが萬有を規定し支配して同異有らしむと立つるに對して、有部はその體は法數の有るだけありて多なりと主張すること、從つて有爲有漏法にして生滅を免れずとする點等の相違有れども、何れも實有の法と立つるに於いては相通す。扱て、此の同分は品類足論、發智論等には名けて衆同分と爲せるが之れに無差別同分と、有差別同分との二種有り。その中無差別同分とは有情を非情と簡別せしめ、有情をして非情に非ざらしむる原理にして、有差別同分とは上の如き有情に於て、人は人と、牛は牛と同じからしめ、人は牛に非ざらしむる原理なり。

此の二は共に一個の成立的有情に約しての同分なるが、更にそれ等の成立要素に分析して五蘊十二處十八界に分類せる上に法同分といふもの有り。之れ等の諸要素をして蘊處界等の類別を施設し得られしむる所以の同分なり。上の如く有部は之れ等の同分を以て實有法となせども經部は之を法の同類相似なる上に於て假立せる法と説き、從つて非情法の上にも通ずと説き、有部と異れり。

【三】 展轉とは、有情と有情と——人と人と、牛と牛と——法と法とを相望むるにといふ義。

【四】 本論とは、發智論二、品實足論初頭參照。

已に前の苦法智忍位にて害され終はれる非得なるが故に、この苦法智忍の非得が非聖たらしむることなしと答ふるなり。

道類智の時苦法智忍等を非得するとは、無漏法は、得果の時と、轉根の時と、果を退する時に之を捨するに據る。道類智の時には初果を得するが故に、見道位の無漏法は之を捨するなり。

【三五】此の性とは苦法智忍。三乘とは聲聞、緣覺、菩薩の三をいふ。

【三六】三乘何れの苦法智忍をも獲ざるより。

【三七】同前の難とは純の言を説くべしとの難。

【三八】若し爾らば云云。第二説に特に苦法智忍を得せざるを異生性と名くといふ解釋を出したれど「純」の文字のなき理由に到れば第一説と異なることなきを以て、畢竟するに第一説の困難と同じ難を免れまじければ寧ろ無用の解釋といふべきなりとの評なり。

【三九】未だ嘗て無漏法を生ぜしことなき相續身上に假りに異生性といふ名を附すとすなり。分位差別とは、その相續身の分位といふ位の義。

【四〇】非得は或物を得せざることなるを以て、そを得ずれば、非得は從つて捨せらる。又、欲界と四靜慮と四無色との九地の生を轉ずれば前になかりしものが得せらるることなるを以て、同じく前の非得は捨せらるることなるなり。

因みに非得は有漏法なり、婆沙に據るに、有漏法は、退と、界地を越すと、斷善根と衆同分の捨との四因縁によりて捨せらると言ふ故に、ここに三界九地の生の轉易のときにも非得を捨すと云ふなり。

【四一】この聖道非得の例によりて類推せよとなり。  
【四二】非得にも得あるによりて、吾等に非得の作用を起さしむ。故に非得を捨するとは所詮、この非得の得

を斷することにして、かくする時、非得に對して非得起りて前の非得が捨せらるることなる。即ち二重否定の結果、肯定となるが如き關係なり。

【四三】餘の得等は得せしめ又は非得せしめ、乃至、非得を得せしめ、又は非得せしむる原理にして、之を小得小非得と稱し、之に對してものとを大得、大非得と名く。

以下婆沙一五八(毘曇部十五、一〇八頁以下)參照すべし。

【四四】得を得せしむる原理を要するならば、更にその小得を得せしむる小得を要すといふが如く、無窮にならずやとの難なり。

【四五】法の得とは大得。

【四六】得の得とは小得。  
【四七】大得は本法と小得とを成じ、小得は大得を成ずるを以て更に小得を要せずとなり。

【四八】三法とは本法と大得と小得。  
【四九】六法とは(一)第一刹那の本法上の法後得、(二)第一刹那の三大得の上の法後得、(三)小得の上の法後得、(以上合しての三大得)その三大得の得なる三小得が亦起るを兩者合して六といふ。

【五〇】生得善を論じて加行善を言はざるは、加行善は修得にして、一切の有情に必然ならず不定なればなり。  
【五一】相應とは心心所、俱有とは四相等なり。

【五二】第二等。光寶等に第二念となせど、前に一有情の得云云を受けて第二念といふは種かならず。泰疏等四卷に、第二等の有情をやとあるは正當なり。舊譯の「若不爾、於二人一虛空亦非二再器一何況第二」を參考せよ。



すものにして、その不得法に對すれば法前非得、又は法後非得なり。又過去法に於ける現在の非得とは、その法の法後非得にして、不得法は已に過去になりたれど、その法後非得は今現在化したる場合を指す。更に一例として未來法に對する未來の非得とはその法に對する法前又は法後非得にして、今より見れば共に未來に屬すれどそれは現在化する際には法前、法後に起る點に於て爾か言はるものとす。其他の例も凡てかく解すべきものなり。

【三四】界の差別云云とは、非得の界聚を説きたる部門なり。非得とは、要するに持たぬといふことなれば、欲界法にも色、無色界法にも乃至不繫法（無漏）にも、各各三界の非得あるべき筈なり。例へば欲界に就て言ふに、欲界に生れたりして欲界法の全部を得する譯にあらざれば、その得せざる法に對して欲界法の非得ある譯なり。況して色、無色界に對しては勿論なるを以て、全部に於て三界の非得ありと言はるるなり、色界法無色界法も無漏法も亦爾りすとす。

【三五】以下、得の場合に準ずれば、非得に就きても、三學門、三斷門を説くべき順序なれども、非得は唯有漏なるが故に、非學非無學にして、且つ修所斷なること明かなれば、唯、無漏に非ざるの義のみを明して二門分別に代少と見るべし。此の中定んで非得の云云とは、非得自身は凡て有漏にして、無漏なることなき理由を明にす。

【三六】聖道の非得云云。異生性とは凡夫性といふことにて、その本質は聖道を得せざること、即ち聖道の非得なれば、無漏法に對する非得は、無漏法にあらざして、その所依の身に從つて有漏法とせらるるなり。

【三七】本論。發智論第二（大正二六、九二八頁下）參照。  
【三八】何れの聖法とは、苦法智を初めとし、三乘種性

それ／＼の種種の聖法あり。即ち、特に有部にては、三乘の聖法をそれ／＼別なりとし佛は下根なる緣覺及び聲聞の聖法を非得し、緣覺・聲聞はそれ／＼の聖法は得するも自より下根・上根の聖法は得せずとする。而も此等一切の無漏道は皆是れ聖法なれば此の間を起す。以下、婆沙四五（毘曇部九、六五頁以下參照）。

【三九】一切云云とは、苦法智忍等の學無學の智を獲ざる義なりとの意。

【四〇】獲を離る(vināhīhu)とは「少しも獲ることなき」と云ふ程の義。

【四一】此れに異ならばとは、若し一部即ち自種性のみの四諦の聖法を得するも他の種性の聖法を得せざるを以て異生性とするならばとの意。換言せば一切の三乘の聖法を獲せざれば、以て異生性とするいはばとの意なり。

【四二】若し少しの聖法をも獲ざるを異生性と名くといふが發智本論の主意ならば、本論の文中に純ら聖法を得ざるを異生性と名くといふべき筈なり。その純らの言のなき所を以て察すれば少しの聖法といふ意味にあらざらんとの難なり。

【四三】こは故や蟬は水を食し風を食して生活すといふ時、特に純らと斷らざるも已にその中に純らの意味を含むといふ文例なり（實の意譯友に同じ）。

【四五】苦法智忍とは、見道位の初果をいふ。

【四五】道類智とは、上二界の道諦を觀じて得する智。修道の初位。此時、前の初聖位の苦法智忍をも捨てて初果位を得するなり。雜の意味は苦法智忍及びそれと俱生する法を獲ざるを異生性と名くるならば、此苦法智忍等は道類智の時に捨するが故に、この時、再び非聖即ち異生とならずやといふことなり。此に對して此の有説は、いかに道類智の時に苦忍の非得あれど、それは

【三八】上品なるもの云云とは、上品の煩惱心に因つて有覆の表を起すこと。

【三九】欲界繫の云云。欲界に於ける善不善即ち善の表無表たる別解脱戒、惡の表無表たる殺生等、是等は所謂不隨心轉の戒にして勢力、微弱なるを以て法前得なく、ただ法俱得と法後得とのみあるものとす。

【四〇】非得とは、得の反對作用の原理なり。婆沙卷一五七(毘婆沙部十五、九九頁)以下、舊譯卷三、一八二頁上以下、正理卷一二、光記四、八九頁下以下参照。

【四一】(39b) vāhīyāyāktāpāpāhi  
[sāhīyāyāyos] tridhā.  
舊譯——

非至無汚記、未來世三種、

(40) kamādyāpāmalanāp

ca [alabdhānārgūy, pyhngjīnūy]

īpīyā, sā pāpīyā]

bhūmīsamānāto [ca] vāhīyā.

欲等無垢有、許聖道非至

凡夫性一由至、度餘地一則捨、

第一句は三性門の分別にして、非得は一切凡べて善惡なく、唯是れ無覆無記なり、

第二句は三世門。非得は得の過去に落謝する刹那に於いて得するものなれば、現在法には現在の非得なく、唯過去、未來の非得のみ有り、而も過去、未來の法には各各三世の非得有り。

第三句第四句及び第五句の前半は界繫門。身欲界に在り欲界の法に對して非得あるが如く又上二界に在りても亦非得あり。かくて一般に三界の法及び、不繫の法に各各三界の非得有り。無漏の不繫法も同様なり。不繫法の非得は亦其所依身によりて判じ、隨つて有漏なるが故に、上に準ずるなり(第四、五頌)。

第五句後半、及び第六句は捨門。非得は二時に捨すと本論は言ふ。一には得果の時、二には九地の生を轉易して下地の有情が上地に生るる等の時、各各その前時に於ける法の非得を捨す。

【四二】性云。非得の性は所依の命根衆同分即ち所依身に依つて判す。若し煩惱の非得が染汚なりとせば已斷煩惱者も尙煩惱具足者となるべし。若し煩惱の非得が善なりとせば已斷善根者はあらざるべし。凡ての異生にも縁缺不生の非得の煩惱は常にあるべきが故に、已斷善根者もこの非得を得すればなり。又若し無漏法の非得が無漏なりとせば異生も亦聖法も成就することとなるが故に異生に非ざることとなるべし。以上の理に由り、非得は唯だ無覆無記のみなりといふなり。

【四三】世の差別云云とは、非得を三世に就て分別したるものなり。非得は得の矛盾原理なれば、その形式は總て得に順ずるものなり。得に法前得、法俱得、法後得があるが如く、非得にも法前非得、法俱非得、法後非得あり。得は過去、未來の法に對して各各又た、過去得、現在得、未來得があるが如く、非得も亦、爾りと大體に於て心得て可なり。その中ただ注意すべきは現在法には現在の非得なき點は、得と異るといふことなり。已に現在法といへば、その所得法の成就を意味するが故に、同時に非得ありといふは自家撞著の考方なればなり。之即ち舊論に現世法非至得但現世といへる譯し方の間違として新譯家によりて駁せらるる點なりとす。然らば是等三世八門(現在法に對する現在の非得を除くが故に三世の三門非得は八門となる)に於ける非得の作用はいかにといふに、ここにその一一の場合を擧ぐるに違なきが故、ただ一二の例を以てすべし。例へば、過去法に於ける過去の非得とは、所不得の法も、非得も共に已に過去に落謝し終れる位の非得を指

ふ。

第一の法前得とは、こは法が現行せざるも、得がある場合に於て、例せば、現觀邊の世俗智の如きを言ふ。(第二十六卷智品參照)即ち未來修として法を得する場の如き得なり。法は現前せざれども、現前し經驗すると同様なる功力を得る場合の得なり。

以上の如き三世の得あるは、剎那滅なる有爲法を得する時にのみあり、されど第四の非前非後得は、法が生滅三世に亘らざる無爲法を得する場合を言ふ。無爲は生滅せざれば、其の得は隨つて、法の前とも後とも言ふべきに非ざればなり。從つて俱と言ふ必要もなきが故に、得は前三の何れにも非ざるなり。尙餘の義は婆沙卷一五八(毘婆沙部一五八、一〇〇頁參照)。

【三〇】(38b) *avyāyaktāpīṭh, anubhāva*  
[*abhiññāntipaṇṇāvavajhā*].  
舊譯——

無記至俱起 除二通變化

(38a) *nivṛtaṣṭa ca rūpaṣṭa*

*kāme rūpaṣṭa nāgrajā*.

有覆無記色 欲界色無前

上に三世の法の得は各三有りと説きたれども、之を別して説かば、その間に亦た自ら差別有り。蓋し欲界の善不善の表、無表色、即ち別解脱戒、殺生等(業品參照)は強きが故に而も隨心轉の色に非ざるが故に法前得はなきも俱得、後得あり。無記法に關しては、無覆有覆共に概して曰へば、唯俱生の得のみ有りて、前後得なしと雖も、無覆無記に攝する天眼天耳二通及び能變化心は三種の得凡べて具はる。蓋し之れ等は勢力強く、又加行を爲してその力にて起す所なるが故なり。

【三七】無覆無記の中、一切の色蘊と、異熟生の四蘊と成煖處、工巧處中の不串習者の四蘊との得は、法と俱

起なり。

【三八】俱起とは法俱得のこと。

【三九】前後生とは法前得、法後得のこと。

【四〇】眼と耳との通慧は、定の力によつて色界の勝れたる眼耳根を引起し、其二根に依止して起る眼耳二識相應の慧の心所に於て、これ此二通の體なり。然るに前五識の善は唯生得にして、修得に通せず。故に修し得べき天眼天耳二識に善のあるべき理なし、即ち無記なり。其眼耳と相應する善なれば此を亦た無記と云ふ。(論第二十七智品參照)。

【四一】能變化は第六意識にして、我身を變化し(即實化)又は外に童子や宮殿を化作する(離實化)をいふ。是れは神通通より引起せる者にして通の果なれば亦無記なり。

【四二】勢力云云。二通は三千世界或は三千世界等の造き色聲を見聞し、變化心は即實、離實の化を起して、神變不可思議の故に勢力強しといふ。

【四三】成辨とは、引起といふに同じ。此二通及び變化心は種種の加行を修して其加行力にて引起したるものなるが故に、無記なれども、前後俱の三種の得有り。

【四四】工巧處の中、身工巧は色香味觸を體とし、語工巧處は色聲香味觸を體とす。

此の極めて數習する者とは、婆沙一五七卷によれば、佛と妙業天子(Viśvakarmān)との如きなり。

【四五】威儀路一行住坐臥は色香味觸の四を體とす。此の二は普通人は法俱得のみなり而し極數習者のものは佛と馬勝等の如きにして此の得にも亦、前後得有り。

【四六】有覆無記の表色とは修所斷の煩惱より起る有覆無記の身語表業(業品參照)なり。此は唯初禪天に局る。

【四七】表色とは表業の義、身と語とにより表現さる活動形式のこと。



漏の得は、所得の法に隨つて三界の分際を判ず。

【三八】無繫の法とは、無漏法にして擇滅非擇滅の二無爲と道諦に攝せらるゝ法をいふ。

【三九】非擇滅の得は、命根・業同分即ち所依身に隨つて三界の分際を判ず。即ち身が欲界に在り欲界に於て縁が缺けて非擇滅を得する時はその得を欲界繫とするが如く、乃至、色界無色界も亦然り即ち所依身の所在に從ふなり。

擇滅の得は能證の道によりてその界繫を判ず、若し有漏道によりて擇滅を得する時は、それは色界繫若しくは無色界繫なりとす。何んとなれば有漏道(六行觀)は色界又は無色界のみにおいて之を證得する時は、その得も無漏なりとす。次に道諦の得は、唯無漏なる所以は道は是れ有爲なるに有爲法の得は、所得の法に隨ひて其の得の性を判ずるが故に、この得は唯、無漏なるなり。

【四〇】有學法とは、有學即ち初果より四果向に到るまでの聖者の身中の有爲無漏をいふその得は所得の法に隨つて有學なり。

【四一】無學とは、第四果の羅漢をいひ、その得を判ずることは有學の場合と同じ。

【四二】非學非無學とは、前の學、無學法以外のものにして、本論にあるが如く一切の有漏法と三無爲をいふ。然るにこの非學非無學の法はそれ自身としては一なれども、その法の得は三學に通ずるが故に之に三種ありといふ。即ち有漏法の得は言ふまでもなくその所得の法に隨ひ、非學非無學に屬し、又、無爲法にても、非擇滅の得は所依身に隨ひ、有漏道によりて證する擇滅無爲の得は能證の道に從ふが故に何れも、非學非無學に屬す。然れども擇滅無爲にして、有學道及び無學道によりて證得せらるゝ場合には、その得はそれ／＼能

證の道に隨ひて有學、若しくは無學なりとなす。

【四三】非所斷の法とは、無漏法をいふ。斷ぜらるゝ必要なければ也。然れども其得は修所斷と非所斷の二に分断なれど、その得は有情の身體に依るが故に修惡の境となる點に於て、修道所斷とせらるゝと同様に、有漏道所引の擇滅の得も能證の道に從ひ有漏道が修所斷なるが如く、之も亦然りとす。之に反して無漏道所引の擇滅や、有爲無漏の道諦の得は、得自身も迷の境となることなきが故に、非所斷とせらるゝ。

【四四】二とは修所斷の非所斷となり。

【四五】婆沙卷一五七(毘曇部十五、九一頁以下)及び婆沙卷一五八(毘曇部十五、一一一頁以下)、舊譯卷三、一八一頁以下、正理卷一、光記四、八八頁下參照。

因みに、本節を解する爲めには、所得の法の種類に望めて、得にも亦以下の如き四種類の區別あることを豫め心得えてかゝらば、理解し易し、第一は法前得、第二は法俱得、第三は法後得、第四は、非前非後得なり。此の中、便宜上第二の法俱得より説明すれば、法が吾人の經驗上に現れる、即ち現行し、現前する時のみ得も亦現在するものにして、その法の得は其の法の前後、吾人の生活に影響なきが如き場合を言ふ。

例せば、吾人が半ば無意識的に動作する無記の起居進退の如き又は、異熟生の四蘊の得の如きなり。

第三の法後得とは、一度法の現行即ち經驗と共に其の後迄も、其の行爲等の法が、吾人の生活に強き影響を及ぼし、其の法の經驗が後迄も功力を發揮するが如き場合にして、その時、其の法の得を法後得と稱する。例せば五戒十戒等の戒律を一度受けければ、其の受戒の功力が後迄も續き受戒行爲を常に現するに非ざるも、吾人をして防非止惡の作用を呈せしむるが如きを言

得の得とを成就し、得の得起るが故に法の得を成就す。是の故に、此の中に無窮の過無し。

六法・十八法の俱起

是の如く、若しくは善若しくは染汚の法の、一一の自體が初めて生起する時は、其の自體を并せて三六九三法俱起す。第二の利

那には、三七〇六法俱起す。謂はく、三法の得及び三得の得なり。

第三の利那には十八俱起す。謂はく、第一第二の利那に於いて生ぜる所の諸法に、九の法の得と及び九得の得と有ればなり。

無邊の得

是の如くにして、諸の得は後後に轉増す。一切の過去未來の煩惱及び隨煩惱と並びに三七二生得善との利那利那に、相應する三七二と俱有なると、無始無終の生死の輪轉の「中には」、無邊の得あるなり。

且らく、一有情の生死の相續の刹那刹那にも、無邊の得を起す。是の如く一切有情の相續の、一一の各別の利那利那に、無量無邊の諸の得俱起す。

得の無障礙

是の如き諸得は、「いかにして」極めて多く集會するや。

對礙無きが故に互ひに相容受す。若し爾らずんば、一有情の得すら、虚空も「之を」容れず。況んや三七三第二等をや。

りとなり。  
四、三學門。此の門に於ても得は所依身に依りて分別せられ、有學、無學、非學非無學の三種に通ず。但し非學非無學の法の中には有漏無爲を攝するが故に三の差別有り。  
五、三斷門。見、修、非斷に従つて判じ、凡べて三學門に準ず。

因みに以下の文を解するに、得の三種あることを心得え置かば解し易し。得の三種とは、(一)有爲法の得、こは所得の法の性類に隨つて、得の性類を分別するもの、所得の法が善なれば得も善なりと言ふが如し。(二)は、擇滅の得なりこは擇滅を證する能證の道の性類に従ふもの、即ち有漏道の證は非の得は有漏なるが如し、擇滅には作用なきが故なり。三に非擇滅の得なり。こは非擇滅を得する依身に從つて其の得の性質も判ずるといふことなり。

【三七】得は唯一にあらず。三世の實有に應じて、得にも種種あり。之を三世門より判ずれば總べて九となる。即ち過去法、現在法、未來法の各各にそれ／＼過去得、現在得、未來得あればなり。過去得とは得し已りて過去に入れるをいひ、未來得とは、未だ表はれざる得を言ひ、現在得とは法と俱なる得をいふ。然れども之を三世に涉りて一一規定するときは極めて繁瑣なるものとなる。蓋し此の詳細は本註には略するも、研究者は婆沙卷一五七章(毘婆沙十五)三頁以下)及び光記四、八七頁下等を往見すべし。

蓋し、斯の如きは三世實有説を立脚地として、而もその三世の諸法が吾等の有機的組織中に於て結合され、結合し、結合すべき理由と飽くまで機械的に説明せんとしたる所より來れる結論なりと。

【三七】有學の法とは、三界に繫屬する有漏法のこと。有

三五九 若し爾らば、重ねて説くも其の功を唐損すべけん。

經部師の説く所の如きを善と爲す。

經部〔師〕の説く所の其の義は云何。

謂はく、曾て三六〇未だ聖法を生ぜざる相續の分位差別を異生性と名くと。

非得の捨門

是の如き非得は、何れのとときに當に捨すべきや。

此の法の非得は、此の法を得する時と或は〔九〕地〔の生〕を轉易するとに、此の非得を捨す。

聖道の非得を説いて異生性と名くるをもつて、此は聖道を得する時と或は地を易ふるとによりて便ち〔そを〕捨するが如く、餘の法の非得も、三六一此れに類して應に思ふべし。

非得の非得

若し非得の得斷すれば、三六二非得の非得生ず。是の如きを名けて、非得を捨すと爲す。

大得・小得等に就きて

得と非得とに、豈に復、餘の得と非得と有らんや。  
應に言ふべし。此の二に各復、三六三餘の得及び非得有りと。

若し爾らば、豈に無窮の過有るにあらずや。

三法俱起

無窮の過無し。得の展轉して更に相成することを許すが故なり。法の生ずる時、其の自體を并せて三法俱起するを以てなり。

第一は本法なり。第二は三六四法の得なり。第三は三六五得の得なり。謂はく、相續〔の依身〕の中の法の得起るが故に、本法と及び

は煩惱を成就するも善をも同時に修すとするの義成ずといはんとするものなり。

【三二】是の如き成就とは、種子の未拔と未損と増長自在との三成就を言ふ。

【三三】一切種に通く〔sarvathā〕すとは「所有ゆる場合に」と云意味。

【三四】是の如き二途云とは、論者が、毘婆沙師の得成就の解と經部の解とを二途共に評せしものにして、經部の解は理に違せざるが故に、是れ是なり、又、有部のかゝる解釋も、有部の宗義とする所に相違なきが故に是なりとなり。

【三五】以下、特に婆沙卷一五七卷〔毘婆沙部十五、九〇頁〕以下。舊譯卷三、一八一頁中以下、正理卷第一二、光記四〔八七頁中以下〕參照。

【三六】(37)〔*trayyavahānāṃ tṛyikāṇāṃ śubhānāṃ śubhāṅkā, svabhāṅkā teśāṃśāṅkā, anāpānāṃ catvṛiḍā.* 於三世三種、於善等善等、隨法界同界、隨三界四種、(38)〔*traiḍāṃ nāśāṅkāṅkāṅkāṃ, abhyānāṃ dvīḍāṃ māṅ.* 非學無學三、非所滅二種。非學無學を分別する得の諸門を分別する。

一、三世門。三世の法に各三世の得有り。  
二、三性門。得の性は所得の法に準じて善等の三有り。  
三、界繫門。所得の法が有爲ならば得も之れによりて界繫を分つ。非擲滅の得は所依身によりて分別し、從つて三界繫に通じ、擲滅の得は能證の道に從つて判す。故に例せば色界有漏道によつて引く時は得も色界繫な



「此の中」獲ず」とは、即ち是れ非得の異名なり。異生性を是れ無漏なりと説くは理に應ずるに非ざればなり。

何れの聖法を獲ざるを、異生性と名くるや。

謂はく、一切を獲ざるなり。「本論には」、別に説かざるが故に。

此の「獲ず」との言は、獲を離るることを表はす。若し、

此れに異ならば、諸佛世尊も亦、聲聞・獨覺種性の聖法を成就せず。「故に」、應に異性と名くべし。

若し爾らば、彼の論に應に「純」の言を説くべし。

要らずしも説くことを須むず。此の一句の中に、純の義を含むが故に、此の類は水を食し風を食すと説くが如し。

有が説く。苦法智忍及び俱生の法を獲ざるを異生性と名く。難じて道類智の時に此の法を捨するが故に、應に非聖を成すべしと言ふべからず。前(の苦法智忍の時)に、已に永く、

彼の非得を害するが故にと。

若し爾らば、此の性は既に三乘に通ず。「其の中」の何等を獲ざるを異生性と名くるや。

此れ亦、應に一切を獲ざるなりと言ふべし。

若し爾らば、此れにも應に同前の難有るべし。

此の難は、復、應に前に通釋せるが如くなるべし。

特に、聖法の非得と異生性との關係論

答第一説

釋 雜 答第二説

答 雜 答

【三〇四】轉變(Parivṛtta)とは、様子の變ること。上の相續の展轉の功能は、有爲法の體が相續する中に於て、前念より後念へと、段々様子の變るに由るとの謂。

【三〇五】差別とは、有爲法が因果の連鎖をなして無間に生ずるに前と後と次第に異なるを云ふ。

【三〇六】因果云云、前念の有爲法を後念の有爲法に望むるに因となり、後念の有爲法を前念の有爲法に望むれば果と成る故に因果の性といふ。諸行とは有爲の諸法なり。

【三〇七】然るに云云と、以下、經部師が以下の經文を通じてざるを得ざりし所以は、經部は先に「若し種子有らば隣近生果の功能あり」との意と、及び「異生は、見修二道を未だ起さざれども、而も皆之を成就す」との意とを説けるに對して、次下に引く「食を成就すれば四念住を修すこと能はず」と言ふが如き經文ありて、一見隣近生果の功能ありとの宗に背くが如く考へらるが故なり。

【三〇八】四念住。舊譯には四念處といふ。即ち四念住とは

(一)身念處。身は不淨と觀ず、

(二)受念處。受は苦なりと觀ず、

(三)心念處。心は無常なりと觀ず、

(四)法念處。諸法は無我なりと觀ず、

にして、次第の如く、常樂我淨四種の顛倒を破し、以て觀慧を減せしむるなり。

【三〇九】時分とは、その當座といふ位の義。即ち貪煩惱の現行し居るきはといふ義なり。

【三〇〇】經部が、以上の通經に據りて主張せんとする意は、此の有處の經意は、増盛の食の位を説きて名けて貪煩惱の成就と説くものにして、此の種子あれば、善法を修すること能はずとの謂ひには非ずして、我が宗

非 得

非得も得の如く、亦、上の如き品類の別ありや。爾らず。

云何。

頌に曰はく、

(39) 非得は淨の無記なり。 去來世に各三あり。

(40) 三界と不繫とは三なり。 聖道の非得を説いて、異生性と

名くと許す、 得法と易地とに捨す。

三 性 門

論じて曰はく、性の差別は一切の非得は皆、唯、無覆無記の性に攝す。

三 世 門

世の差別とは、過去と未來とは各三種あり。謂はく、現在の法には、決定して現在の非得有ること無く、唯、過去未來の非得のみ有り。過去と未來とは、一一に、各三世の非得有るなり。

三 界 繫 門

界の差別とは、三界繫の法と及び不繫の法とに各三の非得あり。謂はく、欲界繫の法には三界の非得有り。色、無色界の繫及び不繫も亦、爾なり。

定んで、非得の是れ無漏なる者無し。

所以は如何。

聖道の非得を、説いて異生性と名くと許すに由るが故なり。

本論に言ふが如し。「云何が異生性なるや。謂はく、聖法を獲

たるなり」と。

分別根本品第二の二

すこの生得善の成就不成就是此の三種の中の種子成就に當る。生得の善根の種子の未だ損伏せられざる位を成就といひ、損伏せられたるを不成就といふ。

【三五】要らず云云。以下加行善の成就不成就を明す、此の中加行善には斷未斷なし。斷善根は欲界の生得善に限る。此論十七參照。

此の加行善の成就不成就唯識述記の三種の成就中の自在成就に當る。蓋し善根の種子が現行する力勝れて何時にても自在に現行を生ずるが故に自在成就といふ。

【三六】未拔とは、煩惱種子を未だ無漏道にて拔かざる位。【三七】未損とは、生得善の種子と煩惱種子とを未だ有漏道にて損伏せざる位。

【三八】增長自在とは、次前の加行善の自在成就の意。【三九】名と色とは、名は受等の四蘊なれば即ち名と色とは五蘊のことなり。

以下所有展轉隣近功能、此由相續轉變差別の文は、古來より種種の解釋ありて、その訓讀にも五種ある程なれど今は煩はしければ細説に涉らず。直ちに稱友の釋に顯はれたる原本に依る。而も此の稱友に據る讀み方は亦、光記の四釋中の第四釋に合すればなり。

【四〇】展轉の功能 (samartham, pāramitayogā)。展轉とは「遠く」と云ふに同じ、舊譯に「當時」云々。【四一】隣近の功能 (samartham sīkṣat)。隣近とは「現に」又は「直ちに」と云ふに同じ。舊譯に「現時」とあり。

【四二】此とは、上の二つ(展轉及び隣近)の功能なり。此の展轉の功能は相續の轉變に依り、此の隣近の功能は相續の差別によるの意。【四三】相續 (santāp) とは、時間の過程にある有爲の諸法の念念に相續し行くこと。

特に、工巧處及び威儀路

も前、後及び俱起の得有り。

若し、<sup>三三三</sup>工巧處と及び<sup>三三五</sup>威儀路との極めて數習する者の得も亦、爾なりと許す。

唯、無覆無記の法の得にのみ但、俱起すること有りとするのみなりや。

爾らず。

云何。

有覆無記色の得

<sup>三三六</sup>有覆無記の色の得も亦、爾ればなり。謂はく、諸の有覆無記の<sup>三三七</sup>表色の得も亦、前の如く、但、俱起のみ有り。「たとひ」<sup>三三八</sup>上品なるもの有りと雖も、而も亦、無表を發すること能はず、故に勢力微劣なり。此れに由りて定んで、法前後の得無し。

無記法の得に別異有るが如く、善と不善との得にも亦、異なること有りや。

亦、有り。

云何。

謂はく、<sup>三三九</sup>欲界繫の善と不善との色の得には前起なく、唯、俱生及び後起の得有り。

### 第五節 非得の四門分別

#### 附、大得・小得等の論

その果たる煩惱にも上中下等の品の差別なかるべき當なりとの意。

【三八七】餘の因云云。九品の煩惱の上中下品の差別に關して得以外の餘の因ありとせばとなり。

【三八八】差別とは、次下の文より凡聖の差別なることを推知すべし。

【三八九】異とは、凡夫。聖者は無漏智を得せる者。而も兩者共に世俗心を起すことあり。此時、凡夫には無漏なく、聖者には無漏の得ありとせざれば、兩者の區別なきに到らんとす。

【三九〇】見修二道云云。經部に從へば煩惱の斷に無漏道による畢竟斷と、有漏道による損伏斷との二あり。前者は無漏道の力にて煩惱の種子迄凡べてを斷するものにして、後者は有漏道の力にて煩惱の種子を押へ種子の機能を減せしむる謂ひなり、蓋し此の損伏斷の場合には緣生する時は、再び損伏されたる煩惱が現行することありて畢竟斷と異るとせらる。

而して今の見修二道云云は其無漏道の畢竟斷に關し、世間道云云は有漏道の損伏斷に關す(光記)

【三九一】功能とは、煩惱種子の異名なり。種子が因として果を生ずる用を具する處を功能と稱す。

【三九二】成就、不成就といふも要するに煩惱の有無に關する假りの表言にして得といふ別法の實有なることを意味するにあらずとなり。

【三九三】功力 (Yatna)とは、骨を折つて勤め、加行を起して勤むること。

一は生得の善といひ、

二は加行得の善といふ。

【三九四】功力に由つて云云。唯識述記二には一、種子成就。二、自在成就。三、現得成就。

等三種の成就を明せり。以下生得善の成就不成就を明



く。非擇滅の得は唯、修所斷なり。若し非聖道所引の擇滅の得も亦、是の如し。聖道所引の擇滅の得及び道諦の得は皆、非所斷なり。

#### 第四節 三世の諸法と三世の得

前に、總じて三世の法に各三有りと説けりと雖も、今應に、其の中の差別の相を簡別すべし。

頌に曰はく、

(38<sup>a</sup>) 無記の得は俱起す。二通と變化とを除く。

(39<sup>a</sup>) 有覆の色も亦、俱なり。欲の色には前起無し。

#### 一般無覆無記法の得

論じて曰はく、無覆無記の得は、唯、俱起のみにして、前後生なし。勢力劣なるが故なり。「從つて」法若し過去なれば、得も亦、過去なり。法若し未來なれば得も亦、未來なり。法若し現在なれば、得も亦、現在なりとす。

一切の無覆無記法の得は、皆、是の如くなるや。

爾らず。

云何。

眼と耳との通及び能變化とを除く。謂はく、眼と耳との通慧及び能變化の心は、勢力強きが故に、加行の差別の成辦する所なるが故に、是れ「等」は、無覆無記の性に收むと雖も、而

特に、天眼神通と能變化との得

【三〇】無爲云云。得が所得の諸法の生因となると謂はば、有爲可生の法にても可なり。然し無爲不生の法なれば能生なる得あること能はざるべしとの意。

【三一】又所得の法云云。此一段の文は、玄奘譯及び此に據る光・實二疏の讀み方と、眞諦譯と釋友の註釋の讀み方とに、甚だ異あり。今は、玄奘譯に従ひ未得・已捨・界地轉易・離染の四種の場合の所得の法を言ふものと解し置けり。釋友釋の大意をいへば、所得法の未得とは無漏の苦法智忍等の如く、將來は修行の結果として得らるべきも、現には未だ得られざるものをいふ。已に捨するとは、一旦得たれど已に捨したるものをいひ、已捨する理由としては界地轉易と離染との二條件ありとせり。即ち界地轉易に由る捨とは例へば欲界の有漏法は上地に生ずるによりて捨するが如きをいひ、離染に由る捨とは例へば欲の有漏染汚の法は煩惱を離るるによりて捨するが如きをいふ。とにかく未得法にありても已捨法にありても此に由る所得の法にはその得が現在にあることなきは同一なり。然るに得は所得の法の生因なりと執せば、此の得なくして、いかにして、將來其等の所得法が生ずると言ひ得るやといふにあり。因みに、眞諦譯は若法未至及已捨、由二易地及離欲、此法云何更生とせり。

【三二】若し俱生の得云云。若し一法の前件としての得(法前得)が生因となるものに非ずして俱生同時の得が生因となるなりと解釋せば、法と俱生同時の生因たる生相及び其生相の生因たる生相は畢竟無用なるべしとの意、生相・生相は次に脱けり。

【三三】非情法に於ては有部に於ては得なしといふが故に生因が即ち得なりとせば非情法は不生とばらんとなり

【三四】具縛の者とは、九品の煩惱を一つも斷ぜぬもの、その者に於いて、生因たる得に九品の差別無きが故、

無色界との法には、其の次第の如く、唯、欲と色と無色との三の得のみ有り。

若し、無繫の法の得は四種に通ず。謂はく、無漏の法は、總じて之れを言はば、得に四種有り。即ち三界の得と及び無漏の得となり。別して分別せば、非擇滅の得は三界繫に通ず。

若し擇滅の得ならば、色と無色との繫と及び無漏と(の得)なり。其の道諦の得には唯、無漏のみ有り。故に無繫の法の得に四種有るなり。

三 學 門

又、有學法の得は唯、有學のみなり。

若し、無學法の得は唯、無學のみなり。

非學非無學の得には差別有り。謂はく、此の法の得に、總じて説けば三有り。別して分別せば一切の有漏と及び三無爲との得は皆、非學非無學の法と名く。

且らく、有漏法には唯、非學非無學の得のみ有り。非擇滅の得及び非聖道所引の擇滅の得も亦、是の如し。若し有學道所引の擇滅の得ならば即ち有學なり。若し無學道所引の擇滅の得ならば即ち無學なり。

三 斷 門

又、見修所斷の法には、其の次第の如く見修所斷の得有り。

非所斷の法の得には差別有り。謂はく、此の法の得は總じて説けば、二有り。別して分別せば、諸の無漏法を非所斷と名

を備へ、その一たる輪寶によりて自在に四方を遍歴して諸地を治する大王なりと。

【二五】長阿含遊行經(大正一、二一頁中)、中阿含第五十九經(大正一、四九三頁中)、雜阿含二七、第七百二十一經、及び第七百二十二經(大正二、一九四頁上)等參照。

【二六】七寶とは、時に經によりて差あるも、

輪寶(cakkaratna)

象寶(angirata)

馬寶(śvavata)

神珠寶(śaṅkṣatna)

玉女寶(śrīratna)

藏臣寶(śaṅkṣatna)

藏臣寶は又居士寶に作るも有り。此論十二を註參照。【二七】樂に隨つて等。婆沙には隨心受用名成就云云と記す。即ち、勝手に使用することの出来るものを成就といへるものにして、所謂、得の義にはあらずとなり。

【二八】餘とは、十無學法の成就のこと。

【二九】是の如くの等。上來は聖數量によりて破せし以下は論主は、現量比量によりて、順次に反論を擧ぐ第一得の用不知の難、第二に無爲に得なきの難、第三所得の法不生の難、第四、四相無用の難、第五、非情不生の難、第六、惡品無別の難なり。

【三〇】色聲等は五根によりて、其の相、用が現量に知り得べく、又、食暈等も、他人の食暈等は他心智によりて其の用を知り得るに、得にはかかる相も用もなければ、實物有るにあらざらんとなり。

【三一】得なる原理ありて諸法の生起の因となると言はば、無爲は不生なるを以て得なきことにならんとはいふ難なり。

毘婆沙師は説く。此の二種は皆、別物有り。實にして假に非すと。  
是の如き二途は皆、善説と爲す。

所以は如何ん。理に違せざるが故に。我が宗とする所なるが故に。

第三節 得の諸門分別

得の諸門分別

已に自性を辯じつ。

差別は云何。

且らく、應に得を辯すべし。

頌に曰はく、

(37) 三世の法に各三あり、善等は唯、善等なり。

有繋は自界の得なり。無繋の得は四に通ず。

(38) 非學(非)無學は三なり。非所斷は二種なり。

論じて曰はく、三世の法の得に各三種有り。謂はく、過去の法

には過去の得有り、未來の得あり、現在の得あり。是の如く未

來及び現在の法に各三の得有り。

又善等の法の得は唯、善等なり。謂はく、善と不善と及び無記

との法に、其の次第の如く、善と不善と無記との三の得有り。

又、有繋の法の得は唯、自界のみなり。謂はく、欲と色界と

【三六】餘の一切の具縛の異生とは、見惑修惑はまだ一分をも斷ぜざる所の凡夫なり。

【三七】餘の有情とは、見道第二刹那即ち苦法智位以後の聖者と、六行觀によりて修惑の幾分を斷じたる凡夫の行者とをいふ。

【三六】虚空無爲は、言はば絶対空間なるを以て、吾等の有機的組織法に於て可非を論ずべきことなきものなるが故なり。

【三七】宗とは、有部宗。前述の如く即ち得と非得とは相關相違の原理として立つるが故に、得なき所に非得なきは別に説明を要せずとなり。

【三八】何に緣りて云云。得はその自相も作用も不可得にして、色等や眼等の自相も作用も可得なるが如くならざるを以て此の間を爲す。經部にては、例の如く得につきても亦假立と説き有部は十四不相應行法凡べて實有と説く。因みに、此の難を光實共に經部師よりの難問とせり但し、以下は、婆沙九二(毘婆沙十一、二四〇頁)及び婆沙一五七(毘婆沙十五、八七頁以下)を参照すべし。

【三九】廣義法門經(大正一、九二二頁上)を参照せよ。

【四〇】十無學法とは、無學の八正道と無學の正解脫、無學の正智の十。此の論二十五参照。

【四一】以りは三つとも由の義也(光記)。原語に所從格 (oblatives case) を用ふなり。

【四二】五支とは、五上分結(上界の色貪、無色貪、掉舉、慢・無明の五順上分結を言ふ)。

【四三】難意は七寶を成就すと次經に説くものをも得の作用に歸して、得は他身や輪寶等の非情にも關することになるべしとの意。

【四四】轉輪王 (Cakravartin) とは、在家王者の理想の主權者にして、佛と同様三十二大人の相を具し七寶



にして、別物有ること無きなり。

種子説

此の中、何の法を名けて種子(Sei)と爲すや。謂はく、名と色とが自の果を生ずるに於いて有する所の

展轉と隣近との功能なり。此れ相續の轉變と差別

とに由る。

轉變

何をか轉變と名くるや。

謂はく、相續の中に、前と後と性の異なるなり。

何をか相續と名くるや。

謂はく、因果の性なる三世の諸行なり。

差別

何をか差別と名くるや。

謂はく、無間に果を生ずる功能有ることなり。

經を過ず

然るに、有る處に、「若し食を成就せば、便ち四念住を修すること能はず」と説くは、彼(の經)は「食煩惱に耽著する者は、厭捨すること能はざるが故に、「之を成就すと名く」と説くなり。随つて貪愛に耽著する時分には、四念住に於いて必ず修すること能はざるに由ればなり。

是の如き成就は、一切種に漏じて、唯、假にして、實には非ず。

唯、此(の成就を)遷するのみを不成就と名く。(是れも)亦、假にして實に非ず。

結文

【三五】非得は之と相違すとは、若し法の未だ曾て失せざるもの及び失するも重ねて得せしものあり、此の法を、今初めて失し、此の法の非得が創めて生相に至り、將に不成就にならんとする時を不獲と名け、若し此の法の非得が流れて現在に至る時を不成就と名くとなり

【三五】自相續とは、自身のこと、吾が身心の有續的組織のこと。

【五六】二滅とは、擇滅と非擇滅。

【五七】墮在すとは、攝在するの意。

【五八】非相續 (Ganarathi) とは、非情のこと。外の非情を我が身に得すること無し。若しあれば有情非情雜亂の過を成す。

【五九】二滅の内、擇滅は有漏無漏の二道を以て證する法なるが故に得非得有り。

【六〇】非擇滅は有爲法の緣缺けて不生なるときに得を起して其の法をして永く生ぜざらしむるが故に得非得有り。

【六一】對法の中とは、發智論十九(大正二六、一〇三二頁上)に曰く、

諸成・就受覺支、彼成・就無漏法、有・成・就無漏法、非・覺支・謂諸異生と。

今は取意の文なり。

【六二】無漏法とは、茲にては非擇滅の意。

【六三】初刹那具縛の聖者 (sāradā-janūthunāpi-kaṣṣa-ṇī) とは、ここにては見道の初念若法智忍の位に入るの聖者にして、欲界修惑の一品をも未だ斷ぜざるものを言ふ。この若法智忍の位に於ける此の聖者は能斷の無漏道と所斷の理惑なる煩惱と尙併在するが故に未だ一切の煩惱の縛を離れざるを以て具縛といふ。此の位にては擇滅は未來生相としてあるも未だ現在に入らざるが故に擇滅を成就すとはいふべからざればなり。

未斷と爲すなり。

煩惱の成・不成

諸の未斷なるを説きて成就と名け、諸の已斷なるを不成就と名くるも、<sup>二五二</sup>是の如き二種は但、假にして實に非ず。

善法の成・不成

善法に二有り。一には<sup>二五三</sup>功力に由りて修得するにあらざるも、二には要らず功力に由りて修得するものなり。即ち「之を善法の」生得及び加行得と名く。

<sup>二五四</sup>功力に由りて修得するにあらざる「善法」は、若し所依「の身」

の中の種「子」が未だ損ぜられざるときは、成就と名け、若し所依「の身」の中の種「子」が已に損ぜらるときをば、不成就と名く。謂はく、斷善「根」者が邪見の力に由りて、所依の「身」中の善根の種子を損ずるを應に知るべし、斷と名くることを。所依の「身」中の善根の種子の畢竟じて害せらるるを、説いて名けて

斷と爲すには非ず。

<sup>二五五</sup>要らず功力に由りて修得する「善法」は、若し所依の「身」中に彼の法が已に起りて、彼「の現行」を生ずる功力自在にして損ずること無ければ、説いて成就を名く。此れと相違するを不成就と名く。是の如き「成就と不成就との」二種は亦、假にして實に非ざるなり。

故に、所依の身中に唯、種子の<sup>二五六</sup>未拔・<sup>二五七</sup>未損・<sup>二五八</sup>増長自在なるが有るとき、是の如き位に於いてのみ、成就の名を立つるもの

成就の三

分別根本品第二の二

henkiryū) (八) 生 (yū) (九) 異 (Chā) (十) 住 (chūti) (十一) 滅 (nirothā) (十二) 名身 (nāmakāya) (十三) 句身 (padakāya) (十四) 文身 (vāḥī) (pāṇkayā)

等の十四に名く。以上の十四は有部は、皆、別法の體を有する、實有法なりと説き、細部は假立なりと主張す。

【三〇】婆沙九二毘曇部十二及び同卷一五七(毘曇部十五)並に、舊譯卷三、一八〇頁下、正理卷一二、光記四、八五頁上以下参照のこと。

【三二】(36b) pāpāra hābhā manavayā,  
Prāpyapāpī svasūptānāpāhānāp  
nirōdhayōhī.

舊譯——

至非至屬帝、自相續、二滅。

得と非得とは必ず併存して、表裏の關係を有す。而して共に唯有情のみに關して非情に互らず。更に精密に言へば有情中の自身(自相續)に攝する有爲法と、撰滅

非撰滅の二無爲法にのみ關係し、他相續及び虛空に關せず。即ち有情の自相續中の有爲の諸法及び撰滅非撰滅等を積極的に自相續等に關係せしむる即ち合、持せしむるを得と云ひ、消極的に關係せしむる即ち離・得と稱す。且つ、かくの如き得の中、未だ嘗て得ざるもの、又嘗て得しことの有りて、失せしものを今得るを、獲 (pāpāmbhā) と稱し、獲の刹那以後、得し已つて、失はずに相續するを成就 (samavāgama) といふなり。

【三五】未だ得せざるときは、無漏の智の如き無始已來未だ得しこと無き法をいふ。

【三五】已に失へるとは、有漏定の如き無始已來數數得しこと有れども已に失へるもの、之れ等の二つの場合に於いて得が未來生相に來りし時を獲といふ。それが正しく現在に入れば成就といふなり。

一九一

毘婆沙師反難

雜者微

答

徵

答

論主釋す

毘婆沙師

微

雜者(毘婆沙師)の釋及び主張

誰か言ふ、此の得は法の生因と作ると。

若し爾らば此の得には何の作用か有る。

謂はく、<sup>二九八</sup>差別に於いて、「其の」建立の因と爲るなり。

所以は何ん。

若し得有ること無くんば、異生と聖者とが世俗の心を起すと

き、應に異生と及び聖者との差別を建立すること無かるべければなり。

豈に、煩惱の已斷と未斷との差別有るが故に、應に「此等に」

差別有るべきにあらずや。

若し得無しと執せば、如何にして煩惱の已斷と及び未斷とを

説く可きや。得有りと許すときは斷と未斷とは成すべし。煩惱

の得の離と未離とに由るが故に。

此れ所依(の身)に差別有るに由るが故に、煩惱の已斷と未斷

との義は成す。謂はく、諸の聖者の<sup>二九九</sup>見修「二道」の力は、所依の

身をして轉變せしめて本に異らしめ、彼の二道所斷の惑の中に

於いて、復た「煩惱」の<sup>三〇〇</sup>功能が其(の煩惱)を現起せしむること無

からしむ。猶し種子の火に焚焼せられ、轉變して前に異り、能

生の用無きが如く、是の如く聖者の所依の身の中に生惑の能無

きを、煩惱斷と名く。或は世間道にて所依(の身)の中の煩惱の

種子を損するをも亦、名けて斷と爲す。上と相違するを名けて

有るが如し。但し、この行解は其の心法と不即不離にして、像色と鏡と異なるが如きには非ずと言へり。有部の認識論上注意すべき點なりとす。

【四三】等しく云云。心心所の等しくして相互に離れざること。

【四四】所依平等(sāraṅga-samattā) 心心所の等しく同一根に依止すること。

【四五】所緣平等(alambana-samattā)。同じく心心所の同一境に向つて作用すること。

【四六】行相等(ākāra-samattā) は心王が青色を行解すれば心所も亦青色を行解するが如し。

【四七】時平等(kāla-samattā)。同一刹那に作用すること。

【四八】事平等(dharmya-samattā)。事とは各心所の體の義。

【四九】法蘊足論卷一〇(大正二六、五〇〇頁下)品類足論卷一(大正二六、六九二頁以下)參照。

【五〇】(3a) viprayuktas tu saṃnākatāḥ  
pratyapavāpi sabbāgata,  
asamjñikāṃ samāpatti  
jivhāṃ lakṣaṅgāṃ opī

舊譯——  
不相應諸行、至非至同分、  
(3b.) namakāyādayas ceti  
無想處二定、壽命及諸相、  
名聚等。

以下、五位の第四位たる心不相應行法を釋す。不相應行とはその體非色非心の原理法にして行蘊に攝し、

(一)得(ṭṭhā) (二)非得(aparāḍḍhā) (三)同分(sāhita=

gata) (四)無想定(asaṃjñīsamāpatti) (五)無想果(asa-

mjñīta) (六)滅盡定(nirodhasamāpatti) (七)命根(jiv-



毘婆沙師反徵

更に過を出す  
と難ず  
第一難

別物有りとは許さば、何なる非理か有る。

是の如きの非理有り。謂はく、執する所の得は、體の知るべきこと、<sup>二〇</sup>色聲等或は貪瞋等の如き無く、用の知るべきこと、眼耳等の如きこと無きが故に、別物の得と名くべきもの有る容きこと無し。別物有りとは執する是れを非理と爲す。

若し此の得にも亦、作用有り謂はく、所得の諸法の生因と作ればなり、と謂はば、是れ即ち<sup>二一</sup>無爲には應に得有ること無かるべけん。

第三難

又、所得の法の未得なると、已に捨せると、界地に轉易すると及び離染するとの故なるとには、彼れ現に得無きに、此等所得の法は「當に云何にして生ずべきや。」

第四難

若し俱生の得、生因と爲るとせば、生と生とは復、何の所作か有る。

第五難

又、<sup>二二</sup>非情法は定んで生ぜざるべし。

第六難

又、<sup>二三</sup>具縛の者の下中上「九」品の煩惱の現起の差別も應に無かるべし。「生因たる」得に別無きが故なり。若し<sup>二四</sup>餘の因に由りて差別有りとはせば、即ち應に彼によつて諸法生ずることを得べく、得、復、何の用かあらんや。

歸結

故に、彼れが言ふ所の、得に作用ありて所得の諸法の生因と作るといふ理は成立せざるなり。

分別根本品第二の二

心意識一義、心及餘心法、有依境界相、相應義有五。

【一】心王に心・意・識の三名あれど、自體は一なり。又、心王心所の差別あれど之を有依・有緣・有行相・相應と名くる點に於ては一なり。最後に心心所は五義平等によりて、その不離の關係を持つといふは頌文の大意なり。

【二】心の原語は *citta* にして *cit* (考ふ、理解す) より來れるもの。然るにこの *cit* を更に短かき形の語 *ci* (集む) より來れるものと見て、集起即ち身口意の三業を集起する義理と譯したるなり。

【三】意 (*manas*) は *man* (考ふ) といふ語根より來れるを以て之を思慮と言ふは當れり。

【四】識の原語は *vijñāna* にして *vi-jñā* (了別す) なる語根より來る。即ち識は了別即ち判斷なり。

【五】善不淨とは稱友によれば、善不善の義。界とは即ち心は修養と修養せざるとによりて善惡の種種段階的差別生ずるが故に *cittā* と名くとなり *citta* を *cittā* (種種) に托しての解釋なり。是れ經部或は瑜伽師の義なりと言へり。

【六】前意根を辯ぜる際に心の無間滅なるは意となりて後に生ずる識の所依止となるとせり。今も、この點より意の名稱を解したり。

【七】能依止とは現在の識が前刹那の過去の意根に依止すること。

【八】有行相は行は行解の義にして心王は了別し、受は領納して受け込み、想は像を取る等のかくの如き行解をなしゆくの義を行相といふ。

【九】實疎に據るに、能緣の心法が所緣の境の品類の異なるに於いて行解の心の上に、品質の相を起す、こは恰も鏡の物類を照すに、鏡面の上に種種の像の差別の相

諸の餘の有情は皆、擇滅を成す。

決定して、虚空を成就すること有ることなきが故に、虚空に於いては得有りと言はず。得無きを以ての故に、非得も亦、無し。

宗に得と非得とは、相翻して立つと明すが故に。

諸の得有る者は、亦、非得有り。「其の」義は准じて知るべきが故に別に釋せず。

何に緣りて、別物ありて得と名くと知るや。

契經に説くが故に、契經に言ふが如し、「聖者は彼の十無學法に於いて、生に以り得に以り、成就に以る故に、已に五支を斷ず」と。乃至、廣く説けり。

若し爾らば、「誓に自相續に局らず」、非情及び他相續をも亦、應に成就すべし。

所以は何ん。

契經に説けるが故に。契經に説くが如し、「苾芻當に知るべし、轉輪王あり、七寶を成就す……」と。乃至、廣く説く。

此の中には、自在なるを説きて成就すと名く。謂はく、轉輪王は彼の七寶に於いて自在の力あればなり。樂に隨つて轉するが故に。

此れ、既に自在を説きて成就と名くるならば、餘は復、何に因りて別物有りと知るや。

何の無別體説を取るが故に、かく別體無しと斷じ、次ぎに別體なき心の宛細即ち上下の法が、俱時に起るべきこともなきが故に、尋何の一心相應論は道理と成ると説けるなり。

【三七】果して然らば、一心中に如何んぞ尋、何の二法相應すと言ふを得んやの義。

【三八】契經云云。中阿含五十八、法樂尼經に曰く、「初禪有五支、覺(尋)觀(伺)喜、樂、一心(心一境)定心所。是謂初禪有五支云云」とあり。(大正一、七八八頁參照)。

【三九】北方所傳にては、かく尋何を單なる宛細の區別とすれど、南方の阿毘達磨にては、尋とは、心外の境に向ふ作用にて、伺とはその外の境を心内にて觀察する作用なりと説明せり。蓋し此方が明瞭なる區別なるべし。

【四〇】吾身の嬌麗なること、勇氣あること、乃至吾身の行法等を理由としてなり。

【四一】此の義は染汚の喜を憍となす。乍併是は毘婆沙師の許さざる所なり、何となれば、喜は第二定を以て終極となすも、憍は三界に通ずとすればなり。

【四二】心王即ち心意識の三者の關係に就きては婆沙七二、(毘婆沙十、二三四頁以下)參照。五義平等に關しては、婆沙一六(毘婆沙七、三一二頁)等、尙舊譯卷三、一八〇頁下、正理卷十一、光記四、八三頁中以下參照のこと。

【四三】想は名と同じ。名を緣じて心に像どるが故に。

【四四】(34) cittaṃ mano [Itu] yijānam okāraṇam, cittaṃvivaṇṇaṃ saṃparyuktas ca jaggallā.

舊譯

心王即ち心意識の三者の關係に就きては婆沙七二、(毘婆沙十、二三四頁以下)參照。五義平等に關しては、婆沙一六(毘婆沙七、三一二頁)等、尙舊譯卷三、一八〇頁下、正理卷十一、光記四、八三頁中以下參照のこと。

【四三】想は名と同じ。名を緣じて心に像どるが故に。

【四四】(34) cittaṃ mano [Itu] yijānam okāraṇam, cittaṃvivaṇṇaṃ saṃparyuktas ca jaggallā.

舊譯

心王即ち心意識の三者の關係に就きては婆沙七二、(毘婆沙十、二三四頁以下)參照。五義平等に關しては、婆沙一六(毘婆沙七、三一二頁)等、尙舊譯卷三、一八〇頁下、正理卷十一、光記四、八三頁中以下參照のこと。

【四三】想は名と同じ。名を緣じて心に像どるが故に。

【四四】(34) cittaṃ mano [Itu] yijānam okāraṇam, cittaṃvivaṇṇaṃ saṃparyuktas ca jaggallā.

舊譯

中に於いて、且らく得と非得との相を辯すべし。

頌に曰はく、

(36) 得は謂はく、獲と成就となり。非得は此れと相違す。

得と非得とは、唯、自相續と二滅とに於いてす。

得の二種  
獲と成就

論じて曰はく、得に二種あり。一には未だ得せざる〔を今獲る〕と、<sup>二五三</sup>已に失へるを今、獲るとなり、二には得し已りて

失はざる〔所謂〕成就なり。

非得

得・非得と諸  
法との關係

應に知るべし、<sup>二五五</sup>非得は此れと相違することを。何れの法の中に於いて得と非得と有りや。<sup>二五五</sup>自相續と及び二滅との中に於いてのみあり。

有爲法と得非

謂はく、有爲の法にして、若し自相續の中に<sup>二五七</sup>墮在すること有らば、得・非得あり、他相續には非ず。他身の法を成就すること有ること無きが故に。〔又〕<sup>二五八</sup>非相續にも非ず。非情の法を成就

すること有ること無きが故に。

且らく有爲の法は決定して是の如し。

無爲の法の中には、唯、<sup>二五九</sup>二滅に於いてのみ得非得あり。

得無爲法と得非

一切の有情にして、<sup>二六〇</sup>非擇滅を成就せざる者無し。故に、<sup>二六一</sup>對法の中に傳説することは是の如し。誰か<sup>二六二</sup>無漏法を成ずるや。謂

はく、一切の有情なりと。

初刹那の具縛の聖者と及び<sup>二六四</sup>餘の一切の具縛の異生とを除く

分別根本品第二の二

しと主張するなり、此に對して世親は婆沙論の譬喩師、光寶の所謂經部師の所説に朋しながらその二説の何れをも否定し此等の二法は定めて一心に相應すと執す可らずと言へり。

次に慢と憍とは又對觀上即ち相待關係上の差別にして共に自ら高擧する物なれども、慢は他に對して自ら高擧する場合を云ひ、憍は一般に自法即ちいはば、ひとりえらがりして、自己に染著し高擧し思ひ上る義なり。對者に關せざるものをいふ。

【三】又云云。若し汝は、尋は心の麗なる因、何は心の細なる因と云ふことを許すが故に失なしと云ふならば、更に下の如きの難ありとの意味なり。即ち三界九地相望すれば、下地は麗にして上地は細なり。又煩惱の根本差別に下中上あり。其の各地の煩惱の中、上は麗にして、下は細なり。是れと相違して、總も亦た欲界より有頂に至る九地の各各に麗細の別ありとすべし。然らば九地にも、煩惱と總との品別にも、等しく三界に通じて麗細ありとすべしとなり。

何んとならば、有頂即ち非想非非想定地は下地に對せば細なるも、其の地の滅盡定に對せば麗なるが故なり。而も、前節第二項に於て有部は初禪以上に尋伺なしと言へり、此の矛盾をいかに解決すべきやとなり。

【三二】又、單に麗細といふ作用の比較を以て尋、伺とするならば、別に尋、伺といふ體類なきことにならんとすべし。

【三三】有るが云云は經部師(釋友)。

【三四】行(āraṃbhāṅga)。釋友に言ふ能等起者の義光記に所謂の因の義なり。

【三五】契經。雜阿含廿一第五六八經(大正二、一五〇頁上、中)參照。

【三六】然るに云云とは、世親は譬喩師の説の如く、尋



心所の和合する所以五義平等

何の義に依るが故に、等しく和合すと名くるや。五義有るが故なり。謂はく、心・心所は五義平等の故に相應すと説く。<sup>二四三</sup>所依<sup>二四四</sup>・<sup>二四五</sup>所縁<sup>二四六</sup>・<sup>二四七</sup>行相<sup>二四八</sup>・<sup>二四九</sup>時<sup>二五〇</sup>・<sup>二五一</sup>事の皆、平等なるが故なり。

〔中に於いて〕<sup>二五二</sup>事平等とは、一の相應の中には、心の體のなるが如く、諸の心所法も各各亦、爾なるをいふなり。

### 第六章 心不相應行法

#### 第一節 心不相應行法とは何ぞ

心不相應行法

已に、心心所の廣分別の義を説きつ。<sup>二五三</sup>心不相應行とは、何者か是なるや。<sup>二五四</sup>頌に曰はく、

(35) 心不相應行とは、得と非得と同分と、無想と二定と、

(36) 命と相と、名身等との類なり。

論じて曰はく、是の如き諸法は、心とも相應せず、色等の性にも非ずして行蘊の所攝なり。是の故に心不相應行と名く。

#### 第二節 得と非得

の義なるべきこと蓋し疑ふ可らず。

【二六】補特伽羅(Preterita)とは人の義。

【二七】信と慚とは、愛は信を體とし敬は慚を體とする、而して今は、十大善地法中に攝せらるる名を以て呼ぶ必要あるが故に、愛と敬との代りに、信と慚とを以て呼べるなり。

【二八】補特伽羅云とは欲色界には色身あり、其の間に尊卑あり、相貌の顯はるるものがあるが故に、相望みて愛あり敬あるなり、勿論無色界にも無色の有情あるを以て補特伽羅無きに非ざるも色身無く、相貌等の顯色なきが故に補特伽羅を縁じて愛敬心を起すこと無しとなり。

【二九】尋何に就きては婆沙四二、慢と憍に關しては、婆沙四三(毘婆沙九の夫々の節を見よ)及び、舊譯卷三、一八〇頁中、正理卷第十一、光記四。八二頁中以下参照。

【三〇】(33) vīharavīkārānūdhāryasulkaṃate,

mānu tinnatī,

medaḥ svadharmaraktasya

pariyādamānī tu oekasāp.

舊譯

覺觀謂龐細、心高説爲慢、

醉愛者自法、心起變異亂。

類似心所の相互の差別を説く中の第二にして、尋、何及び憍、慢の區別を説く。尋、何の二は心の龐と細とによりて分つものなるが、その相並びて一心中に俱起することに關しては毘婆沙師の中に異説有り。一師は熟酥を水上に浮べて日光に照らす時、釋けもやらず凝りもせざるが如く二心相應すと説き、又一師は尋、何は言語の因にして、その因たる心の働の中に於いて各別法を有して細なるを伺、龐なるを尋と名くと説く。兩師共に別物なる心所は一心中に相應すること差支へな

然も心と心所とは、契經の中に於いて、義に隨つて種種の名想を建立せり。今當に此の名義の差別を辯すべし。

頌に曰はく、

(34) 心と意と識とは體一なり。心・心所は有依と、

有縁と有行相と、相應となり。義に五有り。

論じて曰はく、集起の故に心と名け、思量の故に意と名

け、了別の故に識と名く。

復、有るが釋して言はく、「淨不淨の界あり、種種に差別する

が故に名けて心と爲す。即ち此〔の心〕は他の爲めに所依止と作

るが故に名けて意と爲し、能依止と作るが故に名けて識と爲

す。故に心と意と識との三名は詮はず所の義に異有りと雖も體

は是れ一なり」と。

### 心と心所の關

心と意と識との三名の詮はず所の義は異なるも、體の一なるが如く、諸の心と心所を有所依〔有〕所縁〔有〕行相・相應と名くすることも亦、爾く名義は殊なりと雖も、而も體は是れ一なり。謂はく、心・心所を皆、有所依〔sambhava〕と名く、所依の根に託するが故に、或は有所縁〔sambhava〕と名く、所縁の境を取るが故に、或は有行相〔saktāra〕と名く、即ち所縁の品類を差別するに於いて、等しく行相を起すが故に、或は相應〔sampratyakā〕と名く、等しく和合するが故に。

分別根本品第11章11

### 異說

### 心・意・識の義

の義なりとあれば無慚と無愧とが異なる義を顯はすとすは面白からざるを以て、此の二語ともに恥無きと云ふ義に解して釋を試みたるなり。

【二八】此の二が云云。此の無慚と無愧とが一時に俱起して別別に自と他とを觀ずと言ふ意には非ず。自を觀ずる心は他を觀ずる時に自ら伴ひて有り。他を觀ずる心は自を觀ずる時にも亦あるも、而も自分を觀ずる時に作用勝るる無恥を無慚といふ、但し自を觀ずる時、亦、無愧と稱すべきものもありと雖も其の用劣るが故に作用の勝るに約して此の時の無恥を無慚と言ふなり。他を觀ずる時に増勝せる無恥を無愧と名くる場合も亦同じの意。

【二九】體は云云。法性を信じ、有徳の士を信じ及び、その上に徳を愛し好む義有るが故に愛樂の體は信なりとせるなり。

【三〇】滅道を忍許するが故に信あり、之を有信といふ。無漏の法は愛樂すべきものたるが故に、愛あり、之は有愛ともいふ。故に滅道は信と愛とに通ずるなり。

【三一】有るが説く云云。此の師は信は愛の因と説くものなり。通例、この説を不正義と許するも、稱友に依れば論主の説となせり。

【三二】體は云云。例へば、苦集二諦を緣じて心に恐れ懼りて惡事を慎むが故に慚なり。

【三三】苦集は有漏の因果の可厭の法なる故に尊敬する心無し。故に敬に非ずとなり。

【三四】滅道は無漏の法にして心に恐れ尊敬するが故に心に慚し自ら敬するなり。

【三五】有るが説く云云。之も敬は因、慚は果と、因果關係を以つて見る説なり。之も不正義とすれども、先の愛説に於ける稱友の釋意より推すに、此れ亦た論主

毘婆沙師經文  
にて反難

世親經を通ず

慢と憍

異説

上下有るが故に。是れに由りて應に知るべし尋・伺の二法は、  
定んで一心に相應すと執す可からざることを。

若し爾らば、云何んぞ契經の中に初靜慮に於いて、「五支を  
具足す」と説くや。

五支を具すとの言は、一地〔の前後〕に就きて説くものにして  
一刹那には非ざるが故に、過有ること無し。

是の如く、已に尋と伺との差別を説きつ。

慢と憍との別とは、慢は謂はく、他に對して心の自ら擧がる  
性なり。自と他との徳類の差別を稱量して、心自ら擧げし、他  
を凌擡するが故に、名けて慢と爲す。

憍は、謂はく、自法に染著するを先きとし心をして、傲逸  
にして願る所無からしむる性なり。

有る餘師の説く、「酒に因りて生ずる欣擧の差別を、説いて名  
けて酔と爲すが如く、是の如く貪より生ずる欣擧の差別を、説  
いて名けて憍と爲す」と。

是れは、謂はく、慢と憍との差別の相なり。

### 第九節 心心所法の異名

是の如く已に諸の心と心所との品類の不同と俱生と異相とを  
説きつ。

敬重の意にして慙を體とするに於いて相異なる。  
而して俱舍に従へば此愛敬の二は唯欲色にのみ有り  
て、無色には非ずと。

【九六】 以下、無慚・無愧の初釋なり、此の中、諸の功徳  
(guṇa)とは戒定慧三學のこと。

【九七】 有徳の者 (Sampunnā) とは師長の謂。忌難 (pratisā  
ra) とは恐れ懼ること。

【九八】 隨屬 (Dharmya-vastvartī) とは弟子の體を成す  
こと。

【九九】 敵對云云は唯だ恭敬の無きを無慚と云ふに非ず  
して別に體あり、敬愼に對應するものなることを示す。

【一〇〇】 善士 (Sattva) とは佛菩薩聲聞等のこと。

【一〇一】 見ずとは次に問答もあれど心で見ずとの謂な  
り。

【一〇二】 非愛の果云云。未來地獄の責苦を受くるぞと聞  
きて、現在に怖を生ずる意。

【一〇三】 光記によるに智慧とは茲にては特に慧を體とす  
る見とせり、惡果を見て、知りながら怖れざる故に邪  
見に攝すとするなり。

【一〇四】 彼の怖を見ず云云。怖しき果を感ずることを知  
らねことなるが故に無明のことになるといふ意。

【一〇五】 此の不見怖の言は邪見たる智慧又は不見たる無  
明を顯すに非ずとなり。

【一〇六】 因。此の因を順正理論には隣近因と云ふ。未來  
の惡果を何とも思はぬ無愧の隨煩惱より、遂には因果  
撥無の邪見等を生じ因果の道理に昏き無明を引起し現  
行せしむるが故なり。

【一〇七】 有る餘師云云。此は、慚愧に關する第二種なり  
曰く、無慚 (atītiṣṭha) の語は慚 (hrī) であ動詞より來  
り、無愧 (anaṅkatītiṣṭha) の語は愧 (traṇ) であ動詞  
より來り、梵語にては (hrī) (traṇ) 俱に兼取 (Lajjā)



れ「凝釋に非ざるが如けん。

又、<sup>三三</sup> 龜細の性は相待して立つるものなるをもつて「二」界「九」

地と「四」類との別ありて、上下相形じ乃至有頂までも應に尋伺

有るべし。

又、<sup>三三</sup> 龜細の性には、別の體類無ければ、之れに依りて以て

尋・伺を別つべからざらん。

復、<sup>三三</sup> 有るが釋して言はく、「尋と伺との二法は是れ語言の

行なり。故に、<sup>三三</sup> 契經に言はく、「要らず尋伺有りて方に語言

有り」と。尋・伺無くして此の語言の行あるに非ず。「その」龜

なる者を尋と名け、細なる者を伺と名くるなり。一心の内に於

して、別法は是は龜にして別法は是は細なり。理に於いて何ぞ

違はんや」と。

若し別の體類有りとなれば、理として實に違ふことなからん。

然るに別の體類無きが故に、<sup>三三</sup> 違理を成ず。一の體類の中に上

下「二」の俱時に起る容きこと無きが故に。

若し「此の二の」體類亦、差別有りと言はば、應に體類の別相

云何を説くべきや。

此の二の體類の別相は説き難し。但、上下に由りてのみ其の

別相を顯はすなり。

上下に由りて、能く別相を顯はすに非ず。一一の類の中に、

世親再び難す

毘婆沙師答

毘婆沙師第二

世親難す

分別根本品第二〇二

【八八】大梵(Mahāvān)。

【八九】自在(Īśvara)とは一切世間を統攝して悉く自意

志のままに支配し得ると。

【九〇】作者(Gaṇṭhī)とは、器世間を作るものとの意。

【九一】化者(Gaṇṭhī)とは、有情世間を化作するもの。

【九二】生者(Gaṇṭhī)とは一切を生み出すもの。

【九三】養者(Gaṇṭhī)とは能く有情世間を養育する者の義

なり。

【九四】無慚と無愧とに關しては、婆沙三四慚愧に關し

ては、婆沙二五(以上毘婆沙部八、二四一頁以下)、愛と敬

とに關しては、婆沙二九(毘婆沙部八、一三一頁)及び舊

譯卷三、一八〇頁上、正理卷十一、光記四、八一頁中以

下參照すべし。

【九五】(32) ahir agaurā, avadye

’bhayadāsthyam atropā,

prema śāradhā, guruvāṇ

hrīḥ, ubhāvāṇ kāmārūpeyoh.

舊譯——

無羞不重德、非諱不見怖、

無慚樂名信、重羞敬色有。

今は上に明し來れる諸の心所の内、相互に相似て分別

困難又は紛れ易きものを簡び來つてその區別を明す。

先づこの中にありて無慚と無愧とを比ぶるに共に自己

の無恥なる態度に於いては一致するも、無慚は功德の

法を尊敬せず、又は有徳の人を崇重大切にせずといふ

他に對する自己の無恥に約していひ、無愧は自己の運

命等一般に自己に對する自己の無恥を言ひて、善士即

ち佛菩薩の厭ひ忌む所の惡を作り、未來に三惡道の苦

を受くと聞くとも敢へて怖畏することなきが如きとい

ふ。次に愛と敬とは共に他に對する態度なるに於いて

一致するも、愛は信樂の義にして、信を體とし、敬は

答

愛と敬とに二あり。謂はく、法と補特伽羅とを縁するものなり。法を縁する愛と敬とは三界に通じてあり。「然るに」此の中の意は、<sup>二七</sup>補特伽羅を縁する者を説くが故に、欲・色〔二界〕には有れども、無色界には無きなり。

第二項 尋と伺並に慢と憍とに就きて

是の如く、已に愛と敬との差別を説きつ。

尋と伺と、慢と憍との差別は如何。

頌に曰はく、

(33) 尋と伺とは心の麁と細となり。 慢は他に對して心舉り、

憍は自の法を染するに由りて、心高くして顧る所無し。

尋 伺

論じて曰はく、尋と伺とは、謂はく、心の麁と細となり。心の麁なる性を尋と名け、心の細なる性を伺と名く。

云何んぞ、此の二は一心に相應するや。

有るが是の釋を作す。「謂はく」冷水の上に浮ぶるに熟酥を以

てするに、上は烈しき日光に照觸せられて、酥は水と日とに因

りて釋くるにも非ず凝るにも非ざるが如く、是の如く一心に尋

有り伺有り、心は尋と伺とに由りて遍く細とも麁ともなるにあ

らず。故に、一心に於いて俱に作用あるなり」と。

世親雜す

若し爾らば、尋と伺とは、是れ麁と細との因にして、麁・細の體に非ざること、水と日の光とは是れ凝釋の因にして、體、ハ是

一八二

なるを以て、上界に憂根無きが故に惡作も無し。

【八〇】 瞋眠は段食の性なり。上界には段食無きが故に又睡眠無し。

【八一】 瞋煩惱。上界は凡べて定に調されて心身和らげる故に瞋等不善法無し。

【八二】 中間靜慮とは、初禪二禪との間に於て大梵天處なり。上地は漸に微細にして災患を離るる故に中間定には尋を、第二禪には伺を除く。(災患とは八災患の謂にして尋伺は其中の二なればなり、八災患につきては此の論二十八參照)。

【八三】 經とは正法念經第三十三卷(大正一七、一九三頁)に、「諸曲一法通於欲界及於梵」とあるをさす。

【八四】 初禪天は、梵衆天と梵輔天と大梵の處在する所にして總じて之を大梵王を中心とする梵天と稱す、大梵王之を總ぶ。この間に王と輔臣と民衆との別あり、自ら上下尊卑の別を形造る。而して、彼等にかかる階級的差別により秩序を保ち互に相依止する所あり。而も大梵王の如き上なるものは下なるものに次下に説くが如き詔心、誑心を以て臨むことありとせらる。二禪以上(上地)にては王臣の別無きが故に詔誑無しとなり。

【八五】 大梵王云々の因縁は長阿含十六堅固經。(大正一、一〇二頁上) 娑沙一百二十九(毘婆沙十三、二七九頁)參照。以下の大梵が梵衆中にて馬勝比丘に語りしことが即ち詔誑言とせらるるなり。

【八六】 馬勝(Māstika)。最初の佛弟子たる五比丘の一人なり。

【八七】 盡滅して餘無しとは此の欲界色界の能造の四大種が、盡く滅じて餘りなく煩惱の繫縛を離ること。左身誠智の意には非ず。而して其の所謂無餘滅位は第四定の煩惱を斷盡する位なり。

敬

先きと爲すによりて、方に愛樂を生ず。故に愛は信に非ず」と。  
敬とは、謂はく、敬重なり。<sup>三三</sup>體は即ち是れ慚なり。前に慚を  
解くが如し。謂はく、敬あり…等と。

敬と慚との關

慚にして、敬に非ざる有り。謂はく、苦集を緣する慚なり。  
慚と敬とに通ずる有り。謂はく、<sup>三四</sup>滅道を緣する慚なり。

別解

有るが説く、「敬は崇重する所あり。此れを先とするに由りて、  
方に慚恥を生ず。故に敬は慚に非ず」と。

愛敬の有無に關する分別

所緣の境たる <sup>三五</sup>補特伽羅に望めて、愛敬の有無につき應に四  
句を作るべし。

人に約す

愛有りて敬無きあり。謂はく、妻子と共住するものと門人と  
等に於けるものなり。

敬有りて愛無きあり。謂はく、他の師と有徳の貴人等とに於  
けるものなり。

愛有り敬有るあり。謂はく、自の師と父母伯叔等とに於ける  
ものなり。

愛も無く敬もなきあり。謂はく、前の三相を除けるなり。

是の如き愛と敬とは、欲・色〔二〕界にのみ有りて、無色界に  
は無し。

豈に、<sup>三七</sup>信と慚とは、大善地法なれば、無色〔界〕に亦、有る  
にあらずや。

雜

界繫に約す

分別根本品第二の二

idyo dhyāno na maṇṭy, abhī  
dhyānānhes vīraśas oṃ  
vīraśas oṃ aḥ pama.

舊譯

惡作睡諸惡於三初定一皆無、於三定一無覺、過此  
又無觀。

上二界の中、色界初禪には憚と、無慚・無愧と、惡作と  
睡眠と忿・覆・慳・嫉と、憍・害・恨とは無し。詔・誑・憍  
〔長行の示す如し〕と、十大地法、十大善法、六煩惱地  
法・貪・慢・疑と尋伺とあり。

故に初禪の善の心品には二十二の心所俱生すれども、  
二十三の俱生すること無し〔惡作無きが故に〕。

不善の心品は初禪以上には凡べて無し〔不共無明及び  
凡ての見相應の如きも凡べて有覆無記にしてその俱生  
は初禪にては無慚無愧無きが故に凡て十八なり〕。

食等の煩惱の中にては瞋無きも餘の三有れば貪・慢・  
疑の心所俱生は上の十八に貪・慢・疑の隨一を加へて十  
九なり。

隨煩惱中、詔・誑・憍は十大地法と六大煩惱地法と尋伺  
と其等の隨一にて十九心所俱生なり。

無覆の俱生は十二なり。

次に靜慮中間にては、初禪より尋心所と詔と誑との二  
とを除きて、其の數を考ふべし、即ち善品は二十一、  
有覆無記なる不共及び相應無明品は十七、同じく貪・  
慢・疑は十八、隨煩惱たる憍も十八、無覆無記は十一な  
り。

次に二禪以上には何なきが故に、靜慮中間の夫々の數  
より皆更に一を除くべし。

上界には凡て、惡作及び睡眠なきが故に、此等の俱生  
は別説せざるなり。

【七九】惡作は隨憂行と稱し、憂根に隨從して起る心所



く。復、無恥有り、他を觀する時、増すを説きて無愧と爲すなり。

慚 愧

慚と愧との差別は、此〔の無慚無愧の二の釋〕に翻じて應に知るべし。謂く、初釋に翻じて敬有り崇有り忌難する所有り、隨屬する所有るを説いて名けて慚と爲し、罪に於いて怖を見るを、説いて名けて愧と爲す。第二の釋に翻じて、造る所の罪に於いて、自らに觀じて恥づること有るを、説いて名けて慚と爲し、他を觀じて恥づることあるを、説いて名けて愧と爲すなり。

已に無慚と無愧との差別を説きつ。

愛と敬との別とは、愛は謂はく、愛樂なり。體inonは即ち是れ信なり。

愛

二種の愛

然るに愛に二あり。一には、有染汚なると、二には、無染汚なるとなり。

信と愛との關係一四句分別

有染の〔愛〕とは、謂はく、貪なり。妻子等を愛するが如し。無染の〔愛〕とは、謂はく、信なり。師長等を愛するが如し。

信にして愛に非ざるものあり。謂はく、苦・集を緣する信なり。愛にして信に非ざるもの有り。謂はく、諸の染汚の愛なり。

信と愛とに通ずるものあり。謂はく、滅・道を緣する信なり。

信と愛とに非ざるものあり。謂はく、前の三相を除けるなり。

三 有るが説く。〔信〕とは、有德〔者〕を忍許することなり。此れを

【二六】 貪煩惱等は貪・瞋・慢・癡の四根本煩惱と、及び忿等の十纏六垢を言ふ。此の中、十纏とは無慚・無愧・嫉・慳・悔・眠・掉舉・憍沈・忿・覆、六垢とは、惱・害・恨・諂・誑・誑なり。如上諸惑と俱起相應する無明を相應無明といふ。

【二七】 不善の見とは五見の中の邪見、見取見、戒禁取見の三。五見の中唯此三のみ不善にして、身見、邊見の二は有覆無記なればなり。

【二八】 名は云云。俱生の二十の心所の名といふ意。即ち十大地法、六大煩惱地法、二大不善地法並に尋何の二十なり。

【二九】 慧の心所中には、見・智・忍の凡てを攝するを言ふ。

【三〇】 忿等も相應する隨煩惱とは無慚乃至、忿・覆等の十纏と惱等の六垢〔前註の如し〕とを言ふ。

【三一】 薩迦耶見とは梵語(sakkaya-ditthi)の音譯にして所謂有身見なり。

【三二】 前に釋すとは、見は十大地法中の慧の心所を體とするが故にと言へるを指す。

【三三】 外方の諸師(bahirdesakajin)とは迦濕彌羅(Kas-hmir)以外の土地の學者を指す。

【三四】 無記とは無覆無記なり。

外國師の説は、無覆無記の工巧處・異熟・通果心等に於いても、不作なるを追悔する心、已作なるを追悔する心、作すも未滿なるを追悔する心等を凡て、これ惡作なりと言はんとするものなり。

此の師の義大乘に通ず。

【三五】 一切の心品とは善、惡、無記。

【三六】 二十二とは善の心品。

【三七】 二十三とは善心に惡作の有るときなり。

【三八】 (31) Kamyapymiddhakkasāny

問

名く。此の中、怖の言は、非愛の果を顯はす。能く怖を生ずるが故なり。

「怖を見ず」との言は、何の義を顯はさんと欲するや。「罪を」見て怖れざるを、「怖を見ず」と名くと爲んや。彼の「罪果の」怖を見ざるを、「怖を見ず」と名くと爲んや。

若し爾らば、何の失ありやといはば、二、俱に過あり。若し見て怖れずとせば、應に智慧を顯はすべく、若し彼の怖を見ずとせば、應に無明を顯はすべければなり。

此の言は、見と不見とを顯はすにあらす。何が顯はさるるや。

此は法の是れ随煩惱にして、彼の「慧、無明の」二の因と爲るもの有り、「之を」説きて無愧と名くすることを顯はすなり。

有る餘師は説く、「造る所の罪に於いて、自ら觀じて恥づること無きを名けて無慚と曰ひ、他を觀じて恥づること無きを、説いて無愧と名く」と。

若し爾らば、此の二は、「自ら觀すると他を觀すると」所觀同じからざらん。云何にして俱起するや。

此の二が、一時に俱起して別して自他を觀するものなりとは説かず。

然るに無恥あり。自を觀する時、勝るるを説きて無慚と名

分別根本品第二の二

【二五】こは所依の法に約して、追悔の性を惡作と名くるの義を明すなり。

【二六】村邑の集會といふが如きは、村が集りて會するには非ずして村に住する人が集りて會するの意にして所依の處たる村に約して、能依の事たる人の集會を説けるなり。國土の集會も亦同じ。

【二七】果の體云云。惡作の事業が因となりて追悔生ず。故に惡悔の事業が因にして、追悔する心は果なり。而も此の追悔する心に惡作の名を附するは、果に因の名を附するものなり。

【二八】六觸處。六根のこと。六の觸の所依處の意。

【二九】宿作業とは宿世の善惡の作業なり。その作業を因として、六根の果有るに對し果たる六根に因たる宿世の業の名を與へて宿作業といふ。

【三〇】若し未だ云云。巴作の事業を追悔するを惡作と名くるは可なり。未作の業を追悔する時は惡作と言ひ得ざるに非ざるやとの意。更に詳しく言へば、若し己に所作あらば其の所作を境として、之を緣じて之に従ふが爲めの故に、名けて惡作と名くと説くべきも若し未だ作ざるものなれば、境とし緣ずべきものなきが故に之に従ふて惡作の名を立つることを得ざらんとの間なり。

【三一】善惡の不作と作云云。善に於いて作ざること、惡に於いて作せしことを追悔するは善の惡作となすなり。

【三二】此と相違する云云とは、善に於て作せしこと及び惡に於て作ざりしことを後悔するは不善の惡作なりとなり。

【三三】此の心品等。無明が他の諸惑と俱起せず、唯獨り起りて四諦の理に迷ふを云ふ。即ち自力起獨頭起の無明なり。

第八節 類似心所の差別

第一項 無慚と無愧及び慚と愧並に

愛と敬とに就きて

是の如く已に諸の界地の諸の心品の中に於て、心所の(俱生する)數量を説きたり。

今、次に、當に前に辯ずる所の諸の心所の中に於ける少分の差別を説くべし。

無慚と無愧と愛(Premanā)と敬(Gaurava)との差別は云何。頌に曰はく、

(32) 無慚と(無)愧とは、重ぜざると 罪に於いて怖を見ざるとなり。

愛と敬とは、謂はく、信と慚となり。唯、欲と色とに於いて有り。

論じて曰はく、此の中、無慚と無愧との別は、諸の功德及び有徳の者に於いて敬ふことなく、崇むること無く忌難かる所なく、隨屬する所無きを、説いて無慚と名く。即ち是れ恭敬が敵對する所の法なり。

諸の善士の爲めに訶厭せらるる所の法を説いて名けて罪となす。此の罪の中に於いて怖畏を見ざるものを説いて無愧と

ず十大地法と尋、何の二との十二心所俱生す。更に惡作、睡眠の善心を起し、或は不善の貪・瞋・慢・疑又は小煩惱地の忿等の隨一を生じ、或は無記の睡眠の心を生ずるが如き時は更に數を増して、善心に在りては二十三、不善心に在りては二十一、無記心に在りては有覆、無覆に由つて十九、十三の心所が相應俱起するなりとなり。

【五】不共無明(Asaṃbhava)とは、婆沙(卷三八、毘婆沙八、三一四頁)に、六説を掲ぐる中、ここにては其の第一説なる、自力にて起り餘の隨眠と相應して起るものに非ざる無明を不共無明と稱する説、及び第二説の、餘の隨眠と雜り起るに非ざる無明を不共無明と稱すとの説の意に取るべし。従つて共無明とは、他の煩惱とも相應するもの又は雜るものと解すべきなり。

【五】惡作とは、追悔の心所にして大乘にては「ヲサ」と讀み、小乘にては「アクサ」と讀む。前に善事をなさざりしを後に悔ゆるは善の惡作なるが、凡ての善心には必ずしも、この追悔あるにあらざるが故に有無不定なり。

婆沙三七(毘婆沙八二八九頁以下)參照。

【五】前に作せしこと、又は作さざりしことの惡しかりしといふ義。

【五】法とは惡作の事柄を緣じて追悔する心所法のこと。こは所緣に從つて名けし追悔の心所を、惡作と名けし所以を明すなり。

【五】空を緣ずる解脫門(sūnyakāṅghāna-vinokṣaṇamukha)はその體無漏定にして、空を以て所緣の境と爲す故に所緣に從つて空と云ふ。

【五】不淨の體は無貪なるも、之れも亦、所緣に從つて不淨と名く。



唯、「不善」とは、謂はく、<sup>一八一</sup>瞋煩惱と詔と誑とを除く。所の忿等（及び無慚と）<sup>一八〇</sup>愧となり。

「餘は、皆有り」とは、欲界に説けるが如し。

中間靜慮には、前に除く所のものを除きて又、更に尋をも除く。餘は皆、具に有り。

第二靜慮以上、乃至、無色界の中には、前に除く所のものを除き、又何等をも除く。

「等」とは、詔・誑を除くことを顯はす。餘は皆、前の如く具に有り。

特に、初禪に於ける詔・誑・在の論據

經に説く、「詔・誑の極は梵天に至る」と。<sup>一八二</sup>衆の相依るが故なり。上地には有ること無し。

大梵王、自の梵衆に處するを以て忽ちに馬勝苾芻に問はれて、<sup>一八三</sup>言はく、「此の四大種は當に何れの位に於いて、<sup>一八四</sup>盡滅して餘すこと無かるべきや」と。梵王無餘滅の位を知らず。便ち綺亂して答ふらく、「我れは此の梵衆に於いて、是れ、<sup>一八五</sup>大梵なり、自在なり、<sup>一八六</sup>作者なり、<sup>一八七</sup>化者なり、<sup>一八八</sup>生者なり、<sup>一八九</sup>養者なり、是れ一切の父なり」と。是の語を作し已つて、衆の外に「馬勝を」引き出して、詔言をもつて愧謝し、還つて佛に問はしめたるを以てなり。

再び諸法俱生論に歸りて、以下は特に、諸の心所法の俱生に就きて論述するより。

【二〇】(28) savitakavajjānāntā

kusale kammakāsi

dvāvipakāsi causthali,

kāntayyān adhiṅgaṃ kvaṇṇi.

善課

有覺有觀故、於欲界善心、

二十二心法、或處長惡作、

(29) āvāṅkhe tv akusale

dhīṣṭiyante ca vipassīhi,

kāśāsi caṅkarāhi

kaṅkarāyaṇi kāntayyānākaṅkavipassīhi.

於獨行惡心、見相應二十、

與四惡緣等、惡作二十一、

(30) Cūṭṭhe śīḍḍāṅāyanta

dvāśāyāṅge maṇḍi

middhāpi savaviruddhāvatā

vādi yātādhikāṃ bhāvot.

有覆心十八、餘無記十二、

睡眠不違故、若有唯此長。

以上述べ來れる諸の心所法と心王と俱起する相を述ぶる一段なり。

心に善、惡、無記の三あり、界繫に欲、色、無色の別有るが故に、之れ等考へ合せて之を略述せば次の如し。

欲界には善心の起る時は必ず十大地法、十大不善法と

等、何の二不定地法との二十二の心所俱生し。

又惡心の起る時は必ず十大地法と六大煩惱地法と二大

不善地法と、零、何との二十心所俱生す。

有覆無記心の起る時は必ず十大地法と六大煩惱地法と

等何との十八心所俱生し、無覆無記の心の起る時は必

無覆無記

外國師の惡作無記說

特に、睡眠の俱起の場合

餘の無記の無覆の心品に於いては、唯、十二の心所俱生すと許す。謂はく、十の大地法と並びに不定の尋伺となり。

外方の諸師は惡作をして亦、無記にも通ぜしめんと欲す。「從つて」此れと相應する「心」品に、便ち十三の心所有りて俱起すとせり。

應に知るべし、睡眠は前に説く所の一切の心品と皆、相違せざることを。善・不善・無記の「三」性に通ずるが故なり。隨つて何れの品にても、「睡眠」有れば即ち此れを増すと説く。謂はく、二十二は二十三に至り、若し二十三は二十四に至るなり。

不善と無記とは、例の如く應に知るべし。

第二項 色無色界の諸心所の俱生

已に欲界の心所の俱生するときの、諸の品の定量を説きつ。

當に上界を説くべし。

頌に曰はく、

(31) 初定には、不善と及び惡作と睡眠とを除く。

中定には、又、尋を除く、上には兼ねて伺等を除く。

論じて曰はく、初靜慮の中には、前に説く所の諸の心所法に於いて、唯、不善と惡作と睡眠とを除き、餘は皆、具に有り。

上二界存在の心所法初靜慮存在の

件以外のものは小煩惱地法たらざることをも示すなり但し、此等は後隨眠品に詳し。

【四三】無明と相應等。心所に隨從起、自力起の二種有り。隨從起とは、餘の貪等の煩惱に隨從して起るをいひ又相應起とも名く。自力起とは、全く獨立して起る心所なり、又自在起とも名く。今の小煩惱地法の十は、何れも自力起の煩惱にして、無明と相應する外の凡べて他の煩惱に俱起すること無し。

【四四】各別云云。又煩惱を時間的に分別せば并頭起と別頭起と有り。大煩惱地法に攝せらるゝ六種の如きは并頭して同時の俱存的に起るも、今の小煩惱地法は別頭起にして、同時に并起すること無しとの意。

【四五】隨煩惱 (upaklesa) とは貪・瞋・慢・無明・見・疑の六の根本煩惱に對していふ。第二次的意義及び功用ある煩惱に對して名く。此の論二十一卷法蘊足論 (Dharmasikandha-pada-sastra) 第九 (大正二六、四九五頁) を參照。

【四六】不定 (anityata) 或る時は善心又は染汚心と相應し、或る時は無記心と相應するが故なり。

【四七】惡作 (kandhya) は次下に説く。睡眠 (middha) に二十一卷參照。

【四八】等、伺 (vitarka, viarata) は此の卷の下に説く。阿婆沙四二 (毘婆沙九、一〇頁以下) を參照すべし。

【四九】等とは稱友に據れば、不樂 (arasa) 嗔伸缺款 (viripinika) 營憤 (tandri) 食不調性 (bhakti samut) 等の隨煩惱と、貪・瞋・慢・疑の煩惱を等取す。

光記に據れば、但、貪・瞋・慢・疑の四のみを等取すとせり。之に依りて、心所を四十六に限り、總じて有部の法數る七十五法なりと一般に稱せらるるに至れるなり。

【五〇】前卷第四卷第四章に於いて諸法の俱生論を述べしが、暫らく、心所論 (第五章) に移り居りしかば、今、

を説いて見と爲すが故に。

不善の見と相應する心と言ふは、謂はく、此の心の中に、或は邪見有り、或は見取〔見〕、或は戒禁取〔見〕有り。

四の不善の貪・瞋・慢・疑の煩惱の心品に於いては二十一の心所有りて俱生す。〔其の〕二十は不共〔心品〕の如く、〔之れに〕貪等の隨一を加ふるなり。

前に説く所の 忿等と相應する略煩惱品に於いても亦、二十一の心所俱生す。〔其の〕二十は不共の如く、〔之れに〕忿等の隨一を加ふ。

不善の惡作の相應する心品も亦、二十一の心所俱生す。謂はく、即ち惡作は第二十一なり。〔二十は前に説く所に准ず〕

略して、不善の不共及び見と相應する品の中には、唯、二十有り。餘の四煩惱及び隨煩惱と相應する品の中には二十一有ることとを説きつ。

若し無記の有覆の心品に於いては、唯、十八の心所有りて俱生す。謂はく、十の大地法と六の大煩惱地法と並びに二の不定一尋と伺とを謂ふ——となり。

欲界の無記の有覆の心とは、謂はく、薩迦耶見及び邊執見と相應するものなり。

此の中に、見を増さざるは應に知るべし。前に釋せるが如

分別根本品第二の二

【三】後にとは本論第八節にあると、今簡單に之を解すれば、徳を重ぜざるは無慚にして、罪を恐れざるを無愧といひ、或は内に省みて恥なきを無慚と云ひ、外に對して恥なきを無愧といふ。

【三】前の大不善地法といへるは、心の起る時、常に其の根柢として俱起するものを意味したるが、この小煩惱地法とは必然的に一切の染汚の法と俱起するにあらずして、必ず各別に起る煩惱をいふなり。

舊譯卷三、一七九頁上、正理卷第十一、光記四、七八頁中以下。

【三】(27) [Krodhopanāhāsihyerā-

pradāsamrāgsamāsarāh-

māyā mado vhiṅgaṭṭhi]

paritādesābhiniṅkaḥ.

舊譯

癡根諂嫉妬 根覆及慳恡

誑醉并逼惱 是十小惑地。

【四】小煩惱地法にも同じく十種あれど、その性質は大地法などと異り、必ず俱起することなし。

怨 (Krodha) 覆 (māraṅka)

慳 (mātsarya) 嫉 (Irṣyā)

惱 (pradāna) 害 (vhiṅgaṭṭhi)

根 (upanāha) 諂 (māyā)

誑 (sāhya) 逼 (mada)

【三】是の如き類法云云は、他の煩惱を簡びて、之等をのみ小煩惱地と稱する所以を列舉せるものなるが、光記に據るに、古徳は五義を以て、小煩惱地法の廢立を説すとせり。一は六識に通ぜざること、二は五蘊に通ぜざること、三は三性に通ぜざること、四は三界に通ぜざること、五は別頭起ることなり。此の五義及び本論の四義は共に小煩惱地法の特長を表し、此の條

一七五



應に知るべし、宿作業と名くることを説くが如し。

若し、未だ作さざる事を縁するときは、云何んが悪作と名くるや。  
未だ作さざる事に於いても亦、作の名を立つ。追悔して、「我れ

先きに是の如き事業を作さず、是れ我が悪作なり」と言ふが如し。  
何等の悪作を説いて名けて善と爲すや。

惡作の體

謂はく、善惡の不作と作との中に於て、心に追悔する性なり。

此れと相違するを名けて不善と爲す。  
此の二の惡作は、各善惡の二處に依りて起る。

不善心品の俱生不共無明

若し、不善の不共の心品に於いては、必ず二十の心所有りて俱生す。謂はく、十大地法・六大煩惱地法・二大不善地法、并びに二不定——尋と伺ふと謂ふ——となり。

何等をか名けて不共の心品と爲すや。

謂はく、此の心品は唯、無明のみ有りて、所餘の貪煩惱等有ること無ければなり。

不善の見相應心

不善の見と相應する心品に於いても亦、二十の心所ありて、俱生す。名は即ち前の不共品に説くが如し。見、増すが故に二十一有るには非ず。即ち十大地法の中に於いて、慧の用の差別

のある者は却て速に定を起す場合があり、即ち定に順ずるものなれば、その過輕きが故に、大煩惱地法中には説かずとなり。

【三】謂はく(Cetanā)とは、論主不信を表す。即ち論主は後の難を起さんととして、先づ彼の説を不信の意を表しつつ紹介せるなり。

【三】憎沈行は禪定を發し得べきも、掉擧行は然らざるが故に、憎沈行をば大煩惱地法の中に數へず、掉擧の方をば、その中に入れるといふ義。

【三】染汚法(憎沈)は淨定に隨順すべき理なし、憎沈、掉擧は俱に定を防ぐ、何ぞ定に隨順せんや而も。其の上憎沈と掉擧とは離るべからざるものにして、沈むものは、はしやぎ、はしやぐとは沈むといふ工合に表裏をなすものなれば、一を大煩惱地法に入れ、他を去るといふは不可なりとなり。

【三】増(ādhimātra)とは、偏勝の意なり。此の答意は、掉擧と憎沈との二は恒に俱行すと雖も、而も憎沈偏えに増す者を憎沈行と名け、掉擧行につきても同様に言ふべきなりと。

【三】婆沙卷第三五(毘曇部八、二四一頁)及び同上四二(毘曇部九、一六頁)、舊譯卷三、一七九頁上、正理卷第十一、光記四、七七頁下參照。

【三】(30g) *tv āhīkyam anupatropā.* *akusāle*

舊譯

若惡、及無羞無慚。

所謂大不善地法とは、一切不善心に俱起相應する心所法にして、之れには唯無慚無愧の二のみ有り。

因みに、大不善地法は、婆沙四二卷には五大不善地法として、無明・憎沈・掉擧・無慚・無愧を擧ぐ、無慚・無愧の二を大不善地とせしは、雜心論(卷二)よりなりとす。

欲界の五心品

論じて曰はく、且らく欲界の中の心品に五有り。謂はく、善は唯、一なり。不善には二有り。謂はく、不共無明と相應すると及び餘の煩惱等と相應するとなり。無記にも二有り。謂はく、有覆無記と及び無覆無記となり。

欲界善心の俱生

然るに、欲界の心には、定んで尋伺有るが故に、善の心品には、必ず二十二の心所が俱生す。謂はく、十大地法と十大善地法と及び不定の二(一)即ち尋と伺とを謂ふなり。

諸の善心は、皆、惡作有るに非ず、〔其の〕有る時には、數を増して二十三に至る。

惡作とは何ぞ、

一五三 惡所作の體を名けて惡作と爲す。

應に知るべし、此の中に惡作を緣する法を説いて惡作と名

くることを。謂はく、惡作を緣じて心に追悔する性なり。一五五 空を緣する解脫門を説いて名けて空と爲し、一五六 不淨を緣する無貪を説いて不淨と爲すが如し。

一五七 又、世間を見るに、所依の處に約して、能依の事を説くことあり。一切の一五八 村邑、國土、皆、來り集會すと云ふが如し。惡作は即ち是れ追悔の所依なるが故に、所依に約して説きて惡作と爲す。

又は、一五九 果の體に於いて假り因の名を立つ。此の一六〇 六觸處を

特に、惡作に就きて惡作の名義

分別根本品第二の二

【一六】 染汚の慧とは有身見、邊見、邪見等の惡見及び邪智をいふ。

【一七】 染汚の作意とは、如理に背きたる業を思ひ立つこと。

【一八】 染汚の勝解とは、曲つた解釋。

【一九】 四句等。婆沙論四十二卷(毘婆沙九、十六頁)參照。

【二〇】 第一句は大地法にして大煩惱地法に非ざるもの。

【二一】 第二句は大煩惱地法にして大地法に非ざるもの。

【二二】 第三句は大地法にして大煩惱地法なるもの。

【二三】 第四句はその何れにも非ざるもの。

【二四】 有るが執す云云。同じく婆沙四十二(毘婆沙九、十四頁)參照。此の説にては心亂といふ別個の大煩惱地の心所有りて、大地の染汚の邪等持とは獨立なりと説くものなり。

【二五】 彼れの四句云云。婆沙四十二(大正二七、二二〇頁上)に、「諸有の心亂をして(邪の)三摩地に非ざらしめんと欲する者彼は説く云云」とて、この有執の解釋に由る四句分別を擧ぐ、そは次の如し。

第一句有二六法、即前五種及三摩地。第二句亦有二六六法、謂前五及心亂第三句有二四法、謂前五中除心亂、第四句如二前説云云と。

【二六】 誰れに於いて云云。反語的言ひ方にして、我に過なし。何人に過ありとすべきや、結局、根本阿毘達磨の作者に過有りと言はざるを得ざるにあらざるやとなり。

【二七】 有るが云云。婆沙四十二(毘婆沙九、十六頁)。

【二八】 此れとは、大煩惱地法。その意は、昏沈は一切染汚心と相應して起るが故に、大煩惱地法の中に入れて在るべき筈なるも、此れは意の沈む煩惱にして、それ

「小」の意義

論じて曰はく、是の如き類の法は唯、修所斷にして、意識地にのみ起り、無明と相應し、各別に現行するが故に、名けて「小」煩惱地法と爲す。

此の法は後の、隨煩惱の中に當に廣く分別すべきが如し。是の如く已に五品の心心所を説きつ。

不定の心所  
復、此の餘の不定の心所なる、惡作・睡眠・尋・伺、等一四七の法有り。

第七節 心所法の俱生の數に就きて

第一項 欲界諸心所の俱生

此の中、應に説くべし。何れの心品に於てか、幾の心所ありて決定して俱生するや。

頌に曰はく、

(28) 欲には尋、伺あるが故に、善の心品の中に於いては、二十二の心所あり。有る時は惡作を増す。

(29) 不善の不共と 見とに俱なるものに於いては、唯、二十なり。

四つの煩惱と忿等と、惡作とは二十一なり。

(30) 有覆には十八有り。無覆には十二ありと許す。

睡眠は遍ねく違せず。若し有らば皆、一を増す。

入る心作用。

【07】對法云云とは、集異門足論(Samgati-pariyaya-samāhāra)十二(大正二六、四一六頁中)に曰く、

云何惛沈。答、所有身重性、心重性、身不調柔性、心不調柔性、身惛沈、心惛沈、善普慣悶、是名惛沈云云。及び發智論第二(大正二六、九二五頁中)を參照せよ。

【08】身受は五識相應の受を身受と名くるが如く、五識が昏くなりて用ふるを得ざるが故に身不堪忍といふとなり。

【09】掉舉(Suddhatya)は惛沈の逆にして心の騒ぎ立てて飛び上る煩惱。

【10】根本阿毘達磨とは、品類足論第二(大正二六、六九八頁下)

又、界身足論(Dhātukāya-pādeśhetra)。卷第一(大正二六、六一四頁中)及び大毘婆沙論卷四二(毘婆沙九、一五頁)但し、失念を忘念とせり參照。

【11】失念(Anaghi-samāpatti)。品類足論三(大正二六、七〇〇頁上)に曰く、「是虛念、空念、心外念性」と。

【12】心亂(Atkepa)。同上曰、心亂、心散、心流轉、心飄蕩、心不一起不住一緣。

【13】不知知(Asampajanya)とは、謂はく非理所引慧なり。

【14】非理の作意(ayoniso-manasikāra)とは、謂はく染汚の作意。

【15】邪勝解(mithiyadhimoṅga)とは、染汚の作意に相應する心の正・已・當三時の勝解なり。

【16】天愛(Devañam piya)とは、人を嘲弄する言。愚直或は鈍物と云ふ義。

【17】言至とは、言の上を知りて意を知らぬといふ意。【18】前節の終りを見よ。【19】等持(samāhi)とは、定に同じ。三摩地のこと。



大不善法の地なれば、大不善地と名く。

此の中、若し法が大不善地の所有ならば大不善地法と名く。

謂はく、法の恒に不善心に於いて有るなり。

彼の法は、是れ何ぞ。

頌に曰はく、

(26) 唯、不善心に遍するは、無慚と及び無愧となり。

論じて曰はく、唯、二つの心所のみ、但、一切の不善心と俱なり

謂はく、無慚(akrikyā)〔無〕愧(amanatāpyā)なり。故に唯、二

種のみ、此の地の法と名く。

此の二つの法の相は、後に當に辯すべきが如し。

### 第六節 小煩惱地法

#### 小煩惱地法

是の如く、已に大不善地法を説きつ。

小煩惱地の地なれば、小煩惱地と名く。

此の中、若し法が小煩惱地の所有ならば、小煩惱地法と名く。

謂はく、法にして少分の染汚の心と俱なるものなり。

此の法は、是れ何ぞ。

頌に曰はく、

(27) 忿と覆と慳と嫉と惱と、害と恨と諂と誑と、

是の如きの類を名けて、小煩惱地法と爲す。

婆沙卷四二(毘曇部九、一五頁以下)舊譯卷第三、一七八頁下、正理卷第十一、光記四、七七頁上——參照。

【九七】(26a) [amohā, pramāṅkā, kramādyam]

asradhāyam, sīyānam uddhātāpī sarvāni kīṣikā,

舊譯

癡放逸解怠 無信無安擇  
恆在染

大煩惱地法とは、癡・放逸・解怠・不信・昏沈・掉舉の六を攝し、一切染心に遍く俱起する心作用を爲す法なり。

【九六】癡(avidyā)とは、總じて言へば愚癡なり、如理の解を障え辯了の相なきを言ふ、更に此を大別して、見惑即ち迷理の癡と修惑即ち迷事の癡とす。更に之を他より分ては四諦の道理に迷ひ(即ち親迷)且つ親しく四諦に迷へる惑を緣じて起る煩惱(即ち重迷)など

といはれ、一切雜染の所依となる心作用なり。

【九七】無明(avidyā)。明は知明の義。無明とは、智慧眼の間になりて暗中に色を見る如く事理の明ならぬこと。

【九八】無智(ajñāna)とは、智は審決の義にして、無智とは、明に決擇し得ざること。

【九九】無顯とは、愚癡が一切事理の境を皆隠して顯はさぬが故にかく名く。

【一〇〇】放逸(pramāda)とは、心散漫にして、諸の善法を修せぬこと。

【一〇一】所對治(vipakṣa)とは、單に修の無きのみならずして、善法を修することによりて對治せらるる法即ち別法なることを示す。

【一〇二】解怠(kramādyam)とは、善事に怠りて而も惑に勇む心。

【一〇三】不信(asradhāya)とは信の反對。

【一〇四】昏沈(sīyāna)とは、心が眞闇になりて心の沈み

異説

悟沈と大煩惱地法

有人説

世親難

有人答

世親再破

結成文

大不善地法

第四句は謂はく、前の「諸」相を除くものをいふ。

有るが執すらく邪の等持は即ち是れ心亂に非すと。

彼れの四句を作るや此れと同じからず。

又、悟沈は通じて一切の煩惱と相應すと許して、「而も」大煩惱地法に在りと説かざるは、誰に於いて過ありや。

有るが是の言を作す。「應に説いて此れに在るべし。而も」

論に」説かざるは等持に順するが故なり」と。彼れの謂はく、

諸有の悟沈行は速かに等持を發するも、掉舉行は非ざればなり。

誰れか悟沈行にして掉舉行にあらざるものありや。誰れか掉

舉行にして悟沈行に非ざるものありや。此の二は未だ嘗て俱行

せずんばあらざるが故に。

爾りと雖も應に知るべし、増に隨つて行を説く。

行を説くは用の偏増に隨ふと知ると雖も、而も體有るに依り

て地法を建立す。

故に此の地法の唯、六なる義成す。此れ「等」は唯、染心に遍

じて俱起し、餘には非ざるが故に「大煩惱地法と名くるなり」。

第五節 大不善地法

是の如く、已に大煩惱地法を説きつ。

【八七】 若し爾らばとは、此の作意と捨とが全然反對せる用ならば二者相應して、同一の境を緣するべからざらん。

【八八】 一切皆云云とは、若し兩用全然別にして而も相應すと説くならば行相の全然違ひし餘の貪、瞋等も皆、互に相應すべしとの難意なり。

【八九】 作意と捨との如く、種類の異なるもの互に相應すと云ふは他にも其の例あり、例せば、種種の心所の相互相應するもの中、行解同じからざるも、互に相應し、一心に於いて相應するものあり、等と例、又は受と想と等の如し。又、或は行解も同じからず、又、互に相應するにも非ず、一心に起るにも非ざるものあり。貪瞋等の如し。作意と捨とは此等の理趣に應じて理解すべく、故に、皆、一切の心所に互に相應するならんと言ふ難をなすべからずとなり。蓋し注意作用は、あらゆる精神活動の根柢なるを以て、修養による大放心なる捨心の如きも亦、之と矛盾するものにあらざるを言ひしものと解すべし。

【九〇】 慚(Cari) 愧(Capatsyapa)のことは本章第八節の無慚無愧を述する序いでに説く。

【九一】 無貪(Ardha)とは、諸境界に愛染すること無きの性にして貪と相違し、無瞋(Ardha)とは情と非情とに於いて毒害する無きの性をいひ、瞋と相違す。

【九二】 不善(Uttara)は釋に非過愆と稱す。その釋文は「他を過損するを欲せざる」と有り。

【九三】 勤(Cirya)と不放逸との區別は、不放逸は善事に專注するに對し、勤は善事に於て勇悍なるにあり。即ち惡を勤斷し、善を勤修して、退すること無き義なり。懈怠と相違す。

【九四】 いかなる煩惱心の起る時にも必ず其の根柢として俱起する心所を大煩惱地法といふ。





大煩惱法の地なれば大煩惱地と名く。

此の中にて若し法が大煩惱地の所有ならば、大煩惱地法と名く。謂はく、法の恒に染汚心に於いて有るものなり。

彼の法は是れ何ぞ。

頌に曰はく、

(26) 癡と逸と怠と不信と、悟と掉とは恒に唯、染のみなり。

論じて曰はく、此の中「癡」は所謂愚癡なり、即ち是れ無

明なり、無智なり、無顯なり。

「逸」は謂はく、放逸なり。諸の善を修せざるなり、是れは諸

善を修する「不放逸の」所對治の法なり。

「怠」は謂はく、懈怠なり。心の勇悍ならざるなり。是れは前

に説く所の勤が所對治なり。

「不信」は謂はく、心の澄淨ならざるなり。是れは前に説く所

の信の所對治なり。

「悟」は謂はく、悟沈なり。對法の中に説く、

「云何が悟沈なる。謂はく、身の重き性、心の重き性、身の

堪任なき性、心の堪任なき性、身の悟沈の性、心の悟沈の性な

るを、是れ悟沈と名く」と。

此れは是れ心所なり。如何んが身と名くるや。

身受の言の如し。故に亦、失無し。

現行する心所法にして、之れに攝するに十種あり、その一一の相は長行に詳し。

【六七】 信 (Saddhā) とは心理的に言へば心を清淨ならしむる作用にして、教會的に言へば、佛陀の教を信認して疑はざる作用なり。

【六八】 三寶 (Tiratana) とは佛・法・僧なり。

【六九】 不放逸 (Appamāda) とは專念に善法を修する作用。

【七〇】 餘部の經とは、增壹阿含四 (大正二、五六三頁下) に曰く、「云何が無放逸行、所謂、護心也」とあり。

【七一】 輕安 (Pīyasetthi) とは、輕利安適の義にして心安らかに、善法に堪ふるの作用なり、舊譯には安調心於し事有能とあり。

【七二】 豈に經に云云以下、光寶共に經部との問答とせり。經に身輕安心輕安と説くが故に輕安は強ち心所に局らざらんとの意。

經とは、雜阿含二十七、(大正二、一九一頁下) 曰、有身猶息、有ニ心猶息、彼身猶息即是猶覺分云云、猶息とは輕安に對する舊譯なり。

【七三】 身受云云。身受とは心受に對する語にして、身體の感情の如きをいひ、即ち前五識に相應するものにして、心受は第六意識に相應するものなり。此の身受と心受との如く五識相應の輕安を身輕安といひ、意識相應の輕安を心輕安と名く。以上に依りて、心輕安と同しく身輕安も心所なりとの答。

【七四】 如何ぞ云云。光記に據るに身輕安が五識相應の心所の事ならば五識相應は有漏なり。有漏の輕安を云何にして七覺支に輕安覺支として説くやとの難なり。彌友によると五識は非等引性(定の性質なし)の故に斯く覺せりと。

【七五】 身の堪忍の性とは、身輕安は定中にて身は輕利

再 難

難し」と説かずや。了し難しと雖も、審かに推度するに由りて而も、復た知る可きもの有り。此れは、最も知り難し。謂はく、相違背して而も

通 釋

「一心中に相應俱起し」、乖反せずと言ふことなればなり。此れに警覺有れども餘に於いては則ち無し。二は「その用に於て」既に懸に殊れば何の乖反か有らん。

三 難

若し爾らば同じく一境を緣す應らざらん。或は應に一切皆互に相應すべけん。

答 難

是の如き種類の所餘の諸法も、此の中に應に求むべけん（而して）彼の理趣の如く、今此の中に於ても應に知るべし、亦爾ることを。

無 慚

慚、愧の二種は、後に當に釋すべきが如し。「二根」とは謂はく、無貪、無瞋なり。

無 貪 無 瞋

無癡乖根は慧を性と爲すが故に、前に已に説きて大地法の中に在れば、重ねて説いて大善地法とは爲さず。

不 害 と 勤

「不害」と言ふは、謂はく、「他を」損惱すること無きなり。「勤」は謂はく、心をして勇悍ならしむるを性と爲す。

大 煩 惱 地 法

是の如く已に大善地法を説きつ。

### 第四節 大煩惱地法

分別根本品第二の二

【五】 欲 (chanda) は意志の動機なり。境に於いて能く所作の事業に希求することあらしむる法なり。

【五】 慧 (vijñāna)。判斷作用にして、悟性に當る。簡擇とは道理を擇び分けること。

【五】 念 (smṛti)。記憶作用なり。緣とは所緣の境をいふ。心をの上に書きつけ、確固と保つこと。

【五】 作意 (manasikāra)。注意作用にして、心を引きしめて警覺して境を取らしむる作用なり。

【六】 勝解 (adhimukti) 殊勝なる理解なり。印可 (avadhāraṇa) とは是の事は必ず爾くして是の如くならざること非ずと審定することなり (光記)。

【六】 三摩地 (samādhi) とは等持と譯し、心を一點に集注せしむる作用にして、即ち心をして亂るることなく所緣の境を取らしむ、流散せざらしむる作用なり。

【六】 十大地法を上如く分別すと雖も、その微細相となれば容易に分り難しといふ。

【六】 色根の取る所とは前五根を色根と云ふ。今は舌根を指す。

【六】 婆沙舊譯は前節の如し、正理卷第十一、光理四、七五頁上參照。

【六】 大善地とは大善法の依地たる心王のこと。大善地法 (kusālanānābhūmika) とは、この善の心王の所有する心所といふ義にして、つまり、いかなる善心にも遍くして其の基調となるものをいふ。

【六】 (25) *śāntāpīpīnānāni*

*pāśānābhīr upēkāḥ hrīr apatrayā*

*mūladvayam avīhinā*

*vīryam ca kusāle sadā*

舊譯

信不放逸安 捨羞及慚愧

二根非羸惱 精進恆於善

所謂大善地法とは要するに一切善心に必ず伴ひて起り

一六七

經部問

豈に經に亦た、身の輕安有りと言ふこと無からんや。

有部答

説くこと無きに非ずと雖も、此れは七三身受の如く應に知るべし亦爾なり。

釋部の難及び

如何ぞ此れを立て、覺支と爲す可けんや。

應に知るべし、「此〔の經〕の中の身の輕安とは七五身の堪忍の性なることを」。

有部問

復た如何ぞ此れを説きて覺支と爲すや。

經部答

能く覺支に順するが故に、失有ること無し。身の輕安を以つて能く覺支の心の輕安を引くが故に。

有部數問

餘に於いても亦、是の説有るを見るや。

經部例答

有り。經に説くが如し。「喜及び喜に順する七九法を喜覺支と名け、瞋及び瞋の因縁を瞋恚蓋と名け、正見八〇正思惟八一正勤を慧蘊と名く」と。

〔右の中〕思惟及び勤は慧の性に非ずと雖も、慧に隨順するが故に亦、慧の名を得るなり。故に身の輕安も覺支に順するが故に、「其の」名を得るに失無し。

心の、平等なる性八二 警覺なき性を説きて名けて「捨」と爲す。

如何ぞ一心の中に於いて、警覺の有る性と、警覺の無き性と

〔即ち〕、作意と捨と二つ相應して起ると説く可きや。

答

豈に前に「諸の心心所は、其の相微細にして了知すべきこと

地法といふ。言はば精神活動の基調たるものにして、いかなる心起るも、必ず此等の心所と俱起し、其の作用を受けざるはなきなり。

【四】 (34) [yodanā oekani saṃjñā]

chandah sparśo] manñ, smṛtiḥ

[amanekāro 'dhiṃuktis ca

brahmāḍiḥ sarvachetā]

婆沙一六、及び四二、前述參照書卷三、一七八頁中、

正理卷十、光記四、七四頁上以下、

舊譯——

受作意俱欲 觸慧念思惟、

相了定十法 遍二於一切心。

この十心所の一の解は次第に説くべし。

【五】 傳説すとは例によりて不信を表するの語なり。

論主は欲・勝解・念・三摩地・慧の五種は一切の心に相應すと許さず。彼の大乗五蘊論及び唯識などにて此を五別境と稱す。又、此等心所法の別體有りとするを信ぜざるなり。尙ほ本論第十卷にある觸に關する有部と經部との争や、第廿八卷にある心所の本質に關する兩派の論争などを照應すれば、論主の見解彌々明瞭となる。

【五二】 心王の起るや、同一刹那にこの十心所が和合し俱起すといふ義。

【五三】 受(yodanā)とは領納にして、樂(快)、苦(不快)俱非(中庸)の三應受を領納すとなり。

【五四】 想(saṃjñā)とは表象作用にして、境に於いて、男女、等の種種の差別の相をとるもの。

【五五】 思(cohantā)は意志作用にして、心を活動的ならしむる本源なり。

【五五】 觸(sparśa) は、根と境と識と和合して生ずるものなり。觸對(aśāḍa)とは心心所をして境に觸らしめ、之を觸らしむる心的作用なり。

第三節 大善地法

大善地法

是の如く已に十大地法を説きつ。

大善法の地なれば三五 大善地と名く。

此の中にて若し法が大善地の所有ならば、大善地法と名く。

謂はく、法の恒に諸の善心に於いて有るものなり。

彼の法は是れ何ぞ。

頌に曰はく。

(25) 信と及び不放逸と輕安と捨と慚と愧と、

二根と及び不害と勤とは唯、善心にのみ遍す。

論じて曰はく、是の如き諸法は唯、善心にのみ遍す。

此の中に「信」は、心をして澄淨ならしむ。

有るが説く、「四」諦六六、「三」寶六七、業六八「因」、業六九「果」の中に於いて

現前に忍許するが故に、名けて信と爲す。

「不放逸」は、諸の善法を修す。

諸の善法を離れて復何をか修と名くるや。

謂はく、是れ善に於いて專注するを性と爲す。

餘部の經の中には、是の如く釋せる有り。能く心を守護する

を不放逸と名づく。

七二「輕安」は謂はく、心の堪任の性なり。

輕安

分別根本品第二の二

舊譯

心法五。大地等別故。

所謂心所法とは廣く心性の部分的活動の凡べてを總稱するものにして、之は婆沙卷一六には「是れ心の所有なるが故に心所と言ふとし、光は更に之を心所は心の所有の法とすべきを、略して心所と言ひしものと釋せり。以下之をその外延の廣狭及び善惡の價值といふ二見地より五種に分つ。下掲の大地法以下は即ち之にして其個々の意義及び所攝の心所は、次に次第に説く所の如くなり。

その中地法の解釋に關しては婆沙(卷第一六、毘曇部七、三二頁參照)に二説有り、(一)には地を以て心所と解するものにして、(二)は地を以て心王と見るものなり、此の第二説は正理、此論等の取る所の解釋なるが、何れも地とは行處の義なり。

前説に依れば大は心王にして、其の心が活動する依處なれば心所を地と名づくとし、後説即ち俱舍論の採用する所に依れば、此等の心所は一切の心品に俱なるものなれば大と云ふ。大の活動する依處なれば心王を地と名づくとなり。

【四五】 行處(āśraya) 轉じ行ずる所依處といふ義。

【四六】 若し此れはとは、心王が、彼の心所の行ずる所依なるとき、その心王を地といふ云々の意。舊譯に曰く、若法此行處、是法説爲此法地。

【四七】 大法(ānāhāra) とは受等の心所なり。一切の心に遍通して俱起する故に大法といふ。此の大法を有し、それ等の所依處とし、統卒者として、俱起する心王を大地と稱す。

【四八】 大地法(ānāhāra) とは大は遍き意味にして、一切の心に遍通して、俱起する心所を大

catā mahābhūmīyāhihedatāh.



(24) 受と想と思と觸と欲と、慧と念と作意と、

勝解と三摩地とは、一切の心に遍す。

論じて曰はく、傳説すらく是の如く、列ぬる所の十法は諸の

心の、剎那に和合して遍く有り。

此の中に「受」は謂はく、三種あり。苦と樂と俱非とを領納

するに差別有るが故なり。

【五三】「想」は謂はく、境に於いて差別の相を取るなり。

【五四】「思」は謂はく、能く心をして造作すること有らしむ。

【五五】「觸」は謂はく、根・境・識・和合して生ずるものにして、能く觸

對することあるなり。

【五六】「欲」は謂はく、所作の事業を希求す。

【五七】「慧」は謂はく、法に於いて能く簡擇有り。

【五八】「念」は謂はく、縁に於いて明記して忘れず。

【五九】「作意」は謂はく、能く心をして警覺せしむ。

【六〇】「勝解」は謂はく、能く境に於いて印可す。

【六一】「三摩地」は謂はく、心一境の性なり。

【六二】諸の心、心所の異相は微細にして、一一の相續すら分別する

こと尙、難し。況んや一剎那に俱時に有るものをや。

有色の諸樂は、色根の取る所なるすら、其の味の差別は尙、

了知し難し。況んや無色の法は、唯、覺慧の取るものなるをや。

造色より成るあり、例せば糖團の如し。五より成るあり例せば糖團に聲あるが如し云云。

【三八】婆沙卷一六、俱有因の項参照、光記四、七三頁中。

【六二】 (23a) othvachitū mahāvaggaṃ, sarvaṃ saṃskṛtalakṣaṇaṃ prāpyā vā,

頌の舊譯

心依法必俱、一切共行相。 與得。

心王即ち六識と意と心所とは、恒に俱起し、一切の有爲法は生住異滅の四相と俱起し、その中の有情法は又得と俱起す。心王と心所とは言はば體と用との關係あれば必然的に俱起す、心王のみ起りて心所起らず、心所のみ起りて心王起らずといふが如き場合は斷じてなきものとす。心王、心所の關係は後に説く)

【E0】行 (saṃhāra) とは、無常遷流の諸法即ち有爲法のこと。

【E1】有爲の四相 (Gaṇaṭṭhaṃ catvāri lokasaṅgati) とは生(法事を生起せしむる原因)、住(その法を一定期間内その者の形を維持し得しむる因としての法)、異(かく住する間に自ら變異あらしむる原因法)、滅(變異の極み其者としての存在形式を失はしむる原因法)、の四をいふ)

【E2】得は繩の如く法と法とを結び付くる原理なれど、外物に對しては、之れを説かず。ただ、有情組成の心身の要素に就て之れを説くが故に、唯、有情法のみと言へるなり。

【四三】婆沙卷一六、毘曇部七、三一頁) 及び婆沙卷第四二、(毘曇部九、一五頁以下)、舊譯卷三、一七八頁中、正理卷十、光記四、七三頁中參。

【E3】 (23c) Ithvachitū

第三  
第一節 心所法とは如何

心 所 法

向きに、心所 (citta, caitisika) と言へるは何者か是れなるや。

頌に曰はく、

(23) 心所に且らく五つ有り。大地法等の異なり。

五種の心所法

論じて曰はく、諸の心所法は且らく五品あり。何等をか五と爲すや。

一には大地法、二には大善地法、三には大煩惱地法、四には大不善地法、五には小煩惱地法なり。

大地の意義

地 (bhumi) とは謂はく、行處なり。若し此が是れ彼れの所行の處ならば此れを説きて、彼の法の地と爲す。

〔而して〕 大法の地なるが故に名づけて大地 (mahabhumi) と爲す。

第二節 大地法

大地法

此の中若し法が大地の所有ならば、大地法と名く。謂はく、法の恒に一切の心に於いて有るものなり。

彼の法は是れ何。

頌に曰はく、

の意。

【三】 若し四境を、處によりて説くものならば、それ等は又た各具の四大種に依るが故に合計十六大種に依ることとなり、所謂八事俱生は實は十六大種に更に四大種を加へて、二十事俱生と説く可く、九事俱生なれば二十五俱生更に十事俱生なれば、三十俱生と説くべきこととなるべしとなり。

【四】 四大種は、自他の四大種皆其の體類同じければ、何程多くの四大種ありとも、凡て之を四大種と言へば可なりとなり。

【五】 光記に據るに、以下は論主が、此の色俱生説に關する諸種の争論を止めん爲めに決判を下せるなり。分別とは前述來色の俱生論に於ける離とか合とか多とか少とかの問答分別全體をさす。かかる分別は重要な義理に非ざるが故に、無益ならんとなり。

【六】 樂云云。語は略說廣說何れも意の欲するがままなり、要は其の義を思擇するにあり。これ世親は毘婆沙師の定俱生の解釋に満足せざるを示せるものなり。然らば論主の所見は如何といふに

稱友の釋に曰く、瑜伽師は多の大種と多の大種所成との集合せる位に必俱生の關係を説く。謂く、一の糞集の、一種の大種より成るあり。例せば乾ける泥團の如し。或は二種の大種より成るあり。濡れる泥團の如し。或は三種の大種より成るあり。煖かき泥團の如し。乃至或は有らゆる大種より成るあり。即ち彼の熱せる泥團の動行の位にあるが如し。所造色に就ても亦た其が寮中に認識せらるるとき色は其中に在りと稱す、一の所造色より成る糞集あり、例せば光の如し。二の所造色より成るあり、例せば聲と香のある風の如し。三より成るあり、例せば烟の如し、烟の中に色と香とあるは容易に知るべし。其の輕く揚るは即ち觸なり。四の所

世親諍を止む

は類の別無きが故に。

何ぞ分別を用ひて三六是の如く語ることを爲んや。

「凡そ」語は三七「樂」欲に隨つて生ずるをもつて「其の語」義を應に思擇すべし。

### 第三節 心心所不相應三法の俱生

是の如く已に色の、定んで俱生することを辯じつ。餘の定んで俱生するものを今次に當に辯すべし。

頌に曰はく。

(28) 心心所とは必ず俱なり。諸行は相と或は得となり。

論じて曰はく、心と心所とは必定して俱生す。隨つて一を闕

く時は餘は則ち起らず。

心・色・心所、不相應法の俱起

諸行といふは、即ち是れ一切の有爲なり。謂はく、色と心と心所と心不相應との行なり。

前の「句の中」の「必ず俱なり」といふ言は、此に流至す。謂はく、色、心等の諸行の生ずる時は四一必ず有爲の四相と俱起す。

「或は得」と言へるは謂はく、諸行の内、唯、有情法の四三み得と俱生し餘法は然らず。是の故に「或は」と言へるなり。

特に、諸行と不相應法の俱生

## 第五章 特に心所法論

すなり。冷は水に非ずと雖も、是は水の果なるが故に、果に約して因たる水を顯して冷と言ふ。又、桶衆中にては、井戸水の暖を感じるが如し、茲に暖相あり云云」とあり。

【三三】 受は苦樂捨の三受。地獄の如きは捨受も有れど苦受勝るが故に地獄を苦を受くる處と爲し、諸禪天には逆に又捨受も有れども樂受すぐるが故に之を樂生天と名くるが如しとの意。

摩とは、手にて鼓を打つ時には手の聲も有れど鼓の聲が勝るが故に鼓の聲と云ふが如しとの意。

【三六】 有る餘師云云。光實共に之を經部の説とす、即ち色衆中にて現行してゐるものは體相なり、餘の不現行のものは唯種子許りありて未だ體相無しとの意にして即ち火衆中にては煖のみ現行すと云なり。

【三七】 種子三三は能力の義。

【三八】 契經とは雜阿含十八（第四九四經大正二、一一八頁下）に曰く、

若有比丘得神通力自在如意。欲令此枯樹爲地水火風金銀等物悉皆成就不異。所以者何。謂此枯樹有種種界故云云。

【三九】 如何にして云云。八事俱生と云ふ定限に由り、風中のにも色無かる可らざるを以て其の實有なる根據を質す。

【四〇】 合せる所の香云云。沈香は烟と言ふ顯色をも兼ねて匂ふの類なり。

【四一】 體とは色法ならば青黃赤白の顯色、長短等の形色、乃至觸境ならば、十一種の觸境の各體性の別なるをいふ。

【四二】 處とは十二處。

【四三】 四大種は色香味觸の四境中の觸處に攝するが故に八事等と説く要なく、四事俱生等と説けば可なりと

に依りて説くとや爲ん。

若し爾らば何なる過ありや。

二つ俱に過あり。

若し體に依りて説くとせば、八、九、十等は、便ち太だ少なりとす。諸の微聚には必ち形色有り。多種の極微有りて、共に積集するに由るが故に、重性と輕性と定んで隨つて一有り。滑性と澁性ととの隨一も亦た然り。「又」或る處には冷有り饑有り渴有ればなり。

是「の如くんば」、則ち言ふ所は太だ少なりとの過有らん。

若し處に依りて説くとせば、八、九、十等は便ち太だ多しと爲す。

四大種は觸處の攝なるに由るが故に、應に四等と説くべし。

是「の如くんば」、則ち言ふ所は太だ多なりとの失有らん。

二俱に過無し。

應に知るべし、此の中に言ふ所の事とは、一分は體に依りて説く。謂はく所依の大種なり。一分は處に依りて説く。謂はく、能依の造色なり。

若し爾らば、大種は、「其の」事、應に多と成るべし。「所」造の色は各別に一の四大種に由る、が故に。

應に知るべし、此の中には體の類に依りて説く。諸の四大種

體に約するの

處に約するの

答

再

答

分別根本品第二の二

らず、かくなるは金等にも水界あるが故なり、又、水無くば、皆極微に分散すべし。次に、金等に若し火界無くば、石等相衝突するも石火を發するべからざらん。又、風界なくば、動搖すること無く、膨脹し收縮するが如き義もなからん。此れ金等が地大の外に餘の三大と俱生し居るものなることを其の大の業用に約して説けるなり。(例示は婆沙一三一、毘婆沙十三、三三〇頁參照)

【三】有が等、釋友によればこれ室利羅多(Śālistambha)の説。光記は有部師説とせり、第二説は第一説と同じく用の増に約して、認識關係を説く者なれども之れは特に緣に約して餘大の體の存在推定を説くものなり。即ち堅を性とする金類も熔せば水の如く流るるに到るは、堅中に水大あるによるとの意なり。

【四】水漿以下一段の文は釋友の釋論より見るに二種の本文ありしが如し第一本の文は舊譯の如く「於水中二由極冷故、或得熱觸雖不相離譯本には難を離に作る」、有冷勝別德、如聲及受有勝別德こと同むものにして、雖不相離以下は論主の破斥とす。

全文の意に諱く、水の中冷、極冷の度あるによりて、同時に若干量の煖性の大なる中多ると小なるとの即ち火大のあることを知るに室利羅多是言ふと雖も、冷に煖を離へずと雖ども冷に中冷、極冷の度あり、例せば聲に何物を離へざるも冷に中聲、大聲の別あるが如し。受も亦た同理にて其の度に強弱あるが如しと、釋友の釋は此の本に依る。第二種本の文は上記の本國譯の文の如く「如水漿中由極冷故有煖相一起、雖不相離(難に非ず)、而冷用増と云云」と讀むものなり。光記に據るに「水漿中、極冷に由るが故に、水變じて凍雪と成るが如し。此の凍雪上に乾燥の用あり、之を煖相起ると名く。冷と煖と相離れずと雖も、而も冷用増



べし。「然も」餘の體無きに非ず。「例へば」針鋒と籌と合せる觸を覺するときの如く。「又た」鹽味と麩と合せる味を嘗むるとき三〇の如し。

云何にして彼れに於いて、亦餘の有るを知るや。

攝・熱・長・持の業有るに由るが故に。

有るが説く、「縁に遇はゞ堅等も、便ち流等の相有るが故に。

水聚の中に極冷に由るが故に、麩相の起ることあるが如し。

「冷と煖とは、素より」相離れずと雖も、而も冷の用増す。受と及び聲との用に勝劣あるが如しと。

有る餘師説かく、「此の聚の中に於いては、餘の體」は種子のみありて、未だ體相有らず。故に契經に説く、「水聚の中に於て種種の界有り」と。界とは謂はく、種子なり。

「問ふ」如何にして風の中に顯色有るを知るや。

「答ふ」此の義は信すべく比知すべからず。或は合せる所の香の現に取るべきが故なり。「而して」香と顯色とは相離れざるが故なり。

前に色界には香と味と並びに無しと説きたり。故に彼の「界の聲無きは六、七、八有り、聲有るは、七、八、九」事有りて俱生す。此れは准じて知るべきが故に別に説かず。

此の「前述」中に、事と言ふは體に依りて説くとや爲ん處

ずとなり。

【二五】 九は八事俱生の外境の色法、十は九事俱生の内身の有身微聚。十一は十事俱生の眼等。

【二六】 聲處云云。聲が身根眼根を離れず三一に生ずること。之れは十事十一事兩俱生の義を明す文。

【二七】 堅濕煖動の四大は必然的に離れずとするならば、何故に現實上、その區別ありやとの問なり。此の中、堅・濕・煖・動の隨一を得るとは、金等の中には、唯、堅のみを得可きが如く、水等の中には唯濕のみを得べく、炎等の中には唯煖のみを得可きが如く、空等の中には唯動のみを得可きが如き區別の感觸あるを言ふ。

【二八】 以下前の疑問に對する答辯を三説あぐるの中このは第一説なり。四大は相離れざるも、其勢用の著しきに従つて、地水火風の現實的相違を生ずとなり。然れども有部はその勢用の増大の割合は説かず、此點は吠壇多精要などと異なる。(木村博士著六派哲學六四五參照)

【二九】 籌は細き棒の類。原本に「*dhū*」とあり。是れ草花の總の狀を云ふ。今は其の總の狀の軸を取る。三二

は或は綿の義あるを以て舊譯に綿と云ふ。即ち軟き草花又は綿と針とを一束として之を以て身體に觸るるに針のみの痛さを感じる如きは、他の物の觸れざるに非ざるも針の堅なる勢用増せるが故なりとなり。

【三〇】 鹽味は前論に於ける針鋒に準じ、麩は籌に順ず。

【三一】 餘とは堅(例へば)に對する濕煖動等。

【三二】 籌は水大、熱は火大、長は風大、持は地大の業用なり。業有るによりて體有ることを推知すとの答。

一の色聚中に、四大の存することは其の中に、四大の業用あるに由り之を推知し得、例せば、金・銀・錫等に著し水界無くば、熱するも銷けて液體様となる可か

第二 說

第三說經部の

特に、風界八事俱生說の間答

色界の色法の俱生法

事(Dharmya)の實義 問

論じて曰はく、色聚の極細なるに、微聚の名を立つ。更に此れより細なるもの無きことを顯はさんが爲めなり。

此は、欲界にありては聲なく、根も無きときは、八事俱生して隨つて一も滅せず。

云何が八事なる。謂はく、四大種と及び四が所造の色・香・味・觸なり。

聲無くして、根有る諸の極微聚あり。此れが俱生の事は、或は九、或は十なり。「即ち」身根のある聚は九事俱生す。「其の」八事は前の如く、身「根」を第九となす。

餘の根のある聚には、十事俱生す。九事は前の如く、「之れに」眼等の一を加ふ。眼・耳・鼻・舌は、必ず身を離れず。「而も」展轉相望するに、處、各別なるが故なり。

前の諸聚に於いて、若し聲の生ずることあらば次の如く、數を増して、九、十、十一となる。有る、聲處の根を離れずして生ずるものあるを以てなり。謂はく、有執受大種の因より起るものなり。

若し四大種相離れずして生ずとせば、諸聚の中に於いて、云何にして堅なり、濕なり、煖なり、動なりといふ。「そのうちの」隨一のみを得べくして餘「の二」は非ざるや。

彼の聚の中に於いて、勢用の増する者は、明了に了するを得

界には香味を缺くこと已述の如きを以てなり。

【八】 一切の諸色には略して二種あり。一は極微聚にして即ち五根五境、二は非極微聚にして即ち無表色なり、此の中には且く、極微聚を辯ずるなり、微聚とは極微聚の義、色法「極微」の少し許り集りて成す所の微塵の如きもの。極微の獨住を許さざるは有部の教理なるを以て、その最少限度の聚合體に就て論ずるなり。

【九】 欲界とは色界の六事俱生を簡ぶ。これ色界には香味を除くが故なり。

【一〇】 後にもあるが如く、有部の法相に従へば、例へば、現實の水は、單に、水大の極微のみの集合體にあらず、矢張、他の地・火・風の諸極微と結合して成立するものにして、ただ水大の著しき點に於て水となるのみなり。同様に地火風の組織も亦然り。又是等假の四大の性質と見らるる色香味觸も有部に從へばそれぞれその極微を有しながらも、現實化する際には、四者の結合によるものにして、その著しきに從つて色・香・味・觸の區別を生ずるものとす。而して、いかなる物質も、四大と四塵との合成體ならざるものなき點に於て、八事俱生隨一不滅とせらるるなり。此點は勝論などか、地水火風が各各その極微より成立すと見、色香味觸を全く四大の性質と見るのと大に異なる所なり。

【一一】 有情の身體的組織組成要素の最少限度を明すなり。

【一二】 眼云。十事俱生に必ず身根の有る理由。

【一三】 眼等四根を相互相對して考ふるに、相互にその地位異なるを以て、四根は各別に勘定すべしとの意、即ち、四根は必然的に俱生するにあらざれば十事俱生にして必ずしも十三事俱生にあらずとなり。

【一四】 處各別とは眼等四根がその各別にして、眼と耳と重なりをらざること。身と眼等との關係の如くなら

# 卷の第四〔分別根品第二の二〕

## 第四章 諸法の俱生論

### 第一節 諸法の五品(五位)と其の俱生

に就きて

諸法の各別  
と俱生

今應に思擇すべし。一切の有爲は、相の不同なるが如く、生ずることも、亦各異なるや、〔はた〕諸法は決定して、俱生すること有りと爲んや。

定んで俱生すること有り。謂はく、一切の法に略して五品有り。一には色、二には心、三には心所、四には心不相應行、五には無爲なり。〔但し〕、

無爲は、生ずること無ければ此の中に説かず。

### 第二節 特に色法の俱生

今先づ色の決定して俱生することを辯すべし。

頌に曰はく、

(22) 欲の微聚は聲無く、根無ければ八事有り、身根あるは九事なり、十事は餘根あり。

【一】相 (Cakṣuṣṇ) とは體相にして、變礙の義あるを色、領納するは愛、像を取るは想等と云ふが如きを指す。諸法は體の各別なるが如く、その生起も各別なるものなりや、はた決定して俱生する法も有りやとの問意。

【二】色 (rūpa) 即ち五根五境無表色。

【三】心 (citta) 心王即ち六識及び意根。

【四】心所 (caitta-cahutaika) 六識以外の凡ての心的活動要素。即ち受・想・思等を云ふ。

【五】心不相應行 (citta-viprayukta-bhava) とは色心二法に非ざる一種の原理にして、得・非得・同分・無想定・無想果・滅盡定・命根・生・住・異・滅 (四相) 名身・句身・文身を云ふ。

【六】婆沙卷一三二、毘曇部十三、三三〇頁、舊譯卷三、一七七頁下、正理卷第十、光記四七〇中。

【七】(32) *Ikame śīhadavyaho 'śakāhī pasamāgure 'anūdrīyāhī, Kāyendriyo nūvudāvyo, dāśādriyāhī 'parendriyāhī.*

頌の舊譯——  
於三欲界一八物、無三聲根一鄰塵、  
有二身根一九物、十物有三餘根。

一般に色法の生ずるや、之れを素材的方面より云へば、四大、性質的方面より云へば四境(色香味觸)より成る。之を八事俱生と稱し、その一を缺くも諸法は生ぜずとす。之を體一不滅といふ。但し内界なる有情の場合に在りては九事又は十事俱生す。此を身體に就き言へば前の八事の外、更に身根の一を加へ、九根俱生し、眼耳鼻舌の四根の如きは、其上に又其各自を加ふるが故に十事俱生すと云ふなり。但し以上は欲界に在る場合なり。色界に在りては色の微聚は六事俱生す。色

を除き、後者は未知、具知を除く。女男根に關しては通じて隨一を除くが故に共に十九根を成就することゝなるなり。

【三七】二縛とは相應縛、所緣縛の二をいふ。相應縛とは心が、之れと相應して起る煩惱の爲に繫縛せらるること、所緣縛とは同じく、心が煩惱の所緣となりて縛せらるること。

【三七】聖の有學云云とは見道又は修道に住せる未離欲の聖者のこと。

【三七】未だ離欲せざるが故に憂根ある意を寓す。初果向より不還向迄をいふ。

【三七】二無漏とは已知、具知二根。又は未知、具知二根。

【三七】一形を除くとは聖者には不具なる二形と無根と無きが故なり。

【三七】界の根非根云云。結文、十八界に關し、論二は根非根門を辯じたる序いでに二十二根を明すこと、仍て上の如しとなり。



行者なり。見道に入る者は必ず欲界の身に居るが故に身と苦とを加ふ。但し已離欲の人も亦見道に入ることを得るが故に必ず俱すべき根中より愛根は除く。

【三五】婆沙卷一五〇、(毘婆沙十四、三一六頁以下)、及び舊譯卷二、一七七頁中、正理卷九、光記三、六九頁下。

【三五】諸の極少云云。雖分別の第五、根を成就するにつきての極少の量を説く。

(20) [kasyavijivitaṃanāḥ]

sarvāḥpair. nīśābho 'śābhih.

[arūpyeṣu tathā bāh.]

nīśāśyurmanāśubhaih.

舊譯

極少無善八、 受意身命慮、  
凡夫無色爾、 捨命意信等。

大意。斷善根の有情は、定んで苦・樂・憂・喜・捨・身・命・意の八根を成就す。之れを根を成就するにつきての極少限とす。蓋し、此の有情は、眼等四、及女男の六根は或は成就し或は不成就にして、不定なるに加へて、餘の信・勤・念・定・慧の五及び三無漏根は、斷善根の者として、定んで成就すること無きに由る。又凡夫の無色界に生ぜる者も亦唯信等五根及び命意捨の八根のみを成就す。

故に根を成就する最少の局限は八とするなり。

【三〇】彼れとは斷善根者が漸漸命終する時に約す。

【三一】頌文に字數の制限あるを以て、受を通常ならば (vedanā) と云ふに今は (viā) と云ふ語根的名詞を用ゐたれば其語義を釋するなり。

【三二】領納 (vedayate) 云云。用に隨つて名を立つることを明す。前境 (對境) を受け込み、行相を受け込む作用に名づく。

【三六】受 (vedanā) の性云云とは、受の當體に隨つて名を立つ。受け込むことが受の當體なり。

【三六】圓滿の性 (sattvapāṇā)。

【三六】圓滿 (sattvapāṇā) 此も語根的名詞にして、前の受 (viā) の第二釋の例證なり。

【三六】異生 (pṛthag-jāna)。凡夫にして愚痴無聞凡夫なり。

【三七】諦 (satya) とは苦集滅道の四諦の意にして、茲に未だ諦を見ずとは、嚴密には未だ見道位に入らず從つて無漏忍にて四諦の理を認得せざるを言ふなり。

【三八】爾らず云云。二十二根全體の中にて「善」といはば勿論三無漏根をも含むべきなれども、今は唯「八」とする中につきての善といふものなるが故に三無漏根には關係せずとの謂。

次の又「愚の無色界云云」もその第二理由なり。凡夫と斷はりあるが故に、無漏根に關係する筈なしとの意。

【三六】諸の極多云云。雖分別の第六、根を成就するにつきての最大限を明す。

(21) [sarvabhūter] okona-

vīṃśatyānāḥ [varjita]

dvītiṅgāḥ, rāgy aryo

lingakāmaladvayavarjitaḥ.

舊譯

極多與十九、 離三無流根、  
二根、有欲聖、 一根除二淨。

大意。一有情が、根を成就する最大限は十九根なり。之れに二類有り。その一は、凡夫の二形者にして、之れは三無漏を除く十九根を成就し、二は未離欲の聖者にして、三無漏根中の二と及び女男根の隨一の三を除きて餘の十九根を成就す。因みに此の聖者に見道に住すると作道に住するとの別有り。前者は已知、具知

の樂根を成就せり。これ無漏法は界繫に墮せざるが故に、界地を越すも捨せざればなり。

尚、此の成就不成就論に就きては、本卷第一章第三節「諸根の説明」と及び有漏法は(一)退と(二)界地を越すと、(三)善根を斷ずると、(四)衆同分を捨すとの四縁に據りて捨するも、無漏法は、退と得果と練根との外は、捨せざることを知れば了解し易からん。

【三五】喜根。上の樂根に準じて知るべし。第三禪以上には有漏の喜根無きが故なり。

【三六】苦根は唯欲界繫の法なればなり。

【三七】憂根も亦欲界繫に局る。故に設ひ欲界に在りても、欲の食を離れたる者は定んで成就せず。

【三八】初めの無漏根とは未知當知根。

【三九】已住果(Parityekhanā)とは見道第十六心の位。(未知根は第十五心迄なり)

【四〇】次の無漏根とは已知根、後の無漏根とは具知根なり。

【四一】非遮の位とは上來明し來れる不成就の位を遮の位と云ひ、此の遮以外の位を非遮の位といふ。

【四二】諸根とは前來説き來れる五色根乃至具知根の十九根なり。

【四三】若し樂根云云。第三、四頌を釋す。

此の内に身根を除くは、聖者が無色界に生ずるときは、第三定の無漏の樂根を成就するも身根は成就せざるが故なり。

【四四】若し身根云云。此の中に樂根を除くは、凡夫が第四禪に生ぜるときは、身根は成就するも、第四禪には樂根無く從つて之は成就せず、且つ元より凡夫なれば、第三禪の無漏の樂根は成就せざるが故なり。

【四五】喜根は欲界初禪と第二禪との悦受なり。

【四六】第二靜慮云云。喜根を成就する者は、定んで樂

根を成就すといふに就きての難なり。意は第二禪天に生ぜる凡夫は、二禪天の喜根を成就するも、そこには樂根無し。翻つて、初禪にある五識相應の樂根(下地)は有漏法として已に捨し已りて成就せず、其の上未だ第三禪の定を修得せぬが故に第三定の上地の樂根も亦成就せず。然れば此の人は喜あるも樂根無かるべしと。

【四七】當に言ふべし等とは答。第三禪の定を修得せざる程の人なるが故に第三禪の煩惱を斷盡し居るべきに非ず。故に此の人は第三禪の煩惱と相應する染汚の樂根を成就すとの意。

【四八】餘はとは、光師は善・無覆無記未了得故と釋せり。此の善といふ中には無漏をも含むと知るべし。無覆無記の樂根とは通果心の樂根なり。第三禪の有漏の善と無漏の善と、通果無記等の樂根とは未だ得せず、之れ等は唯第三禪の定を得せる人のみ成就するが故にとの答なり。

【四九】若し苦根云云。第七、八頌を釋す。苦根を成就するは必ず欲界の人なり。憂根を此に除くは欲界に生ずる者にても、若し離欲する時は、憂根を捨するが故に、定んで成就すと言ひ得ざるが爲めなり。

【五〇】若し信等。愛に身根等を除くは無色界の異生は身根等を成就せざるが故にて、亦、異生なるが故に喜樂等をも除く。

【五一】若し具知根等。具知根を成就する者は阿羅漢なり。此の樂喜は無漏のものとするべし。

【五二】若し已知根等。已知根を成就する人は前三界の人なり。前三界を得せる聖者が欲貪を離るる時、必らず無漏の喜根を得し、第二禪の食を離るる時必らず無漏の樂根を得す、故に第四定若しくは無色に生じても喜、樂根を成就するなり。

【五三】若し未知根云云は此の根を成就する人は見道の

九四下) 婆沙一四七參照。眞諦は原本の如く單に「阿毘達磨」と言ふ、根本の二字は玄奘が意義より加へしものなり。

【三三】一の相特伽羅 (pudgala)。數取趣と翻ずるを通例とす。人とも譯す。羅漢に退ありや否やは諸派の大問題なるが有部にては退することありと許す、即ち六種性阿羅漢あり、其の中前五種の羅漢は之を退法種性とせり (本論卷二五參照)。從つて此の退法羅漢の中、羅漢果を三度退隨して、三度取り戻すが如きものありとせんに、その際一度は第三定の樂根に依り、一度は初定の喜根により、一度は未至定等の捨根に依りて取り戻すとせば之れを總じて數ふるときは十一根の得となる譯なり。

【三六】不還果云云。不還果はその超越證のものに在りては、其の果を得するとき、阿羅漢果と同じく九根により、而も喜樂捨の三受の中何れなりとも、その中の一を以て果を得するが故に此の間を作す。問意は、超越證の不還果も阿羅漢果同様十一根と説くべし。初退する時は第三禪の樂根にて、次に退する時には第二禪の喜根にて、最後に退する時は未至定等の捨根にて取り戻す故に十一根にて得せずとなり。

【三元】樂根云云は答。樂根とは第三禪の樂根。之れにて不還果を得する人とは、凡夫の位に、有漏道を以て色界二禪の惑まで斷じ、第三禪の樂根を得して後に見道に入れる人なり。その得する所の不還果は力強く、堅固にして退果無しとせらる。

【三〇】退し已れば云云。退果の有るは必ず次第證の人に限る。次第證の人が不還果を退失するは欲界の煩惱を起すが故にて、それが後時、取り戻すには必ず無間道にて未至定に依り、捨受を以てするが故に、樂根を得せざればなり。

【三二】先に等は超越證の人の退果すること無きを明す。

【三三】離欲の果とは不還果の事。

【三四】二道とは有漏無漏。

【三五】今應に云云。根を成就するにつきての根相互の不離、必俱の關係を明かす。

以下、婆沙卷一五六、(毘婆沙部十五、三〇頁以下)。舊譯卷二、一七六頁下。(但し舊譯は、こゝに成就と讀ずるを相應とせり。正理卷第九、光記三、六八頁中。

【三六】彼の諸の根とは、二十二根をさす。  
頌の舊譯——

(17a) upelāyivhāmanoparūto  
paṣāṇuṇṇaṃ troyānvaṇṇaṃ.

捨命意相應、必與三相應、

(18) caturbhīṇṇaṃ suttakāyābhyaṃṇaṃ

pañcābhīs cakṣurādānaṃ

sannānānāyā ca, dūḷhā

īnaṃ sayubhīṇṇaṃ. (sāradriyādānaṃ)

(19) [paśābhīṇṇaṃ] ośāśābhīr

ajjāṇāṭṭāvaṇṇānvaṇṇaṃ,

ijjhāyānānāndriyopetasa

troyośāśābhīr anvīṇaṃ.

與四有樂身、與五有眼等、

有喜亦有苦、與七、有二女等、

與八、與二十一、

未知欲知根、與二十三相應。

【三七】是の如き三根とは命意捨を指す。

【三八】無色界には色無きが故に、此の四根及び次下の身根を成就せず。

【三九】異生(凡夫)とは學者(有學無學)を簡ぶ。學者は設ひ第四定に生じ又は無色に生ずとも、第三定の無漏

【三五】一來果及び不還果の場合には極めて複雑なり、これ、この二果には次第證として初果より順次に進むものと、超越證として超越的に進むものとあり。而も又、其等に世間道として初め有漏道によりて修行して進み來るものと、無漏道によりて進み來るものとの區別あり。加ふるに超越の度合にも種種の區別あるを以て、一の場合を考察すれば非常に繁瑣とならざるを得ざるによる。

【三六】一來果 (sakāra-gaṇi) とは、欲界の九品の修惑中、前六品を斷じて、尙ほ三品を残し、その三品の力によりて、尙ほ一度、欲界に生を受けざるべからざる位をいふ、第二果なり。

【三七】今は先づこの一來果の次第證の而も世間道によるものを明す。世間道とは、有漏の六行觀として、下地は麗・苦・障なり、上地は靜・妙・離なりと觀じて、欲界修惑の前六品を斷ずるをいふ。この世間道に依るものは無漏智を用ひざるを以て無漏を除いて七根のみあるなり。

【三八】出世道とは無漏道のことなり。之は重觀無漏と稱し先に見惑を斷じて初果を得し、次に重ねて無漏智を起して屢々四諦の理を觀じ修惑を斷ずるものを言ふなり。

【三九】倍離欲食 (bhūyo-vīra-ṅga) とは更に餘の行相 (六行觀) を以て欲食を離れたりとの義。欲食 (heṅga) とは欲界煩惱の總名なり。而してこの倍離欲の人は今、見道に入るや、第十五道類智忍より、初果に入ることなく、直ちに第二果に進むを以て超越證といふなり。

【四〇】不還果は梵に阿那含 (anāgāmi) 。欲界九品の修惑を斷盡して再び欲界に還生せざる聖者の位。

【四一】不離欲食 (anāla-vīra-ṅga) とは凡夫の位に有漏の六行觀を以て欲界九品の修惑を全く斷盡せる

者。

【三三】練じて説けば、一來果の倍離欲の超越證も、不離欲の不還果も共に九根得なりと雖も區別ありとの義。

【三四】此れとは、全離欲の不還果をいふ。この不還果はその所依地として、未至・中間・四根本の六地によることを得るを以て、從つて受根にありても、樂・喜・捨の何れか一と相應すれども、前の超越證の一來果にありては、必ず未至定によりて、見道に入るを以て、相應受は捨に限る。即ち受根の相應に於て兩者の間に區別あるなり。

【三五】次第證の不還果にして、世間道によるものは七根によることは前に述べし所なれど、ここに特別の場合として八根得なるものあり、即ち信等の五根と意と、而して喜捨の二受となり。二受を具する所以は、無間道中には未至定によりて捨受と相應しながら、第九解脱道の時に到りて、願うて初禪の根本地に入りて喜受と相應するがためなり。

見道は速疾なるを以て、其の初出位即ち第十六心には異受續起することを得ず、修道は豫裕あるを以て異受續起することを得。是に由つて超越證にして不還果を證する者は第十六心のときは見道を出でたる初刹那なるを以て即ちこの不還果を證する第九解脱道に於て根本地に入ることを得ず、即ち異受續起せざればなり。然るに次第證の者は已に修道中に居るものなれば願により根本地に入ることを得、即ち異受續起することを得るなり。

【三六】前の如しとは、預流果の場合の如しとの謂なり。即ち無間道が引因となりて離繫得を引起し、解脱道は依因と成りて之れを持するをいふ。

【三七】根本阿毘達磨とは、發智論第十五(大正二六、九



の有學の、未だ欲貪を離れざるものは、極多を成就して、亦、十九を具す。「即ち」二無漏を除き、及び一形を除くなり。

若し見道に住するものならば、已知根及び具知根を除き、若し修道に住するものならば、未知根及び具知根を除く。「又」、女男の二根のうち随つて一種を除くなり。諸の聖者には、二形なきを以ての故に。

界の根、非根の差別を分別するに因みて、茲に乗じて廣く十二根を辯じ竟りぬ。

云ひ、第十六心に到りて初めて初果といふ。今、未知根は無間道にあり、已知根は解脫道にあり」といへるは、總じて云へば、第十五心は初果の豫備的確信なるを以て、未知當知根に屬すれど、別して言へば、第十五の道類智忍(上界の道諦に對する豫備的確信)を未知根といひ、第十六の道類智に到りて、初めて三界の四諦に對する一切の惑去り、所謂、見惑斷盡するを以て之を已知根といふなり。茲に無間道とは、忍位の名にして解脫道とは、智位の名なればなり。

【三三】其の次第の如く云云とは、この未知根と具知根とは離繫得、即ち擇滅無爲を得する上に於いて、それぞれ、引因と依因となるをいふ。

引因とは、第十五道類智忍の無間道は同類因となりて擇滅無爲を引く義にして、依因とは、第十六心の解脫道は離繫得を支持する義なり。

【三三】阿羅漢果も初果も九根によれど、初果の捨受に限るに反し、羅漢果が喜・樂捨の隨一に依るは兩者の

との九根に由るを條件とす。意根は心の主體なれば缺くべからざる條件なるは勿論にて、信等の五根は修行條件となり、未知根と具知根とは、次に述ぶるが如く、智慧の條件となるなり。而して捨根は初根を發得する地位上、自ら然るものとす。初果とは、見道位の卒業者をいふものなるが、この見道は初禪の豫備定たる未至定に依りて發得せらるる定めにて、而もその未至定には、五受中のただ捨受のみあるが故に、初果は捨受根を具備すと言はるるなり。

【三二】聖諦を現觀するに十六心あり、上下二界の苦集滅道の四諦の下に各各、忍(豫備的確信)と智(眞的確信)とあるが故なり。此中、前十五心の間を初果向と異る所なり。これ阿羅漢果は、未至・中間・四根本・下三無色の九地の何れによりても發得し得る位なるを以て、若し初定第二定によるものなれば喜受と相應し、第三定によるものなれば樂受と相應し、未至定又は下三無色によるものなれば捨受と相應するが故なり。

【三四】已知根は無間道にあり云云とは、羅漢果は言ふまでもなく、見惑、修惑の一切を斷盡したる位なるが、特に第三果以後に修すべき修所斷の惑中の非想非非想地の九品の煩惱を斷ずることによりて得せらるるなり。然るにこの九品の惑を斷ずるに矢張その一に忍りと智、即ち無間道と解脫道とあり、合して、九無間道、九解脫道によりて完成することになる。今、「已知根は無間道にあり」といへるは、その中にて第九無間道を指すものにて特に之を金剛喻定と名く、具知根は解脫道にあり」とは第九解脫道を指すものにてここに到り初めて盡智するを以て、之を具知根とは名くるなり。その引因、依因の義は初果の場合に例して知るべし。

無色界生の異  
生も八

斷善根のもの、極少なるは八を成ずるが如く愚の無色〔界〕に生ずるものも、亦八根を成ず。愚とは、謂はく、異生なり。

未だ 諦を見ざるが故に。

何等をか八と爲す。

謂はく、信等の五と命・意・捨との根なり。

信等の五根は、一向に善なるが故に、〔頌の中に〕、總じて名

けて「善」と爲す。

若し爾らば、應に三無漏根も攝すべし。

爾らず。此の中には、「唯」八根のみに依つて、「言を爲すが」

故に。又「愚の無色界に生ずるものと」、〔局〕説せるが故に。

諸の極多なるは、幾根を成就するか。

頌に曰はく、

〔21〕極多なるは十九を成ず。二形〔者〕は、三淨を除く。

聖者の未だ離欲せざるは、二淨と一形とを除く。

論じて曰はく、諸の二形の者にして眼等の根を具するは、三

無漏根を除きて、餘の十九を成ず。

無漏を淨と名く。二縛を離るるが故に。二形のもの、必ず

是れ欲界の異生にして、未だ欲貪を離れざるが故に十九有り。

唯、此れのみ、十九を具するや、更に有りと爲んや。

聖者の、未だ離欲せざるものも、亦十九を具す。謂はく、聖

未離欲の聖者  
も十九根

分別根本品第二の一

に於て一切の根法、其位の差別、及び功能の差別を思  
擇せるを以て今も復、此等を思擇すべしと解す（以上  
釋友）。要するに諸根を種種に分別することは、煩はし  
きことなれど、徹底的にやるべしとなり。蓋し次の問  
題は極めて煩瑣に涉るが爲ならん。

婆沙卷第一四七（毘婆沙部十四、二四七頁以下）舊譯卷  
二、一七六頁中、正理卷九、光記三、六七頁上。

【207】二十二根の幾か云云。幾の根を用ひて沙門果の  
何れを得するかを問す。

【208】沙門果。（沙門の性の果 *śramaṇa-phala*）諸の  
無漏道を沙門の性と云ふ。此の道を懐く者を沙門（*śramaṇa*）と名く。沙門果とは預流・一來・不還・羅漢の  
四果なり。

【209】(16) *mavāpīr antyupahayohi,*  
*apāṭipannavāhīr āveyyohi.*

九得二邊二果、七八九中二、

十一得三羅漢、説依一人成。

頌文は割かに簡單なれど、その寓する法相上の意味は  
極めて複雑繁瑣なれば簡單にその大要を記し難し。蓋  
し、複雑なる四沙門果の修得法と、之に關連する禪定  
階級の性質とを豫想して、根の数を定めんとしたるを  
以て、その組み合せ上、勢ひ繁雜に流れざるを得ざれ  
ばなり。讀者は長行に就きて、頌意を會得せられんこ  
とを望む。

【210】預流果（*sotthā-gaṇana*）とは、聖者の初位にして、凡夫位を捨てて聖道の流れに預れる位といふ義なり。十二根より判ずれば、此の位を得る爲には、意根と捨根と信・勸・念・定・慧の五根と未知當知根と已知根

具知根と必俱

若し具知根を成ずれば、定んで十一を成就す。謂はく、命と

意・樂・喜・捨と、信等の五根と及び具知根となり。

已知根と必俱

若し已知根を成ずるも、亦定んで十一を成ず。〔其の〕十根は

上の如く、及び已知根なり。

未知根と必俱

若し未知根を成ずれば、定んで十三を成就す。謂はく、身・

命・意・苦・樂・喜・捨と、信等の五根とす及び未知根となり。

### 第五節 根成就の極少なると極多なる

に就きて

第一、根成就の最少限度

諸の極少なるは、幾根を成就するや。

頌に曰はく、

(20) 極少なるは八なり。無善は、受と身と意と命とを成ず。

愚の無色界に生ずるは、善と命と意と捨とを成ず。

斷善根は八

論じて曰はく、已に善根を斷ぜるもの (sannucchinā kusā-

Janā) を、名けて 無善 (nīṣubhā) と爲す。彼れ若し極少な

るものならば、八根を成就す。謂はく、五受根、及び身・命・意

なり。

受 (Pā) とは、謂はく、能受 (の義)。能く領納するが故に、

或は是れ 受の性なるが故に、名けて受と爲す。圓滿の性に、

圓滿の名を立つるが如し。

頌文の舊譯

‘Sāra kamaṇa dāna navaṅga va-

正死人棄捨、於無色命意、捨根。於色八、欲界十、九、八、

(Tā) kammaṅgaṇa tu oṭṭavari

śābho sarvāna peṭṭha ca.

次第死捨四、於諸諸處五。

大意。有情の將に命終せんとする最後に幾何の根を滅するかを明さんに、先づ染汚無記心に死する者に就きて謂はば、欲界には死する形式に頓死と漸死と二有中、頓死者は二形者在りては、眼より意に至る六根と捨と女男根等合して十根を捨し、一形者は準じて九根、無形者は八根を滅す。若し漸死者ならば、只身命意捨の四根を最後の二剎那に滅す。

色界に在りては、眼等の五根と命意捨根との八を以て、命終者の最後の位に滅する根の數と爲し、無色界に在りては、命意捨の唯、三根を以てその數とす。若し善心にて死する者は三界の別に拘はらず、乃至欲界にはその死の頓なるも漸なるも共に信等五根を具するが故にそれ丈滅根の數を増すと知るべしとなり。

【201】無色界以下は、信等の五根を除きて説く。之れ、後に「若し善心にて云云」云々如く、今は専ら染汚無記心にて死するものにつきて論ずるが故なり。

【202】即ち前の三根とは次前の三根といふに同じく、命と意と捨とを指す。

【203】色界に生るるは胎・卵・濕生によらず。凡て化生なるが故に、かくいふなり。

【204】漸終とは、漸漸に命終する意。

【205】根を分別する云云。或人は一切の根法、其位の差別、及び功德の差別を思擇すべしと解し、或人は根を分別する中」とは、發智、婆沙の根蘊を指す。其中

五根と必俱者

若し眼根を成すれば、定んで五を成就す。謂はく、命・意・捨・身の根と、眼根となり。

耳・鼻・舌の根も、應に知るべし、亦五〔を成ずることを。中に於いて〕、前四は、眼の如く、第五は自根なり。

喜根と必俱者

若し喜根を成すれば、亦定んで五を成す。謂はく、命・意・捨・樂・喜の根なり。

禪

第二靜慮地に生じて、未だ、第三靜慮を得せず。下を捨して、未だ、上を得せざるもの、此れは何れの樂根を成ずるや。

答

當に言ふべし。「第三靜慮の染汚の樂根を成就す」と。餘は未だ、〔之れを〕得せざるが故なり。

苦根と必俱根

若し苦根を成すれば、定んで七を成就す。謂はく、身・命・意と四受となり。憂を除く。〔之れその離欲のものに無きが故なり〕。

女男根と必俱根

若し女根を成すれば、定んで八を成就す。〔其の〕七は、苦の如く説くべし。第八は女根なり。若し男根を成ずるも、亦定んで八を成す。〔其の〕七は、苦の如く説くべし。第八は男根なり。

五善根と必俱根

若し信等を成すれば、亦各八を成す、謂はく、命・意・捨・信等の五根となり。

分別根本品第二の一

〔三六〕 豈に等は間。化生は、論八に、一切生中、化生最も勝ると有り。然るに二形は惡業所感なるが故に彼れと之れと相容れざるが如き故に此の問を作せるなり。

〔三七〕 惡趣等は答。化生には種種有りてその凡てが最も勝るには非ず。地獄の有情は凡て是れ化生なり、又餓鬼にも化生有り。之れ等惡趣の中には、惡業所感の二形も有りとの答意。

〔三九〕 欲界は等。上の頌文に欲・色二界のことを唯、欲・色とのみいひ、界の字を略せる理由を掲ぐ。

〔四〇〕 契經云云。雜阿含十四〔第三四七經大正二、九七頁上〕に曰く、

寂靜解脫超〔色無色、身作證具足住〕云とあり。茲に、此の契經を引く所以は、三界中、特に無色界に對して色界の特長が色にあることを示さんが爲めにして、色を過ぐと言へば、無色界なることを示す程、色界に於ける色の義は著しきものなりとなり。

〔四一〕 寂靜解脫〔samāvihāra〕とは、八解脫中の第八減盡定の解脫の事。

〔四二〕 六とは眼等の五根と命根。

〔四三〕 上は云云。頌の中に無色界のことを上と記したることを釋す。無色には方處なきが故に、地の上ともいひ難きが故に、定と生とに於て勝る點より上と云ふとなす。

〔四四〕 無色界には女男根は勿論、眼等の五色根もなきを以てなり。

〔四五〕 何れの界の死位には等。以下死位に於ける減根の多少を明す。

光記三、六七頁參照。

(15) nirodhavāty uparāmanā  
anāpāya jīvitān manāh  
upokāśipā oca[iva] rūpe

一四九

—(149)—



せず。

樂根

樂根は、異生の第四定及び無色界に生ずるものは、定んで成就せず。

喜根

喜根は、異生の三、四定及び無色界に生ずるものは、定んで成就せず。

苦根

苦根は、若し色、無色界に生ずるものは定んで成就せず。

憂根

憂根は、一切の欲貪を離れたるものは、定んで成就せず。

五善根

信等の五根は、善根断のものは、定んで成就せず。

未知根

初めの無漏根は、一切の異生及び已住果のものは、定んで成就せず。

已知、具知根

後の無漏根は、一切の異生と及び有學の位とは、定んで成就せず。

相互必ず成就する根に就きて

樂根と必俱者

非遮の位に於いては應に知るべし。前に説く所の如き、諸根皆定んで成就すること。

身根と必俱者

若し樂根を成ずれば、定んで四を成就す。謂はく、命・意・捨と及び此の樂根となり。  
若し身根を成ずれば、亦定んで四を成ず。謂はく、命・意・捨と及び此の身根となり。

生ずる有情は、彼の界に色無きが故に唯、命根の一をのみ得し、色界の有情は受生の初には眼等五根と命根との六を得ず。欲界に在りては有情の受生に四種の別ある内、胎生(胎藏より生ずるもの)、卵生(卵殻より生ずるもの)、濕生(濕氣より生ずるもの)の三は、受生の初めには、身と命との二根を得し、化生の者は六根を得すると七根を得すと八根を得するとの別有りとなり。(四生のこと世間品参照)

【二八】中有の位を去りて生有の初に到れる位をいふ。その際は他の諸根が未だ發生せざるを以て、唯、命・身の基礎的根のみあるなり。

【二九】彼等は等は問。有部に依れば受生と命終との二位には、捨根が必ず相應し、又受生の時には意根が必ず起る。其の二を何故に今は一緒に數へざるやといふ詰問なり。

【三〇】此れ等は答。意・捨二根は續生の時に起りつつあるも、父母に對して懷く愛又は毒の染汚と之と相應する意にて受生するが故に、此の意と捨とを無記の異熟根としては數へずとなり。因に、苦・樂・憂・喜・信等の五根も初受生位に成就することありと雖も、此等は異熟生に非ざるが故に、茲に説かざるなり。

【三一】化生等は、其の中に中有を含む。化生とは、托する所なくして頓に生ずるものをいひ、從つて諸根も頓起す。

【三二】無形とは、女・男の根なき者。

【三三】六根とは、眼等五と命根。

【三四】劫初云云。世界の最初に生ずる有情には男女根なく、六根頓得なりとはこれ定説なり。

【三五】一形の者とは、男女の一根有る者。此の一根を加ふる故に七根となる。次の二形も類して知るべし。

【三六】諸天とは欲天なり。

幾を定んで成就するをや。

頌に曰はく、

(17) 命・意・捨を成就すれば、各定んで三を成就す。

(18 19) 若し樂、身を成就すれば、各定んで四を成就す。

眼等及び喜を成ずれば、各定んで五根を成す。

若し苦根を成就すれば、彼れは定んで七を成就す。

若し女と男と憂と、信等とを成せば各八を成す。

二の無漏は十一、初めの無漏は十三なり。

論じて曰はく、命・意・捨の中、随つて一を成就すれば、彼れは定んで、是の如きの三根を成就す。

此の三の中、随つて、所闕あれば所餘の根を成就する者有る可きに非ず。

此の三根を除きて餘は皆不定なり。謂はく、或ひは成就し、或ひは成就せざればなり。

必ず不成就なる根と其の場合

此の中、眼・耳・鼻、舌の四根は、無色界に生ずるものは、定んで成就せず。若し欲界に生ずるものも未得と已失となれば、亦成就せず。身根は唯だ無色界に生ぜるもののみ、定んで成就せざる有り。

女男根 女男の二根は、上二界に生ずるものは、定んで成就せず。若し、欲界に生ずるものも、未得と已失となれば、〔俱に〕亦成就

分別根本品第二の一

は修所斷にして、無漏なるは非所斷、三無漏根は非所斷なり。

【二六】意等の四根は、八十八使の見惑(隨眠品参照)と相應する時は見所斷にして、無漏と相應する時は非斷、八十一品の修惑と相應する時は修斷なり。此の修斷中又二斷有り。若し修惑と相應する時は自性斷にして、若し有漏の善又は無記の意等ならば縁縛斷なり。

【二七】不染汚等。三因を以て、七色根以下の見斷、非所斷に非ざることを叙す。前二因に就きては第二卷第十三節に、不染と非六生との色は定んで見斷に非らずと説ける條参照。有漏なるが故に非斷ならざるは言ふ迄もなし、此の中、七色根と命根とは不染汚なるが故に、又、苦根は非六生、即ち第六意識の所生に非ざるが故に、見所斷に非ず、されど有漏法なるが故に修所斷なり。非無漏なるが故に非斷なりとなり。

【二八】信等の五根は、有漏なるは修道所斷に屬し、無漏なるは非所斷に屬す。然れどもその自體、染汚にあらずるを以て見所斷にあらずとなり。

【二九】何れの界において云云。以下雜分別をなす中、今は受生に際して得る所の異熟根のことを叙す。

婆沙卷第一四七(毘曇部十四、二四一頁以下)、舊譯卷二、一七六頁上、正理卷九、光記三、六六頁中。参照(14) kāmav' adan' vipāko dve

bahyate, nopapadukālyi, tuhi, soḍ' vā (soḍḍa vaṅḍan vā, soḍ) rūpeḍ', (ekam' uttaranam).

舊譯

欲中初得二、果報、非二化生、彼得六、七、八、色中六、餘一。大意。偈文の意を逆にして上界より云はば、無色界に

一四七

と問ひて、十一根なりと、答ふるにあらずや。云何ぞ、乃ち、九根に由りて得すると言ふや。

實には、第四〔阿羅漢果〕を得するは、但だ九根に由る。而も、本論に、十一根と言ふは、一身の中の容有〔の義〕に依るが故に説けるなり。謂はく、一三二七の補特伽羅あり。無學の位より、數數退し已りて、樂・喜・捨〔の中〕の隨一の現前するに由り、數復た阿羅漢果を證得すること有る容し。斯れに由りて、本論には十一根と説くも、然れども一時に、三受の俱起することは無し。是の故に、今は定んで九根に由ると説く。不還果の中に於いては、何ぞ是の如く〔十一根と〕説かさざるや。

不還果の十一根得無き所以

樂根にて不還果を證すれば、後時に於いて、退する義の有ることを得る無し三三〇。亦退し已れば、樂に由りて復た得すること無きを以てなり。  
先に離欲して、第三果を超證し、還つて退する義有るに非ざるは、此の離欲の果は二道の所得にして、極めて堅牢なるが故なり。

### 第四節 根の成就に關する二十二根相

#### 互の關係

今應に思擇すべし、何れの根を成就せば、彼の諸の根の中の

りとの意。

【二五】苦根無きは等は、以下色界に苦根無き理由を叙ぶるに二義有り。初義は有情の身が淨妙なるが故に、觸惱を生ずる苦依無く、後義は不善法なきが故に苦の境無きが故に苦根無しといふにあり。

【二五】憂根等は憂根の色界になき理を述ぶ。之にも二因あり。一は奢摩他三三三の定の力にて、相續の身を潤養するが故に憂根の依たるもの非ず、二は心を憤らし惱害する事も無く、憂の境も無きが故にといふなり。

【二六】奢摩他〔*Samatha*〕。又、舍摩他、奢摩陀、舍摩陀等にも作る。禪定七名の一にして、止・寂靜・能滅等と翻じ、心を攝して、散亂を離るるをいふ。色界の身心はこの力によつて潤はさるるが故に、憂なしとす。

【二七】惱害の事〔*agāta-vivāṅga*〕。惱害は憤發すること。事は境界にして、惱害の事無しとは心を憤發せしむる對境なしとなり。

【二八】婆沙卷第一四四〔曼昆部十四、一九八頁以下〕舊譯卷二、一七六頁上、正理卷九、光記三、六六頁中。【二九】是の如く云云。上を結んで、次に、諸門分別の第六、三斷門を叙す。

(13) [mano]vīthirāyaṃ [tṛaṭṭhā],  
dvihoṇā duramaṇasā,  
[nava] bhāvanāyā, paṭṭa  
na hevaṅy, apī na troyam].

舊譯——  
意三、受三種、見修滅憂根、九修道滅。五、或非滅、三非。

大意。二十二根を見修・非斷の三斷門の見地より分別すれば、眼等の五、女・男・命・苦の九根は唯修道によつて斷すべく、意・喜・樂・捨の四根は三斷に通じ、憂根の一は見修の二斷に通じ、信等の五根は、その有漏なる

倍離欲のもの  
不還果の得  
世間道に據る

倍離欲の超越證の者は、預流果の如く九根に由りて得す。  
若し、不還果の次第證の者ならば世間道に依りては、七根に由りて得す。

出世道に依りては、八根に由りて得す。前の次第〔證の者〕の一來果を得するが如し。

全離欲のもの

全離欲の超越證の者は、九根に由りて得す。前の超越〔證の者〕の一來果を得するが如し。

一來、不還の區別

總じて説けば、然りと雖も、而も〔一來果と不還果との間に〕差別有り。謂はく、此れは依地に差別有るが故に、樂・喜・捨の中に、隨つて一を取る可きも、前果の超越は唯一の捨根のみなればなり。

特に根本地に入る不還果の場合

又、次第して不還果を證する者は、若し第九の解脱道の中に於いて、根本地に入るときは世間道に依りては、八根に由りて得することあり。〔即ち〕彼の無間道は、捨受と相應するも、解脱道の中には、復た喜受有り、此の二受相資けて、第三果を得すればなり。離繫得に於ける、〔引、依〕二因は、前の如し、

出世道に依りては、九根に由りて得す。〔其の中〕八根は、前の如くにして、已知は、〔其の〕第九なり。無間〔道〕と、解脱〔道〕とは、此〔の〕已知根が、俱に有るが故なり。

阿羅漢の九根得説に關して

豈に、根本阿毘達磨に、幾の根に由りて、阿羅漢を得するや

分別根本品第二の一

舊譯卷二、大正二九、一七五頁下、正理卷第九、光記三、六六頁上。

【三六】二十二根云云。諸門分別の第五三界繫門を辯ず。  
【三七】(13) *kāmaṅgaṇa amāṇaṇa hitvā, rūpaṅgaṇa sīrīmaṇḍīya*

*dubbhaṇḍa ca hitvārūpyaṅgaṇa sukha eṅgaṇa rūpa ca,*

舊譯

欲界有除淨 色有除男女、  
二苦、無色有、 除二樂及色。

大意。若し欲色無色の界繫を以て分別せば、欲界に屬するものは、二十二根の中三無漏根を除きたる餘の十九根。又色界に屬するものは、三無漏根と、女男二根と、憂苦二受根とを除きたる餘の十五根。無色界に屬するものは唯命意捨及び信等五との八根のみなり。又二十二根中全く三界に繫屬せざるは後の三無漏根なり。蓋し三界の自性は有漏なればなり。

【三八】大毘婆沙論、卷一四五(毘婆沙部十四、二一六頁)に三の有説を擧ぐるものと比較せよ。

【三九】彼れとは、色界の有情。

【四〇】契經等。中阿含二十八瞿曇經、大正一、六〇七頁中に曰ふ。

「女人不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>五事、若女人作<sub>二</sub>如來無所著等正覺、及轉輪王、天帝釋、魔王、大梵王<sub>一</sub>者、終無<sub>レ</sub>是處。若男子作<sub>二</sub>如來無所著等正覺、天帝釋、魔王、大梵王者、有<sub>二</sub>是處<sub>一</sub>、云云。」

【四一】處(ethana)とは、道理の準。「ことわり」と訓ず。  
【四二】容(avaṭṭāṇa)とは容有の義。可能性をいふ。容も無しとは有る容きことも無しとの意なり。

【四三】別に等。經を通ずる文。別に男根は無きも、欲界の男の如き勇猛なる相を具するが故に男と名くるな

一四五



沙門果に於いて初めと後とに居するが故なり。

「中」とは、謂はく、一來と不還との果なり。此れは初めと後とに觀〔待〕して、中間に在るが故なり。

初めの預流果は九根に由りて得ず。謂はく、意及び捨と信

等の五根と、未知當知と已知とを九となす。

未知根は無間道に在り。已知根は解脫道に在り。此の二が相

資けて、最初の果を得ず。〔この二根は〕其の次第の如く、離繫の得に於いて能く引因と依因との性と爲るが故なり。

阿羅漢果も亦、九根にて得ず。謂はく、意と信等の五根と已知、具知と及び喜・樂・捨の〔三〕の中の隨一とを九と爲す。

已知根は無間道に在り。具知根は解脫道に在り。此の二、相

資けて、最後の果を得ず。其の次第の如く、離繫の得に於いて

能く引因と依因との性と爲るが故なり。

中間の二果は其の所應に隨つて各各七・八・九の根の得する所と爲る。

所以は何ん。

且らく、一來果の次第證の者は、世間道に依りては七根に

由りて得ず。謂はく、意及び捨と信等の五根となり。

出世道に依りては、八根に由りて得ず。謂はく、即前の七根と

已知根の第八となり。

一來果の得  
世道に依る  
出世道に依る

より起るが故に、善惡に周りて無記には通ぜず。

【三五】前の八とは眼等の五、女男の二、及び命の一、合して八をいふ。

【三六】最後の三とは、三無漏根。

【三七】八とは、二十二根の中に在る眼等の五根と女男根と命根とにして、最後の三とは三無漏根なり。

【三八】婆沙卷第一四四（毘曇部十四、一九一頁以下）舊譯卷二、大正二九、一七五頁下、正理卷九、光記三、六五頁中。

【三九】二十二根云云。諸門分別の第四、三性門の分別を明す。二十二根の善惡を論ずるなり。

【四〇】(11.) kusalam aslakarū, dvābha dharmasūyapī, manno

'nyā ca vitis tvaīhāyud

ekadha.

舊譯

八根善、二種、憂意及餘受、三種、餘一種。

大意をいへば二十二根中、眼等の五と、女男の二と命と所謂前八根は其の性善に非ず、惡に非ずして是れ無記なり。意根及び喜樂苦捨の四受は三性に通じ、憂根は善惡の三性に周り、信等五根と、後の三無漏根とは唯善の一性に周る。

【六一】信等八根とは信等五根と、三無漏根。

【六二】數次は後に居る云云とは、二十二根の配列順の上にては信等の五根及び三無漏根は後に在りと雖も前節の終り本節の直前に之を脱ける文章の勢に乗じて、引續きて他の根より先に信等の五根と三無漏根とを述ぶとなり。

【六三】三とは善、惡（又は不善）、無記。

【六四】眼等の八根とは、眼等の五根と女男命の三根。

【六五】婆沙卷一四五、（毘曇部十四、二一四頁以下）

欲の漸死者の時

是の如く説く所は頃に命終するものに依りてす。

若し、漸に命終するものならば、「最」後に唯、四を捨す。謂は

く、欲界に在りて漸に命終する時は、身・命・意・捨が最後に滅す、

此の四は、必ず前後に滅する義無ければなり。

是の如く説く所は應に知るべし、但、染と無記との心にて命

終するものに依ることを。

若し、三界に在りて善心にして死する時ならば、信等の五根

を必ず皆、具有す。故に前説したる一切の位の中に於いて、其

の數は皆、應に信等の五を加ふべし。謂はく、無色に於いては増

して八根に至り、乃至、欲界の三〇五漸終は九に至るなり。中間の

多少は理の如く應に知るべし。

### 第三節 四沙門果は二十二根中の幾根

にて得するや

根を分別する中に、一切の根法、皆、應に思擇すべし。三〇六二十

二根の幾か能く何れの沙門果を證得するや。

頌に曰はく、

(16) 三〇九九は邊の二果を得す、七と八と九とは中の二なり。

(17) 三〇九十一は阿羅漢なり。一の容有に依りて説く。

論じて曰はく、「邊」とは、謂はく、預流と羅漢との果なり。

分別根本品第二の一

異熟なれども、二根のものは、そのもとが不善業の所感たる爲に、一根なるべきものが、二根并在するに至れるなり。

【四】婆沙卷第一四四、毘曇部十四、一九六頁下、舊譯卷二、一七五頁下、正理卷九、光記三、六五頁中。

【五】是異熟とは、それ自體の異熟なること、非異熟に對す。

【五二】二十二根の中云云。諸門分別の第三、有異熟無異熟門を明かす。當來に異熟果を有するを有異熟と稱し、當來に果なきを無異熟と稱す。

(10.) tat tv

ekam savjakam dasa divdha

舊譯——一定、有報、十二種。

(11.) nanonvayitinandhadi;

舊譯——意餘受信等。

大意。二十二根の中、愛根は其の性善又は不善にして有記性の且つ有漏なるが故に有異熟なり。眼等の五根は女、男、命の三と共に唯無記の性なるが故に、又未知等の無漏の三根は無漏なるが故に合して十一根は常に無異熟なり。意根と、喜根との四受根と信等の五根との十は二種に通ず。意及び三受根(喜・樂・捨)の善不善の有漏なるは有異熟にして、無記と無漏とは無異熟、又苦根の有記なるは有異熟、無記なるは無異熟、信等の五根の有漏なるは有異熟、無漏なるは無異熟なり。

【五三】唯の梵語は都 (tu) 實に、誠に等の強めの語。定んでの梵語も都 (tu) といふに由る。此の唯は簡持の義と稱し、他を簡別排斥して、自體を維持主張する義。

【五二】越とは次第順序を越えて先に説く意。その顯勝なるに由る。

【五】強思 (vīruḥ parivāsa) とは強分別の義。強分別

一四三

第二節 三界死位に滅する根に就きて

101. 異熟根の最初の得を説き已りぬ。

何れの界の死位には幾の根が〔最〕後に滅するや。

頌に曰はく、

(15) 正に死せんとするとき、諸の根を滅すること、無色は三なり、色は八なり。

欲の頓は十と九と八となり。

(16) 漸は四なり、善は五を増す。

論じて曰はく、無色界に在りて將に命終せんとする時には、

命・意・捨の三が最後に滅す。

若し、色界に在りて將に命終せんとする時ならば、即ち前の

三根と及び眼等の五と是の如きの八種が最後に滅す。一切の化

生は必ず諸根を具して、生死するが故なり。

若し欲界に在りて頓に命終する時ならば、十と九と八との根

が最後に滅す。謂はく、二形の者は、〔最〕後に十根を滅す。即ち

女男根と並びに前の八種となり。若し一形の者ならば、〔最〕後

に九根を滅す。女男の中に於いて随つて一種を除けばなり。若

し、無形の者ならば、〔最〕後に八根を滅す。謂はく、女男無く、

唯、前の八のみ有ればなり。

【三四一】毘婆沙師以下。以上、分別に約して釋せば、喜根にも同じき立場にあるが故に今は離欲者に約して釋す。憂根は欲界に局するが故に離欲(欲食煩惱を離れたる)者には無きも、異熟は三界の惑を離れたる羅漢に於ても在り。故に憂根は非異熟なりとの意。

【三四二】外難なり。憂喜は共に分別より生ずるが故に、離欲者に已に憂なしとせば、同様に異熟の喜をもなしとせざるべからざるなり。然るに毘婆沙師はありといふ。いかなる理由、特徴(相)によりてありと知るかとの詰問なり。

【三四三】彼の有の相云云は毘婆沙師の答。離欲者にも、善の喜根があるといふ特徴より推して、無記の喜根もありと知り得るとなり。

【三四四】此の位とは離欲の位。

【三四五】一切類とは、定位、非定位總ての場合を指す。已離欲の者には此の總ての位に善なる憂根も無く、染汚なる憂も無く、憂と名くべきものは一切無し。而も若し異熟ならば、此の位にも有る管なりとの意。

【三四六】眼等以下は問答を息めて異熟なる諸根の善趣惡趣に在るものの善惡業の何れの果なりやの分別をなすなり。此の中、眼等の八根とは、眼等の七色根と命根となり。

【三四七】三惡趣とは、地獄餓鬼傍生(畜生)等の不可愛の趣なり、この趣とは有情の輪廻して趣く所の意なり。

【三四八】俱の異熟とは、善・惡業の異熟の果のこと。喜樂捨の根と相應する意根ならば、設ひ惡趣の意根にても善業の感、若し苦根と相應する意根なれば、人天の意根にても惡業所感なり。

【三四九】善趣云云。上に善趣の八根は、善の異熟と説き來れるがその中には女男根も在り。此の二は勿論善の

特に、欲の頓死者の時

染又は無記心にて命終する場合

特に、欲の化生に就きて

二九六 此れは續生する時には、定んで染汚なるが故なり。

二九七 化生の初位には、六と七と八とを得ず。謂はく、無形の者は

二九八 初めに六根を得ず。〔例へば〕、劫初の時の如し。

何等をか、六と爲すや。

謂はゆる眼・耳・鼻・舌・身・命なり。

二九九 若し、一形の者は初めに七根を得ず。諸天等の如し。若し二

三〇〇 形の者は初めに八根を得ず。

三〇一 豈に、二形にして化生を受くる者有らんや。

三〇二 惡趣には、二形の化生有るべし。

欲界中の初得の根を説き已りつ。今、次に當に色・無色界のを

説くべし。

三〇三 欲界は欲、勝るるが故に、但だ欲と言ふ。色界は色勝るるが

故に、但だ色と言ふ。

三〇四 契經に亦、言はく、寂靜なる解脱は色を過ぎて無色なりと。

色界においては、初めに 六の異熟根を得ず。欲〔界〕の化生

の無形なる者の如く説くべし。

三〇五 「上は唯、命なり」とは、謂はく、無色界は定勝れ、生も勝る

るが故に、「上」の言を説く。

無色界の中の最初に得る所の異熟根は唯、命のみにて、餘に

非ず。

分別根本品第二の一

業 (cupāṣe vedhinīyā karma) とを説く經文を以て、

上の業根を一向に異熟に非ずと説けるにつきての難問

を呈する所以は、要するに難者は愛受に順ずる業とい

ふこの順の字義を愛受として異熟果を招く業とするが

故に愛根も異熟果たることに成る。有部にては茲の業

を意即ち思業と解し、順の字を相應と解して愛受に相

應する思業と解すること樂受に相應する觸を順樂受觸

とするの義と同様なるが故に、經文に説く所も愛根を、

異熟に非ずと解して差支へなしとなり。

【三〇三】若し爾らば、再難。有部にては喜捨二受を異熟

と立つるが故なり。

【三〇四】汝の欲する所云云。有部の答、汝の云ふ所に從

つて此の喜捨の二は異熟と見るも、業と相應する非異

熟なる受法と見るも差支なしとの義。

【三〇五】難を云云。舊譯には

若爾由無能 故皆許 如此 此

有 何別道理、能立 愛非 果報。

【三〇六】差別とは、衆多の不如意の事を言ふ。即ち衆多の

不如意の事を分別するとき愛の分別となる。從つて不

如意の事たる欲貪・瞋等を止息すれば分別たる愛も亦

止息す。故に差別あれば愛生し、止息すれば愛も止息

するなり。是れ止息も亦然りといはるる所以なり。



七色命苦は修斷

七色と命と苦と(の根)は唯、修所斷なり。不染汚なるが故に、非六生なるが故に、皆、有漏なるが故に。

信等の五根は修所斷、非所斷

信等の五根は或は修所斷なるあり、或は非所斷なるあり。染汚に非ざるが故に、皆、有漏と及び無漏とに通ずるが故に。

三無漏根は非所斷なり

最後の三根は唯、非所斷なり。皆、無漏なるが故に、無過の法は是れ所斷に非ざるが故に。

### 第三章 二十二根と得成就

#### 第一節 三界初生位初得の異熟の根數

に就きて

已に諸門の義類差別を説きつ。

何れの界に於て、初めに幾の異熟根を得するや。

頌に曰はく、

(14) 欲の胎・卵・濕生は、初めに二の異熟を得ず。

化生は六・七・八なり。色は六なり、上は唯、命のみ。

欲界初得の異熟根

論じて曰はく、欲「界」の胎と卵と濕との「三」生は初めの受生の位には、唯、身と命との二の異熟の根のみを得ず。此の三生は根の漸く起るに由るが故なり。

彼れは何にして、意と捨との二根を得せざるや。

(大正二六、一〇三一頁中) 毘曇部十八、五九六頁參照。

【三三】 傍論以下、正論に復す。

【三五】 有記(śābhitā)とは、記すべき性有りて無記に非ざることの意味す。憂根は善、不善の性にして、信等八根は唯はれ善性に局るが故なり。

【三六】 所長養なる(anupāyika)とは、先天的のものに非ず、異熟に非ざること。後天的に飲食等にて長養するもの義。

【三七】 四受とは、五受根中、憂を除く四受根なり。

【三八】 威儀路なるは「威儀路に關する」(kāryāpathaka)にして威儀路なる意及び受の意なり、即ち行住坐臥等の威儀の中に活動する意と受とを取る。

【三九】 工巧處なることは、工巧處に關する(catīpatha-anika)と言ふ形容詞にして工巧處に關する意及び受との義なり。工巧に身語二工巧の別有り。細工、描畫等は前者より起るものにして、詠歌の如きは後者に基く。

【四〇】 能變化なる(auśmanika)は通力を以て種種の變化をなす時の心及び受なり。

【三一】 其所應に隨つてとは、威儀等に關するものは意の性に屬するを以て、苦根なく、また三界の中には、樂、喜根の無き地あるを以てなり。謂く、欲界の威儀路に關する意根と其と相應する喜、捨根は異熟に非ず、色界の威儀路に關する意根は異熟に非ず、及び其意根と相應する各地に在る受根もまた然り。工巧處に關する意と受とは准知すべし。能變化に關する意と受とは五地(欲と四靜慮)に通じて、唯捨根のみにして異熟に非ず。或は威儀路、工巧處、能變化は等しく常に唯捨根とのみ相應すと云ふ説もあり。(釋友)

【三二】 順喜受業(satumanasya-vohān-yaṃ kamma)と順憂受業(ānāmanasya-vohāniyaṃ kamma)と順捨受業(ānāmanasya-vohāniyaṃ kamma)と順捨受業(ānāmanasya-vohāniyaṃ kamma)と

男相有り。謂はく「色界には」、欲界の中の男身の所有「の相」あり。「男根有るには非ず」。

苦根無きは身の淨妙なるが故なり。又彼「の界」には不善法有ること無きが故なり。

憂根なきは奢摩他の相續を潤すに由るが故なり。又、彼「の界」には、定んで、惱害の事無きが故なり。

無色界八根

無色には前の如く、三無漏と女・男・憂・苦を除き、並びに五色及び喜・樂の根を除く。准じて知る、餘の八根は無色界繫にも通づることを。謂はく、意と命と捨と信等の五根となり。

第六節 三斷門

是の如く已に欲界繫等を説きつ。

二十二根の中、幾か見所斷、幾か修所斷、幾か非所斷なるや。

頌に曰はく、

(18) 意と三受とは三に通ず。憂は見と修との所斷なり。

九は唯、修所斷なり。五は修と非となり。三は非のみ。

論じて曰はく、意・喜・樂・捨は一一、三「斷」に通ず。皆、見と修と非との所斷に通ずるが故に。

憂根は唯、見と修との所斷に通ず。無漏に非ざるが故に、「非

所斷には通ぜず

意喜樂捨は三斷なり  
憂は見修の二斷なり

分別根本品第二の一

ことは、佛の蘇波陀羅 (Sudhara) を濟度する爲めに三月の命を延ばしたりといふ因縁を指す。

【二六】生を利すとは、衆生を濟度利益する義。

【二七】又、先きに自ら等。唯だ三月の命を留めたる自由の第二なり。佛が定に於いて自在を得せることを顯はす義なりとす。長阿含第二の遊行經には佛がこの言を再三阿難に對して繰り返し、而も阿難の之れを解し得ざりしことを説けり。今の説は、佛がその言を證明せんが爲めに三月の壽を留めしといふ説なり。

【二八】四神足云云。佛本行經に曰はく、「佛以三神足力、更存壽三月云云」と。蓋し所謂神足力とは四神足の謂なり。四神足とは、一、欲如意足、二、精進如意足、三、心如意足、四、觀如意足にして凡て意に任せて自由自在なる定のことにして詳細は此の論二十五參照。

【二九】毘婆沙師とは、第二説なり。

【三〇】蘊魔 (skandha-mara) とは、五蘊積集の身の事に於て、此の魔は死を嫌ひて、何時迄も永遠に此の身を七の世に止めんと欲す。佛の捨壽は此の魔を伏せることを顯はす。

死魔 (maranā-mara) とは、死のことにして、此の魔は行者を促して、早く無常に歸せしめんと欲し、今世に永く住することを嫌ふ。佛の留壽は此の魔を伏せることを示すとの解。

【三一】菩提樹下云云は、佛が尼連禪 (Niranjana) 巴利 Kermajira) 河畔の菩薩樹下に於いて大覺成道せる時のことに關す。

【三二】天魔 (deva-putra-mara)。又は自在天魔といふ。欲界第六天即ち他化自在天の魔王は能く人の善事を害するが故に魔と名く。

【三三】煩惱魔 (kleśa-mara) とは、煩惱のことにして、此の魔は有情を染汚す。四魔のことは發智論卷第二〇

第五節 界繫門

是の如く已に善、不善等を説きつ。

二十二根の中、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なるや。

頌に曰はく、

(12) 欲と色と無色との繫は、次での如く後の三と、

兼ねて女と男と憂と苦とを除き、并びに色と喜と樂とを除く。

欲界十九根

論じて曰はく、欲界には後の三無漏根を除く。彼の三根は唯、不繫なるに由るが故に、准知するに欲界繫には、唯、「餘の」十九根有り。

色界十五根

色界は前の如く三無漏根を除き、兼ねて男・女・憂・苦の四根を除く。准知するに、「餘の」十五根は亦、色界繫に通ず。

女男「根」を除くは、色界は已に三六九 婬欲三六八の法を離るるが故に、「而して亦」女、男根ある身の醜陋なるに由るが故に「彼には無し」。

若し然らば何が故に、三六九 彼れを説きて男と爲すや。

何れの處に於いて説けるや。

契經の中に説く。契經に言ふが如し、「女身の梵と爲る處りも三七一 なく、容も無く、男身の梵となる處りも有り容も有り」と。別に、

の者の共同の部分即ち相似の義にして各個身をいふ。

【一五〇】此れに由りてとは施業に由りての義。

【一五〇】暫らく、住すとは、佛が八十歳の上に尙三ヶ月の命を留めしを指す。

【一五七】「多」の言等。多壽行多命行の多の字を釋する文。

【一五八】命行、壽行の行の字は此の第一説にては行は有爲瀑流の義なり、即ち、命根は有爲生滅の法にして、刹那刹那に生滅するが故に行といふ意。

【一九〇】有が説く等は、有部の第二説なり。命壽の實體を執するは正量部又は犍子部也。(宗輪論疏及び Kāvā bhavatha I. 1. 參照)。

【三〇〇】有るが説く云云。第三説にして光記に據れば之れ經部の主張なり。經に多行と云ふは有部の義に反する證を説くものにして、即ち此の多命行・多壽行の命又は壽行とは五蘊或は四蘊衆多の行の上に命又は壽の名を假立せるものにして有爲の異名を説くものなりとす。蓋し、有部が彼の法有論によつて、命根も亦、特殊の獨立の實有法と説くと異なるなり。

【三〇一】行と言ふ可らざるべしとは、經に唯だ世尊は、「多命を留め、多壽を捨す」と説くべし、なんとならば、行とは有爲法の通名にして唯、命壽のみに名くべきに非ざればなりとの義。

【三〇二】世尊は云云。世尊の二多壽行の因由を説く。之れに二説有り。初めは世親の説にして後の一は婆沙の説なり。第一説は死活自在を得ることを顯はすと説き、第二説は、能く衆魔を伏することを顯はすと説く。

【三〇三】死に於て云云は第一説にして、世親の解釋なり。

【三〇四】所化の事 (Chinoyakari) とは、教化すべきことの意。

【三五】〔又〕此れより減じて云云に就きての三月延壽の

精進等の四根との此の十は一一皆、二類に通ず。

意と樂と喜と捨とは、若し不善と善の有漏とならば有異熟にして、若し無記と無漏とならば無異熟なり。

苦根は若し善と不善とならば有異熟なるも、若し無記ならば無異熟なり。

信等の五根は若し有漏ならば有異熟なるも、若し無漏ならば無異熟なり。

### 第四節 三性門

是の如く已に有異熟等を説きつ。

二十二根の中には、幾か善、幾か不善、幾か無記なるや。

頌に曰はく、

唯、善なるは後の八根なり、憂は善と不善とに通ず。

意と餘の受とは三種なり。前の八は唯、無記のみなり。

論じて曰はく、<sup>二五九</sup>信等の八根は一向に是れ善なり。

〔二十二根の中の〕<sup>二六〇</sup>數次は、後に居ると雖も、前〔の文の中、最も後に説ける〕に乗するが故に、先に〔是れを〕説く。

憂根は唯、善不善の性のみに通ず。

意と及び〔憂を除ける〕餘の受とは一一、<sup>二六一</sup>三に通ず。

眼等の八根は唯、無記の性なり。

### 分別根本品第二の一

参照すべし。

【二九】經に云云。世尊の二多壽行を明す。出處不明なるも蓋しこは、世尊が入涅槃の前、大病に罹られたるも禪定力によりて、強ひて之を抑へて入涅槃したまはず、後、三ヶ月を経て八十歳にて般涅槃したまへる事實に關するものとす。之を阿毘達磨論師は前の三ヶ月間は所謂留壽行の結果にして、後の般涅槃は——百歳又は百廿歳を標準として——捨壽行の結果と見るなり。

【三〇】命と壽と等。此の經の文に一方は多命行といひ、他方は多壽行といふ故に不審を起して、命と壽との關係を論ず。婆沙論一百二十六(毘婆沙部十三、二二二頁)には十四説有りて、第一説は今の第一説同様差別無しと説き、第二説は名のみ差別有りと言き、第三説以下は、皆有差別と説く。

【三一】本論とは、品類足論一(大正二六、六四九頁上)参照。

【三二】有る餘師云云は、婆沙の第十一説なり。前世の業果を壽と名けて、捨する方なり。現世の業果を命と名けて留むる法なりと説く。

【三三】有るが説く等は婆沙の第六説なり。因みに佛の壽命を取り扱ふに三分家と五分家と有り。三分家にて云はば釋迦牟尼佛が百二十まで生くるを壽と名け、之を佛の一期住とす。然るに佛はその中四十年を捨して八十歳にて死し入滅せり、即ち佛は其の壽數の三分の一を捨せるとなるを三分家と稱す。之に對して、釋迦牟尼佛所感の壽量を百歳とし、其の五分の一を捨せりとするが五分家なり。何れにするとしても、百二十又は百歳の佛の所感の壽を壽行となし、三ヶ月留まれる間のいのちを命行とせんとするなり。

【三四】此れにとは、命根を指す。附記。衆同分とは衆く



第三節 有異熟無異熟門

是の如く已に<sup>三三〇</sup>是異熟等を説きたり。

二十二根の中、幾か有異熟にして、幾か無異熟なるや。頌に

曰はく、

(10) 憂は定んで有異熟なり。 前の八と後の三とは無なり。

(11) 意と餘の受と信等とは、 一一に皆、二に通ず。

論じて曰はく、前に説く所の如く憂根は當に知るべし、定んで有異熟なることを。

唯と越との義に依りて、頌に「定んで」の聲を説く。謂はく、

憂根は唯、有異熟なると兼ねて「次の如き」二義を具するとの故に、次「第」を越えて説くことを顯はす。

二義を具すとは、「一に」憂は無記に非ず。 強思より起るが故に。「二に」亦、無漏に非ず。唯、「欲界」散地のものなるが故に。

此「(の二義)」に由りて、次を越えて先づ憂根は定んで有異熟なりと説けるなり。

眼等の 前の八と及び 最後の三とは定んで無異熟なり。

八は無記なるが故に、三は無漏なるが故に。

餘は皆、二に通ずること義をもつて准するに已に成ず。謂はく、意根と「憂を除ける」餘の四受と「信と等」の言に等取せる

二、眼等五根  
男女命根三無漏根  
三、意四受根  
信等五根

に行く勢力の如く五十年百年住するその住する勢力の義。

【三三】この留壽行、捨壽行の時の命根は定力の所得なるが故に、異熟にあらずとなり。

【三四】一般の場合の命根は異熟なりといふ義。

【三五】論に依りて云云。次に傍論に入りて、羅漢の留捨多壽行と世尊の留捨多壽行とを明す。

【三六】彼の阿羅漢云云。留多壽行の因縁を説く。今は目的を擧ぐ。

【三七】聖教(ānanda)とは佛陀の御教の意。

【三八】自身云云。以下留多壽行なす所以を明す。

【三九】他を觀する云云は、自身以外に上の目的を遂行し得る人無しと見たる時の意。堪能は力量なり。

【四〇】復た云云。次に羅漢の捨多壽行の因縁を述ぶ。

【四一】有る頌は雜阿含九、第二五二經(大正二、六一頁上)參照。

【四二】梵行とは、持戒の義。聖道とは無漏道即ち八聖道

【四三】此の中等。壽行を捨する人と處とを説く。

【四四】三洲とは、人趣の四洲中、聖者無き北洲を除く。又扇搥等の如きを簡びて女男といふ。

【四五】相續(ānanta)とは、身のこと。

【四六】不時解脫とは、時解脫羅漢の時節至らざれば般涅槃なし得ざるに對し何時にても般涅槃し得る者をいふ。羅漢の最上者なり。而も又邊際定は不時解脫の羅漢にて得せざるもの有りて、かくの如きは、命を延ばし又は促めること能はざるにより、特にこゝに斷はれるなり。

【四七】自在定有りとは、煩惱は無きも定に於いて自在ならざる鈍根の無學を簡ぶ。

【四八】煩惱の無きとき、自在定は得せるも、尙ほ煩惱の有る利根の有學を簡別す。尙ほ此の論二十八を對見

外 雜

毘婆沙師の答

異熟の根の總別に於ける善惡分別の根等八根

意 根

喜 捨

苦 根

二 形

根なきが故に。「而も」、異熟は然らず。故に「憂根は」異熟に非ずと。

若し爾らば應に欲を離れたる有情の異熟の喜根を説くべし。

何の相か有りと知るや。

彼れの有の相に隨ひて、此れが相も亦、然るべし。謂はく、

善の喜根は 此の位に有る容し。無記の異熟も、應に類するに

無きに非ざるべし。「然れども」、此の位の中に於いて憂は

一切種に有る容きこと無きが故に、「憂は」定んで異熟に非らず。

眼等の八根は若し「人天の」善趣に在るものなれば、是れ善の

異熟なり。若し「三」惡趣に在るものなれば、是れ惡の異熟な

り。

意根は善趣、「又は」惡趣に在るに隨つて、是れ 俱の異熟な

り。

喜・樂・捨の根は「人天傍生及び鬼の四趣の中にて」、何れの趣

に在るも、隨つて是れ善の異熟なり。

苦根は善趣「又は」惡趣に在るに隨つて是れ惡の異熟なり。

善趣の中に於いて、「女男」二形有る者は、唯、根の處所のみ

不善業をもつて招く。「一般に」、善趣の色根は善業の引くが故

に。

五十年に縮め、三十年を捨するが如きをいふ。  
【七】尊者妙音等は、留多壽行と促壽とに關する妙音の異説を述ぶ。妙音(Gandhāri)は婆沙論四大論師の一人にして、有部に於ける大哲也。その説は前の説が宗教的といふべくんば、之れは哲學的といふべく、第四の定力によつて、羅漢の欲界に於ける身中に色界の大種を引きて現前せしむ。而してその色界の大種に二種ありて、一は欲界の身を攝益し、他は身を損害す。前者に依りて留多壽行有り。後者に由りて促壽あらしむと説くもの也。

【六】身とは、欲界の身をいふ。

【五】應に是の如く説くべし云云といふ。以下の論説は何もの主張なるやに就きて、古來異説あり、光記は之を經部の説となせるも、寶師は、之を論主の釋とせり。然るに、婆沙論は、之を婆沙中の一有説として擧げ居れり。思ふに論主は婆沙の多説中、此の有説を評取せしものと見るを至當とせん。(婆沙一二六、毘婆沙部十三、二二一頁參照)、勿論婆沙の評家之を取らず。ともあれ、不時解脱の羅漢が過去の業にて感じたる異熟の諸根大種は、自在にして心のままなる定力によつて捨し去り、新に未曾得の定力にて起る長養の諸根大種を引き來りて受く。之れによつて留多壽行有りとな説く者なり。

【四】自在なる三摩地とは、不時解脱の阿羅漢が、何時にても心のままに入定し得るその定力によつてといふ意。

【三】諸根の大種云云。經部にては、有部と異りて、命根に別體有りと許さず。故に諸根の大種が相續して住する時の勢分を假りに命根と名く。

【二】住する時の勢分とは、過去の業力にて引く諸根の大種が、恰も弓を離れたる矢の地に落ちずして、向

分別根本品第二の一

一三五

有部の答

受の相應するに依りて順と言ふに過なし。謂はく、業と憂(受)と相應するが故に、順憂受業と名づく。觸と樂と相應するを説きて順樂受觸と名くるが如し。

外 難

若し爾らば、順喜と順捨との受業も亦、應に是の如くなるべし。〔同〕一經の説なるが故に。

有部の答

汝が欲する所に隨ふも、我れに於いては違ふこと無し。異熟と相應と理に〔於て〕皆、失無し。

外 難

難を逃るる處無くして、〔汝〕は此の通經を作すも、理實には何に因りて憂は異熟に非ざるや。

毘婆沙師の答

憂は差別を分別するにより生ずる所なるを以て、〔其の〕止息することも〔準じて〕亦、然なり。異熟は爾らず。

外 難

若し爾らば喜根も異熟に非ざるべし。〔是れも〕亦、分別に由りて生じ、及び止息するが故に。

毘婆沙師反徵

若し、憂根は是れ異熟なりと許さば、無間業を造り已りて因つて即ち憂を生ぜば、此の業は爾の時應に果、已に熟すと名くべし。

外 難

亦應に是の如くに喜根を徵難すべし。〔謂はく〕、若し、喜根は是れ異熟なりと許さば、勝福業を造り已りて、因つて即ち喜を生ぜば、此の業を爾の時應に果已に熟すと名くべし。

毘婆沙師の答

毘婆沙師は咸く是の説を作す。已に欲を離れたるものは、憂

【一六】僧衆。四人以上を正しく名けて僧と爲す。三人は然らず。婆沙一百十六、(毘婆沙一、四〇一頁)

【一七】別人とは、惡定・無靜定・滅盡定・具道・修道等より起てる個人。

【一八】第五、諸の命緣等。是れ施物勝なり。施物は尋常の物を施すに非ずして、壽命に緣有る衣鉢等ならば、施物として最勝なりとす。

【一九】第六、施し已りて等は依止勝なり。即ち所依止の定の勝ることなり。

【二〇】第四邊際靜慮(Caturtham Prāhokhīṇa dhyaṇam)とは、第四禪のことにて定には四靜慮四無色等の諸定ある中、止と觀との均等なるは四根本靜慮にして、其の靜慮中にても第四靜慮は最上なるが故に之を邊際と名く(光記)。此の論二十七參照。

【二一】第七、定より以下轉業勝なり。定力と願力との二によつて、富の異熟果を感ずる業を轉じて、壽の異熟を感ずる業とすること。以上七個の勝資格を具して初めて次の如き轉業の事を爲し得るものなり。

【二二】富の異熟を感ずる業に關しては光實異解有り。光師は、布施の時の無貪と相應する思の心所を業體とすると説き、實師は過去より羅漢が持ち來れる富を感ずる業なりと説く。蓋し、過去と現在とを問はず、布施の時の無貪と相應する思の心所と見るを至當とすべし。

【二三】復た宿業云云は第二釋にして、此の説にては前生に半分受け残せる壽の業を引き起して、今受くとの義なり。

【二四】苾芻以下は、序に、促壽即ち當然受くべき壽命を他の目的の爲め縮むることを明かす。

【二五】捨多壽行(Sandhujivita-samskāraṃ utarjanti)とは、前の留多壽行を正しく逆にして、八十年の壽命を

憂根・信等の  
五根・三無漏

に、住すること一劫、或は一劫餘ならんと欲せば、心の所期の如く、則便ち能く住すと言へることを成立せんが爲めなり。<sup>三二九</sup>毘婆沙師は、是の如きの説を作す。「今、能く、蘊・死の二魔を伏することを顯はす。世尊は先きに、<sup>三三〇</sup>菩提樹下に於いて、已に、<sup>三三一</sup>天魔と、<sup>三三二</sup>煩惱魔とを伏せしが故に」と。<sup>三三三</sup>傍論已に竟はる。正論を應に辯すべし。

七色根意四受

餘の〔十二根〕は、皆、二に通ず。義准じて已に成ぜり。謂はく、七の色〔根〕と、意根と憂を除ける餘の四受との十二は一一皆、二類に通ず。

七の有色根にして、若し、<sup>三三六</sup>所長養のものならば、則ち異熟に非ず。餘は皆、異熟なり。

意及び、<sup>三三七</sup>四受の若くは善なると、<sup>三三八</sup>染汚なると、若くは、<sup>三三九</sup>威儀路なると及び、<sup>三四〇</sup>工巧處なると、併びに能變化なるとは、〔各各〕其の所應に隨つて、亦、異熟に非ず。餘は皆、異熟なり。

若し、憂根は異熟に非ずと説かば、此の經の所説を當に云何にして通すべきや。

契經に言ふが如し。三種の業有り。<sup>三四一</sup>順喜受業と順憂受業と順捨受業となりと。

分別根本品第二の一

通ず。例へば眼等の五根にして過去の善惡業の招く果報なる時は異熟にして、又飲食睡眠等に長養せるものは非異熟になるが如し。<sup>三四二</sup>【二五】命根は決定して、過去の業の招く異熟果なるが故なり。

【二六】若し云とは、命根は是れ皆異熟といふに付きての間。特に、留捨壽行論に就きては婆沙一二六、毘婆沙部十三、二一六頁下。

【二七】留多壽行 (Odr-krūḍḍhānāketān ahiṣṣyati) 羅漢が佛法を護持するに付きて壽命の任用なる時は、衣鉢等を施して百年千年の壽命を留むる事有り。之を留多壽行といふ。此壽即ち命根につきて、命根は決定して過去の業所引といふならば、現世で留多せる此命根は誰の所引なりやと問ふ意。

【二八】本論等。答。發智論(卷十二)大正二六、九八一頁上によりて釋す。初釋は、現在の布施の行にて現在の命根を感ずるとなり。

【二九】阿羅漢等。以下七つの勝を數へて、留多壽行を辯ず。之れは第一、人勝にして、第一の資格は慶聞の極果たる阿羅漢たること。

【三〇】第二、神通を成就すること。之れは解脫勝なり。解脫に二種有り。智力にて唯煩惱障を斷ぜるを慧解脫 (prajñāvimukta) と稱し、並びに定障を斷ぜるを俱解脫 (cubhaya- bhāga-vimukta) と稱す。今神通は定力によつて顯現し來るものにして、上の二障を離れたる俱解脫の羅漢の成就する所なり。

【三一】第三、心自在とは、修習勝なり。修習とは定を習する義にして、心自在とは入定せんと欲せば思ひのままに入定し得る義にして、之れを不時解脫と稱す。

【三二】第四、僧業に於いて等は福田勝なり。施物を受くる福田(相手)の勝ることを要する條件なり。



1101 有餘師の説く、「先世の業の果を名けて壽行と爲し、現在の業の果を名けて命行と爲す」と。

1102 有が説く、「此に由りて衆同分の住するを名けて壽行と爲し、此に由りて〔衆同分〕暫く住するを名けて命行と爲す」と。

1103 「多」の言は、多念の命行、壽行を留捨することを顯はさん爲めなり。一刹那の命行、壽行に留捨あるにあらざるが故に。

1104 有るが説く、此の〔多〕の言は、「一の命壽なる實體有りて、多時を経て住す」と云ふことを遮せんが爲めなりと。

1105 有るが説く、「此の言は、一實の命・壽の體無く、但だ多行に於いて、假りに是の如き命と壽との二の名を立つることを顯はさんが爲めなり。若し爾らずと謂はば、應に 行と言ふ可からざるべし」と。

1106 世尊は、何が故に多壽行を捨て、多命行を留むるや。

1107 死に於て自在を得ることを顯はさんが爲めの故に、多壽行を捨て、活に於て自在を得ることを顯はさんが爲めの故に、多命行を留む。

唯、三月のみを留めて、「敢て」増減せざりしは、此〔の三月〕を越えては更に 所化の事無きが故に。

又、「又」、此れより減じては 生を利すること究竟せざるが故なり。

又、先きに自ら稱して、「我れ善く 四神足を修行したるが故

佛陀の留捨壽に就きて

り。雜阿含二十六第六五一經(大正二、一八三頁上)に云く、我此信根集、信根沒、信根味、信根患、信根難、不<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>實知<sub>一</sub>者我不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>於<sub>三</sub>諸大魔梵沙門婆羅門衆中<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>解脱<sub>一</sub>、爲<sub>レ</sub>出、爲<sub>レ</sub>離心離<sub>二</sub>顛倒<sub>一</sub>、成<sub>二</sub>阿耨多羅三藐三菩提<sub>一</sub>乃至廣説。

【一四九】集 (sambudayo) とは、生死の苦果を招き集むる因の義。

【一五〇】沒 (gyvaṇṇo) とは、沈没するものといふ義。

【一五一】味 (āsvādo) とは、味著せらるる物の義。

【一五二】過患 (ārahṇyo) とは、煩惱業等を生ずるの義をさふ。

【一五三】出離 (nīsarvga) とは、出離し遠離するものの義以上五は有漏の異名なり。

【一五四】無上なる正等の菩提とは、阿耨多羅三藐三菩提 (anuttarasamyakṣambodhi) の事にして、最勝なる全く正しき覺智の義。

【一五五】品類とは、集、沒等。

【一五六】舊譯卷二、一七四頁下、正理卷九、光記三、六一頁上參照。婆沙とは、此門を缺く。

【一五七】是の如く已に云云。以下第二に異熟非異熟門を分別す。

【一五八】(10.) vipāko jīvitam, dvēdha dvādaso, 'nyāśāphāḍā ro daurmaneyāo ca,

舊譯

命果報十二、二種除<sub>二</sub>後八<sub>一</sub>及愛根。

大意。命根の一は過去の善惡業によつて招く所の果報なるが故に異熟性なり。愛根と信等五根と三無漏根とは、過去の善惡業によつて招く所の無記性の果報に非ざるが故に非異熟なり。餘の眼等の五根と女男根と意根と喜樂苦捨の四受根との十二は異熟非異熟の二門に

久しく世に住せしめんが爲めの故に。「而も」<sup>一九八</sup> 自身を觀知するに、壽行將に盡んとし、<sup>一九九</sup> 他を觀ずれば此の二種の堪能無き〔時に於いてす〕。

復、何の因縁ありて多壽行を捨するや。

他の阿羅漢自ら世に住して他に於いて利益安樂の事少きを觀

じ、或は病等の自身を苦逼するが爲めなり。

<sup>一九九</sup> 有る頌に言ふが如し。

<sup>一九二</sup> 梵行妙に成立し、 聖道已に善く修して、

壽盡くる時、歡喜すること、 猶、衆病を捨するがごとし。

留捨壽行し得る人

<sup>一九三</sup> 此の中にて、應に知るべし、何れの處所に依りて、誰か能く

是の如くに壽行を留捨するや。

謂はく、<sup>一九四</sup> 三洲の人の女、男の相續にして、<sup>一九六</sup> 不時解脫の邊際

定を得せる諸の阿羅漢なり。彼れが身中には、<sup>一九七</sup> 自在定有りて、

<sup>一九九</sup> 煩惱無きに由るが故なり。  
<sup>一九九</sup> 經に説かく、世尊は多命行を留め、多壽行を捨すと。

命と壽の相違

<sup>二〇〇</sup> 命と壽と、何の別ぞ。

有るが言はく、別なしと。

<sup>二〇〇</sup> 本論に言ふが如し。

「云何なるが命根なるや。

謂はく、三界の壽なり」と。

分別根本品第二の一

【四三】異生品とは、聖者仲間の外に出たものといふ義。

【四四】此の經は等。論主の破。二釋有り。無漏根等は第一釋にして、之れは、信等の五根が有漏無漏二門に通ずる中、無漏門の信根等に約して、説くが故に證に非ずといふ。而して、その無漏門の信根等に約することは、此の經の次前の文に「若比丘於彼五根増上明利滿足者、得阿羅漢、俱分解脫、若軟若劣者、得身證、於彼若軟若劣得一種（一來）云云」と言へるが如く、無漏の信等によりて諸の聖位を差別せるもの有るが故に、之に準じて次下に説ける右の引用の經文も亦無漏門の信根等なるを知るといふなり。

【四五】或は等以下第二釋にして、之れは經文の信等の五根を有漏根と見る義にして、聖者ならぬ凡夫即ち異生を二に分ち、信根等の五を具へたる不斷善根の者を内の異生といひ、（佛の正法の内の異生とは濟度し得る凡夫の義）、信等の五根を斷じたる斷善根の者を外の異生といふ。中に於いて今の經は、その外の異生のことを説けるものにして、是の故に「信等の五根無きものを外の異生品に住すと説く」といへるなりとす。

【四六】契經とは、本行集經三十三、（大正三、八〇六頁下參照）に、佛、方に法を説かんと欲して、佛眼を開き遍ねく世界を觀、その中に種種信等五根の差別せるを見たりといふ。

【四七】諸根を信等の根なりと見る。

【四八】轉法輪（*dharmaśakra pravartana*）。佛の説のこと。佛の法を説くを輪の轉廻するに喩へたるものなり。特に、佛の初めて説法せる時を初轉法輪といふ。

【四九】又、世尊とは、説法して他の經を引く文。一言にして此の經の意を説かば信等の五根は元來證に至る勝れたる法なれども、夫れが却て迷の因となることを知らざれば未だ無上覺の佛陀とはいはれずといふ意なり。

捨多壽行

云何が、<sup>一七五</sup>慈芻の<sup>一七六</sup>捨多壽行なるや。

謂はく、阿羅漢にして神通を成就し心自在を得、僧衆等に於いて前の如く布施し、施し已りて、發願して即ち第四邊際靜慮に入り、定より起ち已りて心に念じ口に言く、「諸の我が能く壽の異熟を感ずる業は、願くは皆、轉じて富の異熟果を招かん」と。時に、彼の能く壽の異熟を感ずる業は則ち皆、轉じて富の異熟果を招く。

妙音の留・捨壽行説

<sup>一七七</sup>尊者妙音は、是の如きの説を作す。彼れ第四邊際定の力を起して、色界の大種を引き、<sup>一七八</sup>身中に現前せしめ、而して彼の大種をして、或は壽行に順じ、或は壽行に違せしむ。此の因縁に由りて、或は壽行を留め、或は壽行を捨するなりと。

論主の評説

<sup>一七九</sup>應に、是の如く説くべし。「彼の阿羅漢は此の<sup>一八〇</sup>自在なる三摩地の力に由りて、曾て得したる宿業より生ずる所の<sup>一八一</sup>諸根の大種の<sup>一八二</sup>住する時の勢分を轉去して、未だ曾て「得」せざる定の力の起す所の諸根の大種の住する時の勢分を引取するが故に、<sup>一八三</sup>此の命根は是れ異熟に非ず。<sup>一八四</sup>所餘の一切は皆、是れ異熟なりと。

壽命を促延する所以

<sup>一八五</sup>論によりて論を生ず。  
<sup>一八六</sup>彼の阿羅漢は何の因縁ありて多壽行を留むるや。  
謂はく、他を利益し安樂ならしめんが爲めの故に或は<sup>一八七</sup>聖教を

後を略するが故に乃至廣説といへるなり。

【三】彼れがとは、以上三道、又は三位に於ける各有情がといふ意。

【四】是の如く云云。以下、二十二根の諸門分別を明す。

【五】此の二十二根等。中に於いて第一に有漏無漏門を明す。

【三三】(9.) amalaṅga bhavyam,  
[Ṛṣipīṅgi jivhāṅgaṃ dūḥḥo  
sārnvāṅgi], nuvaṇ dvāḥā.

舊譯  
無垢一。有色命二苦、  
有流。九二種。

大意。眼・耳・鼻・舌・身・男・女・命・愛・苦の十根は唯有漏にして、未知・當知・已知、具知の三根は唯無漏。餘の意、喜・捨・信・勤・念・定・慧の九根は二門に通ず。

【三二】無垢(amala)。垢とは蓋し煩惱の義也。

【三六】有色根(ṛpindriya)。

【三九】是れ云云。七有色の因故也。

【四〇】有餘師云云。異説。光記は化地部(Mahīśāla)の執となす。蓋し、化地部にては、無二世間信根と稱して、世間有漏の信等は堅固ならぬ故に信とは言ひ得るも信根とはいふ可からずと説く。大衆部も同様なり。宗輪論疏下參照。

【四二】世尊等。雜阿含二十六第六五三經(大正、二、一八三、中)に經の後の文として、「若無二此諸五根二者、

我説彼爲<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>凡<sup>レ</sup>夫<sup>レ</sup>數<sup>レ</sup>ことある。此の中、法幢は俱舍釋古卷一に於て、此の經中の作の字は外の字の誤りなりと注意せり。參照。此の經の文よりせば、信等の五根を具する者は聖者の仲間に入ると解せらるる故に證として引用せるなり。

【四三】世尊等。雜阿含二十六第六五三經(大正、二、一八三、中)に經の後の文として、「若無二此諸五根二者、我説彼爲<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>凡<sup>レ</sup>夫<sup>レ</sup>數<sup>レ</sup>ことある。此の中、法幢は俱舍釋古卷一に於て、此の經中の作の字は外の字の誤りなりと注意せり。參照。此の經の文よりせば、信等の五根を具する者は聖者の仲間に入ると解せらるる故に證として引用せるなり。

是の如く已に有漏無漏を説きつ。二十二根の中、幾か是異熟にして、幾か非異熟なる。

頌に曰はく、

(10) 命は唯、是れ異熟なり。憂と及び後の八とは非なり。

色と意と餘の四受とは、一皆二に通ず。

### 命根

### 特に命根と留捨を行論

### 留多壽行

論じて曰はく、唯一の命根のみ定んで是れ異熟なり。

若し是の如くならば、諸の阿羅漢の留多壽行の體は、此

れ即ち命根なるが、是の如き命根は誰れの異熟なるや。

本論に説くが如し。「云何が苾芻の留多壽行なる、謂はく、阿

羅漢にして、神通を成就し、心自在を得、若くは僧衆に

於いて、若くは別人に於いて、諸の命縁なる衣鉢等の物を

以て、分に随つて布施し、施し已りて發願して即ち第四邊

際靜慮に入り、定より起ち已りて心に念じ、口に言く、「諸の

我が能く富の異熟を感ずべき業は、願くは皆轉じて壽の異熟

果を招かん」と。時に彼の能く富の異熟を成すべき業は、則ち

皆、轉じて壽の異熟果を招く」と。

復、宿業の残りの異熟果を引取せしめんと欲するもの有り。

彼れは説く、「前生に曾て受くる所の業に、残れる異熟あり。今、

修する所の邊際定の力に由りて、「是れを」引取して、受用する

もの「是れ留多壽行」なり」と。

### 分別根本品第二の一

するには先づ忍位に於て惑を斷じ智位に解決し、順次に四諦の一一に涉りて忍智、忍智と進みて遂に第十五位の道類智忍に到るが即ち見道の滿位にして、ここに初めて四諦の理が眞に明了となるなり。未知當知とは實にこの忍より智に進むの經過に名けたるものにして、未知當知根とは、その修行者の身中に働く一種の力をいふなり。(見道、修道等の詳しきことは、後の賢聖品を見るべし)。

【二四】修道とは、第十六道類智以後、金剛喻定までをいふ。この位にありては、已に前の未知當知の位に於いて四諦の理を週く知るも、修惑即ち四諦の理智の修習に依りて斷すべき迷事の煩惱を斷ずるが爲めに四諦の理を重ねて數數了知するなり。

【二五】彼の境とは上下八諦のこと、即ち上二界の四諦と欲界の四諦となり。

【二六】無學道とは有學道に對す。一切の惑を盡く斷じて、更に方便を設けて(學)修學する必要なき聖位なり。即ち阿羅漢位なり。

【二七】或は等。異釋。

【二八】習とは、數習の意。

【二九】性とは、具知の性。

【三〇】盡智(Khaya-jñāna)とは無學の聖者が「我れ已に苦を知り、集を斷じ、滅を證し、道を修せり」と自覺する智慧。

【三一】無生智(anutpada-jñāna)とは、同じく聖者が「我れ已に苦を知り、又更に知るべからず。已に集を斷ず、更に斷ずべからず、已に滅を證す。更に證すべからず。已に道を修す、更に修すべからず」と證知する智慧。

【三二】乃至廣説とは、即ち盡智・無生智は正しくは右の註記の如くに説くべきも、今は略して初分のみを説き



或は、諸の異生に略して二種有り。一には内、二には外なり。

内とは、謂はく、不斷善根のものなり。外とは、謂はく、善根已に斷ぜるものなり。「此の中、今は」、外の異生に依りて、是の如きの説を作す。「謂はく」、若し全く此の信等の五根無くんば、

我れ、彼れを外の異生品に住すと説くと。

又、契經に説かく、「諸の有情の世間に處在するもの、〔信等の五根を〕或は生ずるもの、或は長ずるもの有りて、上中下の諸根の差別あり」と。是れは佛の猶ほ未だ、法輪を轉ぜざる時のことなり。故に知んぬ、信等の〔五根も〕亦、有漏に通ずることと。

又、世尊の説かく、「我れ若し此の信等の五根に於いて、未だ如實に是れ、集、〔是れ〕没、〔是れ〕味、〔是れ〕過患、〔是れ〕出離と知らずんば、未だ此の天・人間・及び魔、梵等を超ゆること能はず。乃至未だ無上なる正等菩提を證得すること能はず」と。乃至廣く説く。

〔これど〕無漏法には、是の如き品類の觀察を作すべきに非ず。

故に、信等の五根は有漏無漏に通ずるなり。

## 第二節 異熟非異熟門 附、留捨壽行論

【一〇八】捨根とは、中唐感情。

【一〇九】心受。內的感情。

【一一〇】此の二とは身受の捨と心受の捨との二。

【一一一】分別無しとは、計度分別なきこと、無意識的といふ位の義。

【一一二】この苦樂といふは、憂喜のこと。

【一一三】多くとは、定より生ずる苦樂と、異熟より生ずる苦樂とを除くがゆゑなり。

【一一四】〔是れ〕等。五識相應の苦樂の無分別なる理由を擧ぐ。五識相應の苦樂(身に在る)は内心の分別に依りて起るに非ず。唯、色等の境界(對象)力に依りてのみ生ずるが故に無分別なり。境の力に隨つて生ずるが故に無學の衆者に於いても此の五識相應の苦樂は有り。

【一一五】身心各別とは、身受に於いて、苦樂を立て、心受到に於いて憂喜を立つること。

【一一六】又以下。捨を總じて一となすことの第二釋なり。

【一一七】各異なるとは、身に在りて損を爲すと、心に在りて損を爲すと異なり、又身に在りて益を爲すと、心に在りて益を爲すと異なるなり。

【一一八】無分別とは、身に在ると、心に在るとに應じて損と益との相各別なる分別なきを云ふ。

【一一九】意樂等以下三無漏根を建立す。

【一二〇】三道とは、見道・修道・無學道。

【一二一】謂はく、以下三根の體は同じくして、位の別に隨つて名に別有る有り。

【一二二】是の如き等。三根の命名の所以を明す。

【一二三】未だ會て知らざるものとは未だ嘗つて知らざりし四聖諦の理を順次に當に知るべき行相の起るが故に見道の行者を未知當知と名くとの意、未知當知の知とは智なり。見道に十五心あり八忍、七智なり。この十五心に於て未だ嘗つて知らざる苦樂滅道の四諦の理を明

頤に曰はく、

(9) 唯、無漏なるは後の三のみ。有色と命と愛と苦とは、

當に知るべし唯、有漏なり。一二に通ずるは餘の九根なり。

一、唯無漏

論じて曰はく、次前に説く所の最後の三「無漏」根は、「其の」體、唯、無漏なり。

「無漏とは」、是れ、無垢の義なり。垢と漏とは名異りて體同

じ。

二、唯有漏

七の有色根と及び命と愛と苦とは、一向に有漏なり。七の有色とは、眼等の五根と及び女、男根となり。「是れ」色蘊の攝なるが故に。

意と樂と喜と捨と信等の五根との、此の九は、皆、有漏、無漏に通ず。

三、有漏無漏

有る餘師の説かく、信等の五根も亦、唯、無漏なり。故に世尊の説かく、「若し全く此の信等の五根無くんば、我れ、彼れを

四、信等の五根に對する異説

外一四三の異生品に住すと説くと。

此「の經」は、誠證に非ず。無漏根に依りて、此の言を説くが故に。

破

云何にして、然ることを知るや。

先に、無漏の信等の五根に依りて、諸の聖位の差別を建立し

已りて此の言を説くが故に。

分別根本品第二の一

を樂根と名け、第六意識と相應して遠境(不適)を領納して損惱するを憂根と名け、順境(適)を領納して攝益するを喜根と名け、六識と相應して順違二者の中邊の境を領納して損益なきを捨根と名く。即ち五受根は受の心所を開きて五と爲せるものにして、其の體は唯、受の一心所なり。

次に、三無漏根は意・樂・喜・捨・信・勤・念・定・慧の九根を體とし、此の九根が無漏の眞慧を發して、迷悟因果の道理たる四諦の理を觀じて迷理の煩惱を斷する見道の位に在るを未知根と名け、進みて、迷事の煩惱を斷ずる修道の位に在るを已知根と名け、更に進みて一切の煩惱を斷盡して、更に修學すべきこと無き無學道に入りて所作已に辨じ、梵行已に立ちて更に後有を受けざる底を具知根と名く。

【一〇三】身受 (Kārikvedanā)。身は積集の義、眼等の五は極微の積集を自性とする故に身と名づく、身受は即ち肉感なり。

【一〇四】受 (vedhān)は感覺感情を云ふなり。

【一〇五】悅ばしからず、又は不悅 (arāṇā)。

【一〇六】第三定とは、四根本定の第三禪也。第三禪の心悅は前五識の受の如く無分別にして而も攝益するが故に之を樂受と名く。蓋し第三禪に樂ありとは多くの經典にあることなれど有部などに到りて、二禪以上、五識皆無と定め、從つて第二禪以上に身體的樂あることを許し得ざるに到れるを以て、第三禪の樂とはつまり下地の喜と同じく心的なりと特別に注意するの必要起れるなり。

【一〇七】下の三地とは、欲界初禪第二禪なり。

【一〇八】喜食 (Pīyagāhā)とは、喜に味著すること。此の味著に依る故に、次の心悅麗動(心が騒ぎて喜動すること)有り。

未知當知根

已知根

具知根

是の如き三の名は何に因りて立つるや。

謂はく、見道に在りて、未だ曾て知らざるものを、當に知るべき行の轉すること有るが故に、彼を説きて未知當知と名く。

若し、修道に在りては、未だ曾て知らざること無く、但、餘の隨眠を斷除せんが爲めの故に、即ち彼の境に於いて復た

數數了知す。是の故に彼れを説きて名けて已知と爲す。

無學道に在りては、己れ己に知れりと知るが故に、名けて知

と爲し此の知を有する者を名けて具知と爲す。

或は、此の知を習ひて已に性を成ぜざる者を名づけて具知となす。謂はく、盡智、無生智を得するが故に、實の如く

自ら、「我遍く苦を知りぬ。復た遍く知るべからず」と知る。

乃至廣く説く。

彼れが所有する根をば、名けて未知當知根等と爲すなり。

## 第二章 二十二根の諸門分別

### 第一節 有漏無漏門

是の如く已に根の體の不同を釋したり。當に諸門の義類の

差別を辯すべし。

此の二十二根の中、幾か有漏幾か無漏なるや。

婆沙論一百四十二(毘婆沙部十四、一五三頁)に三説ある中、評家の正義は、名は二十二有れども、實體は十七といふ。即ち女男二根は身根に攝し、三無漏根は意と喜樂捨と信等五根と、以上九根を體とすと爲すが故に五を減じて十七と爲す。

【九七】 眼等は界品に説けり。

【九八】 女男根は此の卷の初に説けり。

【九九】 命根云云は此の論卷の第五に説く。

【一〇〇】 信等云云は次卷に説く。

【一〇一】 (7) [dāhikendriyam]neṭṭiā  
yā kāyāhi vedanā, sukham  
sātā, dhyāno tīṭhe tu  
cakkhānā sū sūbhendriyam.

舊譯——苦根非所受、身受。樂根者、所受。第三定、心受名樂根。

(8) anyātenā sū sammanasayam  
neṭṭiā cakkhāni pūnāh  
dāruṇānāyānā, upaḥkā  
tu maḍḍhobhāyā avīḥāpūnāh.

此藥於餘處、喜根、心地苦。

憂根。捨根者、中二無別故。

(9) dṛghabhāvanāśālyasāyatho  
[nava tirijī].

見修無學道、九三。

二十二根の體を明す中、諸他は前に又は後に廣説す可きを以て、今は唯且らく、樂等五受根と。三無漏根との八を明す。

五受根は共に心王に相應して起る心所有法の中の大地法と稱する(後説)ものの一法にして、體は受の心所なり。此の受の心所が眼等の前五識と相應して邊境を領納して損惱するを苦根と名け願境を領納して攝益する

捨根の一なる理由

是の如き捨根は、是れ身受とや爲ん、是れ心受とや爲ん。應に二に通ずと言ふべし。

何に因りてか、此の二を總じて一<sup>二〇</sup>根と立つるや。

此の受は、身と心とに在るも、同じくして分別無きが故なり。

心に在る苦、樂は、多くは分別より生ずるも、身に在る

〔苦、樂〕は然らず。〔是れ〕境の力に隨ふが故にして、阿羅漢等にも亦、是の如く生ずるが故に。

此れを根と立つるや、身心各別なれども捨は、〔身心共に〕無分別にして、任運に生ず。是の故に根と立つること、身心合して一なり。

又、苦樂の受は身に在ると心に在ると、損を爲すと益を爲すと、其の相各異なるが故に別して根と立つるも、捨は身心に在りて、同じく無分別にして損するにも非ず、益するにも非ず

其の相異なること無きが故に總じて〔一〕根と立つ。<sup>二〇</sup>意・樂・喜・捨と信等の五根と是の如き九根は、三道に在りて

三 無漏根

次での如く三無漏根を建立す。謂はく、見道に在りては意等

の九によりて未知當知根を立て、若し修道に在りては、即ち此の九に依りて已知根を立て、無學道に在りては亦、此の九に依りて具知根を立つ。

分別根本品第二の一

して行き執縛するが如し。若し、手足が執行するが故に根と立つべしとならば、履行する有情の腹をも根と立つべしとなり。

〔八八〕 異性無しとは、元來根と立つるものは女男根が六根を生ずる如く自體と並に増上の用有るものを立つるに、數論の云ふ執、行は、手が物を執り、足が歩行すといふのみにて、手足が他物が及ばず業用に非ず、手足の自體と異なる業用なきが故に、又刀は刀を切らざると同様に、自體に於て作用を及ぼさざるが故に、異性無しといふ。

〔八九〕 處を異にすとは、手足を動かして此より彼に至る位置の變化。相を異にすとは、手足を上下屈伸する形の變化なり。是れは此〔手足〕を離れて、別の増上の用あるに非ることを證する論なり。

〔九〇〕 數論の手足二根を駁する第二因故也。

〔九一〕 大便等。大便處を破す。

〔九二〕 能棄とは、排泄作用のこと。排泄作用の如きは引力の法則によると、風の業用にして、大便處の業用に非ずとの理由を示す。

〔九三〕 小便云云。小便處を破す。

〔九四〕 又、諸の等。若し數論の如く、手足等が單に執、行等に於いて増上の用有る故に根と立つべしといふならば、喉の能吞に於ける齒の嚼に於ける、眼瞼(まぶた)の眼の開閉に於ける、手足の開節等の屈伸に於けるも皆それぞれの増上の用なれば、之れ等も亦方に立てて根と爲すべしと例を引いて反問し、駁論を極成する文なり。

〔九五〕 婆沙卷一四二一三(毘曇部十四、一六二頁以下)舊譯二、一七四頁上、正理卷九參照。特に三無漏根の立名の差別に就きては婆沙一四三(毘曇部十四、一七〇頁以下)。

〔九六〕 此(の二十二)の中云云。二十二根の體を出す。

一一五



苦

「悦ばしからず」(asāta)と言へるは、是れ損惱するの義なり。身受の内に於いて、能く損惱 (upapātika) する者を名づけて苦根 (dukkhendriya) と爲す。

言ふ所の「悦」(sāta)とは、是れ攝益 (anugrahika) するの義なり。即ち身受の内にて能く攝益する者を名づけて樂根 (sukhendriya) と爲す。

及び 第三定の心に相應する受にして能く攝益する者も亦、樂根と名く。第三定の中には身受有ること無し。「彼處には」五識無きが故に。

心の悦ばしきをば樂と名く。即ち此の心の悦びは、第三定を除ける。下の三地に於いては名づけて喜根と爲す、第三靜慮は心の悦ばしきこと安靜なり、喜食を離るるが故に、唯、樂根とのみ名づく。下の三地の中には、心の悦ばしきこと塵動なり。「是れ即ち」喜食有るが故に。唯、喜根 (sannamasyendriya) とのみ名く。

意識と相應して能く損惱する受は、是れ心の悦ばざるものなれば名けて憂根 (dauṃṃasyendriya) と曰ふ。

「中」とは、謂はく、悲悦、悲不悦にして、即ち是れ不苦不樂受なり。此の中に處する受を名けて、捨根 (upekṣendriya) と爲す。

界の胎生卵生の有情に約して説く。

【八四】 還滅とは、涅槃に趣むること。

【八五】 此の四根とは、所依・生・住・受用をいふ。

信等五根は、一切有漏無漏の善法の生ずる本なるが故に四加行位即ち四善根位(賢聖位)を見よ。に五根を修習するの力に依り、遂に見道位以上に至りて、無漏智起り、惑を斷じて擇滅の得を生ずるに至る。故に信等の五根は還滅の所依となるなり。

又見道の未知根に由りて擇滅の得が初めて生ずるが故に生といふ。

已知根(修道位)に依りて先の擇滅の得を永く相續して住せしめ、最後に無學道の具知根に依りて、此の涅槃の得は解脱の喜樂を受用するなり。

【八六】 應に語等云云。數論の五作根を破す。

【八七】 學の差別とは、「語」は元來後天的に學習を待ちて始めて語を成し得るものにして、語ることは、必ずしも先天的能力ならず。例せば、生れ兒が語をかり得るは、父母周圍よりの教へにより之を學習し事物の差別を識別するに由りて初めて可能なり。従つて、語具を語に望むるとき、前述の如き諸義の何れの一義にも相當するが如き増上の用を有せざるが故に、語具(口)の如きは根と立つ可からずとなり。

異性無きが故にとは、手は執に於て、足は行に於て用あるも、此の執と行とは、手足を離れて別に更に、他に作用するが如き性質を有するに非ず、即ち、手足が此より彼所に至るを處を異にするを名け、擧・下・屈・曲を相を異にすと名く。此の差別に由りて生ずる現象を執と名け、行と名くるも、この執行は手足を離れて別に他に作用を及ぼすが如き執行あるに非ず。又、執行そのことも、必ずしも手足を要せずとも、可能なることあり、譬へば、蛇等の諸の腹行するものの手無く

増上に非ず。「故に」應に根と立つべからず。

第三節 諸根の説明

説

此の二十二の中、眼等より乃至男根は前に已に説けるが如し。命根の體は、是が不相應なるが故に、不相應の中に自ら當に廣く辯すべし。

信等の體は、是れ心所法なるが故に、心所法の中に亦、當に廣く辯すべし。

樂等の五受と三無漏根とは、更に辯する處無きが故に、今應に釋すべし。

頌に曰く、  
(7)身の悦ばしからざるを、苦と名く、即ち此の悦ばしきを樂と名く。

及び三定の心の悦なり。  
(8)餘處には此れを喜と名く。

心の悦ばしからざるを、憂と名く。中は捨なり。二の別無し。

五受根

(9)見と修と無學道とに、九に依りて三根を立つ。  
論じて謂はく、「身」とは、謂はく、身受なり。身に依りて、起るが故に、「此の名を附す」。即ち五識相應の受なり。

分別根本品第二の一

は世親が曇無德の説を藉りたりと釋するも、順正理論が何等の駁撃を加へざるより見れば光師の説を正しとすべし。

【七六】有情の本とは、有情を成ずる根本の義。扶塵根(肉體的感官)の四境は有情の身なれども、之は單に勝義根(眞の認識用の機關)にして神經の如きもの)を助くる役をなすに過ぎず。有情の本は六根に局る。故に迷ふも、證るも之を發端とし所依とす。

【七七】此れとは六根の本、以下同じ。

【七八】後の三根とは未知當知等の無漏の三根をいふ。

【七九】此の中とは、此にといふ如き程の意。

【八〇】餘師有り云云とは、異説を掲ぐるなり。光記は識見家の説と釋せり。

(6) pravṛtter āśrayatpatti

śālistambhagato 'tha vā

caṅkvaśa, tathānyāni

nivṛttiv indriyaṅ ca,

舊譯

復有生依生、生住生受用、立十四。後八、約解脫立根。

此の家の説では、有情の流轉と還滅との二の見地より二十二根を立つと説くものにして、その二門に於いて、又所依(āśraya)生(nipatti)住(śhiti)受用(āśraya)等所謂流轉還滅の四義を標準とし、以て前の流轉門に前十四根を立て、後の還滅門に八根を立つと説くもの也。

【八一】流轉(Pravṛtti)。

【八二】流轉の所依云云。三界に流轉する主は識なり。

【八三】その識の起る所依となるは六根なり。故に六根を流轉の所依といふ。

【八四】「其れ」生ずるは云云。且らく、四生の中、欲

二三

五作根の根論を破す

り。

應に語具を、語に於いて根と爲すべからず。學の差別を待ちて、語、方に成するが故に。

手足を應に執と行との事に於て、各各立てて根と爲すべからず。

異性無きが故に。謂はく、即ち手足の處を異にし相を異にし差別して生ずる時を執と行と名づくるが故に。又手足を離れても亦、執と行と有り。腹行の者の類の如し。

是の故に、手足は彼の用に於いて、建立して根と爲すべからず。

大便を出す處も、能棄の事に於いて應に根と立つべからず。重物の空に於けるや、遍く墮落するが故に。又風力に由りて引いて出でしむるが故に。

小便を出す處も、〔姪〕樂を生ずる事に於いて應に根と立つべからず。即ち、女、男の根こそ此の樂を起すものなるが故に。〔若し然らずとするならば〕又諸の喉齒眼臉肢節も、應に立てて根と爲すべし。能呑と嚼と開閉と屈伸とに於いて、力用有るが故に。

或は、一切の因は自らの所作〔たる果〕に於いて力用有るが故に、皆、應に根と立つべし。〔而も〕彼れは用有りと雖も、増上〔の用〕に非ざるが故に、根と立てずといはば、此の語具等も亦、

後に縁として順次に制約するものなる意義に於いて前支は後支に對して増上の用有るが故なり。

【七三】又、語具云云は數論(śākhya)の五作根(數論は十一根説を取り、五知根、五官、意根並に五作根を以て、有情の知覺等を説明す)、即ち語具(śākhya)の五も、(足)足(śākhya)大便處(śākhya)小便處(śākhya)の五も、語(口)voanjan, kriya)執(手)danvyan, aditya)行(足)vihanjan, kriya)樂(大便處)ntaragah, kriya)樂(小便處)生殖器)pratyakto 此の一は女男根として二十二根中に在り、等に於いて増上の功能有る故に等しく根と爲すべしとの間なり。

【七四】是の如き相とは次の頌中を指す。

【七五】 (5) oitāstavyas tadvīlanjalye  
[gāhiti] samkleśā eva ca  
sambhāvo vyavāsanān  
ca yāvad āśvād indriyān].

舊譯

心依此差別、其住及染汚、

資糧並清淨、如此量立根、

頌の大意は、此の師は、左の如き六種の定量に依りて根を立つと説く。六種とは、

一、有情の成ずる根本となるもの(六根)

二、有情の相を差別するもの(女男根)

三、有情を一期住せしむるもの(命根)

四、有情をして難染を成ぜしむるもの(樂等五根)

五、有情をして無漏清淨たらしむるもの(信等五根)

六、有情をして無漏清淨たらしむるもの(三無漏根)

此の頌に關して、光師は是れ有部の宗義と云ひ、實師

きが故に。復、餘師あり。別に根の相を説く。頌に曰く、

根の立方に關する識見家の意見

(6) 或は流轉の所依と、及び生と住と受用とにて、

前の十四を建立す。還滅なる後のあることも亦、然り。

論じて曰はく、「或は」の言は、此れは是れ餘師の意にして、

流轉〔門〕と還滅〔門〕とに約して二十二根を立つることを顯はす。

三 流轉の所依は、謂はく、眼等の六〔根〕なり。

流轉の條件として十四根

女男〔兩根〕に由る。彼の〔二根〕従り生ずるが故に。〔其れの〕住

するは命根に由る。彼の〔の根〕に杖りて住するが故に。其れの受

用は五受〔根〕に由る。彼れに因りて、〔境界〕を領納するが故に。

此〔の理〕に約して、前の十四根を建立す。

還滅の條件として八根

還滅の位の中にも、即ち此の四義の類別に約するが故に、後の八根を立つ。

還滅の所依は、謂はく、信等の五〔根〕なり。

三無漏〔根〕に於いて初め〔の未知當知根〕に由るが故に生じ、

次〔の已知根〕に由るが故に住し、後の〔具知根〕に由りて受用す。

根の量は、此〔の理〕に由りて、滅無く〔亦〕増無し。即ち此の

〔流轉還滅各四義の因〕縁に由りて、經に次第を立てしものな

已知根を得る爲めの作用をなすものとして、見道位に於いて増上の用ありとし、已知根は更に、一切の煩惱を斷盡するため即ち無學位の具知根を得する爲めに勝用あるものとし、最後に具知根は無學が涅槃を得する爲めに勝用ありとするものなり。此の門の解釋は積極的に漸次上法を得する方面を明にせしものにして、此は頌文中に顯示せる方面なり。

第二門は、之に對して、未知、已知二無漏根は見道位修道位に於いて夫々の惑を斷ずるに於て増上の用あるが故に之を根と立て、具知根は無學位に於いて、現に法樂を受くるに於て勝用ありとするものにして、領分中の、涅槃を得する等の〔等〕にて覆示されたる方面なり。

但し、此等の點は婆沙に詳し。

〔六六〕 心未だ云云。具知根によりて、初めて心解脱を得するが故に、この力によりて初めて涅槃に入ることを得。

〔六七〕 見所斷云云。無漏の眞慧に依りて迷悟因果の道理なる四諦の理を觀じ迷理の惑〔物の道理〕四諦に迷ひ生ずる煩惱を斷ずる位には未知當知根増上なり。

〔六八〕 修所斷云云。更に進みて、無漏の眞智を以て習慣性の迷ひ、即ち迷事の煩惱を斷ずる修道の位にては已知根増上の用有り。

〔六九〕 現法とは、現世の義、現法樂住とは、現身の中に、諸靜慮に遊びて法樂を受くるをいふ。

〔七〇〕 婆沙卷一四二(毘曇部十四、一六〇頁以下)舊譯卷二、一七三頁下、正理、卷九參照。

〔七一〕 若し以下、第三段、根の廢立を論ず。今は問起

文なり。その中二問有りて、今は第一問なるが之れは

十二因緣(論九)に約して、問ふ。蓋し、無明・行・識・

名色・六處・觸・受・愛・取・有・生・老死の十二支は、前は



根の癩立に關する疑問  
一、十二因縁支に約して

二、外道の根建立の立場より

根の根本的要件

若し、増上の故に立てて根と爲さば、無明等の性〔の者〕も應に立てて根と爲すべし。無明等の因は、行等の果に於いて各別に増上の用あるが故に。

又、語具等をも、應に立てて根と爲すべし。語具・手・足・大小便處は、語と執と行と業と樂と樂との事の中に於いて、其の次第の如く増上有るが故に。

是の如き等の事は、應に根と立つべからず。許す所の根には是の如きの相有るに由る。

頌に曰はく、  
(5) 心の所依と此れが別と、此れが佳と此れが雜染と、  
此れが資糧と此れが淨と、 此の量に由りて根を立つ。

論じて曰はく、「心の所依」とは、眼等の六根にして、此の内  
の六處は是れ 有情の〔根〕本なればなり。

此の〔六根即ち有情の身の〕相の差別は、女、男の根に依る。  
復、命根に由りて、此れが一期住し、此れが雜染を成ずるは  
五受根に由る。

此れが淨の資糧となるは、信等の五〔根〕に由り、 此れが清  
淨と成るは、後の三根に由る。 此れに由りて、根を立つる事  
皆、究竟せり。 此の故に應に無明等及び語具等を亦、立てて根  
と爲すと許すべからず。 彼れ〔等〕には、 此の中の増上の用無

【五】 境は等。釋難。識見家増上の意識を述ぶ。立てるべきは「識」  
【五】 眼は等。眼根の増上の意識。

(一) 眼識が諸色を了する時、眼根は必ず通因と爲る。  
(二) 色境に隨つて眼識に明昧有ること無きも眼根に  
從つては眼識に明昧の別を來たす。

此の二義によつて眼根は眼識に於いて増上の意識あ  
るが故に根と立つとの意。

【六】 身に從つて等。第三、四兩句を釋し、女男二根  
の増上を説くなり。即ち女男の二性を差別するに於て  
勝用有るが故に身の一事に於いて立根すとの意。

【七】 作業(ābhijanya)とは、行爲、態度等。  
【八】 志樂(ābhijanya)とは、目的、意向の義。

【九】 樂同分等。命根を釋す、命根は有情の世に住す  
るに關して勝用ある故に根と立つとの意。

【十】 雜染等は、樂等五受根を釋す。  
【十一】 此の中樂受(sukha-vānana)。苦受(dukkha-ve-

dana)。不苦不樂受(ādhipikāntarāvānana)等は、夫々  
食(āroga)。賦(dveṣa)。無明(癩)(moha)を隨増せし  
むるが故に、染中に於て此等は増上すと云ふ。

【十二】 清淨云云。信等五根を釋す。  
【十三】 此のとは、信等五根をいふなり。  
【十四】 三無漏根とは、未知當知、具知、已知三根をいふ。  
無漏清淨の根なるに由る。

【十五】 以下、三無漏根に増上の用ありとするに之を二  
門に分ちて解釋せり、初門は三無漏根は後々の道と涅  
槃とを得るに於いて勝れたる功能ありとするもの、即  
ち信等の五根に依りて無漏、眞慧を得、見道位に入る  
此の見道位に於ける其の無漏慧と及びこれと相應し俱  
生する信・勤・念・定・樂・喜捨・意の八根を未知根と  
稱するが、此の未知根はこれを土臺として、修道位の

信等の五根

清淨の中に於いては、信等の五根に増上の用有り。

所以は何ん。

此の勢力に由りて、諸の煩惱を伏して聖道を引くが故なり。

「應に知るべし」と言へるは、一一、各各能く根と爲すことを許すことを勸む。

三無漏根

三無漏根は、後後の道と涅槃とを得する等に於いて、増上の用有り。

「亦、爾なり」と言へるは、類して一一、各各能く根となることを顯す。謂はく、未知當知根は已知根の道を得するに於いて増上の用有り。已知根は具知根の道を得するに於いて増上の用有り。具知根は涅槃を得するに於いて増上の用有り。心未だ解脱せずして、能く般涅槃するに非ざるが故に。

三無漏の他の意義

「等」の言は、復、異門有ることを顯はさんが爲めなり。云何んが異門なる。

謂はく、見所斷の煩惱の滅する「位の」中には、未知當知根、増上の用有り、修所斷の煩惱の滅する「位の」中に於いては、已知根、増上の用有り。現法樂住の中に於いては、具知根増上の用有り、此れに由りて能く解脱の喜樂を領受するが故なり。

第二節

根の立て方に關する疑問と  
根建立の根本的要件

分別根本品第二の一

(3) nīkayārthīsamāpīśāyā-

vaḍḍana (dhiṇṇiyatvā),

jīvitvīṭṭisīrudhādipāṇesko-

ndriyāṇā mātā,

住同分染汚、於清淨増上、

壽命及五受、信等立爲根、

(4) nirvāḍḍiyathacottān-

prathambho 'dhiṇṇiyatvā,

未知當知、已知立爲根、

至得後後道、涅槃等増上。

之れは、有餘師の根増上の義を説く條なり。元來此の師の主張する所は次上の序説たる駁論中に明なるが如く、識に視點を置き、之れに對する功能に於いて増上の意義を認むるものにして、從つて、その特色は初の六根(眼以下意迄)に在り。即ち各自(前五)又は總じて(意)境を了別するは識の作用にして、その識の作用に對し、所依として充足的に制約する所有る作用を作すものを六根と立すと説くものなり。

女男以下信等五根に至るまでの根の立て方に至りては、根見家と必ずしも大差無きも、最後の三無漏根の増上に關しては、前二根の間に段階的關係を挿入して説明し、前は、後の爲めに根基となる意義に於いて、後對して、増上の用あり最後の具知根は涅槃に對して用ありと説き、且つ、別に、未知當知根は、迷理の惑を斷ずる功能に於いて、已知根は迷事の煩惱を斷ずる功能に於いて、最後に具知根は現法樂住(説明は其の下參照)に於いて、各増上の用有りと説けり。

【五】豈に。以下は難。上の識見家の釋の如くせば根のみにて識は生ずるが如く考へらるるも根と境と揃はざれば識は生ぜず。故に、根を根と立つるならば境も亦根と立つべきなりとの意。

増上の意義

境は識の中に於いて増上の用なし。

夫れ増上の用とは、謂はく、「最勝自在なることなり。眼は所發の色を了する識の中に於いて最勝自在なるが故に、増上と名く。衆色を了するに於いて通因となるが故に、識は眼根に隨つて明味有るが故に、色は則ち然らず。「如上」二「因由」と相違するが故に、乃至意根の法〔境〕に於けるも亦、爾なり。

男女根

「身に從つて、復、女男根を立つ」とは、女、男の性の中に、増上有るが故なり。女、男二根の體は、身根を離れず、身の

一分の中に於いて此の名を立つるが故に、其の次第の如く、女、男の性の中に、此の女、男の根、増上の用有り。此の處少しく餘處の身根に異るが故に、身根より別に立てて二と爲せるなり。

女身の形類、音聲、作業、志業の差別を名けて女性となし、男身の形類、音聲、作業、志業の不同を名づけて男性と爲す。

「而して」二性の差別は、女、男の根に由る。故に女、男の根は二性に於いて増上なりと説く。

命根

衆同分の住する中に於いては、命根増上の用あり。

五受根

雑染の中に於いては、樂等の五受到増上の用有り。所以は何ん、契經に「樂受到於いて、貪、隨増し、苦受到於いて、瞋、

隨増し、不苦不樂受到於いて、無明、隨増す」と説けるに由るが故なり。

て定を得る意。舊譯には、由二安樂二故心便定と記す。

【四七】 苦を信の依云云の文は、增壹阿含二十三（大正二、六六八頁中）に不可二以樂求樂由二苦然後成二道とあり。生死の苦を厭ふ心が根本となりて涅槃の大樂を欲求し信を起す故に苦は信の依と爲るとなり。

【四八】 六出離云云。六とは、色等六境を緣じて起る喜憂捨をいふ。且らく所緣の境に約して六といふ。

即ち善心相應の喜憂捨が色等六境を緣じて愛著を生ぜざるは是れ生死を出離する所依たりとの意。因みに、六出離依に關しては、中阿含第四十二卷、分別六處經（大正一、六九二頁下以下）婆沙一三九（毘曇論十四、九四頁以下）を見よ。

【四九】 毘婆沙師云云は、論主の不信の語。

【五〇】 有餘師云云は、光記に據れば有餘の識見家等の意見とし、實疏之を曼無德部の根説とし、眞諦は之を經部とするも、今は廣義を撰んで光記の説を取り置く。

先づ其の序として、根見家の説を駁す。謂はく眼等五根が、四事に於いて増上なりと説くも、身を導養して險難を避け（眼耳、段食を受けしむるは實は識の活動に負ふものにして、又、眼根等が各別色境等を了する

如く説きて不共の事に於て増上なりとなせども、之れも亦識を外にして考ふ可きものに非ず。故に眼等を根と立つる理由を如是四事に求め、それ等四事に於いて増上の用有り」と論ずるは妥當の見に非ずとなり。

【五二】 (2) [sv]sarvārthopahbhu

[tv] śāhīpāyād indriyāni sat

śrīṭve puṁsṭve caḍḍīpāyāṅ

kaṅyāt śrīṭpuruṁḍriye.

舊譯

得二自摩二増上、得二一切六根、

女男性増上、從二身立二根、



五〇 有餘師の説く、「能く身を導養するは眼等の用に非ず。是れ識の増上なり。識、了して方に能く、險難を避け、段食を受くるが故に、見色等の用も亦、識に異なるに非ず。故に不共事は、眼等の根に於いて、立てて別に増上の用ありと爲すべからず。故に、此れに由りて眼等は根と成るには非ず」と。

若し爾らば、云何。

頌に曰はく、

(2) 自境を了する増上に、總じて六根を立つ。

身に從つて二根を立つ。女と男との性に増上なり。

(3) 同住と雜染と、清淨とに於いて、増上なるが故。

應に知るべし、命と五受と、信等とを、立てて根と爲すことを。

ことを。

(4) 未當知と已知と、具知との根も亦、爾なり。

後後の道と、涅槃とを得る等に於いて、増上なり、

論じて曰はく、「自境を了す」とは、謂はく、六識身なり。眼

等の五根は能く各別の境を了別する〔五〕識に於いて増上の用有

り。第六意根は能く一切の境を了別する〔意〕識に於いて増上の

用有り。故に眼等の六を各各立てて根と爲す。

五二 豈に色等も能了の識に於いて亦、増上あり。應に立てて根と

爲すべきならずや。

【三】 自在隨行とは、心は、鬼佛の何れを出すも己の自由なるが故に自在といひ、世間の法皆、心につきて回する故に隨行といふ。心につきて回る意は頌の義によつて知るべし。

【四】 cittaṇa nityaṭṭe lokas' oṭṭena parikkamāyate  
ekacchermasya oṭṭhasya sarvo dharmā vaśānagāḥ  
(Saṃyutta; 39) (雜含三六・大正二二・六四、上參照)

【五〇】 心は云云の頌。舊譯には曰く、

意引ニ將世間、 意轉令ニ變異、  
是意根一法、 一切法隨行。

第一句は、有情物器の世間は、凡て之れ心の導引するものなりとの意。

第二句は、世間の果報は心の如く、心はそれを受け込む義。(舊譯の意は地獄の果を受くるべき者も意が轉異すれば天上界の果報を受くるに至るの義)。後の二句は、原文を直譯すれば「心の一法の力に一切の法は隨ふ」となる。

【一】 樂等五受根とは、樂・苦・捨・憂・喜の五受根なり。

【二】 信等八根とは、信・勤・念・定・慧・未知・當知・已知・具知の八根なり。一切の清淨法を生ずる根なり。

【三】 貪等とは、貪隨眠は喜樂受に隨順し、瞋隨眠は憂苦受に隨順し、癡隨眠は捨受に隨順して各隨増上するを言ふ。

【四】 隨眠 (anusāya) とは、煩惱の異名。隨眠品參照。

【五】 餘師有り云云。有る對法論師なり。此の師は、五受根も亦染汚法及び清淨法の二に於いて増上の用有りといふ。中に於いて、染汚法に於ける増上は上に逃ぶる故に今は清淨法の増上のみを述ぶ。

【六】 樂の故にの文は、中阿含十初何義經(大正一、四八五頁中)に出ず。心身安樂になれば心も三昧と相應し



意根の二増上

及び能く持することなり。

意根の二の〔増上〕とは、謂はく、能く後有を續くると及び自在に隨行することなり。

能く後有を續くるとは、契經に言ふが如し。時に健達縛

に〔愛悲〕二心の内に於ける隨一現前す。謂はく、或は愛と俱

なり。或は悲と俱なるなり等と。

自在に隨行すとは、契經に言ふが如し。

一心は能く世間を導き、心は能く遍く攝受す。

是の如く心の一法に、皆は自在に隨行す」と。

五 受 根

樂等の五受〔根〕と、信等の八根とは、染と淨との中に於て、次での如く増上なるなり。

樂等五受の染増上とは、貪等の隨眠の隨増する所なるが故

なり。

信等の八根

信等八根の淨増上とは、諸の清淨法が隨つて生長するが故なり。

餘師有り。説かく、樂等は淨に於いても亦、増上と爲る。契經

に説くが如し。

〔一〕樂の故に、心定まる。苦を信の依と爲す。

〔二〕六出離の依は喜と及び憂と捨となり」と。

毘婆沙師の傳説する所は此の如し。

持すことなり。

〔三〕無間〔anantarāya〕は無間業の略。無間に地獄に墮つる業のこと。

〔四〕斷善〔Arśala-samuccheda〕とは、善根を斷盡すること。

〔五〕律儀〔saṃvara〕は善戒の義。即ち善戒を持することなり。

〔六〕得果とは、須陀洹等淨妙の四果を得すること。

〔七〕離染とは、三界の繫縛を離ること。

〔八〕衆同分〔sādhava-sādhava〕とは、人間ならば人間の身、天ならば天の身をいふ。

〔九〕能く續すとは、命根が能く衆同分を續かしむること、即ち中有の衆同分が死有の衆同分に續くことを得るをいふ。

〔十〕能く持すとは、命根が能く其以後の衆同分の身分を持つことなり。

〔十一〕意根が能く後有〔punarbhava〕を續くるとは、後

有は中有〔死後の身〕と、生有〔生の一刹那〕とにして、意根は此の二有を續かしむるに増上の用あるを言ふ。

〔十二〕後有とは今は、欲界の生有について明す。

〔十三〕契經とは、毘奈耶雜事十一〔大正二四、二五三頁下〕參照。

〔十四〕健達縛〔舊譯、乾闥婆〔Gandharva〕。尋香と翻す。

欲界の中有〔死の刹那以後の存在〕の異稱なりとす。

〔十五〕愛悲二心云云は父母に於いて此の二心の中の一

心を起し、結生相續するとして、有情の生を此の世に受けんとするや、先づ託胎すべき父母を通見し、彼

等の非梵行を遂行するを見て愛心又は悲心を起して母胎に託すと説くによる。(此の論九參照) 而して意根

は、その中有の最終心に愛又は悲の心を起して生を續

くる點に於いて増上の義有りとするものなり。

因りて險難を避くるが故なり。識等を生ずるとは、謂はく、二  
識及び相應〔の心所〕を發するが故なり。不共事とは、謂はく  
能く色を見、聲を聞くこと、〔各各〕別なるが故なり。

鼻・舌・身〔二〕根が身を莊嚴すとは、眼耳〔兩根〕の如くに説く  
可し。〔其が身を〕導養すとは、謂はく、段食に於いて能く受用  
するが故なり。識等生ずとは、謂はく、三識及び相應〔の心所〕  
を發するが故なり。不共事とは、謂はく、香・味・觸を躩し、嘗  
し、覺するが故なり。

女男命意の四  
根は二種に於  
てす  
男女根の増上

異  
説

女・男・命・意〔四根〕は、各各二事に於いて能く増上と爲る。  
且らく、女男〔二〕根の二の増上とは、一には有情異、二に  
は分別異なり。有情異とは、此の二根に由りて諸の有情をし  
て、女男の類別あらしむるをいふなり。分別異とは、此の二根  
に由りて、形相・言音・乳房等をして別ならしむることなり。  
有が説く〔此れは染と淨とに於いて増上なり。故に二に於い  
てと言ふ〕と。

所以は何ん。  
本性と 損壞との 扇據と 半擇と及び 二形人とは 不  
律儀と 無間と 斷善との諸の雜染の法無く、亦、律儀と得果  
と離染との諸の清淨の法無ければなり。

命根の二増上

命根の二の〔増上〕とは、謂はく、衆同分に於いて、能く續し

分別根本品第二の一

と記す。自身を導き引護して、險難を避けしむる義。  
【一〇】 生識等。舊譯は、「於」生二眼耳識、及共相應法  
中よに作る。即ち眼耳二識及び相應の心所を誘發する  
の義。

【二】 不共事〔asādhāraṇīkārībhāva〕。舊譯には、「於」  
見レ色聞レ聲二不共因に作る。事は事業の義にして眼耳  
各、獨特の職責あつて、眼は色を見る等の如きをいふ。

【三】 二識。眼識耳識。  
【四】 相應〔samprayoga〕。  
【五】 段食〔kavāḍīkārībhāva〕とは、分段して攝取すべ  
き義にして、所謂食物は勿論香味等の外境界を攝して  
す。

【六】 有情異〔sattva-bheda〕は舊譯に衆生差別と譯  
す。  
【七】 分別異〔sattva-viśuddha bheda〕は舊譯に相貌不  
同と譯す。

【八】 此れはとは、女男の二根を指す。此の説の意に  
ては女男根の隨一を具ふるものに非ざれば極惡極善の  
業を造らすとの意によるものなり。

【九】 本性〔舊譯自性〕とは、先天的又は生れながらに  
の意。  
【一〇】 損壞〔舊譯故作〕は後天的又は生後に於いて損し  
失するの意。

【二】 扇據〔舊譯黃門 sunḍha〕とは、無勢根と翻じ、女  
男根なきものをいふ。  
【三】 半擇〔舊譯、故作黃門 kupaṅka〕とは、男女根ある  
も、その作用の不完全なるをいふ。之に五種あり、對  
法論第八を見よ。

【三】 二形人とは、女男二根を俱に有する者。  
【四】 不律儀〔asaṃvāna〕とは、惡戒のこと。即ち惡戒を

# 卷の第三 「分別根本本品第二の二」

## 本論第二篇 根 品

### 第一章 根

#### 第一節 根の意義

是の如く、界に因りて、已に諸根を列ねつ。

即ち此の中に於いて、根とは是れ何の義なるや。

最勝なる自在の 光顯なるを根と名く。

此れに由りて、總じて根の増上の義を成す。

此の増上の義とは、誰れを誰れに望むるや。

頌に曰はく、

(一) 傳説すらく、五は四に於いて、 四根は二種に於いて、

五と八とは、染と淨との中にて、 各別に増上たり。

論じて曰はく、眼等の五根は各各四事に於いて、能く増上と

爲る。一には身を莊嚴すること、二には身を導養すること、

三には 識等を生ずること、四には 不共事なり。

且らく、眼耳二根が身を莊嚴すとは、謂はく、若し言變な

らば、身醜陋なるが故なり。身を導養するとは、明はく、見聞に

根の増上の義に就き

五根は四事に於て増上

【一】 婆沙卷一四二及び一四三毘婆沙部十四、一五五頁以下、舊譯卷二、一七三頁上、正理卷九參照。

【二】 前の十八界の因に二十二根の名を列ねたりと。

【三】 根。梵語に因姪喇始 (Indriya) と云ふ。此の語は「因陀羅 (Indra) に相應はしき」と云ふ義の形容詞にして、轉じて最勝の力用あるものの義に用ふ。

【四】 最勝なる自在 (paramisvanya)。此は、根 (Indriya) と云ふ名詞の來れる原の語根 ind して自動詞の意義なり。

【五】 光顯なる (indonakti) とは、語根 ind の現在、三人稱、複數の形の譯語なり。熾盛にも光顯なりとの意。

【六】 増上 (adhipatyā) とは Indriya の譯義なり。

【七】 (一) [caktuvy arthasū paticātam adhipatyam], dvayoh. kila [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

[caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam] [caktuvam, paticāsam]

もの、變化せざるもの意義にして、畢竟有爲無爲の別に外ならず。故に有爲に攝する十七及び法界の大部分は凡て無常にして常なるは唯法界中の三無爲に属する。最後に次卷の所明の如く、根に二十二ある中、命・樂・苦・喜・憂・捨・信・勤・念・定・慧の十一と、未知當知、已知、具知の所謂三無漏根の一分とは法界に攝し、餘の八根と三無漏根の一分とは六根六識の十二界に攝す。附記、三無漏根は意・喜・樂・捨及び信等五根合して九根を以て體とす。然るに其中の意根はその體心王にして、法界の所攝に非ず。故に之を除く。意を示す爲めにここに法界の一分といふ。

【三九】 經とは決定義經即ち、法乘義決定義經。  
 【四〇】 女根 (strindriya) とは、女の生殖器。  
 【四一】 男根 (purisondriya) とは、男の生殖器。  
 【四二】 命根 (jivikondriya) とは、生命の中心的存在として、我れ等の衆同分の身を一期相續せしむる中心動力。

【三六】 樂 (ananda) とは、心所法の一にして快の感情。  
 【三七】 苦 (duhkha) も、心所の一にして快の反對の感情。  
 【三八】 喜 (sukhamasaya)  
 【三九】 憂 (dummanasaya)  
 【四〇】 捨 (upeksa)  
 【四一】 信 (saddha)  
 【四二】 勤 (viriya)  
 【四三】 念 (smrti)

受心の所

信等五根と總稱し、心王に隨從して起る心所法にして、信勤は大善地法、他の三は大

【四四】 定 (samadhi) 法に攝す。(心所法の下參照)

【四五】 慧 (prajna)

【四六】 未知當知 (ajñātam-āgyāsamjñam)。四諦の理を觀じ迷理の惑を斷ずる見道の位に在る無漏慧と及び之と俱生する、意・樂・喜・捨・信・勤・念・定とを言ふ。

【四七】 已知 (jñāta)。事物の真相に迷ふ所謂迷事の惑を斷ずる修道位の無漏慧及び之と俱生する意等の八根。

【四八】 具知 (jñāta)。一切の煩惱を斷盡して、更に學修すべきもの無き所作已辦位の無漏慧と、之と俱生する意等の八根とをいふ。

【四九】 阿毘達磨の諸大論師とは、發智論十四、大正二六、九九一頁中、婆沙一百四十二(毘婆沙部十四、四七頁)等參照。經には六根の次第によつて、身の次に意根を置く。今は之に準ずるも、論部の諸師は有所緣無所緣の見地より順序を定むるが故に、命根の次に意根を置くとの意。發智・婆沙論には、眼等の五根と女根・男根・命根・意根・樂根の順に説けるを指す。

【五〇】 有所緣なるが故にとは、阿毘達磨の二十二根の順序に従ふは、前に無所緣法なる色根を先づ説き、後に意根・樂・喜等の有所緣なる心心所法を説かんが爲めなりとなり。

【五一】 内の十二界とは、自己に關係せる六根六識。  
 【五二】 命等十一とは、命より慧に至る十一。  
 【五三】 後の三の一分とは、未知當知根以下の三根は意・喜・樂・捨及び信等五根の合計九根を體とするに、その内意根は法界の攝に非ざるが故に、之を除く故に三無漏根の中の一分と稱す。

【五四】 自名の如くとは、眼等五界。



又下とは二禪天眼の眼根を以て初禪の色を見る時は、色識は初禪、眼は二禪に屬す。

【三九】色對識の關係の等とは、欲界の眼識を以て欲界の色を見る時の如し。

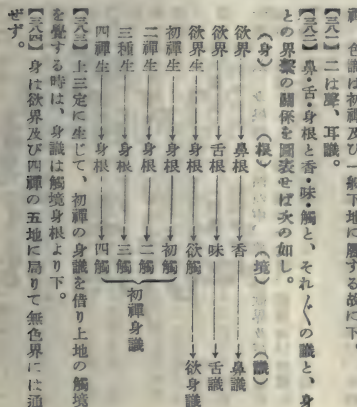
上とは、二禪の天眼を得して初禪の眼識を借り二禪の色を見る時は、色は二禪、識は初禪に屬する故に色は識の上。

下とは、初禪の眼識を以て欲界の色境を了する時の如き、色は欲界、識は初禪の故に色は識より下。

【三八〇】色と識とを身に於てするときの等とは欲界に在りて、欲界の眼識を起し欲界の色を了する時。上とは、身は欲界に在り、上の天眼を起し、初禪の識を以て初禪の色を了する時は、色識の二は初禪に在り、身は欲界に在る故に、色識は身の上。下とは、身は二禪に在り、初禪の識を借りて下地の色を了する時は、身は二禪、色識は初禪及び一般下地に屬する故に下。

【三八一】二は聲、耳識。

【三八二】鼻・舌・身根と香・味・觸と、それ／＼の識と、身との界繋の關係を圖表せば次の如し。



【三五】三とは意根、法境、意識、此の三は三界九地に通ず此の意根と法界と意識界と身との關係は、後の本論中の定品に出づるも、婆沙卷七二、(毘曇部十、二二頁)にも詳しきが故に參照すべし。

【三六】地等至に遊ぶ。等至は定なり。入定すること。

【三七】受生とは、それ／＼の界地に生を受くること。

【三八】或は同等。身、初禪に在りて初禪に入り、初禪の法境を觀する時は、四は皆同地。次に身、欲界に在りて初禪の定に入り欲界の法境を觀する時は、第一念は身も意根も法境も欲界にして、意識のみ初禪に在り。第二念以後には身と境とは、欲界、根と識とは初禪に在り。

【三九】舊譯卷二、一七二頁下、正理卷八、婆沙一四二、(毘曇部十四、一四七頁以下)參照。

【四〇】以下、十八界中の能識と所識との關係分別と、十八界中に於ける常住物と無常物との區別と、又十八界中に於ける根、非根の區別を明にしたる部門なり。

【四一】(48) pañca bhūyā dvijañjāyā, nityā dharmā nāmapakāḥ, dharmārtha indriyaṇi, ya oḃ dvāśāḥyātmaikāṃ anyāḥ.

舊譯 五外二所知、常住法無爲、法界半名根、及十二我依。

先づ第一に六識との關係は、認識關係の規定にして、十八界中外境たる色等五界は各、眼等五識の對境なると共に又總じて第六意の對境なり。蓋し、意識は前五識の總統的悟性作用なるが故に、感性作用としての前五識をも統括するが故なり。而して殘りの十三界は凡て是れ唯、意識のみの對境なり。

第二に十八界の常無常分別とは、變化(剎那生滅)する

vijānānāp cāṣya rūpaṃ  
tu kāyayobho oṣa sarvaśah.  
眼無二下ノ身義、 上色非二下境。  
識、於此色遍、 於身二一切。

(47) tathā śrotān, kanyāṅgān  
tu sarvaṃ eva svaśahīkṛān.

kaṣṣavijānāna aśharāṇ  
svaṇṇ cāpi aniyatān manāp.

耳亦爾。餘三、 一切屬二目地。  
身識下目地、 意根地不定。

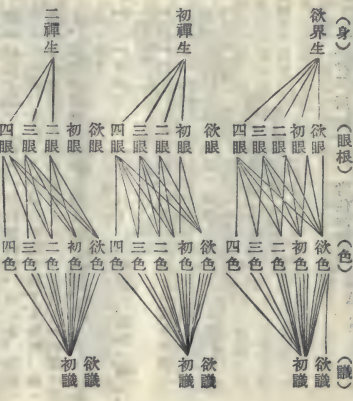
大意。茲に身根境識の四の中、前三は欲界及び四定の五地に遍通するも、獨り識の一は唯、欲界及び初禪の二地にのみ有りて他には無しと立つること、前に述べたるが如し。

扱て是の如き四の中、眼根の身に對する關係は、上地に生ずれば必ず勝眼を得するを以て、必ず下地の劣眼を起すことなきも、同地の眼を以て同地の色を見(等)、又上地の天眼等を得して、上地の色を見ることも可能也(上)。故に眼と身との關係は眼は身と等又はより上なるも、より下なること無し。又色と識との眼に對する關係も同様にして、同地(等)の關係と、色と識とは眼より下なる關係との二の場合有り。又色を識に望むれば、同地(等)と、より上とより下との三つの場合可能なり。故に頌に一切といふ。

又色境を身に望むるにも同地と、より上とより下との三つの關係は可能なり。  
以上眼根の場合に比して、耳根は全く同様なるも、鼻舌身の合申知の三根は、唯、至境をのみ取るが故に必ず同地ならざるべからず。従つて唯、四の間の關係は唯、等なり。但し、鼻舌二識は欲界に局るが故に等に局る

も、身識の一は初禪にも通じ、又二禪以上にも下地の識を借起することを得るが故に等と下との二關係有り。最後に意根は識と法境と身との三に對して、四、皆同地のことも有り、或は又上なることも有り、下なること有る故に不定といふ。

【三五】眼根と色と眼識と生身との界繋の關係を簡單にする爲め欲界生と初靜慮生と第二靜慮生とに互りて圖示せば次の如し。圖中の初・二等は初禪・第二禪等の意(身) (眼根) (色) (識)



第三禪生、第四禪生に就きては右により推知すべし。  
【三六】眼根の身に對して等とは、欲界の眼を以て欲界の色を見る時。  
【三七】上とは、欲界に在りて色界の天眼を得、以て色界の色を見る時。  
【三八】色識と眼根との關係の等とは、身欲界に在りて、欲界の眼を以て欲界の色を見る時。

【三六】識の發生は根と境との縁による。然るに今、その所依を説くに、ただ根のみを擧げて境のことを言はざるは何故なりやとの問なり。

【三七】(45c) tadāhāravāhārikvād  
āśrayas caścaśradayap.

舊譯——

隨二根異二識異、故根等成レ依。

意味は長行にて明なり。

【三八】眼根を病む時、眼識不明となり、乃至風病等が身根を損惱する時には、苦受と相應する身識を發生するが如し。

【三九】婆沙卷七一、(毘婆沙十、二一八頁)舊譯卷二、一七二頁上、正理卷八參照。

【四〇】何に緣りて云云。根境二縁によりて生ずる識を唯、根にのみ隨つて命名し、所識の境に隨はざるやとの問なり。

【四一】(45c) nto 'sāhārasapātyao

ca [hāś vijānanap. ....

舊譯——

由二彼不共因、故約レ根説レ識。

識の名を、例へば眼識といひて、色識と言はざる理由に二あり、第一は前頌に述べたる理由にして、眼根が眼識を生ずるための勝所依たること、第二は對象たる色は萬人に共通すれども眼根は自分一人に限るの不同因たるを以てなり。

【四二】鼓聲即ち鼓の聲は手と鼓と合して生ずるも、鼓はその聲の勝所依にして不共因たるを以て、手聲と言はずして鼓聲と名く。

【四三】麥芽は、麥種と雨露水土との合縁により生ずるも、その主要素に從つて麥芽といふ。

【四四】婆沙七二、(毘婆沙十、二二六頁)舊譯卷二、一

七二頁中、正理卷八參照。

【四五】この問題を理解するには、次ぎのことを心得てからざるべからず、

十八界を三界に分けて觀察すれば欲界には十八界全部あれど、初禪に到ると香味及び鼻舌識なく、更に二禪以上、四禪に到ると前の四の外に眼・耳・身の三識なく、更に無色界に及べば、前五界全部なく、ただ後三界のみなり。然れども、有部の宗義に從へば、下地にあるものも、禪定智や天眼、天耳通などによりて上地のことを認識することも出来れば、又、上地のものは、下地の識を藉りて、自地になき下地の事柄をも認識し得べしとする。ことを以てか、例せば物を見る時に當りて、その身體と、眼根と、識と境とが同地なりや。

異地なりやの問題が起るなり。

【四六】身は欲界にあるも、初禪定に入りて、欲界の色を見る場合なり。

【四七】前の位に於て、初禪の色を見る場合。

【四八】身は欲界にありて二禪定に入りて欲界の色を見る場合なり。この際、眼根は、元來二禪に固有すれど、識は二禪以上五識皆無なるを以て、初禪より借らざるべからず、之を借起識と名く。故に初定に屬するなり。

【四九】前に於て初禪の色を見る場合。

【五〇】前の例にて推すべし。

【五一】初禪には、身も色も眼根も眼識も、元來具備するが故なり。

【五二】初禪にありて二禪定を修して、その眼根を得して初禪の色境を見る場合なり。

【五三】餘の界とは上の眼界以外の耳鼻舌身意等。

【五四】(46) na kāyāyāśāhārasapātyao caścaśradayap. rūpāni rūpāni na caścaśradayap.

舊譯卷二、一

二十二根の順  
序に就きて

二十二根と十  
八界の相攝關  
係

身根・意根・女根・男根・命根・樂根・苦根・喜根・憂根・捨根・信根・勤根・念根・定根・慧根・未知當知根・已知根・具知根なり。

阿毘達磨の諸大論師は、皆、經の中の六處の次第を越えて、命根の後に於いて、方に意根を説く。有所緣なるが故に。

是の如く説く所の二十二根は、十八界の中、内の十二界と法界の攝なるが故に。

〔界〕の一分との攝なり。  
〔法〕の一分とは、命等の十一〔根〕と、後の三の一分となり。

内の十二とは、眼等の五根は 自の如き名の〔界の〕攝にして、意根は通じて是れ七心界の攝なり。

後の三の一分は、意〔界〕と意識との攝なり。  
女根と男根とは、即ち是れ身界の一分の所攝なり。後に當に辯すべきが如し。

義准するに、所餘の色等の五界と法界の一分とは、皆、體は根に非ず。

【三五】 順前句答とは、狹を以て寬を問ふ場合の答にして、例へば東京人は日本人なりやとの間に對して、東京人は日本人なりと答ふるが如き場合をいふ。今、意識の所依は心、心所一聚の等無間緣中、心王に限るを

依處ともなるの義。  
【三四七】 別(別)とは、「自」のと同義なり。眼等は各自識の所依にして他識の所依に非ざるが故なり。意根は前五識共通の依なれば、「通じて」と言ふ。

【三四八】 是の如くとは、次下に明す所の四句分別を指す。  
【三四九】 これより所依性と等無間緣との廣狹を論ず。

【三五〇】 等無間緣 (samānāhikābhāva) とは、一本橋を渡るに、前人が道を後人に譲るが如く、前刹那の心所が過去に没して統覺界を後刹那の心所に無間緣に譲るとき、その前刹那の心所を後の心所に無間緣といふ。これは從つて心法に周して色法に通ぜず。然るに所依性は五根と意根に通ずれども、心所には通ぜず。その間に寛狹の差あるが故に四句分別を作す。

【三五二】 第一單句は眼根は眼識の所依性なるも、等無間緣に非ざるもの(俱生の眼根は眼識の爲めに所依性なるも其體心心所には非らざるが故に等無間緣に非ず)。

【三五三】 第二單句は眼識の等無間緣なるも所依の性に非らざるもの、謂はく過去に滅したる心所は統覺界を次念の心所に譲る等無間緣なれ雖、所依性に非ず。

【三五四】 第三俱句は今過去に滅したる意根は眼識の所依性にして又、その後を次念の意識に譲るが故に等無間緣なり。

【三五五】 第四俱非句は無爲、色等五境、不相應行は所依の性にも非ず。又心法にも非ず。故に前の如き相俱に無し。

以て、意識の所依はその等無間緣なりといひ得るも、逆に意識の等無間緣はその所依性なりといふ能はず。所依性たらざる心所も等無間緣中に含まるるを以てなり。



第二十三節 識所識・常無常・根非根

三門分別

今、當に思擇すべし。十八界の中、誰か六識の内の幾の識の所識なるや。

幾か常にして、幾か無常なるや。

幾か根にして、幾か非根なるや。

頌に曰はく、

(48) 五の外は二が所識なり。常は法界の無爲なり。

法の一分は是れ根なり、並びに内界の十二なり。

論じて曰はく、十八界の中に色等の五界は其の次第の如く、

眼等の五識の各一の所識なり。

又、總じて、皆是れ意識の所識なり。

是の如く、五界は各六識の中の二識の所識なり。此れに由り

て准知するに、餘の十三界は一切唯、是れ意識の所識なり。五

識身の所縁の境に非ざるが故なり。

十八界の中に、一界として全く是れ常なるもの有ることなし。

唯、法〔界〕の一分なる無爲〔法〕のみ是れ常なり。義准するに無

常なるは法〔界〕の餘のものとの餘の〔十七〕界となり。

又、經の中に二十二根を説く。謂はく、眼根・耳根・鼻根・舌根・

あり、結局、身體は散壞せざるを得ざることとなる。故に、ここに、設し身根にして遍く識を起せば身は應に散壞すべしと言へるなり。世親は此の義を信ぜず。その意經部に在るが故に此の所説を傳説といふ。蓋し經部にては地獄の有情は猛火其の身に入りて普く散壞せ起すとも宿世の惡業力にて身を持するが故に、散壞せざらしむと説けばなり。(順正理論七、毘曇部二七、一六九頁參照)

【三三】此の理とは、上述の、一極微は五識の所依所縁とならず、必ず多極微聚集して初めて可見(所縁)たるべきことなり。但し、慧眼の所識とさる。

【三九】婆沙卷七一、(毘曇部十、頁二一八以下) 舊譯卷二、一七二頁上、正理卷八參照。

【四〇】(此の中)五識は云云とは、心理活動の解明をなす一段なり、即ちこは六識の所依を明にせんとしたるものにして、六識中、最後に住する意識はただ意根の一に依り、前五識は五根と意根とよる旨を説きたるなり。問起の意は、前五識の所縁は唯、現在法のみにして、意識の所縁は三世・非世に通ずるが如く、前五識の所依たる根は唯、現在の五根のみにして、意識の所依の根のみは三世・非世にも通ずるやといふに在り。

【四一】(41) *anamatya-samāyama* 'itthi.  
*pañcānāṃ abhiyāsā ca tatthi.*  
舊譯——後界依過去、五界依亦共

此の中、本頌の「後の依」とは第六意識の依即ち意根を指し、次に或は俱なりと、五根と意となり。

【四二】此れもとは、五識もといふ義。

【四三】過去とは、過去の意根。

【四四】俱在とは、同じく現在に住する故なり。

【四五】同じく云云は、根境俱に現在との意。

二根  
十二非  
根

常  
無  
常

識  
所  
識

眼等の五識の各一の所識なり。

又、總じて、皆是れ意識の所識なり。

是の如く、五界は各六識の中の二識の所識なり。此れに由り

て准知するに、餘の十三界は一切唯、是れ意識の所識なり。五

識身の所縁の境に非ざるが故なり。

十八界の中に、一界として全く是れ常なるもの有ることなし。

唯、法〔界〕の一分なる無爲〔法〕のみ是れ常なり。義准するに無

常なるは法〔界〕の餘のものとの餘の〔十七〕界となり。

又、經の中に二十二根を説く。謂はく、眼根・耳根・鼻根・舌根・

耳・聲・識界と  
身

鼻舌身三界

意・法・意識界  
と身

【三八〇】色と識とを身に於てするは、色を識に於てするが如し。

廣く耳界を説くこと、應に知るべし眼の如し。

謂はく、耳は身よりも下ならず。聲と識とは耳よりも上に非

ず。聲は識に於いて一切なり。【三八一】二を身に於てするも亦、然な

り。其の所應に隨つて、廣く眼の如く釋すべし。

【三八二】鼻舌身の三は總じて皆、自地なり。

中に於いて別なるは、謂はく、身と觸とは、其の地必ず同じ

く、識を觸と身とに望むれば、或は自【地】、或は下【地】なり。

自【地】とは、謂はく、若し欲界初定に生ずるなり、【三八三】上三定に

生ずるは、之れを謂ひて下と爲す。

應に知るべし、意界は四事不定なり。謂はく、意【根】は、有

る時は【所依】の身と【意】識と法【境】と四皆同地なるあり。有る

時は上と下となるあり。

身は唯、【三八四】五地なり。【意・法・意識の】【三八五】三は一切に通ず。

等至に遊ぶと及び【三八七】受生の時とに於いては、其の所應に隨つ

て或は同、或は異なり。後に定品に當に廣く分別すべきが如し、

繁文を捨せんが爲めの故に、今は未だ辯ぜず。前後に再び述

れば、用少なくして功多し。

傍論已に周し。應に正論を辯すべし。

分別界品第一の一

【三八二】行度とは、連りてといふ意。然るに第一卷には「處に隨て次第す」即ち眼は最上、耳はその下、鼻はその下と位するに對して、今は三根横に相並ぶとし、兩説に異りあるが故に、光記には能依の根體に約せば高下なく一列に行度するも、所依の扶根には高下の別有り」と會通せり。

【三八三】華鬘は頭を飾る華環。

【三八四】傳説とは、茲にては古來の傳説を指し、不信を表するに非ず。光師は經論になき故にといひ、西方の古德の相傳する醫家の説と説く。とにかく、舌の中には、一ヶ所、極めて最少なれども、舌根極微のなき所ありて、世に之を末摩（mantra）といひ、之に觸るれば即ち死すとは、論の十にも説く所なり。

【三八五】同分、彼同分。前に釋せり。（第十二節參照）

【三八六】身根の極微に關しては、有部と經部と異説有り。有部は、個個の極微が皆、發識の用有るには非ず。彼同分（自業を作すこと無き）極微有りと説き、經部は身根の極微も一切皆同分たること有りと説く。（光記參照）

【三八七】捺落迦（narakā）とは地獄のと。地獄に生を受けて、發炎たる焰に身を燒かざる罪人の如きも、その身根の極微は彼同分に於て識を發さざるもの有りといふ。

【三八八】身根にして設し遍く識を起すとせば云云とは、前五識が自識を起すには其の所依たる根の極微も所緣たる境の極微も共に多くの積聚せるものたるを要し、一極微を所依とし一極微を所緣として發識すること無し。然るに、若し身根の全體が同分に住して、其の識を起すとせば、身體の根の存する所各部分各部分に内も外も多積聚の所緣の境たる色が入り込まざるべからず。例せば、極熱地獄にて、身根が凡て同分に住すとせば身體中の至る個所に積聚せる火の大種が入り込み、身體は全體としての統一を失ふこととなるの恐れ

或は下、上の色を見るも、理の如く應に思ふべし。

三四種天に生ずる場合の類釋

是の如く、「第」二「第」三「第」四靜慮に生じて、自他の地の眼を以て、自他の地の色を見ることも、理の如く應に思ふべし。

餘の界も亦、應に是の如くに分別すべし。

今、當に略して、此が決定の相を辯すべし。

頌に曰はく、

(46) 眼は、身よりも下ならず。色と識とは眼よりも上に非ず。

色は識に於いて一切なり。二を身に於いてするも亦、然り。

(47) 眼の如く耳も亦、然り。次の三は皆、自地なり。

身識は自と下地となり。意は不定なること、應に知るべし。

論じて曰はく、身と眼「根」と色「境」との三は、皆、五地に通ず。謂はく、欲界と四靜慮との中に在るなり。

眼識は、唯、欲界と初定とのみに在り。

此の中、眼根を身の生る、地に望むるに、或は等或は上にして、終に下に居らず。

色と識とを眼に望むるに、等と下とにして上に非ず。下の眼は上の色を見ること能はざるが故に、上の識は下地の眼に依らざるが故に。

眼・色・識界と眼根對身の關係

色識の眼根に對する關係

色と識との關係

故に全體は一の渾一體として大山の識を生ずといふ結論に至る。

以下問題とする所はかかる機械論的解釋を取らず、根に自在なる作用を認容して一般に根の自體と同量の境も取れば、乃至、より小なるも、より大なるも共に取ると解すべきや。彼れと是れと二解の孰れを正とすべきやを決定せんと欲するなり。

頌は正しく是れに答ふるものなり。

(48) *gataññibhis tribhis*

*tulyaviṣṭayagrhanṭoṇṇi mātkaṃ.*

舊譯

三根謂鼻等、許取如量塵、

即ち有部に於いては、意根の一は心法にして其の量を計ること能はざるが故に且ち別として、鼻舌等の三の、至境を取るものは等量の境を取り、眼耳等不至の境を取る二根は等、不等の二境を取りて不定なりと説くものなり。

【三二】鼻等との鼻舌身。

【三三】蒲葡は蒲萄の古字。

【三四】雲の所發とは、雷聲を云ふ、原本には「雲の聲」(*meghasobhā*)とあり。

【三五】婆沙卷一、三(毘婆沙部七、二四五頁以下)、舊譯卷二、一七一頁下、正理並、參照。

【三六】傍布とは、横に並びて安布する所と。

【三七】香菱花は、*aññi-paṇṇa-cūmāna gymmimūlā*)

眼根の極微は黑香菱花の如く、一方面に住すとものなり。

【三八】頤瓶迦(*aphañña*)水精のこと。

【三九】樺皮(*churja*)の如しとは、耳穴中にはがしたる樺の皮の巻けると相似なる色形のものあり、耳根の極微は此に住すとものなり。

【四〇】頤は鼻經鼻柱。

色〔境〕を見るときは、四は皆、自地なり。

若し、初靜慮の眼〔根〕を以て、欲界の色〔境〕を見るときは、

身と色とは欲界にして、眼と識とは初定なり。初定の色を見る

ときは、身は欲界に屬して、〔餘の〕三は初定に屬す。

若し、〔第〕二靜慮の眼〔根〕を以て、欲界の色を見るときは、

身と色とは欲界にして、眼は二定に屬し、識は初定に屬す。初

定の色を見るときは、身は欲界に屬し、眼は二定に屬し、色と

識とは初定なり。二定の色を見るときは、身は欲界に屬し、眼

と色とは二定にして、識は初定に屬す。

是の如く、若し、三四靜慮地の眼を以て、下地の色、或は自

地の色を見ると、理の如く應に思ふべし。

初靜慮に生じて、若し、自地の眼を以て、自地の色を見ると

きは、四は皆、同地なり。欲界の色を見ると、三は初定に屬し、

色は欲界に屬す。

若し、〔第〕二靜慮の眼を以て、初定の色を見るときは、三は

初定に屬し、眼は二定に屬す。欲界の色を見るときは、身と識

とは初定に、色は欲界に屬し、眼は〔第〕二定に屬す。〔第〕二定

の色を見るときは、身と識とは初定にして、眼と色とは二定な

り。

是の如く、若し、〔第〕三〔第〕四靜慮地の眼を以て、自地の色、

關係に至りても和合色相觸と許すべくんばそれを組成する極微も亦相觸るべしとの難破なり。

【三九】以下論主は、以上の如き極微に關する觸・不觸の諍論に對して、極微に方分ありや無しやの主張と關係せしめて、之を批評せんとするなり。

極微に方分方處の有無に就きては、有部宗は、婆沙卷七六〔毘曇部十、三二〇頁〕に於て、極微には、過去・

未來の色及び無表色と同様に方分方處なしと主張し、

又、唯識義燈〔二本四二丁〕には經部の一派は有方分とし、大乘は、假立の極微は有方分なるあり無方分なるありと主張せりと云ふ。

論主に據れば、假りに經部の如く、色の最少極微も亦有方分と定むれば、極微が觸すと云ふも觸せずと云ふも共に差支へなかるべし。何んとならば、より以上に

分析し得ざる極少の色たる極微にも、方分ありとの意味なるが故にたとひ極微の觸論を執りて、其の極微のある方が、他の極微の一方分と相觸れ、他の部分が相觸れずとて、更に其の極微は有分析なりと云ふの難

成立せざればなり。

又、若し極微に方分無しとの主張を執るとするも、亦極微の觸不觸は問題とならざるべし。元來方分なしとする極微が相觸ると説くもそこに方分を認むるの

義、成立するに非ざればなり。

論主の意は何れにしてもこの觸不觸論はかく重大問題とするに足らずと言はんとするもの如し。

【三〇】婆沙卷一三〔毘曇部七、二四八頁〕舊譯卷二、一七一頁下、正理卷八參照。

【三一】等量〔śūtra〕とは、勝義根の大きさと同量の境を取ること。此の質問の意よりする等量論を推しつむれば大山等を境として取る場合には大山を根と同量づつ分段して取りながら極めて速に全體を分段緣取する



所依勝の義

(45)<sup>三六一</sup> 彼れと及び不共因との故に、根に隨へて、識を説く。

論じて曰はく、「彼れ」とは、謂はく、前に説く所の眼等を依と名くることなり。根は是れ依なるが故に、根に隨へて、識を説く。

不共因の義

「及び不共」とは、謂はく、眼「根」は、唯、自らの眼識のみの所依なるに、

色は亦、通じて他身の眼識及び通じて、自他の意識の爲めに取らる。乃至、身と觸とも應に知るべし、亦、爾なり。

識の名目

「かくて」、所依の勝なると及び不共因とに由るが故に、識は

〔其の〕名を得ること根に隨ひて、境に〔隨ふには〕非ざるなり。

鼓聲及び麥芽等と名くるが如し。

### 第二十二節 附論第八 認識問題に關

#### 聯しての根境識身四の地的

#### 規定

身の所住に隨つて、眼〔根〕が色を見る時、身と眼〔根〕と色

〔境〕と識との地は同じと爲んや、不や。

應に、此の四は、或は異り、或は同じと言ふべし。

謂はく、欲界に生じて、若し、自地の眼〔根〕を以て、自地の

欲界に生じた

【三二】向遊塵 (Antyanu-coidān-vaṣṭu) とは日のます時、窓中に立つて舞ふ微塵のことなり、本論十二には之れを隙遊塵と名く。

此の中間類相續の義とは、彼の向遊塵たる細業が細業を生じ、或は自類を生じ、或は轉じて細を生ずるに、その前後に多少の別ありと雖も俱に細と名くるを言ふ。

【三三】世友のは、極微相觸ると云ふは、生じ已つて而して後相觸るる理なれば、少なくとも二刹那を要す、故に極微は又相觸るること無しといふ説にして、上の二説が共に空間的に不相觸説を主張せるに對して、之れは時間的に不相觸を主張せるものなり。

【三四】然るに云云。大徳は婆沙論中に四評家として相並びて表はるる人なるも、その何人なるやを審にすること能はず。或は法教と見る人有れど某大徳といふ外無し。

此人の意見も、一見、前の中間に於て片物なしといふ無間説に似たれども、舊友に従へば、前の無間といへるは、其中間に光明等のなきを意味するに對して、この無間といへるは中間に一種微だに入る餘地もなしといふ意なりと。即ち前の方の無間は、何程か空處を認むるに反し、この無間は眞に接近の極點を意味する也。これ即ち論主の養成する所となれる所以也。

【三五】若し右の大徳の説に異りとするれば極微間と間隙あることになり、若し然らば、五根五境は隙礙有對にして不可入性ありとする有部の宗義に違背せんとなり。

【三六】以下は前述の異師の和合色相觸説を破するなり。和合の色にして相觸るることを許せば、和合色中の極微も亦、當然觸るる義となるべく、從つて宗義に背けばなりとなり、因みに、右引用の婆沙文につきては、正理は別意趣ありとて會通せり。

【三七】變礙云云。和合色に變礙の義有り。同様に相觸

【三八】變礙云云。和合色に變礙の義有り。同様に相觸

第二十節 附論第六 生識の縁として

の根のみを所依と名け、境は非らざる所以

何に由りて、識の起るは俱に〔根境〕二縁に託するに、所依の名を得るは根にのみ在りて、境には非らざるや。

頌に曰はく、

(45) 根の變するに隨つて、識にも異あり。故に、眼等を依と名く。

根と識との制約關係

論じて曰はく、「眼等」とは、即ち是れ眼等の六界なり。

眼等の根に、轉變有るに由るが故に、諸識も轉異す。根の増〔長〕損〔減〕に隨つて、識に明昧あるが故に。色等が變じて、識をして異有ら令むるには非ず。識は根に隨うて、境に隨はざるを以ての故に、依の名は、唯、眼等〔の根〕にのみ在りて、餘には非ざるなり。

第二十一節 附論第七 識の名の由來

何に緣りて、色等こそ正しく是れ所識のものなるに、而も眼識、乃至、意識と名けて色識、乃至、法識とは名けざるや。頌に曰はく、

分別界品第一の二

【100】相續すとは、一體になりて、中間に隙が無くすること。婆沙百三十二には體應相續、中無間隙、如何發聲と有り。

【101】相觸れず云云。一物體を組成する上の極微につききていふ。極微間に相觸の關係無く附着しをらずんば物體が互に擊ち合ふ時、物體の極微が飛散せずやとの難。

【102】極微間の牽引力を風界に求めたるなり。

【103】劫壞とは、此の世界の最後の大破壞を云ふ（詳しくは世間品を見よ）。

【104】劫成とは、此の世界の初まりをいふ。（同じく世間品参照）

【105】中間云云。後の大徳の無問説の處を参照せよ。

【106】和合色とは、極微所成色の義。此の師も極微と極微とは相觸れざるも、唯その極微の組成せる可分の和合色は相觸ると説く。（婆沙には此の説見えず）。二十唯識論（大正三一、七六頁、上）には「迦濕彌羅國毘婆沙師言非諸極微有相合義（一）無方分故。…但、諸乘色有相合理（有二分故）とあり。

【107】彼れに云云。毘婆沙論一百三十二（毘婆沙部十三、三三四頁参照）。

【108】是觸（āśraya）とは、諸極微積集の和合色なり。光師は此中「和合名ニ是觸ニ顯ニ產乘義」と釋す。

【109】非觸（anāśraya）とは準じて和合色の根本たる極微なり。

【110】以下、是觸即ち極微の積集にてなる和合物は、是觸を因となすに由りて生ずるや非觸を因となして生ずるやの間に對して、四句分別を以て答ふる婆沙の文を引用するなり。此の中、有る時は是觸云云は、第一句にして、これは物の離散して極微（非觸）に還元すること。

無間滅の意〔根〕は是れ過去の依なり。

五識身の所依は二有り

此の五識身の所依は各二あり。謂はく、眼等の五は、是れ別の所依にして、意根は五〔識〕の爲めに通じて所依の性となる。

故に、是の如く説く。

若し、是れ眼識の所依の性なる者は即ち是れ眼識の等無間縁なりや。設し是れ眼識の等無間縁なる者は、復、是れ眼識の所依の性なるや。

應に四句を作るべし。

根の所依性と等無間縁との關係前五根につき

第一の句は、謂はく、俱生の眼根なり。

第二の句は、謂はく、無間滅の心所の法界なり。

第三の句は、謂はく、過去の意根なり。

第四の句は、謂はく、〔以上〕、所説の法を除けるものとなり。

乃至、身識も亦、爾り。各各應に自根を説くべし。

意識は應に順前句の答を作すべし。

謂はく、是れ意識の所依の性なるものは、定んで是れ意識の等無間縁なり。

是れ意識の等無間縁なるも、〔而も〕意識の與めに所依の性たるに非ざるもの有り。

謂はく、無間滅の心所の法界なり。

界なり。

【二九四】有るが云云。成實論四根廣合離品第四十九に曰く、

「耳識一種或到故知、或不ノ到而知。耳鳴以ノ到故知、雷聲不到而知云云」と。

【二九五】自の耳の中の聲とは、成實論の耳鳴といふに當る。

【二九六】有色根。意の無色根に對する語にして、つまり物質的感官といふ程の義なり。

【二九七】無間 (nirāhanta) は根と境とが無間に相接觸する義にして、相交る意には非ず。それにつきて、然らば一般にそれ等根境の組成原子たる極微は互に相觸るるや否や之れを先づ決定せざれば所謂根境接觸の意義明ならず。故に次にその論を作す。

【二九八】婆沙卷一三二、(毘婆沙部十三、三三頁)參照。

【二九九】遍體にて (Carvāthana) 相ひ觸るとは極微の全體が觸れること、例へば、鼻根の極微と香境の極微とが揉合ひて全く一體になること。今の文は、若し是の如くならば、實物の體即ち、根の極微の實物(體)と境の極微の實物とが相雜りて雜然一體に成る過を生ずとの意。

【三〇〇】若し又、極微が部分的に接觸すと曰ふを許さばそれは換言すれば、極微の一部分は相觸るるも餘の部分は觸れざるの意となり、極微は更に細分すべき部分有すと見ることとなるべし。然るに極微は色の極少にしてより以上分析すべからざるものなり。此の點に亦矛盾を來す故に一分に觸るといふことも無しと。こは有部の極微は無方分なりと云ふ宗義に基き。

【三〇一】但だ極微云云は、極微と極微との間極めて接近し、間、髪を入れずといふ時、聲を發するなり。若し、極微と極微とが渾然一體となり終りて(遍體觸)、中間に間障無くば、其こそ却つて聲を發せざらんととの意。

極微不可見

即ち此の理に由りて、亦、極微を説きて、無見の體と名く。不可見なるが故なり。

### 第十九節 附論第五 六識の所依根に

#### 關する時間的規定

前に説く所の如く識に六種有り。謂はく、眼識界乃至意識なり。

〔此の中〕、五識は唯、現在を緣じ、意識は通じて、三世、非世を緣するが如く、是の如く諸の識の依も亦、爾なりと爲んや。爾らず。

云何ぞ。

頌に曰はく、

(44) 後の依は、唯、過去なり、五識の依は、或は俱なり。

論じて曰く、意識は唯、無間滅の意「根」に依る。

眼等の五識の所依は或は俱なり。或はと言ふは此れも亦、過去にも依ることを表はすなり。

〔即ち〕眼「根」は、是れ眼識が、俱生の所依なり。是の如くにして、乃至、身「根」は是れ身識が俱生の所依なり。同じく現世なるが故に。

分別界品第一の二

す機械の眼に接觸する點等の如きなり。

【二七】若し眼と耳と云云、勝論外道は、眼根は火を以て體とし、遠く光を舒べて境に至り、又耳根に對しては、對境たる聲が空中を飛び來りて耳に入ると主張し従つて眼耳も至境をのみ取ると説く。

今の難意は若し勝論の主張の如く眼耳も唯至境をのみ取るべくんば、修定者はたとひ勦勞を説くことも天眼の境は遠隔なる上、此彼性質を異にするが故に、境を取るに適せざればなりとなり。

【二八】遠有障とは、遠くの色、有障は被障、壁等に隔てられたる色の義。蓋し眼等にして不至の境を取るべくんば、同じく不至の境たる遠處の色又は、被障の色を取るべきに非ずやとの難意。

【二九】如何にして等は世親の答。磁石は不至の境を取るも必ずしも凡ての鐵を吸はざるが如く、眼等の不至境を取ることも亦凡べてといふには非ず、能力に限りあるが故にとなり。

【三〇】至の境を取ると執するも、亦た不至の境を取ると云ふときと同じ難あり。謂く何故に眼中の藥等を見ること能はざるや、此の難の解答としては、やはり今の磁石の例を適用せざる可らず。即ち能力に限りあるが故なり。

【三一】嚮とは、目に藥を點ける嚮。

【三二】俱有の香等とは、鼻等の根と俱に在る香味觸のこと。鼻根は鼻根自身の香を嗅ぐ能はずとなり。

【三三】意は無色なりが故に、空間的に方處を有せず、従つて其の意味に於いて至境を取るとは意味をなさざるが、同時に實疎に據れば、意は有部の宗義にては、同一刹那の俱有と相應との法を所緣とせざる意味に於いても至の境を取ると言はれずとなり。



此の初めの「眼・耳・鼻の」三根は、横に<sup>横</sup>行度を作し、處に高下無し。華鬘を冠するが如し。

舌根

舌根の極微は舌上に布在し、形半月の如し。傳説すらく、「舌の中には、手端の量の如き、舌根の極微の遍する所と爲るに非ざるあり」と。

身根

身根の極微は遍く身分に住し、身形の量の如し。

女男根

女根の極微、形、鼓鞞の如く、男根の極微は形、指轄の如し。

諸根の極微の同分彼同分

眼根の極微は有る時は、一切皆、是れ同分なることあり。有る時は一切皆、彼同分なることあり。有る時は、一分は是れ彼同分にして、餘は是れ同分なることあり。乃至、舌根の極微も亦、爾り。

身根の極微は定んで一切皆、是れ同分なることなし。乃至、極熱<sup>熱</sup>捺落迦の中にて、猛焰に身を纏はるゝとも、尙、無量の身根の極微の是れ彼同分なるあり。

傳説すらく、「身根にして、設し遍く識を發すとせば、身は應に散壞すべし」と。「蓋し」、「身」根と「觸」境とは、各一極微を所依、所縁と爲して、能く身識を發すこと無し。五識は決定して、多微を積集して、方に所依と所縁との性を成するを以ての故なり。

身根は一時に凡べてが發識することは無し

其の境に接觸する場合のみ、それらの識を生ずるも、之を離れば、識を生ずること能はざるが如し（意に就きては後に述ぶ）眼根等の如く接觸せざる境を取るをここに「不至の境 (apāpī veyya)」を取るものと

言ひ、鼻等の如く、相接觸する境を取るものを「至の境 (pāpī veyya)」を取ると言ふなり。

然るに、この問題に就きては、光記に據るに印度の學界に於ては必ずしも學説が一定し居たるには非ず、例せば、勝論 (Vaiśiṣṭika) 學派の如きは、六根は皆至境を取るとせりと言ふ。

尙有部宗は、勝論と同じく、色の極微を立つるが故に、其の極微は果して相互に接觸せるものなりや否や等の問題生ぜり、是の如きが以下の所論を生ぜる所以なりとす。

婆沙卷一三(毘婆沙七、二四六頁以下) 婆沙卷一三二(毘婆沙十三、三三頁以下) 及び婆沙七六(毘婆沙十、三一〇頁) 舊譯卷二、一七一頁中以下、正理卷七及び八卷等參照。但し婆沙論にては、至の意味に二種あり、一に爲境至。二に無間至なり、爲境至とは境を取る意にして、二の無間至の意が以下本論の問題とする所なり。

【二八四】若し此の宗にて云云とは、第十四節に明せし如く毘婆沙師が根見説を取るを更に茲に問起として持ち出せるなり。

【二八五】眼と耳と等。

(43b) [apāpīvāṇīyā akāśmanah-saotīraṇī], tīryaṇaṇyāyāhā.

舊譯

眼耳及空根、不至處、三異。

附記。所謂離中知、合中知の二は、此の至境取、不至境取の事實を知的表現に翻じたる言ひ表しなり。

【二八六】眼中の藥等とは、眼藥と之をさす場合の藥をさ

眼耳は等不等の境

て、合して鼻等の識を生ずるが故に。

眼と耳とは不定なり。謂はく、眼は色に於いて、有る時は、小なる〔境〕を取ること、毛端を見るが如く、有る時は、大なるものを取ることを、暫く目を開きて、大山等を見るが如く、有る時は、等を取ること、蒲荷を見るが如ければなり。

是の如く、耳根も蚊三四雲等の所發の種種の小大の音聲を聞くに、其の所應に隨つて、小大等の量を取る三三なり。

意根

意は、質礙無しきをもつて、其の形量の差別を辨すべからず。

### 第十八節 附論第四 諸根の極微に關する諸問題

する諸問題

云何に、眼等の諸根の極微は安布差別せるや。

眼根の極微は、眼星の上に在りて三三六傍布して住し、香菱花の如く、清徹の膜をもつて覆ひて、分散すること無からしむ。

有るが説く、「重累して、丸の如くにして住す。體の清徹なるが故に、頗眇迦三三七の如く、相ひ障礙せず」と。

耳根

耳根の極微は耳穴の内に居す。旋環して住すること三三九椀皮卷けるが如し。

鼻根

鼻根の極微は鼻三三〇竅の内に居し、背を上、面を下にし、爪甲を雙べたるが如し。

分別界品第一の二

るものとするも、一眼にては不完全なる認識より得られず。二眼相補ふべきものとする點より明なり。若し一眼見論を取るとれば、一眼にても分明に淨識を得と爲すべきに然らざるは、暗に一眼見論を破するなり。

(43a) ubhahyān aṅgī [akṣurābhāyān darsanm sūddhadarsanāt.]

舊譯

或由二眼見。分明見色故。

【三六】阿毘達磨云云。發智論一(大正二六、九一九頁下)に、開三二眼二時起淨識一故と記す。之れに由りて婆沙(十三初)、雜心論一、五事論上等皆之れを奉じて相承するが故に阿毘達磨の諸大論師は成なる云云といふ。發智論に淨識といふは、はつきりせる識といふ義。

【三八】二月等とは、兩方の眼を開き、一方に手などをふるるとき、一體の月を二と見ることあるも、若し一方を閉ずれば、假令、開ける方に手を觸るるも二月に見えずとなり。

【三九】所依の眼根が二處に分るる故に、能依の眼識も二分となりて半分づつ生ずるかの疑有り。此の疑は婆沙十三に出づ。此の難を遮して、心法は方處なく何れに有りて示現定記すべからざるが故に、根の如く數量の見方を施すこと能はずとの意。更に婆沙に據るに、此は單に眼根と識との關係に於いてのみならず、身根と身識に於いても亦同じく、身根は兩臂相去ること遠しと雖も、而も一物に觸るとき、俱時に覺觸ありて一の身識を生ずるが如しと言へり。

【四〇】吾人の色等の外境を眼等が緣じて識を生ずる關係を空間的立場より見る時、其の間に異りあり。即ち眼と耳とは、根に接觸せる色又は音は、反つて之が識を生ずること能はず、一定の間隔を置きて始めて此の識を生ずることを得るなり。然るに鼻・舌・身根は、各

和合色相觸説の義

三七、極微を離れて和合の色無し。

〔故に〕、和合〔の色〕にして、相ひ觸るれば、即ち〔和合の色の中の〕極微に觸れん。變礙すべきが如く、此れも亦、應に爾るべし。

極微觸不觸論の總評

又、極微に若し、方分有りと許さば、觸と不觸と〔に拘はらず〕、皆、應に分有るべし。若し方分無しとせば、設ひ相ひ觸ると許すとも亦、斯の過無けん。

第十七節 附論第三 根と境との量的

關係

又、眼等の根は、自の境に於いて、唯、等量のみを取りて速疾に轉するが故に、旋火輪の如く、大山等を見るとせんや。自の境に於いて、通じて等量不等量を取るとせんや。

鼻舌身は等境

頌に曰はく、  
〔四〕應に知るべし、鼻等の三は、唯、等量の境をのみ取る。

論じて曰はく、前に、至の境〔を取る〕は、鼻等の三根なりと説きたり。

應に知るべし、〔此の三は亦〕、唯、能く等量の境を取ること

を。  
根の微(ana)の量の如く、境の微も亦、然ればなり。相稱う

の争に過ぎずと見るなり。

〔三吉〕 此れ等とは、眼根色境空明等。

〔三吉〕 能とは、能見。所とは、所見。

〔三吉〕 唯だ法あるのみとは、獨立の作者を遮す。唯だ因果あるのみとは、作者は無きも、因と果との所作と能作との義あることを示す。

〔三吉〕 管に作用なし、とは、經部にては一切法は作用なく、唯眼根、色境空等の縁が假りに和合して眼識を生ずと説くにあり。

〔三七〕 世尊云云とは中、阿含四十三卷拘樓度無諍經(大正、一、七〇一頁中)に「國の俗法に隨ひて是とすること勿れ非とすること勿れ云云」の言あるを參照せよ。

〔三六〕 發智論卷第一、婆沙卷一三、(毘曇部七參照) 因みに本節以下は毘婆沙師が前節に於て根が境を取るとの宗義を明せしに因みて、其の根と境との認識關係を種種の立場より論述するものにして、以下第二十二節迄はいはば、見非見門の附論となす。

〔三六〕 色を見る時等。色を眼が緣取するに際して、一眼宛獨立して作用するや、二眼が俱時に作用し、互に相補ふ所有るやに關しては佛教各派の間に議論有りて犍子部(Vijñāṭikā)の如きは一眼見説を主張し、二の眼處はその間に隔有りて一時に働くには非ず、その作用は各別なれども、唯速にその用の轉するが故に恰も一時に見るが如く思ふなりと説き(婆沙十三參照)。

又經部の上座も亦同じく一眼見説を取れども、(順正理論七參照) 有部に於いては有る時は、二眼見なるも又有る時は一眼見なることも得と説けり。此の意味に於いて此の頌に「或は」と言へるものなるも、併し本來の意味よりは二眼見を原則とするものなり。其の所以は、發智に二眼にて見るを淨觀といひ、完全なる認識を得

「諸の<sup>三〇</sup>是觸の物は是觸を因と爲すが故に生ずとせんや。」

非觸を因と爲すが故に生ずとせんや」と。

諸の非觸の物に就きても問ふこと、亦、爾り。

彼〔の論〕には、此の理に就きて、不定の答を爲せり。

有る時は、是觸を因と爲して、非觸を生ずることあり。謂は

く、和合せる物の正しく離散する時なり。

有る時は、非觸を因と爲して、是觸を生ずることあり。謂は

く、離散せる物の正しく和合する時なり。

有る時は、是觸を因と爲して、是觸を生ずることあり。謂は

く、和合せる物の、復、和合する時なり。

有る時は、非觸を因と爲して、非觸を生ずることあり。謂は

く、向遊塵の同類相續する〔時〕なり。

尊者世友は、説く、「諸の極微にして、相觸るれば、即ち應に

住して、後念に至るべし」と。

然るに、大徳は説く、「一切の極微は實に相ひ觸れず。但、無

聞なるに由りて、假りに觸の名を立つ」と。

此の大徳の意は應に、愛樂すべし。

若し、此れに異らば、是れ諸の極微は應に〔隙有るべし、

中間、既に空ならば、誰か其の行を障へ、許して〔障礙〕有對

とせんや。

るべし、故に〔難に非ず〕と甘ふ、此を論主の言と見ることも可能なり。

三〇

〔三六〕これは因明論理の應用にして、識に了別の作用ありて、而も了明と了用の別なきは、共許、即ち一般に認むる事實なり。然らば獨り見者と見用と區別するの必要なからんといふ義。

〔三七〕是れ云云。上掲の經に眼能く見るといふは實は眼識が能く見るものなれども、是の眼根はその能見

〔見〕の眼識の所依なるが故に然かいふとなり。

〔三六〕若し爾らば云云。若し能見の眼識の所依なるが故に眼根を能と名くるならば、能見の識の所依なるが故に眼根を復た能識と名くべしとの義なり。

〔三六〕毘婆沙師云云。婆沙七三(大正二七、三八〇頁上)に曰く、「依世俗説。謂世共説。眼所受境名爲可見。云云」と又一三六(大正二七、七〇二頁上)に曰く、「七種一

微成三微塵、是眼識所取色中最微細者、此唯三種眼見。云云」とあり。

〔三七〕唯等。所依の性ある眼根を簡び「唯」と言ふ。以上眼識能く見る義を極成し來りて、上の眼識能く識るといふ文を會釋す。

〔三七〕日とは、太陽の現前して物を照す外に別に晝無し

の義。以上根見説と識見説との諍の内、二者の中に有りては世親は寧ろ識見論に好意を寄せたる事多きも、之れを以て直ちに必ずしも世親の意は識見説に在りしとは成すべからず。

〔三七〕摺掣とは、處なき虚空を握り、ツカミ合ひて諍ふ

こと。識見説と根見説との争を嘲笑せる語なり。蓋し

經部に於いては先きにも述べし如く、眼根、對境等を緣として、心心所和合する時、初めて見るといふ認識ありと説くを以て、識見、根見の争は畢竟するに實有に非ざる「見る」と云ふ作用を實に有りとし執したる甘葉

九七

分別界品第一の一

論主、前諸説の批判

法救の説

世友の極微不相觸論



若し、一分に觸るれば、「極微」有分の失を成ぜん。然るに、諸の極微は、更に細分あること無し。

〔既に、相觸れずいふ〕。若し爾らば、「極微」と、極微との間には、間隙有るべし。何故に、相撃つて、聲を發するや。

〔聲を發するは〕但だ、極微の無間に生ずるに由るが故なり。若し、相觸ると許さば、石を撃ち、手を拊つに、體應に相

揉すべし。

〔極微〕相觸れずんば、聚色の、相撃つとき、云何にして、散らさるや。

風界の攝持するが故に、「極微をして」散ぜらしむればなり。

〔但し〕或は有る、風界は能く壞散せしむること有り。劫壞の時三〇五の如し。或は有る風界は、能く成攝せしむること有り。劫成の時三〇六の如し。

〔極微、已に相ひ觸れずとせば〕、云何ぞ、「鼻舌身の」三根は、無間に生ずるに由りて、至の境を取ると名くるや。

即ち、無間に由りて、至の境を取ると名く。謂はく、中間に於いて、都べて片物無し。

又、和合の色は、分有りと許すが故に、相ひ觸るゝも失なし。

此の理を許すに由りて、毘婆沙の文義は善く成立す。

故に、彼〔毘婆沙論〕には、問うて曰はく。

を設する如くなるが故に此の文を會通するなり。  
【三五】論主は根識和合見説を取るを以て、今言ふ所の「見の所依」とは、眼根は見の一條件なりと云ふ程の意なり。

【二五】所依とは、眼根(又は意根)。

【二六】能依とは、眼識(又は意識)。

【二七】牀座の言聲(Anāyatikāraṇi)とは、牀座は人の所依なるに能依の發音者をこの所依の牀座で代表せしむ。會場の噪音といふが如し。

【二八】眼とは眼根、根の見に非らずして眼識の所取なり。そは、意樂といふが如き感情は眼根に存せざればなり。

【二九】梵志(Chāraṇa)とは、婆羅門僧族の行者なり。此の經も雜阿含九參照。

【三〇】眼門とは、眼根。

【三一】見は心の感性的功能にして、了別は心の悟性的活動なりと見るを得べし、若し斯く見るとせば、見と了別の二用に區別あるが如く、眼は見、識は了別と區別すべきに非ずやとの意(光記に據る)。

【三二】少分の慧とは、有學の正見等にして、未知の事實を推求推度する義有るに依りて見と名く。そは亦、同時に四諦の法を簡擇する功も能有り。特に少分といふは同じく慧の内に攝する無學の盡智、無生智は見に非ざるが故なり。

【三三】少分の識とは、見に非ざる耳等の識を筋ぶ。

【三四】餘の云云。實疏は較子都云云と云ふも、識見論者中の異師と見るべし。その難意は見用を分ちて、眼根を見者とせば、見用は誰れに屬するやと問ふ意。

【三五】若し此の言を難としての價值ありとせば識見家に對しても、「若し識能く了別す、識是れ了別者ならば、誰か是れ識の用なるや」と言ふべく、全く同様の難を

異師の和合色の相觸説右の引證

答 三

難 三

答 二

難 二

答一(無間生)

難 一

耳根

ぞ、普く一切の眼業<sup>二九</sup>等々の眼に至る諸色を見ること能はざるや。又、鼻等は能く、至の境を取るも、然も一切の根と俱有なる香等を取ること能はざるが如く、是の如く、眼根は不至の境を見るも、而も一切の境を見るには非らざるなり。

耳根も亦、兩り。  
意は、色無く随つて方處無きが故に、能く至の境を有するに非ず。

耳根に關する異説

有るが、執すらく、耳根は通じて、至の境及び不至の境を取る。自の耳の中の聲も亦、能く聞くが故にと。

鼻舌身三根

所餘の鼻等の三の有色根は、上と相違し、唯、至の境のみ取る。

鼻根と至境

如何にして、鼻は、唯、至の香をのみ取ることを知るや。斷息の時に、香を鼻がざるに由るが故に。

至の意味

云何なるを至と名くるや。謂はく、無間に生ずるなり。

又、諸の極微は相ひ觸ると爲んや、不や。

特に根境の極微の關係極微不相觸説

迦濕彌羅國の毘婆沙師は説く。相ひ觸れずと。所以は何ん。

若し、諸の極微は遍體にて、相ひ觸るれば、即ち、實物の體、相ひ雜るの過あり。

と説き(和合見家といふ)、積子部は心心所和合して我之を見ると説くが如し。此の中以下に説く經部の、根・識・境和合して色の認知生ずとの説は、婆沙の譬喩師の説に一致せり。然れども有部は世友の根見説を以て正意とせり。論主は根見家の説を先づ識見家の立場より問難せしめ、次に、識見家の説を問難應答の中に明にし更に認等は根見にも識見の何れにも非ずして根識境の因縁和合の上に成立すと説く經部説を紹介して、最後に有部の宗義を以て結びとせり。

【二七】觀照(vidāna)とは、根が鏡の如くに外物を映象して緣取する作用。

【二八】有部は二識の同時に俱起することを許さず、即ち見ると同時同刹那に聞くこと能はずといふ。然るに若し見るものは眼識にあらざれば眼根ならば、他の一識が意識の焦點を占むる際にも同時に見るといふこともあり得べき筈ならずやとの難なり。

【二九】之れ世親は暗に經部に左袒し、従つて識見家に傾くを以て、傳説の二字を置きたるなり。

【三〇】眼見とは、眼根が見るとするもの義。

【三一】論主が識見家の難絶せられたるを見て、其主張を維持して根見家を破せんとする文なり(稱友)。その意は、身根ならば合中知なるが故に合せざる限りは礙障の物を知覺し能はずと言ひ得べきも、眼根は離れて見得る根にして、所謂離中知なるが故に、單に有對といふ理由のみにて身根同様の議論を推し立つるも通るまじ。眼の障色を見能はざるには別個の理由あらんとなり。

【三二】是の處とは、一色境を意味す。

【三三】經に云云。雜阿含九(八二二、六四頁上)に曰、眼是門以見色故耳鼻舌身意是門、以識法故。云云。茲に所謂眼とは、眼根の義なれば、經は根見論の正しき

第十六節 附論第二 根と境との接觸

不接觸

若し此の宗に、眼は見、耳に聞き、乃至、意は了すと説かば、彼の所取の境を、根の正しく取る時、至と爲んや、不至とせんや。

頌に曰はく。

(43) 眼と耳と意との根と境とは、不至になり、三は相違す。

論じて曰はく、眼、耳、意の根は、非至の境を取る。

謂はく、眼は能く遠處の諸色を見るも、眼中の藥等は、則ち

観ること能はず。耳は亦、能く、遠處の聲響を聞くも、耳根に

逼る者は、則ち聞くこと能はず。

若し、眼と耳との根にして、唯、至境のみを取らば、則ち

修定者は、應に天の眼、耳の根をも修生せざるべきこと、鼻

根等の如けん。

若し、眼能く、不至の色を見ば、何故に普く、一切の遠

有・障等の不至の諸色を見ること能はざるや。

如何にして、磁石は不至の鐵を吸ふものなるに、一切の不至

の鐵を吸ふに非ざるや。

〔又〕至の境を見ると執するも、亦、同じく此に難あり。何が故

とする見)をいふ。詳しくは第十九卷を見よ。

【三三】世間云云。下の喩と照合して言へば有漏の故に闇夜の如く、而も煩惱無き故に無曇の如きなり。

【三三】有學とは、尙煩惱斷盡せず、尙且らく修行を要する行者之れは無漏習を有するが故に晝の如く、而も尙煩惱有るが故に有曇の如しといふ。

【三三】無學云云。煩惱斷盡して梵行已立所作已辨の阿羅漢即ち無學は無漏の故に晝の如く、煩惱無き故に無曇の如しとなり。

【三三】衆の色像とは、四諦因果の法に喩ふ。

【三四】有染の世間の見とは、染汚の五見即ち身見等五惡見。

【三五】無染。上の世間の正見のこと。法相は舊譯に單に「諸法」とす、原本にも單に「法」とあり、「相」の字は譯者の私に加ふる所ならんのみ。法相とは物の道理即ち四諦因果の道理なり。

【三六】意識相應等。前五識相應の善の慧を何故に世間の正見に入れぬやとの問。

【三七】審慮 (upanidhyanā) とは、詳審に思慮する義。

【三八】決度 (santirāga) とは、決定(斷定)何處する義。

【三九】所餘の染云云。意地にある貪等の煩惱と相應する慧。無學の盡智、無生智及び無覆無記の慧、及び法界中の慧以外の所攝法等をいふ。

【四〇】若し爾らば以下は識見論者の非難なり。一體、眼が色を見るときいふことに關しては種種の意見ありて同じく有部中に於ても論師の意見異なる。稱友と光記及び婆沙卷一五初頭とに據るに世友は眼根によつて見るといひ(之を根見家といひ)、法救は識見家とて、眼根が見るにあらずして眼識見るといひ、妙音は眼識に相應して起る慧の作用によると説く(之を想見家といふ)。更に譬喩者にありては、心、心所相合して色を見る

毘婆沙宗の正義を擧ぐ

け、識を能了と名くるなり。智者は中に於いて、應に封著すべきにあらす。世尊の説きたまふが如し。「方域の言詞は、應に堅く執すべからず。世俗の名想は固く求むべからず」と。

然るに、迦濕彌羅國の毘婆沙宗は、「眼能く見、耳能く聞き、鼻能く嗅ぎ、舌能く嘗め、身能く覺し、意能く了す」と説く。

第十五節 附論第一 一眼見二眼見論

色を見る時に於いて、一眼のみにて見ると爲んや。二眼〔共に〕見るとせんや。

此れに、定准なし。

頌に曰はく、

(43) 或は二眼俱時なり。色を見ること、分明なるが故に。

論じて曰はく、阿毘達磨の諸大論師は、咸な言はく、或る時には二眼俱に見る。二眼を開くときは、色を見ること分明なるも、一眼を開く時は、分明ならざるを以ての故にと。

二眼見の裏證  
一識を生ず

又、一眼を開いて、一眼に觸るゝ時は、便ち現前に於いて二月等を見、一を閉ちて一に觸るれば、此の事則ち無し。是の故に、或る時は二眼俱に見るといへり。〔されど〕所依別にし

て、識の二分と成ることは非ず。〔心法は〕、住すること方〔處〕なきが故に、礙色に同じからざればなり。

分別界品第一の二

【三〇】 婆沙卷一三 (毘婆沙部七、二四〇頁) 婆沙卷九五 (毘婆沙部十一、二八三頁以下、舊譯卷二、一七〇頁中、下正理卷六卷七參照)。

【三一】 十八界中、幾か見る作用あり、幾分かその作用なきかを分別したる門なり。但しここに見とは眼にて見る場合と心にて見る場合とを含むものとす。

【三二】 (41) cakṣuṣ ca dharmadātās  
ca pṛthako dṛṣṭir aṣṭadhā,  
pañcavijñānāṅgā dhur  
na dṛṣṭir atmanāḥ.

舊譯

眼法界一分、 名見有八種、  
五識共生智、 非見不度故、

(43) cakṣuṣ paśyati rūpaṃ  
subhāṅgā, na tadāśīṣam  
vijñānaṃ dṛṣṭvate  
rūpaṃ na kīlāṭṭikam yataḥ.

眼見ノ色等分、 非能依眼識、  
由色非可種、 被障彼執爾。

此頌文中には種種の意味を含む、第一第二句は見の體を説けるものなれど、他は凡て駁論と辯護との爲めに設けられたるものとす。詳しくは長行を見よ。

【三三】 感性的認識機能よりすれば、外界を見る作用を有するはただ眼根のみなり。

【三四】 心の作用より見れば、法界に含まれる慧の心所の中の審慮、決度の作用を有する八種の見を、ここに見とす。蓋し、推理し判断して、物を觀察するの作用あればなり。

【三五】 身見等とは、有身見(我見)邊見(斷常の二見)、邪見(因果を撥無する見解)、見取見(誤まれる意見を正しとして執する見)、戒禁取見(誤まれる戒行を正し

九三



根見家の答

此の言は難に非ず。共に識は是れ、能く了別すと許せども、然も、了者と了用の不同無きが如く、見も亦、應に爾るべし。

識見家異師、上の經意を遁す

有餘、復た言はく、「眼識は能く見る。是れ見の所依なるが故に、眼「根」も亦、能見と名く。鳴の所依なるが故に、亦、「鐘、能く鳴る」と説くが如し」と。

根見家の難

若し爾らば、眼根は識の所依なるが故に、應に能識と名くべし。

識見家の異師の答

是の如き失無し。世間に同じく、眼識は是れ見ると許すも、彼れの生ずる時、「能く色を見る」と説きて、「色を識る」とは言はざるに由る。

毘婆沙の中に亦、是の説を作す。「謂はく」若し眼の所得と眼識の所了となれば説きて、所見と名くと。

是の故に、「眼」根を説きて、但、能見と名け、能識とは名けず。唯、識の現前するを、「能く色を識る」と説く。譬へば日を説きて、能く晝を作すと名くるが如し。

經部の説

經部の諸師は、是の説を作すことあり。

如何にして、共に聚りて、虚空を據撃するや。眼「根」と色

「境」等を、縁として眼識を生ず。此れ等は見に於いて、孰れをか、能所と爲さん。唯、法の因果あるのみ。實に作用なし。世情に順ふが爲に、假りに言説を興し、眼「根」を能見と名

時は聖道生ぜず、而して聖道の生じゐる時は惡趣の業生ぜず故に異生性と惡趣を招く身語業とは有身見等の如く見所斷なるべしとの難なり。

異生性論及び其の種子部の所説に就きては婆沙卷四十五、(毘婆沙九、六二頁以下参照)。

【三三】不染とは、こゝでは有漏の善及び無覆無記なり。

【三五】非六生とは、詳くは非第六意識生の義にして、第六意識によつて生ぜず、眼等五根によつて生ずる前五識のことなり。

【三六】自性云云は斷には自性斷と緣縛斷とあり。此の中、異生性は自性斷に非ずして、緣縛斷なるが故に見所斷たるを得ず。唯だ異生性の自性について云へば、前述の如く世第一法の位に捨し、緣縛斷としての異生性ならば、修道第九品の位に、九品の惡凡てを去りたる時、初めて煩惱の繫縛を離るる故に之は修斷なり。

【三七】苦法忍の位といふは見道の初位にして所斷の惡と能斷の慧と併存的に現在する位。従つて此の位には所斷の異生性が尙現在する故に難者よりせば一人を亦是凡夫又は聖者と云ふべしとの意。

【三八】身語の業は言語及び形色を體とする故に色に繋す。

【三九】此の一段は原本には、「諦理に迷ふに非ざるが故に、又無所緣の性なるが故に」とあり。釋友の釋意に依れば異生性は不染汚の性なるが故に苦等の諦理に迷ふに非ず、非六生も(五識は無分別なるが故に)、復諦理に迷ふに非ずとある。玄奘の譯本の「親しく發起する迷ふものに非ず」とある。玄奘の譯本の「親しく發起するに非ず」とは、見惑の親しく發起するに非ざる義なり。

玄奘譯本は起因に約し、現存梵本は自性に約したるも、何れにても、身語業の色が見所斷に非ざる理由とするに足る。

別釋

「能く識る」と説く。

或は二五五所依に就きて、二五六能依の業を説く。世間に、二五七「牀座の言聲」と説くが如し。

又、經に、「眼の識る所の色は、可愛にして可樂なり」と言ふが如し。然るに、實は此の愛樂すべき色は、是れ二五八眼の所識に非ず。

經を引きて證とす

又、經に二五九梵志、當に知るべし、眼を以て門となす。唯、色を見るが爲めなりと説くが如し。

故に知る。眼識は三〇〇眼門に依りて、見るものなるも「然も」亦門が即ち是れ見なりとは、言ふべからざることとを。

豈に、經に、「眼を以て見となす、唯、色を見んが爲めなり」と説く容けんや。

根見家難

若し、識能く見ば、誰か復、了別せん。三〇一見と了別との二用は何ぞ異らん。

識見家答

即ち、「識は」色を見るを以て、色を了すと名くるが故に。譬へば三〇二少分の慧を能見と名くれども、亦、能く揀擇するが如く、是の如く三〇三少分の識も、能見と名くれども、亦、能く了別するなり。

識見家の異師の難

三〇四有餘、「眼見説を」難じて言はく、若し眼能く見て、眼は是れ見者なりとせば、誰か是れ見の用なるや。

分別界品第一の一

る惑煩惱の究竟して斷盡する時、方に彼をも斷と名くべきが如き法にして、之を又、縁縛斷とも稱す。而して縁縛斷法は迷事なるが故にこは修所斷なり。この立場に立ちて、本節頌文四句中の第三、四句は、不染汚の無記法、非六生なる前五識界、並に無表業等の色法を終縛斷なる修所斷法と判定して兼て、異説を破するものなり。

【三二】(40) *dasā bhāvanā heyaṃ*

*paṭṭaṇṇaṃ aniyā kṛyā tikkhā*

*na dṛṣṭhībhyaṃ akkhiṇīpā*

*na rūpāp nāpā ṅgaṃhājam*

舊譯

十界修遣滅、五亦後三三、非汚非見滅、非色非六生。

【三三】三種とは、見所斷、修所斷及び非所斷の三。

【三〇】以下意界・意識界とは、如何なる場合に於て修斷たり見斷たり非斷たりや、亦法界に攝する諸法中、何ものが見斷修斷・非斷なりやを明すなり、其の中十八の隨眠は四諦の理に迷ふ理惑なり。之を見惑といふ(本論十九卷を見よ)。

【三二】今言ふ所の俱有とは、八十八隨眠に相應する心、心所、及び俱生する四相となり。

【三三】隨行を併せたる得とは、原文を譯すれば、「彼の得並に隨行 (Caturāryāṅgaṃ ānāyana) となす。」「彼の」とは、隨眠、心所、心王を指し、「彼の得」とは、それ等と俱生する得なり。況く得を指すに非ず。隨行を併せたる」とは、「並に隨行」と云ふ義にして、「彼の得」に附屬するもの即ち隨得と其四相を指す。

【三三】豈に云云。光記及び頌疏によれば經部の難、婆沙及び釋友によれば犢子部の難也。異生性は聖道の左せる時に存在せず、又惡趣に生るべき決定的身語業な

九一

若し、唯「識が見なり」と許さば、何に縁りて「此の際に」起らざるや。

識見家の難

眼は、豈に、身根の如く、境と合して方に取すれども、有對

なるが故に、彼「の障へられたる色」を見ずといはんや。又、頗胝迦(sphatika)、瑠璃雲母(muhrapatala)、水等の障ふる所は、云何にして「眼は」見ることを得るや。

是の故に、眼は有對に由るが故に障へられたる色に於いて、見の功能無きには不ざるなり。

若し爾らば、執する所の眼識は云何。

根見家より識見家への問難

若し、是の處に於いて光明を隔つること無くんば、障へられたる色に於いて、眼識は亦、生ずれども、若し是の處に於いて

光明を隔つること有らば、障へられたる色に於いて眼識は生ぜず。

「眼」識、既に生ぜず。故に見ること能はず。

識見家釋文を通ず

然るに、經に、「眼、能く色を見る」と説くは、是れ、見の所

依なるが故に能見と説く。彼の經に、「意能く法を識る」と言ふが如きも、意「根」が、能く識る「との謂ひ」に非ず。「意根は」過去なるを以ての故に。

何者か、能く識る。

謂はく、是れ意識なり。意「根」は是れ識の「所」依なり。故に、

に相引くが故に、種類の分同じ」といへり。

【三六】婆沙卷七七(毘婆沙部九、三一九頁)舊譯卷二、一七〇頁中正理卷六參照すべし。

【三七】修養の上より三斷門に約して十八界を分別したる部なり。

抑々俱舍論等の宗義とする阿毘達磨佛敎に於いては、一切の諸法を五位七十五法(光記による)に分類し其の中の煩惱性のも又は有漏法を遠離し捨離して、聖法又は無漏法のみ得せしめんとするを本旨とせり。

本節は、この七十五法を、十八界の分類に攝せしめ、此の上に於いて、其の中の煩惱有漏の性質の法と然らざるものを分別せんとするが其の課題とする處なり。

而して煩惱・有漏の性質のものを大別して見所斷のものとして修所斷のものとせり。見所斷のものは、吾人の理智判斷のみにて斷じ捨離し得る性質の煩惱所謂迷理の惑又は見惑に名け、修所斷のものは、理論のみにては、斷離し得ず、長き修行によりてのみ之を斷離し得る所の習慣的情意的の性質のもの迷事の惑即ち修惑をいふ。非所斷とは、斷ず可からざるもの即ち聖道及び無爲法即ち無漏法なり。

然るに、十八界所攝法中には、換言すれば一切の諸法中には、果して、之を迷理の見惑とすべきか、特、迷事の修惑とすべきか、必ずしも判然たらざるものあり。

例せば、前五識界、異生性、無表業の如きこれなり、茲に於てか次に説くが如く、諸部派中にも種種の異論を生ぜり。有部宗にては、顯宗論によるに之に對して、この一切法判定の一標準として、自性斷の法、所

緣斷の法の分別をなせり。自性斷法とは、貪・瞋・慢・疑・惡見の如き其れ自體明に煩惱性たるもの、之には見惑も修惑もあり、本論の長行及び、後の隨眠品に詳し。所緣斷法とは、それ自身煩惱に非ざるも、彼を緣す

識見家の再難

若し眼が見ならば、餘識の行する時にも亦、應に見と名くべし。

根見家答

一切の眼、皆、能く現見するには非ず。誰か能く現見するやといはば、

謂はく、同分の眼の識と合する位に、能く見るものにして、

餘には非ず。

識見家の主説

若し爾らば、則ち應に彼の能依の識こそ、色を見るものにして、眼〔根〕には非ざるべし。

根見家反難

爾らず。眼識は定んで能見に非ず。所以は何ん。傳説二五九すらく、「障色を觀ること能はざるが故に」

と。

〔謂はく〕、現に見るに、壁等に障へられたる諸色は、則ち觀ること能はず。若し、識が見ならば識は無對なるが故に、壁等は礙へずして、應に障色をも見るべし。

識見家の答

障へられたる色に於いて、眼識は生ぜず。識既に生ぜず。云何にして、當に見るべけんや。

眼識は、彼れに於いて、何故に生ぜざるや。

〔然るに、我れ等〕二六〇眼が見なりと許す者は、眼は有對なるが

故に、障へられたる色に於いて見の功能無し。識と所依と一境に轉するが故に、彼れに於いて眼識生ぜずと言ふべきなり。〔汝

根見家の難と主張

分別界品第一の二

對しては彼同分なり。

【二八】不共 (asādharaṇa) とは唯一人へのみ局りて餘人に通ぜざるもの。

【二九】相讀とは、一人の身體のこと。

【三〇】共 (sādharaṇa) とは、餘人にも通じて一人に限らざるもの。

【三一】聲は云云。凡て我我的對境として緣取するものは、これを緣取する根との關係より二分して、一、離

中知、二、合中知の二となすべし。前者は根と境との間に間隔を置きて認識するをいひ、從つて單に一人に限らず餘人も亦與り知ることを得れども、後者は根と境と相接して、所謂冷煖自知すべきものなるが故に、唯

その境自体に於いては當事者のみ認識すべく、餘人の與り得ざるが故に此の難を作れるなり。

【三二】共なる義とは、根と合する位に至りては不共受用の物なれども、未だ根と合せざる位に於いては共受用の物たるべき意義ある故にとの答なり。

【三三】己れ的作用とは、原本には功能の交渉 (kāritra-bhāvanā) とあり。境は緣取せらるるを自己の功能とし

根識は取らんとするを各自の作用とするが故に、その各個の分としての功能又は作用を起す義によつて分と名くとの意。(參考、順正理論には是已作用更相交涉云云と記す)。

【三四】所生の觸とは、根境識の三者の交渉が圓滿して、所謂同分たるの意義の各各完き證として觸の生ずる、その觸を分と名くとの解。

【三五】同分にあらざるも、同分と種類の同じき點より彼同分と名く。即ち彼とは同分の義にして、同分と同じ分を有するといふ義なり。如何にして種類の分同じきやと云ふに正理卷六に據るに、「此と彼と同見等の相

なり、同處なり同界なり互に因となり、互に相屬し互



法界の中に於いて、此の八は是れ見なり。所餘は見に非ず。身見等の五は、隨眠品の中に時至りて當に説くべし。

<sup>三三六</sup>世間の正見とは、謂はく、意識相應の善の有漏慧なり。

<sup>三三七</sup>有學の正見とは、謂はく、有學身中の諸の無漏の見なり。

<sup>三三八</sup>無學の正見とは、謂はく、無學身中の諸の無漏の見なり。

譬へば、夜分と晝分と有雲と無雲とに、衆の色像を観るに明

昧〔自ら〕異有るが如く、是の如く世間の諸見の<sup>三三九</sup>有染なると

無染なると、〔有〕學と無學との見とは、法相を觀察するに明

昧同じからず。

何故に、世間の正見は、唯、<sup>三四〇</sup>意識のみの相應なりや。

五識俱生の慧は、決度すること能はざるを以ての故なり。〔謂

はく〕、<sup>三四一</sup>審慮を先と爲して、決度するを見と名く。五識と俱な

る慧は、是の如きの能無し。無分別なるを以てなり。是の故に

見に非ず。

此れに准するに、<sup>三四二</sup>所餘の染と無染との慧と及び諸の餘の法

は、見に非ざること應に知るべし。

若し爾らば、眼根は決度すること能はず。〔之れを〕云何にし

て見と名くるや。

能く、明利にして諸色を<sup>三四三</sup>觀照するを以ての故に、亦、見と

名く。

眼見家と識見家との論争  
眼見家より根見家への縁

根見家答

【二六】諸法無我觀に對しては、一切は境同分なれど、他の十七界に於ける同分、彼同分の意味は、之よりも狭く、六根六識の如きは能くそれぞれの境を緣ずる際は、その自業をなす點に於て同分と稱せられ、然らざれば彼同分と名けらる。又五境(法界を除く)にありては、それぞれ五根五識のための境となる時、之を同分といひ、然らざるを彼同分と名くるなり。要するに法界以外十七界は、それぞれ定まれる界としての役目を果たすに果たさざることによりて同分、彼同分を區別すと心得べきなり。

【二六】自用とは、眼根に於ける見の如く、耳根の聞、鼻舌根の覺、意根の知を言ふ。

【二七】迦濕彌羅國は、舊に屬寶國と稱ず。

【二八】眼根の彼同分を明にす。迦濕彌羅論師によれば、眼根が物を見ずして、已に滅し去れるもの、現に起りつつあるものを見ぬもの、未來に起るものを見ること定まれるもの、及び縁が缺けて見ること無く永久に未來に止まるものと四類なりとせり。

【二九】有識屬(vijānansamāyūka)とは、識根共に具備して而も緣闕不生に終るもの。

【三〇】無識屬(avijānansamāyūka)とは、根のみ有りて識なく爲めに不生に終るもの。

【三一】意根は心法なるを以て、苟も起れば必ず緣ずるを以て同分なり。故に畢竟不生法のみを彼同分となす。

【三二】各各自根に對する自用とは、眼根に對する色が、所見となる如く、聲・香・味・觸がそれ、耳・鼻・舌・身根に對して所聞、所覺となるをいふ。

【三三】應に知るべし以下。根は不共法なるによつて一人が色を見る時には、眼根は同分眼にして、他の人より云つて、彼同分となること無きも、色等は共法なるによつて、見る人に對しては同分なれども、見ぬ人に

色とは、謂はく、一切身語の業等なり。

前〔の非六生〕と及び此の色とは、定んで見斷に非ず。所以は何ん。〔是れ〕、諦理に迷ふと、親しく發起するとに非ざるが故に。

第十四節 見非見門

是の如く已に見所斷等を説きつ。

十八界の中、幾か是れ見〔見〕にして、幾か非見〔非見〕なるや。

頌に曰はく、

〔41〕眼と法界の一分の、八種とを説きて見と名く。

五識俱生の慧は、見に非ず。不度の故に。

〔42〕眼の色を見るは同分なり。彼の能依の識に非ず。

傳説すらく、被障の諸色を観ること能はざるが故に。

論じて曰はく、眼〔根〕の全べては是れ見なり。

法界中の八種の見  
法界の一分なる〔身見等〕の八種も、是れ見なり。餘は皆、見に非ず。

何等を八と爲すや。

謂はく、身見等の五の染汚の見と世間の正見と有學の正見と無學の正見となり。

分別界品第一の二

るの前程と見るなり。

それに從へば、一般に境の同分と稱せらるるは、その境が、たとひ今、現に識によりて緣ぜられずとも、過去に於てか、若しくは未來に於てか、定んで緣ぜらるるものと定まり居る時は、その境を同分と名くべきなり。〔21〕已に生ぜるは、過去と現在、生ずべき法たるものは未來なり。即ち或る境を緣じて識が過去に起れるか、現在に起れるか、將た未來に起ると定まり居る時をいふ。

〔22〕前に境としての同分の定義を擧げて、之より法は同分なりの説明に入る。

〔23〕已と正と當とは過去・現在・未來。

〔24〕無邊の意識とは、「諸法は無我なり」といふ觀念をいふ。諸法無我の觀念中には一切の法を包含すればなり。即ち法界は全體として、若くは過去、若くは現在、若くは未來に於いて、聖者をして諸法無我の認識を起さしむる點に於て、境としての作用を呈すべきものなるが故に、同分なりといふなり。

〔25〕法界は境としては同分なれど、亦此中に多數の心所及び心作用と俱起する種種の不相應法等ありて能緣なる心活動の構成要素ともなる。故に或る聖者が諸法無我なりと觀察するその刹那にありては、法界といふ中より能緣の心活動の構成要素たる諸心所を得、四相等の法界中の法を除かざるべからず。何んとなれば、能緣は同時に所緣たるを得ざればなり。従つて、この限り、諸法無我の初一念中には、法界の中にも境同分ならざるものもあれど、それは第二念に於て、反省の力によつて矢張、所緣となるを以て、遂に二念に及びて一切法界は同分となるといふ義なり。この文中自體とあるは無邊の意識の實體たる心心所を指し、俱有の法といへるは、之に伴ふ得四相等を指す。

ずることあり。

三三〇 八十八の隨眠と及び彼れが 俱有の法と、隨行を併せたる

得とは、皆、見所斷なり。諸餘の有漏〔法〕は皆、修所斷なり。

一切の無漏〔法〕は皆、非所斷なり。

三三一 豈に更に見所斷の法有らざらんや。謂はく、異生性と及び惡

趣を招く身語業等となり。此れは、聖道と極めて、相違するが

故に。

毘婆沙答

爾りと雖も、此の法は見所斷に非ず。

略して、彼れの相を説かんに、謂はく、不染の法と 非六

生と色とは定んで見斷に非ず。〔況んや其の内の不染法の一

なる異生性をや〕。

異生性

其の異生性は是れ不染汚無記の性に攝す、〔是れは〕已に離欲

せる者も善根を斷ぜるものも、猶、成就するが故に。〔此の故

に、異生性は 自性、已に可斷の法に非ざるが故に、定んで見

斷には非ざるなり〕。〔もし汝の宗に於いて許すが如く〕、此の異

生性にして、若し見所斷ならば、苦法忍の位は應に是れ異生

非六生

六とは、謂はく、〔第六の〕意處なり。

〔而して〕此〔の意處〕に異にして生ずるを非六生と名く。是れ

は眼等の五根より生ずる義にして、即ち五識等なり。

【七〇】有部にては、過去、未來、現在の法の區別を立つるも、其の差は但、位の相違にして、體、相の異に非ずとは本論第二十卷に至り詳論する所なり。

【八一】婆沙卷七一、毘婆沙十、二二二頁以下、舊譯卷二、一六九頁下の有等分非等分、正理卷六の同分彼同分論參照。

【八九】第十七、同分、彼同分の分別。ここに同分とは例へば眼識は色境を緣じ、色境は眼識に緣ざらるといふが如く、識は識として境は境としての役目をなすをいふ。之に反して、識たり境たるの可能性を有しながらも、可能性たるに止まり、その作用を實現せざるものを彼同分と名く。

同分 (sambhāgā) 彼同分 (sambhāgā) 【九〇】 (39) dharmasamghāto, sambhāgā, tatsambhāgo 'pi sāgo yo 'vakraṃkṛt.

舊譯—— 法界等分、 非等分餘。 不作「自事」。

十八界の各々が自己の役目を果すは同分にして、作さざるは彼同分なり。十八界中、法界は常に同分にして、他の十七界は、同分、彼同分に通ずるとなり。法界は必ず第六意識の所緣となる點に於て、常に所謂境同分たるの作用を有すれど、他の十七界にありては、能緣、所緣共に、自業をなす場合と然らざる場合とあればなり。

【九一】若し以下の解釋には異釋あれど、今は帶友及び寶師に従つて、境同分を明にしたる一般的説明と見る。即ちここには境としての同分とはいかなる資格を有するやを明にして以て、「法は同分なり」の意味を解釋す

同分彼同分の  
意義

云何なるか〔これ〕同分と彼同分との義なるや。  
根と境と識との三の、更に相ひ交渉するが故に、名けて分  
(bhāṣā)と爲す。或は復、分とは是れ<sup>二二</sup>己れの作用あることな  
り。或は、復、分とは是れ<sup>二三</sup>所生の觸なり。

〔而して〕、同じく此の〔如きの〕分有るが故に、同分と名く。  
此れと相違するを、彼同分と名く。<sup>二五</sup>〔是れ〕、同分に非ずし  
て、彼の同分の與めに、種種の分の同じきに由りて、彼同分と  
名く。

第十三節 三斷門

已に同分及び彼同分を説きつ。

十八界の中、幾か見所斷(darśanahya)、幾か修所斷(bhā-  
vanahya)、幾か非所斷(ahya)なりや。  
頌に曰はく、

三(40)十五は唯、修斷なり。 後の三界は三に通ず。

不染と非六生と、 色とは定んで見斷に非ず。

論じて曰はく、十五界とは、謂はく、十色界と及び五識界と  
なり。「唯、修斷なり」とは、此の十五界の唯、修所斷なるなり。

「後の三界」とは、意界、法界及び意識界なり。

「三に通ず」とは、謂はく、此の後の三界は各各、<sup>三九</sup>三種に通

意根法界意識  
界

前十五界

分別界品第一の二

【七】こは十八界中、内外の所屬を明にしたる部門なり。茲に内外といふは寶師の釋するが如く、その根據は婆沙論七十四にありて、六識心王を我と假稱し、その我の所依となるを内と名け、然らざるを外と名く。  
【七八】(39) dvādaśdyānīka rūpādīvarjya.  
舊譯——

十二界我依。 除色等。

【七九】明本に内外根とあり。然れども朝鮮、宋、元三本何れも内外何有に作る、此を正しとす。

【八〇】我執(chāritsāra)。六識心を以て世人は我と執し、我見を起すが故に佛は且らく世間の俗説に順つて之を我と名けしなり。その論部的解釋に至りては或は我見と相應する心心所を名くといひ、我執に緣せらるる心王をいふといひ、自在に前境を取る一切有無漏の心を云ふと説く。  
【八一】善く等の偈の舊譯  
我是我善依。 異此何勝依。  
若我好調伏。 智人得解脱。  
Udāna XXIII, Dhammapaṭṭha 163 參照

【八二】餘處とは、正法念處經廿七。  
【八三】應に等の舊譯  
調伏心最勝。 心調引樂故。

【八四】若し爾らば等。上に心の所依となるを内と名くといふも、本論卷一第二章第十一節に於いて有部の法相として、六識の過去に入れるを意界と名け、此の意界のみ能く心の依となるが故に此の疑義をなすなり。  
【八五】答意は、この十八界は相の區別に依りて立つるに、相は三世に異なることなければなりと言ふにあり(婆沙七一、毘曇部十、二一〇頁參照)。

【八六】自宗とは、所謂毘婆沙宗即ち有部。十八界は三世に通ずとの典據は婆沙七一、(毘曇部十、二一〇頁)。

八五



多〔人〕の見る所なり。〔例へば〕月、儀、相摸等の色を觀るが如きなり、眼には是の事なし。謂はく、一〔人〕の眼根にて、二〔人〕能く色を見ること〔なきなり〕。眼は 不共なるが故に、一の

相續に依りて、同分及び彼同分を建立すれども、色は是れ共なるが故に、多くの相續に依りて、同分と及び彼同分とを建立す。

香味觸につきの難

三界を説くが如く、聲・香・味・觸も應に知るべし、亦、爾り。三、聲は、〔一にして、多人、是れを聞くべきに由りて〕、色の如くなるべし。〔而も〕、香味・觸の三は根に至りて方に取る。是れ不共なるが故に、一〔人〕のみ取りて、餘〔人は取る〕に非ず。〔故に〕、理として應に眼等の如くなるべくして、色の如くに説くべがらざらん。

釋 難 答

是の理は有りと雖も、<sup>三三</sup>共なる〔義〕有る容し。所以は何ん。

香等三界は、〔其の未だ根に至らざる時に在りては〕、一〔人〕にても及び餘〔人〕に於いても、皆、鼻等の識を生ずべき〔共受用〕の義有るも、眼等は然らず。故に、〔香等の三界は〕色の如くに説くべきなり。

六識の同分被同分

眼等の六識の同分と被同分とは、〔自用を〕生ずると、〔畢竟〕不生法となるが故に、〔前の〕意界の如くに説くべし。

は眼識を固有せざるを以て、二三四靜慮にありて眼識を起さんとするには、下の初禪の眼識を借らざるべからず、之を借起識と名く。故に借起識の場合は、眼根が已に成就し居るを以て、單に眼識のみを獲すと云はるるなり。

【六】彼〔の地〕より没す云云とは、上三定より没して欲界又は初禪に生るる時には、已に眼根は前より成就し居るを以て改めて得ることなきも、眼識は、欲界初禪に生るるに及びて初めて得るをいふ。

【六】無色界には、眼根も眼識もなし。然るに今こより欲界と初禪〔梵世〕に生ずれば、同時に眼根と眼識とを獲ることとなるなり。

【七】前は嚴密には、未成就を今得する即ち獲するにつきての眼根、眼識の關係なりしも、こは唯だ成就なしを即ち得せるものにつきての眼根、眼識の關係なり

【七】第一句は眼根を得して、眼識に非らざるもの。二三四の靜慮等の有情は唯化生にして、頓に已に五根を得するが故に。若し初禪の識を借りて上地の色を見る等の借起識も乃至天眼通による天眼識等も起らざる位に於ては、彼は眼識を得ざるなり。

【七】第二句は、眼識を得して、眼根に非らざるもの。欲界繫の法として、識は入胎の初念の時、已に決定して得せるが故なり。

【七】第三俱句は、根識を二つながら得する場合。【七】上三靜慮に生ずる者が、借起識に依りて正に見る時なり。

【七】是の如く云云。眼の餘の根、識、境につきても同じく四句分別を以て論述すべきを示す。

【七】婆沙卷一三八〔毘婆沙部十四、八三頁〕及び婆沙卷七四〔毘婆沙部十、二五八頁以下〕、舊譯卷二、一六八頁下、正理卷六、參照。

(一)迦濕彌羅の毘婆沙師の彼同分説

(二)健駄羅有部の説

意の彼同分

五境の同分彼同分

六根と五境との同分彼同分の差別

迦濕彌羅國 (Kashmira) の毘婆沙師 (Vaiśhāṣika) の説かく、  
彼同分の眼に、但だ四種有り。謂はく、色を見ずして已と正  
と當とに滅するものと、及び不生の法となりと。

西方の諸師は、五種有りと説く。謂はく、不生法を復、開き  
て二となし、一には有識屬、二には無識屬となり。乃至身  
界も應に知るべし亦、然りと。

意の彼同分は唯、不生法のみなり。

色界は、眼の爲めに已と正と當とに見らるるを、同分の色と  
名く。

彼同分の色には、亦、四種有り。謂はく、眼の「所」見に非ず  
して已と正と當とに滅すると及び不生の法となり。

廣く説きて、乃至觸界も亦、爾り。各、自根に對して、應  
に自用を説くべし。

應に知るべし、同分及び彼同分は眼、若し一に於いて是れ同  
分ならば、餘の一切に於いても亦、同分なり。彼同分も亦、是  
の如し。廣く説きて乃至意界も亦、爾り。

色は即ち然らず。見者に於いては、是れ同分なるものも、不  
見者に於いては是れ彼同分なり。

所以は何ん。

「謂はく」、色には是の事有り。謂はく、「一人」の見る所は亦、

分別界品第一の二

【XVI】 (386) cakṣurvijñānadhātvy  
gṛhīṣyāṅgābhināṣayati ca.  
舊譯—

眼根與識界、獨俱得復有。

此二頌は眼根を眼識に望めて先に成就せざるを得ずる  
四句と、成就に就きての四句とを分別せるものにして、  
初に先づ不成就にして今復得ずの四句を明す、

第一句(單)は、眼根を獲し眼識を獲せず。

第二句(單)は、眼識を獲し眼根を獲せず。

第三句(俱非)は、眼識を獲し同時に眼根を獲す。

第四句(俱非)は、二俱に獲せずの意を説く。

【XVII】獨得云云は第一單句と第二單句とを意味し、眼  
界と眼識界とにて例示せば、其の中の獨一を成就し他  
を成就せざる場合を獨得といふ。

【XVIII】欲界に生じて云云。有情の生に關して胎内の四  
位といふこと有り。其第一位の迦邏藍 (Kālāṇā) の位  
には眼根なく、後六處の位に至つて漸く得ずるが故に  
かく言ふ。但し其時には眼識は已に先より成就して  
るが故に、今更めて得ずること無きなり。尙此の漸得  
といふは所謂四生の中、化生が諸根を頓得すると簡び  
て、胎卵濕の三生を取るものなり。

【XIX】無色界云云とは、諸根を上三靜慮に生ずる中有  
の最初の心に付きて云ふものにして、爾の時に初めて  
色界の眼根を得ず。然れども、二靜慮以上は五識皆無  
の處なるに依りて、眼識を得ずること無きなり。

【XX】或は等。第二單句。眼識を得して、眼根を得せ  
ざるもの。

【XXI】二三四の靜慮地等。上三定に生れての本有(論  
九、參照。生れて(生有)より死する位(死有)迄の中間  
を言ふ)の位につきていふ。其の時には眼根はもとより  
成就しをるが故に改めて得せず。然るに此の位置に

## 法界は同分な

其の中に於いて、<sup>一九三</sup>已に生ぜると、生すべきとを法となす。此の「三世の識の」所縁の境なるを、説きて同分と名く。

<sup>一九三</sup>一の法界として、其の中に於て、<sup>一九四</sup>已と正と當とに、<sup>一九五</sup>無邊の意識を生ぜざるはなし。諸の聖者は決定して心を生じて、一切法は皆、爲れ無我なりと觀するに由りてなり。

「此の際」、<sup>一九六</sup>彼の「無邊の意識」は、自體と及び俱有の法とを除く餘の一切の法をば皆、所縁とす。「然れども」是の如く、除かれたる者も、亦、第二念の心の所縁の境たり。「故に」、此「れ等」の二念の心は、一切の境を縁じて、周遍せずと云ふこと無し。是の故に法界を恆に同分と名く。

<sup>一九七</sup>「餘は二なり」とは、謂はく、餘の十七界は皆、同分及び彼同分有り。

## 同分と彼同分

何をか同分、彼同分と名くるや。

謂はく、自業を作すと自業を作さざるとなり。

若し、自業を作さば、名けて同分と爲し、自業を作さざれば彼同分と名く。

此の中に於て、眼界は色を見ること有るに於いて、已と正と當との見を同分眼と名く。

## 六根の同分彼同分

是の如く廣く説きて、乃至意界「の同分」も、各各自の境に於いて應に、<sup>一九九</sup>自用を説くべし。

と、譬となること等もあり。斯る場合に十八界を中心にして言へば、有る者は有る界を得、又、有るは之を失ふものあるべし。然らば、この中、何者が之を得し、何者が捨するやと言ふ段となれば、無我思想に立つ有部宗としては其の主宰者を立つるを得ざる關係上、ここに得(成就)、非得(又は不成就)といふ一種の法の結合原理を立て、此の法に由りて、十八界の具・不具・失・獲等の現象を説明するに至れり。從つて此の得(成就)には、極めて重要な意義あり。之を二十二根等にも其の他一切の法に就きても用ゆるなり。從つてこれを非心非色の法として、十四不相應法中の最初に置けり。此の成就即ち得には亦、種種の種類、作用等あれど、これは卷四第六章に至り詳しければ、嚴密を要せば其項を見よ。

得(Prāpti)を細論すれば二種となる、謂く、(一)未得と已失とを今獲ると、(二)得已つて失なはずして成就するとなり、先者を獲(prāptum)と名づけ、後者を成就(samantviggama)と名づく、獲とは未得と已失との法の正さに現在化せんとして而も未だ全然現在化したらざる位をいひ、成就とは現成化したる位をいふ、されど得、獲、成就は畢竟するに一體の異名に過ぎざれば三名互に風通して用ふることあり。

扱て本節の内容を例示せば、先に成就し具有せざる眼界は今得(獲)するも之と同時に眼識をば得(獲)せざる場合ありや。又、反對に先に成就せざる眼識をば成就(獲)すれど、之と同時に眼界を成就(獲)せざる場合ありや等といふことを論ずるを目的としたる部門なり。

【二六】是の如き等云云の中には、眼根を以て色境に蔽め、又眼識を以て色境に望め、先に成就せざるを得し及び成就することを分別する等の意なり。

解

に至らざるは、心の依に非ざるが故に。  
一八五 意〔界〕の位に至れる時も、六識界〔の體相〕を失はず。〔是の如く〕、未だ意〔界〕の位に至らざるも、亦、意〔界〕の〔體相〕を越ゆるに非らず。

反

發  
若し、此れに異らば、意界は、唯、應に過去世にのみ在り。  
六識は、唯、現在と未來とのみに在るべし。〔是の如きは〕、便ち「自宗にて、十八界は皆、三世に通ず」と許すに違はん。

又若し、未來と現在との六識に、意界の〔體〕相無くんば、過去の意界も亦、應に〔成立〕せざるべし。〔體〕相は三世に於いて改易無きが故に。

一八六 第十二節 同分彼同分門

一八七 已に内外を説きつ。  
一八八 十八界の中、幾か是れ同分にして、幾か彼同分なるや。  
頌に曰はく、

一八九 (39) 法は同分なり、餘は二なり。 自業を作すと、作さざるとなり。

法 同 分

論じて曰はく、「法は同分なり」とは、謂はく、一の法界は、唯、是れ同分なるなり。

境 同 分

一八九 若し、境は識の與めに定んで所縁と〔なるとき、謂はく〕識、

分別界品第一の一

【二四】六の三とは、六根・六境・六識。  
【二五】一刹那是は、多くの有爲法の如く前念の同類因より後念の等流果を引きて二刹那に互る事なきをいふ。

【二六】初無漏の苦法忍品は從前の諸念が凡て有漏法なりし後に忽然、而も全く初めて生ずる無漏の慧なるが故に、之れは前念の同類因より生ぜず從て等流果に非ざれば二刹那に互らず。

【二七】苦法忍云。之れは無漏の慧の心所なり、その無漏の慧と相應して起る一の心王を後に望めては意と名け、前に望めては意識と名くるなり。

【二八】餘の俱起の法とは、苦法忍品中の心王の餘の法にして、無漏律儀の色、受思想等の相應法及び其等の法の得、並に生住異滅の四相等なり(卷四參照)。

【二九】得成就に就きては本論卷第四にあり、眼界眼識界等に就きては、婆沙卷七三(毘曇部八、二四六頁以下)、舊譯卷二、一六九、中、下、正理卷五を參照せよ。

【三〇】こは得・成就に就て六根と六識と六境との關係を分別する部門なり。

茲に十八界の成就、不成就門の如き問題の起りし所以は、有部宗に於いては、有情世界も器世間も、凡て之を十八界にて説明せんとするなり。而も一切の現象界の存在が、此の十八界を具するに非ず、就中、吾人有情も、必ずしも常に十八界を具備するに非ず、例せば、先に「十八界の界繫分別の際に明にしたるが如く、吾人有情が色界初靜慮に生ずれば十四界のみを具し、無色界に生ずれば、單に、三界のみを具するが如し。而も欲・色・無色の三界に流轉する間には無色界より欲界に生ずることあり、色界より欲界又は無色界に生ずることあり、又、生をかへざるも、胎生の時の如く漸次に、界を具するに至ることあり、反對に失眼することあり、

八一



十八界の中、幾か内にして、幾か外なるや。

頌に曰はく、

(39) 内は十二にして眼等なり。色等の六を外と爲す。

十八界の内

論じて曰はく、六根と六識との十二を内 (adhyaत्मिका) と名く。外 (bahya) とは、謂はく、所餘の色等の六境なり。

内・外の意義

私の依を内と名く。外とは、謂はく、此の餘なり。私の體既に無なり。内外何ぞあらんや。

我

我執の依止なるが故に、假りに心を説きて我と爲す。

故に、契經に説かく、

善く、我を調伏するに由りて、

智者は、天に生ずることを得と。

世尊は、餘處には、「是れを」、「心を調伏す」と説く。契經に

言ふが如し。

應に善く心を調伏すべし。

心、調へば能く樂を引くと。

故に、但、心に於いて假りに説きて我と爲す。「而して」、眼

等は此れが所依と爲りて「その關係」親近なるが故に、説きて内

と名け、色等は此れが所縁と爲りて、「その關係」疎遠なるが故

に、説きて外と名く。

若し爾らば六識は應に内と名けざるべし。未だ意〔界〕の位

六識を内と名く  
るし關する  
疑義

の因位(修行時代)に於いて麁惡語を遠離せる故に、その善業力に依りて大士 (mahāpuruṣa) 聖者、乃至婆伽梵等の同意。佛の尊稱なり。は梵音聲 (brahmasvara) なる三十二相 (三十二の勝れたる形相的殊勝條件) の一を得たりといふなり。

【四九】麁惡語 (grasya) 本論第十三卷參照。

【四六】第三傳とは、過去の善惡等を第一傳とし、其の業所生の諸の大種を第二傳とし、其の諸の大種所生の聲を、第三傳とす。故に溯つて曰はば善惡業の所生なれども中間に大種を隔つるを以てその業が親しく生ずるには非ずとの意。

【四七】有るが云云の五傳は、上準じて知るべし。

【四八】若し爾らば云云。世親が上の三傳五傳兩説を破し、聲の異熟に通ずることを示すなり。光師は此を以て唯だ前の三傳家を破すと見たり。蓋し能破の文に「身受は業の生ずる所の」とありて正しく三傳家の業より生ぜる大種が聲を生ずと言ふに當るがゆゑなり。然れども、五傳家もやはり聲は間接に業所生の大種より生ずる義とするをもて、能破の文に「身受は業の生ずる所の」とあるは、前兩師の説に對するものと見ることを得べし、時に能破の文が兩師の後に在るをや。釋友の釋も實師の解も此の義なり。

【四九】無礙 (apantigha) とは、不可入性なきをいふ。

【五〇】同類因 (sādhāgo-hetu) とは因が果と同性なるもの。

【五一】週行因 (sarvatraga-hetu) とは、同類因を分割し、特に染汚の心法に即して獨立せしめしもの。七見、二疑二無明の十一あり、詳しくは隨眠品を見よ。

【五二】積集とは、その體が緣數組成なること。

【五三】實 (tattva) と言へば無爲。有實と曰ふ時は無爲を攝する法界の義。

第三俱句

・俱得なるは、謂はく、或は〔眼根と眼識との〕二界の先に成就せずして、今得し成就すること有り。<sup>一六九</sup> 謂はく、無色〔界〕より没して、欲界及び梵世に生ずる時なり。

第四俱非句

非なるとは、俱に非なるなり。謂はく、前〔説の如き〕相を除くものあり。

眼根と色界眼識と色界

「等」とは、謂はく、若し眼界を成就する有らば、亦、眼識〔を〕も〔成就す〕とせんや等〕なり。

應に四句を作るべし。第一句は謂はく、二三四の靜慮地に生じて眼識の起らざるなり。<sup>一七〇</sup> 第二句は謂はく、欲界に生じて未だ眼根を得せざると及び得し已りて失ふとなり。<sup>一七二</sup> 第三句は謂はく、欲界に生じて眼〔根〕を得して失はざると及び梵世に生じ、若くは、<sup>一七四</sup> 二三四の靜慮地に生じて正しく色を見る時となり。第四句は謂はく、前の相を除く。<sup>一七五</sup>

眼根と色界眼識と色界

是の如く眼界と色界と眼識と色界との得し成就す等のこと、理の如く應に思〔惟〕すべし。

是の如きの未だ説かざる所の義を攝せんが爲めの故に、頌中に總じて復、「等」と言へるなり。

第十一節 内外門

是の如く已に得成就等を説きつ。

分別界品第一の二

【一七五】増一阿含第十四卷(大正二、六一六頁上)に「眼…耳…鼻…舌…意、此是故行、義時所造緣痛成行云云」とあるを指す。

【一七六】六觸處(ekāṅga-sphāṅga)とは、六根のこと。之れは果なり。之れを所造の業といふは、此の果を造る所の因たる業の名を假りにつけて呼べるなりとの意。

【一七七】資助(samāhāra)とは、塗油等なり。蓋し印度にては身に油を塗る時は風氣を去りて深く利益すとの俗信有り。又食前の洗浴は疾病を消散すと稱す。之れ等は何れも身を養ふ資助となるが故にかくいふ。

【一七八】等持(samādhi)とは定のこと。定中には依身を増益するが故なり。

【一七九】梵行(brahma-carya)とは、持戒して淫欲を離るること。

【一八〇】外郭等。例へば所長養の眼根は勝義根及び扶根にして外部に居して内なる異熟生勝義根を防護すること、恰も城の外郭と内城との如き故に喩ふ。

【一八一】聲の所長養とは、飲食湯藥等の助によりて出づる聲の如し。

【一八二】欲に隨つて云云。若し異熟生ならば現世の意志に左右せらるることなく任運に出づる等なれども、而も聲は出さんと欲せば出すを得べく、止めんと欲せば止りて意樂欲に隨ふ故に異熟生に非ずとなり。

【一八三】轉ずとは、起ると同義なり。

【一八四】若し爾らば云云。此下の音聲をもて異熟果たらしめんとする主張をなすものに、犢子部と分別論者とあり(婆沙一、一八、毘婆沙部十三、三四頁參照)、蓋し若し爾らば云云の難問は此等の説を奉ずるものより提出されしものと解し得べし。施設論の所説の意は佛が過去

の法を名けて法界と爲す。

第十節 得成就門

是の如く己に異熟生等を説きつ。

今、應に思擇すべし。若し眼界の先には成就せざりしもの  
今得し成就するならば亦、「同時に」、眼識「をも得し成就する事」  
有りとせんや。

若し眼識界の先に成就せざりしものが、今得し成就するなら  
ば、亦、「同時に」、眼界をも「得し成就す」とせんや。

是の如き等の問をば、今應に略して答ふべし。

頌に曰はく、

(38) 眼と眼識界とは、獨と俱との得と非と等なり。

論じて曰はく、獨得とは、謂はく、或は眼界の先に成就せず  
して、今得し成就するも「而も」眼識は非らざること有り。謂は  
く、欲界に生じて、眼根を漸く得する「時」と及び無色「界」よ  
り没して、二三四の靜慮地に生ずる時となり。

或は眼識の先に成就せずして、今得し成就するも「而も」眼界  
は非らざること有り。謂はく、二三四の靜慮地に生じて、眼識

の現起する「時」と及び彼「の地」より没して、下地に生ずる時  
となり。

最後に一刹那(Cetanā)とは、又二義有りて、(一)一  
般に、刹那生滅の法を廣く名くると、(二)見道に入る  
初刹那に何等、等流性の如き前行の因無くして、突如  
として起る無漏法即ち苦法智忍を特に名くるとなり。  
今は又その第二の狹義に由る。

以上の五類を以て十八界を列せば、五根は異熟生と所  
長養にして、聲は等流と所長養となり、色香等四界  
は異熟生、所長養、等流の三に通じ、七心界は異熟生  
等流、一刹那の三に、法界は異熟生、等流、有實、一刹  
那の四に互るなり。

【三】眼等五根に關しては雜心論一(大正二八、八七九  
頁上)には、三惡趣の五根は不業業の界、人天のは善惡  
業の果と記す。因みに、内とは内の六處と言ふが如し。

【三】等流云云。此の五根は前念の同類因より後念の  
等流果を引きて前後相續するも、前念の同類因も、後  
念の等流果も、畢竟是れ異熟長養の五根の前後相續に  
して、此の二を離れて別の等流の性無きが故に、別に  
等流の性を頌中に説かずなり。

【三】異熟生の異熟(Vipāka)といふ字義に關しては  
本論にあるが如く四義もあれど、要するに因と果との  
性質の異なる處より來たる名稱と心得て可ならん。即ち  
善惡の業を造る時、そが因となりて、招く果報の當體  
の無記なるを、異熟因によりて異熟果を招くといふな  
り。例へば前世に於て善をなして、今世に果報目出度  
き人に生れ、前世に惡をなして今世に犬に生れたりと  
假定するに、人と犬との間には幸、不幸の相違あるも、  
人たること、犬たること、それ自身としては、道徳的  
には共に無記なるが如き場合といふ。  
【三】所造の業が得果の時に云云とは、所造の業は、  
善惡なるに、そは果を實現する時、無記性の物を引生  
するをいふ。

世親の批評

若し爾らば、身受は業の生ずる所の大種より生ずるが故に、異熟に非ざるべけん。「而も」、若し受にして聲の如く、「異熟に非ずんば、便ち正理に違す。」

七心界の法界

「八の無礙」とは、七心と法界となり。此れには等流と異熟との性あり。

等流性

同類、遍行「二」因の所生の者は是れ等流の性なり。若し異熟因の引生する所の者ならば異熟生と名く。諸の無礙の法は積集すること無きが故に、所長養には非ず。

色香味觸

「餘」とは、謂はく、餘の四、「即ち」色香味觸にして、「此れ等」は、皆三種に通じ、異熟生あり、所長養あり、等流性あり。

有實

「實は唯、法なり」といふ、「其の所謂」、實とは、謂はく、無爲なり。「是れ」、堅實なるを以ての故なり。「而して」、此れは法界に攝す。故に、唯、法界のみ獨り有實と名く。

意・法・意識

意と法と意識とを名づけて、「後の三」と爲す。六の三の中に於いて、最後に説くが故なり。

刹那

唯、此の三界にのみ一刹那有り。謂はく初無漏の苦法忍品は等流に非ざる故に一刹那と名く。此れ究竟して等流に非ざるものを説けるなり。「蓋し」餘の有爲法には、等流に非ざるもの無し。

苦法忍と相應する心を意界とも意識界とも名け、餘の俱起

分別界品第一の二

に、能研所研等の範圍に當餒らざるものなりとなり。

【二六】外の四界とは、色香味觸。

【二七】聲界は他の有色の九界の如く相續し續生するものに非ざるが故に、能研等の六義總てなしとなり。

【二八】舊譯二、一六九頁上、中、正理卷五、參照。

【二九】こは次に説く五類に就きて十八界を分別したる門なり。

【三〇】(37) vipakajjapaccayikah

paṭicchāyamanā, [vipakayohi

na śubho], 'paticāḥ asīnu

naṣṣandhāvāpā kaṇṇā,

舊譯——

果報増長生、五内聲非報、

八種無礙界、流生果報生、

(38a) tribhāṇya dhammāvan oṭṭhā,

kaṣṭhāś carumāsa tṛyāyā,

餘三一有物、後三一刹那。

所謂異熟生(果報vipakāḥ)とは前生の善又は惡の業が感ぜる無記の果報にして現世より云はば、先天的に運命づけられたる業果の謂ひなり。

次に所長養(増長anupaccaya)とは、後天的に飲食等に長養せられて増上するものにつきて名け、極微所成なり。

又、等流の性(naṣṣandhikā)とは、前件と後件とが彼此因果的に相聯絡する時、此等の二者が同一性質なればその後件を等流の性と名く。前件をその時同類因又は遍行因と名く。

有實事(有物dhammāva)とは、「二義あり」と、汎くは、一般に實體的實在即ち具體的(real)存在をいひ、狭くは體の堅實にして生滅に互らざる無爲法を特に名く。今はその後義による。

七七



所長養

飲食と資助と眠睡と等持と、「此の四種」の勝縁に益せらるるを、所長養と名づく。

有るが説く、「梵行も亦、能長養なり」と。「されど」、此れは唯、損すること無きのみにして、別に益すること有るには非ず。

長養は續くこと有りて、常に能く異熟の相續を護持すること猶し、外郭の内城を防護するが如し。

聲界に羯磨生無きに就きて

聲には等流と及び、所長養とあれども、異熟生なし。所以は何ん。欲に隨つて、轉ずるが故なり。

若し爾らば、應に施設論に、「善く、龜惡語を遠離すること

を修するが故に、大士は梵音聲の相を得得す」と説くべからざらん。

有部の答

有るが説く、「聲は、第三傳に屬するが故に、彼「の業」に由りて生ずと雖も、而も異熟「果」には非ず。謂はく、彼の業より諸の大種を生じ、諸の大種より、「樂欲」の縁によりて、聲を撃發すればなり」と。

有部の答

有るが説く、「聲は、第五傳に屬するが故に、彼「の業」に由りて生ずと雖も、而も異熟「果」に非ず。謂はく、彼の業は異熟の大種を生じ、此れより傳へて長養の大種を生じ、此れは復、傳へて等流の大種を生じ、此れは乃ち聲を生ずればなり」と。

ふ義なり。有部にては、大種も眼等の所造色も共に無數の極微の所成と解するが故に、極微の積聚せるものとして十色界をこゝに可積集と言ふなり。

【三】婆沙卷一三三(毘婆沙部十三、三四頁)舊譯卷二、一六九頁、正理卷五參照。

【三】こは、十八界中特に色性のものに關して切るものと切られるもの、燒くものと燒かれるもの、計るものと計られるものを分別したる門なり。

【三】(36) *ohinatti ohāyāne caiva*  
*balāyaṇa dhātvaṅcajāyaṇa.*

*balāyaṇa tulayaty evaṇip.*  
*vivādo daggāhītyayoh.*

舊譯

能研及所研、謂是外四界。所燒所稱爾、爭能燒所稱。

かくて、十八界の中、唯、積集して斧薪と爲すべき色香味觸の四界のみ能研所研に通じ、又、唯所燒にして、能稱なり。能燒と所稱とに關しては異説有り、一説には外の色香等四界は能燒にして、又所稱なりと稱し、又一説には、唯觸界中の火大のみ能燒にして、又觸界中の重性のみ所稱なりと説く。

【三】研は全斷の義にして彼と此れと各別に續生すべきなり。然れども手足等を斷切れば斷たれたる手足には、身根たる意義を失し「身根」として相續すること能はず。故に所研に非ず。光記は地獄有情に分段殺に斷碎さるるものありと説かるるも尙其の間に連絡ありを斷さるるに非ずと解せり、其の他の論議は就きて見よ。其の他の色根は亦推して知るべし。

【三】眼等の色根が淨妙なること珠寶の光の如しとは此等の色根は四大種の所造なるも、珠の光、螢の光の如く特殊の機能のある點を根といひしものなるが故

是の如く、已に能所研等を説きつ。

十八界の中、幾か異熟生、幾か所長養、幾か等流の性、幾か有實事、幾か一刹那なるや。

頌に曰はく、

(37) 内の五は、熟と養と有り。 聲には異熟生なし。

八の無礙は等流と亦、異熟生との性なり。

(38) 餘は三なり。 實は唯、法なり。 刹那是唯、後の三のみ。

五根界の分別

論に曰はく、「内の五」とは、即ち是れ眼等の五界なり。「是れ等は」、異熟生及び所長養あり。等流を説くこと無きは異熟生及び所長養を離れて、「之に」別の性無きが故なり。

其 熟 一生

異熟因の所生を異熟生と名く。牛に駕する所の車を名けて牛車と曰ふが如し。中の言を略し去るが故に、是の説をなせるなり。

其 二

或は所造の業が得果の時に至り、變じて而も能く熟するが故に異熟と名け、果の彼れより生ずるを異熟生と名く。

其 三

〔或は〕、彼れの得する所の果は因と別類にして、而も是れ所熟なり、故に異熟と名く。

其 四

或は因の上に於いて、假りに果の名を立つること、果の上に於いて、假りに因の名を立つるが如し。契經に説くが如し。

「今の六觸處は應に知るべし、即ち是れ、昔の所造の業なり」

分別界品第一の二

下) 參照。佛、雜陀の爲めに入胎の相を説く經なり。

〔三〕六界とは、有情の成立要素としての地水火風空識なり。上の四は知るべし。空はエーテル (Ether) に近き一種の實有物。識は論廻の主體たる識。

〔四〕士夫 (Purusa) とは、ひとりの人又は有情の意。茲に此の經文を引き、有部が解釋する眞意は若し四大以外に所造色が有るならば六界の外に所造の色を擧ぐべき筈なりとて、覺天偈が第三雜を呈すべきを預想して、之を先に、如是說者の説に應ずるが如く解釋し置かんが爲めなり。

〔五〕士夫の本を成す事 (Chula-gatya-dharmyo) とは有情の根本の資料の意。經文は有情の本事を顯はす爲めに且らく、六界を説くものにして、此の六の外に何物もなしといふには非ず。現に入胎經には又六觸處を説けりとの意。

〔六〕婆沙卷二 (毘曇部七、三六頁) に據れば、覺天は、「諸の心所の體は、即ち是れ心なり」とて、心所一體説をなせり。従つて、前の有部より提出せし、心所に約しての反難は、反つて覺天説に有利となるを恐れて、其の心所一體説も、經證に依りて成立せざる旨を茲に論じて、有部主張の完全を期せんとするは以下の論述の要諦なり。

〔七〕契經は雜阿含二十一、五六八經 (大正二、一五〇、上、中) に「想思是意行、依於心、屬於心、依心轉、是故想思是意行」とあり、心は所依、心所は能依として表示せりとの意。

〔八〕有貪心 (Sangaradi-dhā) 等とは、貪と相當する心等の意。之れも心所と心王との體別なることを示す。

〔九〕有色とは、色を有するものとの意。

〔一〇〕可積集 (samboho) は正しくは積集せるものと云

薪等の色聚が相逼りて續生せるものを、斧等が分隔して、各の「分」をして「各個に」續起せしむる、此の法を斫と名く。

。「故に」、身等の<sup>二二四</sup>色根は所斫と名けず。全く斷じて二と成らしむ可きに非ざるが故に。身根等は、二分と成るべきに非ず。支分は身を離るれば、則ち根無きが故に。

又身根等は、亦、能斫にも非ず。<sup>二二五</sup>淨妙なるを以ての故なり。珠寶の光の如し。

能斫、所斫の體は、唯、<sup>二二六</sup>外の四界なるが如く、所燒、能稱も其の體、亦、爾り。謂はく、唯、外の四界を所燒、能稱と名く。

身等の色根は、亦二事に非ず。淨妙なるを以ての故に。珠寶の光の如し。

聲界は<sup>二二七</sup>總じて非なり。相續せざるが故に。能燒と所稱とは異の諍論あり。

能燒と所稱とは、體、亦、前の<sup>二二八</sup>謂はく、或は説くもの有り。「能燒と所稱とは、體、亦、前の如く、唯、外の四界なり」と。

或は復、説くもの有り。「唯、火界のみありて能燒と名く可し。所稱は、唯、重〔觸〕のみなり」と。

第九節 異熟生・所長養・等流・有實。

剎那の五類門分別

も順奉せず、自ら一家の見を成す。今の十色界に關しても、所造の色に非ず、畢竟四大種の安布上の差別にして四大種を離れて別個の體有るものに非ずと説く。

〔婆沙、一百二十七、毘婆沙部十三、二四〇頁〕

【二七】契經とは、中阿含七象跡喻經第一、(大正一、四六四頁下)。經中十色界を大種とすとは説かず。唯堅濕煖動の四相と四大種とを説くが故に大種は唯此の四に局ぎとの意。

【二八】堅濕等は身根の所取の境にして、眼耳鼻舌等の根の所取の境に非ず、同時に色聲等はそれ〴〵眼・耳等の所取の境にして、身根の所取の境に非ず即ち大種と色等の造色とは、能取の根も、攝する處も異なるが故に別なりとなり。

【二九】契經は雜阿合十三、三百十三經(大正二、九〇頁下)なり。然れども覺天はこの經の存在を認めずといふ、正理論第四卷の言ふ所なり。

【三〇】契經は雜阿合十一、二七三經(大正二、七二頁下)に曰く、「彼眼者、是肉形、是內、是因緣、是堅是受、是眼肉形內地界云云」とあり。有情身内の地大等を説く體として、總がて四大種の外に別の五根としてを説く體と見得る點もあるが故に覺天は之を證として引用す。

覺天の意は、蓋し肉團とは即ち眼根の意なり。故に眼根は堅等四大の集りにして、眼根の肉團を分析せば又堅等四大に外ならずなり。

【三一】彼の經云云。世親の意は、經には眼の中とは無く、眼の肉團中とあり。その眼は即ち眼根(勝義)にして、肉團は扶根なり。此の扶根の肉團はその色香味觸の四境なる故に、その觸處中に四大種が有るによつて、經に眼肉團の中に堅性等有りといふと憚するにあり。

【三二】入胎經(Garbhavakranisutra)。毘奈耶雜事十一より十二卷に互りて説かる(大正二三、三五三頁中)

可積集・非積集門

差別の義成す。

是の如く已に大種の性等を説きつ。

十八界の中、五根、五境の十<sup>二九</sup>、有色界は、是れ<sup>三〇</sup>可積集なり。

極微の聚なるが故に。

義、准するに餘の八〔界〕は、可積集に非ず。極微に非ざるが

故に。

### 第八節 能研所研・能燒所燒・能稱所稱

#### の三門分別

是の如く已に可積集等を説きつ。

十八界の中、幾か能研(chedā)にして、幾か所研(chedyā)な

るや。

幾か能燒(dāha)にして、幾か所燒(dāhya)なるや。

幾か能稱(tulā)にして、幾か所稱(tulyā)なるや。

頌に曰はく、

(86) 謂はく、唯、外の四界のみ、能研及び所研あり。

亦是、所燒と能稱となり。能燒と所稱には諍あり。

能研所研

論じて曰はく、色香味觸〔の四界〕は斧斲等を成す。此れを即ち名づけて能研と所研と爲す。

何なる法を研と名づくるや。

分別界品第一の二

は、此等九の衆縁に觸對せらるる時に苦樂等を覺するが故にして、此の九が有執受と稱せらるるなり。

【101】婆沙卷一二十七、(毘曇部十三、二四〇頁以下) 菩薩卷一、一六八頁中、下、正理卷四及び卷五參照。

【102】有部に從へば、色法の成立に二種の見方あり、一は之を性質の方面よりするものにして、この方面よりすれば、色蘊は大種即ち堅濕煖動の四大とその所造との二種に分るとするもの。二は之を分析的立場より觀察するものにして、色は凡て極微より成立すと見るものなり。今の問題中、大種性、所造性門の方は前者に關し、積聚性・非積聚性門の方は後者に關するものとす。

【103】(35) sphaṅgavyān dvīvidhan, śeṣā rūpiṇo nava bhūtikāḥ, dharmadhātvekaśeṣe ca, saṃpētā dāśa rūpiṇāḥ.

舊譯——

觸界有二種、九有色所造、及法界一分、十有色微集。

既に此の二途の見方は色蘊に關するものなれば、之を以て十八界を判ずるには自ら十八界中の心法に關するものは除外せらるる譯なり。之れを色法について見れば觸界は大種を含み又所造色を攝して、大種及び所造の二門に互り、五色根(勝義根)及び四境(色聲香味)は専ら所造にして、又法界中にては無表色は所造の性に於て他は心法に準ず。

又五根(勝義)五境の十色界は極微より成立するも餘の八界は凡て極微の關する所に非ず。

【104】堅性等とは、堅濕煖動。

【105】滑性等とは、輕重滑澁飢渴冷。

【106】覺天(Buddhadeva)は婆沙四大評家の一人にして、甚だ卓拔なる主張を有し、有部の機械論を必ずし

七三



にして、有色、無見、有對なり。香味の二處も廣く説くこと亦爾り。觸は謂はく外處なり。是れは四大種と及び四大種の所造にして、有色、無見、有對なり」と。

是の如く、經の中に、唯、觸處に四大種を攝すと説きて、分明に、餘の有色處の皆、大種に非ざることを顯示せるあり。

覺天の反雜

有部の通經(解釋)

若し爾らば、何故ぞ、契經の中に謂はく、眼の肉團の中に於いて、若くは内の各別の堅性、堅類と云ひ、乃至廣く説くや。彼の〔經〕は、眼根を離れざる肉團に、堅性等ありと説けるものにして、〔是れと〕、相違の過無し。

入胎經の中に、唯、六界を説きて、士夫と爲すは、〔是れ〕、能く士夫の本を成す事〔物〕を顯はさん爲めのみ、唯、爾所のみに非ず、彼の經には、復た六觸處を説けるが故に。

有部心所に約して反雜

又、〔若し、汝覺天にして、四大種の外に別に色法なし。經に之れを説かざるが故にと言はば、今、入胎經は六界中、唯、識を説きて心所を説かざれば、准らへて〕、諸の心所をも應に有るに非ずとすべきが故に。

〔將た〕亦、執して心所即ち心〔王〕ともすべからず、契經に、〔明に〕、想受等の心所法は心に依止す」と言ふを以ての故に。

又亦、有貪心等を説くが故に。

結 論

此れに由りて、前に説く所の如き、諸の界の大種と所造との

色等の四境にして根を離れざる現在世のものも所依には非ずとも依と言ふを得べし。かく、心心所が親附する所の所依と依とを俱に依處と名け、この依處を有執受と名くるなり。即ち心識を起す直接の條件たるものを凡て攝す。故に七心界と法界の全ては無執受にして、他は二門に通ず。即ち眼等五根の如きは現在に住する時は有執受にして、過去未來に住する時は無執受とす。又四境は五根に不離にして、而も現在に住するものは有執受にして他の一切は無執受なるなり。

【九二】及びの一字に關し順正理論四には(一)總集の義と、(二)外に餘師に根を離れざる聲是有執受なりと説くものもあるが故に此の異説を破することを特に舉示せんが爲めと、の二義を示す爲めなりといふ。

【九三】所餘の九界とは、五根及び色香味觸の四境。

【九四】過去の五根には苦樂の覺無ければなり。

【九五】五根と合せざる時は設ひ身内に在りとも、苦樂の覺を有せざるが故に無執受たればなり。例へば爪や髮の如し。

【九六】血は、婆沙一三八にては、有執受と無執受とに通ずとせり、光記の通釋あり(大正四一、三九頁下)

【九七】執持し攝す(nyupasthā)とは、我が物として守り居ること。

【九八】依處(ādhāna)とは、所依と依所とを合して云ふ。所依は親、依は疎なり。

【九九】損益 展轉して云云とは、心心所が憂苦を起して損するとき依處も亦損し、心心所が喜樂を起して益するとき依處も亦益す。反對に依處が若し好食等を得して益すれば心等も益し、惡食等を得して損すれば心等も亦損すと言ふ意なり。

【一〇〇】諸の世間云云とは、吾人日常の常識に於いて五色根と扶根の四境との相雜中に於いて覺觸ありと説く

滑性<sup>一〇五</sup>等なり。大種に依りて生ずるが故に、所造と名く。

餘の九色界は唯、是れ所造なり。謂はく、五色根と色等の四境となり。

法界の一分たる無表業色も亦、唯、所造のみなり。

餘の七心界と法界の一分たる無表色を除くとは、俱に二種に非ず。

覺天の異說

尊者<sup>一〇六</sup>覺天は是の如きの説を作す。「謂はく」、「十種の色處は唯、大種の性のみなり」と。

世親の批評

彼れの説は、然らず。契經に唯、堅等の四相を説きて、大種と爲すが故に。

此の四大種は唯、觸〔處〕の攝〔に〕して、色處、聲處等には攝せず。故に、堅濕等は眼等の所取に非ず。「又」、色聲等は身根の覺する所に非ず。「知るべし、大種と色等と、自ら別なることを」。是の故に、彼れの説は、理定めて、然らざるなり。

世親更に經を引いて難す

又、契經に説く、  
「苾芻、當に知るべし。眼は謂はく、内處の四大種の所造の淨色にして、有色、無見、有對なり。  
乃至、身處も廣く説くこと亦、爾り。

苾芻、當に知るべし。色は謂はく、外處の四大種の所造にして、有色、有見、有對なり。聲は謂はく、外處の四大種の所造

分別界品第一の二

〔七七〕 後のとは、此の論の四卷及び十二卷。

〔七八〕 意地 (mano-dharmī) とは、地は所依の識、意にして所依の義あれば意地と云ふ。意地の」とは第六意識に相應するの義。慧の心所を體とするは計度分別。念を體とするは隨念分別なり。

〔八七〕 有所緣無所緣論の進みたる問題に就きては、婆沙卷八十、毘婆沙十一、一〇八頁、婆沙卷一三八、毘婆沙十四、七〇頁、

次に有執受無執受論に就きては、婆沙卷一三七、特に同一三八、毘婆沙十四、七七頁、以下を参照せよ舊譯卷一、一六八頁中、正理、卷四。

〔九〇〕 十八界中、主觀的法と客觀的法、生理感を有するものと有せざるものとを分別せんとする段なり。

〔九一〕 (32) sapta saṃskāraṇāṃ  
atthadāhāryaṃ arāham ca dharmakāḥ  
navānupattāḥ te oṣṭhaṃ  
śabdas'cajanye nava dṛiḥā.

七識有緣緣、法界中有半。  
九界非所執、八聲餘有。

所謂所緣とは、識を起らしむる緣となるもの即ち境の意味にして、從て斯る認識對境を有し了別認知の作用あるものを有所緣と稱し、然らざるを無所緣と稱す。故に有所緣とは、心所を體とするものにして、眼等六識と意根との七心と法界の中に攝する四十六の心所とを總稱し、他は凡て無所緣なり。  
有執受とは、執受する心的作用を有する造色及び大種の意味にして、即ち眼等の五根の現在世に住して彼の心心の執受を有し、識を發すもの及び無心定に入るが如く識を起さざるも、識し得べき容のものを有執受と名く、即ち識の起る所依處となる五根なり。扶根の

等の中の色香味觸との如きは、現世に在りと雖も、而も無執受なり。

有執受の意義

有執受とは、此れ何の義を言ふや。

心心所法が共に、執持し攝して、依處と爲す所のものを、有執受と名づく。「心々所法は彼の依處と」、損益展轉して、更に相隨ふが故なり。即ち、諸の世間に、「苦と樂と等の」覺觸有り」と説く「は此の義にして、蓋し是れ」、衆縁の觸るる所、樂等を覺するが故なり。

此れと相違するを、無執受と名づく。

### 第七節 大種と所造法並に極微可積集法

#### と非積集法の分別

是の如く、已に有執受等を説きつ。

十八界の中、幾か大種の性にして、幾か所造の性なるや。

幾か可積集にして、幾か非積集なるや。

頌に曰はく、

(35) 觸界の中には二有り。餘の九色は所造なり。

法の一も亦、然り。十色は可積集なり。

論じて曰はく、觸界は二に通ず。謂はく、大種及び所造なり。

大種に四有り。謂はく、堅性等なり。所造に七有り。謂はく、

大種及び所造

何の心所を體として、専ら現前の對境を緣取する所緣認識の上の心性活動をいひ、(一)は計度(舊譯顯示)分別と名け、慧の心所を體とする悟性活動に本領とし判斷、推理の心的活動をいひ、(二)は概念分別(舊譯憶念)と稱し、定散二位に於ける念の心所を體とし、過去の出來事を憶念想起する上の心性活動にして、心理學上の再認識、記憶聯想等を攝す。かくて、若し分別(Vidya)といふ語を單なる心性活動と解するときはその内には廣く上の三分別を攝し、從て尋伺の能動的位置を認むる故に亦五識も有分別と説かざるを得ざるも、今茲に無分別と稱せるは、稍と立ち入りて、判斷推理等悟性的活動を分別としていへる故に、自ら所謂分別を隨念、計度の二に限れるに坐して、へるものなり。故に所謂無分別は感性的活動としての自性分別をも排斥するものには非ず。

【八一】傳説すとは、毘婆沙師に従へばとの意にて、論主は必ずしも之を信するにあらざるを明す。蓋し論主は尋、伺は及び慧の一種にして別體あるに非ずとするが故なり。彼の著五蘊論に曰く、云何爲尋、謂能尋求意言分別、思慧差別、念疑爲性、云何爲伺、謂能伺察意言分別、思慧差別、念細爲性と。

【八二】自性分別(Pratyakhyatana)。所緣認識の上の感性的知覺作用にして尋伺を體とす。

【八三】計度分別(舊譯顯示 abhinirvachana)。是れ青、黃、赤、黒、男女と判斷推理する悟性的心性活動にして慧の心所を體とす。

【八四】隨念分別(舊譯憶念 anumanana)。第六識相應の念の心所を體とし(一)過去を憶念し、(二)現在の境を心に明記する作用なり。

【八五】本論に於ては自性分別の體を尋に局するも、婆沙四十二毘婆沙部九、十三頁には此を尋伺として説く。



十八界の中、幾か有所縁にして、幾か無所縁なるや。  
幾か有執受にして、幾か無執受なるや。

頌に曰はく、

【三十四】七心と、法界の半とは、有所縁なり、餘は無なり。

前の八界及び聲とは、無執受なり、餘は二なり。

論じて曰はく、六識と意界と及び法界に攝する諸の心所法とを、有所縁(sambandha)と名く。能く境を取るが故に。

餘の十色界と及び法界に攝する不相應法とを、無所縁(ambalambana)と名くべし。義、准じて成ずるが故に。

是の如く、已に有所縁等を説きつ。

十八界の中にて、九は無執受なり。

【謂はく】、前の【如き】、七心界と及び法界の全てとの此の八

と及び聲は、皆、無執受なり。

【三十五】所餘の九界は、各各二門に通ず。謂はく、有執受(uptata)と

無執受(anuptata)との故に。眼等の五根は、現在世に住するを

ば、有執受と名け、過去未來【に住する】をば、無執受と名く。

色香味觸も、現在世に住して 五根を離れざるをば、有執受と

名づけ、若し現在に住すとも、根を離れざるに非ざると、過去

未來なるとは無執受と名く。身内に在りても根と合するを除い

て、【餘の】髮毛爪齒大小便利涕唾 血等と及び身外に在る地水

間品及び定品を見よ。【三十四】この禪觀及び世界觀を基礎として心的作用を判ずるに、欲界より初禪迄は、尚ほその心作用麗なるを以て、尋もあれば伺もあり、故に之を有尋有伺地と名く。

【三十五】中間定は初禪よりもその心作用が細なるを以て已に尋を離れたれど、尚ほ伺あり。之を無尋唯伺地と名く。

二禪以上、非想非非想定に到れば、已に全く外境の爲めに心を惹かることなきを以て無尋無伺とす。

【三十七】法界所攝の非相應法たる十四不相應法、三無爲、無表等は心所作にあらざるが故に、勿論無尋無伺なり。又中間定にある伺は、尋と伴ふことなく、それ自身何なるを以て何と相應することあらざるを以て同じく無尋無伺なりとす。

【三十八】有尋伺地とは、欲界と未至と初靜慮となり。

【三十九】相應法とは、心王心所のことなり。

【四十】非相應法とは、色不相應、無爲法なり。

【四十一】婆沙卷四二(思變部九、一二頁)舊譯卷一、頁一六八、上中、正理卷四參照。

【四十二】五識を通例、無分別(vikalpika)と説く。若し論に云ふが如く、五識は有尋有伺にして尋伺の心所と相應すと云ふならば何故に有分別と言はざるかとの問なり。

【三十三】(33) [nirīpajñānamarjā

vikalpād avikalpakāh].

tu vyagā mahasi pṛajñā

svaviva mahasi smṛti.

舊譯 顯示及憶念、由二無分別。二是散心智、諸念唯心地。茲に三種の思考活動有り。(一)は自性分別と稱し、尋



頌に曰はく、

(33) 五を無分別なりと説くは、計度と隨念とに由る。

意地の散慧と意の諸念とを以て體と爲す。

三種の分別

論じて曰はく、傳説すらく。分別に略して三種あり。〔謂はく〕、一には、自性分別、二には、計度分別、三には、隨念分別なり。

五識身を無分別と稱する所

而して、五識身は自性〔分別〕有りと雖も、而も餘の二〔分別〕無きに由りて、無分別と説くなり。一足の馬を名けて無足と爲すが如し。

自性分別

自性分別は、その體唯、是れ尋のみなり。後の心所の中に自ら當に辯釋すべし。

餘の二分別は、其の次第の如く、意地の散慧と諸念とを體と爲す。

計度分別

散とは、謂はく、定に非ざるなり。意識相應の散慧を名けて、計度分別と爲す。

隨念分別

若くは、定にもあれ、若くは散にもあれ、意識と相應する諸の念ならば名けて隨念分別と爲す。

第六節 有所緣・無所緣、有執受・無執受

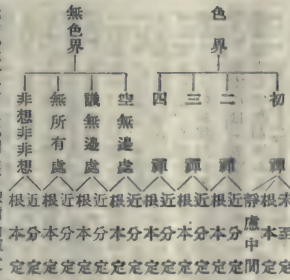
分別

是の如く、已に有尋伺等を説きつ。

は尋伺共になき(無尋無伺)三つの場合あり。而して餘の五根五境は心法あらざれば勿論、尋伺共になしといふ義なり。

【七二】行相(āśāda)とは、現起すること。

【七三】欲界と初靜慮云云。阿毘達磨佛敎はその禪定觀に應じて世界を大分して、欲界、色界、無色界の三界に分ち、更にその色界、無色界を各、四段に分ちて合して三界九地となす。此中、色界と無色界とは正さして禪定的修行の階段に應ずるものなれば修養の道程に應じて更に之を細分す。之を圖表すれば次の如し、



此中、近分定とは、謂はば豫備的禪定にて根本定とは各階級の根本的特質を發揮したる位なり(但し初禪の近分のみは特に未至定と名く)。尙ほ初禪と二禪との間に中間定といふ位あり茲に靜慮中間と言ふ、蓋し初禪二禪との間に可なりの區別あるを以て、特に兩階級の間に一小階を設けたるものにして、世界觀的に言へば、大梵天王の住する所は即ちここなり。(詳しくは後の世

非相應法等

尋

伺

有尋伺地に於ける四品の法

五根と五境

有尋有伺なり、靜慮中間のは無尋唯伺なり、第二靜慮以上の諸地乃至有頂のは無尋無伺なり。

法界所攝の非相應の法と、靜慮中間の伺とも亦是の如し。

尋は、一切の時に無尋唯伺なり。第二の尋の無きが故に。但し伺と相應するが故に。

伺は、欲界、初靜慮の中に在りては三品に收めず。應に何等と名くべきや。

此れは、應に名けて無伺唯尋と曰ふべし。第二の伺無きが故に。但し尋と相應するが故に。

此れに由るが故に、有尋伺地には四品の法有りと言ふ。一には有尋有伺、謂はく、尋伺を除ける餘の相應法なり。二には無尋唯伺、謂はく、即ち是れ尋なり。三には無尋無伺、謂はく、即ち一切の非相應法なり。四には無伺唯尋、謂はく、即ち是れ伺なり。

餘の十色界は、尋伺俱に無し。〔是れ〕常に尋伺と相應せざるが故なり。

第七九 第五節 三種分別と五識身無分別論

若し、五識身は有尋有伺ならば、如何にして〔之を〕無分別と説くことを得るや。

分別界品第一の二

【六〇】 意(根)云云。七心界中にていかなるものが無漏なりやといふに、四諦中、道諦に攝せらるるものなり。蓋し道諦に於ける心的作用は全く煩惱を離れたるものなればなり。尙ほこの外、十八界中、無漏と稱せらるるものは法界の一分たる無爲法なり、三無爲を緣じて煩惱の隨増することなればなり。

【六一】 こは有尋(有覺)有伺(有觀)分別門なり。尋(Vitarka)は尋求と熟字し、心をして外物に向はしむる作用にて、伺(Vitaraṇa)は何察と熟字する分別作用をいふ。こは十八界中、幾何か其等と相應するやを判別せんとするものなり。

【六二】 本節の尋伺に就きては、婆沙卷四二、毘婆沙九、一〇頁以下、及び卷八〇(毘婆沙十三、三八七頁)舊譯卷一、一六八頁上、を參照せよ、因みに、本節中に説かる尋は尋と相伴はず何は何と相應せず等の理を理解する爲めには、心所法は凡て、自性と自性と相應せず俱ならずとの相應因の原理を心得置くべし(本論卷六參照) 【七】 梵本には「五識界は唯だ有尋伺なり」とあり、漢譯頌文に字數制限あるを以て「唯」の字を除けり。

pañca vijñānadhāraṇī,  
antyaṅgaṃ tṛṇyaṃ tṛiprakāraṇī  
keṇā ubhayaṅgavajhātī.

舊譯—— 有覺亦有觀、 定是五識界。  
後三有三義、 餘界二所離。

頌文の大意をいへば、前五識界は外境に關するを以て必然的に尋もあれば伺もある、即ち有尋(aviñāta)有伺(avañāta)なり。後の三、即ち意根、意識、法界(特に心所)は或る場合は尋伺を共に伴ひ(有尋有伺)、或る場合は尋なく唯伺のみ伴ひ(無尋唯伺)、或る場合



無色界繫

如是説にていふ「鼻、舌の二根は、彼の〔界に〕於いては、無きに非ず。但、香、味は無し。〔是れ〕六根の愛は内身に依りて生じ、境界に依りて現起することを得るに非ざるを以てなり。其の男根の愛は姪觸に依りて生ず。姪觸は彼れに無きをもて、〔便ち〕男根は有るに非ず。故に色界に於いては、十八界の中、唯、十四種のみありといふ理、成立することを得」と。

無色界繫には唯、後の三のみ有り。所謂意と法と及び意識との〔二〕界〔是れ〕なり。

要らず、色欲を離れて、彼れに於て、生じ得るものなるが故に、無色の中には、十色界無し。

依縁の無きが故に、五識も亦無し。故に唯、後の三のみ、無色界繫なり。

第三節 有漏無漏門

己に界繫を説きつ。

十八界の中、幾か有漏にして幾か無漏なるや。

頌に曰はく、

(31) 意と、法と意識とは通ず、 所餘は唯、有漏のみ。

論じて曰はく、意〔根〕及び意識の道諦に攝するものは、名けて無漏と爲し、餘は有漏と名く。

【五〇】 彼の界云云。最初の鼻舌二根は無漏故に彼の界には無しと云へる難文に立ち歸りて、無用てふ理由を以て男根の依處の無なるべきを成立す。

【五一】 以下は難者が鼻舌の根無くして其の依處あるべしと突き込み來るを捨置して、鼻舌二根の存在理由を他の方面より提出し、救釋せんとするなり。

【五二】 胞胎云云。母胎中に於て決定して死すべき兒は、根無用なりと雖も、六歳の位に六根の生ずるをいふ。

【五三】 殊勝の業と雖も、五根等を得たしと思ふ思業なり。一切の有爲法は必ず因を有するものなるが故に。

【五四】 〔又た〕若し云云。此に由りて因の無なることを示す、立量して曰く、鼻舌二根は色界に無なるべし、

因無きが故に、因の無き芽の如し、或は男根の如し。

【五五】 或は云云。若し用なく、因なきも尙ほ鼻舌根ありと言はば、男根は何故に在らざるやとなり。これ毘婆沙師は色界の有情は鼻舌根を具す、有色の有情なるが故に、欲界の有情の如しと立つればなり。

【五六】 陰藏 (Krodh-gāhā-yānti) とは、如來の男根が陰馬藏とて馬のその如く、陰密にして外に顯はれざるをいふ。(三十二相の一なり)。即ち如來の陰藏たる男根ならば、醜陋ならざるべきが故に、色界に在りと許すべしと難するなり。

【五七】 又、諸根云云。毘婆沙師は、先に、諸根は無用なりとも若し因力有れば亦生ずることありと救釋せしが、爾らば、男根もたとい醜なりとも愛因あらば色界にても起るとせざるべからざらん云云となり。

【五八】 契經とは、中阿含三十九の婆羅婆娑經に云く、

「爾時世尊告比丘曰、婆私叱、有時此世界皆悉敗壞、此世壞時若有業生、生足見昱天、彼於其中、妙色意生、一切支節諸根具足云云」と。(大正一、六七四頁、中參照)

此の中見昱天 (Abhaya-dhātava) とは、即ち極光淨天のこと



論主理を以て  
釋す

愛有りて、「是れを得べき」殊勝の業を發す。「是れ、即ち、因となすなり」と。<sup>五五</sup>「されど又た」若し、「香味等」の境の愛を離るれば、「境を取る爲めの」根に於いても、定んで、「亦」然らん。「已に」彼の「色界の有情」は、境の食を離るゝをもて、「愛もなく従つて因も無なるべく、已に爾れば」應に鼻、舌「の根」は、無かるべし。

論主更に釋す  
<sup>五五</sup> 或は、彼れには男根も亦生ずと許すべし。若し、「生ぜず、醜陋なるに由る」と謂はば、陰藏隱密なり。何ぞ、醜陋なるべけんや。

又、<sup>五七</sup> 諸根の生ずるは、有用のみに由るに非ず。若し因力有らば、無用なりとも亦生ぜん。

「故に」男根は、彼れに於いては醜陋と爲すと雖も、若し因有りと許さば、彼に於いて、應に起るべし。「而も、已に」、男根は有るに非ず。「然れば」、鼻舌も、應に無かるべし。

毘婆沙師釋

若し、爾らば便ち <sup>五八</sup> 契經の所説に違しぬ。

「謂はく」、彼「の界」には、支の缺くこと無く、諸根をも減ぜずと。

論主 通釋  
「是れは」、彼の諸根の應に、有る可き者に隨つて、説きて、「減ぜず」と爲せるのみ。何ぞ相違する所あらんや。若し然りと許さざれば、男根も應に有るべければなり。

【四二】餘師有り云云。光師は之を以て、一に婆沙の宗義を弘むる後の論師の説と解して婆沙家の説と爲し、又一に世友の俱舍釋論に依りて經部の室利邏多(Sariputta)の説とす(釋友の釋論も亦之に同じ)。室利邏多とは鳩摩羅綿多と共に經部の大論師なりとせらる。

【四三】靜慮(dhyana)とは色界の定のこと。等至(samapatti)とは身心の等しく安和の位に至る意にして、四禪四無色等の定に通ずるの名なり。靜慮の云云とは、無色の等至に簡ぶ。

【四四】輕安(prasambhiti)とは、上の如く、之れに身輕安と心輕安と二つあり、心輕安とは、大地法に攝する心所の一にして、入定して心の安らかになれる相をいひ、身輕安とは、同じく入定して身の浮雲の如く安らかなるをいふ。詳しくは此の論卷四參照。

【四五】殊勝の觸とは、色界の微妙なる四大種が欲界の身中に起りて欲界の身を攝益することをいふ。

【四六】此の三とは、上の色・聲・觸の三。因たる定中に上界の色を見、聲を聞き、上界の觸を起せるが故に、果に至りて色界に生ずる時も、此の三は隨逐して尙有り。香味の二は因たる定の中に無きが故に、果として色界に生ずる時も亦無しとの意。

【四七】以下、鼻舌の二根の色界に於ける有無の論諍なり。光記に、難者を論主とせり。此の中若し爾らばは、香味を、色界に用無しとせば……との意。

【四八】謂はく云云。舊譯には若離此二身則醜陋、無二根二故、又言説不成。

【四九】依處とは、肉體的感官たる扶塵根にして、根とは、神經と近似すと解すべき勝義根。

【五〇】「彼の界には」云云。扶塵根は勝義を扶くる役をなすものなるが故に勝義根なくんば、それを助くべき扶塵根無けん。

論主鼻舌二根を例としての難

りて、「天眼通を起し、以て色界の」色を見、聲を聞くとき、輕安と俱起する。殊勝の觸有りて身を攝益す。是の故に、此の三は彼の靜慮に生じて、猶、相隨逐すれども、香、味は爾らざるが故に、彼の「界に」在りては無しと。

若し爾らば、鼻、舌「二根」も彼の「界」には、應に有ること非ざるべし、香、味の境の如く、「彼の界に」は用無きが故に。

爾らず。二根は彼の「界」に於いて用有り。謂はく、言説を起し、及び身を莊嚴すればなり。

若し、嚴身及び起説の用の爲めならば、但だ須らく、依處のみをもちふべし。何ぞ二根を用ゐん。

「彼の界には」男根無く、「從つて」亦、依處無きが如く、二根無くんば、依處も亦無かるべし。

彼の「界に」於いて、男根の依處無かるべし。彼れには用無きが故に。「されど」、鼻、舌の依處は彼れに用あるが故に、根を離れて應に有るべし。

「たとい」無用なりと雖も、根の生ずること有り。「恰も」胎に處して、當に死すべき者の如し。

無用なりと雖も、而も「根生起の」因無きには非さればなり。彼の「胞胎に處して、當に死すべき者」は、何の因に從りて根

の起ること有ることを得るやといはば「答へん」、二根に於いて、

的要素妙し。蓋し程度の高きに從て次第に心的要素のみ多くなるといふ立場より構成されたる世界觀に基くものなればなり。ここは即ちこの問題を論究せんとしたる門なりとす。

【三〇】 kāmabhāvāpatti  
bhāve rūpe caturāśi,  
viñā gandharasa  
gharāṅghrāvījāmadhātubhiḥ,  
菩薩——  
欲界、一切有。色界、十四。除香味。又鼻舌識一故。

【三一】 āṅgyāpā mānotharṇa  
manovijānadhātavaḥ,  
無色界相應、意法意識界。

大寬。十八界法を觀察せば、欲界は十八界の法凡て在り、色界には香味の二境と鼻舌の二識と除ける十四界の法有り。最後の無色界には無色の字の如く五境無く、五根も無く、從て又五識も無く、喙、意根、法界、意識の三のみ有り。

【三二】 黎 (saṃpūṭka)。婆沙五十二に詳し。參照すべし。

【三三】 欲界の所繫とは、欲界の煩惱に縛せられて欲界中に定在せしめられたる法の義。他は準じて知るべし。

【三四】 段食 (kavādikarāhara)とは、段は分段の義なるを以て、部分部分に分けて攝取するもの義。四食の一なり。本論十參照。香味等の段食の欲は、初靜慮の近分の未至定に依りて欲界の煩惱を斷盡する時に共に離るとせらる。

【三五】 所緣とは、鼻舌二識の緣りて起る香味。

【三六】 香味云云。觸界中には能造の四大種を攝し、能く五根等の身を持し、又衣服等を持つ別の用あり。故に色界にも觸は有るべきなれども、香味は食を離れて別に用はなく、從て色界には香味なしとの謂なり。

頌に曰はく、

(30) 欲界繫は十八なり、色界繫は十四なり、

香と味と二識とを除く。

(30) 無色繫は後の三なり。

論じて曰はく、繫とは、謂はく繫屬即ち縛せらるるの義なり。

欲界の所繫は、十八「界」を具足す。

色界繫

色界の所繫は、唯、十四種なり。

〔是れ〕、香、味〔二〕境と及び鼻、舌の〔二〕識とを除く〔一〕に由る。香、味を除くは、〔夫れ等は〕段食の性なるが故なり。段食の欲を離れて、方に彼〔の色界〕に生ずるを得ればなり。鼻、舌の識を除くは、所縁無きが故なり。

若し爾りとせば、觸界も彼〔の色界〕に於いて、應に無かるべし。香、味の境の如く段食の性なるが故に。

彼〔の界〕に有る所の觸は、段食の性に非ず。

若し爾らば、香、味も類するに、亦應に然るべし。

香、味は、食たることを離れて、別に受用無きも、觸は別に用有りて、根、衣等を持す。〔而して〕、彼〔の色界にて〕は食欲を離れたれば、香味は用無し。〔而も〕根、衣等是有るが故に、

〔彼の界には〕、觸無きに非ず。

餘師有りて説く。此〔の欲界〕に住し、彼の 靜慮、等至に依

界の染汚心と相應する眼・耳・身意識と境界とが有覆無記なり。無覆無記は前註に準じて知るべし。

【三】 法界中には總じて六十四法あり、無表色と四十六心所と、十四不相應と三無爲となり、之等々三性分別するとき、本論にては光記に據るに、其の善に四種の分別ありとせり、自性・相應・等起・勝義の別なり。

此の中、不善に三種あり、勝義を除く、

(一) 自性善は、無貪・無瞋・無癡・無愧・無恥。

自性不善は、貪・瞋・癡・無愧・無恥。

(二) 相應善は、右の自性善と相應するもの相應不善は、自性不善と相應するもの。

(三) 等起善は自性善と俱起する無表・得、四相・二定、等起不善は、自性不善と俱起する無表・得・四相。

(四) 勝義善は、擇滅無爲なり。六十四法にして、右の如き性と相應と等と勝義とに非ざるものは之れ凡て無記と判すべし。因みに勝義の無記は非擇滅と虚空となり。

【三】 色聲二界は、體は無記なれども、能發の心に約して善惡の價值を判す。尙、身語表業に就きては本論十三卷以下参照のこと。

【三三】 婆沙卷五二(毘婆沙九、頁二一八)及び、婆沙一四五(毘婆沙十四、二一四頁以下)。舊譯卷一、一六七頁中以下正理卷四等参照せよ。

【三四】 阿毘達磨佛敎は、その世界觀に於て、欲界、色界、無色界の三界を立つ。而してその色界を分けては、初禪、二禪、三禪、四禪の四段となし、無色界を分けては空無邊處、識無邊處、無所有處、非想非非想處の四段とし、合して三界を九地となす(詳しくは後の世間品參照)。然るに十八界は萬有殊に有情の成立要素の全體なれど、そは専らこの欲界の有情を分析して得たる結果なれば、必ずしも、其等は凡て色界無色界の構成要素と定まるにあらず。色界、無色界は欲界に比して色蘊



異 説 有るは説く、「異熟果を記すること能はざるが故に、無記と名

く」。

若し爾らば、無漏は應に唯、無記のみなるべし。

其の餘の十界は、善等の三〔性〕に通ず。

謂はく、七心界の無貪等と相應するを善と名け、貪等と相應

するを、名けて不善と爲し、

餘を無記と名づく。

法界は、若し是れ無貪等の性と相應すると〔其の〕等起なると

撰滅とを善と名け、若し貪等の性と相應すると〔其の〕等起とを

名けて不善と爲し、

餘を無記と名づく。

色界と聲界とは、若し善、不善の心力より等起する身語表〔業〕

に攝するものならば、是れ善、不善なり。

餘は、是れ無記なり。

### 第二節 界繫門（十八界法と

#### 三界との關係）

已に、善等を説きつ。

十八界の中に、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なる

や。

分別界品第一の二

説きたるものにして茲に説く有部の宗義と并格する所

なければなり。

【二】無記(avyākta)とは、善にもあらず惡にもあ

ざる當體を善とも不善とも記す可からざるものをい

ふ。之に亦、有覆無記(āryāyavakta)と無覆無記(ā-

riyāyavakta)との區別あり。有覆無記とは、それ自體

は善惡にあらずして無記なれども煩惱と相應俱起する

染汚の法なれば有覆といひ、無覆無記とは、煩惱と相應

せざる無記法をいふ。光記に據るに無覆無記に亦六種

を數ふ。異熟(vipāka)・威儀路(āryapaṭhika)・工巧處

(śālisthānika)・通果(ānānāgika)・自性と勝義と

なり。此れを、唯無記なる八界にて分別せば、異熟無記

とは、前世の業に感じたる心身の果報としての五根・

香・味・觸をいひ、威儀無記とは行住坐臥等の如き威儀

に關する狀態に於ける香・味・觸をいひ、工巧無記とは

種種の工巧をなす狀態に於ける香・味・觸をいひ、通果

又は變化無記とは神通力によりて變化をなす時の香・

味・觸をいふ。大正四一、三五—六頁參照。

【三】七心界云。即ち六識界と意界との善と言ふ中

には、生得善なる七心界と修得善なる意界と意識界と

あり、不善にも七心界あり、無記にも有覆なるは眼・耳・

身識と意界と意識にして、無覆の異熟・威儀・工巧心は

七心界、通化は眼・耳識なり。但し七心界自身には自性

の善・不善のものなきが故に、善・不善・有覆・無覆等の

心所と相應する上に就きてのみ之を論ずるなり、故に

七心界の無貪等と相應するもの云云と言へるなり。此

の中、無貪等とは、無貪の外に無瞋・無癡の三善根と

慚・愧とを等取する。即ち之等の五心所と相應する七

心界は、故に相應善と稱す。次に、貪等即ち貪・瞋・癡

の三不善根と相應無愧と相應する七心界は相應不善に

して、有身見・邊執見と相應する意界意識界、及び色



境界障礙兩有  
對の關係

若し、法の境界有對なるは、「兼ねて」亦、障礙有對なりや。  
二 應に四句を作るべし。謂はく、七心界と、法界の一分なる諸

の相應法とは、是れ第一の句なり。色等の五境は、是れ第二の  
句なり。眼等の五根は、是れ第三の句なり。法界の一分なる  
二五 非相應法は、是れ第四の句なり。

境界所縁兩有  
對の關係

若し、法の境界有對なるは、「兼ねて」亦、所縁有對なりや。  
二六 應に、「順」後句とすべし。謂はく、若し所縁有對なるは、定

んで、是れ境界有對なり。境界有對なりと雖も、而も所縁有對に  
非ざる有り。謂はく、眼等の五根なり。

有對無對に關  
する一説

此の中にて、大德鳩摩邏多是、是の如きの説をなす。  
二七 是の處に、心の生ぜんと欲するに、他が礙へて起らざら

しむるは、  
應に知るべし、是れ有對なり。 無對は此れと相違す。

三、三性分別

無記なる界

此の所縁の十有對「有色」の中にて、色及び、聲を除きて、餘  
の八は、無記(avyākṛta)なり。謂はく、五の色根と香と味と觸と  
の境となり。

特に無記の意  
義

記して、善(kusala)、不善(akusala)の性と爲す可からざるが  
故に、無記と名く。

(二)及び無表等を總稱す。前二は色法にもあらず心  
所法にもあざざるが故に。無表は色法なるも無對なれ  
ばなり。

【二六】若し法にして等は、境界有對と所縁有對との關  
係を明す文にして、その寛狹を明す爲めの順後句答を  
なす。

境界有對と所縁有對との寛狹を論ずる際、順後句答を  
なして順前句とも四句分別ともなされざるは、境界有  
對中所縁有對を全然内包するが故なり。

【二七】大德鳩摩邏多。舊譯に大德鳩摩邏多(Kuṃṭhalā  
yāna)に作る、これを正しとす。

唯識述記(二)本によれば經部の本師にして佛滅後一  
百年の出世といひ、又は此の一は三の寫し誤りにして佛  
滅後三百年の出世と稱す。異部宗論に據れば、經部の  
有部より分れたるは四百年の初なれば、適確なる經部  
の師とは云ひ難きも、其の説は、後の經部の説に近く、  
經部は此の師の説を宗とする故に新の部の祖師と爲  
す。(光記)

【二八】舊譯——  
是處心生、 他礙令不起。  
應知是有礙、 異此非有礙。

稱友の俱舍釋によるに是の處とは、心の藉りて以て起  
るべき處にして、所依と所縁とを指す。

他の礙へての他とは中間の障礙を指す、他の物が中間  
に障礙しての義なり。

要するに、五根と五境とのみ有對にして、七心界(六  
識界と意識)と法界とは、無對なりとの義。

寶疏に據るに、心が青色等の上に於いて生ぜんと欲す  
る時智が他の障に礙さへられて青色等の上に生ずる能  
はざることあるを有對といふと、無對は之に反す。  
此れは是れ云とは、鳩摩邏多の頌文は障礙有對を

の眼の如し。

有るものは、俱に礙に非ず。謂はく、前に「説く如き」相を除く。

此れ等を、名けて境界有對となす。

所縁有對とは、謂はく、心心所の自らの所縁に於て「現起することあるもの」なり。

境界と所縁との差別

境界 (visaya) と所縁 (atambana) と、復た何なる別有るや。

「謂はく」、若し彼の法に於いて、此れ功能あらば、即ち彼を説きて、此の法の境界と爲す。「而して」、心心所法は、彼を執して起る。「故に」彼れを心等に於て名けて、所縁と爲す。

有礙に就きて

云何にして、眼等の自らの境界と、所縁とに於いて轉ずる時を説きて、有礙とは名くるや。

彼「の境界及び所縁」を越えて、餘に於いては此れ「等」の轉ぜざるが故に。

或は復た、礙とは是れ、和會の義なり。謂はく、眼等の法は自らの境界及び自らの所縁に於いて、和會して轉ずるが故に。

本頌の有對の意味

應に知るべし、此の中には唯、障礙有對に就きて説く。故に但、「十の有色は有對なり」と言ふ。「是れ等の色の」更に相障ふるが故なり。

此の義に由り、准じて餘の無對なるを説くべし。

【一】 鷓鴣は舊譯に鷓鴣に作る。

【二】 所縁有對 (atambana-patipattis) とは、心心所相互の必然的制約關係にして、五根をこの中に入れざるが、前の境界有對と異なる所なり。

【三】 ここに「彼の法」とあるは色等の如き對象を意味し、「此れ」とあるは、六根六識、心所等の認識體を指す。即ち或法に對して、六根六識心所等が各自の作用 (Caitanya 功能) を起す時、その法を境界と名くといふ。言はば漠然たる意味に於ける客觀的對象の義なり。

之に反して、所縁とは、その一般の對象が、心心所によりて判斷的に認識せらるる場合の名稱なりとす。従つて此の際には五根の關係なきは勿論なり。

【四】 所縁。圓暉の頌疏に曰はく「能引識起、名爲所縁」と。

【五】 ……を越えてとは、……を外にしてといふ程の意。

【六】 和會 (Chaita) とは、前の礙は即ち拘礙にして、他に對望しての外延的規定なるに對して、此の和會は内に於いての内包的規定なり。

【七】 此の中にはとは、本節初頭の頌文を指す。

【八】 應に云云。境界、障礙二有對の寛狹等の關係を爲めの四句分別。

【九】 第一單句は、境界有對にして、障礙有對に非ず。七心界と法界の一分の相應法、即ち心所とは境界の爲めに制限せらるれども、色にあらざれば障礙的制限なければなり。

【一〇】 第三單句は、障礙有對にして、境界有對に非ず。第三俱句は、境界有對にして、又障礙有對なり。

【一一】 五根は色性なれば障礙あると同時に、認識機能として對象的制限もあるが故なり。

【一二】 非相應法とは、十四不相應行法 (卷四參照)、無爲

り。

三種の有對

此れに復た三種あり。障礙と、境界と、所縁と異なるが故に。

障礙有對

障礙有對とは、謂はく、十色界なり。自が他の處に於て礙へ

られて生ぜず。手の手を礙へ、或は石の石を礙へ、或は「手と石との」二つの相ひ礙ふるが如し。

境界有對

境界有對とは、謂はく、十二界と、法界の一分との諸の有境の

法が色等の境に於て「取境の功能ある」なり。

故に、施設論には、是の如きの言を作す。

境界有對の四句分別(一)

有る眼は、水に於いて礙あるも、陸に於いて礙に非ず、魚

等の眼の如し。

有る眼は、陸に於いて礙あるも、水に於いて礙に非ず。多

分に從へて説かば、人等の眼の如し。

有る眼は「水陸」俱に礙あり。畢舍遮、<sup>一〇</sup>室獸摩羅及び捕魚の人、

蝦蟇等の眼の如し。

有るものは、俱に礙に非ず。謂はく、<sup>一一</sup>前の「如き」相を除く。

有る眼は、夜に於いて礙ありて晝には非ず。諸の蝙蝠、<sup>一二</sup>鶴鷗

等の眼の如し。

有る眼は、晝に礙ありて夜には非ず。多分に從へて説かば、

人等の眼の如し。

有る眼は、「晝夜」俱に礙あり。狗・野干・馬・豹・豺狼・猫・狸等

は之れに攝す。

【六】 障礙有對 (avarana-pratighata) とは、脇尊者の

説によれば、可分析の物の有對の義にして、極微の積

集に成り、能障所障の義を有するなり。畢覺略言すれば色は相互のイ可入關係と心得べし。(婆沙七十六「毘曇部十、二九六頁」參照)。

【七】 境界有對 (vijnā-pratighata) とは、認識機能と

其の對境との間に於ける制約的關係をいふものにして

對象によりて制限せらるることといふが境界有對の名稱

ある所以なり、五根と七心界と六識相應の心所とが色

等の境に對して此の義あるなり。之と所縁有對との關係相違は大きに明す所なれども、之を要するに境界有對の方は内外界兩方面の認識に關し、所縁有對の方は内界のみの認識に關するもの如し。

【八】 有境の法 (visaya-dharma) とは、對象を認得緣取する五根・心・心所のこと。

【九】 故に施設論云云とは、境界有對の四句分別にして、

第一單句は、水中に見えて、陸上見えざる眼。

第二單句は、水中に見えずして陸上に見える眼。

第三俱句は、水陸共に見ゆる眼。

第四俱非句は、水陸共に見えざるもの。

【一〇】 畢舍遮 (pishā) は、唐に翻じて食血肉と稱す。餓鬼の異名。

【一一】 室獸摩羅 (śiṣṭamāra) は、鵝のこと。

【一二】 前の相を除くとは盲人の如し。

【一三】 有る眼云云以下は、境界有對の四句分別にして、第一單句は、晝見え夜見えざる眼。

第二單句は、晝見えずして夜見ゆる眼。

第三俱句は、晝夜共に見ゆる眼。

第四俱非句は、晝夜共に見えざるもの。

卷の第二「分別界品第一の二」

第五章 十八界法の 諸門

分別

第一節 有見無見・有對無對・善・不善

無記

問 起

復た次に、前の説く所の十八界の中に於いて、幾か有見、幾か無見なるや。

幾か有對、幾か無對なるや。

幾か善、幾か不善、幾か無記なるや。

頌に曰はく、

(29) 一は有見、謂はく色なり、十の有色は有對なり。

此に色と聲とを除いて「餘の」八は、無記なり、餘は三種なり。

論じて曰はく、十八界の中色界は有見なり。此れ彼の差別を示現すべきを以てなり。此の義に由り、准じて餘を無見と説く。

是の如く、已に有見無見を説きたり。

唯、色蘊に攝する十界のみ有對なり。對とは、是れ礙の義な

二、有對無對

分別界品第一の二

【一】 諸門分別とは十八界に攝する一切萬法を種種の見地より反照して、其の内包外延を詳細に規定する施設なり。

【二】 本節中、有見無見門に就きては、婆沙卷七六、(毘曇部十、二九二頁以下)、有對無對門に就きては、婆沙卷七六(同、二九五頁以下)、善、不善、無記法に就きては、婆沙卷五一(毘曇部九、一八一頁以下)を、又、總じては、婆沙卷一九七(毘曇部十七、一〇六頁以下)と、舊譯卷一、一六七頁上、正理卷四を参照せよ。

【三】 復た次に云云。十八界につきて諸門分別の第一に有見無見、有對無對、及び三性の三門を明す、問起文なり。

舊譯 —  
於中一有顯、謂色。十有礙、有色八無記、是諸除色聲、餘三性。こは二十二門分別中、有見無見、有對無對、善惡無記の三門に涉るの分別を明にしたる頌なり。  
【四】 論じて云云。有見(sarindriyān)無見(airindriyān)といへるは、可見的・不可見のといふ位の義なり。かくして十八界中、可見なるは、ただ色界、即ち形顯色のみにして、從て他の十七界は不可見なること言ふまでもなし。

【五】 有對(sapratigha)の對は是れ礙の義。之に障礙、拘礙の別有り。前者は即ち障礙有對にして、後者は前者の色相互の關係と稱すべきに關して、色と根又は心心所並に心心所相互の制約に關して、殊に認識論的制約關係に關す。而して境界と所緣との二



是内空界。云何外空界……謂外空迥隣阿伽色、是名外空界。前内七外、總名空界」とあり(大正二六、五〇三頁中)

【三二】隣阿伽色(cāra-samantaka)の阿伽(āgha)に二義有り。一は分子の積聚せる色の義にして、二は無形の空界の義なり。今も亦此二説を掲げたり。世親は其の後説を取る。毘婆沙師は有形の色に隣りする(samantā)空隙を空界又は隣阿伽色と名くるに對して、第二説たる有説は阿伽色たる空界は、餘の積聚の有礙色と隣るが故に隣阿伽色と名くとするにあり。

【三三】六界とは、地水火風空識界なり。

【三四】續生等に就きては阿舍卷三、度經に、「以六界合、故、便生ニ母胎」云云(大正一、四三五頁下)及び增一阿舍二十九曰、「云何名ニ六界之法、比丘、應レ知、六界之人稟ニ父母精氣、而生云云」などとあり、參照すべし。(大正二、七一〇頁中)

【三五】諸の無漏の法等。茲には一般に法と言へども、直接此に關係するは無漏の法なり。

【三六】彼の經とは、光記によるに多界經の意なり。詳細は前節の終りに明せるが如し。

故に此の五を解脱處と言ふなり。

【三二】無想有情六處(Asamjñāntva-derāyakaṇa)は色界第四禪天に在り。

【三三】十處とは、六根・四境なり。聲を恒に成就し、而も香味を缺くが故に。

【三五】多界經(Bahu-dhātukaṇṭṭha)とは中阿含四十七所收、婆沙論七十一に曰く、「佛於ニ彼多界經中ニ説テ界差別有ニ六十二、彼亦攝在ニ此六十二界、即所依等三事攝故。問、何故世尊爲、衆説ニ彼六十二界。答、爲ニ對外道、身見爲本、有ニ六十二見趣別ニ故。又世尊告ニ天帝釋ニ言、憍尸迦、當ニ知世有ニ種種種界、隨ニ各所想ニ而各執著、隨ニ各執著、而説之。各言ニ此實、餘皆虛妄。彼亦攝在ニ此十八界ニ云云」とあり。

因みに、六十二界とは、光記(大正四一、三三頁下)據るに(a)三の六(1)地・水・火・風・空・識の六界、(2)苦・樂・喜・憂・捨・無明の六界、(3)欲・恚・害・無欲・無恚・無害の六界、と、(b)一の四(即ち受・想・行・識)と、(c)六の三(即ち(1)欲界・色界・無色界、(2)色界・無色界・欲界、(3)過去界・現在界・未來界、(4)善界・不善界・無記界、(5)善界・處中界・妙界、(6)學界・無學界・非學・無學界)と、(d)兩種の二(即ち(1)有漏界・無漏界、(2)有爲界・無爲界)と、(e)六根・六境・六識の十八界とをいふ。以上六十二界一節の三科所攝分別は前掲の光記と婆沙一九七卷第十一節を參照せよ。

【三六】婆沙卷七五(毘婆沙部十、二八一頁以下)舊譯卷一、一六六頁下、正理卷三參照。

【三七】虚空(ākāśa)。前の三無爲の條參照。

【三八】識界(vijñāna-dhātu)に就きては、婆沙論七十五に曰く、「虚空與ニ空界一有ニ何差別。答、虚空非ニ色、空界是色。虚空無見、空界有見。虚空無對、空界有對。虚空無漏、空界有漏。虚空無爲、空界有爲云」とあり。

【三九】(38) [chidraṃ ākāśādātṛkṛpṃ]

ālokaṃsai kha.

[vijñānadhātur vijñānaṃ sāvīryaṃ] jamaṇasīreyah.

舊譯曰一

窠穴名ニ空界、彼言謂光闇、識界即是識、有流生所依。

前二頌は空界を釋し、後二頌に識界を釋す。

空界といふは、外界の門窓、内界の鼻口等の穴隙に名けしもの。而してかくの如き窠隙即ち空界の體は、有部に從へば是れ明暗なれども、世親の意、之を信ぜざるが故に有部の義に對して、唯傳説とのみ言へり。空界と虚空とに關しては婆沙に五異を示せり。上に引けるが如し。

識界に關しては、識に有漏無漏二種の別有る中此にては唯有漏なるもののみを識界と稱して無漏を攝せず。六界は是れ諸の有情の所依となり、續生の初より、命終に至るまで一期の間、恆に生を持つるものに就きて建立すればなり。

順正理論三(大正二九、三四七頁下)に曰く、「六界於ニ有情生ニ生長長因差別轉故、是生所依。生因謂識界、續生種故、養因謂大種、生依止故、長因謂空界、容ニ受生一故云云」として、有漏識のみを六界の中の識界とす。故に婆沙論七十五には「若法能長ニ養諸有、攝ニ餘諸有、任ニ持諸有者立ニ六界中」とあり。而るに、無漏の識に至りては諸有を損滅し、散壞し、破滅して有情の生の所依とならざるが故に此を六界中に攝せず。

【三〇】窠隙。すま。婆沙論七十五に曰く、有ニ眼穴空、(乃至)有ニ指間等空、是名ニ空界。法蘊足論十に曰く、「云何内空界……謂此身中髓皮肉血骨髓等空、眼穴・耳穴・鼻穴・面門……身内各別空性空類

skandhāyatunadhāvaṇṇī

Pratīpātyā yathokteṣu,

anvīnoṣṭya svāksaṅgam.

舊譯

如レ此餘應レ理、陰入及界等、

於レ前說中一攝、慧ニ思彼性類。

此の一段は無漏の五蘊、十遍處、地水火風空識の諸界等を一纏めにして明す。之れ等の中、戒等の無漏の五蘊は、此の五蘊中に、又十遍處は此の十二處中に、地

水等諸界は十八界中に各その所應に隨つて攝す。謂く餘經に説く無漏五蘊中の戒蘊は道俱戒の無表なるが故に此の色蘊の中に攝し、定蘊は定の心所を體とし、慧蘊及び解脫知見蘊は慧の心所を體とし、解脫蘊は勝解の心所(各心所は後に細説)を體とするが故に、此の行蘊に攝す。

又十遍處の中、地水火風、青黃赤白の八は無貪を性と爲すが故に、此の十二處中の法處に攝すべく(助伴を兼ねる時は、意處法處に攝す)、又空識二邊處は無色なるが故に此の十二處中の意處と法處とに攝す。

乃至、地水火風等六十二界を且らく、地水火風空識の六界に就きて分別せば、前四界は此の十八界中觸界に攝し、又空界は色界に、識界は意及六識の七心界に攝す。

【100】彼れの一一の自相を觀ずべし。餘の蘊・處・界は、一一其の自性を審查して次の如く今論に明す所の蘊・處・界の中に攝せしむべしとの意。

【101】戒蘊(舊戒除 sila-skandha)。その體は道俱戒の無表なり。故レ色蘊に攝す。

【102】彼れの餘の四蘊とは、定蘊一定の心所を體とす。故に行蘊に攝す。

無慧一慧の心所を體とす。故に行蘊に攝す。

解脫蘊一勝解の心所を體とす。故に行蘊に攝す。

解脫知見蘊一慧の心所を體とす。故に行蘊に攝す。定・慧・勝解等は心所にして、心所は凡て行蘊の攝なること前掲の如くなればなり。

【106】十遍處は青黃赤白、地水火風、空無邊處、識無邊處をいふ。禪的觀念法の名なり。此の論二十九、婆沙論八十五(毘曇部十一)に廣説するが如し。

【107】前八遍處以ニ無貪善根、爲ニ自性、對ニ治貪一故、(婆沙論八十五)。

【108】助伴とは、相應隨轉の法をいふ。一婆沙論八十五曰、即欲界者以四蘊爲自性、色界者以五蘊爲自性云云。故に意處法處に攝するなり。(毘曇部十一、七三頁參照)。

【109】八勝處とは、

一、内有ニ色想ニ觀ニ外色少、

二、内有ニ色想ニ觀ニ外色多、

三、内無ニ色想ニ觀ニ外色少、

四、内無ニ色想ニ觀ニ外色多、

五、八、内無ニ色想ニ觀ニ外青・黃・赤・白等をいふこと前註の如く、又此の論二十九に廣説するが如し。

【110】空無邊等の四無色處とは、

一、空無邊處 二、識無邊處

三、無所有處 四、非想非非想處

【111】四蘊は色以外の四蘊なり。前三は心所及び不相應にして、法處に攝し、後一は(識)心王にして意處に攝す。

【112】五解脫處(pañca vimuktī-āyatanaṃ)とは、

(一)佛等の説法を聞くこと (二)自ら讀誦するに由ると

(三)他の爲めに説法すること (四)解脫思惟すること

(五)善く定相を取るとにより解脫を得ず、此の中、解脫とは涅槃にして、此の五種に困りて解脫を得ずるが

語言を以て體とすとすに説に從へば語言是れ音聲なるが故に八萬の法蘊は悉く五蘊中の色蘊に攝すべく、又、名句文の説に從へば、名句文は、之れ不相應行法なるが故に、八萬の法蘊は、凡て行蘊に攝すべきなり。

牟尼 (Muni) とは寂黙の義にして、身語意三業の煩惱を離れたるに名く。聖者の異名にして、今は佛世尊を意味す。故に舊譯には如來 (Tathāgata) に作れり。

【三三】八十千 || 八萬。他の經には八萬二千又は八萬四千とあり。

【三言】以上二解の中、婆沙論一百二十六卷 (毘婆沙部十二二七頁) には前説を正と評せるも、婆沙七四卷に習ひてこゝには決擇する所無し。

【三四】婆沙の典據は前節に同じ。舊譯卷一、一六六頁中。

【三六】(26) *śāstropamāṇa ity eke  
skandhāhīnāp kathanāśūp.  
caritprātipakṣas tu  
dharmaskandho 'nyavrajitah.*

舊譯一 説如二法陰量、 陰等一教、  
實判行對治、 隨釋法陰兩。

此の一段是の如き法蘊の量を明す。之れに三説あり。最後の所説を正義とするが故に頌中、特に如實 (舊譯實判) の語を置けり。而して、その第一説は能詮の頌數に約して定め、第二説は所説の法門に約して量を定め、第三の如實説は用に約して即ち所治の煩惱に約して定む。

第一説に從へば、佛説八萬の法門の中の個個の法蘊は、六足論中の法蘊足論に六千頌あるが如く、凡て六十頌よりなるといふ。

舊譯には、有餘師説、有二分阿毘達磨 (名二法陰、其量

有六千偈、八十千中一一法蘊、其量皆爾云云とあり。第二説に從へば、文句の多少に關せず、善門 (例へば十二因縁等) を説き示すだけの説法の量を一法蘊の量と説くものにして、蘊處界等一一の教門を一法蘊とするものなり。

第三の如實説は、所化の有情に各八萬の煩惱あるが故に、此の八萬の煩惱を斷ぜん爲めに佛は八萬の法蘊を説けりと論ずるものにて、一法蘊の量は一煩惱を斷ずるだけの説法の量と説くものなり。

【三六】法蘊足論 (Dharmasikandha-pada-śāstra)。藏譯にては目乾連の作と傳ふれど釋友は舍利弗の作なりと傳ふ。

【三七】この中に擧げたるは、種種の法數の名なれど煩はしければ、その一一を釋せず、以下の本論文中自ら明了となす。

【三八】①緣起 (pratyasamutpāda) ②諦 (satya) ③食 (āhāra) ④靜慮 (dhyāna) ⑤無量 (apramāṇa) ⑥無色 (ārūpya) ⑦解脱 (vimokṣa) ⑧勝處 (abhihīryatana) ⑨遍處 (śrīta-āyātana) ⑩覺悟 (bodhi-pakṣa) ⑪神通 (abhiṣa) ⑫無諍 (araṇya) ⑬願智 (praṇidhi-jāna) ⑭無礙解 (pratīksavīd)。

【三九】八萬の煩惱あるに應じて八萬の法門ありといふも、實はその八萬の煩惱といふも亦、所除、大數なれば、之を一一定むること能はずと知るべし。

【四〇】五の中の二蘊とは、五蘊中の色と行と二蘊に攝する謂ひなり。即ち語言を以て體とすと解せば色蘊に、名句等を體とすと解せば行蘊に攝すること前文の如し。

【四一】婆沙卷一九七 (毘婆沙部十七、一〇六頁以下) 及び舊譯卷一、一六六頁下、正理卷三參照。

【四二】(27) *kathanāyo 'pi yathānyagap*



三には、増上の法を攝するが故なり。増上法とは謂はく、涅槃にして、此の法處の中に、此の涅槃をも攝するが故に、特に法處と名くとなり。

【二六】有境 (visaya) とは、対象を有して、之れを緣取認識するもの、即ち眼等の根の義なり。

【二七】想名は名稱と云ふに同じ。

【二八】諸の色とは、五根五境を指す。

【二九】有見 (caññīkama) とは、可見の義。舊譯には「復次體相顯現、於此彼處、易指示一故、有二似影二故云云」とあり。

【三〇】増上法。舊譯、最勝法に作る。涅槃は我れ等の究竟の理想にして、最高善なるが故に、そは最勝増上の法なり。婆沙論七十三(毘曇部十、二五七頁)に曰はく、攝滅涅槃は是れ常、是れ善、不變、不易。生老病死も壞すること能はざる所、是れ勝義の法なり。彼の法の唯、此の處に在りて攝せらるるが故に、獨り名けて法處と爲す云云」と。

【三一】餘師とは、異説を掲ぐ。雜心論一(第十七頌)及び、婆沙論七十三(毘曇部十、二五四頁)に出づ。全く今の文に同ず。色處の内には、青黃赤白長短等二十種の顯色形色を包攝し、而して諸法の中、之れ等は、最も麗にして顯著にてあり、廣く天眼・肉眼・慧眼に通じて取らるる故に、特に此一處に於いて、色處の名を立つるも、眼等の九處は慧眼の境なるも肉眼と天眼との境には非ざるが故に別名を立つとの意。

【三二】二十種とは、青・黃・赤・白・長・短・方・圓・高・下・正・不正・雲・煙・塵・霧・影・光・明・暗なり。前文参照。

【三三】肉眼 (manasakṣu) とは、普通凡俗の肉眼のこと。

【三四】天眼 (divya akṣu) に三種あり、定得の天眼、暗天の眼、鬼神等の眼なり。

【三五】聖慧眼 (aryā prajñā-akṣu) とは、聖者の四諦

を觀する無漏の智なり。

【三六】(又)法處の中云云。同じく餘師の説にて、婆沙論七十三及び雜心論一に出づること同前。婆沙の文に曰はく、

名句文身證三表顯三諸法性相、令易解了。彼三惟在此處攝。故獨名法處云云。

又曰く、

分三別諸法自相共相、安立諸法自相共相、破三自性愚及所緣愚、於一切法、不增不減知實解慧唯此處攝、故名法處云云とあり。

【三七】諸法の智とは、上掲婆沙の文の如く、一切法を空、非我、無常變易法と觀する空解脫門の智なり。

【三八】婆沙卷七五(毘曇部十、二七五頁下)及び卷一二六(毘曇部十三、二二七頁以下)参照。

【三九】諸の契經。以下諸經所説の蘊處界の異名を攝する開起の文。

【四〇】種種の蘊とは、餘の八部の法蘊及び戒等無漏の五蘊。處界とは、十通處・八勝處・六十二界等。皆凡て後節に詳し。

【四一】(25) dharmakendrasambhārāy  
asītir yāny avedanā munih,  
tāni vāg nama vā teṣāṃ  
rūpasnāghakārasāggrābhū.

舊譯一  
如來說法陰、其數八十千、  
此但言及名、色行蘊所攝。

此の一段は、佛の説ける八萬の法蘊を五蘊の中に攝せんとするの頌なり。

佛所説の八萬の法蘊は、その體に關しては、或は語言を以て體とすと云ひ、或は名句文(不相應行下参照)を以て體とすと云ふ。(以上共に婆沙中の所説なり)若し、

【三七】前の四とは、眼耳鼻舌の四根。  
 【三八】所造色とは地水火風、即ち堅濕軟動の性の四大種にて造られたるの色といふ意にして、色聲香味の所謂四塵を指す。  
 【三九】能造大種は前註より推知すべき如く、地水火風、即ち堅濕軟動の性をいふ。  
 【七〇】餘云云とは、先に識が最後にして、身は次前なるの理を説けるも未だ、眼と耳と鼻と舌との四の順位の先後を説かず故に此等の四位の順位の理由を用ひの遠等によりてとかんとするなり。

【七一】眼・耳・鼻・舌・四根の認識作用中、眼耳の二は離中知として対象と離れて初めて認識生じ、鼻舌の二は合中知として対象と接觸して認識生ずといふ有部の言方なり。  
 【七二】或は等。第二に、扶塵根の位置の上下によつて根の次第を立つる解を釋す。  
 【七三】意は意處にして六識と意根とを攝す。此等は特別の形相無く、且つ、何れといふ定位(方處)もなく、加ふるに諸根に依止して生ずるが故に後に説くといふ意。(第六意識は五根に依りて生ずること無し。唯、意根に依る、前五識は別して五根に依り、通じて意根に依る)。

【七四】色法に關する論は、婆沙七三、毘曇部十、二五四頁)法處に就きては同上(二五六頁)を參照せよ、尙舊譯卷一、一六六頁中、正理卷三參照。  
 【七五】(24) *visesaparitthap prakāṣṇāyāda bahyagradharmasāṅgahāt, rūpāyātmam evātkam etanm va dharmasapjūlakam.*

爲二簡別、勝故、攝多勝法一故、  
 舊譯一

此の一段は名の廢立を明す。十二處の中、五根五境は皆色蘊。所攝なるが故に皆色と名くべく、又十二處は皆任持自性の義有るが故に凡て法と名く可きに、唯五境の一たる眼根の対象に於てのみ色處と名け、又六根六境の中、第六意識の對境に於いてのみ法處の名を立つるは云何といふに對し、前の場合は二義によつて、唯眼根所取の境にのみ色の名を立つて、後の場合には三義によりて、唯意識所取の境にのみ法の名を立つることを明せり。

前の場合の二義とは、一に、差別せん爲めの故なり。曰はく、五根五境の十處は同じく色法なりと雖も、通じて色と稱せんか、其の差別分明ならず、故を以て、餘の九處には各自、別名を立つるに對して、此の一には總名たる色の名を取りて別名とし、以て十處の差別を顯はすなり。之れを總即別名と稱す。  
 二には最勝の故なり。謂はく、眼根所取の境は有對有見即ち(實礙有りて可見)にして、諸人之を亦稱して色と爲し、色の義最も勝る。故に餘の九處には色の名を與へずして、獨り此の境に色の名を附す。

次に十二處中、唯意識所取の境をのみ法處と名ぐるは三義に由るとは謂はく、  
 一には、差別せん爲めなり。即ち十二處は凡て是れ法なりと雖も、各自自性有り差別あるが故に、その差別を顯はし、有情をして了解せしめん爲めに、餘の十一處には各自の自性に順つて各々別名を附し、唯此の一處にのみ總名を取りて、別名とし、以て法處と爲す。  
 二には、多を攝する故なり。謂はく、法處中には所謂四十六の心所、十四の不相應行法、三種の無爲法、及び無表色、合計六十四の多數の法を攝するが故に、多法を攝する義によりて、法處と名く。

## 隣阿伽色の第一解

すと説く。應に知るべし、「此の體は晝夜を離れざることを」。

即ち此れを説きて、隣阿伽色と名く。

傳説すらく、「阿伽 (gata) は謂はく、積集の色にして、極めて

能く礙を爲す。故に阿伽と名く。「而して」此の空界の色は、彼

れと相隣りす。是の故に、「此れを」説きて、隣阿伽色と名く」と。

有るが説く、「阿伽 (gata) は即ち空界の色にして、「餘の色

は」此の「空界」中には無礙なるが故に阿伽と名く」と。

即ち阿伽色は、餘の礙と相隣る。是の故に、説きて隣阿伽色

と名くなり。

諸の有漏の識を名けて識界と爲す。

云何にして、諸の有漏の識を説きて、識界と爲さざるや。

六界は、是れ諸の有情の生の所依たりと許すに由るが故に。

「即ち」是の如き諸界は、續生の心より、命終の心に至るまで、

恆に生を持するが故に、「是の故に、有漏の識を名けて、識界と

爲せども」諸の有漏の法は、即ち是の如くならず。「故に名け

て、識界とは爲さざるなり。』

彼の六界の中、前の四は、即ち此の觸界に攝せられ、第五は

即ち此の色界に攝せらる。第六は即ち此の七心界の攝なり。

彼の經の餘の界は、其の所應の如く、皆、即ち此の中の十八界

の攝なり。

第二句は前五根中、身根を最後に説く理由を明す。五根の中、前四の眼耳鼻舌はその緣たる所の境が唯四大種所造の色たる色聲香味にて定めども、身根は能造の大種たる地水火風（即ち堅濕煖動の性）及び所造の輕重冷湯等の二に亘りて、又不定なるが故に、身根は亦不定の義によりて後に置く。

第三句は前四根の順序を明す。眼根は四中、その功用、最も遠方に及び、且つ速なる故に、最初に置き、耳之れにつぐ、故に次に置き、鼻舌は共に近境を取る中、鼻根の作用のより迅速なるが故に先に説く。第四句は、即ち六根の所依處の上下によりて次第順序を定めたりとの解釋にして、六の中眼は最上位に居し、耳鼻舌は之れにつき、身は頂上より下足に至るも、大體に於いては前四より下方に居するもの多く、最後に、意根は如上の諸根に依止して生じ、且つ方處無きが故に、最後に説くといふ。

【二六四】此の點の讀み方につきて、光記の釋によれば「速に由り、明に由る言ふ所の明とは、鼻は能く舌中の細香を取る云云とて、「速と明と」二に讀了せるが如きも、實は「鼻は速なるが故に先に説く」と一句に讀めり、梵文も此の點は *śūdrānupatī* (速疾進) とあり。必ずしも、速と明と獨立に讀まざるべからざる理なきが如し。經驗上よりするも、鼻と舌と其の機能を異にするが故に取境に速と遅との相違はあるも、明不明の差は附し難し。正理の文も速明と續讀し得るが故に、今は之を速明として、讀み置けり。

【二六五】或は二、三、四(みを取り)とは、或は現在と過去とを認識する場合あり、或は過現未の三に涉る場合あり、或は三世と無爲との四に涉る場合あるをいふ。

【二六六】流至すとは、前句にある前の字が後の句にも及ぶの意なり。

なり。初の處は即ち此の十處に攝せらる。香味なきが故なり。後の處は即ち此の意と法との處に攝す。四蘊の性なるが故なり。又、多界經に界の差別を説くに、六十二有り、其所應に隨ひて、當に知るべし、皆、此の十八界に攝することを。

### 第五節 六界中の空界と識界に就きて

且らく、彼の經の中に説く所の六界(の中)、地水火風の四界は已に説きたり。空識の二界は未だ其の相を説かず。

即ち、虚空を名けて、空界(ākāśadhātu)と爲すと爲んや。

〔或は又〕一切の識を、識界と名くと爲んや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

(28) 空界は謂はく、竅隙あり。傳説すらく、是れ明闇なりと。

識界は有漏の識なり。有情の生の所依なり。

論じて曰はく、諸有の門・聰及び口・鼻等の内外の竅隙を名けて空界と爲す。

是の如きの竅隙は、云何が應に知るべき。

傳説に「竅隙は即ち是れ明・闇なり」と。〔即ち〕明・闇を離れては、竅隙として取るべきもの非ざるが故に、空界は明・暗を體と

有頂に於ける思は八萬劫の善量を感じずる用ありて思を最勝とすればなり。

【三六】 識を最後に置く所以は、識は恰も田に對する種子の如きものにて、色受想行の何れにも住するが故なり。本論卷八に四識住を説くが如し。

【三七】 五蘊に増減の過なしとは増して六蘊とし、減じて四蘊とせざるを得ざるが如き過失なしとなり。

【三八】 以下は前段、諸蘊の次第を説く條參照のこと。

【三九】 色界無色界の二界に於て、それぞれ受想の二強しとなり。

【四〇】 婆沙卷七三、毘曇部十、頁二五八、舊譯一、一六六頁上、正理卷三、參照。

【四一】 (29) *pañcagrya yathaminatthāt*  
*bhūtikārtavyācāntuṅgāyaṃ,*  
*dhūśāntaravyāyāya*  
*attha vā [yathāśāyāṃ] kramāy.*

舊譯一

前五現塵故、四所造塵故、餘遠急明事、復隨處次第。

此の一段は、處界の次第順序を説く。その中に今の一は六根の順序を説き、六境六識の次第を推知せしむ。

之れに二つの標準有り。(一)は根の取る所の所縁に就きて論ずるものにして、前三句にて之を明かし、(二)は根の所依處の上下に就きて論定するものにして、第四句、之れを明す。其中、第一句は意根を最後に説く理由を明せるものなるが、蓋し、眼耳鼻舌身の前五根は唯現在の所縁をのみ縁取認識すれども、意根に至りては、過去、現在、未來の三世(有爲)及無爲に通じて縁取し、取境認識の用不定なるが故に定れる前五を前に説き、不定の意根を最後に説くといふ。



頌に曰はく、

(27) 是の如く餘の蘊等は、各、其の所應に隨ひて、

攝して前に説く中に在り。應に審かに自相を觀すべし。

論じて曰はく、餘の契經の中の諸の蘊・處・界は、應に隨ひて

攝して前の所説の中に在り。

此の論の中に説く所の蘊等の如く、應に審かに、彼れの一

一の自相を觀すべし。

且らく、諸の經の中に説く餘の五蘊とは、謂はく、戒・定・

慧・解脫・解脫知見の五蘊なり。

彼の中に、戒蘊は、此の色蘊に攝し、彼れの餘の四蘊は、

此の行蘊に攝す。

十 遍 處

又、諸經に十遍處等を説く。「中に就て」前八遍處は、無貪の性なるが故に、此れ法處の攝なり。若し、助伴を兼ねれば、五蘊の性なるが故に、即ち此の意處・法處の所攝なり。

八勝處を攝することも、應に知るべし、亦爾なり。

空・識(二)遍處と、空無邊等の四無色處とは、四蘊の性なる

が故に、即ち此の意處と法處とに攝せらる。

五 解 脫 處

五解脫處は慧を性と爲すが故に、此の法處に攝す。若し、助伴を兼ねれば、即ち此の聲と意と法との處に攝せらる。

復た、一處有り。謂はく、無想有情天處と及び非想非非想處と

【四七】無色とは色法にあらざるもの、即ち心等の法の義にして、受想行識のとなり。之を無色の四蘊といふ。

【四八】煩惱即ち貪・瞋・癡等は行蘊の攝なるを以てこれに於て言へるなり。

【四九】煩惱たる行と色受想の三が識を染汚すとは、色等の三は自性として惑に非ざるも、能く緣となりて染汚識を生じ、受、想は亦、惑と相應して識を染汚するが故なり。

【五〇】隨器の次第といふは、五蘊が吾等の身心生命を組成し維持すること、恰も、食物が吾等の生命を長養するに似たりといふ點なり。食物調理の順に擬して色受想行識の次第を説かんとしたるものなり。

【五一】欲界(Kāma-dhātu)とは欲の盛なる此の世界の

【五二】妙欲(Kāma-guṇa)とは見聞嗅味觸の五欲。

【五三】色界(Rūpa-dhātu)とは色相顯了なる定界。

【五四】靜慮(dhyāna)とは寂靜籌慮する心的狀態。本論定品參照。

【五五】勝喜等の受の相とは  
初靜慮——喜樂根顯了  
第二靜慮——喜根顯了  
第三靜慮——樂根顯了

第四靜慮——捨根清淨顯了なるを言ふ。

【五六】三無色とは、

(一)空無邊處(ākāśanantyāyatana)

(二)識無邊處(vijñānānantyāyatana)

(三)無所有處(ākāśānanyāyatana)

の三なり。

三無色に於いては、空識等の相を取るの想勝るるが故なり。

【五七】第一有とは有頂天にして即ち、非想非非想處(upa-vyavahārikānānāyatana)なり。

### 第三節 八萬四千の法蘊の量

此の諸の法蘊は、その量云何。

頌に曰はく、

(26) 有るもの言く、諸の法蘊の量は、彼の論に説くが如しと。

或は蘊等の言に隨ふと。 如實は行の對治なり。

頌數に約して

論じて曰はく、有る諸師は言ふ。八萬の法蘊は、一一の量法蘊足論に等しと。謂はく、彼れの一一に六千頌有り。對法

中の法蘊足〔論〕に説くが如し。

所説の法門に約して

或は説く。法蘊は蘊等の言一一差別するに隨ひて、數八萬有り。謂はく、蘊・處・界・緣起・諦・食・靜慮・無量・無色・解脫・勝處・遍處・覺品・神通・無諍・願智・無礙解等の一一の教門を一法蘊と名くと。

所對治の煩惱に約して

如實の説は、所化の有情に、貪瞋等八萬の行の別有り。彼の八萬の行を對治せん爲めの故に、世尊は八萬の法蘊を宣説せりといふにあり。

彼の所説の八萬の法蘊は、皆、此の五の中の二蘊に攝せらるるが如く、是の如く、餘處に説く蘊處界も、類して亦、然るべし。

### 第四節 諸の蘊の自相と三科所攝分別

分別界品第一

【四三】故に蘊の滅に於いて顯はるる無爲は蘊に攝せずとなり。

【四四】五蘊の息滅は無爲たるを以て蘊中無爲を攝せずとならば、同様十二處、十八界の息滅は無爲となるべし。從て十二處、十八界中にも無爲を攝せずといふ結論にとならん。而も實は處、界には無爲を攝するを以て、前の釋は不當たりとは論主の説なり。

【四五】婆沙卷七四(一毘婆沙十、頁二七一参照) 舊譯卷一、一六六頁上、正理卷三。

【四六】(226) *Kramāḥ pūnāḥ*

*yathandārikasopkṣāḥ*  
*dharmānāyathadhātukāḥ*

舊譯—復次第如能、 染器等義界。

此の蘊、界の名の次第順序を明す内、第一段として五蘊の次第を論ず。

その所説によれば、五蘊の順を色受想行識と次第するは、隨處隨染、隨器隨界別の四次第による。

隨處とは、體又は行相の處より細に進むを順序として、色乃至識の順を立すといふ意なり。

隨染とは、染は謂はば染著にて此の染著を起す次第順序に由る意なり。

隨器とは、食器・食物・助味・厨人、食者の譬喩に各蘊が各相應するによりて、順序次第を立すといふ謂なり。

隨界別とは、欲・色・無色三界中、色は欲界に、受は色界に、無色界中、空無邊處、識無邊處、無所有處の三には空等の想最も勝れ、第四、非想非非想處には、此の處

の業は能く八萬劫の果を感じずと爲すが故に、思(即ち行)最も勝れ、各其相、最も顯了にして、身後に識は如上四蘊を所住とすること、恰も田は所住にして、種子

は能住の如くなるが故に、色受乃至識の順序を立つと説くものなり。

四七

異說

處」の中に攝するが故に、獨り名けて法處と爲す。  
餘師有り、説く、「色處の中には、二十種の色有り。最も麁顯なるが故に、肉・天・聖慧の三眼の境なるが故に、獨り色の名を立つ。  
〔又〕、法處の中には諸法の名有るが故に、諸法の智あるが故に獨り法の名を立つ」と。

第二節 法蘊の五蘊所攝に就きて

諸の契經の中には、此の餘の種種の蘊、及び處、界の名の得可きもの有り。「是れ等も」即ち此の五蘊中に攝すと爲んや。此れを離ると爲んや。  
彼れは皆、此れに攝すること、應の如く當に知るべし。  
且らく、餘の諸蘊の名想をも攝することを辯すべし。

頌は曰はく、

(25) 牟尼の説く法蘊は、數八十千有り。

彼れの體は語、或は名なり、此の色と行との蘊に攝す。

論じて曰はく、諸の佛の教は、語(magga)を體と爲すと説くものあり。彼れの説く法蘊は、皆、色蘊の攝なり。

諸の佛の教は、名(nāman)を體と爲すと説くものあり、彼れの説く法蘊は皆、行蘊の攝なり」

應の因たり。故に又此の二に特殊の位置を認むるなり。最後に、次段に明すが如く、隨處・隨染・隨器等の次第によりて、特に受想の二を別出し、以て受想行識と次第す。

以上三個の因に坐して、諸心所中、受、想の二には特別なる意義と役割とを認め、五蘊中に各獨立の位置を與へ、他は凡べて一行蘊に攝せるなり。

【三七】本章第七節を見よ。

【三八】婆沙卷十五、毘婆沙十二、七四頁以下參照。

【三九】以下、五蘊中に無爲法を攝せざる理由。

【四〇】(25a) [skandhe'v asamskrtam noktam] arhīyogāt,

舊譯—

陰中除無爲、義不相應、故、

此の一段、五陰中に無爲を攝せざることを釋す。蓋し、無爲は、その體色にあらず、乃至受・想・行・識にもあらず。その用も相も之れ等と全く異り。一言にしていへば、義相應せず、何等共通せる微表無きが故に蘊に攝せず。且つ、蘊は前述の如く、積集の義なれども、三無爲は過去等の品類の差別なきが故に、略して一聚と爲す能はず。積聚す可きものに非ざるが故に亦、第六蘊とも立つべからずとなり。

【四一】取蘊(vyādāna-skandha)とせば、有漏の蘊にして罪過(染)の起因たることを顯はし、亦、無漏の蘊は無罪過(淨)の起因たることを顯はす、即ち蘊の言は有漏無漏に通ずるが故に染汚か清淨かの起因たることを顯はすも、無爲は此の二義を顯はさず、故に無爲は蘊の義と相應せずとなり。

因みに、依とは因の義なり。

【四二】婆沙卷七五には、無爲を蘊と立てざる所以として十説をかかぐる中、此の有説はその第二説なり。

頌に曰はく、

(24) 差別せん爲めと、最勝と、多と増上との法を攝するとの故に。

一處を色と名け、一を名けて、法處と爲す。

論じて曰はく、「差別せん爲め」とは、境と<sup>二七九</sup>有境との性の種の差別を了知せしめんが爲めの故に、色蘊に於いて差別の相に就きて十處を建立し、總括<sup>二七九</sup>して一と爲さず。

若し、眼等〔九〕差別の<sup>二七九</sup>想名無くして、而も體、是れ色なるものならば、立て色處と名く。此れは〔他の〕眼等〔九〕名に簡別せらるるが爲めに、總稱を標すと雖も而も即別名たり。

又、諸の色の中には、色處最も勝る。故に、通名を立つ。〔謂はく〕有對に由るが故に、手等の觸るる時即便ち變壞し、及び有見の故に此に在り彼に在りとて、差別を示す可ければなり。

又、諸の世間は、唯、此の處に於いてのみ、同じく説きて、色と爲し、眼等に於いてするに非ず。

又、差別せんが爲めに、一の法處を立つ。一切に於いてするには非ず。〔それは〕色の如く應に知るべし。

又、此の中に於いては、受想等の衆多の法を攝するが故に、應に通名を立つべし。

又、増上法とは、所謂涅槃なり。〔而して、是れを〕此の〔法

分別界品第一

を欲する者の爲めには、五蘊説を説き、廣説を欲するもの爲めには十八界説を以てし、中間を欲する者の爲めには十二處説を以てしたるなりとの謂ひなり。

【三四】婆沙卷七四、毘婆沙部十、二七二頁以下、舊譯、正理は同上參照。

【三五】五蘊の原始的意義は、前にも説明したるが如く、色(特に身體)、受(感覺、感情)、想(表象、知覺)、行(意志)、識(悟性、統覺)といふが如きものなりき。然るにその後及び到りて心的分類法が大に進みて種種の心所を設くるに及びて、其等を凡て行蘊中に攝したるなり。ここに於てか受と想と行との間に内容上の權衡を失ふことになりたるを以て阿毘達磨の任務として、その理由を説明せざるべからざることとなるなり。ここは即ち之を論じたるものとす。

【二七九】(21) vyadamsūtrajān(Karrajāt)

kramakarmajāt

[nittebhyo vedanāsaṃpīṇe

prābhak skandhan vyavasthitō]

舊譯

爭根生死因、立三次第四二故、

心中受想、分立爲二別陰、

頌文の大意。——抑も四十六心所の中、受想の二を各一蘊とし、他の四十四を總攝して行蘊となすに關しては、三個の因有り。一には淨根の因、二には生死因、三には次第因之れなり。淨根(vyākā-mūla)には五欲の境に貪著すると、諸の妄見を執著すと、の別有り。前者は受の心所有りて、五欲の境を領受するにより、後者は想の心所あつて倒想を起すに因る。かくの如く此二心所は、我等の迷執、輪迴、從て苦に關聯して、特殊の位置と意義とを有するが故に諸の心所中特別の待遇をなすものなり。又受と想とは、樂受に耽著し、倒想を起すことによつて、生死流轉の果を引起する最

四五



と説く。「其の」二の中には、眼は「その」用、「更に」遠きが故に、先に説く。遠く山河を見るも、聲は聞えざるが故に。

又、眼の用は速なり。先づ遠く人の鐘鼓を撞撃するを見て、後に聲を聞くが故に。

鼻舌の兩根は「其の」用、俱に遠からず。「中に於いて」、先づ鼻を説けるは、「其の用の」速明なるに由るが故に。「例せば」香の美しき諸の飲食に對する時に、鼻先づ香を躑ぎ、舌、後に味を嘗むるが如し。

二、根の場所に就て

或は身の中に於いて、所依の處に上下の差別あるに隨ひて、根の次第を説く。

謂はく、眼の所依は最も其の上に居り、次は耳、鼻、舌にて、身は多く下に居り、意は方處無く、即ち諸根に依止して生ずる者有るが故に後に説くなり。

第四章 三科分類餘論

第一節 色處と法處

何に緣りて十處は、皆、色蘊に攝するに、唯、一種に於いてのみ色處の名を立つるや。

又、十二處の體は、皆、是れ法なるに、唯、一種に於いてのみ法處の名を立つるや。

若觀<sub>レ</sub>穀聚<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>是答<sub>レ</sub>、我於<sub>レ</sub>穀聚<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>二一粒穀<sub>レ</sub>。若不<sub>レ</sub>觀<sub>レ</sub>穀聚<sub>レ</sub>、應<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>是答<sub>レ</sub>「我今取<sub>レ</sub>穀<sub>レ</sub>乃至<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>蘊<sub>レ</sub>」一刹那間答亦<sub>レ</sub>稱<sub>レ</sub>也。

蓋し、穀聚は假蘊に喩へ、其の中の一極微を少分と稱せるなり。

【三三】毘婆沙師が一極微を指して直ちに一界、一處、一蘊なりといひて、之に蘊の名を附したる所以は、所詮、蘊の一分なる極微に暫らく蘊と言ふ積聚せる時の名を與へたるものにして、一極微自身を指して蘊と云へるにあらざると通難したるなり。

【三二】婆沙卷七一、毘婆沙十二〇五頁以下舊譯卷一、一六五頁下、正理卷三參照。

【三三】何故に世尊は同一對境に於いて蘊、處、界の三科を分類したるかの問也。

【三三】(30) mohaṇḍiriyavotrakūḥat  
bhāṇḍhāṇḍiriyapadesana.

舊譯一

癡根樂三故。故說陰入界。

此の一段、三科教起の因を明す。佛が上の如く蘊處界三科を設けて萬法を分類し教化したるは蓋し三個の理由あり。一は有情の愚癡の種類に應ずるものにして、心の組織の愚なるもの爲めには、特に心的分類に重きを置ける五蘊を説き、色即ち身の組織に暗きもの爲めには、色的要素を細かに分類したる十二處を説き、色心の兩者に涉りて暗きもの爲めには、兩分を詳しくしたる十八界説を以てせり。

その二は、有情の賢愚に應ずるものにして、賢なる者に對しては簡単に五蘊説を以てし、愚なるものには、十八界説によりて詳細に示し、中なるものには十二處説を以てせり。

最後に第三には、有情の希求に應ずるものにして略説

第八節 處界門に於ける次第——特に

六根に就きて

處・界・門の中には、先づ六根の次第を辯説すべし。斯れに由りて境と識との次第を知るべし。

頌に曰はく、

六根の順序

(28) 前の五の境は、唯、現なり。四の境は、唯、所造なり。餘は用の遠と、速明となり。或は處の次第に隨ふ。

一、認識の次に就て

論じて曰はく、六根の中に於て、眼等の前五は、唯、現〔在〕の境のみを取る。是の故に先に説く。

意の境は定まらず。三世と無爲となり。或は唯、一〔の境〕を取り、或は二、三、四〔の境〕を取る。」

言ふ所の、「四の境は、唯、所造なり」とは、前〔の字が前句より〕此〔の句〕に、流至して、「即ち」五〔根〕の中、前の四の境は、唯、所造〔色〕のみなりといひなり。是の故に先に説く。

身〔根〕の境は不定なり。或は〔能造の〕大種を取り、或は

〔所〕造色を取り、或は二を俱に取る。

〔餘〕とは、謂はく、前四〔根〕なり。其の所應の如く、用の遠〔dura〕と、速明〔satiraviti〕となり。是の故に先に説く。

謂はく、眼耳根は、遠境を取るが故に〔鼻舌の〕二の先に在

分別界品第一

は、枝 (Branch) 區分 (Division) 等の義を有するに因るものならん。而して色蘊乃至識蘊と分段す可き義あり。又、寶疏に據るに、三世等の分段の義あるによるとせり。

【三四】「三蘊にして還へせ」とは、物質を三分して返濟せば、貸し與へんとの意にして、正しく蘊を分段の義として用ひたる一例として掲げたるもの。

【三五】要之、毘婆沙師は蘊とは極微にも名け得べきものなれば實有なりといふに對し、婆沙七四、毘婆沙十、二七〇頁參照) 論主は蘊とは他くまで集合體の名なれば、假想的有としての存在にして實有と稱す可きものにあらずといふなり。

【三六】蘊は積聚を性とするが故に假なりと言はば十二處も亦應に然るべし。然るに論主が十二處の實有を認むるは矛盾ならずやとの難なり。而して、此の難の提出者に就きて光實異説あり。光は經部とし、實は有部師とす。此の難を經部とすると、經部の蘊處假説を推定し得るなり。

【三七】有色は無色に簡ぶ。無色の心等は積集せざれども因の性あり、之に反して、眼等の有色法は、積集せざれば因性なきが故にかく言ふ。

【三八】極微は積集せざる時は一に因用なきも積集する時は一に因用ありとし、若し積集せる物にのみ因用ありて、非積集なる極微の一に、根境たる因用なしとすれば、根と境と合して識等を生ずるを以て、根境合して方めて因用即ち處の義あることとなるべく、若し然らば六處のみありて十二處無かるべしとなり。

【三九】假蘊 (samudhaya-paryāy) 聚合體なる假有なるもの。婆沙論七十四に、喩を擧げて曰ふ。(大正二七、頁三八四、上)

如入於穀聚上取一粒穀。他人問言汝何所取、彼人

是の如き煩惱は、識に依りて生ず。「而も」此「の煩惱」、及び前の三は、皆識を染汚す。

此れに由りて、染に隨ひて、蘊の次第を立つるなり。

三、隨器の次第

或は色は器の如く、受は飲食に類し、想は助味に同じ、行は厨人に似、識は食者に喩ふ。故に器等に隨ひて、蘊の次第を立つるなり。

四、隨界別の次第

或は界別に隨ひて、蘊の次第を立つ。謂はく、欲界の中には、諸の妙欲ありて、色の相、顯了なり。

色界の靜慮には、勝喜等有りて、受の相、顯了なり。

三無色の中には、空等の相を取り、想の相、顯了なり。

第一有の中には、思、最も勝と爲し、行の相、顯了なり。

此「の色等の四」は即ち識の「所」住にして、識其の中に住す。

世間の田と種との次第に似たることを顯はす。

是の故に、諸蘊の次第は是の如し。「而して亦」此れに由りて、

五蘊に増減の過無し。

即ち是の如き、諸の次第因に由りて、行を離れて別に受想の

二蘊を立つ。謂はく、受と想とは、諸の行の中に於いて、「その」

相、處にして染を生じ、食に類し、助「味」に同じく、二界の中

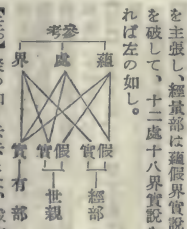
にて強し。故に別して蘊と立つるなり。

前段の補

は、無爲は同類因に非ずと雖も、境界となりて心々所を生ずるの義あるが故に、生の本たるの義ありとなり。

【二八】是れ界の義に就きての第二解なり、此の中種類とは、差別に約して界の義を釋するなり。

【二九】若し衆等。蘊處界三科の假實を論ず。光記に據るに有部は三世實有、法體恒有説によりて、三科俱實を主張し、經量部は蘊假界實説を取る。今はたゞ蘊實説を破して、十二處十八界實説を留保す。三説を表示すれば左の如し。



【三〇】衆の如く云云とは、穀物を集めて作れる動物等の形、或は五蘊の相合の上に存する人我は共に其の形又は人我が實有ならざるが如しとなり。

【三一】光記は、一一の極微にも亦蘊の相を得べし。積聚す可べきものなるが故に。既に一一の極微も亦、名けて蘊と爲し、多實にして、蘊と名くること成ずるには非ずと解す。

而して此の論證は實に有部が蘊をも實有とすと稱せらるる一論據たるなり。

【三二】蘊の原語 (skandha) には、肩、身體等の義有り。前念の五蘊(身心)を縁として、後念の五蘊ありと云ふ意義を喩によせて果の重擔を荷ふと旨へり。因みに、婆沙卷七四には、蘊の義として、衆の義、合の義、積

の義、略の義なりとの四説を擧ぐるも、重擔の義、分段の義の説なし。(毘婆沙十、二六九頁參照)

【三三】蘊に分段 (purohitha) の義ありとは、skandha じ

異説

論主之を破す

二四三 有るが説く、瓶破るれば、瓶に非ざるが如く、是の如く、蘊

息〔滅〕すれば、應に蘊に非ざるべしと。

二四四 彼れは處と界とに於て、例して應に失を成すべし。

二四五 第七節 五蘊の順序

是の如く已に諸蘊の廢立を説きたり。當に次第を説くべし。

頌に曰はく、

二四六 (22) 蘊と、染と、器等と、 界別との次第に隨つて立つ。 論

一、隨處の次第

二四七 じて曰はく、色は有對なるが故に、諸蘊の中にて、色は唯、受の行相なり。故に世に、

我が手等痛む〔など〕の言を説く。

〔行と、識との二に〕待すれば、想は蘊なり。男女等の想は了

知し易きが故に。

行は蘊なること識に過ぐ。食暱等の行は了知し易きが故に。

識は最も細なり。總じて境の相を取り、分別し難きが故なり。

此れに由りて、色に隨ひて、蘊の次第を立つるなり。

或は無始の生死より已來、男女の色に於いて更に相愛樂す。

此れは樂受の味に耽著するに由るが故なり。

受に耽著することは、復た倒想に因りて生ずるが故なり。

此の倒想の生ずるは、煩惱に由るが故なり。

分別界品第一

【二〇七】染汚(Ciṭṭa)。煩惱あるを云ふ。

【二〇八】地(Chāmi)とは、三界の九地を指す。

【二〇九】所餘とは、非可意(amanā-sya)に對して可意(amanā-sya)を言ふ。

【二一〇】受等四心法は、處所無きが故に、直ちに遠近を辨ずべからず。故に彼れ等の所起所、所依所の力に隨ひて遠近を辨ずべし。

【二一一】心心所法の等。婆沙論七十三に處の義に就きて十二義をとけり。謂はく、生門義、生路義、藏義、倉義、經義、殺處の義、田義、池義、流義、海義、白義、淨義なり。中に於て生門是れ根本義にして他は派生

の第二義なり。(婆沙卷七三、毘曇部十、二五二頁下)。

【二一二】舊譯には來増義といふ。

【二一三】法の種族云云といふにつきて、以下本論にては、界の義に二種を説けり、一は種族の義にして、他は種類

の義なり、こは先づ、種族の義に就きて述ぶるなり。因みに婆沙論七十一に界の義に十一釋有り。謂はく、

種族義、段義、分義、片義、異相義、不相似義、分齊義、種種因義、馳流義、住持義、長養義なりと(毘曇部十、二一一頁以下參照)。

【二一四】一身とは、一有情身、即ち諸法の積集して成れる軀なり。

一相續(Chāntikā)とは、心等の前後相續するなり。

【二一五】先づ第一説。即ち生本の義より説く。

【二一六】問、十八法悉く生本ならば、眼根等は何に對して、生本たるや。

答、後時に於ける自分の種族(即ち眼根)の生本なり、との意。之を同類因といひ、その果を等流果と名く。

【二一七】こは難得る。有爲には、同類因となりて等流果を生ずるの本たり得るの義あれども、無爲には此の義無きが故に、界と名くべからざらんといふ意。次の通意

四一



倒想を起すに由るが故に、生死に輪廻(samsāra)すればなり。

此の二因と、及び後に、當に説くべき次第因 (krama-kāraṇa) とに由るが故に知るべし、別に受と想とを立てて蘊と爲す。

其の次第因は、隣次に當に辯すべし。

### 第六節 五蘊と無爲法

蘊に無爲を攝せざる理由

何が故に、無爲は處と界とに在りと説くも、蘊の攝には非ざるか。

頌に曰はく、

理由の一

(22) 蘊には、無爲を攝せず。 義の相應せざるが故に。

論じて曰はく、三無爲法は、色等の蘊の中に在りと説くべからず。色等の義と相應せざるが故に。謂はく、「無爲は」、「其の體、色に非ず。乃至識にも非ず。

理由の二

亦説きて、第六の蘊とも爲すべからず。彼れは、蘊の義と相應せざるが故に、聚の義、是れ蘊の「義」なること、前に具さに説くが如し。謂はく、無爲法は色等の如く、過去等の品類の差別有りて、略して一聚とし、無爲蘊と名くべきに非ざればなり。

理由の三

又取蘊と言へば、染の依たることを顯はす。染淨の二依は、蘊の言の顯はす所なり。「而も」無爲「法」は、此の二義に於いて、都て無く、義も相應せざるが故に蘊と立てず。

Abhi.

即ちこの聖句は三世實有論の根據ともなり、又無表色實在の據としても引用せらるる句にて、極めて重要な意義を有す。蓋し若しくは過去、若しくは未來とあるは、三世實有の證となり、若しくは施、若しくは細といへる細は無表色存在の證となると有部は論ずるなり。Kāṭhavyāhu I, 6, 39 参照。但し、ここにては單に色の種種の存在を凡て色といふ一概念に攝するといふ證として引用したるのみ。

【10】上引の經の中、品類差別の色法の意義を釋す。大體二説を掲ぐ、一は毘婆沙の説にて、二は法救の説なり。前者は客觀的分類と稱すべく、後者は主觀的認識論的分類と稱すべし。文解し易し。

【10a】或は等は、十二處に約して、分つものにして、五根を内、六境を外と名く。是れは色に就きて内外を分つものなれば、六根の中、意根を除き、五境に無表色を加へたり。

【10b】有對無對につきては實礙(不可入性)有るを有對、無きを無對と稱す。前者は五根五境を指し、後者は無表色に關す。

【10c】或は相待して云云とは、有見有對、無見有對、無見無對の三色相對して見るとき前者は施にして後者が細なり、或は欲・色・不繫の三色を相對して見るとき、前なるが施にして、後なるが細なるが如きを言ふ。

【10d】彼れに對して云云とは、例せば無見有對に對して有見有對なるものが施なりとせば、有見有對は無見有對に對して細なることなく、無見無對と無見有對との細と施との關係等も亦同様なりとなり。

【10e】父子は同一人の所望不同に由る。苦諦集諦も是の如し。同一法を集なる因に望めて苦果と云ひ、又苦なる果に望めて集因と云ふ。

じて執して、我と爲すあり、或は唯、色にのみ愚なるあり、或は色心に愚なる有り。

根にも亦、三種有り。謂はく、利と、中と、鈍となり。

樂にも亦、三種有り。謂はく、略〔文〕、中〔文〕及び、廣文を樂ふものなり。

故に其の次第の如く、世尊は、爲めに蘊・處・界の三を説けり。

第五節 特に五蘊の分類に就て——

受想別立の理由

何に緣りて、世尊は、餘の心所を説きて、總じて行蘊に置き、別して受と、想とを分ちて二蘊と爲せるか。

頌に曰はく、

(21) 諍根と、生死との因と、及び、次第因との故に、

諸の心所法に於いて、受と、想とを、別に蘊と爲す。

論じて曰はく、諍根に二有り。謂はく、諸欲に著すると及び諸見に著するとなり。此の二は、受と、想とを、其の次第の如く最勝の因と爲す。

味受(vedanāsvāda)の力の故に、諸欲に貪著し、倒想(viparītasamjñā)の力の故に、諸見に貪著す。又、生死の法は、受、及び想を以て、最勝の因と爲す。〔謂はく〕、受到耽著し、〔又〕

【二九】眼、耳、鼻の三根。

【二九】蘊に就きては婆沙卷七四、處に就きては、卷七三、界に就きては、卷七一、(毘婆沙十)の夫々の項を見よ、舊譯は卷一、一六五頁上、正理は卷三参照のこと。

【三〇】 rūpāyudviregoktrāṅghā  
śāndhāyātmadhāvaṅghā,

舊譯——

衆來門性識、陰入界三名。

以上三科を明し來て、三科の名義を釋す。蘊(ānandhū)は衆(ānā)の義。色法の如き、其の品類を種種に差別せば過現未、内外、麤細勝劣等の別有れども、略して色蘊といふ類概念の下に一衆として攝し得、他の受想行識も亦是の如き故也。處(ayatana)は生門(舊譯、來門 āyātana)の義なり。生門とは生長門の義にして、六根六境が、一は所依となり、一は對境(所緣)となりて、能く心所を生長せしむるが故なり。(但し、妄に生長と云ふも、心所の體は三世に亘り恒存なるが故に、唯其の用を生長する意味なり。)

最後に界(dhātu)は種族(舊譯、性 gotra)の義なり。六根六識六境の十八法が種類、自性各相別れて、同じからざるが故なり。

【100】雜阿含第二十五、M. N. iii. p. 16, S. N. iii. p. 47 にあり。此の經文は次説の如く屢々引用するが故に、Ponasin の J'Abhidhammekosā De Vesubandhu Vol. I. p. 35 中に引用せる Sampyuktā 25.2 の梵文を掲げ置かん。

yā kiṃcīd rūpaṃ attānāgataṃ 1 aṇyutpannaṃ aḥ-  
yātmakaṃ vā bahyaṃ vā anādikāraṇaṃ vā āśīkṣaṃ  
vā hīnaṃ vā prāptiṃ vā dūṣṇaṃ vā anlikṣaṃ vā tad-  
ekādhyam abhāvanāsiyaṃ ayaṃ ucyate rūpaṃca-

べく、應に別の處に非ざるべし。是くのごとくんば則ち十二處の別無かるべし。

然るに、毘婆沙是の如き説を作せり。

「對法の諸師は、若し假蘊を觀するるとき、彼れ〔等は〕、「極微は、一界・一處・一蘊の少分なり」と説くも「若し〔假蘊を〕觀ぜずして、〔直ちに實蘊を觀するとき〕は、彼れ〔等〕は「一」極微は、即ち是れ一界・一處・一蘊なりと説く。

此は應に〔蘊の一〕分に於いて、假りに有分と謂ひしなるべし。〔例せば〕、少しく衣を燒くも、亦〔單に〕衣を燒くと説くが如し。

#### 第四節 蘊處界建立の理由

何が故に、世尊は、所知の境に於いて、蘊等の門に由り、三種の説を作せるか。

頌に曰はく、

(20) 愚と、根と、樂との三のための故に、蘊・處・界の三を説く。

論じて曰く、所化の有情に三品有るが故に、世尊は、爲めに蘊等の三門を説けり。

愚の三種類一傳説すらく、有情の愚に三種有り。或は心所に愚にして、總

曇部九、三六四頁を參照すべし。

【五】舊譯卷一、一六五頁上、正理卷三を參照のこと。  
【六】(18) jāṭogacchvijaṇa sāmāyā  
bhaddhānta.

dvāṭve 'api,

舊譯一

類境識同故、雖二成一界。

如上三種の別攝及び總攝に附隨して疑問となるべきは眼耳鼻の三が各二有るを以て、十八界に増して二十一となるべしといふに在れども、之れ等は

(一)體類同じく、

(二)所取の對象も同じく。

(三)能依の識も同一

なるが故に、各合一して一とし、別とせず。從て十八界の建立に際しても、閉きて、二十一となすこと無し。

【七】(18) oḅḅānānāp, sōbhārtḥap  
tu dvayodbhavāp.

舊譯一

若爾云何二、爲二莊嚴二生二。

此の一段、眼耳鼻各二有る理由を釋す。二眼・二耳・二鼻穴のある所以に對して、婆沙卷三には四異説を擧ぐるも、本論は、其の中、初と第三との二説を取れり(毘曇部七、二四三頁)

(一)に曰く、身相を端嚴ならしめん爲めと。此は婆沙の初説なり。然れども世親は之れを信ぜず、非議して、元來唯一のみ有るときは決して醜陋と見ゆることなけん。一を醜と見、二なるを美と見るは、唯習性のみと論じ、第二説を簡取せり。第二説とは、取境に便ならしめ、所發の譯をして明了ならしむるの必要に出でしものなりといふに在り。

【六】以下、初説に對して論主、之を攝するなり。

他の一説

が故にと。  
或は有が説く、分段す可き義、是れ蘊の義なり。故に世に言ふ有り。

「汝、三蘊にして、「我れに」還せば、我れ當に、汝に與ふべし」と。

右の二釋に對する批評

此の「二」釋は、「俱に」經に越ゆ、經には、「聚の義、是れ蘊の義なり」と、説くが故に。契經に言ふが如し。「諸の所有の色、若しくは過去等」と、廣く説くこと前の如し。

若し此の經は、過去等の一一の色等を、各別に蘊と名くることを顯はす。是の故に、一切の過去の色等、一一の實物を各各蘊と名くべしと謂はば、此の執は理に非ず。

故に、彼の經には、是の如き一切を略して一聚となし、説きて蘊と名くと言ふが故に。

世親の蘊處假實説  
世親説への難

是の故に、聚の如く蘊も定んで假有なり。  
若し爾らば、應に諸の有色處も、亦是れ假有なりと許すべし。眼等の極微は、要らず、多く積集して、生門を成するが故に。

世親通ず

此の難は理に非ず。多く積集する中の一一の極微に因の用有るが故に、「積集して、能く生門を成するなり」。

若し爾らすんば、根(と)境(と)相助けて、共に識等を生ずべ

分別界品第一

所、不相應、無爲の五位に過ぎざるが、中に於いて、色法は色蘊に、心王は意識に、心所、不相應、無爲の三は、法界に攝するが故なり。而して之等相攝に際して原理とする處は、唯自性の二字に在り。即ち相互に相通する共通性を有するもののみを自性同じとして相攝するも、かくの如き共通性なきもの(餘性、他性)は、同一下に、攝せらるること能はずとするなり。

【八九】一の色蘊云云は、色蘊十五根、五境、無表色。意識十六識、意根。

法界↑心所、不相應行、無爲なり。

【九〇】法とは、自性任持の義にして、一切法は、凡て他と混入し得べからざる自身の特相を有す。分類、相攝の原理は、ここに存するものにして、一面に於ては同性を残らず攝すると同時に、他面に於ては他性を排斥するにあらざれば其の相攝とは稱せられずといふ義なり。

【九一】相攝といふことは嚴格に云へば、右の通りなれど、佛は諸處に同性のものにあらざるも相攝を説くは所詮、通俗的意義によれるなりとなり。

【九二】四攝事(uttari saṅgahavasthi)とて、(一)布施(dāna) (二)愛語(piyavādī) (三)利行(ārādhacārya) (四)同事(samānāhita)と云ふ。

又餘經(中阿含卷第九、未曾有法品、平長者經)に説く、世尊、彼の平長者に告げて言はく、汝何の法を以てか、自の徒衆を攝し、徒衆云何が汝が所攝を受くるやと。平長者の言はく、世尊は我が爲めに四攝の事を説きたり。一には布施、二には愛語、三には利行、四には同事なり。我れ、此の四攝を以て、自分の徒衆を攝し、徒衆は此れに由りて、我が所攝を受くるなり云云。(毘



界の第一義

法の種族の義、是れ界の義なり。〔例せば〕一の山中に、多くの銅鐵金銀等の〔種〕族あるを説きて、多界と名くるが如く、是の如く、一身、或は一相續に十八類の諸法の種族有るを十八界と名く。

此の中、種族とは、是れ生の本の義なり。

〔然して〕是の如くならば、眼等は誰れの生の本なるや。

謂はく、自らの種類の同類因なるが故なり。

若し爾らば、無爲は界と名けざるべし。

心心所法の生ずる本なるが故に〔名くること、妨げ無し〕。

有るが説く、界の聲は、種類の義を表す。謂はく、十八法は

〔その〕種類、自性各別にして、不同なれば、十八界と名くるなりと。

若し聚の義、是れ蘊の義なりと言はば、蘊は應に假有なるべし。多實の積集して、共成する所なるが故に。聚の如く、〔又〕

我の如けん。此の難は然らず。一實の極微も、亦蘊と名くるが故なり。若し爾らば、聚の義は、是れ蘊の義なりと言ふ可からず。一實の物に、聚の義は、有るに非ざるが故に。

蘊義に關する一説

有るが説く、能く果の重擔を荷ふの義、是れ蘊の義なり。

此れに由りて、世間に肩を説きて蘊と名く。物の聚まる所なる

眼識は眼根を所依とする等の如し。然るに第六識は別に所依の根を有せず。故に之れが所依を成ぜん爲めに意界を建立す。かくて、所依の根は六有り。能依の識に六有り。且つ、所緣の境に六有り。合して十八界と成る。因みに眼等の前五識界に對し前五根と立つるに對應する意味に於いて、此の意界を意識界に對して意根と稱することもあり。根品中の意根との内含する所異れるを注意すべし。

【全】無學(āśrama)とは所作已に辨じ、梵行已に立ちて、最早や後を受けずして、阿羅漢位に入れる聖者のことなり。彼が無餘涅槃に入らんとする最後の刹那の心心所法は後識を生ずること無し。從て開導依となることなきが故に意界にあらざるべしとの難なり。

【六】意根たるの資格あれど、心識の起るには他の條件を要するに、羅漢の最後心には、この條件を缺くを以て、起らざるのみと會通す。

【七】一切法の相攝に關しては婆沙卷一九七、毘婆沙十七、一七頁を攝の意義に關しては、特に婆沙卷五九(毘婆沙九、頁三六四以下)を見るべし。尙、舊譯卷一、一六四頁下、正理卷三、參照のこと。

【八】(18) *ekona āraṇḍīyānmedhātūna*  
*svasaṅgrahaḥ,*  
*parihāvaṅvīkṣatvā*  
*parihāvaṅvīkṣatvā*

舊譯

略攝一切法、由一陰入界一  
同自性類故、離餘法性類。

以上、萬法を分析し來つて五蘊十二處十八界等所謂三科に配(別攝)し來れるが、是の如く、分析、科別し來れる一切法を更に、簡單に統攝(總攝)せば色類、意識、法界の三原理に攝盡し得。蓋し、一切法は色、心、心

109. 染汚 (klista) の〔色〕を劣 (hin) と名け、不染汚なるを勝 (pra = nita) と名くるが如し。去來を遠 (dura) と名け、現在を近 (ant = ka) と名く。

乃至識蘊も、應に知るべし、亦然なり。而れども〔亦、自ら〕差別有り。

謂はく、〔識に在りては〕、五根に依るを鹿と名け、唯意根に依るを細と名く。

或は<sup>109.</sup>地 (bhumi) に約しても辯ず。

毘婆沙師の説く所は是の如し。

### 法救の説

〔然るに〕大德法救は、復た是の言をなす。

〔謂はく〕、五根の取る所を鹿色と名け、所餘を細色と名け、非可意なる者を劣色と名け、所餘を勝色と名け、

不可見 (aditya) の處のを遠色と名け、可見 (vika) の處に在るを近色と名く。

過去等の色は、自名の顯はすが如し。

受等も亦、然り、所依の力に隨つて、應に遠近を知るべし。鹿細は、前に〔説く所〕に同じと。

211. 心心所法の生長門の義、是れ處の義なり。詞を訓釋せば、謂はく、能く心心所法を<sup>211.</sup>生長するが故に、名けて處と爲す。

是れは能く、彼〔の心心所法〕の作用を生長する義なり。

### 分別界品第一

【一〇】舊譯卷一、一六四頁下正理卷三、婆沙七一、の  
意界に關する諸説を參照すべし。

【一六】(17c) saṅghāna manurāṭṭhāna  
vijānāna yad dhi ton manoh.

舊譯—

六中無間斷、説識名二意根。

【二〇】前に述べたるが如く有部は六識界の外に意界を立つ。意界とは眼等の六識が識域を去りて、過去に落謝せる位に名けたるもの。こは能く後の識を引いて現在前せしむるの作用あること、恰も家長が隱居することによりて、次ぎの家長を立つるが如き關係あるを以て、特に獨立の一界となしたるなり。蓋し有部は一刹那に二識俱起することを認めざるを以て、或る識が現在前する爲めには、必ず前の識が識域を去らざるべからずといふ消極的理由と更にその去れる識は來らんとする識の依止となるとの積極的理由よりして之を建立したるものとす。故に、術語にて、之を開導依と名く。但し現在の識には六識の區別あれど、意界にはその區別なく、いかなる識にても、過去に落謝せる時は意界たるの作用を呈すといふ所より之を六界とせず一界としたるなり。

【二〇】以下、六識界と意界とは別體ならざるが故に、六識を立つれば意界無用となりて、十七界となるべく、意界を立つれば六識無用となりて、十二界となるべしとの難なり。

【二〇】(17c) saṅghāna manurāṭṭhāna  
dhiāro'v'āśāna smṛtān.

舊譯—

爲成<sup>レ</sup>第六依、故界成二十八。

此の一段、十八界建立の理を明す。  
六識の中、眼等前五識は各別に所依の根有り。曰く、

蘊の義

論じて曰はく、諸の有爲法の和合聚の義、是れ蘊の義なり。  
100. 契經に言ふが如し。

毘婆沙師の所説

「諸の所有色は、若しくは過去、若しくは未來、若しくは現在、若しくは内、若しくは外、若しくは麁、若しくは細、若しくは劣、若しくは勝、若しくは遠、若しくは近の是の如き一切を略して一聚と爲し、説きて色蘊と名く」と。

此に由りて聚の義は、蘊の義なることを成ずるを得。

101. 此の經の中に於ては、無常の已に滅せるを過去(puthita)と名け、若し未だ已に生ぜざるを未來(anāgata)と名け、已に生じて未だ謝せざるを現在(pratyutpanna)と名く。「次に」

自身を内(adhyātmanika)と名け、所餘を外(bāhya)と名く。101. 或は處に約しても辨ず。

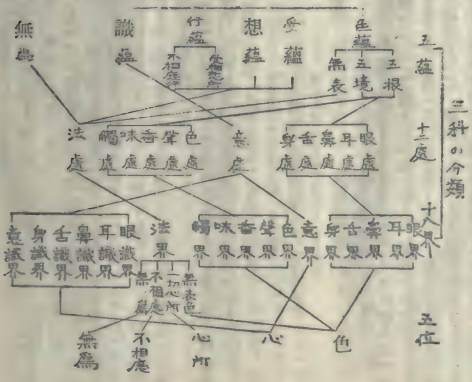
101. 有對(sapratigha)なるを麁(audarika)と名け、無對(apratigha)なるを細(sūkṣma)と名く。101. 或は相待して立つ「ることも有り」。

若し相待と言はば、麁細は成ぜざらん。

粗細を相對的と見るに對しての難會通

此の難は然らず。所待の異なるが故に。「謂はく」101. 彼れに待して麁なるものは、未だ嘗て「彼れに待して」細ならず。彼れに待して細なるものは、未だ嘗て「彼れに待して」麁ならざるなり。猶ほし 101. 父子、苦集諦等の如し。

作用をば専ら認識上の一般的判定と限り、之に關する特殊の判定は心所の司る所としたものとす。本論に「總じて境相を取る」といへるは即ち此の義にして、之に對して心所は「別相を取る」といふ。  
【无】以上、五蘊を明す序でに十二處、十八界の分類に及べり、之を三科の分類と稱す。蓋しこの三科の分類は根本經典に初まるを以て、論主は先づこの分類法に從てその説を進めたるものとす。便利上之に五位の分類と共に圖表すれば次の如し。



第一説

(19) 然るに、端嚴ならしめん爲めに、眼等に各一を生じぬ。  
論じて曰はく、所依の身相をして、端嚴ならしめんが爲めに、界の體は一なりと雖も、而も兩處に生ず。若し眼耳の根にして、處は唯一を生じ、鼻にして二穴無からんか、身、端嚴ならさらん。

此の釋は、然らず。若し本來爾らば、誰か醜陋と言はん。又猫鴉等は、二處を生ずと雖も、何の端嚴かあらん。

若し爾らば、三根は、何に緣りて二(處)を生じたるや。

〔謂はく〕、所發の識をして、明了端嚴ならしめんが爲めなり。現に世間を見るに、一目等を閉づれば、色等を了別すること、便ち分明ならず。是の故に、三根は各二處を生ぜるなり。

第二説

第三節 蘊處界の名義及び其の各

各の假實論

已に諸の蘊、及び處・界攝〔等〕を説きたり。

當に其の義を説く可し。

此の蘊・處・界を別つ義は云何。

頌に曰はく、

(20) 聚と、生門と、種族とは是れ蘊・處・界の義なり。

分別界品第一

り、聖教に違はんとなり。

【七四】雜阿含第八卷。第二二三經、及び第二二五經(大正二、五五頁中)

【七五】苦の邊際を作すとは、輪廻の繫縛を斷ちて、永遠不生の境に到る事なり。之には涅槃及無學果の二轉を擧ぐも、要するに輪廻を斷ずといふ點に於て同一なり。前引の雜阿含八に曰く、「我不説一法、不知不識而得究竟苦邊際……又曰、……我不説一法不知不斷而究竟苦邊際」と。

【七六】婆沙卷七(毘曇部十)以下の識界、意界論、舊譯卷一、一六四下、正理卷三、等を參照すべし。

【七七】(16) vijāṇanāṃ pṛthivijāṇāṇāṃ manā hītanāṃ ca tat [apya dhāvāś ca matāṃ],  
sqd. vijāṇanāyatho manā.  
舊譯一識陰對對視、或説爲三意入、或説爲二七界、謂六識意根。

第五識(識)(vijāṇana-sandhā)を明す。これ即ち心の主體にして、了別を其特相となし、個個の心作用を心所と名くるに對して之を心王と名く。而して之を十二處に配當すれば、意處となり。十八界に配當すれば、六識界と意根界との七界となるといふは頌文の大要なり。意根に就きては第十二節を見よ。

【七八】識(vijāṇana)は、あらゆる心作用の中心にして、廣く言へば心又は意識の義なれど狭く言へば統覺の意味に用ゐらる。今の場合はその狹義の識を取扱ひて、之れに確定的意義を與へんとしたるものにして、即ち之に従へば識は六根に依止して生じ、特に六根に依りて起る色等の所緣に對して、一般的判定を與ふるをその役目となすなり。蓋し、有部はこの識の外に、種種の心作用を心所として獨立體と認むるを以て、識の



一五二 四攝事は、徒衆等を攝すと云ふが如し。

### 第二節 十八界の體に就きて

十八界の體の數に就て

眼・耳・鼻の三處に、各二有り。「然るを」何に緣りて、界の體は二十一に非ざるや。

此の難は理に非ず。所以は何ん。

頌に曰はく、

(一九)類と、境と、識と同じきが故に、二なりと雖も、界の體は一なり。

論じて曰はく、「類同じ」とは、謂はく、二處は同じく是れ眼の自性なるが故なり。

「境同じ」とは、謂はく、二處は同じく、色を用て境と爲すが故なり。

「識同じ」とは、謂はく、二處は同じく眼識の爲めに依と爲るが故なり。

此れに由りて、眼界は、二「處」にありと雖も、而も「體は」一なるなり。

耳・鼻も亦、應に是の如く安立すべし。

若し爾らば、何に緣りて、依を生ずること、二處なるか。

頌に曰はく、

眼耳鼻根に二處ある所以

衆を構成する心作用なり。

【二六】行蘊 (sankhara) 行とは造作するの意なり。行蘊中思を最勝とす、經には、若し能く未來の有漏有爲の果法を造作するものならば之を行取蘊と名くと云へり。此の中、前と及び後との云云とは、前に已く説ける色蘊と受蘊と想蘊と、及び後に説くべき識蘊とを除く餘の一切の法を行蘊として、これに攝すとの意なり。

【二七】薄伽梵 (Bhagavat) 佛の義。

【二八】契經。雜阿含第三卷第六十三經 (大正二、一五頁下) にあり。六思身とは、六根の刺激による意志的反應をいふ。思 (cetas) とは、正しく狹義の意志の義にして、この思を行といへるは、即ち行の原始的意義を暗示するものなり。

【二九】心所法 (caitasika-dharma)。今日の語にて首ふ心の作用機能等を心所と名く。有部は光記によれば四十六心所ありと説く。

【三〇】不相應行法 (citta-viprayukta-dharma) とは一般に有部が心色二法に互らざる、一種の法聚として立てるものにして、得・非得・同分・無想定・無想果・滅盡定・命根・生・住・異・滅・名・句・文の十四ありとせらる。本論卷第四不相應行論の下參照。

【三一】應知應斷云は、苦諦集諦の理を知り、それを御するは、阿毘達磨佛敎の一大目的なり。從て苦集は知らるべきもの斷せらるべきものとなるが故に、苦集は應知應斷と稱せらる。

然るに、若し、受想思を除く心所法と得等の不相應行を五蘊中に攝せずんば、此等は五取蘊中に攝せられず、從つて苦集の所攝に非ざるが故に、亦、此等は應知應斷とせらるる中に入らず。よつてたとひ、苦集諦を已遍知已斷知すると雖も尙未斷未滅の法を残すこととな

一切法と蘊・處・界

此の中、蘊には一切の有爲〔法〕を攝し、取蘊には、唯、一切の有漏〔法〕を攝し、處と界とに總じて一切の法を攝して盡したり。

別に攝することは、是の如し。總じて攝せば、云何。

頌に曰はく、

(18) 總じて、一切法を攝すること、一の蘊と處と界とに由る。

自性を攝して、餘に非ず。他性を離るるを以ての故に。

論じて曰はく、一の色蘊と意處と法界とに由りて、應に知るべし、總じて一切の法を攝し盡す。

謂はく、〔佛は〕諸處に於いて、勝義に就きて説くときは、唯、自性を攝して、他性を攝せずとす。

所以は何ん。

法は、他性〔の法〕と、恒に相離るるが故に。此〔の法〕は彼〔の法〕を離る。而るを攝すといふは、其の理然らず。

且らく、眼根の如きは、唯色蘊と眼處と眼界と苦集〔二〕諦等とに攝す。是れ彼れの性なるが故なり。〔嘗て〕餘蘊・餘處

〔餘〕界等に攝せず。彼れの性を離れたるが故なり。若し諸處に於いて、世俗に就きて説くときは、應に知るべし、亦餘法を以て、餘〔法〕を攝すといふことあることを。

分別界品第一

之れは以上説き來れる色蘊の五根五境を十二處十八界に割り當てる一段にて、之を十二處門にて曰へば、五根五境は十處(意、法を除く)に配し、又十八界門にては十界(意、法、及び六識を除く)に配す。

【二六】婆沙卷七(毘婆沙部十、頁二六八以下)及び、舊譯卷一、一六四頁中、正理卷二を参照すべし。

【二七】(14) vedanānubhavāḥ, saṃjñānubhāvāḥ, nāttodgamaḥ, ākhaṇḍikā.

舊譯一 受陰總縁ノ想、 陰別執ノ相、

(15) [saṃskāraḥ] ta ime [kṛmāḥ] caturhiyo 'nyo

[saṃskāraḥ] ta ime [kṛmāḥ] dharmāyatanādhatvākhyāḥ

saḥāvijñāpyasaṃskṛtāḥ,

異ノ四名ニ行蘊、 是受等三陰、 或名ニ法入界、 井無教無爲、

此は、第二受蘊(vedanā)第三想蘊(saṃjñā)第四行蘊(saṃskāra)の三蘊を釋し、且つ、その處界を定む。

【二八】受蘊(vedanā-skandha)。受とは今日の言葉を用いてすれば、感覺と感情とを合したるが如き心作用なり。隨觸を領納すとは受は能く觸に隨順する、境を領納し受用する、作用をなす心所なりとの意なり。即ち觸は受の因にして、受は觸の果なり、更に詳しくは、受は、觸の順なるものとしての樂、違なるものとしての苦、順にも逆にもあらざるものとしての不苦不樂(捨)の相を領納するものなりとなり。

【二九】六受身(ṣṭṣṭvedanākaṇḍikā)とは、即ち眼、耳、鼻、舌、身、意の觸發に應ずる受なり。餘説は婆沙一三九(毘婆沙部十四)初頭俱舍論第十卷を見よ。

【三〇】想蘊(saṃjñā-skandha)。今日の語を以てすれば想とは知覺又は表象に相當する語にして心の上に形

ども、即ち餘「の人」の父と名くるが如く、又此れ果なれども、

即ち餘の種と名くるが如し。

十八界の建立の理由

若し爾らば、實の界は應に唯十七、或は十二なるべし。六識「界」と、意「界」とは、更に相攝するが故に。「爾れば」何に緣りて十八界を立て得るや。

頌に曰はく、

(17) 第六の依を成ずるが故に、十八界なること、應に知るべし。

論じて曰はく、五識界の如きは、別に眼等五界ありて、「其の」依と爲るも、第六意識は別の所依無し。「故に」此の依を成ぜんが爲めの故に、意界を説く。

是の如くにして、所依なる「根」と、能依なる「識」と、境界と、當に知るべし、各六にして界は十八となることを。

若し爾らば、無學の最後念の心は、意界に非ざるべし。此れは無間に滅して、後識を生ぜず。意界に非ざるが故なり。

爾らず。此「の最後念の心」は、已に意の性に住するが故に。唯だ餘縁を闕ぐが故に、後識の生ぜざるのみなればなり。

### 第三章 三科分類に就きて

#### 第一節 一切法の相攝及其の規準

【毛】通釋。前師の例難は適當ならず。無表と色法との關係は密接不離なり、何んとなれば、無表は親しく大種より生ずると、恰も彼の影の親しく樹に依るが如し。故に大種に従つて色と名くべし。諸の大種は所造色の與めに生等の五因となるを以て故に、是れ親縁にしてその五根と五識との關係は然らずして助生の増上縁にして疎縁なりといふ理由に基きてとなり。

【五】更に、後説の喩の毘婆沙の宗義に當らざるを擧ぐ。蓋し有部宗の宗義上嚴格に論ずれば、樹によりて影あるにあらず、樹は樹、影は影各々別別の極微による顯色なるが故に、影の極微が樹の極微に依止するといふには非ずとなり。

【五】設ひ影と樹、光と實との喩が成じたりと許すも、所依の大種と無表色の關係とは等しからず樹滅すれば、影も亦隨て滅すれど、無表色の場合は、所依の大種(表色)滅しても、無表は残ると立つるが故にその關係同じからざればなりとなり。

【六】以下論主は有部の立場に立ちてその救釋法を示したり。その通難の仕方は眼等五識の所依には五根と意根と二有り。従て所依不定なり。即ちその五根を所依とする點より云ふ時は所依に變礙の義有るも、其の意根を所依とする點より云ふ時は、所依に變礙の義無し。之れ即ち、常に變礙の色法を所依とする無表と異なる點なり。

【六】婆沙卷七一より卷七四(毘婆沙十)の十八界論及び、十二處の項及び舊譯卷一、一六四頁中、正理卷二を參照すべし。

【六】(A) *Indriyārthas ta oreṣṭis*  
舊譯一 *Guṣṭhānūchāraṇāḥ*。

此根應復説、十八及十界。  
入とは處 (*āyatana*) の舊譯なり。

てて意處と爲し、界門の中に於いては、立てて七界と爲す。謂はく、眼識界より意識界に至る。即ち此の六識の轉するを意界と爲し〔第七とす〕。

是の如く、此の中に説く所の五蘊を十二處、并びに十八界と爲す。

謂はく、無表を除ける諸餘の色蘊を、即ち十處と名け、又十界と名く。受・想・行蘊と、無表と、無爲とを、總じて法處と名け亦、法界と名く。

應に知るべし、識蘊を即ち意處と名け、亦七界と名く。謂はく、六識界と及び意界となり。

第十一節 特に意界及び十八界の

建立に就て

豈に識蘊は、唯、六識身のみにあらずや。此れに異りて、何を説きてか、復た意界と爲すや。

更に異法〔有ること〕無し。即ち此の中に於いて、

頌に曰はく、

(17) 即ち、六識身の無間に、滅するに由りて意と爲す。

論じて曰はく、即ち六識身は、無間に滅し已りて、能く後の

識を生ずるが故に、意界と名く。謂はく〔恰もこは〕此れ子なれ

論七十五(毘婆沙十、二九〇頁参照)せよ。

【四九】若し爾らば云云以下は、

(一)極微に約し、

(二)過去・未來の色に約し、

(三)無表に約して、

所難を設けつゝ問答分別に依り次第に變礙するが故に色と名くるの義を釋す。

【五〇】此の難意は過去と未來との色は、衆微凡て散ずるを以ての故に變礙の義ある可らず、即ち惱壞せず對礙せざるが故に色と名くべからざらんとなり。

【五一】過去法、未來法には變礙の義なきも、過去法は嘗て其義を有し、亦未來法は將來にその義を有すべきが故に同じく色法と稱し得べし。亦、畢竟不生法には變礙なきも、生ずれば變礙あるべきものにして、即ちその變礙の類なるが故に、同じく色法と名け得べしといふ義。

【五二】論主は元來、無表色の存在を信せざるが故に、折に觸れて徐ろにその難點を擧げて暗に其非理を示さんとせり、こゝもその一例なり。

【五三】有る云云光記は之を雜心論主の釋とす。

【五四】能起の表に變礙あるも所起の無表には變礙なければ、能起の表變化すと雖も、所起の無表が其に隨つて變化すと云ふ可らず、故に樹動けば影亦た隨つて動く云ふ譬は適當ならずとの謂。

【五五】有釋は古世親(Vidhisārya-vasubandhu)釋とせらるるも、婆沙七五(毘婆沙十、二九〇頁)には毘婆沙一般の説として之を擧ぐ。

【五六】所依の大種に變礙あるが故に、能依の無表も亦、色といひ得るならば、所依の五根たる色法に變礙あるが故に、能依の五識も亦、色法と名け得べし。而も然らざるが故に、前の釋は非なりとなり。



くこと亦、是の如し」と。

是の故に、定んで應に四蘊を除ける餘の有爲の行を皆、行蘊に攝すと許すべし。

即ち此に説く所の受想行蘊と、及び無表色と、三種の無爲と、是の如き七法を處門の中に於いて、立てて法處と爲し、界門の中に於いて立てて法界と爲す。

法處法界

第十節 識蘊及び意處七界の建立と

三科の配當

已に受等三蘊と、「その」處界とを説きたり。

當に識蘊、并びに「それを」處界と立ることを説くべし。

頌に曰はく、

(一七七) 識は、謂はく、各各了別す。 此れを即ち意處と、及び七界と名く。 應に知るべし、六識の轉するを意と爲すことを。

論じて曰はく、各各、彼彼の境界を了別し、總じて境の相を取ることが故に識蘊と名く。

此れも、復た差別すれば、六識身有り。謂はく、眼識身より意識身に至る。

應に知るべし、是の如く説く所の識蘊を、處門の中に於ては、立

關しては、婆沙論、卷第九七(毘婆沙部十一、三四六頁以下)を參照すべし。

【三】色法を何故に色(rūpa)と名くるやと言ふに、これに二解あり、第一は變壞の義にして第二は變礙の義なりといふ。蓋し rūpa は語源的に云へば rūpaṃ rupa (變る、破れる)より來れるものなれば、先づ之を變壞、即ち變化破壞するものと解したるなり、更に色の特徴を加へて變壞と解し、變化するものにして、亦變礙(impedance)即ち礙性(impedability)を有すといふ點より、rūpa(色)と名づけらると説くに到れり。故に逆例、色の解釋として、變壞、變礙といふを以て、阿毘達磨の精神に契へるものとなす。先づ變壞といふ方に重きを置くの立場より説く。雜阿含卷二の文を擧げて典據とす。故にこの引文は、ただ變壞するを色と名くといふ所に意味あるものとす。

【四】雜阿含卷二、三四經(大正二、一頁中)の明文に據るに「若可礙可分是名色受陰、相所礙若手若石若杖若刀……是故礙是色受陰」とあるを參照せよ。

【五】變壞の意義を單に物理的解釋に止めず、更に廻りて精神的意義に使用せることを示す。

【六】義品は光、實、共に法救所集といへり。巴利(Pali)の經集(Suttantapiṭaka)中、第四品なる義品(Attakaccagga)なり、引く所の頌文は其の第二頌也、漢に義足經と云ふ足の字は品の字の古き寫誤なり、但し今經の巴利原本は頌文のみなるも漢譯には行文を追加せるを異とす。

【七】舊譯「求得三欲塵一人、愛渴所染著、若所求不遂、婁婆如被刺、婁婆を婁婆に作るは不可なり」

【八】惱壞は舊譯の婁婆にして梵に rūṣyate と云ふ。此語を以て、此の語と同源より出たる色(rūpa)の語にも亦惱壞の義あることを證す。

【九】有るが説く等。第二に變礙の義にて釋す。婆沙

論じて曰はく、受蘊は、謂はく、三なり隨觸を領納す。即ち樂と及び苦と不苦不樂となり。

此れを復た分別すれば、六受身と成る。謂はく、眼觸所生の受より乃至意觸所生の受なり。

想蘊は、謂はく、能く像を取るを體と爲す。即ち能く青・黄・長・短・男・女・怨・親・苦・樂等の相を執取す。

此れも復た分別すれば、六想身と成る。當に受の如く説くべし。

前と及び後との色・受・想・識を除ける餘の一切の行を名けて行蘊と爲す。

然るに、薄伽梵の契經中に於いて、六思身を行蘊と爲すと説くは、最勝に由れるが故なり。所以は何ん。行を造作に名

く。思は是れ業の性にして、造作の義強し。故に最勝と爲す。是の故に、佛の説く、「若し能く、有漏・有爲を造作するものな

らば、行取蘊と名く」と。

若し爾らずんば、餘の心所法、及び不相應法は、蘊の攝に非ざるが故に「從つて」應に苦集に非ざるべく、「爾れば」則

ち、應知應斷と爲すべからず、世尊の説くが如し。「若し一法に於いて未だ達せず。未だ知らずんば、我れは、苦の邊際を作すこと能はずと説く。未だ斷ぜず、未だ滅せざるに」つきて説

分別界品第一

海の如きは水の増盛なり、炎爐・猛躁の如きは火の増盛なり、黒風團風の如きは風の増盛なるが故に、此等の形相の大に約して大と名げ、火災・水災・風災は其次の如く、初二・三定を壞し、地は能く世界を任持するが故に、其等の用に約して大と名くとなり。

【二】品類足論第一卷、毘曇部五、七六頁及び、雜阿含第二十一卷二七三頁(六五二、七三頁上)參照。

【三】輕くして等しく云云(Daghasamudhānāvā)。

【四】地等とは、現實可見の地水火風なり。之れを假の四大と稱し、上の如き根本要素としての、堅、濕、煖、動を實の四大といふ。

【180】(18) pṛthivi varṃsapatāhānāp  
tuyāne lokasamūhānāp  
āpasa kopaś ca vāyusa tu  
dhātūr eva tāhānī ca.

舊譯—

說地顯形色、由七世立二名想、  
水火亦復然、唯風界、亦爾。

此一段は上の實の四大に對して、現實可見の假の四大を明し、二者の差別を明す。

現實の地水火三大は顯(形)の色を性とし、色處を體とし、實は所造の色に外ならずして假なり。佛は世間

一般の習俗に順じて、假の地等に實の四大種の名を附したるに過ぎず。但し、風に至りては、異説ありて、一

説には風は世間的にも動を體性に見做すが如く、世間の所謂、風が直ちに四大種自體なりといひ、他の一説

には風にも同じく、假の風と實の風との區別ありといふ。亦爾なりといへるは後説を指すものとす。

【四】婆沙卷七五、毘曇部十、二八九頁以下及び舊譯卷第一、一六四上、正理二、を見よ、更に變壞の義に

からずと爲す、と。

變礙を色と名くること、「其の」理、成就するを得。

第八節 十處及び十界の建立

〔次に〕頌に曰はく、

(14) 此の中、根と、境とを、即ち十處・界なりと許す。

論じて曰はく、此の前に説く所の色蘊の性の中にて、即ち〔五〕根と〔五〕境とを十處・界と爲すと許す。謂はく、處門に於いて、立て、十處と爲す。眼處・色處、廣説して、乃至、身處・觸處なり。

若し界門に於いてすれば、立て、十界と爲す。眼界・色界、廣く説きて、乃至身界・觸界なり。

第九節 受想行三蘊と法處・界の建立

已に色蘊、并びに處・界を立つることを説きたり。

當に受等の三蘊〔及びその〕處・界を説くべし。

頌に曰はく、

(15) 受は、隨觸を領納す。想は、取像を體となす。

四の餘を行蘊と名く。是の如き受等の三と、

及び無表と無爲とを法處、法界と名く。

四界を明す。

元來地・水・火・風、四大説は其のまじまれる形にて初て印度哲學中に現はれたるは已に奧義書(Upanishad)時代に其の端を發し、佛陀出世當時六師外道などにも屢と用ひらるに至れり。而も其の初めは、何れも現實可見の地水火風以外ならざりしが、時と共に分析と抽象との加はり來りて、阿毘達磨時代に入りては、かかる分析運動の結果、一方、極微の概念に到達し、他方抽象作用の結果堅濕煖動の四性中心の地水火風の四大を得るに至れり。蓋し現實上の地水火風を色蘊の根本的要素也と見るには、餘りに粗なりと考へたる結果として數論の五唯觀などに相當する堅濕煖動を以て大種の本質と見たるものならん。とにかく、この四大は、あらゆる色蘊の根本要素たるものにして、之を能造の四大と名くるなり。之を大と名する所以は、註釋家に從へば次ぎの特徴あるが爲めなりといふ。

(一)一切の所造の色在所依の性たるを以て其體の廣汎なること。

(二)形相が顯且つ大なること、例せば大海大山の如き

(三)種種の大業用をなすこと等、

一般に其體相用の廣且つ大なるに約して云ふものなり。而して、之れ等は順に、堅(Khama, khakhanā)

(地)・濕(Anala, dāvya) (水)・煖(usna) (火)・動(īraja) (風)を性として、それ々に任持(āryti)・攝(sangraha)・成納(pakti)・長養(vyūhana)等の用有り。

【註】界(dhātu)とは、地(ṛthi)・水(ap)・火(śāla)・風(vāyu)。

【註】一切の餘の色即ち所造の色には各々四大有りて四大は其等が所依の性なるが故に、體の寬きに約して大とし、或は大地大山の如きは地の増盛なり、大江大

有が釋す。「所依の大種の變礙するに由るが故に、無表業も亦、色の名を得」と。

若し爾らば、所依に變礙あるが故に、眼識等の五も、應に亦色と名くべし。

此の難は齊しからず。

無表〔色〕が大種に依止して轉する時は、影の樹に依り、光の珠寶に依るが如きも眼等の五識が眼等

〔五根〕に依る時は、則ち是の如くならず。〔根は〕唯、能く〔識〕

の助生縁と作るのみなるが爲めの故なり。

此の影の樹に依り、光の寶に依るとの言は、且らく、毘婆沙

の義に符順するに非ず。彼の宗にては、影等の顯色の極微は、

各、自ら四大種に依止するが故に。

設ひ、影と光とが、樹と寶とに依止すと許すとも、無表色

〔の依〕は、彼れの依と同じからず。彼の〔宗に〕は、所依の大種

は減すと雖も、而も無表色は、随つて減せずと許すが故に。

是の故に、言ふ所は、未だ難を釋し〔得た〕りと爲すべから

ず。

復た有るが、別に彼の所難を釋して言はく、眼識等の五は所

依不定にして、或は變礙有るあり。謂はく、眼等の根なり。或

は變礙無きあり。謂はく、無間の意〔根〕なり。〔而るに〕無表の

所依は、則ち是の如きにあらず。故に前の所難は、定んで齊し

分別界品第一

【三】 諸の相似相續云云。不相應行法中の得（不相應行下の項参照）は無表色と同じく四心位に相似相續すれども大種所造に非ざるが故に此の諸の相似相續するものの中より、此の得を除くことを示さんが爲めに、特に茲に大種所造と言ふことなり。

【二七】 婆沙論卷一、二七、毘婆沙十三、二四六頁を見よ。

【三二】 生等五種の因とは、

一、生因 (janana hetu)。

二、依因 (nisyaya-hetu)。

三、立因 (prasthāna-hetu)。

四、振因 (vibrāna-bha-hetu)。

五、養因 (pupbrihāna-hetu)。

大種は總て所造の色に對して此の五因の義あるなり。

【三】 有表業 (vijāpīkamma) とは、思が外的に發動せるものにして、所謂身口の二業なり。

【三〇】 師宗の言云云、前に無表業は無表色として色蘊に攝せしめ、其の實有を主張するは有部宗師の説なるも、世親は上に明せる如き種類の無表色を信ぜるが故に、此の言を置く。此論第十三には廣く、經部の無表假立説を以て有部の實有説を破せり。

【三二】 婆沙卷一、二七、毘婆沙十三、二四六頁以下及び婆沙七五、毘婆沙十、二八三頁以下舊譯卷一、一六三頁下

正理卷二、四七種參照。

【三三】 大種。舊譯は大といふ。

【三三】 (12) bhūtāni pythivīhātur  
apejovānūhāturān,

dhīyādīkarmasamprādhānī,  
kharasanehoqpatetānān,

舊譯一諸大謂地界、及水風界、

於持等業成、豎濕熱動性。

此の一段、以上明し來れる色蘊組成の原理たる大種



一四六 「諸欲を趣求せん人は、常に希望を起し、

諸欲、若し逐げずんば、懶壞すること、箭に中るが如し」。

と。

色は復た、云何にして、欲に<sup>一四七</sup>懶壞せらるるや。

〔謂はく〕、欲に擾惱せられ〔色〕、變壞して生ずるが故なり。

一四八 有るが説く。變礙するが故に、名けて色と爲す、と。

一四九 若し爾らば、極微は色と名けざるべし。變礙無きが故に。

此の難は然らず。一極微は各處にして〔獨〕住すること無く、衆微〔常〕に聚集し、〔其處に〕變礙の義成すればなり。

一五〇 過去と未來とは、應に色と名けざるべし。

一五一 此れも亦、曾と當とに變礙有るが故に、及び彼れの類なるが故に、〔色〕と名くるを妨げず。〔例せば〕所燒の薪の如し。

一五二 諸の無表色は、應に色と名づけざるべし。

一五三 有るが釋す。「表色に變礙有るが故に、無表も彼れに隨つて、

亦色の名を受く。譬へば、樹の動くとき、影も亦、隨つて動くが如し」と。

一五四 此の釋は、然らず。〔無表色の自體に〕、變礙無きが故に。

又、〔上の譬よりせば〕、表〔色〕の減する時、無表〔色〕も、應

に減すべければなり。〔猶ほし〕樹の減する時、影の必らず、隨つて減するが如し。

色法の如くに表示する能はざれるものなれば、之を無教又は無表色とはいふなり。扱て頌文の意を略説すれば、この無表色は亂心、無心、不亂心、有心の四位に在りて相似に相續して行ず。即ち別解脱の無表は四位を通じて轉じ、定生の無表は唯有心定の位にのみ轉じ、不律儀の無表は亂不亂心の兩位に於いて轉ず。かくの如き無表に善〔淨〕惡〔不淨〕の別有りて、其體は四大種所造なり。

【二】亂心〔vishpacchitta〕。前に無表を得せしとき其の無表を引起せる心と異なる心を云ふ。謂はく、善の無表に對しては、善心は不亂心にして餘の惡、無記は亂心なり。惡無の表には、惡心は不亂心にして餘の善、無記を亂心と爲す。

此の場合に於ける亂心の意は後の分別智品に至りて説く散心〔vishpacchitta〕とその意を異にする點注意すべし。

【三】此の餘とは、善〔此の〕に對しては、惡及無記をいひ、惡に對しては善及無記を意味す。

【三】無心〔asankhata〕とは無想定、滅盡定なり。定心には分別知を絶する故に名く。

【三】無想定〔asamprajñāna-samāpatti〕は第四靜慮の攝にして、解脫を目的とし、煩惱を醫せん爲めに、出離想の作意をなして無心定に入らんとする時、起す所の定にして此の時心想の生起は阻止せらる。

【三】滅盡定〔nirodha-samāpatti〕。無想定と相似のもの。但し、前者は第四禪に攝するも、こは有頂即ち非想非々想處に攝す、之れは、靜住を目的として、止息想の作意を方便として入る定なり、共に不想應行の下を参照せよ。

【三】墮流の墮とは、墮順の義にして、性の相似るによつて云ひ、流は流轉の義にて相續して起るに名く。

てたるなり。諸の世間の地を相ひ示すものは、顯形の色を以て、相ひ示すに由るが故なり。

水火も亦爾なり。

風は即ち風界なり。世間、動に於いて、風の名を立つるが故に。

或は地等を「佛が」、世の想に隨ひて名けたるが如く、風も亦、顯形ありともいふ。故に「頌に」、「亦、爾なり」と言へるなり。

世間の黒風團風と説くが如き、此れ顯形を用て風を表示するが故なり。

### 第七節 色の意義

何が故に、此の「色蘊に於いて」、「眼等五根を初めとし」、無表を後とし「終始」説きて色と爲すや。

### 一、變壞の義

「是れは」變壞「の義」に由るが故なり。

世尊の説くが如し。「苾芻、當に知るべし、變壞に由るが故に、色取蘊と名く。誰れか能く變壞するや。謂はく、手の觸るるが故に便ち變壞す」と。

乃至、廣く説けり。

變壞は即ち是れ惱壞す可き義なり。故に、義品の中には、是の如き説を作せり。

分別界品第一

各自相を有すといふが如し。今五識身は自相を認識すといふ一般の規則は處の自相に就て言ふものにして事の自相に就き言ふに非ず。亦、こゝに五識身は共相的認識をなすとは、細分たる事の共相に就て立言したるものにして處の共相に就きて言ふものに非ざるが故に、その間に矛盾なしといふ意。

婆沙論十三(毘婆沙部七、二五四頁参照)。曰、云何身識身共相境、以三識身緣三自相一故、答自相有三種、一事自相、二處自相、若依三事自相一說者、五識身緣三共相、若依處自相一說、則五識身緣三自相、云云。

【二六】境の云々。婆沙論百三十一頁、如一兩颯和一兩髮、置舌上、鹽生、識發生、識徵、此亦如是、水醉均和生、舌識、喩、針鋒鳥潮生、身識、喩、廣說亦爾。(毘婆沙部十三、三三〇参照)。

【二七】舊譯卷一、一六三頁下、正理卷二、初頭雜心論頌七、及び九九等を見よ。

【二八】無表色。舊譯無表色、又は無作とも翻す。

【二九】(11) *visiṣṭācīthasāyāpi yo 'nubandhah sūbhāśubhah, mahubhūtiyā upādāya*

舊譯一亂心無心耶。隨流淨不淨、依止於四大、何無表色説。

色法最後の一項とて、茲に無表色を釋す。

無表色とは、種種の行爲、即ち表業によりて吾等の身體中に一種の勢力を薫習して、それは、言はば、無意識的習慣となりて、吾等の行爲を規定するのみならず、後に到りてそれに應ずる果報を招くものなるもといふ。従て無表の自性は善惡に限るとせらる。而してこの無表はそれ自身として色法にあらざれど、色性の身體的表業によりて發起せられ身體に依りて存在するものなれば、矢張、之を色法の一種となすも、而も

四大の自性

其の次〔第〕の如く、即ち堅・濕・煖・動を用て性とす。〔謂はく〕、地界は堅性なり。水界は濕性なり。火界は煖性なり。風界は動性なり。

特に風に就て

此〔の風界の動性〕に由りて、能く大種と所造の色とを引き、其をして相續して生じ、餘方に至らしむ。〔例せば〕、燈光を吹くが如し。故に名けて動となす。

品類足論及び契經に言ふ。

〔云何んが風界と名くる。謂はく、軽くして、等しく動く性なり〕

と。〔されど〕復、輕性を説きては、所造の色と爲せり。故に風界は動をのみ自性と爲すべし。〔唯、品類足論と契經とは〕、業を擧げて、體を顯すが故に、亦輕とも言へるなり。

地等と、地等の界との別は云何。

頌に曰はく、

〔一〕地とは、謂はく、顯形の色なり。世の想に隨つて名を

立つ。

水火も、亦復た然り。風は即ち界なり。亦た爾なり。〔と

もいふ〕。

論じて曰はく、地とは謂はく、顯形なり。〔是れは〕、色處を體とす。〔佛は〕世間の想に隨つて、假りに此〔の地等〕の名を立

るを以て傳説の言を置いて、不信を表したるなりと。即ち論主謂へらく、色界には唯だ定のみありて能く益すべし、何ぞ煖なる冷を須んやと。

〔一九〕以前、五根と五境とに就きて述べ、五根に就きては五識との關係をも一應觸れしが故に以下は前五識が前五境を如何に了別するやの認識關係を明すなり。婆沙卷十三、毘曇部七、二九頁以下參照。

〔二〇〕有る時には云云。青黃：等を個々に認識する場合は、その一を區別す。

〔二一〕有る時には眼識云云。個個の色の集合を總體として認識する場合は一に分たす。

〔二二〕有餘師云云。五識の認識中、特に身識に關して異説あり、婆沙論卷百二十七卷〔毘曇部十三、二五三頁以下〕に三説あり。一、緣すと説くものと、一乃至五を緣すと

いふものと、一乃至十一を緣すと云ふものとなり。今はその第二師の説にしてその極限は堅濕煖動の四大と濫滑冷などの何れか一種を加へて五にして、それ以上認識は不可能なりといふ説なり。尙、之に就きては

婆沙一三卷毘曇部〔七、二五三頁以下〕をも參照すべし。

〔二三〕〔復た〕云云。これ婆沙の第三師の説にて極限として十一觸全體の同時認識を許す、大毘婆沙論中の如是説者は之を正義とす。

〔二四〕問の意は、前五識の認識の仕方は、ただその對象の自相を直感するのみにて、その普遍性〔共相〕を認識し得るものにあらず、然るに今五識は各各多數の對象も同時に認識し得と許すならば、之れ即ち共相認識にして、自相認識にあらずならんといふ難詰なり。

〔二五〕答の意は、自相に二種あり、一は六根六境の十二處の各自相にて、例へば、色・聲・香：等はそれれ一の自相たるが如し。第二は事の自相にて、處の自相の細分たる例へば色處中の長・短、青、赤等が夫々一の

## 第六節 四大種

既に、無表は大種の所造なりと言ふ。

大種(mahābhūta)とは云何。

頌に曰はく、

四大(四原素)  
に就て

(12) 大種は、謂はく、四界なり。即ち地・水・火・風(界)なり。

能く持等の業を成じ。堅濕煖動を性とす。

論じて曰はく、地・水・火・風は、能く自相及び所造の色を持す。故に名けて一界と爲す。

是の如き四界を亦大種とも名く。一切の餘の色の所依の性なるが故に、體の寛廣なるが故に。或は地等の増盛なる聚の中に於ける形相の大なるが故に、或は種種大事の用を起すが故に。

四大の業用

此の四大種は能く何の業を成ずるや。

其の次第の如く、能く持・攝・熟・長の四の業を成ず。

地界は能く持し、水界は能く攝し、火界は能く熟し、風界は能く長す。

長すとは、謂はく、増盛するの「謂」なり。或は復た、流引の義なり。

業用、既に爾り。自性は云何。

分別界品第一

苦(tha)淡(kaṣṭya)。

【一〇】好香(su-gandha)惡香(duṛgaṇḍha)等香(sam-gandha)不等香(viṣṇu-gandha)。

【一〇四】本論とは、品類足論第一卷(毘曇部五、七七頁参照)。

【一〇五】四大種(mahā-bhūta)とは、地(ṛthivi)・水(ap)・火(teja)・風(āya)なり。

滑性(sālispatva)・澁性(karīkasatva)・重性(gurutva)輕性(lagantva)・冷(sita)・饑(tigantva)・渴(pīpsa)。

婆沙卷一(二七)毘曇部十三、二五一以下参照に、大種と觸の七種の關係に就きて、二異説を擧ぐ、有るが説く、「大種偏に増すに由るが故に、滑乃至渴の果の生ず、但、大種の性類の差別に由りて滑乃至渴の果の生ず、あり」と。有餘師の説く、「水と火と増すが故に滑なり、

地と風と増すが故に澁なり、火と風と増すが故に輕なり、地と水と増すが故に重なり、……水と風と増すが故に冷なり、風増すが故に飢なり、……火増すが故に渴なり、……」と、因みに、婆沙にては、淡を澁として、饑を飢とせり。

【一〇六】本章第六節を見よ。

【一〇七】舊譯一。

諸佛生現樂、說正法一亦樂、

大衆和合樂、聚集出家樂。

此の頌に就きては佛說新歲經(大正一、八六〇頁下)に相似頌あり、其の他、出曜經・十八薩婆多種攝一等を参照すべし。

佛の出世は樂に非ざるも、能く樂を生ずるが故に諸佛の出現を稱して樂となす云云、といへるものにして、これはただ因に果の名を附する例として舉示せしものに過ぎず。法相上、別段の意味あるにあらず。

【一〇八】光記によるに、經部は「色界に冷觸なし」とするを以て、論主は之に用ひて、色界に冷觸あるを信ぜざ



一、總說

(11) 亂心と、無心等とに「於いて」隨流して淨と不淨となる。大種所造の性なり。此れに由りて、無表と説く。

論じて曰はく、「亂心」とは、謂はく、此の餘の心なり。

無心とは、謂はく、滅盡(二)定に入れる「位」なり。

「等」の言は、不亂心(avivispañcitta)と、有心(sacittaka)とを顯示す。

相似の相續を説きて、隨流(pravāha)と名け、善・不善・淨・不淨と名く。

諸の得の相似相續を簡ばんが爲に是の故に、復た「大種の所造」と言ふ。

毘婆沙に説く、「造は是れ、因の義なり」と。謂はく、「大種は造色の與めに」生等の五種の因と作るが故に。立名の因を顯は

さんが「爲めの」故に、「頌の中に」、「此れに由りて」と言ふ。

無表は、色業を以て性と爲すこと、有表業の如しと雖も、をも表示して、他をして了解せしむるに非らず。故に、無表と名く。

「説く」とは、此れは是れ、師宗の言なりと「の意を」顯はす。

略して説かば、表業と及び定とにて生ぜらるる善不善の色を名けて無表と爲す。

【九】有情名(sattvākyāya)、非情名(asattvākyāya)。  
【一〇】可意(amanojāna) 快。不可意(amanojāna) 不快。

此の聲處に關しては婆沙論十三(毘婆沙七)に二説有り。其の前説によれば、

(一)有執受大種爲、因有情名可意聲。

(二)有執受大種爲、因有情名不可意聲。

(三)有執受大種爲、因非有情名可意聲。

(四)有執受大種爲、因非有情名不可意聲。

(五)無執受大種爲、因有情名可意聲。

(六)無執受大種爲、因有情名不可意聲。

(七)無執受大種爲、因非有情名可意聲。

(八)無執受大種爲、因非有情名不可意聲。

の如くにして、後説に依れば、

(一)執受大種爲、因可意聲。

(二)執受大種爲、因不可意聲。

(三)非執受大種爲、因可意聲。

(四)非執受大種爲、因不可意聲。

(五)有情數大種爲、因可意聲。

(六)有情數大種爲、因不可意聲。

(七)非情數大種爲、因可意聲。

(八)非情數大種爲、因不可意聲。

等なり。入阿毘達磨論上の説は前説と同じ、順正理論一の説は後説に同ず。俱舍の今の所説はその前説に同ずるものなり。

【一〇】一の顯色云云。こは論主が前の有人説を評破したるもの、即ち一の顯色の極微はただ一組の大種に因つて存在して、別に他の一組を要することなし。然らば獨り聲のみ兩大種を因とするの理由なるべしと有り。

【一〇】甘(śaṅkhura) 醴(āmla) 鹹(javaya) 辛(śaṅkha)

特に身識と觸  
とに關する異  
論

二二 有餘師は説く。身識の極多なるは、五觸を縁じて起る。謂は  
く、四大種と及び、滑性等の隨一となり。

二三 「復た」、有るは説く。極多ならば、總じて一切、十一の觸を  
縁じて起る、と。

二四 「問と」。若し爾らば、五識は總じて、境を縁するが故に、應  
に五識身は共相(samānya-jakṣaṇa)の境を取りて自相(sva-rūp-

kaṇa)の境「を取る」に非ざる可きや。

二五 「答ふ」。處の自相に約して、五識身は自相の境を取ると許す。  
事の自相に「約して言ふには」非ず。「然れば」、斯れに何の失か  
あらん。

今應に、思擇すべし。身舌二根に、「觸味」兩境の、俱「時」に  
至るときは、何れの識か、先に起るとせんや。

二六 境の強盛なるに隨ひて、彼の識、先に生ず。境、若し均平な  
らば、舌識、先に起る。食飲は、身を引きて、相續せしむるが  
故なり。

### 第五節 無表色

二七 已に、根境及び取境(Grāhara)の相を説きたり。

無表色(avyāpiti)の相を今次に、當に説くべし。  
頌に曰はく、

分別界品第一

【一】 意不可意によりて二分し八とするなり。

次に味には六有り。甘・酸・鹹・辛・苦・淡是なり。  
次に香に四種有り。快不快によりて、好惡の二を分  
ち、身體を滋すると否とによりて等不等の二とするに  
よる。

最後に觸は第五身根の對境にして、之れに十一有り。  
地・水・火・風・重・輕・滑・流・冷・饑渴、是れなり。

【二】 長等云云。手足の屈伸の如きは、唯形に就て實  
ふのみにて、色を含まずといふ意。

【三】 事(dharma)とは、極微(Paramāṇu)(眼等の五根  
と色等の五境とを分析して分析し得ざる極位に達せる  
もの)を意味す。而して有部にては顯形の極微各別な  
りと説けるが(婆沙論十三)、世親は必ずしも之れに従  
はず、寧ろ、經部が、形色は顯色の安布上の差別に外  
ならずと説くに朋黨する者なれば、之を心に置いて質  
問を試みたるなり。

【四】 毘婆沙師の答。一の事に顯形兩色ありとは兩色  
が事として別に存在す(有境)といふよりは寧ろ、兩色  
共に知ることを得(有智なり)といふ意にして、對境よ  
りは認識に重きを置いて説けりといふにあり。

【五】 論主が前の答の 不充分を明にしたるものにし  
て、若し認識即ち有智に就て、顯形の區別を説くなら  
ば前に説ける形のみありて、顯色なき場合の例たる身  
表業にも、實は白い手或は黒い足にてとかいふが如き  
顯色の認知もあり得べきが故に、無顯唯形とは言はれ  
ざるべしといふ難詰なり。蓋しかく問答する所以は論  
主が、有部の非理を示して經部によるべきことを暗示  
せんが爲なり。

【六】 無執受大種(ūpatta-mahābhūta-bhūta)。  
【七】 有執受大種(ūpatta-mahābhūta-bhūta)。

此の〔冷・饑・渴の三は〕皆、因に於て果の名を立つるが故に、是の如き〔冷・饑・渴〕の説をなすなり。

有る頌に言ふが如し。

諸佛の出現するは樂なり。 正法を演説するも樂なり。

僧衆の和合するも樂なり、 同く修して勇進するも樂なり。

色界と觸

色界の中に於ては、饑渴の觸はなきも、所餘の觸は有り。

彼の界にては、衣服は別には、秤る可からざれども、聚むれば、則ち稱る可し、〔故に重性・輕性有り〕。

冷觸は、彼に於いては能く損すること無しと雖も、而も能く益することは有り<sup>10A</sup>と傳説すること此の如し。

第四節 特に眼等の五識と五境との 認知關係

認知關係

此の中、已に多種の色處を説きたり。

有る時には、眼識は一の事を緣じて生ず。謂はく、爾る時に於て各別に了別す。

二、

有る時には、眼識は多くの事を緣じて生ず。謂はく、爾る時に於ては、別に了別せず。〔例せば〕、速く軍衆、山林〔等の〕無量の顯形〔色〕や、珠寶の聚等を觀察するが如し。

惠に知るべし、耳等の諸識も亦爾なり。

【23】 (10) rūpan dvīḥa vīṃśatīḥ,

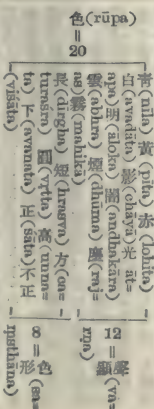
[śabdo śīḍha bhavet], manṣy  
soḍha, [gandhāḥ anturāḥ,  
apreṣṭāvṛṇ akāśāstīḥ].

舊譯一色二、或二十、聲塵有八種、

味六、香有四、觸塵十一種。

上段に五根を説きしかば、今はそれ等の對境たる五境を釋するなり。五境は前述の如く、色・聲・香・味・觸の五をいふ。

此に色といふは即ち色蘊全體を意味する場合と異り、眼根の所緣たり又は所緣たるべき顯色と、形色〔varṇa-rūpa saṃskāra-rūpa〕を意味するなり。更に之を開けば、顯色は四となり。また十二となり、形色は八となる。その顯色の十二、形色の八とを合して、頌に二十と云へるなり。今それを圖示せば次の如し。或師は空即ち空〔ambhuḥ〕を一個獨立の顯色と見做し之を加へて二十一とするも有り。



聲には八種有り。先づ所發の因に約して二分し、

(一)知覺を有する人等の身體より發する聲(有執受大種因)と、(二)知覺無き山川風林等の發する所の聲(無執受大種因)となり。更に之れを聲そのもの用に約して二分す。(一)はその聲に表詮の意義有るものと、

(二)は表詮の意義なきものとなり。かくして四を得れども、之れを更に能爾の有情の心情に訴ふる快不快(可

有 説

有るは説く。或る聲は通じて有執受及び無執受の兩大種を因とするものあり。「例せば」、手と鼓等と、合して生ずる所の聲の如し、と。

論主評破

「然れども、毘婆沙師は」<sup>101</sup>「の顯色の極微をも、〔内外〕二〔種〕の四大の〔所〕造なりと許さざるが如く、聲も亦應に爾るべし〔とせり〕」。

味の六種

已に、聲處を説きたり。當に、味處を説くべし。  
味に六種有り。甘・酢・鹹・辛・苦・淡の別あるが故に。

香の四種

已に、味處を説きたり。當に香處を説くべし。

香に四種有り、好香・惡香・等香・不等香の差別有るが故なり。<sup>102</sup>  
本論の中には説く。香に三種有り。好香・惡香及び平等香〔是れ〕なりと。

觸の十一種

已に香處を説きたり。當に觸處を説くべし。  
觸に十一有り。謂はく、四大種・滑性・澀性・重性・輕性・及び冷・饑・渴なり。

此の中、大種は、後に當に廣く説くべし。

柔軟なるを滑と名け、鹿強なるを澀とし、

稱る可きを重と名け、此れに翻んずるを輕と爲す。

煖欲〔の因〕を冷と名け、食欲〔の因〕を饑と名け、飲欲〔の因〕を渴と名く。

分別界品第一

て説き、第二釋は、「彼れ」を解して、前に説く所の彼の眼等の五根にして、識とは眼乃至身識を指すと解して、彼の眼等の識の所依たる淨色を眼根等と名くと説くものなり。此は品類足の文を證とする。此の二釋の中、寶鏡は俱舍論第二、第四十七頌及び婆沙卷七一、〔毘婆沙十、三八頁註五八の項參照〕等に據りて第二釋を正義とせり。註して、曰ふ。根に扶塵根 (Gadhishtanendriya) 勝義根 (Paramarthendriya) の二根有り。前者は吾々の見るを得べき眼耳等にして、後者は茲に所謂、淨色 (透明の色法) なりと。

尚、彼の識の依たる淨色と言ふ中、依たる淨色と言ふには色は眼等の五根と色等の五境と無表色とに通ずるも、依たるものとしては五根のみを簡ぶを示し、又、依の言は六根に通ずるも、淨の言によりて意を簡び然も亦淨の言は五根と信とに通ずるも、淨色といひて信を簡びしなり。

【五】淨色 (Rūpa-prajñā) とは珠寶光の如しといひ、又慧暉頌疏には餘の扶根の四塵も體是れ色なりと雖も光明隔り有り。五根は光明隔り無きこと瓊瑤等の如し。

【六】その次第の如くとは、色識の所依たる淨色を眼根と名け、乃至、觸識の所依たる淨色を身根と名くといふ義。

【七】世尊とは、雜阿含經卷十三、三三二經 (大正二、九一頁下) 參照。

【八】苾芻。舊譯比丘 (Bhikṣu/bhikkhu)。

【九】內處の四大所造の淨色。內處 (adyatmakādhigāhanā) とは六識所依をいふも、今はその中の前五根の成立要素に就ていふ。

【一〇】此の文は品類足論第一卷。(毘婆沙五、七六頁) 婆沙十三 (毘婆沙七) 及び卷七、十八界各論毘婆沙十、舊譯卷一、一六三頁上、中、正理卷一、參照。

一七



有 說

有餘師は説く。「唯、光・明の色のみ、顯〔色〕有りて、形〔色〕無きも、「所餘の青・黃・赤・白・影・暗は爾らず」。現に世間を見るに、青等の色處には、長等もあるが故に」と。

顯形の關係

如何にしてか、一の事九四に、具さに顯形〔の二色〕有るや。

〔毘婆沙師答ふ、唯〕此の〔一事の〕中に於いては、〔顯・形の〕俱

に、〔相並びて〕可知なることあるに由るが故に、「是の説を爲せるのみ」、此の〔一事の〕中に、〔顯形〕有りとは、〔唯〕是れ有智の義にして、有境の義には非ず。

〔論主評して曰く〕若し爾らば、身表〔業〕中にも、亦應に顯習有るべけん。

已に色處を説きたり。當に、聲處を説くべし。

聲の八種

聲には唯、八種有り。謂はく、有執受九五、或は無執受大種九六因とすると、及び有情名九七、非有情名の差別にて四とし、此

れに復た、可意及び不可意を差別して八と成す。

執受の大種を因となすの聲とは、謂はく、言手等の所發の音聲なり。

風林河等の發す所の音聲を無執受大種を因と爲す〔の聲〕と名く。

有情名の聲とは、謂はく、語表業なり。

餘の聲は、則ち是れ非有情名なり。

【七】 三有とは、三有に就きて、光記は、之を欲有・色有・無色界の三有とす。有漏は三有の與めに因となり、三有の與めに依となり、又、有漏は三有中に攝せらるるが故にかく言ふと。實疏は之を欲界 (kamadhatu) 色 (rupa-dhatu) 無色 (arupa-dhatu) の三界とす。

【八】 (3a) rūpaṇa pāṇḍarīkāyā arbhā pāṇḍarīkāyā eva oḥ, 舊譯一色陰謂五根、五塵及無教。此れは有爲法一色等五蘊を釋する中、第一に先づ色蘊を釋する一段なり。これに攝する者、五根即ち眼耳鼻舌身等の根と、五境即ち眼等五根の所緣たる色聲香味觸と無表色との三類なり。

【九】 五根 (pañcavajjarā) とは、眼 (cakṣus) 耳 (śrotra) 鼻 (grāha) 舌 (jihva) 及 舌 (kāya) の五なり。

【一〇】 五境 (pañcāvahānāni) とは、色 (rūpa) 聲 (śabda) 香 (gandha) 味 (rasa) 觸 (sparśa) なり。

【一一】 無表 無表色。舊譯、無教及無教色 (vijjāpatti-rūpa) 。

【一二】 唯此の量云々とは、此の有部宗は、此等五根、五境、無表色の十一分の量に依りてのみ色蘊の名を立つ (心中の觸は之を除く) との意なり。

【一三】 婆沙十三、毘婆沙又は及び七一卷十八界各論舊譯卷一、一六三頁上、正理卷一參照。

【一四】 (3b) tadvijñānānyā rūpaṇḍarīkāyā oḥ 舊譯一此識依淨色、 說名二眼等根。

前掲五根を先づ釋するに、兩釋有り。頌中の「彼」字の解釋の別に由りて分る。第一釋は頌文初題の「彼れ」を境に約して解する釋にて、彼の色境を緣する識の所依たる淨色を根と名け乃至彼の觸境を緣する所依たる淨色を身根と名くと解するものにして、こは經文を證とし

顯色

顯色に四有り。青・黃・赤・白〔是れ〕なり。

餘の顯〔色〕は、是れ此の四の色の差別なり。

形

形色に八有り。謂はく、長を初めとし、不正を〔最〕後とす。

「或は二十なり」とは、即ち此の色處を、復た二十なりとも説くをいふ。謂はく、青・黃・赤・白・長・短・方・圓・高下・正・不正・雲・煙・塵・霧・影・光明・暗なり。

空

有餘師は説けらく、空も一の顯色にして、第二十一とす、と。

此の中、正とは、謂はく、形の平等なるなり。

形の平等ならざるを名けて、不正と爲す。

地より、水氣の騰る、是れを説きて、霧と爲し、日焰を光と名け、月・星・火・藥・寶珠・電等の諸焰を明と名く。光明を障えて生ずるものあり、中に於いて、餘色の見る可きを影と名け、此れに翻するを闇と爲す。

餘の色は、了じ易きが故に、今は釋せず。

顯色と形色の表れ方

或は、色處の顯〔色〕有るも、形〔色〕無きもの有り。謂はく、

青・黃・赤・白・影・光・明・暗〔是れ〕なり。

或は、色處の形〔色〕有るも、顯〔色〕無きもの有り。謂はく、

長等の一分なる身表業の性〔是れ〕なり。

或は、色處の顯〔色〕も有り、形〔色〕も有るものあり。謂は

く、所餘の色なり。

有し又對治せらるべきもの故に世間〔可壞の義〕とも名け、又其の中に住して隨眠迷執を隨増せしむるが故に見處と名け、又三有の因となり、三有の所依となり、又三有中に攝するものなるが故に三有とも名く。

【六九】 此れ何の所立ぞやとは舊譯には「此何所顯」と翻す、茲の頌文は何の義を明にせんとするとの意。

【七〇】 所立〔aridha〕とは成立の義。單に蘊と名くるものは、有漏と無漏とに通ずるも、今は無漏の蘊に非ずして有漏の蘊のみ成立せんとするの意なり。

【七一】 有諍。舊譯、有闘爭〔satthana〕に作る。雜心論卷一、界品第一に曰、擾亂心、故名諍、諍有三種、煩惱諍、陰諍、調諍、煩惱諍者百八煩惱、陰諍者死、調諍者各各相違、當知此中說煩惱諍、身見等諸煩惱生三諸有漏行、從煩惱生、故說煩惱。

【七二】 聖心〔舊譯、聖人意〕。有漏の苦果は流轉し無常なるに凡愚は是を苦と覺らず。聖のみ之れを知るが故に苦と名く。諸の逼迫の所依處の故に、自性鹿重にして不安穩なるが故といふ。

【七三】 無爲法の常住なると異り毀壞すべき〔Anjyale〕が故に。

【七四】 有對治〔Sopantikkama〕とは漏即世間は遂に聖道によつて對治するべきが故なり。

【七五】 見處〔Cattāri〕。五見は其の有漏の蘊を所依處として隨眠に隨順し隨眠の行相を増長するが故に有漏を亦見處ともいふと。

此の論二十に曰、「雖諸煩惱亦識増、五見具四義、殊勝故、故名見處」と。因みに五見とは、身見、邊執見、邪見、見取見、戒禁取見なり。

【七六】 眠〔Andhana〕。之れは單なる睡眠の意に非ず。汎く煩惱の異名なり。煩惱の行相微細にして見難きが故に之を眠といへるなり。

識とは、即ち色聲香味觸の識なり。

彼の識の所依たる五種の淨色は、その次第の如く知るべし、即ち是れ眼等の五根なり。

世尊の説くが如し。「苾芻、當に知るべし、眼は謂はく、内處の四大所造の淨色を性とす」と。是の如く廣く説けり。

第二釋  
(彼の眼等の識)

或は復「彼れ」とは、謂はく、前に説く所の眼等の五根にして、識とは即ち眼耳鼻舌身の識なり。彼の識の所依なる五種の淨色を眼等の根と名く、是れ眼等の識の所依止の義なり。

是の如きは、便ち 品類足論に順ふ。彼の論に説くが如し。

「云何ぞ、眼根なる。眼識所依の淨色を性とす」と。是の如く、廣く説けり。

### 第三節 五境

已に五根を説きたり。次に、五境を説くべし。

頌に曰はく、

(10) 色に二あり。或は二十なり。 聲には、唯、八種あり。

味には六あり。香には四種あり。 觸は、十一を性と爲す。

論じて曰はく、「色に二あり」とは、一には顯(色)、二には形色なり。

【六四】 名とは、梅花櫻花等の能詮の名。義とは梅花櫻花の各々の名にて表はさるゝ所詮の法體なり。

【六五】 品類足論。舊譯は波伽羅那説に作る。品類足論九曰、言依事、十八界、十二處五蘊、婆沙論十五、

曰、問、言即是語、彼依是名、但應二一界一蘊所攝、何故言二十八界十二處立蘊所攝耶、(毘婆沙部七、二八九頁參照)

【六六】 有事の舊譯は有類。

【六七】 傳説といふは、光實にも據るに、經量部(Sautrāntika)が事は是れ體なり、有爲は有體なり、無爲は無體なりとて、事即體に解せるに對し、世親が陰に意を之に置けるが爲めなり。

【六八】 (8) ye sāmāya upādānānāha  
te sāmāya npi,  
dūḥkhāni samudaya  
loko dṛṣṭishānāni bhāvyaḥ ca te

舊譯「有流名取蘊」或説「有因事」

苦集諦世説、見處及三有、

此の一段有漏(ānava)の異名を明す。

上に説き來れる有爲法と有漏法との關係に至りては、有爲にして有漏ならぬあり(即ち無漏法なり)。中於て、有爲にして有漏に攝する一類の法を取蘊(Upādāna-sāndhan)と稱す。

蓋し、取(Upādāna)とは煩惱(Kleśa)の義にして、此の取より(業を生じ、業によりて)蘊(Saṃdhan)を生ずるが故に、又は、是れ取の所屬として取に隨邊するが故に、又は、有の生ずるは蘊を緣として取に隨邊するが故に、有漏の法を取蘊と名くるなり。是の如き有漏法は又善品を觸動し、自己を害し、煩惱を隨増せしむるが故に有漏と稱し、聖心と反するが故に苦と稱し、苦を招く因たるが故に集と稱し、壞す可き運命を

界論

第一節 色蘊總論

上に言ふ所の如き、色等の五蘊を有爲法と名くと、「いふ中の」、「所謂」色蘊とは何ん。

頌に曰はく、

(9a)色とは、唯、五根と、五境と及び無表となり。

論じて曰はく、五根と言ふは、所謂、眼、耳、鼻、舌、身、根なり。

五境と言ふは、即ち是れ眼等の五根の境界にして、所謂色、聲、香、味、所觸なり。

無 表 五 境

「頌に」「及び無表」とは、謂はく、無表色なり。唯、此の量に依りて、色蘊の名を立つ。

第二節 五 根

此の中、先づ應に五根の相を説くべし。

頌に曰はく、

(9b)彼の識の依たる淨色を、眼等の五根と名く。

第一 彼の色等の 識

論じて曰はく、「彼の」とは、謂はく、前に説ける色等の五境なり。

分別界品第一

ち言は名を詮し、名は義を顯はす。又有離(ambhāra)といふは、離は即ち無餘依涅槃のことにして、全然存在の狀態より解脱することを云ふ而も一切の有爲は彼の離を有するが故に、之を有離と名く。

又有事(akāra)とは因有る義にして、有爲法は業縁和合して成ずるに依りて名く。但し此の有事の釋は有部の釋にして世親は必ずしも信ぜず。蓋し、經量部にては此の事を體の義に解し、有爲は有體の故に有事と名くと稱するが故に、世親も、之れに明ひて後に、傳説の二字を置けるものゝ如し。

【六〇】縁とは四縁をいふ。因縁・等無間縁・所縁・增上縁なり。

【六一】「是れも」とは、未來法を指す。「彼れ」とは現在、過去の二法を指す。此の一文ある所以は、過現の法は業縁の造作せしもの又はするものなるが故に有爲と名くるを得んも未來は未だ造作せざるが故に有爲と名くべき理なからんとの疑問に答へんが爲めなり。意は未來法も業縁にて造作せらるべき管のものにして、いはゞ其の可能性としてやはり有爲法といひ得といふなり。

【六二】乳の如く、薪の如しとは未來法を有爲と名くる所以の比喩なり。梵語に乳とは dāghā にして正しく乳房より出たるものをいひ、薪とは正しくは燃えつつある當體を指すものなれども、その可能性を認めて、房中にあるものをも之を乳と稱し、亦是燃料を一般するも薪と名くる如しとの意。

【六三】世路(sadhvan)とは過程の義なり、諸の有爲法は三世の過程にあるものなれば斯く名づく。又無常に吞食せらる adhvāna とは、世路の語なる sadhvan に類似せる昔の語 sadvan(吞食す)を以て Adhvāna を釋せるものなり。



いふが如し。

或は蘊は、取に屬するが故に取蘊と名く。「臣の王に屬するを」帝王の臣といふが如し。

或は蘊は、取を生ずるが故に取蘊と名く。「恰も花と果とを生ずる樹を」花果樹といふが如し。

有 此の有漏法を亦<sup>七</sup>有諍(sarāṇa)と名く。

煩惱を諍と名く。善品を觸動するが故に、自他を損害するが故に、諍を隨増するが故に、名けて有諍と爲す。猶し「前に漏隨増するが故に」有漏と爲すとの説」の如し。

亦名けて苦(duḥkha)と爲す。聖心に違するが故なり。

亦名けて集(samudaya)と爲す。能く苦を招くが故なり。

亦世間(loka)と名く。毀壞すべきが故に、有對治の故に。

見 亦<sup>十五</sup>見處(dṛṣṭishāna)と名く。見、其の中に住して、眠を隨増するが故なり。

三 亦<sup>十七</sup>三有(tīṇāva)と名く。有の因、有の依にして、「且つ」、

有 三有に攝するが故なり。

結 是の如き等の類は、是れ有漏法を、義に隨つて名を別ちしなり。

すべく、不生法の點に於て非擇滅を得ず。

(四)俱非。無漏の過去、現在可生法の俱非なる所以は前三句より推知せよ。

【五】 婆沙七六、毘婆沙十、三〇一頁以下、舊卷一、一六二頁下、正理卷一、參照。

【五】 (7) te puṇaḥ saṃskṛtyakharṇāṇāṃ rūpāśīkānāḥpāśāśāḥ,

te evādhya kathaṃvetaṃ saṃjāṣaṇāḥ svāśāṅkaḥ,

舊譯一

又諸有爲法、 謂色等五陰、 說世路言依、 有隨及有類。

此の一段、有爲(saṃskṛtya)の意義(内包、外延)を釋す。有爲法を、其の體の上より云はば、即ち、色(rūpa)、受(vedhāṅga)、想(sañjāṇā)行(saṃskṛtāṅga)、識(vijñāna)、(意識等所謂五蘊—舊譯五陰—pañca skandhāḥ)に外ならざれども、之れをその意義より云へば、saṃskṛtya + Iktāḥ = to make P.P. = composed)の字が示す如く、從て又有爲の字が示す如く、衆くの因縁の和合にて結成さるるものといふ意なり。但し、佛教にては吠陀其の他の外道哲學に於けるが如く生主(Pradhāna)其他の第一原理を許して、一切は其の一因の所生なりとは認めず。

是の如き有爲法は種種の異名を有す。先づ世路 (pāṭhāya)と云ふに就きては、有爲法は世の中に於いて行じつるものにして、即ち過去法は行じ去り、現在法は行じつつあり、又未來法必ず行べきものなり、有爲法の不生法も亦、此と同類と言ひ得べきが故に、共に之を世といひ、而も世は實に有爲法が經過すべき歷程なるが故に亦此を路と名づく。故に有爲法を亦世路とも稱するなり。又言依(kathāvetaṃ)といふは、之れ等有爲法が我等の言を以て詮表し得るものなる義より名く。即

第二章 五蘊十二處・十八

有 離

品類足論の所説に違せん。彼に説けらく、言依は十八界に攝すと  
永離にして、即ち是れ涅槃なり。一切有爲〔法〕は、彼の離を有  
するが故に〔此の名あり〕。

有 事

或は 有事 (Gavastuka) と名く。因あるを以ての故に。事  
とは、是れ因の義なり。

毘婆沙師の 傳説する所は此の如し。

是の如き等の類は、是れ有爲法の差別の衆名なり。

### 第五節 有漏の異名

此に説く所の有爲法中に於いて、

頌に曰はく、

〔8〕有漏を取蘊と名け、 亦、説きて有諍ともなす。

及び、苦、集、世間、 見處、三有等ともなす。

論じて曰はく、此れ何の 所立ぞや。

謂はく、取蘊を立つ。

亦名けて蘊と爲すものは、或は唯蘊にして、取蘊に非ざるも

の有り。謂はく、無漏の行なり。

煩惱を取 (duṇḍubhā) と名く。而して、蘊は、取より生ずるが故  
に、取蘊と名くること、〔恰も草や糠より生ずる火を〕草糠火と

分別界品第一

を以て亦過去に落謝し去るに、餘の前五識身は此の過  
去に落謝せる法を緣すること能はず亦、餘法をも緣ず  
ること能はざればなり。

【五】 緣の云云。所緣即ち解境の緣闕るなり。婆沙  
論三十二毘婆沙四八に曰、若爾(不)由(擇力)由(何)而  
得。答、由(闕緣)二故、如(對)一方、餘方所有(色聲香味觸  
解境滅、於)彼能緣(心)所法(由)闕緣(故)畢竟(不生、由)此  
不生(得)非擇滅(云云)。

【五】 四句分別 (Caturkoṭī) 佛敎に於て二法の範圍  
の互に交錯する場合の分別法として通例四句分別とい  
ふ方法を用ふ。四句分別とは之を術語にて、單、單、俱  
非と云ひ、唯一方に限りて他方に涉らざる場合は單句  
と稱して二句あり。兩方に互る場合を俱句と稱して一  
つあり。更に兩方共に涉らざる場合を俱非といひて、  
同く一つ有り。此の關係を圖解せば次の如し。



【五】 或は云云。右の四句分別によりて、擇滅、及び  
非擇滅を得する場合を検すれば、次の如し。

〔一〕單。有漏の過去と現在と可生との法。擇滅は元  
來、有漏法に對して得せらるべきものなり。而して  
已に過去、現在の已生と、未來可生の法といふ以上  
は、畢竟不生法の條件を缺くが故に、非擇滅を得せ  
ず。

〔二〕單。可生法の不生なる場合にのみ、非擇滅は得  
せらる、故に不生と云ひ有爲と云ふ、無漏は無過失  
にして斷ず可らざるが故に擇滅を得せず。

〔三〕俱。有漏の不生法は有漏なる點に於て擇滅を得

第五八 第四節 有爲法及び其の異名

是の如く、已に三種の無爲を説きたり。

前には道〔諦〕を除いて、餘の有爲法を、是れ有漏と名くと説きたり。

〔此に〕何をか有爲と謂ふや。

頌に曰く、

(7) 又、諸の有爲法は、謂はく、色等の五蘊なり。

亦是世路、言依、有離、有事等といふ。

五 蘊

論じて曰はく、色等の五蘊とは、謂はく、初めの色蘊より、乃至識蘊なり。

有爲の意義

是の如き五法は、具さに、有爲を攝す。衆縁の聚集して、共に作す所なるが故に。

少法と「雖も」、一縁所生のもの有ること無し。是れも、彼れの類なるが故に、未來も妨なし。乳の如く、薪の如し。

此の有爲法は、亦 世路 (adhvaṇ) と名く、口行と、正行と、當行との性なるが故に。或は無常に吞食せらるゝが故に。

言 依

或は言依 (kathāvastu) と名く。言とは謂はく、語言なり。

此〔語言〕の所依は、即ち 名と俱なる義なり。

是の如き言依は一切有爲の諸法を具に攝す。若し爾すんば六五

尼經に「滅に同類無し」と有る文證を以てする也と言ふも現在の中阿合法樂比丘尼經中に同一の文見當らず。

【四七】 滅には云云。前の辭に對する答也。經に同類なしとあるは同じ種類のものなしといふ義にあらず。擇滅無爲には同類因、等流果の因果關係なしといふ義なり。同類因、等流果とは同じ性質のものか因となりて同じ性質の果を惹くといふ因果關係なるが(詳しくは後の根品)、擇滅無爲は不生なるを以て斯る關係なき旨を經文に明にしたるなり。(婆沙卷二一、毘婆沙七參照)。

【四八】 永く等。非擇滅を釋す。萬有の中、因縁和合せざれば、現在前すること無く、畢竟じて未來世に住し終に不生なるものあり。所謂縁缺不生の法なり。此は即ち非擇滅と稱する無爲法爾の一法に依る。

【四九】 擇滅を得するときはとの異を云はば、(一) 擇滅は擇力に由りて得するも、非擇滅は關係に由りて得す。

(二) 擇滅は善性なれども非擇滅は無記なり。故に二者は相異る。

【五〇】 意 (manas) は意處にして今は眼識を指す。

【五一】 色 (rūpa) 麁 (śabda)、香 (gandha)、味 (rasa) 觸 (spṛśaṅgavyā) 之れを五境 (pañcārtha) と稱す。

【五二】 等は所謂の向内等にして前述の色乃至觸を指す。色乃至觸の外の物を指すには非ず。

【五三】 識身 (vijñāna-kāya) 等の等は前と同じく向内等なり。

【五四】 「是れ」云云。有部 (Sautrāntika) にては二識併起を認めず。故に眼識起りて一色を緣する時は餘の五識等は現在前すること能はず。凡て未來に住し、畢竟不生に了る。蓋し、彼の眼識が其の活動を止めたる時には、餘の五識の對境たるものも、凡て念々に滅すべき

〔謂〕には非ず。

非擇滅無爲

已に擇滅を説きたり、  
永く當生を礙へて、非擇滅を得ず、謂はく、能く永く、未來法の生ずるを礙へて、滅を得すること、前四八の擇滅に異なるをもつて、非擇滅と名くるなり。〔是れを〕得することは、〔慧の揀〕擇に因らず。但た闕縁に由る。〔例せば〕眼と意とが一色に専らなる時の如し、餘の色聲香味觸等五二は謝し、彼の境界を縁すべき五識身等は五三未來世に住し畢竟じて生ぜざるなり。〔是れ〕彼の〔五識身等は〕、過去の境を縁すること能はざるに由る。  
縁の具はらざるが故に、非擇滅を得するなり。

擇滅非擇滅の四句分別  
第一單句

法の滅を得するに於いて、四句を作るべし。  
或は、諸法に於いて、唯擇滅をのみ得するあり。謂はく、諸の有漏の過、現、生の法なり。

第二單句

或は、諸法に於いて、唯非擇滅をのみ得するあり。謂はく、不生の法の無漏の有爲なり。

第三單句

或は、諸法に於いて、俱に二滅を得する有り。謂はく、彼の不生なる諸の有漏法なり。

第四單句

或は、諸法に於いて、〔俱に〕二滅を得せざる有り。謂はく、諸の有漏の過、現、生の法あり。

分別界品第一

と主張するは、又之れ等が「無の存在するや、有の如く然り」と言へると相似る。

【四三】擇滅。擇は揀擇にして無漏慧の用なり。此の慧の用に由りて、四諦を各別に揀擇し、以て煩惱を斷盡する時、有情は解脫を證得す、この解脫は本來恒有寂靜、清淨にして、且つ無爲なるものなり。之は即ち擇滅なり。

俱舍は此の擇滅を涅槃と同一視せるが其の數に至りて、婆沙論卷三一、毘曇部八は或は一といひ、或は二（見、修所斷に通ず）といひ、乃至或は五（見四、修一）或は十一（見八、修三）或は三十五（見八、修三界各九）或は八十九（見八、修九地各九）等種種の説有れども何れも過失あるを以て、評家は有漏法の量に應ずと説く。而して俱舍も亦此の評家の説に従へり。

【四四】見苦所斷云云。煩惱に見道所斷の惑（見惑といふ）と修道所斷の惑（修惑といふ）とあり。前者は理に迷ふ所の智的惑にして、後者は、事に迷ふ所の情意的惑なり。見惑は苦集滅道の四諦の一にありて、總じて八十八種あり。修惑はその惑力の強弱によりて之を九品に分け、三界九地に配置して九九、八十一品となす（詳しくは隨眠品卷第十九）。今斷する所は、若し、擇滅無爲は一ならば、已に見道所斷の見諦下の惑を滅する時、餘の集滅道下の見惑及び修惑も同時に斷せらるることになり、他の修行は無用に歸せん。然るに八十八種、八十一品と分けて次第に修行して之を解脫する所以は、惑に應じてその離繫も各別なるに由るといふ意を明にせんが爲なり。

【四五】餘の對治（antidotes）道とは、見集・滅・道・修所斷の能對治道を指す。

【四六】寶疏に據るに此は正量部（Sammitiya）の難なり俱舍論稽古には此の經文は中阿含經の五十八法樂比丘



擇滅無爲

擇滅は、即ち、離繫(viññyoga)を以て性とす。

諸の有漏法の繫縛を遠離して、證得せる解脱を名けて、擇滅と爲す。

擇は謂はく、揀擇なり。即ち慧の差別なり。

〔是の如き無漏の慧は〕 各別に四聖諦を揀擇するが故なり。

擇力所得の滅を名けて擇滅となす。牛に駕する所の車を名けて牛車と曰ふが如し。〔但だ〕中の言を略し去るが故に、是の説を作すなり。

擇滅の數

一切有漏の法は同一擇滅なりや。

爾らず。

繫の事に隨ひて別なり。謂はく、繫の事の量に隨ひて、離繫の事も亦爾り。若し、爾らざれば、見苦所斷の煩惱の滅を證する時に於いて應に一切所斷の諸の煩惱の滅をも證すべし。若し是の如くならば、餘の對治〔道〕を修することは則ち無用とならん。

〔已に爾らば〕、擇滅には同類有るべきなり。〔然るを〕何の義に依りて、〔經には〕滅に同類無しと説くや。

滅には、自に同類因の義無きと亦、他の與にも、〔同類因となること〕あらざるとに依りて、是の説を作すも、同類無しとの

は無漏なるも、有爲即ち變化法に屬し、第三の滅諦は無漏にして且つ無爲即ち不變化的存在なり。この滅諦と同じく非擇滅及び虚空の二無爲も亦無漏なりといふにあり。一一の説明は長行釋中にあり。因みに、有漏無漏、有爲無爲の分類に關しては、婆沙七六、毘曇中十及び正理卷一を見よ。

【三六】 婆沙卷七六、毘曇部十、二九八頁以下雜心論、第三・四偈、黑舊卷一、一六二頁、上、正理卷一參照。

【三五】 漏(āsrava)とは、漏泄するもの義、六根門より漏泄するもの即ち煩惱を指す。

【三六】 等しく隨増す(sammutisāra)とは、隨順増長の意味にして、煩惱はいかなるものを緣じて生みずれども、清淨法に對しては増長するとなきに反し、不清淨法に對すれば更に隨順増長す。この隨順増長の因となるものを有漏法とは名くるなり。

【三七】 隨眠品は此論第十九、二十、二十一の三卷に明す。

【三八】 婆沙七六、毘曇部十、舊譯卷一、一六三頁中、正理卷一、參照。

【三九】 擇滅(pratissupphāyānirodha)非擇滅(āpattiropphāyānirodha)。

【四〇】 特に擇滅非擇滅に就きては、婆沙三一、毘曇部八、一六九頁以下雜心、頌一〇、四五八・四五九、舊譯卷一、一六二頁中、參照。

【四一】 虚空無爲とは、言はば絕對空間に相當する實在にして生滅變化に涉らざるが故に無爲とせらる、其相は有部に從へば、ただ無礙(ānāvaraṇa)即ち物體の存在行動を障へざる所にありといふ。

【四二】 色、其の中に於て行ずといふは、希臘哲學に於て原子論者が萬の變化、運動、數多を説明せんが爲めに非有を説けると相通じ、且つ、有部が虚空を實有



頌の如し。

毘婆沙師 (Vaiśhāṅka) の傳説するところは此の如し。

### 本論第一篇 界品

## 第一章 諸法の有漏無漏及び

### 有爲無爲分別

何の法を名けて、彼〔の對法〕に揀擇さるるものと爲し、此れに因りて、佛は對法を説けると傳ふるや。

頌に曰はく、

(4) 有漏と、無漏との法なり。道〔諦〕を除いて、餘の有爲は、

彼れに於いて、漏、隨増す。故に説いて有漏と名く。

(5) 無漏は謂はく道諦と、及び三種の無爲となり。

謂はく虚空と二滅となり。此の中、空は無礙なり。

(6) 擇滅は謂はく離繫なり。繫の事に隨ひて各別なり。

畢竟して、當生を礙ふるに、別に非擇滅を得す。

### 第一節 有漏法及び有漏の意義

論じて曰はく、一切の法を説くに、略して二種有り。謂はく、

有漏と無漏となり。

有漏の法は云何。

此の項は、此の對法藏論を説く所以、及び對法の由來を説く。

抑も有情の諸法を見るや、常に「自己」なる色彩を附し、從て如實無倒に觀察すること能はず—一言にして盡さば、我等に惑即ち煩惱有るに由りて我れと物、—

更に俱舍に適切に言はば、有情物器二世間は互動的に相拘束し、從つて我等は不斷に輪廻轉生して、無常遷流の有海に沈淪す。而して、是の如き苦海より超脱して永劫安穩の境に至らんには、唯擇法の無漏智によりて諸の惑を打破滅盡する外無し。故に佛は此の理由に坐して對法を説き、以て世間一切の衆生をして擇法の無漏智を得しめ、永く輪廻轉生の苦海より斷たしめんと欲せるもの也。而して佛は是の如き對法を經律二藏の諸處に散説したが、後之れを迦多衍尼子 (Kāśhāpīyaputra) 等が結集安置して、發智等の諸論を爲すに至れりと毘婆沙師は主張す、此の中迦多衍尼子等といふは、其の外、集異門足論、舍利弗法蘊足論の目乾連等は、ともかくとして、識身足論の提婆說摩、界身品類足論の世友の如きを攝するなり。

【二四】 法救 (Dharmakṛta)。法救に三人有りといはるるが今のは其中、最古の者にして佛滅後三百年の出世なり。(次は毘婆沙會中の法救にて佛滅四百年の人、第三は雜心論の法救にして佛滅六百年の出世なりといふ。)

【二〇】 鄒陀南 (Uḍḍāna) は、無間自説と翻じ、佛が感興に乗じて説ける教文、頌文の經にして法救等が是等感興説經を無常品等に分類して編輯したるをいふ。即ち是れ法集要頌經なり。

【三一】 俱舍論中に「傳説」とあるは論主が内心に讚成せずして、然も毘婆沙師の正説を紹介する場合に用ふるを恒とする當套語なり。

【三二】 界品。—界品は次の根品と俱に佛教哲學の本體

せらるるが故に亦藏と名く。

是の「如き義に由るが」故に、此の論を對法藏と名く。

何に因りて、彼の阿毘達磨を説くや。

誰か復た、先に阿毘達磨を説き、而して今「それが」論を作り

て恭敬して解釋するや。

頌に曰はく、

(3)若し擇法を離れては、定んで餘の、能く諸惑を滅する勝

方便無し。

惑に由りて、世間は、有海に漂ふ。此れに因りて、佛は

對法を説けりと傳ふ。

論じて曰はく、若し擇法を離れては、勝方便の能く諸惑を滅

すべきもの無し。

諸惑は、能く世間を生死の大海に輪轉せしむ。

此れに因りて、佛は彼の對法を説きたりと傳ふ。世間をして

擇法を得しめんと欲したるが故なり。

對法を説くことを離れては、弟子は諸の法相に於いて、如理

に揀擇すること能はず。

然るに、佛世尊の處處に阿毘達磨を散説したるを大徳、迦多

衍尼子 (Kātyāyaniputra) 等の諸大聲聞〔等〕結集安置したり。

〔是れは〕、猶し大徳ニレ、法救ニレが集むる所の無常品等の三〇 鄔陀南

分別界品第一

同一なり。

【三】四聖諦 (catvāryasatya) とは、所謂苦集滅道之

れ也。蓋し、苦集の二は世間(事實世界)の因果を明にし

たるもの滅道の二は出世間(理想世界)の因果を明にせ

るものにして四聖諦は總て事實と理想との全體を包括

表明せる佛教教理の一本體系なり。

【四】此れはの字につきては、光實異解す。光は上に

謂へる無漏及び有漏の慧と諸の論となりとし、實は唯

無漏慧に局れり。

【五】(2) tasyaṅkatāo naiva [samo] janyaprasaṅgāy

[so v] śāstryaḥ [syety] abhidharmakośah,

舊譯—

由レ義對法入レ此攝、論依ニ對法、名俱含、

是れ藏 (kośa) を釋す。二様の解有り。一は六足發智婆沙

諸論中の勝義を凡て拉し來りて此の論中に置く故に、

此れは即ち彼の諸論の勝義を攝する藏なりとの謂にして、

二は此の論は彼の七論婆沙に依從し、専ら彼の諸

論より資を仰ぎて編む所なるが故に、彼の七論婆沙な

る對法を藏とするの義なり。尙順正理論一には「藏は

謂く堅實(精要)の義なり」と云り。

【七】彼の對法論等。此の中多くの彼、此、是等の字

有り。その彼とは七論婆沙にして、此、是は此の俱含

を意味す。

【三】(3) dharmāṅgān pṛvīcayān antareṅgā nantī

klesānān yata upasāntiye 'abhyupāyān.

kleśānī ca dharmāni bhāvānāro 'tā

lokaḥ [pudhokor] āta nātibh' kluṅga śāstrā.]

舊譯—

離ニ簡擇法ニ更レ不有、爲レ寂ニ靜意ニ別方便、

世間由レ惑轉ニ有海、爲レ此傳ニ佛說ニ對法。



若し、世俗の阿毘達磨を説かば、即ち能く此れを得べき諸の慧と及び論となり。

慧とは、謂はく、此れを得する。有漏の修慧と思と聞と生得との慧と、及び「其れ等の」隨行となり。

論とは、謂はく、傳へて無漏の慧を生ずる教なり。

此の諸の慧と論とは、是れ彼の「勝義の淨慧を生ずる」資糧なるが故に、亦阿毘達磨と名け得。

此の「阿毘達磨」名を釋せば、能く自相を持するが故に、名けて「法と爲す。〔而して〕、若し、勝義の法ならば、唯是れ涅槃なれども、若し法相の法ならば、四聖諦に通ず。

〔而して〕、此れは能く「涅槃に」對向し、或は能く「法相の法なる四聖諦を」對觀するが故に對法と稱す。

已に對法を釋したり。

何が故に、此の論を對法藏と名くるや。

頌に曰はく、

(2) 彼の勝義を攝すると、彼れに依るとの故に、此に對法俱

舍の名を立つ。

論じて曰く、彼の對法論中の勝義は、此の論中に入れて攝するが故に、此れに藏の名を得。

或は、此れは彼れに依り、彼れより引生し、是れは彼れに藏

【一五】 攝法とは、四聖諦の法を簡擇するの意なり。

【一六】 眷屬とは、即ち慧と相應する法と俱生する法とを言ふ、之を亦慧の隨行とも稱す。

【一七】 無漏の五蘊 (anāsava pañcaskandha) と云ふに二説あり、一は煩惱無き色・受・想・行・識と他は戒蘊・定蘊・慧蘊・解脫蘊・解脫知見蘊の所謂無學の成ずる五蘊なり、前者の中、無漏の色蘊とは、聖道を得するに依りてうる、所謂未至・中間・四根本定の六地の道具戒の無表色をいひ、受想蘊は無漏の慧と相應する受と想とにして、無漏の行蘊とは、無漏慧と之と相應する心所法と無漏慧とに俱生する得と四相との如きを言ふ。後者に就きては後に之を婆沙第三十三卷(毘曇部八)に明すが如し。

色蘊とは即ち前の淨慧と隨行とは之れを分類すれば、五蘊全體に亘るが故に、總じて無漏の五蘊を對法と爲すといへるなり。

【一八】 勝義阿毘達磨 (vācama rthikābhidharma) とは、本義又は眞義といふほどの意。

【一九】 世俗阿毘達磨 (sāppatikābhidharma) 第二義、俗義の意にして有漏の法を世俗法と言ふ。

【二〇】 有漏の修慧等。此の論二十二賢聖品非行論參照阿毘達磨の自性、名義等に就きての詳細は、大毘婆沙論卷一、毘曇部七、二十頁以下參照せよ。

【二一】 法二達磨 (dharma) に二義有り。

(一) 各自に自性を能持する義。

(二) 軌として物解を生ずる義。

【二二】 勝義の法 (paramartha) とは、是れ善にして常住なる法にして實體あるの法の意なり。

【二三】 涅槃 (nirvāna) は圓寂とも名け、至上究竟の理想、煩惱の繫縛を遠離せる所に得たる佛教の Sunnatta (bonna) (最上善) にして、俱舍にては之は擇滅無爲と

如實無倒にして教授説勸するを「如理の師」と名く。

如理の師 (yatharthasth) と言ふは、利他の徳を顯はす。能く方便を以つて、如理の正教を説き、「以つて」生死の泥より、衆生を抜いて出でしむればなり。威力と、願と、神通とに由るにあらず。

### 作論に就き

如理の師を「敬」禮して、何の所作を欲するや「の答として」

「對法藏論を我れ當に説くべし」といふ。

は何ん。

謂はく、對法藏 (Abhidharmakośa) なり。

何をか對法と謂ふや。

頌に曰はく、

(S) 淨慧 (prajñamālā) と、隨行 (anucara) とを對法 (abhi-

dharmā) と名く。及び、能く此れを得る諸の慧と論と

なり。

論じて曰はく、慧とは 擇法 (dharma-pravicaya) を謂ひ、淨

とは、無漏 (anāsrava) を謂ふ。「而して、此の」淨慧の 眷屬を

名けて隨行と曰ふ。

是の如く、總じて、無漏の五蘊を説いて、名けて對法と爲す。

此れ則ち勝義の阿毘達磨なり。

稱友の釋に依るに耽著處なれば即ち出でんこと難きなり、又は不正の見疑横溢すれば、又は佛院に依つてのみ出づべきなれば出でんこと難きなり。

【一】 救ふもの無しとは救済の求むべきなき意。

【二】 威力等。佛即ち如理の師は唯正教に由つて衆生を救済し、生死を出でしむるも、輪王の威力の如き特殊の力や、大自在天が衆生の願をかなへるが如き、又思慮奴が神通にて所有ゆる形相を現示するが如き他力的手段に由るに非ず(稱友による)。

【三】 對法藏とは、即ち阿毘達磨俱舍なり。

【四】 以下の第二頌と第三頌とは、俱舍三十卷の總論意を表せるものにして、界品のみに屬すべきものに非ず。

(2a) prajñamālā sīmanvarābhikṣamāḥ,

tapratihya yapi ca yno ca śāstram,

舊譯——淨智助伴名對法、能得此法諸智論、此の二句は對法の二字を釋す。若し之れを本然の意味に於て曰はば(勝義)涅槃の最高理想に入らしむ可き無漏の至上慧を指すも、下りて世俗の意義にては、かくの如き至上の慧を生ずる資糧たる、有漏の修慧、思、聞、生得等、先天的及び後天的の智慧、及び此等を能く生ずべき正教を傳ふる教としての論をいふ。今用ふる意義は此れ等二者を併て一方に宇宙萬有を通貫支配せる四諦の法相を知得對觀し之れによりて勝義至上の法、究竟の理想たる涅槃 (nirvāṇe, nibbāṇe) に誘導すべき有漏無漏の智慧を指して對法といふ。但しこの内に有漏の慧を含むか否かに關しては、後の本文中の「此れは能く(涅槃に)對向し」云々の「此れ」の下に註する如く、光・實異釋有りとし雖も、世俗勝義二つの法を認めたる文上にあるが故に、此にも亦有漏無漏の二を含むと解する光記の説を至當とす。稱友も同義なり。

の故に、説いて冥と爲す。

唯、佛世尊のみ永く對治することを得て、一切境と一切種との冥に於いて、不生の法を證するが故に、稱して「滅す」と爲す。

聲聞と獨覺とは、諸冥を滅すと雖も染無知をのみ畢竟じて斷するを以ての故なり。一切種「の冥を滅する」には非ず。所以は何ん。佛法と極遠の時と處と、及び諸の義類の無邊の差別とに於いて、不染無知の猶未だ斷ぜざるものあるに由るが故なり。

利他の徳

已に、世尊の自利の徳の満てることを讃へたり。次に、當に佛の利他の徳の圓なることを讃ふべし。

〔頌に〕「衆生を抜いて生死の泥を出でしむ」とは、彼の生死は、是れ諸の衆生の沈溺する處なるに由るが故に、出でんことの難き故に、所以に泥に譬ふ。

衆生は、「其の」中に於て倫没して、救ふもの無し。世尊、「是れを」哀愍し、「其の機に」隨ひて、所應の正法の教手を授け、拔濟して出でしむ。

敬禮

已に佛の徳を讃へたり。次に敬禮を申ぶべし。

〔頌に〕「是の如き、如理の師に敬禮す」とは、稽首し、接足するが故に、敬禮すと稱し、諸有の前に説けるが如き、自利、他利の徳を具する「者を意味する」が故に、「是の如き」と言ひ、

生爲、法故、故稱爲滅、云云と云へり

【四】無知には染汚無知(akusala-jñāna)と不染汚無知(suddha-jñāna)との二種あり。染汚無知とは煩惱性の法にして、法の實相を知ること能はずして諸の妄見を起し生死に執著して解脱することを不可能ならしむるもの即ち無明といひ、不染汚無知とは煩惱性の法に非ず、從つて出離生死の妨とならざる無知なり、是れ亦た無明の一種なるも、善光は是を劣慧と名づけたり。

【五】實義云云は眞諦の譯に「能障見眞實義一故、稱爲障」。とあり、稱友(Maggontham)も同意義に譯す、梵文は新舊兩譯何れの意義にも解することを得。

【六】一切境とは、茲の一切は二あり少分の一切と全分の一切となり」と言ふ中の少分の一切にして、見道修道に於ける九十八使の煩惱を茲に一切境の冥といふ。一切種の一切は全分の一切の義にして、即ち不染汚無知智等を總稱して一切種の冥といふ。

【七】不生の法とは、擇法と非擇法との無爲を言ふ。一切境の冥に於いては擇滅無爲を證し一切種の冥に於いては非擇滅無爲を證するなり。

【八】聲聞(sāvaka)獨覺(pratyekabuddha)は此の二無知中、畢竟じて斷ずるは染汚無知のみにして、不染汚無知は現行する事あり、故に一切種智を得ざるも、唯佛のみは兩者を畢竟じて斷じ、一切種智を得るなり。

【九】佛法云云といふ佛法とは、佛の不共法(此論二十七參照)をいひ、極遠の時と極遠の處とは、光記等によれば八萬劫の外、三千大千世界の外とあれど、稱友にはかかる説なし、義類の無邊の差別とは、佛法以外の色等の境に就いて世界や有情の種種發生等の千差萬別の事物をいふ。

【一〇】出でんこと云云。舊譯卷一には生死は世間耽著處故、蘇可<sup>ス</sup>可<sup>ク</sup>度故云と譯せるは能く原文に合す、

# 阿毘達磨俱舍論

尊者世親造

三藏法師玄奘譯

## 卷の第一「分別界品第一」

### 總序

#### 歸敬序

〔一〕諸の一切種と諸との冥を滅し、衆生を抜いて、生死の泥を出でしむ。

#### 發起序

是の如き如理の師を敬禮して、對法藏論を我れ當に説くべし。

#### 長行釋

論じて曰はく、今、論を造らんと欲して自師の其の體、尊高にして諸の聖衆に超ゆることを顯はさんが爲めの故に、先づ徳を讃へまつりて敬禮を申ぶ。

#### 自利の徳

〔頌の〕「諸」の言にて表はす所は、謂はく、佛世尊なり。此は能く、闇を破するが故に冥を滅すと稱す。

〔頌に〕「一切種と諸との冥を滅す」と言ふは、諸の境と一切品との冥を滅するの謂なり。

諸の無知は、能く實義を覆ひ、及び眞見を障ふるを以て

分別界品第一

【一】 本頌の梵文は、

(1) yāḥ sarvāḥ sarvabhāndhakarāḥ

saṃsāraṃbhikāḥ jagat vijāḥarā,

kaṃmāi nāmasikṛtā yathārthasāstre

śāstṛaḥ, pravakṣyāmi abhūḥarvaktvāḥsam.

舊譯(眞諦)には、

一切種智滅諸冥、

頂禮大師如理教、

とあり。

抜出衆生生死泥、

對法俱舍我當説、

此は序分、正宗分、流通分の分け方に従へば序分に配す可きものにして、古來此の頌文の前三句を歸敬序と稱し、後一句を發起序と稱せり。何れにしても對法俱舍の論を將に説かんとして、大恩教主釋迦牟尼世尊に歸敬し、世尊の教に順つて此の阿毘達磨俱舍論を編述すべき意圖を表明する一文なり。

此の頌の大意を言へば第一句は世尊自利の徳圓滿せることを表し、第二句は利他の徳具足することを明し、第三句はかくの如き世尊に歸順することを表し、第四句はかくして、俱舍三十卷を説かんとする意志を表す。即ち、一切の方面に於ける一切の無知冥妄を、無上等正の覺慧にて打破し、生死流中に出沒して自ら遂に出期なき一切衆生を拔濟し、之れに如實如理の正教を與へて涅槃の彼岸に到達せしむる大師世尊に歸命し、一切法に關する正見を表明する爲めに、こゝに對法藏論を説かんとすの謂なり。

【二】 諸(諸)とは「云々の人は何人にて」の意なれども、二冥を滅せる者は佛の他に無きが故に諸の字は總て佛を指すこととなる。

【三】 舊譯には曰く、滅一切冥、由一切種智、於一切法、無明者、能障見眞實義、故、稱爲冥、此無明於佛世尊、由得究竟通對治、故、一切種於一切法、永不



五位七十五法表

sanskṛtā dharmā (有爲法)

(1) rūpāṇi (色法十一) (2) citta (3) caitasikā dharmā  
caksur-indriya 眼根 (心法一) (心所有法四十六)

śrotra- " 耳"  
ghṛāṅga- " 鼻"  
jihvā- " 舌"  
kāya- " 身"  
rūpa-ārtha " 色"  
śabda- " 聲"  
gandha- " 香"  
rasa- " 味"  
spraśāvya- " 觸"  
avijñāpi " 無表色

6) asanskṛtā dharmā (無爲法)  
ākāśa 虛空無爲  
pratisankhyānirodha 擇滅無爲  
apratīsanikhyānīrodha 非擇滅無爲

(4) cittaviprayuktā saṃskāra (心不相應行法十四)  
prāpti 得  
aprāpti 非得  
nikāyasabhāga 衆同分  
āsaṃjñika 無想果  
asaṃjñisamāpatti 無想定  
nīrodhasamāpatti 滅盡定  
jīvitendriya 命根  
vyājñānakāya 名身  
śhīhi 住  
jarā 異  
anīyatā 誠  
nāmakāya 身  
padaakāya 句身  
vyājñānakāya 文身

mahābhūmika kuśalamahābhūmika  
(大地法十) (大善地法十)

vedanā 受  
saṃjñā 想  
cetanā 思  
sparśa 觸  
chanda 欲  
Prajñā 慧  
smṛti 念  
manaskāra 作意  
adhimokṣa 勝解  
samādhī 三摩地

kleśamahābhūmika  
(大煩惱地六)

śraddhā 信  
vīrya 勤  
upekṣā 捨  
hrī 慚  
apatrāpya 愧  
alobha 無貪  
advēṣa 無瞋  
ahimsā 不害  
praśrabdhi 輕安  
apramāda 不放逸

upakleśabhūmika  
(小煩惱地法十)

avīryā 無勇  
pramāda 放逸  
kausidyā 懈怠  
āśraddhya 不信  
styāna 惛沈  
audhatya 掉舉

anīyatābhūmika  
(不定地法八)

krodha 忿  
mṛakṣa 瞋  
mātsarya 褻  
irisyā 嫉  
pradāsa 恚  
vihīṃsā 慢  
upanāha 害  
māyā 諂  
śāhya 誑  
mada 誑  
vicikitsā 疑

惡作 睡眠 尋伺 覺 慢 疑

書として重要なものも少なくない先づ前述の衆賢論師の

阿毘達磨順正理論 (Abhidharmanyāy-sūtras)

阿毘達磨顯宗論 (Abhidharmasamaya-pradīpikā)

があり、此は新薩婆多部を知る者は勿論、又、俱舍論の解釋上にも必要なものたるは言ふ迄もなし。

阿毘達磨甘露味門(二卷)瞿沙(妙音)造

昭和十年 中秋

失譯

五事毘婆沙論(二卷)法救造 玄奘譯

こは、品類足論中の第一品五事品の釋

入阿毘達磨論(二卷)悟入造 玄奘譯

七十五法名目(一卷)日本——作者不明

右のものは有部の法數名目等を簡單に

知る爲めに可なりに讀まれたものとして

記憶されてよし。

其他俱舍論の關係註疏類は三國に亘り

て實に無數にある。明治以後日本に現は

された俱舍解説書も少くない。梶川乾堂

氏の「俱舍大綱」、高木俊一氏の「俱舍教

義」、舟橋水哉氏の「俱舍哲學」、齋藤唯信

氏の俱舍論大意等々であるが、最近出版

された木村泰賢博士の「小乘佛教思想論」

は、廣く南北に亘つて阿毘達磨の諸問題

を特に俱舍論を縦横に使用しつゝ近代人

の要求に應ずる様にもされたもので、

良参考書として推すに憚らぬ。以上

譯者 西

義 雄 識

の傳と稱し、法相宗の研究と共に、南都に於ても盛に研究された。南都の傳に對して北嶺の傳がある。こは智證大師の傳來せるものである。

かくして俱舍論の研究は平安朝の末期迄盛んであつたが、平安朝の末期に東大寺興福寺が兵火に罹り、多くの文献が焼失してから、其の研究も一頓坐を來たしてゐたのであるが、徳川時代以後には、徳川幕府の學問獎勵の爲めもあつて、俱舍論の研究も再び盛んとなつた。

今日本に於ける俱舍註釋等を列擧すれば、

俱舍疑文(二卷)

大乘對俱舍(十四卷)

惠心僧都源信(A. 942—1017)

右の中、疑文は、俱舍論中の法相に關する疑問を知禮に質したるもの。大乘對俱舍は、法相宗の教義と俱舍宗義とを比較し、其の異同を對顯したるもの。

俱舍論明眼鈔(六卷)珍海(A. D. 1152)問答體にて俱舍論の要處を記述したるもので、我國に於ける最古の俱舍論の末書なり。

阿毘達磨俱舍論本義鈔(四十八卷)宗性等撰(A. D. 1221—1251)

明思抄とも言ひ、光寶二著の間の異論を問答體によりて決擇したるもの

俱舍論圖記(四卷)秀翁(A. D. 1626—1699)

俱舍の文意及び法相を圖解せるもの

阿毘達磨俱舍論指要鈔(三十卷)洪慧(A. D. 1675—1747)

主として寶疏に依るもの

阿毘達磨俱舍論要解(十一卷)普寂(A. D. 1707—1781)

批評的にして獨創に富めるもの

阿毘達磨俱舍論稽古(二卷)法幢(A. D. 1770—1770)

俱舍論所引の契經の典據を綿密に考證せ

るもの

阿毘達磨俱舍論法義(三十卷)快道(A. D. 1751—1810)

法義は文献の交渉廣く、著眼亦深く論旨肯綮に當るよき註釋書

略法義は、法義に於て未決のもの、未證のものを決し證せしもの

阿毘達磨俱舍論決擇鈔(七卷)周海(A. D. 1789)

俱舍第一卷より第四卷迄を註解せるもの

俱舍論名所難記(六卷)冠導阿毘達磨俱舍論(十卷)佐伯旭雅(A. D. 1828—1891)

その冠頭に俱舍名所の大要を掲げ、次に名所雜記は古來日本に於ける専門學者の研究論文を載せしもの、冠導俱舍は現存に於ける流通本として最も多く使用される本文と註との會本

以上の外に、俱舍論の註釋としては直接の關係無きも、其の宗義を知るに參考

ものとなつた。

本註釋の出版は部分的には De la Yalbe Pousin O Vasubandhu et Yasomintra (London 1914—1918)。此は世間品丈の別出である。次にベトログラードの佛教文庫刊行會 (Bibliotheca Buddhica) からレヴィ (S. Lévi) 氏とチエルバツキ (Th. Stheratsky) 氏とにて、西紀一九一八年に界品二巻が出され、次にわが荻原雲來博士とチエルバツキ氏とにて、西紀一九三一年に根品の前二巻が出版されたが、種々の都合上、中絶の運命に立到つたので、今度は東京大正大學より、荻原博士が單獨に出版されることになり、已に昭和七年から全七冊中の六冊迄出版された。残りの一冊は今年中に完成の豫定とす。

## 二、支那

俱舍論義疏卷五十三卷(又は六十卷)一

眞諦

(俱舍論稽古によれば五十卷)

俱舍論疏三十卷 唐慧淨撰

同 二十二卷 道長撰

これは勿論舊譯への註釋であるが今は以上の註釋は一部も現存しない。

俱舍論疏三十卷 神泰 (A.D. 650—683) 撰

これは現存するものは、卷一、二、四、五、六、七、一七の只七巻に過ぎぬが、

これは新譯最初の註釋で、従つて現存の俱舍註釋としては最古のものである。

俱舍論記三十卷 普光 (A.D. 664—) 撰

略して光記と言ふ、普光は、玄奘門下中、阿毘達磨に精通すること隨一にして、

印度諸宗の説をば玄奘より傳授され、此の記を著したと言ふ。

これは、多説を並列しすぎてゐるくらいがあるけれども、兎も角も、昔より今日迄俱舍註釋書中の最高の權威を持續してゐる。

俱舍論疏三十卷 法寶 (A.D. 703—) 撰

これ寶疏と略稱されるもので、光寶と並稱せられ俱舍研究の二大權威の一である。これは光記に比して果斷なる論述に其の特色がある。

俱舍論頌疏三十卷 圓暉撰

これは、俱舍論の頌文を毘婆沙宗の本義に則りて註釋せんとしたもので、俱舍論全體の註釋ではない。頌疏は、少くとも明治以前迄は、特に日本の叡山などに盛んに研究され多くの頌疏の註釋も生じた。

然し誤りも少くないので、其の誤りを指摘した源信の俱舍頌疏正文などが表れるに至つた。

【三、日本】日本に俱舍が傳來したのは奈良朝時代で四傳あることになつてゐる。第一傳は元興等の道照(孝徳帝白雉四年入唐)、第二傳は元興寺の智通・智達(第一傳より少り遅る)、第三傳は更に五十六年遅れて入唐した玄昉で、此時神泰疏・光記・寶疏等を傳來した。以上の三傳を南都



其の中、最後の巻は解題索引等であつて本文は前五巻である。之は玄奘譯の再譯であつて、日本の旭雅本（冠導阿毘達磨俱舍論十卷本）に據つてゐる。

而して此の漢譯の理解の手續きをブサン博士にされたのは、わが宇井伯壽博士であつた。此の譯は、極めて忠實に舊譯と稱友の (Vyākhyā) とを参照し、廣く引文が涉獵されてあり、殊に梵文の頌文が、稱友の俱舍釋を種に不足を西藏文等にて補ひつゝ全般に亘つて註記に附されてゐるから、學者を利すること甚大なものがある。旭雅本の丁數が記されてゐることも吾人にとつて甚だ重寶である。

【四、日本譯】こは已に周知の如く、大正八年に、荻原木村兩博士共譯をして、國譯文庫刊行會發行の國譯大藏經論部（第十一—十三）に出されてゐるが、是れには最初の試みとしての科段の設置と、詳細な註譯が施されてゐて、是れ亦、學者を益する所が頗る多い。

## 六、俱舍論の流布と其主なる註

### 釋及び參考書

今、本論の流布のことは、其の註釋及び研究書の存在に依つて略々推察し得ると思ふから、以下、重なる註釋等を羅列的に並記するに止めたい。

### 一、印度

1. 俱舍論實義疏(五卷)、安慧(A. D. 470—530)造失譯。西藏譯にも同様な名稱のものがあるが、恐らく同名異本であらう。尙、光記(卷一)に傳ふる安慧(Siramati)の俱舍釋と同一のものかどうか不明である。

こは近時熾熾で發見されたものであるが、その内容は頗る簡單で、最初の歸敬序の譯と、界品四十四頌中の十四頌と根品の七十四頌の八頌とを或は簡單に解説し或は單に列擧せるもので、而も、最後は留捨壽行論で中絶してゐる、(大正二九、

三二五頁以下)(宇井博士印度哲學研究卷五、一三六頁以下参照)。

此の外に世友(Vasumitra)の俱舍釋もあつたと光記は傳へてゐるけれども、未だに之は見出されぬ。(光二、十丁、左) 2. 稱友の俱舍釋即ち Yasomitra's Abhidharma kośavyākhyā 精しくは Sphutā-rthā-abhidharma-kośavyākhyā。此は現在見得る唯一の梵文俱舍註釋書である。稱友は西藏所傳に據れば玄奘の師たる戒賢論師(A. D. 520—640)と同時代の人であつたと言ふ、稱友の本註釋述作の目的は、彼に従へば世友や德慧(Ḍṛṅgamati)の俱舍釋には往々世親の眞意を誤まれるものがあるから、之を訂正して、眞義を發揮せんが爲めであると言ふ。こは亦、支那の註釋等の不備不完全の所をも判じ得るに重要な役目を果し得るものとして、又、俱舍論の原典の體裁を推察し得る點に於て、現在では學的研究上必須の

因果（卷四、大正二九、一九一頁中）と  
の二句の誤譯で、新譯（卷四、毘曇部二五、  
一九九頁）は前者を「現在法決定無有現  
在非得」とし、後者を「無爲無因果」と

する（卷六、毘曇部二五、二八七頁）。然る  
に快道は舊譯を釋明して眞諦三藏は西天  
に於て六足發智に通じ、義疏を顯した程  
であるから、かゝる大なる間違ひは無い  
筈で、前者の場合は「現世法非至得、但  
無現在、若過去未來法非至得各得三世」と  
ありしを、下の「現世」の上にあるべき無  
の字を寫脱したものであると釋明してゐ  
る（大正六四、九五頁上）。又、後者の「無  
爲非因果」と翻ぜしに就きても、快道は、  
新譯家は「無は用を遮し、非は體を遮す」  
から舊譯は誤譯なりとして之を破する  
も、實は爾らずして眞諦の意は「非有」  
六因五果、故云非」（大正六四、一二五  
頁上）とて之を通じてゐる。本論の註釋  
に於ては多く光記を依用せる結果、從來

の説に従ひしも、實際に於ては舊譯を譯  
せる力量を通じて見て、私も亦、快道の釋  
明を眞諦の爲めに信じたいと思ふ。

勿論頌文などは、餘りに直譯に過ぎて、  
意必ずしも明瞭ならざる所が少くない。

然し、初譯の困難を思ひ、殊に眞諦三藏  
の境遇を思ふ時寧ろ舊譯の出來榮の勝れ  
たることをすら感ぜられる。尙、注意す  
べきは稱友の *Abhidharmakosavyākhyā*

を通して見る限り、舊譯が原本に忠實で  
あつたかと思はるゝ節も多い。其の一例  
を擧ぐれば、卷二七、第三節第五項の第  
四頌の後二句より第七項の頌迄に到る新  
譯と舊譯の頌句の順序には相違甚だしき  
ものあるに、梵文は反つて舊譯に一致す  
るが此は著しき例である。併し尙、三考  
すれば、頌文の新舊兩譯を對照するに、  
新譯に在りて梵文舊譯に無きもの、新譯  
に無くして後の二者には共に存するもの  
などが尠くない。此の點より見れば或は

新舊兩譯の原本にも多少の相違があつた  
のではないかも考へられる。今是の比  
較表を列示する紙數を持たぬが、特に順  
位の前後相違及び存缺の特に著しきもの  
は各頌文毎に其の註記の中に指摘して置  
いたから、讀者は之を了とされたい。

結局、斯る意味からしても、學的研究  
上からは新舊兩譯は相互に對象しつゝ讀  
まらべき價值を有するものと思ふ。

【二、西藏譯】 *Jīnamitra* が之を *Chos  
mñor pañi mñsod-kyi bsad-pa*（阿毘達  
磨藏疏）の名稱の下に翻譯してゐる。

（東北帝大所藏、西藏大藏經總目錄 No.  
490）。而も其の内容は、玄奘譯俱舍論に  
能く一致する。

【三、佛蘭西譯】 白義のドラ・ヴァレー・  
ブーサン（De la Vallée Poussin）が  
*L'Abhidharma Kosā de Yasubandhu*  
の名稱で、六卷本として西紀一九二三年  
より一九二五年迄かつて全譯した。尤も

と見ることも出来ぬことはなからうと思ふ。従つて私は智品以下之を道諦を明せる部門と解する。

#### ロ、俱舍名所と研究方法

此の俱舍は從來より佛教性相學中、唯識と共に難解の學科と考へられ、従つて之を一應理解する爲めには可なりの期間を要したので、唯識三年俱舍八年などと言はれる程、可なりに學者の氣を煩はせたものであつた。此の中、俱舍論の極く難解の部門は俱舍の名所として、學者の間に喧傳せられるに至つた。今、俱舍論名所雜記に於ける快道の所説に據れば、大體、十五個所の名所が擧げられてゐる。其の中でも、佛と二乗の不染汚無知の問題、煩惱の相應縛・所緣縛に關する五縛段、無表色論・得非得論、有爲法の體滅用減論の問題、六因四緣論、賢聖品中の四善根位に於ける減緣減行の問題等は、就中有名である。

今、此の一一に就きて凡て語ることを略するが、私は初學者の爲めに特に、俱舍を學ぶには、先づ最後に表示せる七十五法の名目を誰かの俱舍論の解説書で一應理解し、之を暗記して置き、愈々本論に掛るに際しては、原理門たる無味乾燥な界品、根品等を読む前に、世間品から定品迄を一讀して、後に、界品より讀まれんことを勸むる。かくすれば、興味も自ら湧き、比較的研究の困難が緩和されると思ふからである。

#### 五、本論の翻譯

【一、漢譯】俱舍論が始めて支那に譯されたのは、陳代に於てとあつて、慧愷の阿毘達磨俱舍釋論序によれば、彼が僧忍等と共に、此の論の翻譯を眞諦 (Prajñāśīla) に請ふたので、陳の文帝、天嘉五年 (西紀五六四年) 正月二十五日に制旨寺に於て譯し始め、感品即ち隨眠品の畢らない時、或る事情の下に南海郡内に

移り、其の年閏十月十日に文義究竟して、論文二十二卷と論偈一卷とその義疏五十三卷とを得た。その時刺史の請に依つて城内に於て講説したが、更に譯文の謬あらんことを恐れて、天嘉六年二月二日、僧忍等と共に、慧愷が再び論文を譯し再び義解を請ふた結果、光大元年 (西紀五六七年) 十二月に終つたと言はるゝ。之を俱舍釋論とも言ひ、後に玄奘譯の出來するに及び、之を舊譯 (俱舍) と稱する。

第二の譯傳は、唐の玄奘三藏に依る所謂、新譯俱舍三十卷で、永徽二年より稿を起して同五年七月に之を完了したといふ。爾來、俱舍論の研究は、専ら新譯に由り、舊譯は一般には省みられなかつた。右二譯の中、新譯家はしきりに舊譯の不完全をならし、之を貶するを恒とした。而し舊譯の不完全の代表的の個所として古來指摘され來つたのは、現世法非至得 (卷三、大正二九、一八二頁上) と無爲非

緣論が説かれてゐる。

(三) 世間品 (八——十二卷) こは苦諦に屬する部分を明すもので、先づ主として有情世間の種々相を述べ、次に、其の輪廻轉生の相狀を十二因縁の三世兩重思想に由りて明す。中有又は中陰論は此の中に説かれる。第三に特に器世間、即ち三千大千世界の構造を明し、第四に空間時間の量論、諸佛等出現の時期と、此の一切世間の成・住・壞・空の四劫論を明してゐる。

(四) 業品 (十三——十八卷)、此の品は廣く主として人類の善惡の行爲一般を明す部門であるが、此の中には特に善惡の表業無表業に關して力説し、次に特に別解說律儀即ち受戒を明し、第三に經所説の諸種の業の分類、諸業の根本的のものとしての善惡十業道を論述してゐる。

(五) 隨眠品 (十九——二十卷) 此の段は、諸の惡・染汚の業の根本因として煩惱、(惑)論を明すを目的とする。先づ九十八

隨眠に由つて見所斷惑(迷理の惑)と修所斷惑(即ち迷事の惑)との性質を明にし、隨眠の隨増論を述べ、その中間に三世實有論にも關説し、更に、經に説かるゝ煩惱の諸種の分類を述べ、最後に如何にせば、煩惱の斷滅を爲し得るやを明にして、次の賢聖品論述への道を開いてゐる。二品はいはゞ、集諦を明にする部門である。

(六) 賢聖品 (二十二——二十七卷) 此は先づ四聖諦を明し、次に、聖者となる豫備門たる三賢四善根位と其修行法を明し、更に見道位、修道位、無學道位を、その各位の修行者の段階(預流・一來・不還・阿羅漢果位等)と共に明にして、最後に修行の大道としての三十七菩提分法を説いてゐる。

而も結局此は各段位に擇滅の世界を説明することとなる意味に於て、滅諦を述ぶる部門と考へられる。

(七) 智品 (二十六——二十七卷) 此は賢者聖者となる因としての智慧を明にする段であるが、最後に忍と智の區別及び十智の相を明し、次に智慧の徳としての佛の十八不共法、羅漢等の六通法などを明にする部門である。

(八) 定品 (二十八——二十九卷前半) 此は智慧を獲得する條件としての四禪四無色等の諸禪定、及び修定の功德としての無量、解脫・勝處・遍處等を説明する部門である。

(九) 破我品 (二十九卷後半——三十卷) 前來、種々の立場より明にせし無我の理を以て、他の邪執、特に有我思想を破斥するのが此の品である。

而して此の品は頌文はなくて長行のみより成る、學者に依つては、こは全く俱舍論の附屬なりとするものもあるが、然し特に破邪顯正門として、俱舍全體の所述の精神を以て外道破斥に向けしもの



て大乘宗となつたと言ふ。彼が俱舍論述作はその以前であつて、當時乾陀羅地方には經量部も盛んに行はれてゐたので自然其方面をも研究することとなり、早くも有部宗のみに満足し得ざるに到つたが、尙、深く此の研究を思ひ立ち、當時毘婆沙有部研究中心地であつた迦濕彌羅國に留學し、悟入 (Skandhita) の門に入り、約四年間、大毘婆沙の研究に従事した。此の間も屢々經部の思想を以て有部を批難して同學者を驚したが、健駄羅國に歸るや、其の要領を講じ、一日講じた所を一偈に作り、遂に之を六百偈に纏めた。これ即ち俱舍の頌文である。彼は之を銅版に刻して迦濕彌羅國に送つた所、彼の國人は喜んでだけでも、師の悟入は之を見て、此は純粹の有部宗を述べたものでないとし、更に世親に長行註釋を作らしためたが、豫期の如く毘婆沙説を取捨したものであつたことが果して明となつた。

而して此の頌文と長行とを合したものが即ち今の俱舍論であると言ふ。——是れ俱舍論述作の傳説的因縁である。然し、本論は、直接大毘婆沙論の要綱を採つたとするよりも、前述の如く、やはり、雜心論に負ふ所が多いと見るべきものであらう。

#### 四、俱舍論各品の大意及び名所と研究法

##### イ、各品大意

俱舍論一卷の大意は、略前所説で明かになつたと思ふから、先づ簡單にその各品の梗概を述べ、古來俱舍論研究の難關として知られてゐる所謂名所に就きても一言し、最後に特に初めて俱舍を披く人々の爲めに研究方針の一端を述べて置きたいと思ふ。

(一) 界品 (一——二卷)、此は所謂、諸法の體を明にするを目的とする。諸法の體とは、一切萬有の把握の仕方として種々

分類せる法をいふ。即ち實踐的立場より見た有漏法、無漏法の分類、理論的立場を主とする有爲、無爲法の分類を先づ明し、次いで、更に之に初期佛教以來、無我論の説明用に供せられた五蘊論、十二處、十八界等の分類、此の蘊と處と界との相攝等の所謂三科の分別、序いで特に十八界を中心としての阿毘達磨的諸門分別を示すのであるが、此の中には、有部宗の五位七十五法中の、三無爲と色法十一と心・意・識とをも、明にされてある。

(二) 根品 (三——七卷) 所謂諸法の用を明すを目的とすると稱せられる段で、先づ一切の有情が種々活動をなす根本原動力を二十二種に分類して之を根と立て、此を有漏・無漏等の諸門に分つて其の性質を明し、有情の種々の状態に於ける此の諸根の得失を述べ、序で、五位中の心心所法・心不相應法を明し、最後に、六因四

の可能、心識の相生、因果業報等の難問  
 題の解釋に對して新しき立場を展開し、  
 (第三十卷)、特に、有部の三世實有論に對  
 しては、廣く大衆部及び大乘思想など、  
 共通なる現在有體・過未無體説を取りて、  
 「本無くして今有り、有り已て還無きが  
 是れ則ち三世の義なり」と解する等の如  
 きは、其の著しきものであらう。以上の如  
 きは、多くは世親が經部の宗旨の長所を  
 取りて有部の短所を補ひ、茲に有部宗の  
 展開すべき天地を切開いたものとも解す  
 ることが出来る。然らば、世親は有部説  
 を批判するに經部の立場のみこだはつた  
 かと言へば、必ずしも然りと斷言するこ  
 とが出来ぬ。蘊處界の實有非實有説に於  
 て、有部は五蘊・十二處・十八界の凡て  
 を實有とし、經部は十二處唯實有説を取  
 り、世親は十二處と十八界との二を實有  
 とせりとは、光記・寶疏共に認むる所なる  
 が、此は古來、俱舍論の部派所屬問題決

定に難問を呈した所以となつた。私は、  
 此の問題に就きて、世親の態度を何れに  
 定めんとするも妥當でなく、從つて彼は  
 何れの部執を固執せりとするも彼の眞の  
 立場を示すものではない、あくまで、論理  
 的には批評的立場に立つたものであり、  
 更に其の内心に於ては、彼の愛宗護法の  
 念の奔出の結果に歸すべきものと思ふ。  
 若し虛心、彼の定品最後の頌たる「法  
 の正理を判すること唯世尊と如來の大聖  
 弟子にのみ在り」とする一句を玩味する  
 ならば、自から彼れの信念の存する所が  
 明になるのではないかと思ふ。

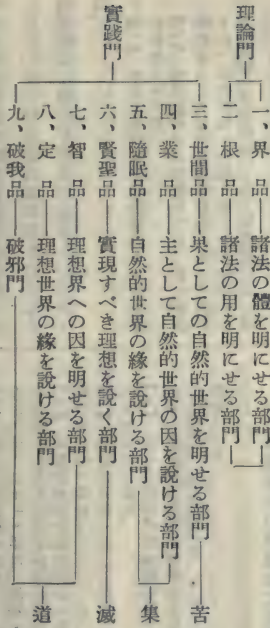
此の俱舍論の啓蒙的な而も彼の有部の  
 煩雜な教義に對する明快なる論述ぶり  
 が、如何に偉大なる効果を與へたかは、  
 俱舍論製作の直後に、衆賢 (Saṅgha-  
 raṭṭha) が、直ちに純粹有部の宗義を以て世  
 親の説を辨駁せんと志し乍ら、世親の作

りし俱舍の頌文そのまゝを採用して順正  
 理論を顯はせること、及び有部發展史上、  
 歴史家をして俱舍論編纂前を舊薩婆多と  
 稱し、俱舍論出現以後を新薩婆多と稱呼  
 せしむるに到つたことから、推知せら  
 れるであらうと思ふ。亦、實に此は有部  
 宗關係の論書としての畫期的産物である  
 と共に、廣く佛敎關係論書中にて優秀な  
 るものとして正しく總明論の名に價ひす  
 るものと思はれる。

傳説に據れば、世親 (Vasubandha) は  
 西紀三二〇—四〇〇年の頃に、健駄羅  
 國の丈夫城 (Purusapura)——今のアフ  
 ガニソンのベシヤワル——に生れた。姓  
 は婆羅門で、兄弟は三人あり、長兄を無  
 著 (Asaṅga)、末弟を比隣持跋沙 Vinit-  
 yata と言ひ、兄弟三人共、最初は有部  
 宗で出家したけれども、後、無著が先づ  
 大乘に轉じ、世親も後に兄の感化を受け

ではない。組織力の點に於ては、雜心論も亦、遠く俱舍論に及ばぬ。然るに俱舍論となれば、彼の大毘婆沙論二百卷に亘る極めて微妙煩鎖なる所有の重要問題を最も適確に把握し紹介すると共に、之を有部の理論的立場を示す部門(初二品と實踐門(後七品)とに區別し、殊に此の實

踐門の分類的説明法の如きは、能く四諦説述の精神に契ひ、論理的に編を追ひ章を立てて餘す所がない。實に稱嘆に價する組織力である。先學の例に倣ひて、極く大觀的ではあるけれども、之を圖示して説明に代へよう。



次に、第二に世親が理長爲宗とせられ、批判的立場に立つとせられる重なる點は如何にと言ふに、其の頌文の文句に屢々傳許すらくと言つて、毘婆沙師の定説に

對して疑惑的言辭を用ひてゐる點を始めとして、法相的には、例せば、先づ經部師の形色非實有論に贊して身表・無表業の實有説を攻撃し、特

に有部が、諸業中にも身語の二業を重んずるに對して、意業の重んぶべきを主張し、「思の差別が無表なり」とし(第二十卷)、或ひは、有部が分位縁起の十二は五蘊を自性と爲すとすは契經の義に違すとて、經部師の説を借りて有部に反省を與へ、又、經部の一切の無爲法の非實有説を以て有部宗義を論難し(第六卷)、毘婆沙師等がこだはる識見家、根見家等の論諍の愚を誡しめ(第二卷)、又、煩惱の未斷・已斷に由りて凡夫を聖者とを區別あらしめる原理としての得非得(成就不成就)に由る徒らに面倒なる法相的解釋の難點を徹底的に追究し、之に代るに經部師の思想を採用して、名(心)色の種子(Grain)相續の轉變と差別とに由ると言ふ頗る生機的なる説明を呈示して、有部の陥入れる窮屈な機械論的考へ方に致命的改革を逼り(第四卷、第二十卷)、尙、此の考へ方を擴し廣めて無我論に立てる記憶

る器世間即ち天地の構成、有情の種類及び種々相など所謂三千大千世界に關する諸説も、其の最初は長阿含の世記經などに求められるけれども、組織的説明となれば、有部教學に據るを便利とする。

以上の中、特に前五項の如きは正しく有部教學の獨特を誇るに足るものであらう。

【一】 宇井博士原始佛教教義論（印度哲學研究卷二）參照。

【二】 六足論の一に就きては、已に本國譯叢書中に先輩渡邊雄雄教授に由りて翻譯され、夫夫詳細な解題も附されて居るから（毘曇部一—五所收）凡ての説明は之に讀む。

【三】 發智論は、本國譯中には別出はせられてないが、本叢書中、木村博士指導の下に私共の參譯した大毘婆沙論の中に、省略されたる部分全部補つて、「本論」の見出しの下に、五號活字によつて全譯してあるから、研究の際は、之を參照され度い（毘曇部七—十七所收）。但し其の異譯たる阿毘曇八種度論は本國譯叢書（毘曇部十七後半—十八所收）中に坂本教授と共譯し、其の後後に簡單な解題を附して置いたがら參照されんことを望む。

【四】 有部宗の中、種種の學派等の系統の存することに就きては拙稿「有部宗内に於ける發智系非發智系等の諸種の學說及び學統の研究」（宗教研究、十一の四—五）に、其の一端を述べて置いたから、參照されたい。

【五】 阿毘曇心論等の三卷は、本國譯（毘曇部二十一—二十一）中に、渡邊・水野兩氏の共譯があるから之を參照されたい。

【六】 阿毘達磨俱舍論法義第一卷（大正六四、四頁中）參照。

【七】 木村泰賢博士著「阿毘達磨論の研究」二九五頁以下參照。

【八】 此の有部宗の實有論に關する詳細は拙著「說一切有部宗の根本法有論の研究」（常務博士 還曆紀念會、佛教論叢所載）を參照されたい。

### 三、本論述作の意義並に著者世

#### 親の小傳

以上の如き有部宗發展史上に於ける、俱舍論述作の意義は如何ん。従つて著者の世親の有部教學史上占むべき地位は如何んといふに、私は大體之を二つの視點から眺め得ると思ふ。

一は、煩雜極むる有部教義の組織化と、

整理整頓とであり、二は所謂理長爲宗と稱せらるゝ極めて批判的立場に立ち、有部教徒の弱點を鋭く突込み、彼等を彼等の法執分別なる所謂阿毘達磨地獄より救上げることに対する努力である。

第一の有部教義の整理組織化に就きて——發智大毘婆沙論は其の内容が交錯してゐて殆んど無組織に等しいと迄考へられる論述振りである。元來發智は（一）雜蘊、（二）結蘊、（三）智蘊、（四）業蘊、（五）大種蘊、（六）根蘊、（七）定蘊、（八）見蘊の八蘊（四十四納息）に分ちて論述せる點を見れば、決して前の六足論の組織等に比して、無組織とは言へぬ様であるけれども、其の内容に到つては、しかく整頓されたものではない。婆沙論の如きとなれば、一蘊中に余の諸蘊を包含することゝ以て寧ろ特殊の意義あるかの如くにすら論じてゐる所があるが、然し是の如き煩雜は決して學究者の便益とのみなるもの



部宗に求めねばならぬ。一般に業と言へば、生死輪廻の原因たりと考へられるが如きは、十二緣起を感業苦の原理に照して、三世兩重に配せることが著しく有部の特殊教義とされ、喧傳されるに至つた結果であつて、有部自身の説く業は決して惡業染汚業のみではないのである。而して此の業論の組織の理論的一貫を歸する爲めに、表業の外に無表業を建立してゐることも亦、有部教義の大なる特長の一つである。吾人は身又は口に於て他人に表示する善惡の行爲を爲すが、其の表業は刹那に消滅するけれども、同時に、其の表業の消失の後も、無表(vijñapti)として、之を身に帶するのである。然し無表業は種々の因縁に依つて捨する、即ち善の無表業は、(一)故意に意志することとに因り、(二)相續身を捨することに由り、(三)二形を生ずることに由り、(四)に斷善根に由りて捨するのであり、禪定

修得による定俱戒、無漏法修得に因る道俱戒の無表色は、易地と聖果を得すると練根と退失と等の因縁に因りて捨し、惡業の捨は死することと受戒と二形の生ずること等の因縁に由つて捨する。従つて有部に於ける無表業(又は無表色)が、唯識思想に於ける種子と全く同じ役目を演ずるものと解するは、妥當でない。然らば業は如何にして結果を受けるやと謂はば、得(成就)等の法の力と共に廣く言へば、畢照因果等の理法の支持に由る。捨するとも因果の鐵則は滅し得ないからである。

第四に、然らば惡・染汚業を滅して清淨業(正語・正業・正命)等を得するには如何にすべきかと言へば、此は吾人の煩惱の斷滅に由る外はないとする。煩惱の詳細なる論述も、有部の大毘婆沙論の右に出づるものはあるまい。其の隨眠(煩惱の異名)の隨増、所緣縛、相應縛などの考察に

至つて誠に煩雜に堪えないものがある。第五、然し煩惱の中、最も根本的のものはないと言つても無癡無明に歸する、之が根本無明などと言はるゝのは、此の點からで、實に無明は生死輪廻の最後最重條件たりとするとは、根本佛教以來の通則である。無明は四諦の理に暗きに歸因する。こゝに諸法の如實知見の獲得の必要がある。智品の種々相は、主として種々なる煩惱斷滅の段階種類に應ずるものとして建立せられる。

而も此の諸法の如實知見への一面の要求が極端となつたのが、所謂、阿毘達磨の極めて煩雜なる諸法分別門を生ずるに至つた教相學的根據である。

此の諸門分別——例せば有爲無爲門・有漏無漏門・相攝門・三性門・界繫門・三斷門・見非見門・成就不成就門等の無數の分類分別が要求される。

第六、最後に、此の外に、佛教に於け

記されてゐるからである。

元この法數名目は、阿含 (Agama) 經典中に、處々に散説された法目が長阿含卷第九の衆集經、集異門足論等の蒐集の努力を経て漸次に整理され、更に其等が類同類別され、此を尙其の上に、學者の暗々裏に於ける萬有生成の根本要素探究の形而上學的要求の下に整理した結果として顯れたものに外ならぬ。(唯識の五位百法は此の法數の上に更に餘法を附加したものである)。勿論、此に到る迄には、當時の印度の學界の趨勢、特に、耆那 (Jaina) 又は勝論 (Vaiśiṣṭika) 等の實在論的思潮に對應する意味もあり、相互影響もありて、斯く發達せしものなることは、疑ふべくもないことであらう。

有部宗宗義が、甚だしく實在論的色彩を帯ぶるに至つたのは、かゝる歴史的背景を有するからである。然し茲に注意すべきことは、有部のかく多元的實在論的

(決して純粹な意味ではないが) な實有論の最後の目的は、分析的に、實證論的に、根本佛教以來説き出されたる無我緣起の思想の徹底を歸したものに外ならぬことである。此は外道の實在論が我又は命者 (jīva) 等の實在を執する有我思想の上に立つのと根本的な相違である。而もかゝる無我思想に立ちつゝ、一切の具體的現象、特に總合的活動的なる人事界の行事を説明し盡さんとするのであるから、甚だしく法相間の相互關係が機械論的となり、又、之を防がんとして得、非得等の所謂不相應法と言ふ特殊的法門の建立を餘儀なくさせられてゐるのである。

第二、此の無我緣起の思想の窮極は、涅槃の實證體得にある。涅槃は、誠に無爲安穩寂靜の境地である。併し、身心兩方に其の寂靜を希求するの結果論議の勢ひに驅られて所謂灰身滅智を眞の無爲涅槃とするが如き口吻を洩らざるを得ざる

に到つてゐる點は臆て又大乘の所破となる所以である。それは兎も角として此の涅槃の實證體得の爲めに、有部宗は廣く四諦十六行相の法を修することを進むる所謂聖道門を建立する。(聖道門と言つても決して三寶歸依の信の事を省略に附して居る譯では勿論ない、有部にても信は正しく能入の門である)。聖道の秩序正しい楷梯的施設建立は亦、是れ有部教徒の一大努力を拂つた點でなければならぬ。

第三、此の聖道の實踐修行には先づ惡業染汚業を止め、善業、清淨業を増進しなければならぬ。俱舍論に於ける善惡等の律 (毘奈耶) を説く業品がこれである。佛教に於ける業論の完成は正しく有部にあると言つて過言ではない、勿論、かゝる三世因果の業論を佛教々理の上に確立した功罪は遽かに論斷することは出来ぬけれども、兎も角も、吾人佛教徒の業論、従つて戒體論の出發點は、此の有

から言へば正しく發智論附隨の書に外ならぬ。

(ロ)有部宗一般の特殊教義

然らば、右の如き有部所依の論書的主張せんとする其の特殊教義は何ぞやと言ふに、其の詳細は勿論、茲に論述する暇はない。他の小乗部派に對する有部の特殊教義の羅列ならば、異部宗輪論の有部の項を見るのが近道であるが、今は本論を研究するに必要なる、且つ有部一般の特殊教義として極く常識的に知り置くべき四五の點を述べて見るに止めよう。

第一に、有部宗の各部派に對する最大の特教義は、其の名稱として一切有(sarvaasti)の語義の指示する通り、一切法、即ち有爲の法も無爲の法も凡てが實有なりとする點にある。

而も實有(hyasti)と稱する限りに於て、其は假有をも認むるので、決して認識の對象となる一切の現象法が、主觀

外の實在として存在するとなすが如き所謂素朴的實在論ではない、例せば軍・林家・舍等の如きものは之を假有とする。

更に俱舍論第二十九卷三十卷に亙つて述べらるゝ破我品が明かにする様に、各人の主觀者としての我(ātman)、補特伽羅(pudgala)の如きすら、否、これこそ實に五蘊の上に假立されたるもの、即ち假有とするのである。

一般に、有部宗の特殊教義を日本の學界などで三世實有・法體恒有に在りとさるゝのは、有爲無爲を含む一切法の中、無爲法の實有常住なることは、殊更に有部に限れる主張ではないが、特に剎那々々に生滅常無き有爲法迄も、三世に亙りて實有なり、其の法體は恒有なりとする點が、甚だしく此の部の特長を發揮してゐるからである。従つて三世實有と言つても、決して過去・未來・現在と稱する時間的實有を主張するのではないとも亦勿論

である。之を述語で、世無別體・依法而立と稱する。而してこは亦、婆沙に紹介する分別論師や譬喩部師が、「世體は各別に常住にして、諸行の法體は無常なり」とする説と全く正反對の主張であることも注意されねばならぬ。

然らば、茲に一切法の實有と言ふその法とは何を指すやと言へば、我が學界に通途知らるゝが如く、五位に分類して述べらるゝ七十五法である。(此の名目に關しては便宜上、解説の一番最後に表示して置く)。勿論此の七十五法の名數の一定は遙に後世で正しくは支那の俱舍註釋の權威、普光法師の俱舍論記に來りて初めて定められたので、俱舍論自身にては、五位七十一法迄は確定的に數へ擧げられるけれども、後の四法は顯示せられておかない、そは後の表中に示す四十六心所の不定法の八の中、貪以下の四法が俱舍論頌文では、惡作・睡眠・尋・伺等といつて略



即ち廣釋する者婆沙師は迦國以外の健駄羅地 (Gandhara) 國などにも廣く存したのに相違ないが、本論に最も關係深いのは、此の迦濕彌羅の毘婆沙師の宗義である。元來、此の大毘婆沙論は發智論の註解廣釋に外ならないが單に字句の意義の註解に止らないで、有部宗に取りては、頗る重大なる役目を果してゐる。といふのは、一般に有部宗義として知悉されてゐる教義の特色は、概ねこの婆沙論に於て宣揚され確立されたと言つて過言でないからである。勿論、有部宗の宗義は、

已に古く、南傳の論事 (Kathavattu) にすら知られて居る程であるから、決して毘婆沙論にのみ據るものでないことは勿論であるけれども、少くとも龍樹の大智度論が阿毘曇人の宗義として所破の對象とするものを初め、廣くは三論・瑜伽唯識其の他大乘經論の所破の對破として、支那日本の佛教徒に多く知られてゐる有

部の特殊教義は、實に此の毘婆沙師の確立宣揚したものに據る所が多いからである。然し、かくも重要な教義を盛る大毘婆沙論は、漢譯に於てすら堂々二百卷に亘る龐大なるものなる上に、其の教義も頗る煩雜に亘る所から、一般學徒の研究には頗る不便である。茲に於て、此の婆沙論の教義の綱要書の製作が教會の多くの學者に據つて試みられた。殘存せる

阿毘曇心論 (Abhidharma hīdaya sastra) (四卷) 法勝造 東昔 僧伽提婆 慧遠共譯

阿毘曇心論經 (Abhidharmahīdayasūtra) (六卷) 法勝造 優婆扇多釋 高齊那連耶舍譯

雜阿毘曇心論 (Gaṅgīyukābhīdharmasūtra) (十一卷) 法救造 僧伽跋摩譯

の如きは、其の代表的のものである。(5)

就中、法救の雜阿毘曇心論、略して雜心論は毘婆沙有部の純粹教義を簡單に知る爲めには(たとひ些細な相違はあるとしても)最も手頃のものである。元來、雜心論は健駄羅所産のものではあるが、毘婆沙有部の綱要書たるに疑がない。而も雜心論中の頌文と俱舍論の頌文との間には少なからぬ相似關係が見出される。

此の事は我が徳川時代の林常快道が早くも着眼し、恩師木村泰賢先生が明かに論證された様に、世親が俱舍論の頌文の製作に際しては、彼は確かに、此の雜心論を參照したに相違ないのである。私がつと檢べた丈でも俱舍六百頌、雜心論五百九十六偈の中、今詳細の表示をする時間と紙數とを持たいが、約三分一以上は、譯語譯文上の相違こそあれ、共通するものがある。

さて内容上は兎も角、婆沙乃至雜心は、少くとも、有部所依論書としての格式の上



卷) 尊者大目乾連造 唐玄奘譯

三、阿毘達磨施設足論 (Abhidharma-

prajñāpiti-pāda-sāstra) [現存漢譯に

ては施設論(七卷)宋法護等譯]

四、阿毘達磨識身足論 (Abhidharma-vi-

jñāna-kāya-pāda-sāstra) (十六卷) 提

婆設摩造 唐玄奘譯

五、阿毘達磨界身足論 (Abhidharma-

dhātu-kāya-pāda-sāstra) (三卷) 尊

者世友造 唐玄奘譯

六、阿毘達磨品類足論 (Abhidharma-

prakaraṇa-pāda-sāstra) (十八卷) 尊

者世友造 唐玄奘譯

〔異譯、衆事分阿毘曇論(十二卷)、求那

跋陀羅、菩提耶舍共譯〕

七、阿毘達磨發智論 (Abhidharma-jñā-

na-prasthāna-sāstra) (二十卷) 尊者

迦多衍尼子造 唐玄奘譯

〔異譯、阿毘曇八健度論(三十卷)、僧

伽提婆、竺佛念共譯〕

以上の七論と俱舍論との關係を考へる

と、何んと言つても發智論が最も多く、

或は發智論の名を以て或は本論又は對法

論、根本阿毘達磨等の異名を以て引用され

て居り、次に品類足論がこれ亦同様に、

本論・對法論・根本阿毘達磨等の名を以て

引用されて居り、次には遙かに下つて施

設論が用ひられてゐる。次に法蘊足の三

回、識身、集異門足の各一回と言ふ風な

關係にある。但し引用が少いからと言つ

て必ずしも、本論との關係が夫れ丈少い

とするのは當らないけれども、又自ら其

の親疎の關係をも明ならしむるものがあ

る。一般に有部では前六論を足論と稱す

るに對して、發智論を發智身論として重

要視するが、是れ亦本論に於ける發智論

の立場を語るものでなければならぬ。然

し更に本論にとりて重要な譯書は、

阿毘達磨大毘婆沙論 (Abhidharmama-

hāvibhāṅga-sāstra) (二百卷) 唐玄奘譯

〔異譯、阿毘曇毘婆沙(現存、六十卷)北

凉浮陀跋摩、道泰等共譯〕

である。此論は略して「大毘婆沙論」と

も單に「毘婆沙」とも「婆沙」なども

略稱されるが、これは元來、發智論の逐次

的毘婆沙(vibhāṅga=廣釋)なるが故に、嚴

密には阿毘達磨發智大毘婆沙論と稱すべ

きものである。本論中の到る處に出づる

毘婆沙師の名は、實にこの阿毘達磨發智

大毘婆沙論の宗旨を信奉する學徒を意味

するに外ならぬ。迦多衍尼子(Kaṭyāyā-

napiṭṭha)の發智論の製作は、傳説にて

は、至那僕底(Ginabuktī)の闇林寺(Tā-

masvanasugharīma)に於てせられた

のに對して、此の婆沙論は迦濕彌羅國

(Kāśmīra)に於て所謂五百羅漢等の協議

の結果編輯されたものを傳へられる所か

ら、この發智毘婆沙師の信奉者を迦濕彌

羅國の毘婆沙師とも迦濕彌有部師とも稱

するのである。勿論、此の發智論を毘婆沙

ければならぬ關係上、經に直接有部獨特の思想を求めると如きは無理である。

次に律には、名目の上からも内容上又は傳持傳説上からも、特に有部所傳のものと一緒に認められてゐるものが頗る多い。其の重なる有部律は、

十誦律(六十一卷)後秦、弗若多羅・羅什共譯

薩婆多毘尼毘婆沙(九卷) 失譯

薩婆多部毘尼摩得勒伽(十卷) 劉宋

僧伽跋摩譯

根本説一切有部毘奈耶(五十卷) 唐義

淨譯

根本説一切有部毘奈耶出家事(四卷)

唐義淨譯

根本説一切有部毘奈耶藥事(十八卷)

唐義淨譯

根本説一切有部毘奈耶破僧事(二十卷)

唐義淨譯

根本説一切有部毘奈耶雜事(四十卷)

唐義淨譯

根本説一切有部毘陀那目得迦(十卷)

唐義淨譯

根本説一切有部百一羯磨(十卷) 唐義

淨譯

根本薩婆多部律攝(十四卷) 尊者勝友

集 唐義淨譯

等が現存する。律も經と同様に、其の

本格的性質に於ては、佛陀制定の權威を何人にも首肯せしめ得る必要がある爲めに、共通のものである筈であるが、然し、律は經よりも一層各教團の日常生活に切實の關係を有する關係上、各部派所傳の上に、其の宗義のにじみ出てゐることも可なり濃厚である。殊に傳説上、分

派の動機をなすものが、耶舍の十非事の如く教團の實際生活に深き關係を有するものが多い點等より考察するも、この事は當然であらう。然し此は實際生活に關する禁戒・規則・制約等の擧示を主するも

のであるから、部派の特色の表明も極めて散發的である。

從つて、少くとも思想上、最も明確に部派の特色を知り得るものは、前述の如く、此の經と律との統一的解釋又は廣釋の任務を有する論部に求める外はないのである。

さて有部宗所依の論部と稱せらるゝものは、一口に言へば、六足發智の七論である。此等を俱舍論では本論と屢々通稱する。尙、此の外、重要な文献は、發智の逐次的廣釋なる大毘婆沙論と其の要領を示さんとしてものされたる諸種の綱要書等である。

此の中、六足發智七論中の六足論とは、  
一、阿毘達磨集異門足論 (Abhidharma-saṅgīti-pariyāya-pāda-sāstra) (二十卷) 尊者舍利子説 唐玄奘譯  
二、阿毘達磨法蘊足論 (Abhidharma-dharmasāskandha-pāda-sāstra) (十二

らうかといふ所謂部派攝屬の問題は、古くより専門學者の間に論議された問題であつて、俱舍論研究上難問題(名所)の一とさへされてゐる程である。斯る問題の起つた所以は、本論に於て著者世親が所謂法相を可なりに批判的に自由討究してゐる點に繋はる。然し一般に熟知されてゐる様に、本論は、何んとしても、説一切有部(Darvastivādin)の宗義、嚴密には毘婆沙師(Vaidhāsika)の宗義を明すにあつたことは、本論の定品の末文に、「迦濕彌羅國の毘婆沙師の阿毘達磨 (abhi-dharma 對法) を講ずることは、理善く成立せり。我れ多く彼に依りて對法の宗を釋せり。少しく貶量あるは、我が過失と爲す云云」と斷る所からも明であらう。

そこで問題となるのは、毘婆沙師の所謂、對法即ち阿毘達磨の宗とは何ぞや、換言すれば、説一切有部宗とは如何なる部宗にして、其の教の宗義は何ぞやといふことと、次に「少しく貶量せり」といふが、著者世親は如何なる立場に立ち何の宗義に據りて貶量せりや等とである。故に、以下、(一)毘婆沙師の宗義、(二)世親の著作と其の立場、(三)本論の内容(四)俱舍研究の方針、(五)本論の翻譯、(六)流傳の項目に亘つて今少しく本論を紹介して見よう。

## 二、毘婆沙師即ち説一切有部宗

### 所依の三藏と其の宗義

#### (イ)有部宗所依の三藏

特に、論藏に就いて

本論に於て毘婆沙師と言ふのは、即ち小乘二十分派史に於ける説一切有部宗、略して有部宗(又は有部)所屬の毘婆沙師を指す。従つて毘婆沙師の宗義とは、有部宗義を指す。毘婆沙師の中に、本論にも屢々紹介されてゐるが如く、迦濕彌羅國の毘婆沙師、健駄羅國の毘婆沙師、西

方の諸師などと稱せらるゝ者あるは、凡て説一切有部宗の宗義信奉者である。

然らば此の説一切有部宗は如何なる宗義を宣揚したのであらうか。此事を最も適確に知る爲めには、有部宗所依の論書を知るに越したことはない。こゝに蓋し、各部派は原則として各自教團所傳の經律論の三藏を有して居るべき筈である。その三藏の備うが、又この三藏の中、經は、其の本來の性質として各部派共通のものであるべきであるが、然し長き傳持の間には、種々の關係上自ら部派的色彩がその中に表れるもので、現存四阿舍の中でも、雜阿舍及び特に、阿舍の如きは、殊に有部的色彩が多い。

少くとも、大毘婆沙論・俱舍論等の引用の契經が多くこの二部に求めらるゝ點からも、こゝは必ずしも不當の考へではないが、ともかく經本來の性質としては、あくまで佛陀金口の說法の權威を表示しな



# 阿毘達磨俱舍論解題

## 一、總 說

阿毘達磨俱舍論(Abhidharma-kosaśāstra)は、略して俱舍論又は單に俱舍と通稱される。從來、本書は印度・支那・日本(三國)に亘つて、廣く佛教教義の研究上甚だ重要なものとされ、殊に性相學、又は法相の學としては、何の時代、何の宗派を問はず、少くとも明治の初期頃迄は、成唯識等と共に不可缺の科目として佛教學徒に課せられてゐたのであつた。古くは奈良朝時代には、奈良の六宗の一として重んぜられ、平安朝時代には其の研究の盛んなること、清少納言をすら驚かすに足るものがあつた。鎌倉時代に出で通佛教概論とし長く今日迄愛讀され來つた凝然の「八宗綱要」の中にも、八宗の隨一としてその最初に紹介されてゐる。

從つて三國に亘り其の註釋書・研究書並に關係書の多いことは、有部所屬の律(毘奈耶)をも併すれば、其の量數の上から見て、佛教三藏經中此の右に出づるものはあるまい。大正新脩大藏經の正藏に、毘曇部として攝せらるゝものは、此の中俱舍論關係の論藏である。瑜伽唯識關係の書籍は之に繼ぐ。

俱舍論が斯くも一般に重要さるゝに至つた所以は、勿論種々の理由があるけれども、其の重なる理由の一つは、特に支那日本に於ては、大乘思想研究上必要缺くべからざるものとされてゐるからであらう。性相學としての瑜伽唯識の研究には勿論のこと三論・天台・華嚴眞言乃至は其の他の宗旨の研究に於ても、殊に其の疏釋書の根本的理解となれば、假令、引

用さるゝ場合は概ね所破の對象としてに過ぎぬけれども、俱舍論教義の理解なくしては達せられぬ點が少くないからである。但しかゝる意味に於いて俱舍論が研究されたのは、多くは、本論が廣く小乘佛教思想の代表的論書としてあり、いはゞ消極的であつた。然るに近時佛教の史的研究の發達と共に、本論が佛々義發展史上に於ける重要な役割を演じてゐることも漸く省みられるに至つたので、現在に於ても其の研究は必ずしも等閑に附されてゐる譯ではない。反つて一部の學者には進んで積極的に研究され究明されつゝすらある。

さて一概に小乘佛教と言つても、その中には、阿含・律は之を除くとしても、所謂小乘十八部又は二十分派があつて甚だ複雑であるが、此の中、俱舍論は果して何の部派の宗義を主として説き、如何なる思想を主として明さんとしたものであ



第三項 二十心とは如何

三六

第四項 二十心の相生

三七

第五項 諸種の作意と聖道との相起關係

三七

第六節 十二心中・續善・退・生位初得の心數に就きて

三九

第四項	異熟果と業との時間的規定	二七六
第八節	六因と三世との關係	二七六
第九節	五果	二七九
第十節	六因と五果との關係	二八〇
第十一節	五果の細相	二八二
第一項	異熟果	二八二
第二項	等流果	二八三
第三項	離繫果と土用果	二八四
第四項	増上果	二八四
第十二節	六因の取果と與果	二八四
第一項	取果と與果との相	二八四
第二項	同類因の取果與果に就きての四句分別	二八五
第三項	取果と與果との意義及び異熟因の取果與果	二八七
第十三節	九果說	二八九
第十四節	法と因との關係	二八九
第八章	六因四緣(其の二)(卷七)	二九七
第一節	四種の緣	二九七
第二節	四緣の作用	三〇五
第三節	諸法の緣生に就きて	三〇六
第四節	特に大種と所造との相互關係	三〇〇
第五節	等無間緣としての心心所相互の相生關係	三〇三
第一項	三界十二心	三〇三
第二項	十二心の相生	三〇三

第七節 無想果……………二〇九

第八節 無想定……………二一〇

第九節 滅盡定……………二一一

第十節 無想定と滅盡定との異同……………二一六

第十一節 命根……………二二二

附 論一、壽と死……………二二五

附 論二、壽の隨相續轉なると一起便住なるとに就きて……………二二五

第十二節 生住異滅の四相……………二二九

第一項 四本相……………二二九

第二項 四隨相……………二三二

第十三節 名句文……………二三三

第十四節 不相應行法の諸門分別……………二三七

第七章 六因四緣論(其の一)(卷六)……………二五三

第一節 六種の因……………二五三

第二節 能作因……………二五三

第三節 俱有因……………二五三

第四節 同類因……………二六〇

第五節 相應因……………二七〇

第六節 遍行因……………二七二

第七節 異熟因……………二七五

第一項 異熟因總説……………二七五

第二項 異熟因の種々相と同一果……………二七五

第三項 處・世・念に約しての異熟業の種類と其の果……………二七七

第二節	特に色法の俱生	一六
第三節	心・心所・心不相應三法の俱生	一三
<b>第五章 特に心所法論</b>		
第一節	心所法とは如何	一三
第二節	大地法	一三
第三節	大善地法	一四
第四節	大煩惱地法	一四
第五節	大不善地法	一七
第六節	小煩惱地法	一七
第七節	心所法の俱生の數に就きて	一七
第一項	欲界諸心所の俱生	一七
第二項	色無色界の諸心所の俱生	一七
第八節	類似心所の差別	一七
第一項	無慚と無愧及び慚と愧並に愛と敬とに就きて	一七
第二項	尋と伺並に慢と憍とに就きて	一八
第九節	心所法の異名	一八
<b>第六章 心不相應行法</b>		
第一節	心不相應行法とは何ぞ	一八
第二節	得と非得	一八
第三節	得の諸門分別	一八
第四節	三世の諸法と三世の得	一九
第五節	非得の四門分別 附、大得・小得等の論	一九
第六節	同 分(卷五)	一九



分別根本本品第二(二三七)(卷三)..... [二四—三九]..... 二四

本論第二篇 根 品..... 二四

第一章 根..... 二四

第一節 根の意義..... 二四

第二節 根の立て方に關する疑問と根建立の根本的要件..... 二九

第三節 諸根の説明..... 三三

第二章 二十二根の諸門分別..... 三六

第一節 有漏・無漏門..... 三六

第二節 異熟・非異熟門 附、留捨壽行論..... 三八

第三節 有異熟・無異熟門..... 三九

第四節 三性門..... 三九

第五節 界繫門..... 三九

第六節 三斷門..... 三九

第三章 二十二根と得成就..... 四〇

第一節 三界初生位初得の異熟の根數に就きて..... 四〇

第二節 三界死位に滅する根に就きて..... 四三

第三節 四沙門果は二十二根中の幾根にて得するや..... 四三

第四節 根の成就に關する二十二根相互の關係..... 四六

第五節 根成就の極少なると極多なるに就きて..... 四六

第四章 諸法の俱生論(卷四)..... 四六

第一節 諸法の五品(五位)と其の俱生に就きて..... 四六

第二節	界繫門(十八界の法と三界との關係).....	二
第三節	有漏・無漏門.....	三
第四節	有尋・有伺門.....	六
第五節	三種分別と五識身無分別論.....	七
第六節	有所緣・無所緣・有執受・無執受分別.....	六
第七節	大種と所造法並に極微可積集法と非積集法の分別.....	七
第八節	能斫所斫・能燒所燒・能稱所稱の三門分別.....	七
第九節	異熟生・所長養・等流・有實・刹那の五類分別.....	七
第十節	得成就門.....	七
第十一節	内外門.....	七
第十二節	同分彼同分門.....	八
第十三節	三斷門.....	八
第十四節	見非見門.....	八
第十五節	附論第一 一眼見二眼見論.....	八
第十六節	附論第二 根と境との接觸不接觸.....	九
第十七節	附論第三 根と境との量的關係.....	九
第十八節	附論第四 諸根の極微に關する諸問題.....	九
第十九節	附論第五 六識の所依根に關する時間的規定.....	一〇
第二十節	附論第六 生識の緣としての根のみを所依と名づけ境は非らざる所以.....	一〇
第二十一節	附論第七 識の名の由來.....	一〇
第二十二節	附論第八 認識問題に關聯しての根境識身四の地的規定.....	一〇
第二十三節	識所識・常無常・根非根の三門分別.....	一〇

第七節 色の意義……………三

第八節 十處及び十界の建立……………三

第九節 受・想・行三蘊と法處・界の建立……………三

第十節 識蘊及び意處七界の建立と三科配當……………六

第十一節 特に意界及び十八界の建立に就きて……………元

第三章 三科分類に就きて……………三

第一節 一切法の相攝及び其の規準……………三

第二節 十八界の體に就きて……………三

第三節 蘊・處・界の名義及び其の各々の假實論……………三

第四節 蘊・處・界建立の理由……………元

第五節 特に五蘊の分類に就きて―受・想別立の理由……………元

第六節 五蘊と無爲法……………三

第七節 五蘊の順序……………三

第八節 處界門に於ける次第―特に六根に就きて……………三

第四章 三科分類餘論……………三

第一節 色處と法處……………三

第二節 法蘊の五蘊所攝に就きて……………三

第三節 八萬四千の法蘊の量……………三

第四節 諸の蘊の自相と三科所攝分別……………三

第五節 六界中の空界と識界に就きて……………三

第五章 十八界法の諸門分別(卷二)……………三

第一節 有見・無見、有對・無對、善・不善、無記門……………三

目次

阿毘達磨俱舍論（全三十卷中 自卷第一 至卷第七）

（本丁）

〔一—三九〕

俱舍論解題及び七十五法名目改訂増版の序

〔一—二〇〕

分別界品第一（二—二）（卷一）

〔一—二三〕

（通頁）

總序

一

本論第一篇 界品

六

第一章 諸法の有漏・無漏及び有爲・無爲分別

六

第一節 有漏法及び有漏の意義

六

第二節 無漏法及び無漏の意義

七

第三節 特に三無爲に就きて

七

第四節 有爲法及び其の異名

一〇

第五節 有漏の異名

一一

第二章 五蘊・十二處・十八界論

三

第一節 色蘊總論

三

第二節 五根

三

第三節 五境

四

第四節 特に眼等の五識と五境との認知關係

一八

第五節 無表色

一九

第六節 四大種

二



## 改訂増版に際して

本國譯俱舍論が増版を必要とされるに至つたことは、廣く學界の爲めに慶賀に堪えない。今や俱舍論關係のものとして殘存する唯一の梵本、稱友 (Yasomitra) の俱舍釋論の出版も、已に吾が斯界の長老荻原博士の偉大なる努力に依りて全部完了し、其の上、西藏譯の俱舍本論も比較的容易に參考し得るに至り、本論の研究も漸く本格的になつた。然るに彼の稱友の釋論の邦譯の業績半途にして、舊臘荻原博士が他界なされたことは、眞に痛惜の至りである。謹んで衷心より追悼の意を表したい。

さて、私は兼てより若し此の國譯が増版される機會あらば、舊版の不備を出來得る限り訂正したいと念願してゐたのであつたが、丁度、此の増版の議が持出された時は、私の身内に不幸が重つたときである上、恰も學年末であつたので、親しく充分之を檢討するの暇を有しなかつた。幸、洋大に於ける私の俱舍本論の演習に一昨年春以來引續き參加されてゐた古田紹欽、佐藤健次郎、立上愛子の三文學士が、私の事情を知つて自發的且つ献身的に校正校訂の勞に當らんこと約し、且つ熱心に之を遂行された。尙、其の上、最初よりの御約束の本國譯俱舍の總索引も、此等三君の異情の努力の下に出來上つたから、之を通し頁として、最後の卷末(毘曇部二十六ノ下末)に附し、且つ最後に附した。解題を初卷の劈頭に廻はすことにした。此の總索引は之を註記と照合すれば、同時に大毘婆沙論二百卷(毘曇部七——十七)の小索引にもなり得るから、活用すれば餘程便利であらうと思ふ。

私も三君の成績に一度目を通し多少の手入もしたけれども、此の版が改訂と言ふ名目を冠し得るに至つたことは、一重に以上三君の努力の賜物に外ならぬ。茲に附記して、深甚の感謝を捧げたいと思ふ。

昭和十三年四月二十日

大倉精神文化研究所にて

西

義

雄

識す

終頼達された上に、校正に於ても時日の切迫上、私自身が全部に目を通し得なかつたに對して初卷に關する限り其の重任を果されたのであつた。

茲に慎んで此等の方々に衷心より感謝の意を表する。

佛誕二千五百一年三月

譯者 西 義 雄 識

(5) 註釋中に用ひし略字は左の如し。

婆沙 〓 大毘婆沙論

舊譯 〓 眞諦譯阿毘達磨俱舍釋論

正理 〓 阿毘達磨順正理論

光記 又は 光師 〓 普光著俱舍論記

寶疏 又は 寶師 〓 法寶著俱舍論疏

稱友 = Yasamitra's Abhikharṇamakosāvyākhyā

右の如き方針に依つて萬全を期したけれども、時日の逼迫の爲めもあつたので、思はざるの見落しや過誤も少くないであらう。江湖の篤學者の御是正を得ば幸甚である。

### 國譯に際しての所感

斯くして、本國譯が世に出るは至つたのは一重に諸先學、故木村泰賢博士、荻原雲來博士、並に私の古典的教相學上の師、加藤精神大僧正、特に梵文に關して種々御高教を賜はつた宇井伯壽博士、其他先輩同學、及び私の種々なる氣儘を許された大東出版社々主岩野眞雄氏及び社員譜氏等の陰に陽にの御援助の賜物である。

特に、俱舍論の如き重要な論部の國譯の重任を、本國譯企畫の最初から若輩私の如きものに擔當せしめられたのは、正しく恩師木村先生の御推薦に因る。

然し此の成績が果して御期待に添ひ得たる否や、甚だ疑懼の念を無きを得ない。

尙、文學士宮田菱道君は此の國譯の最初より種々なる援助を惜しまれなかつたし、奥村貞夫君は魯鈍なる私を始

に、尙、前述のブサン氏の佛譯の註記に據りて、俱舍頌文の梵文を附加した。頌文の上に附した番號は、此ブサン氏の譯本に随つたので、荻原雲來博士出版中の稱友の原文の番號と一二個所相違した所があるが、然し大體の見當文は、之に據つて附け得るであらう。此の譯文は全文附して原稿に迄書いたのであるが徒らに註釋の龐大を恐れて、之を割愛した。

(3) 譯文中、新しい表現の語を用ひた處もあるが、凡て此等は、佛敎的意味として許さる範圍に於て使用したもので、必ずしも西洋哲學的概念を附しての用法ではない。

(4) 本譯註中援用せる参考書としては、上述の諸書の外に、必要に應じて稱友釋・寶疏・稽古等を用ひた。特に恩師木村先生が、荻原博士と共に力譯された俱舍論の前國譯には負ふ處が頗る多い。前國譯は特に恩師の力作である上、先學の努力を援用することは、俱舍註釋書從來の習慣でもあり、且つ其の間理長爲宗を旨とすることも亦、世親の俱舍編輯以來の方針とも許されてゐる程であるから、私は敢えてこの援用法を擇んだ譯である。随つて、一行一句も亦、理長爲宗の精神に基いて取捨せざるものとはなかつた。勿論、本註釋にして若し取るべき點ありとせば、凡て此等先學の功績に歸せられねばならぬ。

### 三、其の他

(1) 假名づかひは、出来る丈之を一定せんとした。然し今、用例を掲ぐることは之を省略する。

(2) 解題も今少し精しく、且つ簡單なる圖記等も附したかつたが、凡て出版の關係上、之を省略した。

(3) 索引は實用の上から見て全巻を通じ一纏めにして最後の卷に附することゝした。

(4) 梵文頌文の *Stoka* の初字は通じて小文字にしたが、一字行を下げることに依つて其區切を明した。



は、斷じて譯述を進めないことにした。従つて従前の教相家の讀方を尊重しながらも、亦、決して之にのみ従はなかつた點の尠なからぬことは、豫め之をお斷りして置く處である。因みに、譯文中「」に抱ける部分は、國譯上必要と思はるる文句を特に補つたのである。

二、註釋に就きては、上段に於て所謂大見出し小見出しを附し、下段に意味解釋を中心の細註を附した。其の主目的は

(一)先づ俱舍論初學者が、支那以來重んじられた本論の傳統的正確解釋を得るの手引きともなれかしと念願したからである。従つて専門學者に取りては冗長又は重複と思はるゝ點も少くないであらうが、此難はあく迄甘受する決心であつた。

(二)又、進んでは、研究者の参考にもと考へたので、本文引用の經説は能ふ限り、之が典據を大正藏經に依つて示し、更に、各節の初頭に於て、大毘婆沙論の相應個所の指示に力め、更に、舊譯即ち眞諦三藏譯俱舍論、及び衆賢論師の順正理論、普光師の俱舍論記の相當個所をも附することゝした。此の中、婆沙論は恩師木村泰賢博士御指導の下に、親友坂本學士と共に、本國譯中に已に譯了した(毘曇部七より十七迄)ので、此を用ひることゝした。正理も已に赤沼智善師に依り譯了されてゐる上、元來、正理そのものの組織が本論に追隨するものなるが故に、唯、其の卷數のみを指摘するに止め、婆沙舊譯は大正藏第二十八卷に、普光の所謂光記は同第四十一卷に據りて、其の頁數等を示した。(但し光記は俱舍と卷數同じき爲め最初は之を省略する方針であつたが、三卷頃より之をも附した。此が統一を期せんとしたが、出版時日の迫つた爲め之を作し得なかつたことをお斷りして置く)。此の四書を撰んだ所以は此等が、舊譯以外は傳統的に視て比較的重要され來つたが爲めに外ならぬ。此の外

## 凡 例

### 本國譯の方針に就きて

俱舍論は從來、殊に支那日本に於ては、所有る佛教々學の基礎學として重要視せられた。

廣く言へば唯識學には勿論のこと、三論・天台・華嚴・眞言等の如き、更に淨土教等に於いてすら屢々陰に陽に重要な役目を演ずるものとして、少くとも明治初年頃迄は、佛教學研究の必須科目の一として研究者に課せられたものである。従つて我が日本に於ても俱舍學の研究は驚くべきほど盛んであり、此れに關する著述も、亦、非常に多い。近時亦、古書の發見、及び稱友(Yasomitra)の阿毘達磨俱舍釋論(Abhidharmakośavyākhyā)の校訂出版、國譯及び西藏譯俱舍論の出版、研究等あり、西洋に於ても、De le Vallée Poussin 氏の支婁譯俱舍論の佛譯が已に早く完成されてゐて、本論の研究は益々盛んとなつた。

今、私が本論を譯註するに際しても、此等の研究の全成果を参照しつゝ徹底的になすべきことは、私の最初よりの希望でもあり、亦、當然學者としての責任でもあつたが、本國譯が豫約物である關係上、かゝる廣汎な研究に没頭することが許されなかつたので、已むなく次の如き限定的方針の下に之を譯註することとした。

一、本文の國譯に就きては、支婁譯を出来るだけ忠實に、且つ明瞭適確に譯出すること。

但し、古來より難解なる個所、所謂名所の多くを有する俱舍論なるが故に、其の徹底を期することは必ずしも容易でなかつたが、少くとも私自身としては、一文一句と雖も意味不通の個所は、一應法相學的に之を會通し得る迄



毗  
曇  
部  
二十五

西  
義  
雄  
譯





CHENG YU TUNG  
EAST ASIAN LIBRARY  
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY  
130 St. George Street  
8th FLOOR  
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版







